特許庁
JAPAN PATENT OFFICE

特許行政年次報告書

2019年版

冒頭特集

知財の視点から振り返る平成という時代

コラム

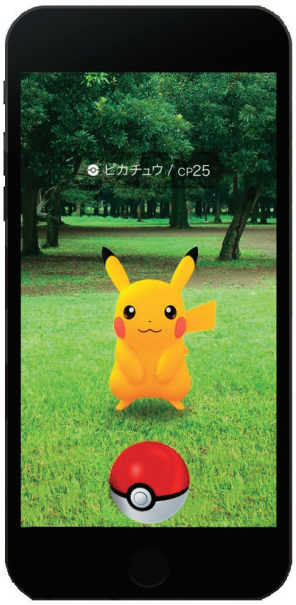
スタートアップFiNCの知財戦略
FiNC 溝口勇児氏

大学研究者の責務であり本来業務とは？
東北大学 遠藤哲郎教授

巨象Appleをひれ伏させた個人発明家 齋藤憲彦氏

新技術と知的財産保護とが共存する社会へ
ソニー創業者 盛田昭夫氏



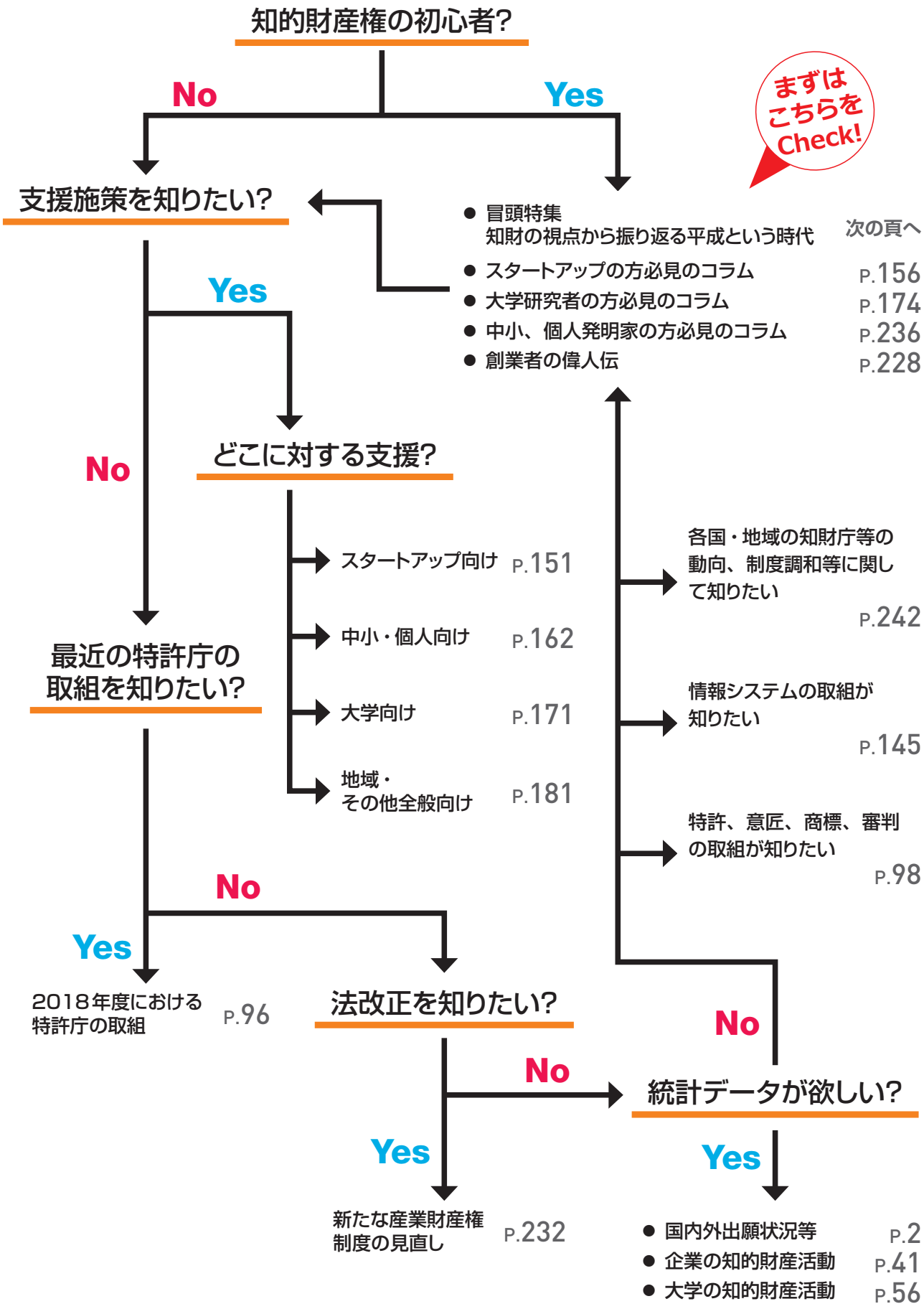








特許行政年次報告書は特許庁ウェブサイトに掲載しております。
https://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/gyosenenji/index.html


知的財産権の初心者?
No
Yes
まずはこちらをCheck!
支援施策を知りたい?
Yes
No
どこに対する支援?
スタートアップ向け P.151
中小・個人向け P.162
大学向け P.171
地域・その他全般向け P.181
最近の特許庁の取組を知りたい?
Yes
No
2018年度における特許庁の取組 P.96
法改正を知りたい?
Yes
No
新たな産業財産権制度の見直し P.232
統計データが欲しい?
Yes
No
● 国内外出願状況等 P.2
● 企業の知的財産活動 P.41
● 大学の知的財産活動 P.56
● 冒頭特集 知財の視点から振り返る平成という時代 次の頁へ
● スタートアップの方必見のコラム P.156
● 大学研究者の方必見のコラム P.174
● 中小、個人発明家の方必見のコラム P.236
● 創業者の偉人伝 P.228
各国・地域の知財庁等の動向、制度調和等に関して知りたい P.242
情報システムの取組が知りたい P.145
特許、意匠、商標、審判の取組が知りたい P.98

知財の視点から振り返る平成という時代



平成の31年間で技術は大きく進歩し、私たちの生活を変えた。
ガソリンからハイブリッド、そして今や電気モーターで動く自動車へ。
よりクリーンなエネルギーを使う、人に優しい自動車へと進化している。
ゲームは据え置き型からモバイルへ。
そして平成初期に登場した携帯電話機はスマートフォンになり、
新しいコミュニケーションのスタイルを次々と生み出している。
そして、こうした技術を支えたのが特許や意匠などの知的財産権だ。
平成の時代にヒットした商品と技術の歴史を、ここでは知財という視点から振り返ってみる。
（特集制作：日経BP総研）





@2018Nintendo
（写真：任天堂、KDDI、トヨタ）

INDEX

1 自動車編 …… p.ii
2 ゲーム編 …… p.vii
3 携帯電話機編 …… p.xiii

表紙写真：©2016-2019 Niantic, Inc. ©2016-2019 Pokémon. ©1995-2019 Nintendo / Creatures Inc. / GAME FREAK inc.

1 自動車編

平成31年間の自動車のヒット・トレンドは、世相との連動がはっきりとみてとれる。

日経平均株価が過去最高の3万8915円を付けたのは1989年（平成元年）の年末12月29日だった。バブル景気が国内を覆っていたこのころ、自動車の分野でも高級車やスポーツカーがヒット商品となっていた。自動車メーカーはこぞって、高級者やスポーツカーを発売し、それぞれ話題を呼んでいた。

3ナンバーの高級車ブームの象徴として「シーマ現象」とまで言われた日産の「シーマ」がヒットしたのは平成直前の1988年のこと。翌年（89年）日産はさらに上位の高級車として「インフィニティ」を発売し、トヨタは高級車専用ブランド「レクサス」を米国で立ち上げた（国内は2005年以降発売）。

一方で、平成元年はスポーツカーの年だったともいえる。日産の8代目スカイラインや4代目フェアレディZが登場したのに加え、マツダがスポーツカーのユーノスロードスターを発売したのも1989年。ホンダも800万円～1000万円前後のスポーツカーNSXの発売を発表した（発売は翌90年）。

それまでの、安価で壊れにくくコストパフォーマンスに優れた日本車という範疇を超えて、各社がラグジュアリーで尖った付加価値を模索した時代だった。

ところが、90年代に入ってバブル経済の崩壊とともに、自動車に関するニーズも大きな変化を迎えることになる。続いて訪れたのは徹底した節約と実用の時代だった。その象徴ともいえるのが95年（平成7年）に発売された8代目カローラだった。91年に発売された7代目が金メッキを施したハーネスや豪華な内装など“プチバブル仕様”だったのに対して、8代目は一転、部品点数を減らした質素な作りの仕様となった。

カローラに象徴されるように、平成半ば以降の自動車には低価格と実用性が強く求められるようになってきた。平成半ば以降、それまで各車種の中心的存在だったセダン型ボディの人気が低くなり、空間の快適性と多くの荷物を運べる利便性、また使用目的によってシートのレイアウトが変えられるSUV（スポーツ・ユーティリティ・ビークル、Sport Utility Vehicle）の人気が高まってきた。その先べんをつけたのが1996年（平成8年）にヒット商品ランキング入りしたホンダのRVシリーズだ。RV（レクレーショナル・ビークル）はSUVと同じくスポーツ多目的車と呼ばれるジャンルのボディ形状を持っている。

ハイブリッド車の登場

1997年（平成9年）、こうした実用一辺倒の市場ニーズが高まるなかで登場してきたのが世界初のハイブリッド車、トヨタの初代「プリウス」だった。ガソリンエンジンと電気駆動を実現するモーターを両方搭載しており、従来のガソリン車に比べ圧倒的な燃費性能を持ち、環境負荷の低減にも役立つことから、カリフォルニア州の厳しい環境基準をクリアした当時唯一のガソリン車として、脚光を浴びた。

環境問題に関心の高いハリウッドスターが推奨したことから、環境対応の側面がブランディングされたが、後のEV開発や自動運転につながる新しいエレクトロニクス、コンピュータ技術が数多



1989年（平成元年）にマツダが発売したユーノスロードスター
（写真：マツダ）

く採用されていた。

周到、綿密に張り巡らされた特許戦略により、ハイブリッド車の分野は、しばらくトヨタの独擅場が続いた。ただ、発売当初はその割高な価格と複雑な機構を採用したゆえ供給不足もあり、当初は一気にヒット商品に上り詰めるまでには至らなかった。

2003年（平成15年）に発売された2代目プリウスは、大型化して実用性を高め、価格も抑えた。燃費の良い自動車の取得や維持に対して税額を下げる低排出ガス車認定制度、いわゆるエコカー減税が後押ししたこともあり大きなヒット商品となった。さらに2009年に発売した3代目プリウスは、同年6月の新車販売台数ランキングで首位を獲得すると、2010年12月までの19か月連続で首位を獲得。国民車としての地位を不動のものとした。3代目プリウスに搭載されたハイブリッドシステムは、90%以上の部分を新開発して軽量・小型化・低コスト化を実現したもので、このシステムはのちにトヨタ自動車のさまざまな車種のハイブリッド化に貢献する。

トヨタに続いてホンダもハイブリッド車の「インサイト」を2003年に復活させこれもヒット商品となった。両メーカーはその後もハイブリッド車のラインナップを徐々に増やしていき、燃費の良い自動車の代名詞として市場に定着した。

ハイブリッド車が定着していく中、ガソリンエンジンの技術を鍛え上げることに注力したマツダは、平成29年画期的なガソリンエンジンSKYACTIVE-Xの開発に成功した。SKYACTIVE-Xとは世界初の「圧縮着火」方式のガソリンエンジンであり、このガソリンエンジンを採用したMAZDA3は平成30年に公開された（発売は令和元年）。MAZDA3は、最も優れるグレードで欧州複合モード燃費が23.3km/リットルを実現した。

ハイブリッド車のヒットは、ガソリンではなく電気で動くモーターを主動力とする電気自動車の登場も誘発した。ハイブリッド車と並んで将来の市場を牽引すると期待されたのが、電気自動車（EV）である。エンジンではなく、モーターを動力とし、ガソリンではなく、電気をエネルギーとして走行する電気自動車は、自動車市場の根底を変えるポテンシャルをもっている。日本では三菱自動車が、2006年にi-MiEVを発表、2009年（平成21年）から量産化に踏み切った。これに続き、日産が2010年（平成22年）に電気自動車リーフを発売。2017年（平成29年）にフルモデルチェンジした。

世界的に進むEVシフト

また、三菱自動車は、一般的なハイブリッドよりも大容量のバッテリーを搭載し、外部からの充電が可能なプラグイン・ハイブリッドとして国産初のSUVとなる「アウトランダーPHEV」を2018年（平成30年）に発売した。

2017年（平成29年）に、パリ協定の遵守に向け、フランスとイギリスが2040年までにガソリ





世界最初の量産ハイブリッド車となったトヨタの初代「プリウス」と「3代目プリウス」（写真：トヨタ）



2019年に発売したMAZDA 3（写真：マツダ）



2008年（平成20年）から量産化された初代i-MiEV
（写真：三菱自動車）

ン車とディーゼル車の販売を禁止する方針を表明、大気汚染問題が深刻な中国もEVシフトを念頭においた政策を発表している。このEVシフトを軸とした省エネ対応と自動運転技術の進展が、今後の自動車産業の基盤を大きく変えていく可能性がある。

トヨタが、2019年（平成31年）、トヨタがハイブリッドにかかわる技術を無償公開すると発表し、業界を驚かせた。ハイブリッド技術の更なる普及とコストの低減を進める戦略的な狙いがあるとみられている。

平成の後半から始まったこうした自動車のエレクトロニクス化は、動力に関するところばかりでなく、大きく2つの方向で自動車を進化させることになった。1つは将来の自動運転制御をにらんだ、運転サポート技術。もう一つはICT・クラウドと連携した情報化・インテリジェント化の方向である。

走る、止まる、曲がるといった自動車の基本的な機能について、現在に至るまで事故の低減を目指した制御技術が各社から登場している。2008年（平成20年）に登場したスバルの「アイサイト」はステレオカメラの技術を使って車の前方の歩行者などの対象物を判別し、自動的にブレーキをかける仕組みである。日産の「プロパイロット」は、高速道路などで、車線の中央を検知しながら前の車との距離を保ちながら自動追尾できる。動力制御とハンドル制御の両方を行うもので自動運転のレベル2に相当する。この技術を搭載した日産の「セレナ」は2016年（平成28年）、大きなヒット商品となった。

こうした画像センシングと動力やハンドル制御の組み合わせは、駐車場の枠内などにスムーズに停めることをアシストする自動駐車の仕組みも実現することになった。

自動車とスマートフォンの連携では、位置情報とスマホの音声入力機能を利用したナビゲーションの進化や、自動車とスマートフォンの間の通信機能を利用して、自動車から離れた場所でも自動車の状態をモニターできる機能などが提供されるようになった。

5Gがもたらす進化

日本でも2020年（令和2年）から商用化が始まる第5世代移動通信システム（5G）の普及を前提により、自動車関連の技術は、自動車の枠を超えて更なる進化が見込まれる。ICTを活用してクラウドに統合されるコネクテッド化が進み、AIが自動車の運行を管理する自動運転やカーシェア、配車サービスなどが実現する。自動車がモビリティとして他の交通機関と共通のITプットフォームに統合され、モノではなくサービスとして提供される「MaaS（Mobility as a Service（＝サービスとしての移動手段））の世界が到来すると言われている。2018年（平成30年）1月、トヨタがMaaS専用次世代電気自動車と銘打った「e-Palette Concept」を発表したように、今後、単なる移動手段としての車ではなく、自動車の枠を超えた進化が見込まれるMaaSがヒット商品となる未来も遠くないのかもしれない。

図 1-1　トヨタ　ハイブリッド電気車両の分類の特許出願件数

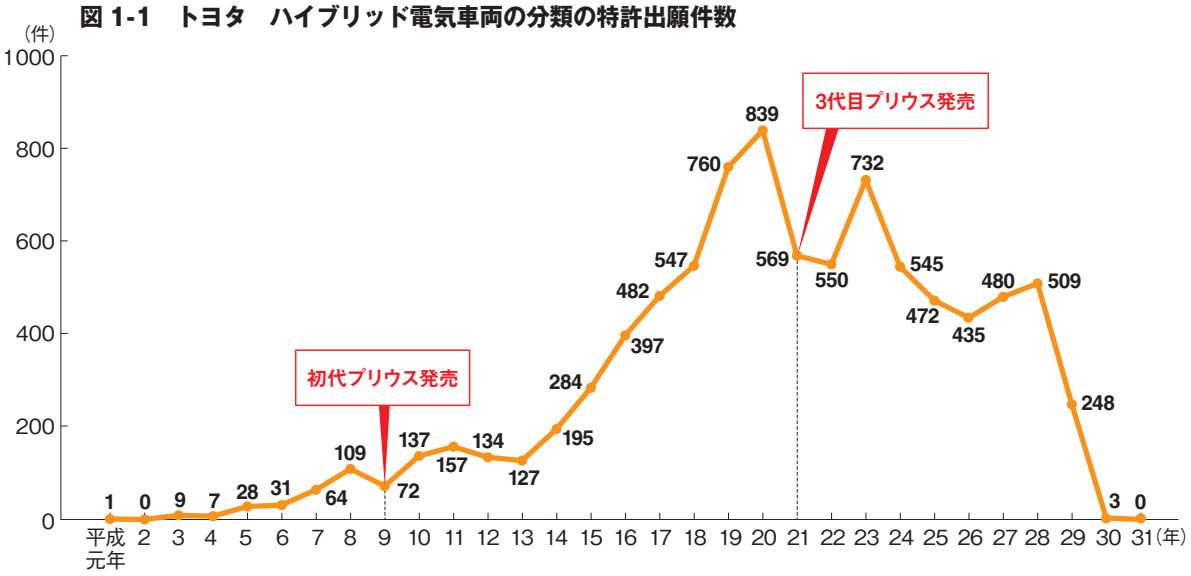


図 1-2　日産　車両の電気的な推進・制動 - 一般車両の分類の特許出願件数

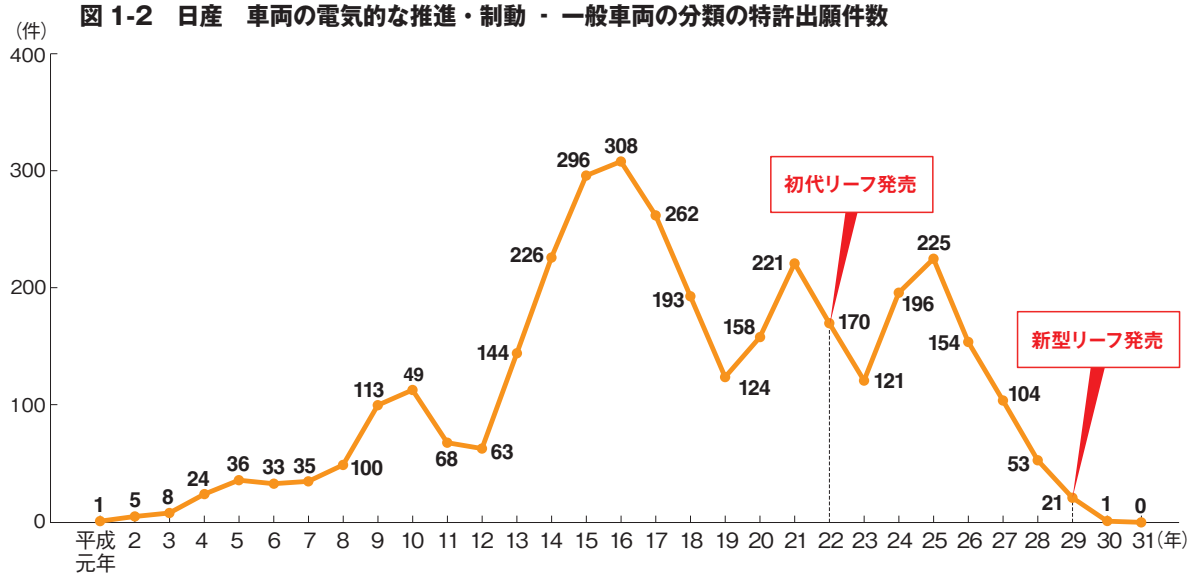
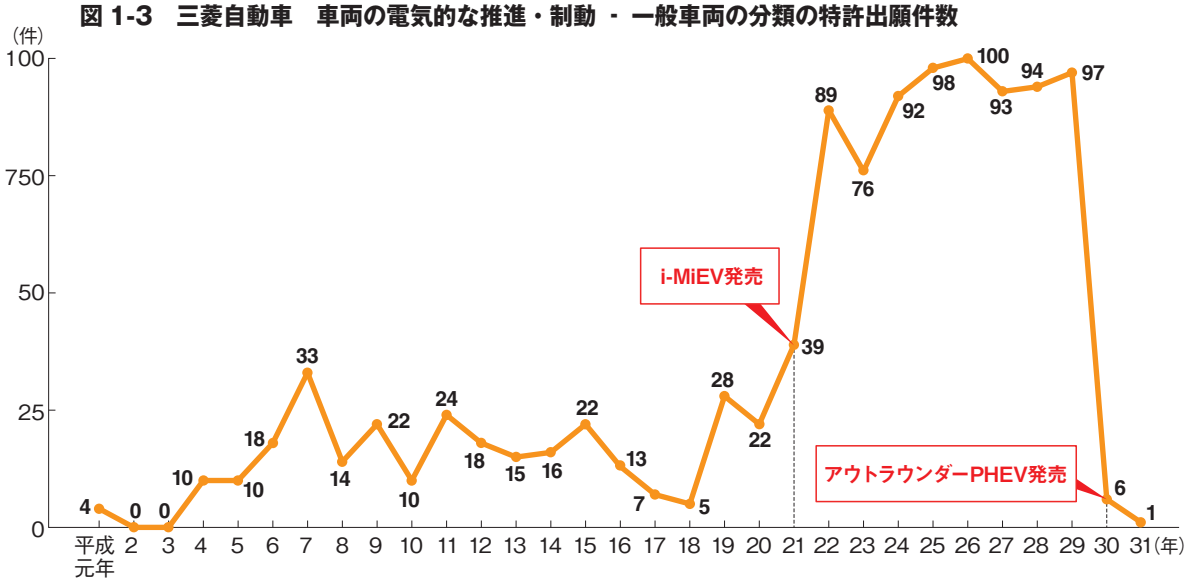


図 1-3　三菱自動車　車両の電気的な推進・制動 - 一般車両の分類の特許出願件数



自動車編　平成ヒット商品と特許出願データとの相関の分析

平成のヒット商品と知財の関係について、ハイブリッド車、EV車に注目して見てみよう。図1-1は、トヨタのハイブリッド車のFターム分類として3D202が付与されている特許出願件数の推移を示したグラフである。

特許出願件数の推移とヒット商品との相関について分析してみると、トヨタのハイブリッド車に関する特許出願は初代プリウスが発売される直前である平成8年までは堅調に増加していることが見て取れ、3代目プリウスが発売される直前である平成20年にも特許出願件数がピークであることが見て取れる。特に平成21年に発売された3代目プリウスは各段に進化させたハイブリッドシステムを備えており、平成20年のピークの特許出願件数からもトヨタがハイブリッドシステムの開発に力を入れていたことが伺える。

次にEV車についての特許出願データを見てみよう。

図1-2は、日産の車両の電気的な推進・制動（EV車ハイブリッド車）のFターム分類である5H125AA01が付与されている特許出願件数の推移を示したグラフである。

特許出願件数の推移とヒット商品との相関について分析してみると、日産のEV車に関する特許出願は初代リーフが発売となる6年前にピークとなり、新型リーフが発売となる4年前にピークとなっていることが読み取れる。初代リーフが発売される平成22年までには多くもの特許出願がなされていることからも、初代リーフは日産のEV車に関する技術が詰まったものであることが伺える。

また、本統計データのデータ抽出に利用しているFターム分類はハイブリッド車に関する技術も含むものであるところ、平成28年に発売となり、平成29年にヒット商品となったノートe-POWERなどの技術も含まれる点留意されたい。

図1-3は、三菱自動車の車両の電気的な推進・制動（EV車ハイブリッド車）のFターム分類として5H125AA01が付与されている特許出願件数の推移を示したグラフである。

特許出願件数の推移とヒット商品との相関について分析してみると、三菱自動車の特許出願はi-MiEVが販売となる2年前にピークとなり、アウトランダーPHEVが販売となる4年前にピークとなっている。また、平成後期においてEV車に関する特許出願を毎年100件弱行っていることからも、三菱自動車は車両の電気制御の技術の開発に力を入れていることが伺える。

また、本統計データのデータ抽出に利用しているFターム分類は車両の電気的な推進・制動に関する技術も含むものであり、三菱自動車のハイブリッド車の技術も含まれる点留意されたい。

以上の分析のように、ヒット商品が販売される数年前には、ヒット商品と関連のある特許技術が出願されていることが見て取れ、各社が力を入れ始めている技術を追うことも可能であると言える。

最後に、令和時代に来ることが期待されている自動運転に関する特許技術について紹介してみる。特開2018-106757号公報はgoogle傘下のWaymoの公開特許公報であるが、この公報には、天候や地図情報等を用いて手動運転モードから自律走行モードに切り替える機能を備える自律走行システムに関する発明が記載されている。

今後、このような特許出願が増えていき、自動運転に関する技術が熟成していけば、安全運転に係る監視、対応をシステムが行うレベル3に相当する自動運転技術を備えた車が実用化される未来も遠くはない。

2 ゲーム編

平成31年間の家庭用ゲーム機のヒットの歴史をたどると、半導体性能の進化やインターフェース、ネットワークなどの技術の進化が反映されているとともに、そのときどきの人々の生活スタイルのなかのニーズやブームまで見て取れる。

家庭用ゲーム機の変遷をヒット商品となった代表的な商品とともに見ていこう。

平成の幕開け平成元年（1989年）にヒット商品となったのは携帯ゲーム機の「ゲームボーイ」。1980年代初頭に電卓から派生したゲーム＆ウオッチを進化させたようなモノクロ画面を持つゲーム機だった。

すでに据え置き型のファミリーコンピュータ（ファミコン）が市場に定着していたなかでも大きなヒット商品となり、全世界で累計1億台以上売れた。平成を通じて売れたゲームキャラクターやゲームの原点ともなっている。

新しい時代の幕開けを告げる平成の初期の家庭用ゲーム機の代表機種は1990年（平成2年）11月に発売された任天堂の「スーパーファミコン」と1994年（平成6年）12月に発売されたソニーの「プレイステーション」である。

スーパーファミコンは、1983年に発売されたファミコンの後継機種で、16ビットのCPUを持ち、コントローラには十字型のカーソル移動キーとボタンの組み合わせが踏襲された。ファミコンでキラーコンテンツとなった「スーパーマリオブラザーズ」のキャラクターがカーレースを繰り広げる「スーパーマリオカート」が人気のコンテンツとなった。

スーパーファミコンは売れ続け、発売翌年の1991年にもヒット商品ランキングに取り上げられるほどの人気だった。



平成元年（1989年）に発売し、携帯ゲーム機の先駆けとなったゲームボーイ
（写真：任天堂）



1994年（平成6年）に発売された初代の「プレイステーション」は、1億台の大ヒットに
©2012 Sony Interactive Entertainment Inc.

カセットからCD-ROMへ

ファミコン、スーパーファミコンと任天堂の独壇場だった家庭用ゲーム機市場に構造変革をもたらしたのが、ソニー・コンピュータエンタテインメント（当時。現在はソニー・インタラクティブエンタテインメント）の「プレイステーション」である。高速のグラフィックス処理を可能にしたプレイステーションはゲームソフトやコンテンツを読み込む媒体としてCD-ROMを採用したことが大きな特徴だった。またコントローラーも両手でしっかりと握って操作しやすいデザインを取り入れていた。

ファミコンやスーパーファミコンが半導体メモリーに書き込んだソフトをカセットに入れて提供

するかたちだったのに比べ、CD-ROMの採用は、ゲームソフトの提供側の生産のしやすさを一気に向上させた。ヒットの要因としてそれまで任天堂向けに提供されていた人気ゲームソフトの「ファイナルファンジー」シリーズや「ドラゴンクエスト」シリーズがプレイステーション向けも発売されたことも挙げられる。プレイステーションは、全世界で1億台以上売れるヒット商品となった（2012年3月31日時点での全世界累計販売台数）。

CD-ROMでコンテンツを購入するというスタイルは当時当たり前になっており、プレイステーション発売の前年にあたる1993年（平成5年）にはCD-ROMというコンテンツ提供スタイルそのものがヒット商品のランキングに入っている。

また、その当時の環境として1992年（平成4年）には、「ストリートファイターII」などで遊べる大型ゲームセンターがヒットしており、より素早い動きと美麗なグラフィックスが家庭用ゲーム機にも求められる下地ができていた。

こうした家庭用ゲーム機の高性能化をさらに推し進めてヒット商品となったのが2000年（平成12年）に発売された「プレイステーション 2」である。高速のCPUやグラフィックス用半導体を搭載して、ゲーム機としての性能をさらに向上したのに加えて、当時、新しい映像メディア・パッケージの規格だったDVDの再生機能も備えたため、「DVDプレイヤー」としてだけ買ってもお得だという評価も得て、幅広いユーザー層に支持された。家庭用ゲーム機としては過去最高とされる1億5000万台以上を世界で売るほどのヒット商品となった（2012年3月31日時点での全世界累計販売台数）。

プレイステーションが推し進めたハードウエアの性能を上げて高速で高精細なグラフィックスを追及したゲームは、一方で、「息抜き」や「癒し」をゲームに求めるライトなユーザーのニーズからは徐々に離れていったとみることができる。



1996年に発売した「たまごっち」@BANDAI,WiZ

こうしたユーザーが支持してヒット商品となったのが1997年（平成9年）から翌年にかけてヒットした「たまごっち」や「ポケモン」「ポケットピカチュウ（歩数計ゲーム）」である。ゆっくりと刺激の少ないゲーム性を楽しむこうした市場と、美麗なグラフィックスをバリバリ楽しむという市場の2極分化が起きた。

これは同時に、リビングの大画面テレビにゲーム機を接続して楽しむというスタイルと、より個人の生活時間に密着して楽しむ個人重視のスタイルの2極に分かれたともいえる。

この個人の時間というシーンに目をつけて巻き返しをはかったのが2004年（平成16年）12月に発売された「ニンテンドーDS」である。ゲーム＆ウオッチの後期に採用されたこともある上下2画面にタッチスクリーン機能を加えて採用したことが大きな特徴だった。音声認識機能や無線通信で機種同士の通信を可能にするなど、これまでにないインターフェースも採用してヒット商品となった。ハンバーガーチェーンと協業して通信環境を整備するなど、新しいゲーム機の利用シーンを提案する機種となった。

「センサー」を活用して楽しむ

家庭用ゲーム機の新しい用途提案といえば、2006年（平成18年）に発売された「Wii」がその代表格である。画面をにらみながら画面の中を操作して楽しむというこれまでのゲームスタイルを大きく変えることになった機種だ。

リビングの大画面テレビにつないでプレイする

という仕組みは変わらないものの、筒状の片手で握れる無線コントローラには加速度センサーがついており、コントローラの向きや動きをリアルタイムに検知して、画面の中のゲームと連動して遊ぶという画期的なインターフェースだった。テニスやゴルフのゲームでは、熱中するあまり、コントローラを投げてテレビ画面を破損するユーザーが相次いで、話題になるほどだった。

この体を動かしてストレス発散したり、ファミリーで対戦したりといった「身体性」をさらに突き詰めた機種が翌2007年（平成19年）に発売された「Wii Fit」である。これはWiiを使ってヨガや筋トレができる健康管理ソフトともいえるものだが、体重計やバランス計測機能を持ったオプション機器との組み合わせでヒット商品となった。



ゲームスタイルを大きく変えたWii。2006年（平成18年）発売
（写真：任天堂）



2017年（平成29年）に登場した、モバイルにも、据え置きにもなるNintendo Switch
（写真：任天堂）

実は2007年はダイエット用エクササイズを取り上げたトレーニングビデオ「ビリーズブートキャンプ」が大ヒットした年でもある。家庭で手軽に健康管理をしたり運動をしたりする意識が広く一般に浸透していた時期にWiiはヒット商品となった。

平成も終盤に入った2010年（平成22年）以降、爆発的に普及したスマートフォンは、ゲームの世界にも大きな変化をもたらした。日常生活でずっと持ち歩くスマートフォンにより、ちょっとしたすき間時間のためのコンテンツとしてゲームが広く普及した。「パズル＆ドラゴンズ」など、ロールプレイング的な要素とパズルアクションなどを組み合わせたコンテンツがヒットした。それまでのゲーム機とそこにパッケージとして提供されるゲームソフトやコンテンツというスタイルは崩れ、クラウド化したゲームコンテンツにユーザーがスマートフォンでアクセスして楽しむというスタイルが一般化した。

スマートフォンをベースにしたゲームもその後進化を続けて、2016年（平成28年）に登場した「ポケモンGO」では位置情報とAR（拡張現実）技術を組み合わせて、リアルな外の世界と画面の中の世界を融合して楽しむというスタイルが登場した。

ゲーム専用機としての平成最後のヒット商品は2017年（平成29年）に登場した「Nintendo Switch」である。ファミリーコンピュータ以来のスタイルであるテレビに接続する据え置き型と、コントローラー部分とディスプレイを分離できる持ち運び型と据え置き型の両方を兼ね備えたゲーム機で、多様なシーンに対応できる。

かつてゲームボーイやファミコンで遊んだ世代が親となり、ゲームを楽しみたい子供を持つ年齢に達している。そのため、昔ヒットしたゲームタイトルも最新機種向けに投入されており、親子両方の需要をつかんだヒット商品となった。

ゲーム編　平成ヒット商品と特許出願データとの相関の分析

平成のヒット商品と知財の関係について、ゲームの入力装置に注目して見てみよう。

図 2-1 は、任天堂が出願したタッチスクリーンや床マットなどの表面上の接触位置を検知することによるゲームの入力装置 A63F13/214 の分類が付与されている特許の出願件数の推移を示したグラフである。

特許出願件数の推移とヒット商品との相関について分析してみると、ヒット商品として特徴的な技術であるタッチスクリーンに関する特許出願が発売前の時期に急増していることがわかる。

図 2-2 は、任天堂が出願した加速度計または

図 2-1　任天堂　表面上の接触位置を検知するものの分類の特許出願件数

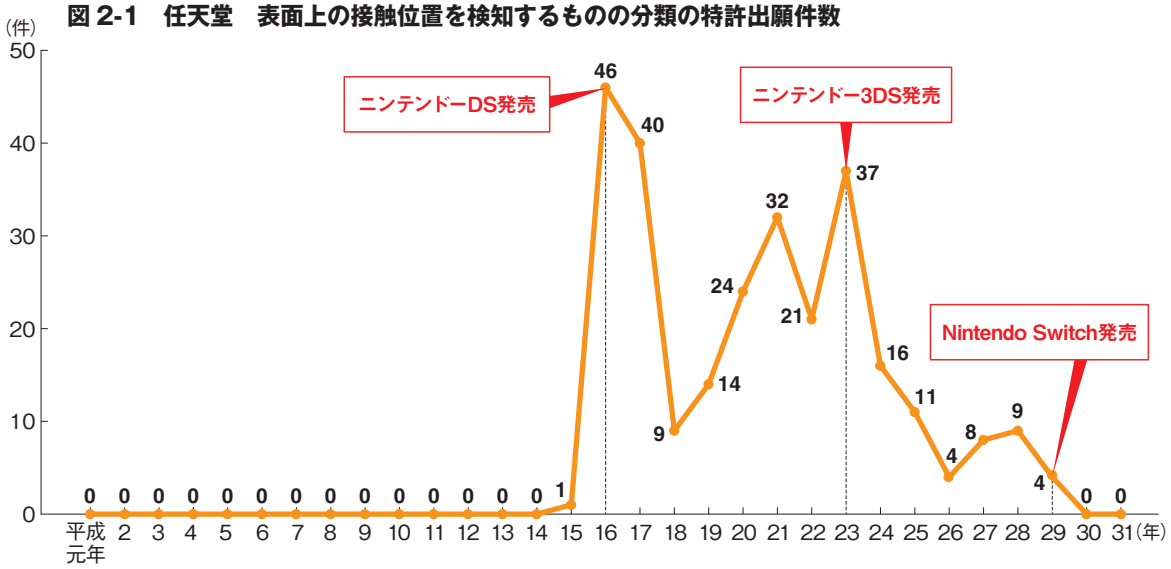


図 2-2　任天堂　表面上の慣性センサーを使うものの分類の特許出願件数

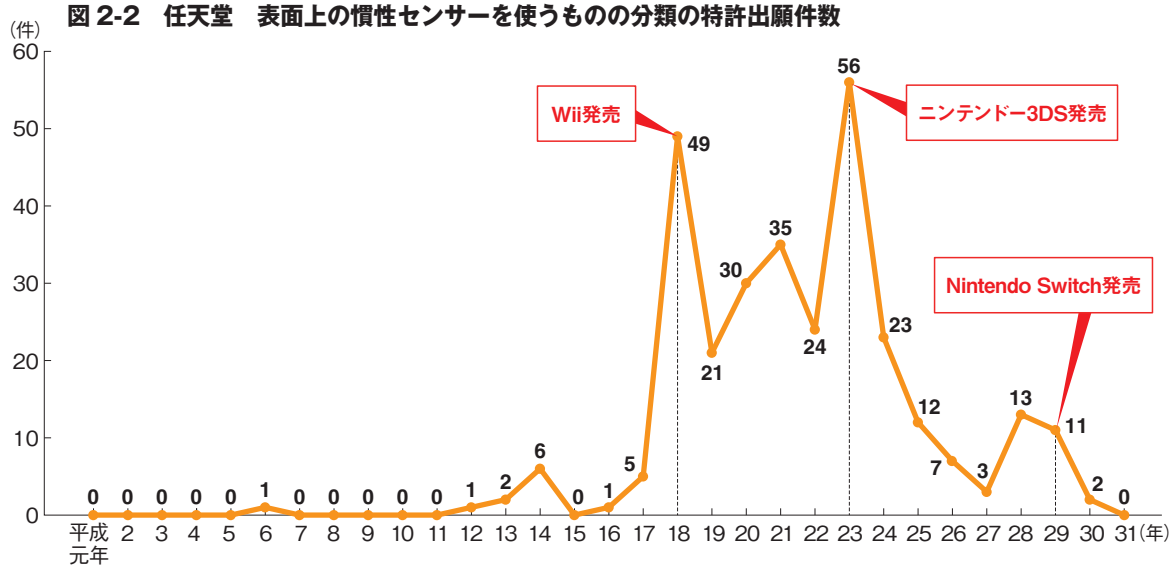
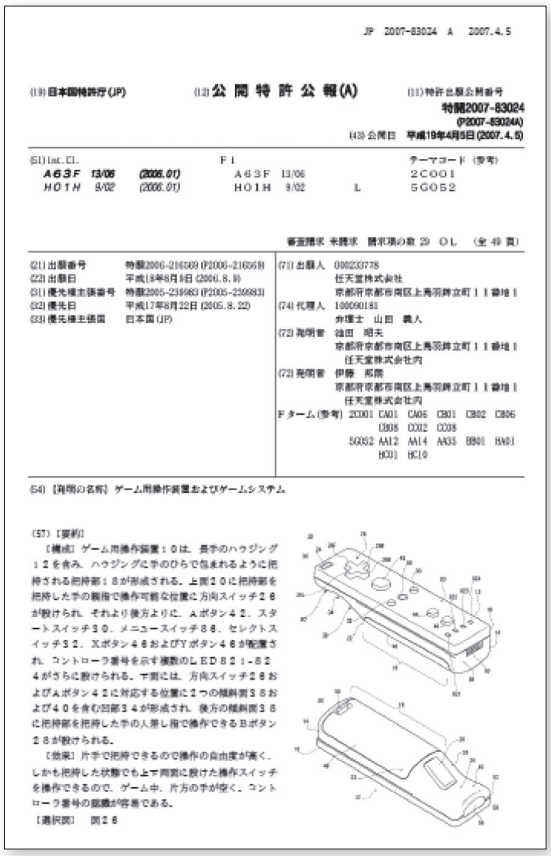


図 2-3　平成 18 年、任天堂によって出願された特許出願の公開特許公報



JP 2007-83024 A 2007.4.5

(19)日本国特許庁(JP)　(12)公 開 特 許 公 報(A)　(11)特許出願公開番号
特開2007-83024
(P2007-83024A)
(43)公開日 平成19年4月5日(2007.4.5)

(51)Int.Cl.　F I　テーマコード（参考）
A63F 13/06 (2006.01)　A63F 13/06　2C001
H01H 9/02 (2006.01)　H01H 9/02　L　5G052

審査請求 未請求　請求項の数 29　OL　（全 49 頁）

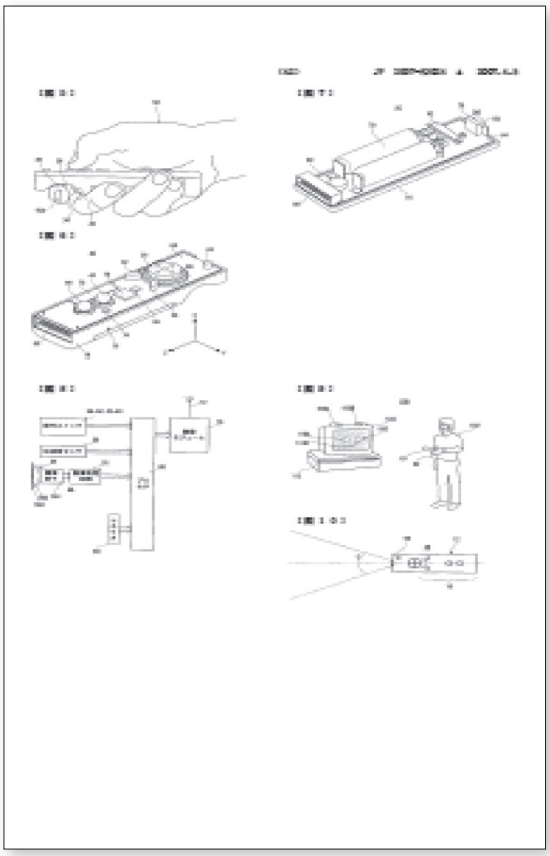
(21)出願番号　特願2006-216569 (P2006-216569)
(22)出願日　平成18年8月9日 (2006.8.9)
(31)優先権主張番号　特願2005-239083 (P2005-239083)
(32)優先日　平成17年8月22日 (2005.8.22)
(33)優先権主張国　日本国(JP)

(71)出願人　000233778
任天堂株式会社
京都府京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1
(74)代理人　100090181
弁理士　山田 義人
(72)発明者　袖田 昭夫
京都府京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1
任天堂株式会社内
(72)発明者　伊勝 邦雄
京都府京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1
任天堂株式会社内

Fターム(参考)　2C001 CA01 CA05 CB01 CB02 CB05 CB08 CC02 CC08
5G052 AA12 AA14 AA35 BB01 HA01 HC01 HC10

(54)【発明の名称】ゲーム用操作装置およびゲームシステム

(57)【要約】
【構成】ゲーム用操作装置10は、長手のハウジング12を含み、ハウジングが片手のひらで包まれるように把持される把持部18が形成される。上面20に把持部を把持した手の親指で操作可能な位置に方向スイッチ26が設けられ、それより後方よりに、Aボタン42、スタートスイッチ30、メニュースイッチ28、セレクトスイッチ32、Xボタン48およびYボタン48が配置され、コントローラ番号を示す複数のLED21-24がさらに設けられる。下面には、方向スイッチ26およびAボタン42に対応する位置に2つの傾斜面36および40を含む凹部34が形成され、後方の傾斜面38に把持部を把持した手の人差し指で操作できるBボタン28が設けられる。
【効果】片手で把持できるので操作の自由度が高く、しかも把持した状態でも上下両面に設けた操作スイッチを操作できるので、ゲーム中、片方の手が空く。コントローラ番号の視認が容易である。
【選択図】　図26



ジャイロスコープなどの慣性センサーを使うゲームの入力装置 A63F13/211 の分類が付与されている特許の出願件数の推移を示したグラフである。

特許出願件数の推移とヒット商品との相関について分析してみると、Wii に特徴的な技術である加速度センサーに関する特許出願が発売とほぼ同時期に急増していることがわかる。

上述したようなヒット商品の発売以前には、タッチスクリーンや慣性センサーに関連した出願はほとんどなかったことを踏まえると、同商品の開発が任天堂にとっても新たな挑戦であったことが理解できるだろう。

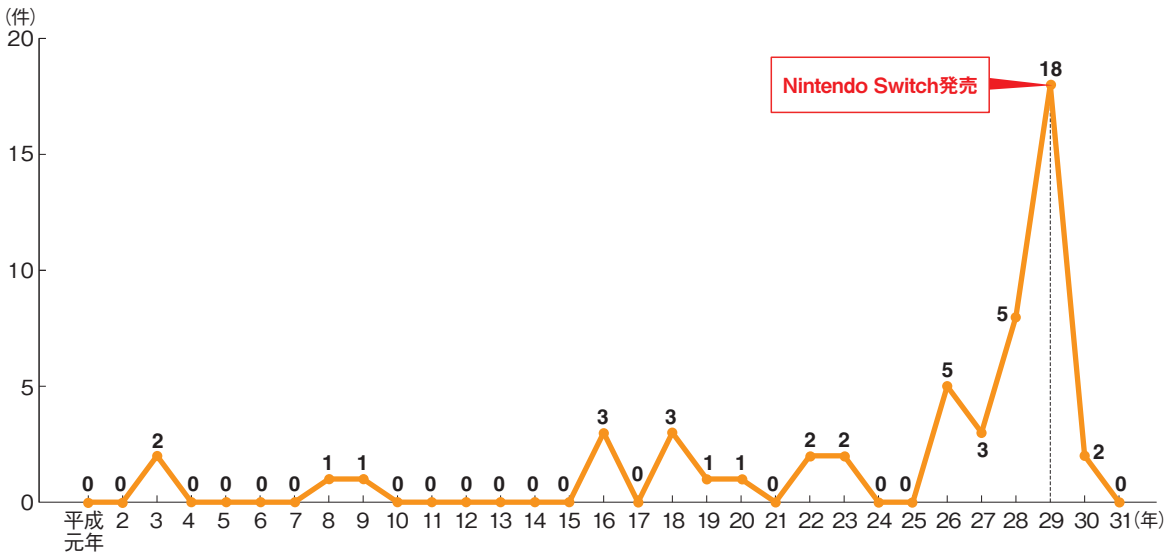
参考までに平成 18 年に出願された特許出願の公開特許公報の一部を図 2-3 に示すが、当該公報に Wii リモコンのデザインが見て取れとれる。

最後に、現時点で公開されている特許出願件数の推移から今後世に出るヒット商品の予測をしてみる。

図 2-4 は、任天堂が出願した振動等の触覚フィードバック信号をゲームの入力装置に生成するビデオゲーム用の出力装置 A63F13/285 の分類が付与されている特許の出願件数の推移を示したグラフである。

特許出願件数の推移とヒット商品との相関について分析してみると、平成 29 年の Switch の発売時期に特許出願が急増していることが見て取れる。ここで、急増した特許出願の中身について確

図 2-4　任天堂　ビデオゲーム用の出力装置（入力装置に触感フィードバック信号を生成するもの）の分類の特許出願件数



認してみると、Switch のコントローラーの振動（すなわち触覚フィードバック信号）を制御する技術が多数出願されていることが確認された。

図 2-2 と図 2-4 とを併せて分析してみると、Switch の小さなコントローラーは任天堂の技術の結晶ともいうべきものであるといえる。このようなコントローラーを使用して、平成 30 年から Nintendo Labo という商品が販売されており、この商品では Switch のコントローラーの技術をいかんなく発揮して、ユーザーに多様な遊びを提供しているのである。Nintendo Labo の一例として、コントローラーを利用したリモコンカーや釣り竿などがある。

（本分析では任天堂の特定の特許についてのみ考察しているが、）ゲーム業界では従来通りのビデオゲームのみではなく、遊び手に多様な経験をさせるユニークな商品が開発され、令和時代のヒット商品となっていくのではないだろうか？



2018 年（平成 30 年）に発売した Nintendo Labo：バラエティキット
ⓒ2018 Nintendo

3 携帯電話機編

平成の歴史は、そのまま情報通信（IT）化の歴史―。そう言っていいほどに、この時代は、急速にコンピューターやネットワーク技術は進化を遂げた。なかでも、今や老若男女に必須のコミュニケーション・ツールとなった携帯電話機やスマートフォンの爆発的な普及は、まさに平成を代表する最も大きな出来事だったといっても良い。

NTTが、日本で初めて携帯電話サービスを開始したのが1987年（昭和62年）のこと。実はその前から、自動車電話サービスとして、アナログ方式による第1世代移動通信システムをベースとした無線通信サービスを同社はすでに展開していた。しかしこの自動車電話サービスが始まった79年、その端末は重量7 kgの無線機を社内のトランクに設置すると言うもので、とても「携帯」電話と言えるものではなかった。だが、85年に重量3kgの肩掛け型の電話機「ショルダーホン」を開発して自動車から外に持ち運びができるようになり、さらに87年のサービス開始時には、重量が900gとなった携帯電話1号機「TZ-802型」が登場する。



携帯普及のきっかけとなった「mova」シリーズ
（写真：NTTドコモ）

普及初期は小型化の歴史

初期の携帯電話機の普及の歴史は、そのまま小型化の歴史と等しい。まず、携帯電話機が爆発的な普及を遂げるきっかけとなったのが、1991年4月にNTTが発売した「mova」（ムーバ）と呼ぶ超小型の携帯電話機である。

ムーバは、NECと富士通、三菱電機、松下通信工業（現パナソニック モバイルコミュニケーションズ）の4社がNTTと共同開発した端末。いずれも体積約150cc、重さ約230gで、当時は世界最小・最軽量を実現した。これまで、「レンガ」や「かまぼこ」と呼ばれ、厚みがあり武骨だった携帯電話を、ポケットに入れて持ち運べるほどにまでの小型化・軽量化を実現した端末を開発したのだ。

この携帯電話機に、発売日前に5万台の申し込みが殺到。メーカーの供給体制が追い付かず、発売時期を延期するなど、大きな反響を巻き起こした。

その後もメーカー各社は端末の小型化・軽量化にまい進する。通信モジュールやバッテリーの小型化、チップの高密度集積化をはじめとする実装技術の進化、そしてきょう体の素材開発・加工技術で次々に進化を生み出し、2007年にはNECが、折りたたんだ状態で厚さ11.4㎜という驚異的な薄さの二つ折りの携帯電話機「N703i μ」を発売してヒットを飛ばすなど、日本の携帯電話機は、このころに絶頂期を迎えていた。

小型化を含む開発技術の進化に伴い携帯電話の設計の自由度が増し、また各社の競争が激化した結果、携帯電話には高いデザイン性が求められるようになった。前述のような薄さだけではない。例えば携帯電話機メーカーやヒンジ専業のメー

カーが、多軸式などの回転方法を編み出し、独特のヒンジ構造を発明し多数の特許を取得。また、各社が先行してデザインを意匠登録して、自社のデザインを保護すると同時に他社に対するけん制をデザイン面から行うなど、知財を活用した神経戦を繰り広げていた。

こうしたデザイン競争の中で、auの発売した「INFOBAR」など、世界的なデザイナーが外装設計を行った携帯電話機が次々と発表され、携帯電話機市場は一層華やいだものとなった。

携帯文化を支えた通信の高速化

携帯電話機の爆発的な普及を支えたもう1つの技術が、通信システムの進化だ。1993年（平成5年）に、デジタル方式による第2世代移動通信システム（2G）である「デジタルmova」が採用された。これにより携帯電話機からメールやメッセージサービス、ウェブ閲覧などが可能になった。そして、この技術基盤がNTTドコモによって1999年にサービスが開始された世界初の携帯電話機向けIP接続サービス「iモード」につながった。

携帯電話からインターネット上の任意のWebサーバーにアクセスできるようになり、銀行預金の残高照会や振り込み、航空券やホテルの予約といったサービスが展開できるようになった。また、企業ユーザーにも商品の受発注管理やグループウエア連携などで業務への活用を促すなど、携帯電話の新しい利用シーンを提示した。携帯電話機は、ただの電話から情報端末へと進化し、利用がさらに広がったのだ。実際、iモードの契約数は爆発的に増え、契約数は約1年後の2000年2月14日に400万を突破すると、その約半年後の8月6日には1000万を達成した。

携帯電話機の通信技術の進化は続き、2001年（平成13年）に第3世代移動通信システム（3G）の時代に突入する。第2世代の通信速度が数



深澤直人氏のデザインが話題となった「INFOBAR」
（写真：KDDI）

kbpsだったのに対して、3Gは数百kbps。100倍近い情報量の通信が可能になった。NTTドコモはFOMAと呼ぶ3Gサービスを世界で初めて開始する。

これを発端に、通信速度をめぐる進化が急激に起こり始めた。03年には、KDDI（au）が3.5世代と称される「CDMA 1X WIN」サービスをスタート。データ通信速度が14Mbpsという大容量通信サービスを開始し、同時に音楽配信をする「着うた」やさまざまなゲームが楽しめるゲーム「EZアプリ」など、携帯電話機を通じて楽しめるコンテンツの充実を図り、携帯電話で楽しめる娯楽文化を作り上げていった。

そして通信キャリア各社は2010年から2012年にかけて、LTE（Long Term Evolution）と呼ばれる3.9世代に移行した。2019年現在は、最



米アップルのiPhoneは2007年に発売以来、外観やアイコンのデザイン、インターフェースの動きなど多様な知的財産権を駆使して商品の保護を行なっている。写真は2018年に発売した「iPhone XS」
（写真：米アップル）

大1Gbpsのスピードを誇る第4世代の移動通信システム（4G）をキャリア各社は採用している。2020年に向けて、第4世代と比較して、通信スピードが10倍、基地局あたりの同時接続端末数が100倍、データの送信から受信までにかかる時間を10分の1となる第5世代の移動通信システム（5G）のサービスの準備が進められている。

新たに求められる知財戦略

第3世代以降、さまざまなコンテンツを楽しむ端末として携帯電話が定着すると、そこで求められる端末の姿も従来と大きく変わることになった。旧来型の、操作ボタンがついた携帯電話機ではなく、操作ボタンを一切なくして画面を大きくし、指で画面に触れるだけで簡単にコンテンツの操作ができるインターフェースを採用したスマートフォンの登場である。米アップルが2007年に発売したiPhoneは、その先駆けとして市場に大きなインパクトをもたらし、世界のスマートフォン市場のけん引役となった。現在でも、特に日本国内における人気は凄まじく、調査会社IDC Japanの調査によれば2018年、スマートフォンの国内出荷台数全体の45．9％を占めるまでになっている。

スマートフォンが普及したことで、携帯電話機メーカーやコンテンツメーカーは今、新たな知財戦略に取り組みながら、産業競争力を高めようと模索している。どのように心地よく情報にアクセスし、コンテンツを楽しむことができるか。見やすく、操作しやすい画面をどう作り出せるか。インターフェースを通じた「操作体験」の向上が端末やサービスの価値そのものに直結している現在、画面の遷移や操作方法をめぐる「インターフェース特許」の重要性が増しているからだ。いかにして豊かな体験を生み出せる仕組みを知的財産化して、自社の製品力やブランド力を強化・保護できるかという戦略作りにまい進している。

米アップルは、同社のスマートフォンの外観や操作体験を真似したとして、韓国サムスン電子に対してインターフェース特許を含む知的財産権の侵害訴訟を起こした。この訴訟は2018年に、サムスン電子が5億3900万ドルの損害賠償金をアップルに支払うという判決をうけたのち、両者の間で示談が行われている。この事件は、インターフェースをめぐる特許の価値を世界中に知らしめた例として記憶に新しい。

この訴訟でアップルは、特許権だけではなく、意匠権や商標なども多用して自社のインターフェースの保護を訴えていたことに注目したい。これは、インターフェースのような「体験価値」を作りだすためには、特許権のみならず、意匠権や商標権が必要であり、これら複数の知的財産権を複合的に活用すると言った、より戦略的な知財活用が求められる時代が到来したことを意味している。

携帯電話機編

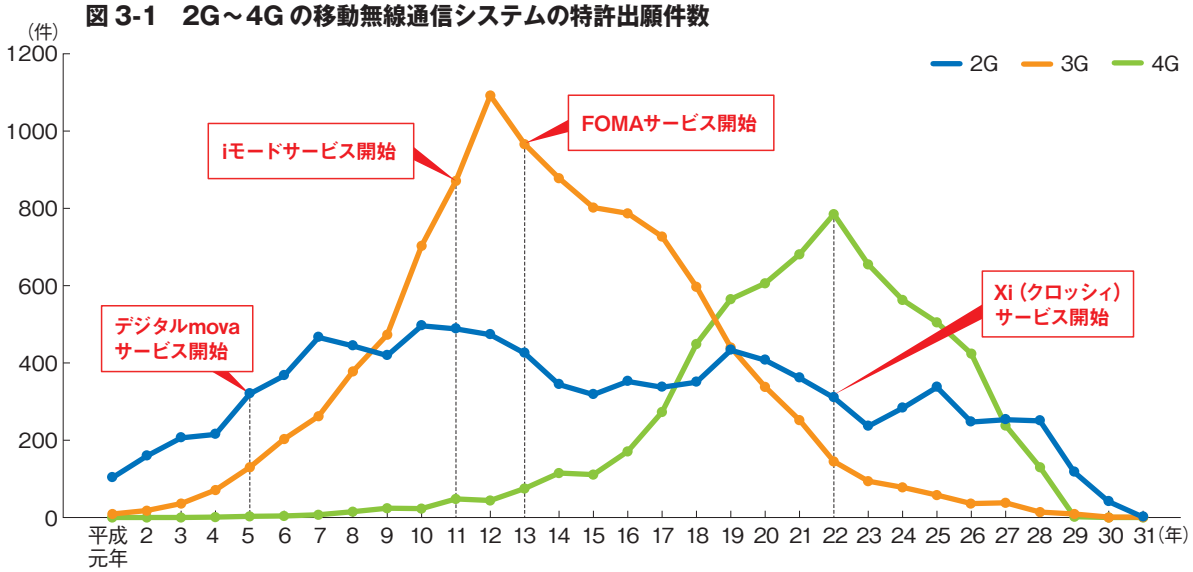
平成ヒット商品と特許出願データとの相関の分析

平成のヒット商品と知財の関係について、携帯電話機の通信システムの進化に注目して見てみよう。図3-1は、2Gについては移動無線通信システムにおける時分割多重伝送方式のFターム分類として5K067CC04が付与されている特許出願件数の推移を示し、3Gについては移動無線通信システムにおけるスペクトル拡散伝送方式のFターム分類として5K067CC10が付与されている特許出願件数の推移を示し、4Gについては直行多重化方式のFI分類としてH04J11/00が付与されつつ、移動無線通信システムのFターム分類として5K067が付与されている特許出願件数の推移を示したグラフである。

特許出願件数の推移とヒット商品との相関について分析してみると、2Gに関する特許出願件数（図3-1の青線グラフ）はNTTドコモがデジタル方式による第2世代移動通信システム「デジタルmova」を用いた携帯電話サービスを開始する直前の平成5年までは堅調に増加し、携帯電話機向けIP接続サービス「iモード」のサービスが開始される平成11年ごろにまでにピークが表れていることが見てとれる。2Gの特許出願に関してはその後も緩やかな増減を見せている一方で、3Gに関する特許出願（図3-1のオレンジグラフ）はNTTドコモが3Gの通信規格であるFOMAサービスを開始する平成13年の直前である平成12年にピークがあることが見て取れる。4Gの特許出願（図3-1の緑線グラフ）に関しては、NTTドコモによるLTE（Long Term Evolution）と呼ばれる3.9世代のサービスが開始される平成22年にピークが表れていることが見て取れる。

上記のとおり、特許出願件数のピークの流れから通信システムの進化を読み解くことができ、来年度から商用サービスが開始される第5世代の移動通信システム（5G）に関する特許出願が今後は増えていくことが予測される。なお、本統計データは、特許庁のデータベースから公開後の特許出願のみを抽出しているため、現時点で5Gに関する特許出願が増大している可能性があることは留意されたい。

図3-1　2G～4Gの移動無線通信システムの特許出願件数



フローチャート式目次
冒頭特集　知財の視点から振り返る平成という時代
目次
凡例

第１部　知的財産をめぐる動向

第１章　国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状

1 特許
（1）我が国における特許出願・審査請求等の推移及び特許審査の現状 …… P.2
（2）主要国･機関における特許出願･登録動向 …… P.5
（3）新興国等における特許出願動向 …… P.14

2 実用新案
（1）我が国における実用新案登録出願・登録動向及び実用新案技術評価書作成の現状 …… P.17
（2）日中韓における実用新案登録出願構造 …… P.18

3 意匠
（1）我が国における意匠登録出願・登録動向及び意匠審査の現状 …… P.19
（2）主要国・機関における意匠登録出願・登録動向 …… P.21
（3）新興国等における意匠登録出願動向 …… P.26

4 商標
（1）我が国における商標登録出願・登録動向及び商標審査の現状 …… P.29
（2）主要国・機関における商標登録出願・登録動向 …… P.31
（3）新興国等における商標登録出願動向 …… P.35

5 審判
（1）審判の現状 …… P.38
（2）審決取消訴訟の動向 …… P.40

第２章　企業等における知的財産活動

1 知的財産活動の状況
（1）特許出願と研究開発費・出願順位グループ別にみた特許出願件数 …… P.41
（2）企業別登録件数ランキング …… P.43
（3）我が国企業等における知的財産担当者数 …… P.45
（4）我が国企業等における知的財産活動費の現状 …… P.46

2 知的財産権の利活用の状況
（1）産業財産権等使用料の国際収支 …… P.47
（2）特許権の利用状況 …… P.47
（3）意匠権の利用状況 …… P.49
（4）商標権の利用状況 …… P.50

第３章　中小企業・地域における知的財産活動

1 知的財産活動の状況
（1）中小企業における特許等の出願件数の状況 …… P.51
（2）中小企業の海外展開の状況 …… P.53
（3）中小企業の知財活動における地域格差 …… P.54

第４章　大学等における知的財産活動

1 共同研究・受託研究
（1）共同研究 …… P.56
（2）受託研究 …… P.57
（3）民間企業からの研究資金等受入額 …… P.58
2 特許出願状況
（1）特許出願件数の推移 …… P.59
（2）特許出願の審査結果の状況の推移 …… P.59
（3）主要出願人 …… P.60
（4）PCT国際出願状況 …… P.60
（5）特許権実施等件数及び収入額の推移 …… P.61

第５章　分野別に見た国内外の出願動向

1 特許
（1）主要国への出願動向調査 …… P.62
（2）2018年度特許出願技術動向調査結果 …… P.66
Column 1　ビジネス関連発明の最近の動向 …… P.83
Column 2　Fintechと特許 …… P.84
2 意匠
（1）日米欧中韓の物品分野別の意匠登録動向 …… P.85
3 商標
（1）分野別の商標登録出願動向 …… P.90
（2）新しいタイプの商標の商標登録出願・商標登録の動向 …… P.93

第２部　特許庁における取組

第１章　2018年度における特許庁の取組

1 デザイン経営に関する取組 …… P.96
2 スタートアップ支援に関する取組 …… P.97
3 標準必須特許に関する取組 …… P.97

第２章　特許における取組

1 審査の迅速性を堅持するための取組
（1）特許審査の迅速化の推進 …… P.98
（2）早期審査制度・スーパー早期審査制度 …… P.99
2 質の高い権利を設定するための取組
（1）特許審査の質の維持・向上のための取組 …… P.100
（2）ユーザーニーズに応じた取組 …… P.104

目次

3 各国特許庁との連携・協力
(1) 国際的なワークシェアリングのための取組 …… P.106
(2) 国際的な審査協力の新たな取組 …… P.110
(3) 国際的な特許制度の調和に向けた取組 …… P.111
(4) PCT国際出願の国際調査の管轄 …… P.113
4 標準必須特許に関する取り組み
(1) 標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き …… P.114
(2) 標準必須性に係る判断のための判定 …… P.115
Column 3 新時代の特許庁に向けた検討WGの活動について …… P.116

第３章 意匠における取組
1 デザイン経営を推進するための取組 …… P.117
2 使いやすい意匠制度の実現に向けた取組
(1) 意匠審査基準の改訂 …… P.118
(2) 意匠制度・意匠審査基準に関する説明会の開催 …… P.118
3 意匠審査の品質向上に向けた取組
(1) 品質管理に関する取組 …… P.118
(2) 審査品質管理小委員会 …… P.119
4 デザイン・意匠制度の活用の促進
(1) 意匠制度の活用の促進：「事例から学ぶ意匠制度活用ガイド」の発行 …… P.120
5 意匠関連情報の整備・提供
(1) 意匠関連情報の整備 …… P.121
(2) 意匠審査における判断内容の明確化 …… P.121
(3) 意匠審査スケジュールの公表 …… P.122
(4) 意匠公知資料の公開 …… P.122
6 出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用 …… P.123

第４章 商標における取組
1 商標審査基準及び審査便覧の改訂
(1) 2018年度商標審査基準及び商標審査便覧の改訂 …… P.124
(2) 改訂等の概要 …… P.124
2 商品・役務の分類に関する取組
(1) ニース協定に基づく国際分類の変更に関する取組 …… P.125
(2) WIPO-Madrid Goods & Services Manager（MGS）における協力 …… P.126
(3) 日韓両庁の協力プロジェクト：日韓類似群コード対応表の作成・公表 …… P.126
(4) 日台類似群コード対応表の作成・公表 …… P.126
3 マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度に関する取組
(1) 未加盟国等への加盟支援及び周知活動 …… P.127
(2) 国内における周知活動 …… P.127
4 地域団体商標に関する取組
(1) 地域団体商標制度とは …… P.128
(2) 地域団体商標の登録状況 …… P.128
(3) 地域団体商標の普及啓発・利活用促進のための取組 …… P.129
Column 4 地域団体商標活用事例 …… P.131

5 商標審査の品質管理
(1) 品質管理に関する取組 …… P.132
(2) 審査品質管理小委員会 …… P.133
6 商標の早期権利化ニーズに応えるための制度
(1) 商標早期審査の対象 …… P.133
(2) ファストトラック審査の概要 …… P.134
Column 5 商標に特化した初の活用事例集 …… P.135

第５章 審判における取組
1 審理内容の充実に向けた取組
(1) 審理内容の充実 …… P.136
(2) 外部知見を活用した審理の一層の適正化 …… P.137
2 紛争の早期解決・権利の早期取得に向けた取組
(1) 紛争の早期解決～権利付与後の審判～ …… P.138
(2) 権利の早期取得～権利付与前の審判～ …… P.138
3 国際的な連携強化に向けた取組
(1) 各国・地域の知財庁との連携 …… P.138
(2) 国内外の法曹界との連携 …… P.138
4 審判に関する情報発信
(1) 国際的な情報発信 …… P.139
(2) 審判制度の普及啓発 …… P.139

第６章 特許庁におけるデザイン経営の取組
1 「デザイン経営プロジェクト」とは …… P.140
2 デザイン経営実践の記録
(1) プロジェクトの歩み …… P.141
(2) 「ダブルダイヤモンド・モデル」の実践 …… P.141
3 得られた成果
(1) UI（ユーザーインターフェイス）チーム …… P.143
(2) 海外チーム …… P.143
(3) 国内スタートアップチーム …… P.143
(4) 国内中小・ものづくりチーム …… P.143
(5) 国内サービス・ブランディングチーム …… P.144
(6) 広報チーム …… P.144

第７章 情報システムにおける取組
1 特許庁の情報システムにおける取組
(1) 特許庁のシステム開発 …… P.145
(2) 人工知能（AI）技術の業務への活用可能性検討 …… P.147
2 グローバルなIT化に向けた取組 …… P.147
(1) 優先権書類の電子的交換（特許及び実用新案） …… P.148
(2) グローバル・ドシエ …… P.148
(3) 共通文献プロジェクト …… P.150
(4) 新興国へのIT 関連の支援 …… P.150

第８章　多様なユーザーへの支援・施策

1 スタートアップへの支援
(1) スタートアップへの支援施策 …… P.151
(2) スタートアップと知財のコミュニティ構築に向けて …… P.153
Column 6 「フィットネス・ヘルスケア×AI」で成長する スタートアップFiNCの知財戦略 …… P.156
Column 7 スタートアップ企業にとっても特許権の取得は重要！ …… P.160
2 中小企業への支援
(1) 戦略的知的財産活用型中小企業海外展開支援事業 …… P.162
(2) 地域知財活性化行動計画の実施 …… P.162
(3) 企業の海外展開における費用面の支援 …… P.163
(4) 金融機関の取引先企業の価値向上に向けて -中小企業知財金融促進事業の進展- …… P.165
Column 8 「知財金融」の広がり～5年間を振り返って～ …… P.166
Column 9 「地域・中小企業向け知的財産関連施策」30年史 ～平成時代を振り返って～ …… P.168
(5) 特許情報の有効活用のための支援 …… P.170
3 大学への支援
(1) 知財戦略デザイナー …… P.171
(2) 知的財産プロデューサー …… P.172
(3) 産学連携知的財産アドバイザー …… P.173
Column 10 研究成果を社会実装させることが 研究者の責務であり本来業務 …… P.174
Column 11 産学連携知的財産アドバイザーの支援成果事例 …… P.178
(4) 大学等を対象とした減免等の支援 …… P.180
4 地域における支援体制
(1) 各地域における支援施策 …… P.181
(2) INPIT近畿統括本部（INPIT-KANSAI） …… P.181
(3) 事業プロデューサー …… P.182
Column 12 事業プロデューサーの支援事例 …… P.183
(4) 福島県における知財活用を応援します！～福島知財活用プロジェクト～ … P.185
5 知的財産制度の普及啓発活動
(1) 巡回特許庁 …… P.186
(2) 知的財産権制度説明会 …… P.188
(3) 産業財産権専門官 …… P.189
6 全般的な支援・施策
(1) 情報の提供による支援 …… P.190
Column 13 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の機能改善 …… P.197
(2) 料金面等における支援 …… P.198
(3) 電子出願に関する相談支援 …… P.199
(4) 相談業務による支援 …… P.200
(5) 専門人材による支援 …… P.204

Column 14　海外知的財産プロデューサーの支援事例…… P.206

7 企業と特許庁の意見交換を通じた取組
（1）2018年度の意見交換会の実績 …… P.207
（2）2018年度の意見交換会の内容 …… P.207

Column 15　グローバル知財戦略フォーラム2019…… P.208

第９章　人材育成に向けた支援・施策

1 知的財産人材の育成
（1）生徒・学生向けの人材育成 …… P.209
（2）知的財産専門人材の育成 …… P.211

2 知財功労賞表彰
（1）知的財産権制度関係功労者表彰 …… P.216
（2）知的財産権制度活用優良企業等表彰 …… P.218

Column 16　ソニーと盛田氏からアップルとジョブズ氏に
受け継がれた新技術と知財権保護の共存 …… P.228

第10章　産業財産権制度の見直しについて

1 新たな産業財産権制度の見直し…… P.232
（1）特許法の一部改正 …… P.233
（2）意匠法の一部改正 …… P.234
（3）その他 …… P.234

Column 17　事実は小説より奇なり
巨象アップルをひれ伏せさせた〝町の発明家〟 …… P.236

第３部　国際的な動向と特許庁の取組

第１章　国際的な知的財産制度の動向

1 出願動向の変化とグローバル化…… P.242

2 米国における動向
（1）我が国との関係 …… P.245
（2）近年の知的財産政策の動向 …… P.245
（3）USPTOの取組 …… P.246

Column 18　米国に再び吹き始めたプロパテントの風…… P.248

3 欧州における動向
（1）我が国との関係 …… P.249
（2）近年の知的財産政策の動向 …… P.249
（3）EPOの取組 …… P.251
（4）EUIPOの取組 …… P.251
（5）欧州各国の取組 …… P.252

Column 19　EPOと日本ユーザー（欧州IPG）との意見交換…… P.253

目次

4 中国における動向
(1) 我が国との関係 …… P.254
(2) 近年の知財政策の動向 …… P.254
(3) CNIPAの取組 …… P.255
(4) 商標分野の取組 …… P.255
Column 20 技術輸出入管理条例等の改正 …… P.257
5 韓国における動向
(1) 我が国との関係 …… P.258
(2) 近年の知的財産政策の動向 …… P.258
(3) KIPOの取組 …… P.258
(4) 制度改正の動向 …… P.259
Column 21 韓国における懲罰的損害賠償制度の導入について …… P.261
6 台湾における動向
(1) 我が国との関係 …… P.262
(2) 両岸関係 …… P.262
(3) 近年の知的財産政策の動向 …… P.262
(4) TIPOの取組 …… P.263
(5) 制度改正の動向 …… P.263
Column 22 台湾における審判制度改革 …… P.264
7 ASEANにおける動向
(1) 我が国との関係 …… P.265
(2) 近年の知的財産政策の動向 …… P.266
Column 23 IPOSのISA/IPEAとJPOの協力 …… P.268
Column 24 日本の官民一体となったASEANでの取組 …… P.268
Column 25 ミャンマーにおける知的財産に関する法律の成立 …… P.269
8 インドにおける動向
(1) 我が国との関係 …… P.270
(2) 近年の知的財産政策の動向 …… P.270
(3) インド特許意匠商標総局の取組 …… P.271
Column 26 インドにおけるEコマース上の模倣品問題と商標権等の取得 … P.272
9 ロシアにおける動向
(1) 我が国との関係 …… P.273
(2) 近年の知的財産政策の動向及びロシア特許庁の取組 …… P.273
10 中南米における動向
(1) ブラジル …… P.274
(2) その他の中南米諸国 …… P.275
Column 27 ブラジルとメキシコの産業財産庁長官へのインタビュー …… P.276
11 中東諸国、アフリカにおける動向
(1) 中東 …… P.277
(2) アフリカ …… P.277
Column 28 中東における知財啓発活動 …… P.278

第２章　グローバルな知的財産環境の整備に向けて

1 多国間、二国間会合における取組
（1）五庁（IP5）会合 …… P.279
（2）意匠五庁（ID5）会合 …… P.281
（3）商標五庁（TM5）会合 …… P.283
（4）日ASEAN特許庁長官会合 …… P.284
（5）日中韓協力 …… P.284
（6）日米協力 …… P.285

2 国際フォーラムにおける取組
（1）世界知的所有権機関（WIPO） …… P.286
（2）世界貿易機関（WTO） …… P.291
（3）APECにおける知的財産権専門家会合（IPEG） …… P.292

Column 29　WIPOの国際出願制度についての頼れるサポートセンター …… P.293

3 開発途上国等に対する取組
（1）ODAのスキームを活用した取組 …… P.294
（2）人材育成に関する協力 …… P.294

Column 30　日本とアフリカの知財協力10年の収穫祭 …… P.297

（3）新興国の情報化等への協力 …… P.298

4 国際研修指導教官について …… P.299

5 模倣品問題への対応
（1）模倣品問題の現状 …… P.300
（2）模倣品問題に対するJPOの取組 …… P.301

Column 31　コピー商品撲滅キャンペーン
～内心ひいた。ニセモノを買う友達に。～ …… P.303

6 経済連携協定を通じた知的財産保護の取組
（1）環太平洋パートナーシップ（TPP）協定 …… P.304
（2）日EU経済連携協定（EPA） …… P.305
（3）交渉中のEPA …… P.305

索引

図表索引

連絡先等情報

平成年表

目次

凡　例

1. 略　称

主として使用している略称の正式名称は、次のとおり。

AIPN	Advanced Industrial Property Network	高度産業財産ネットワーク
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力
ARIPO	African Regional Intellectual Property Organization	アフリカ広域知的財産機関
ASEAN	Association of South-East Asian Nations	東南アジア諸国連合
CNIPA	China National Intellectual Property Administration	国家知識産権局
CPG	Cooperation for facilitating Patent Grant	特許の付与円滑化に関する協力
DLT	Design Law Treaty	意匠法条約（仮称）
EPA	Economic Partnership Agreement	経済連携協定
EPC	European Patent Convention	欧州特許条約
EPO	European Patent Office	欧州特許庁
EU	European Union	欧州連合
EUIPO	European Union Intellectual Property Office	欧州連合知的財産庁
FTA	Free Trade Agreement	自由貿易協定
INPIT	National Center for Industrial Property Information and Training	独立行政法人 工業所有権情報・研修館
IPC	International Patent Classification	国際特許分類
IPEA	International Preliminary Examination Report	国際予備審査機関
IPEG	Intellectual Property Rights Experts Group	知的財産権専門家会合
IPOPHL	Intellectual Property Office of the Philippines	フィリピン知的財産庁
IPOS	Intellectual Property Office of Singapore	シンガポール知的財産庁
ISA	International Searching Authority	国際調査機関
JAICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
JETRO	Japan External Trade Organization	独立行政法人 日本貿易振興機構
J-PlatPat	Japan Platform for Patent Information	特許情報プラットフォーム
JPO	Japan Patent Office	日本国特許庁
KIPO	Korean Intellectual Property Office	韓国特許庁
OAPI	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle	アフリカ知的財産機関
PCT	Patent Cooperation Treaty	特許協力条約
PPH	Patent Prosecution Highway	特許審査ハイウェイ
SEAIPJ	South East Asian IP Network of Japanese Commerce and Industry	東南アジア知財ネットワーク
TIPO	Taiwan Intellectual Property Office	台湾智慧財産局
TLO	Technology Licensing Organization	技術移転機関
TPP協定	Trans-Pacific Partnership Agreement	環太平洋パートナーシップ協定
TRIPS協定	Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定
USPTO	United States Patent and Trademark Office	米国特許商標庁
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

2. 資　料

主として使用している外国統計の参照先及び略称は、次のとおり。

- WIPO Intellectual Property Statistics（WIPO統計）
  http://www.wipo.int/ipstats/en/
- IP5 Statistics Report
  http://www.fiveipoffices.org/statistics/statisticsreports.html
- USPTO ウェブサイト
  http://www.uspto.gov/about/stats/index.jsp
- EPO Annual Report
  http://www.epo.org/about-us/annual-reports-statistics/annual-report.html
- EUIPOウェブサイト
  https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/annual-report
- CNIPAウェブサイト
  http://english.sipo.gov.cn/statistics/
  http://sbj.cnipa.gov.cn/sbtj/
- KIPOウェブサイト
  https://www.kipo.go.kr/en/HtmlApp?c=60114&catmenu=ek07_01_01_15

3. 数字・データ等

(1)本報告書において、「（資料）……」としてウェブサイトを用いている場合、特別の断り書きがない限り、それは2019年4月日から6月14日の間に当該ウェブサイトから取得された情報に基づくものである。ウェブサイトによっては、情報取得後にその内容が更新されている場合もある。
(2)本報告書は執筆当時の統計に基づいている。その後の統計数値の改訂等は反映していない。
(3)総数と内訳の数は、表章数値の四捨五入のため、一致しない場合がある。
(4)図表中の記号のうち、数字が後に続かず単独で使用されている「－」は不明、若しくは計上不能を意味する。
(5)2016年3月23日から、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）は欧州連合知的財産庁（EUIPO）に名称が変更され、2018年9月1日から、国家知識産権局の英語表記がSIPOからCNIPAに変更されている。本報告書の統計では、便宜上EUIPO、CNIPAの名称に統一している。
(6)写真の説明書き中の所属部署・役職等は撮影当時のもの。

第１部　知的財産をめぐる動向

｜第１章｜　国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状 …… P.2

｜第２章｜　企業等における知的財産活動 …… P.41

｜第３章｜　中小企業・地域における知的財産活動 …… P.51

｜第４章｜　大学等における知的財産活動 …… P.56

｜第５章｜　分野別に見た国内外の出願動向 …… P.62

第１章　国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状

近年、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増している。また、我が国企業の海外展開の進展や、新興国での経済発展や知的財産に対する認識の高まりに伴い、知的財産をめぐる社会情勢は大きく変容している。これらの状況について、本章では、特許・実用新案・意匠・商標における国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状の観点から紹介する。

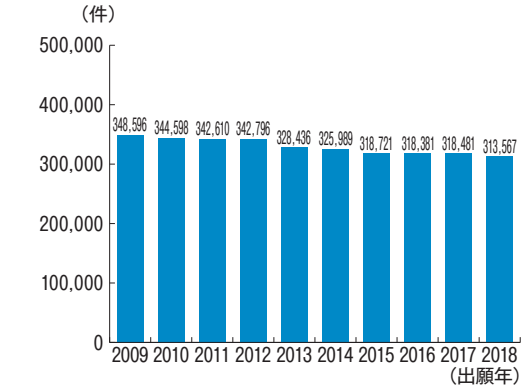
1. 特許

（1）我が国における特許出願･審査請求等の推移及び特許審査の現状

①特許出願件数とＰＣＴ国際出願[1]件数

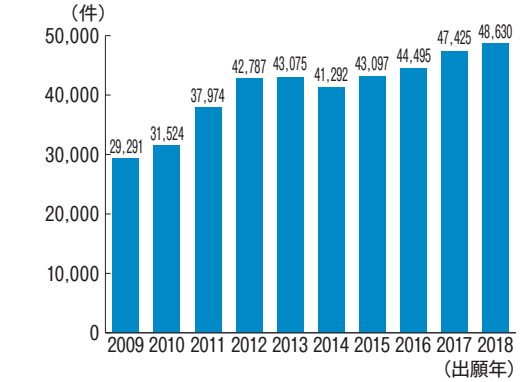
過去 10 年間の特許出願件数の推移を見ると、2009 年以降漸減傾向で推移していたが、2015 年以降横ばいで推移している。2018 年は 313,567 件であり、前年よりも減少した［1-1-1 図］。日本国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際出願（PCT 国際出願）の件数は、2014 年を除き、一貫して増加傾向を示しており、2018 年は 48,630 件（前年比 2.5%増）と、過去最高となった［1-1-2 図］。これは、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増していることなどが背景にあるものと考えられる。

1-1-1図　特許出願件数の推移



（備考）特許出願件数は、国内出願件数と特許協力条約に基づく国際出願（PCT 国際出願）のうち国内移行した出願件数（基準日は国内書面の受付日）の合計数である。
（資料）統計・資料編　第１章 1.

1-1-2図　PCT 国際出願件数の推移



（資料）統計・資料編　第３章 1.

1 特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願。一つの出願願書を条約に従って提出することにより、PCT 加盟国である全ての国に同時に出願したことと同じ効果を与える出願制度となっている。

②審査請求件数

審査請求件数は2009年以降横ばいで推移しており、2018年は234,309件であった［1-1-3図］。

③審査の迅速化

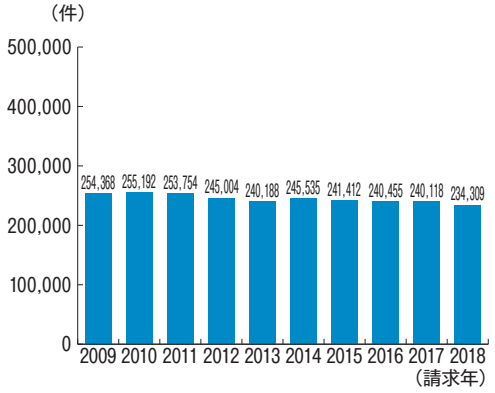
特許庁は、一次審査通知までの期間に加え、権利化までの期間の短縮を求めるニーズの高まりを受け、2013年度に達成された10年目標に次ぐ新たな10年目標として、2023年度までに特許の「権利化までの期間[1]」（標準審査期間）と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とするという目標を設定し、着実に取り組んでいる。2018年度は、それぞれ、14.1か月、9.3か月を達成した［1-1-4図］。

④特許審査実績

2018年の一次審査件数は232,701件となった。また、特許査定件数は177,852件、拒絶査定件数は56,701件、特許登録件数は194,525件となった。

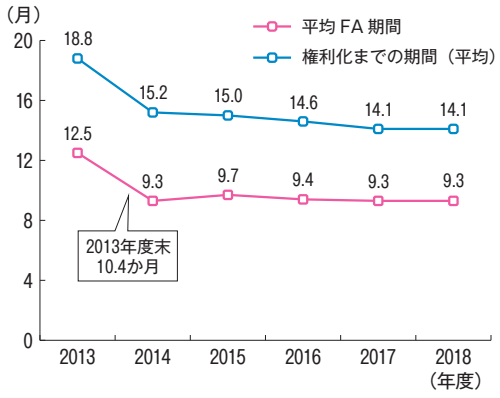
また、日本国特許庁が2018年に国際調査機関として作成した国際調査報告の件数は、2018年のPCT国際出願件数と同様に過去最高の、47,934件となった［1-1-5図］。

1-1-3図 審査請求件数の推移



（備考）2009～2012年の審査請求件数には審査請求料の納付繰延制度を利用しているものが含まれる。
（資料）統計・資料編　第1章1.

1-1-4図 特許審査の権利化までの期間と平均FA期間



1-1-5図 特許審査実績及び最終処分実績の推移

特許審査実績の推移

単位：件

実績	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
一次審査件数	356,179	255,001	235,809	246,879	239,236	232,701
再着審査件数	329,409	283,085	237,076	242,904	265,944	248,647
国際調査報告作成件数	42,384	40,079	43,571	44,321	45,948	47,934
国際予備審査報告作成件数	2,509	2,190	2,515	2,021	1,903	2,131
前置審査件数	23,168	22,972	20,405	18,108	17,248	15,247
合計	753,649	603,327	539,376	554,233	570,279	546,660

（備考）前置審査件数は、前置登録件数[2]、前置報告件数[3]、前置拒絶理由件数の合計。

最終処分実績の推移

単位：件

実績	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
特許査定件数	260,046	205,711	173,015	191,032	183,919	177,852
拒絶査定件数	108,544	88,467	66,599	58,638	60,613	56,701
（うち戻し拒絶査定件数）	60,356	41,477	30,173	25,448	28,409	26,693
FA後取下げ・放棄件数	4,090	2,562	2,290	2,207	1,968	1,726
特許登録件数	277,079	227,142	189,358	203,087	199,577	194,525
特許査定率	69.8%	69.3%	71.5%	75.8%	74.6%	75.3%
拒絶査定率	30.2%	30.7%	28.5%	24.2%	25.4%	24.7%

（備考）戻し拒絶査定件数とは、審査官の拒絶理由通知に対し、何ら応答されず拒絶査定された件数。
FA後取下げ・放棄件数とは、一次審査着手後に出願の取下げ・放棄が行われた件数。
特許査定率＝特許査定件数／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋FA後取下げ・放棄件数）
拒絶査定率＝（拒絶査定件数＋FA後取下げ・放棄件数）／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋FA後取下げ・放棄件数）
（資料）特許庁作成

1 出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。
2 前置審査の結果、拒絶査定を取り消して特許査定された件数。
3 前置審査の結果、拒絶査定を維持すべきと判断された件数。

⑤出願年別で見る特許出願･審査請求･特許登録等

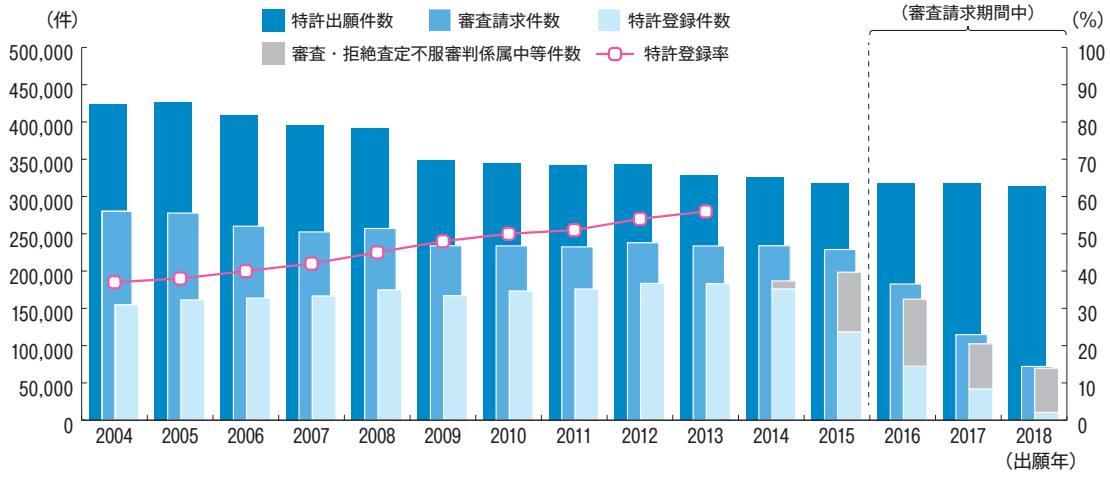
出願年別で見ると、特許登録件数は17万件前後を維持している。また、特許出願件数は近年漸減傾向であるものの、審査請求件数はほぼ横ばいを維持している。そして、特許出願件数に対する特許登録件数の割合（特許登録率）は増加傾向にある。このことから、出願人が特許出願にあたり厳選を行うことが浸透し、企業等における知的財産戦略において量から質への転換が着実に進んでいることが窺える［1-1-6図］。

⑥特許権の現存率

日本における特許権の設定登録からの年数ごとの現存率は、設定登録から5年後で88%、10年後で54%、15年後で13%程度に減少している［1-1-7図］。

日本における内国出願人の特許保有件数は増加傾向にあり、2018年末に169万件に達し、2009年の120万件の約1.4倍となった。外国出願人の特許保有件数も増加傾向にあり、2018年末に36万件に達し、2009年の15万件の約2.4倍となった［1-1-8図］。

1-1-6図　出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等の推移（2004-2018）

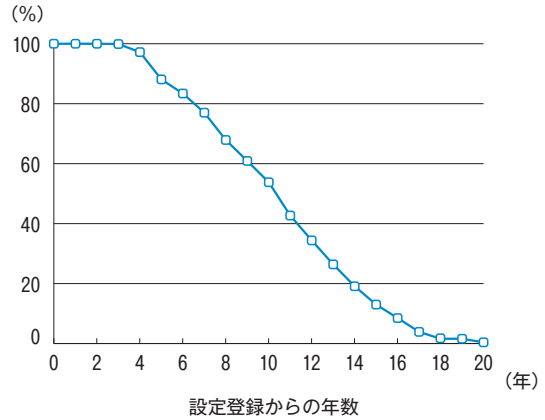


単位：件

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
特許出願件数	423017	426974	408569	396160	390879	348429	344397	342312	342589	328138	325688	318345	317922	318030	313028
審査請求件数	280250	277797	260221	252485	257116	233901	233780	232471	237906	233708	233963	228917	182667	114775	72088
特許登録件数	154942	161363	163773	166613	174826	166919	173310	175933	183497	182933	176106	118530	72441	41889	10471

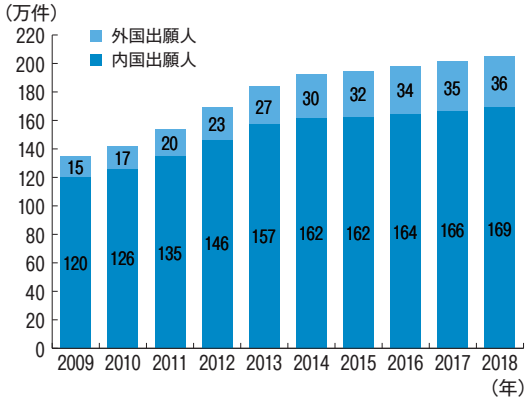
（備考）出願年別の特許出願・審査請求・特許登録等の件数には、特許権の存続期間の延長登録の出願の件数は含まれない。
出願年別特許登録件数は、2019年4月15日時点での暫定値。
2016年から2018年の出願における出願年別審査請求件数は、2019年4月15日時点での暫定値。
（資料）特許庁作成

1-1-7図　特許権の現存率



（備考）・現存率は、特許権の登録件数に対する現存件数の割合のことである。
・2018年末現在の数字である。
（資料）統計・資料編　第２章19.（2）

1-1-8図　内外国出願人別の現存特許権数の推移



（備考）国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。
（資料）統計・資料編　第２章19.（1）

(2) 主要国・機関における特許出願・登録動向

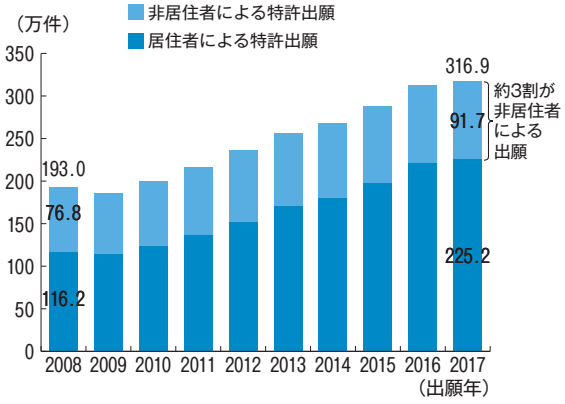
①世界の特許出願件数

2008 年に 193 万件であった世界の特許出願件数は、この 10 年間で 1.64 倍に増加し、2017 年には 316.9 万件に達した［1-1-9 図］。2009 年の世界の特許出願件数は居住者、非居住者共に減少していたが、2010 年以降増加に転じており、2017 年は前年比 1.4%増となっている。2017 年の世界の特許出願件数の伸びは、主に、中国人による中国国家知識産権局への特許出願件数の大幅な増加によるものである。2017 年の世界の特許出願件数においては、米国特許商標庁、日本国特許庁がこれに続いている［1-1-16 図］。

②世界の特許登録件数

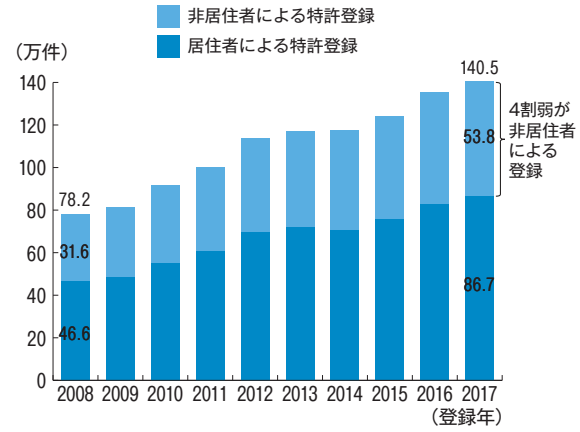
世界の特許出願件数の増加に伴い、世界の特許登録件数も増加の傾向にある。2008 年には 78.2 万件であったが、この 10 年間で約 1.8 倍に増加し、2017 年には 140.5 万件であった［1-1-10 図］。この世界の特許登録件数のうち非居住者による登録は、この 10 年間で約 1.7 倍に増加し、2017 年には全体の 4 割弱を占める状況にある。2017 年の世界の特許登録件数を出願人の居住国別に見ると、中国居住者による特許登録件数は 35.3 万件と最も多く、日本 28.6 万件、米国 28.6 万件と続いている［1-1-11 図］。また、日本居住者による特許登録件数のうち、約 4 割は外国での登録であり、我が国企業の知財活動が国内外に広く行われていることが分かる［1-1-12 図］。

1-1-9図 世界の特許出願件数の推移



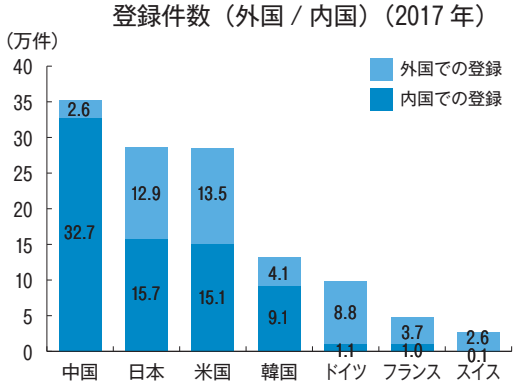
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-10図 世界の特許登録件数の推移



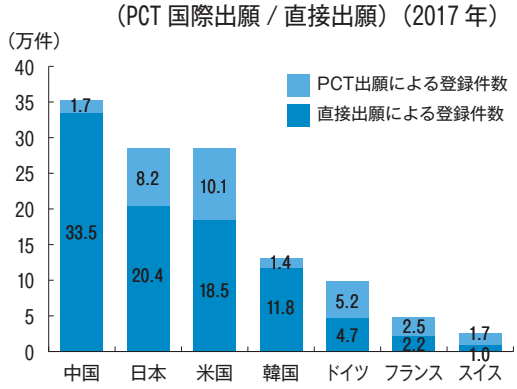
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-11図 出願人居住国別の世界での特許登録件数（外国 / 内国）（2017 年）



（備考）居住国は筆頭出願人の居住国である。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-12図 出願人居住国別の世界での特許登録件数（PCT 国際出願 / 直接出願）（2017 年）



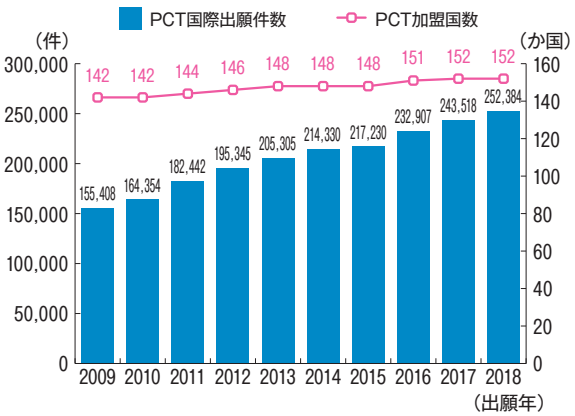
（備考）居住国は筆頭出願人の居住国である。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

③世界のPCT国際出願件数

PCT国際出願件数は、2009年以降増加しており、2018年は252,384件と、前年に引き続き過去最高となり、PCT国際出願制度の利用が引き続き活発であることが窺える［1-1-13図］。

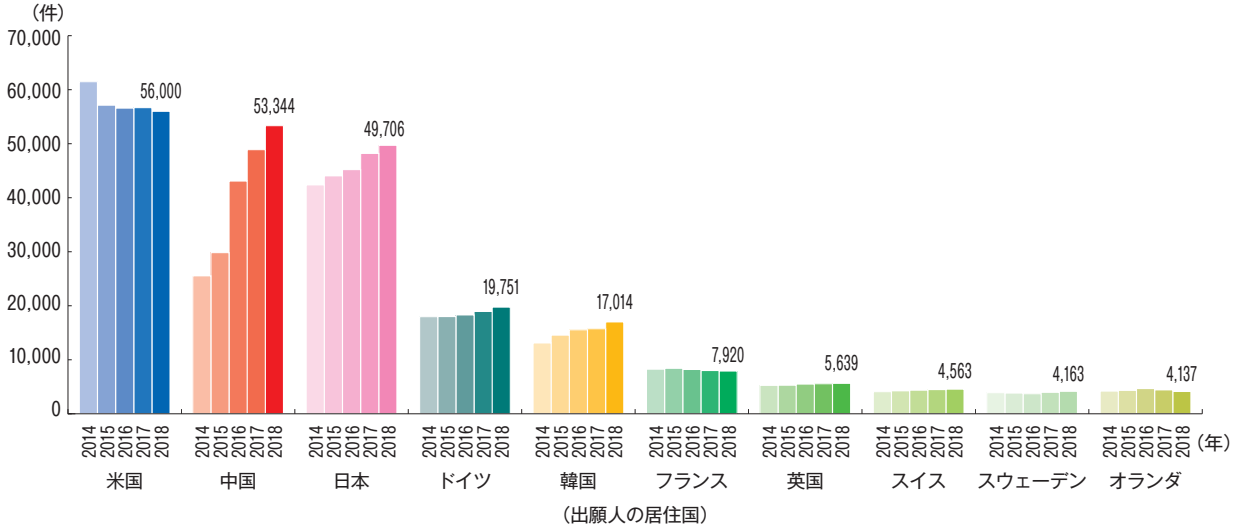
PCT国際出願件数の推移を出願人居住国別に見ると、2018年の日本からの出願件数は、2014年から17.3%増の49,706件と、過去最高を記録した［1-1-14図］。この日本からのPCT国際出願件数の増加の背景には、我が国企業等の活動が一層グローバル化したこと、PCT国際出願のメリットについて認識が高まってきたことなどがあると考えられる。また、2018年の中国からのPCT国際出願件数は前年比9.1%増の53,344件を記録し、第2位となっている。出願人居住国別の割合を見ると、2014年と2018年のいずれにおいても上位10か国で全体の85%以上を占めている。米国は全体の22.2%を占め、引き続き第1位となっている［1-1-15図］。

1-1-13図　PCT加盟国数及びPCT国際出願件数の推移



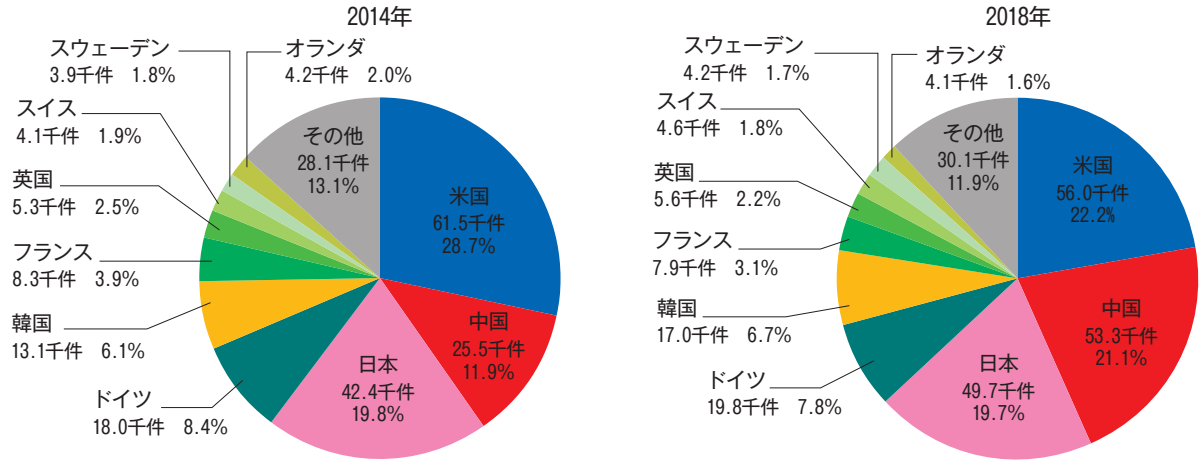
（資料）WIPOウェブサイト、WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-14図　出願人居住国別のPCT国際出願件数の推移



（備考）各年の出願件数は国際出願日によるものであり、居住国は筆頭出願人の居住国である。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-15図　出願人居住国別のPCT国際出願件数の割合（2014年と2018年の比較）



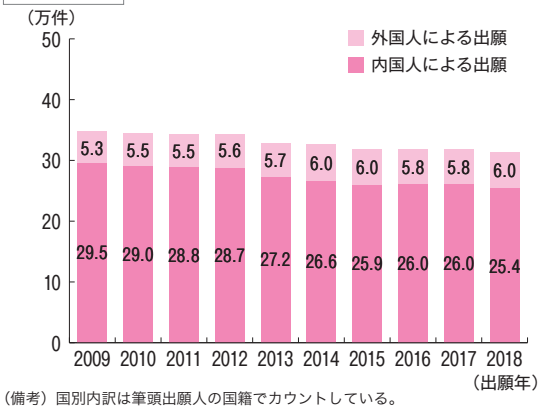
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

④五庁における特許出願件数

五庁（日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、中国国家知識産権局（CNIPA）、韓国特許庁（KIPO））における特許出願件数の動向を示す。

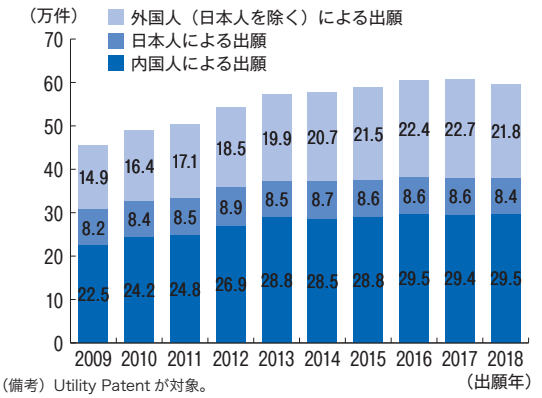
2018年のJPOにおける出願件数は31.4万件であり、前年からわずかに減少している。五庁の中では、CNIPAにおける出願件数は、前年比11.6%増の154.2万件となり、大きく増加している［1-1-16図］。

1-1-17図　日本における特許出願構造



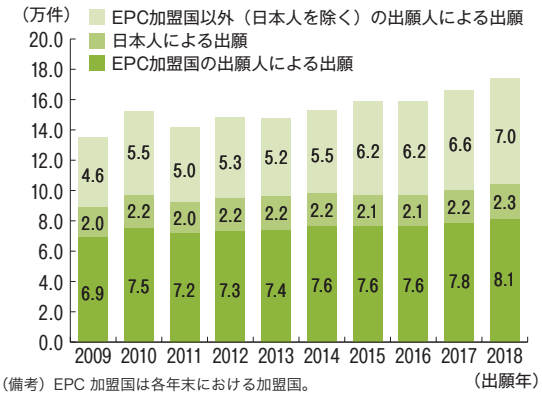
（備考）国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。
（資料）統計・資料編　第２章４.（1）

1-1-18図　米国における特許出願構造



（備考）Utility Patentが対象。
　　国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）米国ウェブサイト（2008年～2015年）及び米国提供資料（2016-17年、2018年（暫定値））を基に特許庁作成

1-1-19図　欧州における特許出願構造

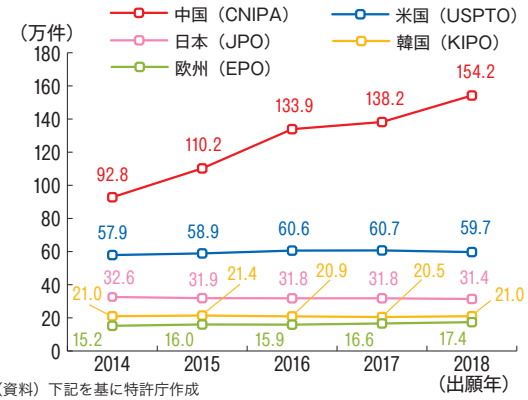


（備考）EPC加盟国は各年末における加盟国。
　　国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）欧州 Annual Report 2018を基に特許庁作成

⑤五庁における特許出願構造

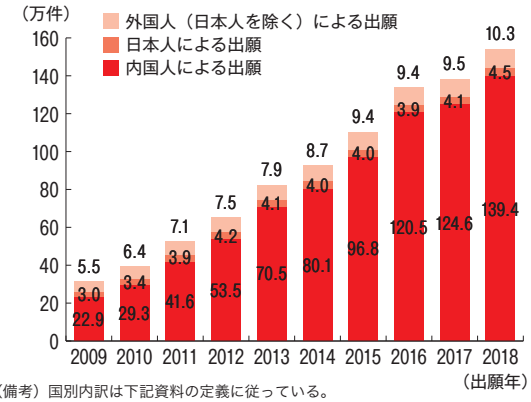
JPO、CNIPA及びKIPOでは内国人による出願が多く、特に、CNIPAにおける内国人による出願件数は、近年大きく増加しているのに対して、USPTO及びEPOでは外国人（EPOの場合はEPC加盟国以外の出願人）による出願がほぼ半数を占めている［1-1-17図、1-1-18図、1-1-19図、1-1-20図、1-1-21図］。

1-1-16図　五庁における特許出願件数の推移



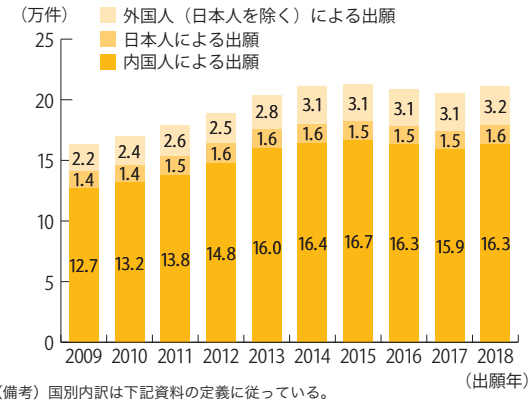
（資料）下記を基に特許庁作成
　日本　統計・資料編　第１章１.
　米国　米国ウェブサイト（2014～2016年）及び米国提供資料（2017年、2018年（暫定値））
　欧州　Annual Report 2018（European patent applications参照）
　中国　中国ウェブサイト
　韓国　韓国ウェブサイト及び韓国提供資料（2018年暫定値）

1-1-20図　中国における特許出願構造



（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）中国ウェブサイト及び中国供資料を基に特許庁作成

1-1-21図　韓国における特許出願構造

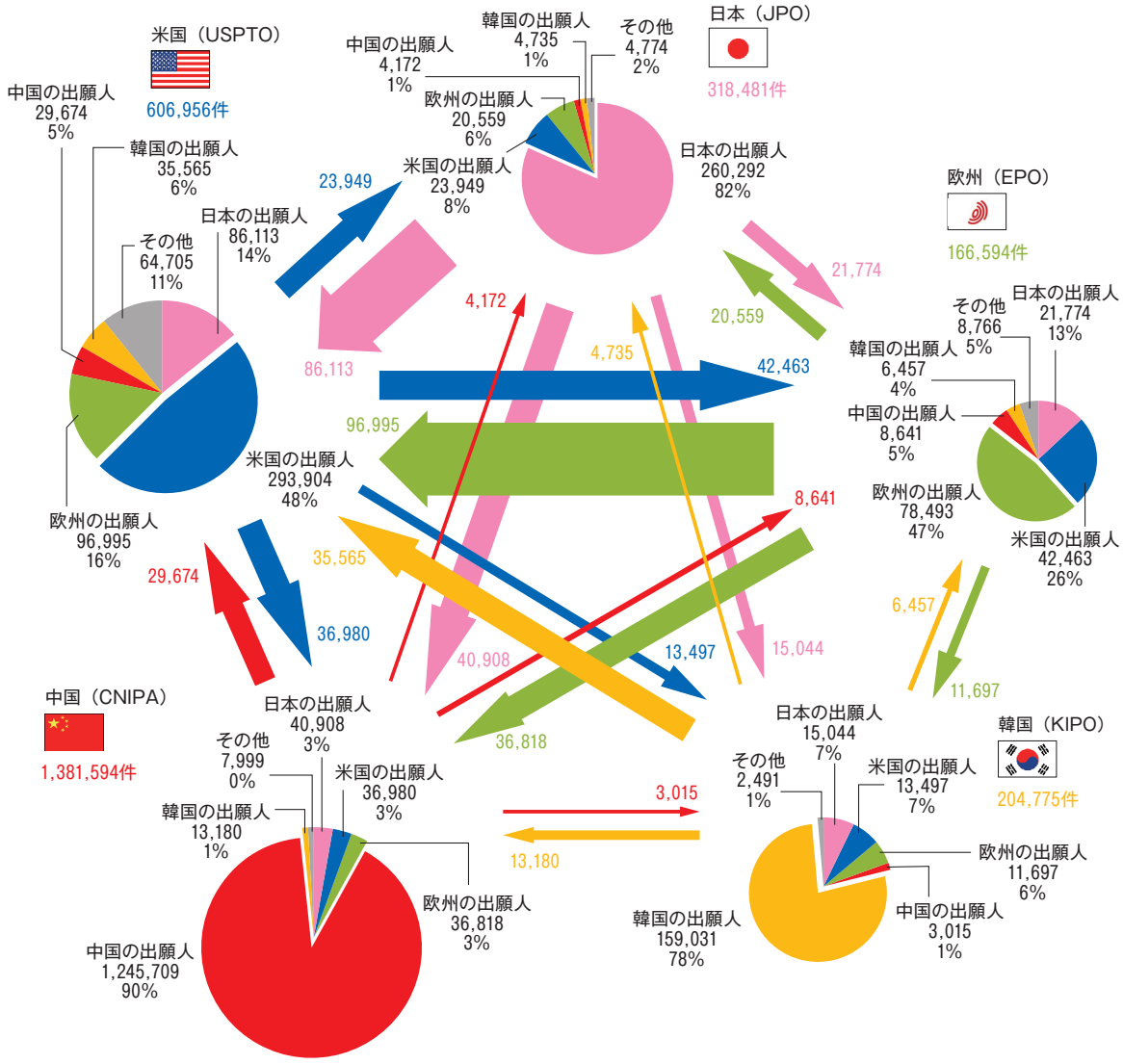


（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）韓国 Annual Report（2008～2017年）、韓国提供資料（暫定値）（2018年）を基に特許庁作成

⑥五庁間の特許出願件数と特許登録件数

2017 年における五庁間の特許出願件数と特許登録件数を見ると、日本からの出願・登録は、USPTO、CNIPA、EPO、KIPO の順に多く、一方で、JPO への出願・登録は、米国、欧州、韓国、中国の順であり、特に、中国から JPO への出願・登録の件数と比較して、日本から CNIPA への出願・登録の件数が多い［1-1-22 図、1-1-23 図］。

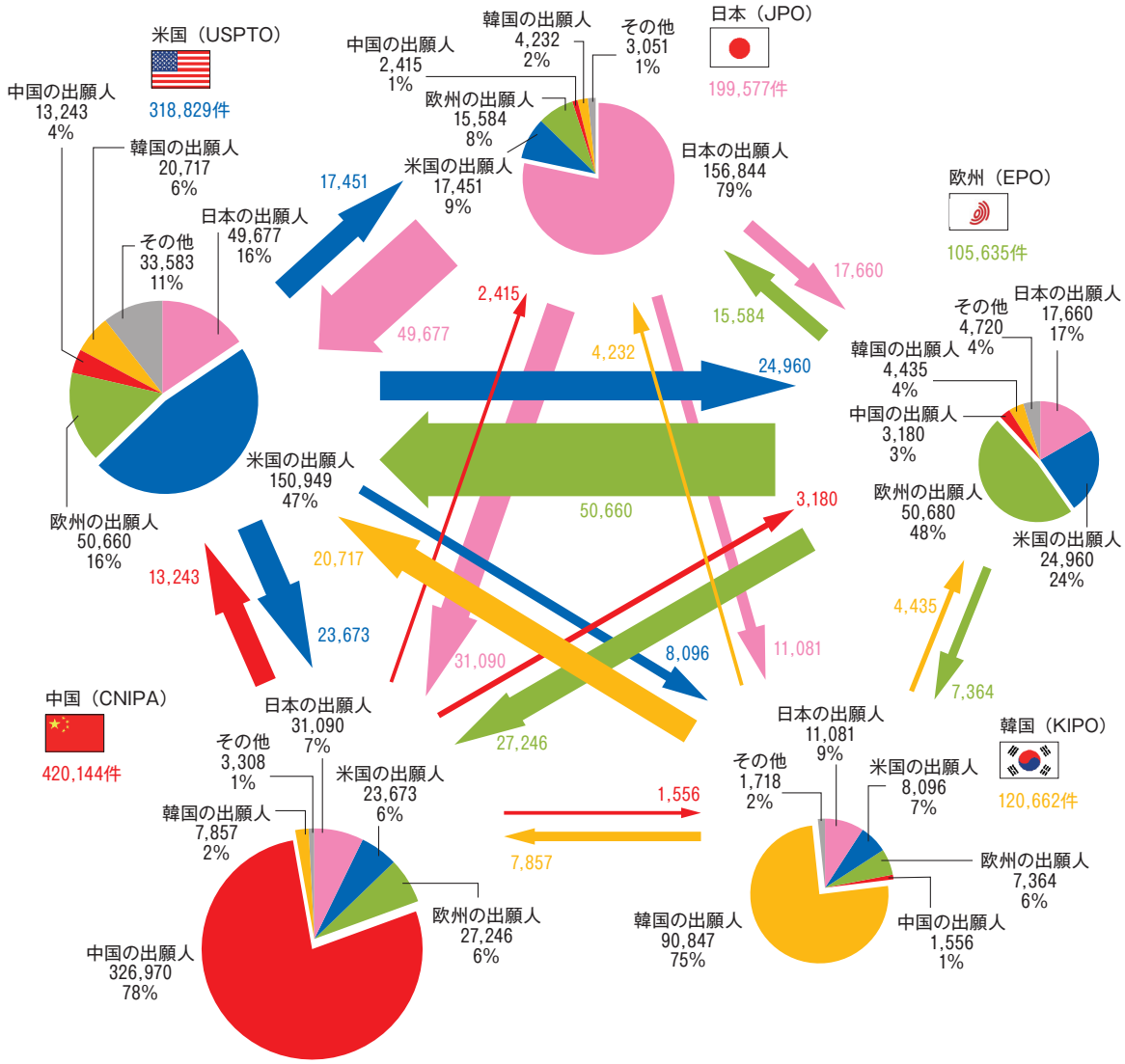
1-1-22図　五庁間の特許出願状況（2017 年）[1]



（備考）・米国は Utility Patent が対象
・枠内の数値は、各国・機関における 2017 年の特許出願件数の合計を示す。
・欧州からの件数は、2017 年末時点の EPC 加盟国の出願人による出願件数を示す。
・欧州への件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各 EPC 加盟国への出願件数は含まれていない。
・各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）下記を基に特許庁作成
日本　統計資料編 2018 年版　第 4 章 2.（1）
米国　USPTO 提供資料
欧州　EPO Annual Report 2018
中国　CNIPA 年報
韓国　KIPO 年報

1 特許庁「平成 30 年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」において、優先権主張年 2014 年にて一部の分野別の図を掲載
https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/document/index/30_macro.pdf

1-1-23図 五庁間の特許登録状況（2017年）



（備考）・米国は Utility Patent が対象
・枠内の数値は、各国・機関における 2017 年の特許登録件数の合計を示す。
・欧州からの件数は、2017 年末時点の EPC 加盟国の出願人による登録件数を示す。
・欧州への件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各 EPC 加盟国への登録件数は含まれていない。
・各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。

（資料）下記を基に特許庁作成
日本　統計資料編 2018 年版　第 4 章 3.（1）
米国　USPTO 提供資料
欧州　EPO Annual Report 2018
中国　CNIPA 年報
韓国　KIPO 年報

⑦五庁の一次審査通知までの期間と最終処分期間

各庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間の 2017 年平均は、1-1-24 図のとおりである。

なお、各庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間は、それぞれの特許制度の違いによってその定義が異なっている。例えば、一次審査通知までの期間の定義は、JPO では審査請求日から一次審査までの平均期間であるが、EPO では出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発行までの期間の中央値、CNIPA では審査請求後の実体審査開始（実体審査開始の通知書の発行）から一次審査までの平均期間となっている（1-1-24 図の備考参照）。

⑧五庁の特許審査官数

審査体制の整備を図るため、各庁は審査官の増員を行ってきた。審査官人数の推移を見ると、2009 年から 2018 年までの 10 年間で、USPTO は 2,042 人、EPO は 307 人の審査官が増員されている。CNIPA は、2009 年から 2017 年までの間で 7,562 人、KIPO は同期間に 191 人増員されている。JPO は 2009 年から 2018 年までの 10 年間で 2009 年比 2 名減の 1,690 名となっている［1-1-25 図］。

⑨主要特許庁の特許査定率

JPO 及び EPO の特許査定率は増加傾向にあったが、2017 年の JPO の特許査定率は、前年比 1.2 ポイント減の 74.6% とわずかに減少に転じている。EPO は前年比 2.3 ポイント増の 57.1% であった。他方、2017 年の USPTO、KIPO の特許査定率はそれぞれ前年比 1.6 ポイント、3.1 ポイント増の 71.9 %、63.1 % であった。また、2017 年の CNIPA の特許査定率は 56.4%であった［1-1-26 図］。

なお、各庁の特許査定率は、それぞれの特許制度の違いによってその定義が異なっている（1-1-26 図の備考参照）。

⑩主要特許庁における特許登録構造

JPO、CNIPA、KIPO では内国人による登録はそれぞれ 78%、80%、75%を占めているのに対し、USPTO 及び EPO では内国人による登録は 5 割程度であり、登録構造に大きな違いが見られる［1-1-27 図］。

⑪日本から海外への特許出願件数

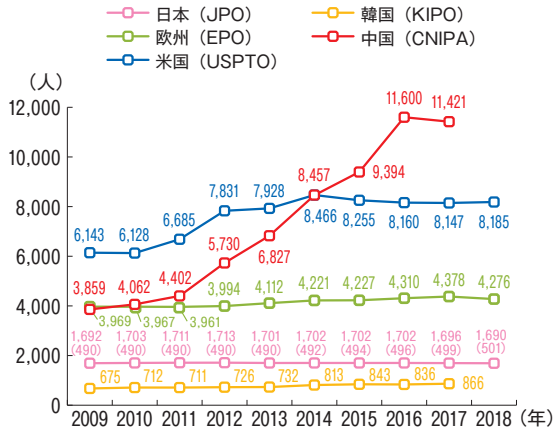
日本から海外への特許出願件数は、2012 年以降横ばいで推移しており、2017 年は 200,480 件であった［1-1-28 図］。

1-1-24図 五庁の「一次審査通知までの期間」及び「最終処分期間」（2017 年平均）

	一次審査通知までの期間	最終処分期間
日本国特許庁（JPO）	9.3 か月	14.1 か月
米国特許商標庁（USPTO）	15.7 か月	24.2 か月
欧州特許庁（EPO）	4.8 か月	24.9 か月
中国国家知識産権局（CNIPA）	14.4 か月	22.0 か月
韓国特許庁（KIPO）	10.4 か月	15.9 か月

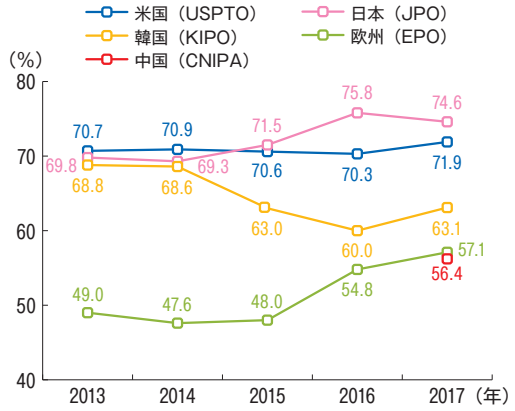
（備考）・日本国特許庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間の数値は、2017 年度平均。
・日本国特許庁及び韓国特許庁の一次審査通知までの期間は、審査請求日から一次審査までの平均期間。
・米国特許商標庁の一次審査通知までの期間は、出願日から一次審査までの平均期間。
・欧州特許庁の一次審査通知までの期間は、出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発表までの中央値。
・中国国家知識産権局の一次審査通知までの期間は、審査請求後の実体審査開始から一次審査までの平均期間。
・日本国特許庁の最終処分期間、すなわち権利化までの期間（標準審査期間）は、審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間（出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く）。
・米国特許商標庁の最終処分期間は、出願日から放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間（植物特許、再審査を含む）。
・欧州特許庁の最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの期間の中央値。
・中国国家知識産権局の最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの平均期間。
・韓国特許庁の最終処分期間、各年に最終処分を受けた全出願の最終処分までに要した審査期間（総月数）を各年の最終処分件数で除した値。
（資料） 他国特許庁の数値は IP5 Statistics Report 2017 を基に特許庁作成

1-1-25図 五庁の審査官数の推移



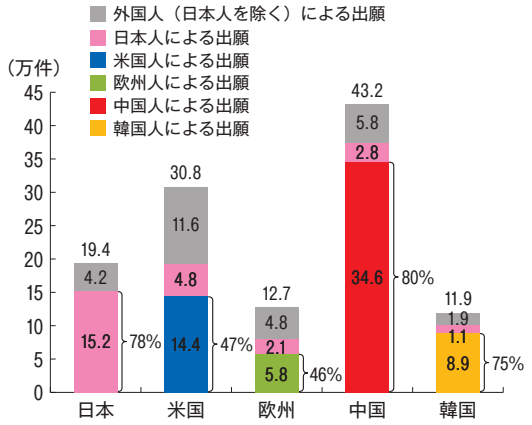
（備考）日本の 2009 年～ 2018 年の括弧内は任期付審査官数
中国の 2016、2017 年の数字は百人単位で四捨五入
（資料）下記を基に特許庁作成
米国 Annual Report 2018
中国 IP5 Statistics Report 2017
欧州 Annual Report 2018
日本 統計・資料編 第 5 章 4
韓国 IP5 Statistics Report 2017

1-1-26図 主要国特許庁の特許査定率の推移



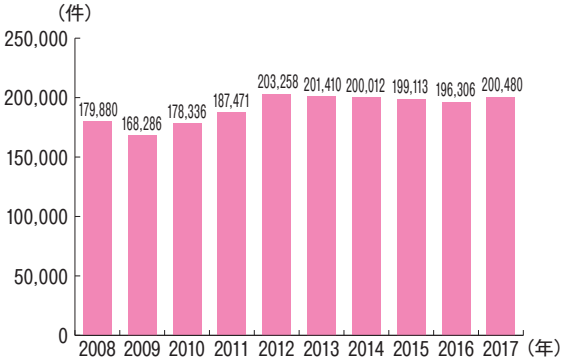
（備考）各庁の特許査定率の定義は以下のとおり。
（各年における処理件数が対象）
・日本 特許査定件数／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋審査着手後の取下げ・放棄件数）
・米国 特許証発行件数／処理件数
・欧州 特許査定件数／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋放棄件数）
・韓国 特許査定件数／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋審査着手後の取下げ件数）
・中国 特許査定率の定義を公表していない
（資料）IP5 Statistics Report 2017 を基に特許庁作成

1-1-27図 主要特許庁における特許登録構造（2018 年）



（備考）各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）下記を基に特許庁作成
日本 統計資料編 第 2 章 4.（1）
米国 USPTO 提供資料（暫定値）
中国 CNIPA 提供資料（暫定値）
韓国 KIPO 提供資料（暫定値）
欧州 EPO Annual Report 2018

1-1-28図 日本から海外への特許出願件数の推移



（備考）件数は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

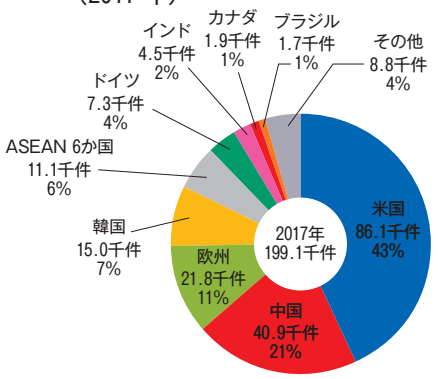
⑫日本人による主要特許庁への特許出願件数

2018 年の日本人による主要特許庁への特許出願件数は、それぞれ USPTO へ 84,280 件（前年比 2.1%減）、CNIPA へ 45,284 件（同 10.7%増）、EPO へ 22,615 件（同 3.9％増）、KIPO へ 15,606 件（同 3.7%増）であった［1-1-29 図、1-1-30 図］。

⑬日本人による主要特許庁での特許登録件数

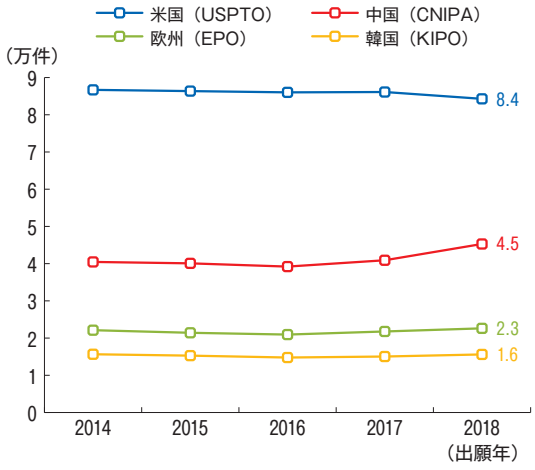
2018 年の日本人による主要特許庁での特許登録件数は、それぞれ USPTO において 47,566 件（前年比 4.2%減）、CNIPA において 28,094 件（同 9.6%減）、EPO において 21,343 件（同 20.9%増）、KIPO において 11,239 件（同 1.4%増）であった［1-1-31 図］。

1-1-29図　日本から海外への特許出願件数の割合（2017 年）



（備考）件数は下記資料の定義に従っている。ASEAN 6 か国：タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、ベトナム、フィリピン
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-30図　日本人による主要国・機関への特許出願件数の推移

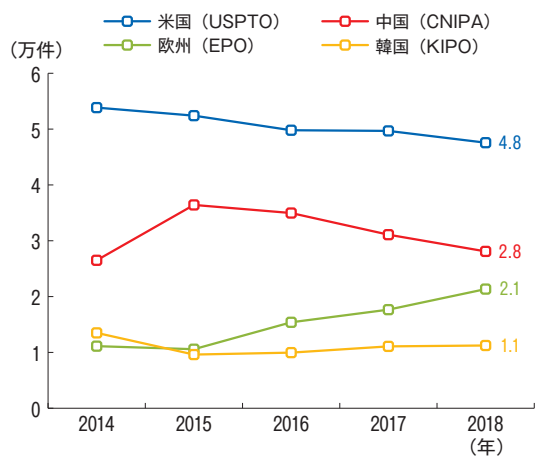


単位：件

	2014年	2015年	2016年	2017年	2019年
米国（USPTO）	86,691	86,359	86,021	86,113	84,280
中国（CNIPA）	40,460	40,078	39,207	40,908	45,284
欧州（EPO）	22,118	21,421	20,943	21,774	22,615
韓国（KIPO）	15,653	15,283	14,773	15,044	15,606

（備考）米国 Utility Patent が対象。
各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。
（資料）下記を基に特許庁作成
米国　USPTO ウェブサイト（2013 ～ 2015 年）及び USPTO 提供資料（2016 ～ 2017 年、2018 年（暫定値））
中国　年報（2014 ～ 2017）、CNIPA 提供資料（暫定値）（2018 年）
欧州　Annual Report 2018
韓国　年報（2014 ～ 2017 年）及び KIPO 提供資料（暫定値）（2018 年）

1-1-31図　日本人による主要特許庁での特許登録件数の推移



単位：件

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
米国（USPTO）	53,849	52,409	49,798	49,677	47,566
中国（CNIPA）	26,501	36,418	34,967	31,090	28,094
欧州（EPO）	11,120	10,574	15,395	17,660	21,343
韓国（KIPO）	13,499	9,615	9,962	11,081	11,239

（備考）・米国 Utility Patent が対象。
・欧州は特許査定件数を表す。
・各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。
（資料）下記を基に特許庁作成
米国　USPTO ウェブサイト（2014 ～ 2015 年）及び USPTO 提供資料（2016 年～ 2017 年、2018 年（暫定値））
中国　年報（2014 ～ 2017）、CNIPA 提供資料（暫定値）（2018 年）
欧州　Annual Report 2018
韓国　年報（2014 ～ 2017 年）及び KIPO 提供資料（暫定値）（2018 年）

⑭外国人による日本への特許出願件数

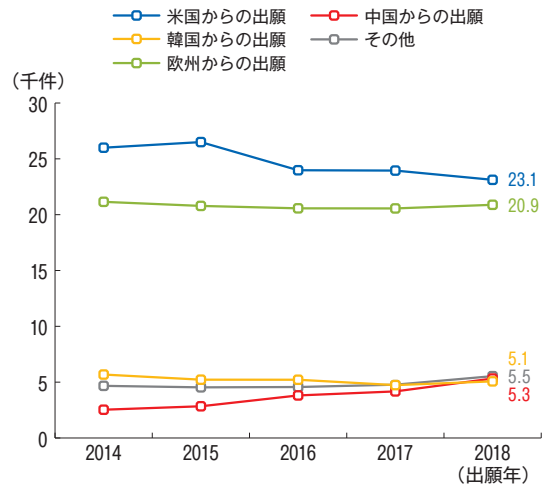
2018 年の外国人による日本への特許出願件数は、前年からほぼ横ばいの 59,937 件であった。このうち、米国と欧州からの出願が全体の 73.4%を占め、それぞれ前年からほぼ横ばいの 23,121 件、20,884 件であった。韓国からの出願は、前年比 7.1%増の 5,070 件であり、全体の 8.5%を占めた。また、中国からの出願は、近年増加傾向にあり、2018 年は前年比 27.6%増の 5,325 件であった。しかしながら、中国からの出願が全体に占める割合は 8.9%であり、欧米からの出願と比べると依然として少ない［1-1-32 図］。

⑮外国人による日本での特許登録件数

2018 年の外国人による日本での特許登録件数は、前年からほぼ横ばいの 42,085 件であった。

このうち、米国と欧州からの出願に基づく登録が全体の 75.4%を占めた。韓国からの出願に基づく登録は 4,199 件であり、全体の 10%を占めた。また、中国からの出願に基づく登録は、前年比 30.5% 増の 3,152 件であり、全体に占める割合は 7.5%である［1-1-33 図］。

1-1-32図 外国人による日本への特許出願件数の推移

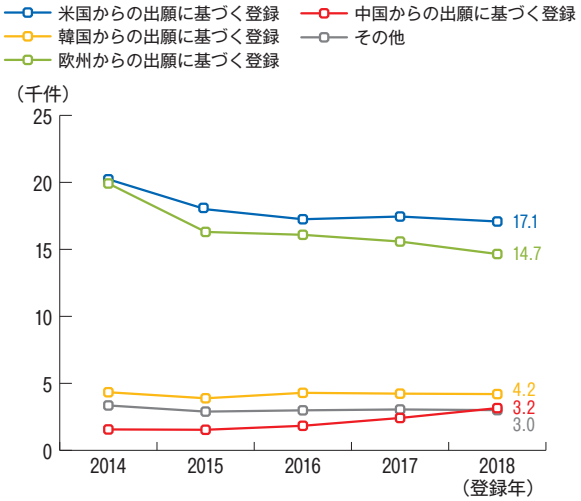


単位：件

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	対合計比（2018年）
米国からの出願	25,998	26,501	23,979	23,949	23,121	38.6%
欧州からの出願	21,150	20,784	20,568	20,559	20,884	34.8%
韓国からの出願	5,682	5,222	5,216	4,735	5,070	8.5%
中国からの出願	2,531	2,840	3,810	4,172	5,325	8.9%
その他	4,669	4,535	4,564	4,774	5,537	9.2%
合計	60,030	59,882	58,137	58,189	59,937	

（備考）・欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
・表中の件数は、直接出願件数及び PCT 国内移行件数を含む。
・筆頭出願人の国籍でカウントしている。
（資料）統計・資料編　第４章 2.（1）を基に特許庁作成

1-1-33図 外国人による日本での特許登録件数の推移



単位：件

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	対合計比（2018年）
米国からの出願に基づく登録	20,229	17,995	17,248	17,451	17,080	40.6%
欧州からの出願に基づく登録	19,917	16,301	16,086	15,584	14,653	34.8%
韓国からの出願に基づく登録	4,336	3,886	4,292	4,232	4,199	10.0%
中国からの出願に基づく登録	1,560	1,535	1,832	2,415	3,152	7.5%
その他	3,350	2,892	2,986	3,051	3,001	7.1%
合計	49,392	42,609	42,444	42,733	42,085	

（備考）・欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
・表中の件数は、直接出願及び PCT 国内移行に基づく登録件数を含む。
・筆頭出願人の国籍でカウントしている。
（資料）統計・資料編　第４章 3.（1）を基に特許庁作成

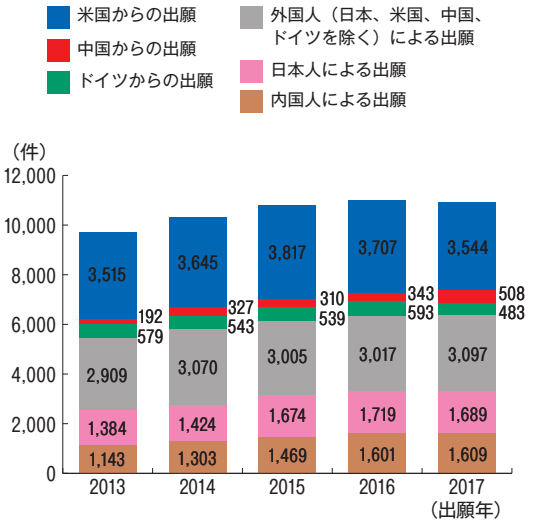
（3）新興国等における特許出願動向

①ASEANにおける特許出願動向

ASEAN 主要国（シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン）における特許出願について見ると、2017 年はシンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピンでは前年から減少しているが、タイ、ベトナムでは前年より増加しており、ASEAN 主要国全体の出願件数で見ると前年からほぼ横ばいとなっている。

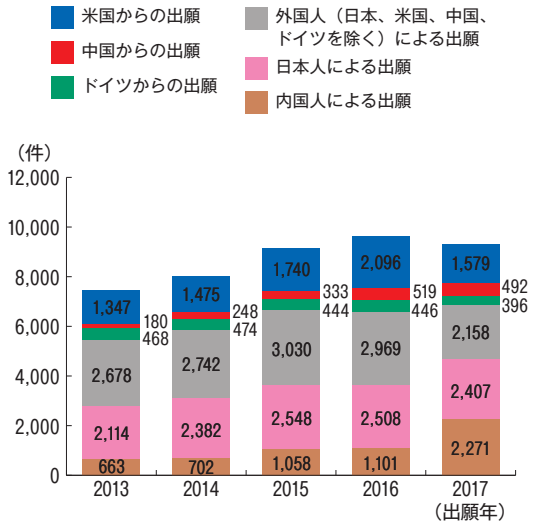
また、2017 年の特許出願構造を見ると、日本はインドネシア、タイ、マレーシア、ベトナムにおいて、米国はシンガポール、フィリピンにおいて、海外からの出願件数トップの地位を占めている［1-1-34 図、1-1-35 図、1-1-36 図、1-1-37 図、1-1-38 図、1-1-39 図］。

1-1-34図　シンガポールにおける特許出願構造



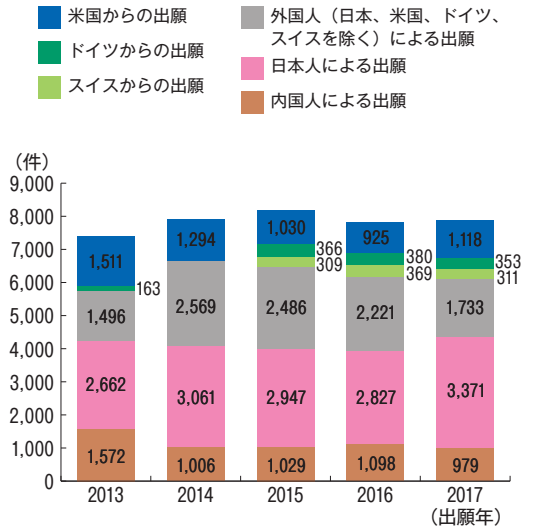
（備考）米国、ドイツ、スイスは、2017 年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-35図　インドネシアにおける特許出願構造



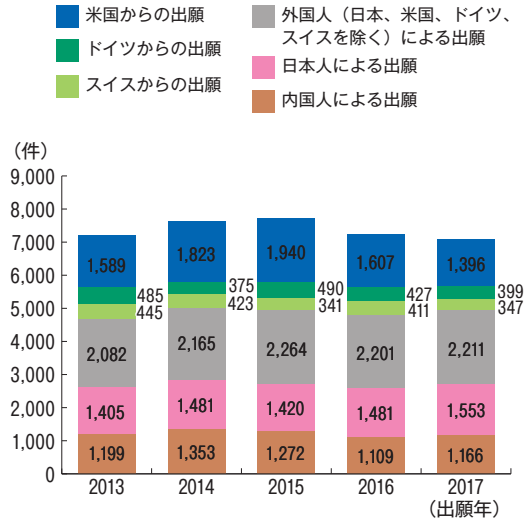
（備考）米国、中国、ドイツは、2017 年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-36図　タイにおける特許出願件数の推移



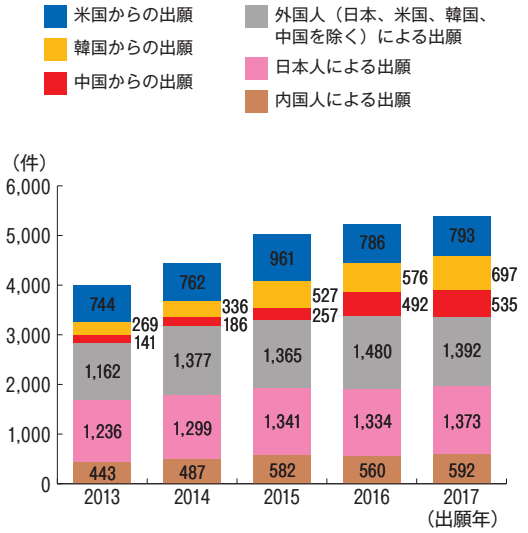
（備考）米国、ドイツ、スイスは、2017 年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。※スイス（2013-2014）、ドイツ（2014）は不明。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-37図 マレーシアにおける特許出願構造



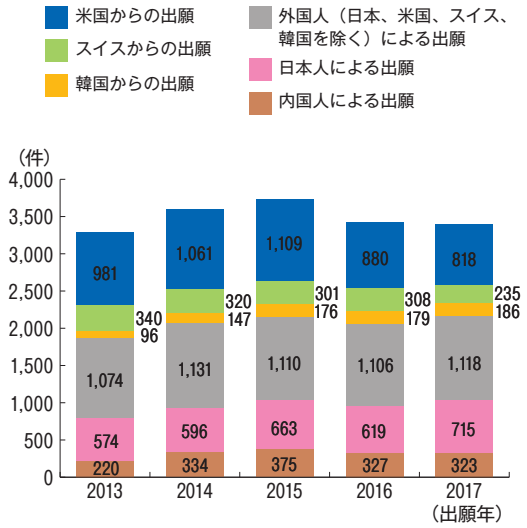
（備考）米国、ドイツ、スイスは、2017年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-38図 ベトナムにおける特許出願構造



（備考）米国、韓国、中国は、2017年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-39図 フィリピンにおける特許出願構造

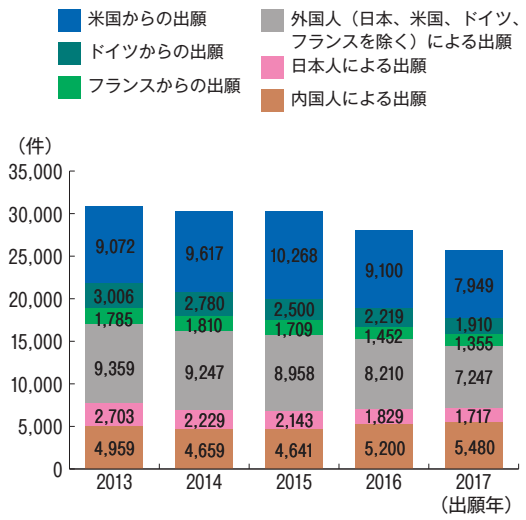


（備考）米国、スイス、韓国は、2017年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

②ブラジル、ロシア、インド及び南アフリカにおける特許出願動向

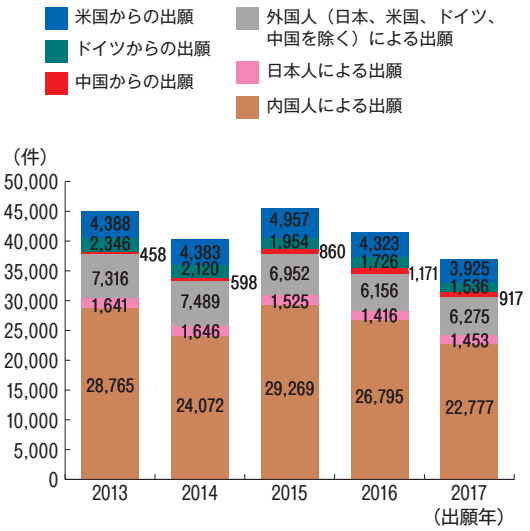
特許出願件数の推移を見ると、ブラジル、ロシアでは 2015 年から減少傾向にあり、インド、南アフリカではほぼ横ばいとなっている。また、2017 年の特許出願構造を見ると、ロシアにおいては、内国人による出願割合が過半数に達しているが、ブラジル、インド、南アフリカでは内国人による出願割合が比較的小さい。加えて、外国からの出願について見ると、4 か国ともに米国からの出願が最も多く、日本又はドイツがこれに続く［1-1-40 図、1-1-41 図、1-1-42 図、1-1-43 図］。

1-1-40図　ブラジルにおける特許出願構造



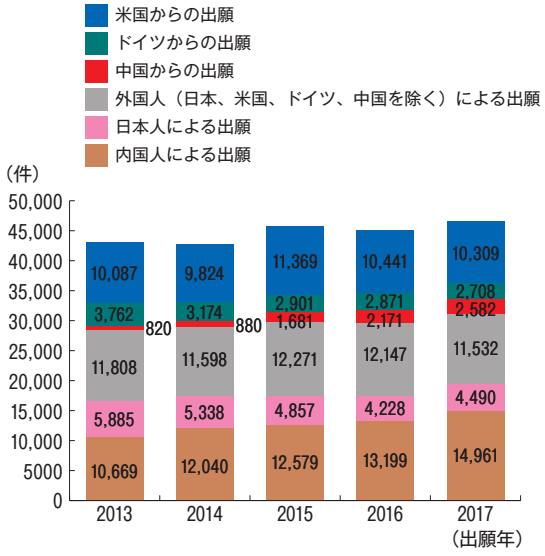
（備考）米国、ドイツ、フランスは、2017 年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-41図　ロシアにおける特許出願構造



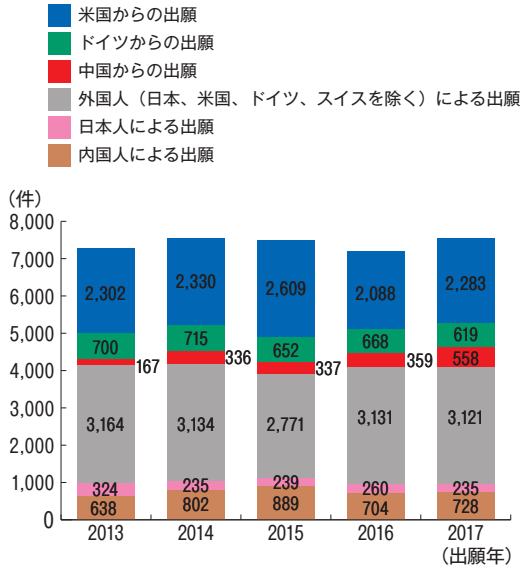
（備考）米国、ドイツ、中国は、2017 年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-42図　インドにおける特許出願構造



（備考）米国、ドイツ、中国は、2017 年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-43図　南アフリカにおける特許出願構造



（備考）米国、ドイツ、中国は、2017 年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

2. 実用新案

（1）我が国における実用新案登録出願・登録動向及び実用新案技術評価書作成の現状

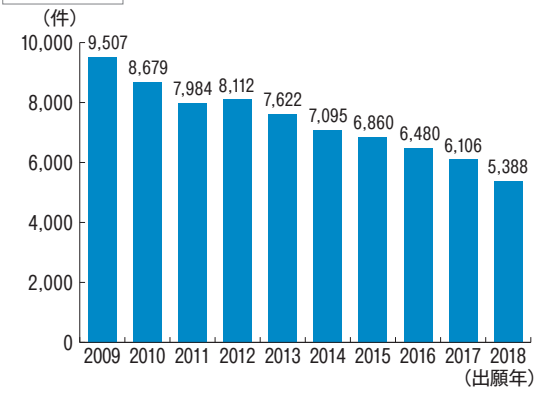
①実用新案登録出願件数及び実用新案登録件数

実用新案登録出願件数は、この10年間減少傾向にあり、2018年は5,388件であった［1-1-44図］。実用新案登録件数も同様に減少傾向にあり、2018年は5,303件であった［1-1-45図］。

②実用新案技術評価書作成件数

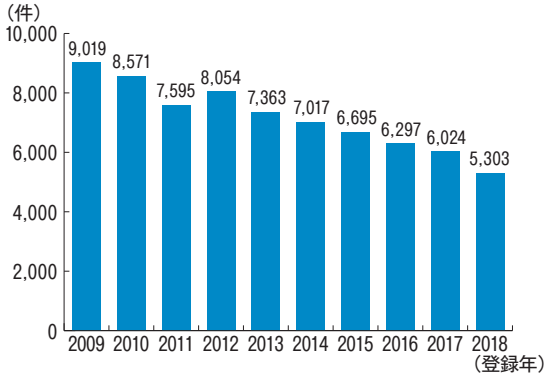
実体審査を行わない実用新案制度においては、権利を行使するにあたり、実用新案技術評価書を提示して警告を行うことが必要である。実用新案技術評価書とは、権利の有効性を判断する材料として、新規性、進歩性等に関する審査官の評価を請求人に通知するものである。実用新案技術評価書の作成件数も、実用新案登録出願件数と同様に減少傾向にあり、2018年は336件（前年比7.7%減）であった［1-1-46図］。

1-1-44図 実用新案登録出願件数の推移



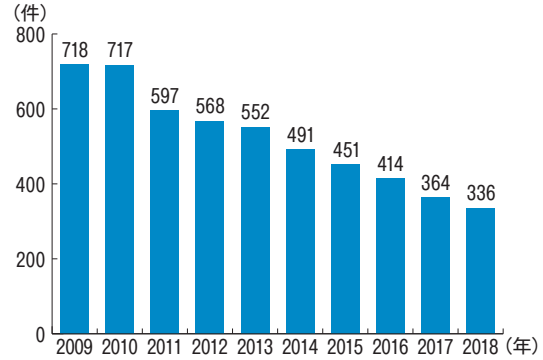
（資料）統計・資料編　第1章3.

1-1-45図 実用新案登録件数の推移



（資料）統計・資料編　第1章3.

1-1-46図 実用新案技術評価書作成件数の推移



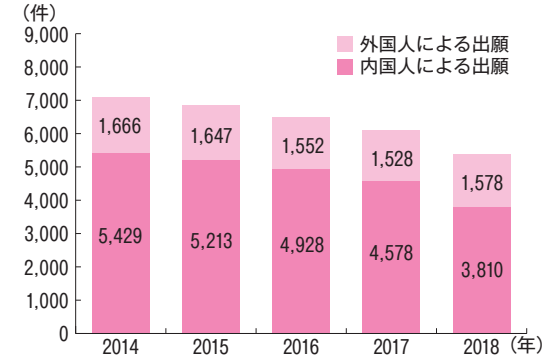
（資料）特許庁作成

(2) 日中韓における実用新案登録出願構造

2018 年の内国人による実用新案登録出願件数は、日本は 3,810 件、中国は 2,063,860 件、韓国は 5,768 件であった。

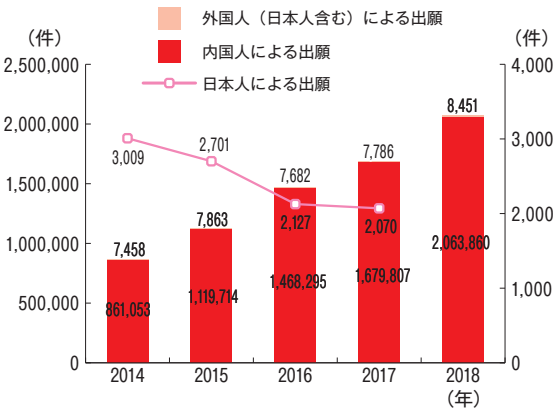
中国における外国人出願の件数は増加傾向にあるが、その割合は 1%未満に過ぎない。また、2017 年の日本から中国への出願件数は前年より減少した［1-1-47 図、1-1-48 図、1-1-49 図］。

1-1-47図　日本における実用新案登録出願構造



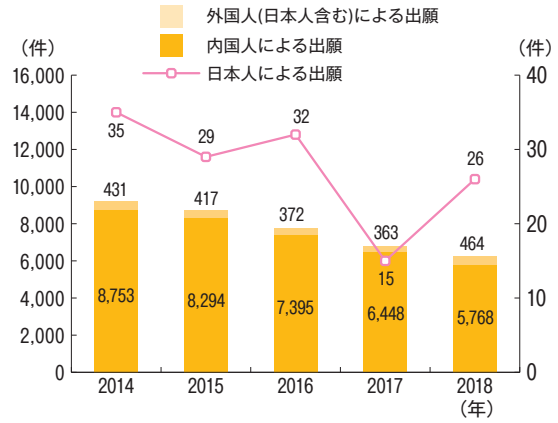
（備考）国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。
（資料）統計・資料編 第２章４.（2）

1-1-48図　中国における実用新案登録出願構造



（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）中国専利業務工作及総合管理統計月報及び中国年報を基に特許庁作成

1-1-49図　韓国における実用新案登録出願構造



（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）韓国 Annual Report(2014～2017 年)及び韓国提供資料(暫定値)(2018 年）を基に特許庁作成

3. 意匠

（1）我が国における意匠登録出願・登録動向及び意匠審査の現状

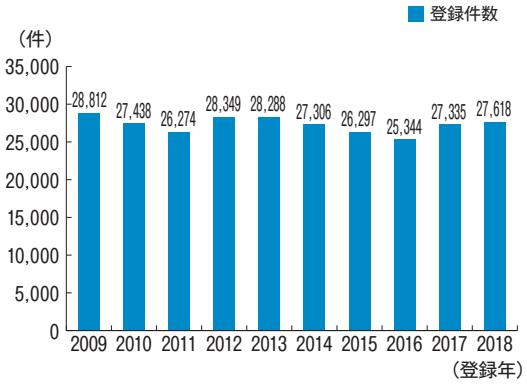
①意匠登録出願件数及び意匠登録件数

過去 10 年間の意匠登録出願件数の推移をみると、2009 年以降多少の増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しており、2018 年は前年比 1.7%減の 31,406 件であった。その内訳をみると、国際意匠登録出願[1]件数は 2,261 件、それ以外の意匠登録出願件数は 29,145 件であった［1-1-50 図］。

また、1999 年に部分意匠[2]が導入されて以来、年々増加していた「出願全体に占める部分意匠の出願件数の割合」は、2016 年にわずかに減少したものの、以後再び増加を続けており、出願件数全体の約 40%を占めている。他方、同時期に導入された関連意匠[3]の利用割合は、2014 年以降、14% 前後で横ばいを維持しており、2018 年は 13.6%となっている［1-1-51 図］。

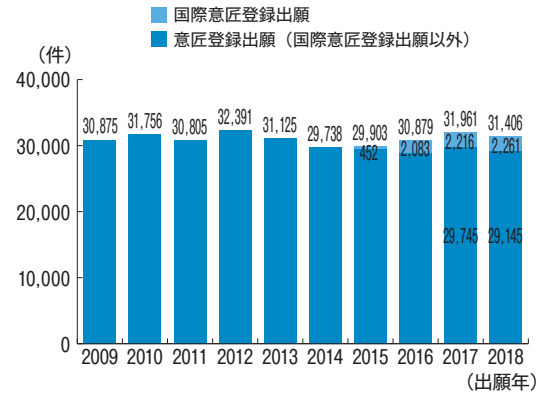
意匠登録件数は、近年は多少の増減を繰り返しながら 3 万件弱で推移しており、2018 年は 27,618 件であった［1-1-52 図］。

1-1-52図 意匠登録件数の推移



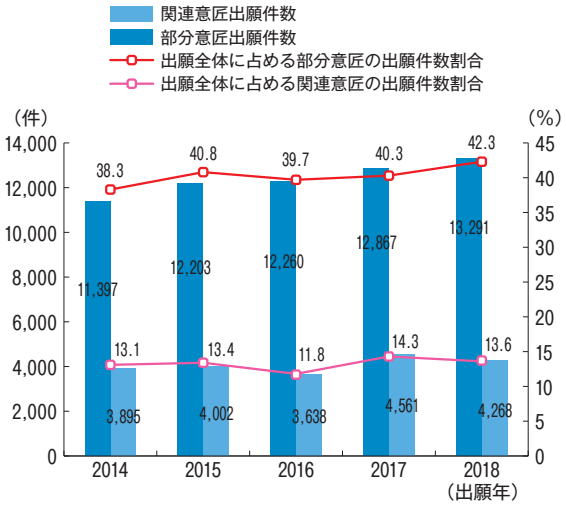
（資料）統計・資料編　第 1 章 5.

1-1-50図 意匠登録出願件数の推移



（備考）国際意匠登録出願については、国際公表日を基準としてカウントしている。日本国特許庁におけるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願の取扱い開始は、2015 年 5 月 13 日。
（資料）統計・資料編　第 1 章 5.、第 3 章 10.

1-1-51図 部分意匠、関連意匠の出願件数及び出願件数割合の推移



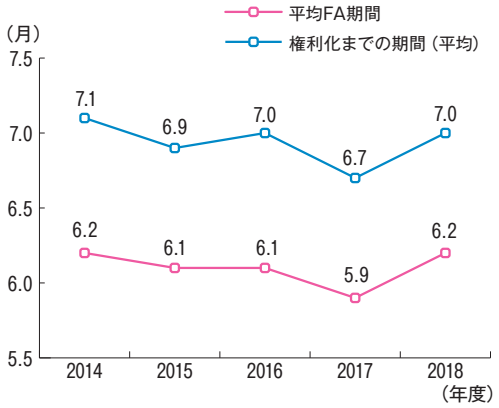
（資料）特許庁作成

1 国際意匠登録出願件数は、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願であって、日本国を指定締約国とし、かつ国際事務局により国際登録され、国際公表がされた出願の件数。当該件数については、国際出願の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願として、また、国際公表の日を基準としてカウント。意匠法第 60 条の 6 参照。
2「物品の部分」に係る意匠のこと。1999 年の改正意匠法施行以来、物品全体から物理的に切り離すことのできない部分に係る意匠についても意匠登録を受けることができるようになった。
3 同一出願人によって出願された場合に限り、自己の本意匠に類似する意匠（関連意匠）についても独自に権利行使することを可能にしたものであり、1999 年に導入された。

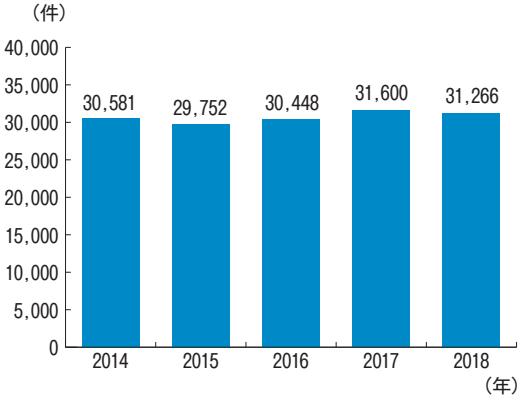
②意匠審査の現状

2018 年度における出願から一次審査通知までの期間（FA 期間）は平均 6.2 月であり、出願から権利化までの期間[1]は平均 7.0 月であった[1-1-53 図]。また、2018 年の一次審査件数（FA 件数）は 31,266 件と、出願件数同様にほぼ横ばいで推移しており、登録査定件数は 3 万件弱で推移している［1-1-54 図、1-1-55 図］。

1-1-53図　意匠審査の権利化までの期間と平均 FA 期間の推移

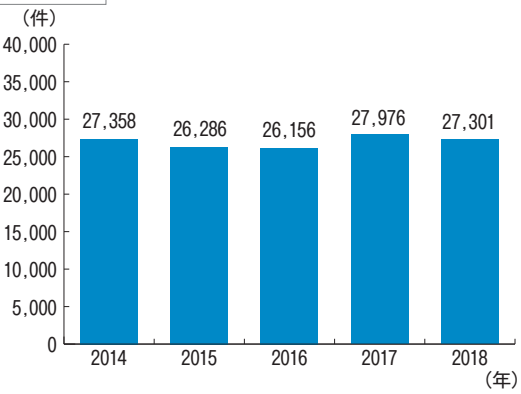


1-1-54図　意匠審査の FA 件数の推移



（資料）統計・資料編　第１章 5.

1-1-55図　意匠審査の登録査定件数の推移

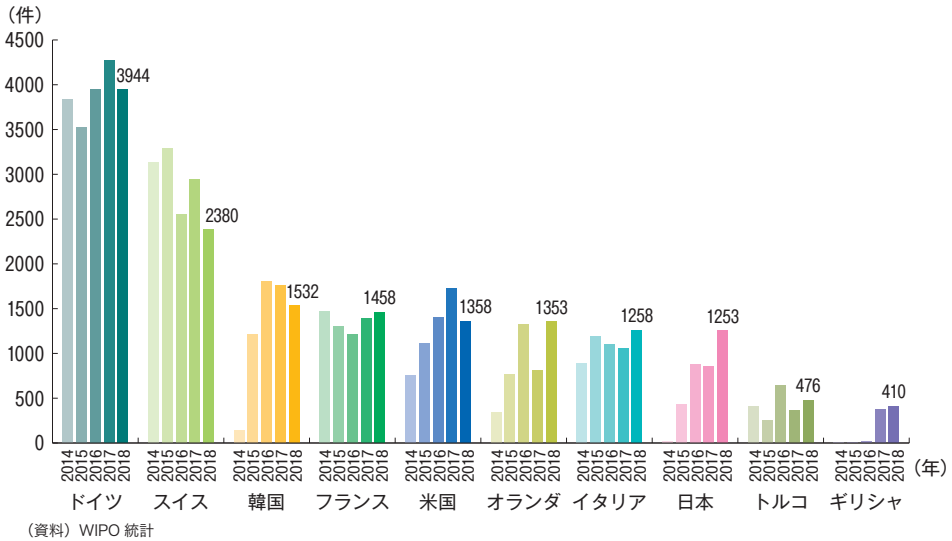


（資料）統計・資料編　第１章 5.

③ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願件数

我が国におけるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願の取扱い開始は、2015 年 5 月 13 日であり、出願人居住国別にみると、2018 年の日本からの国際出願件数は、前年と比較して急増した［1-1-56 図］。

1-1-56図　出願人居住国別の国際出願に含まれる意匠数の推移



（資料）WIPO 統計

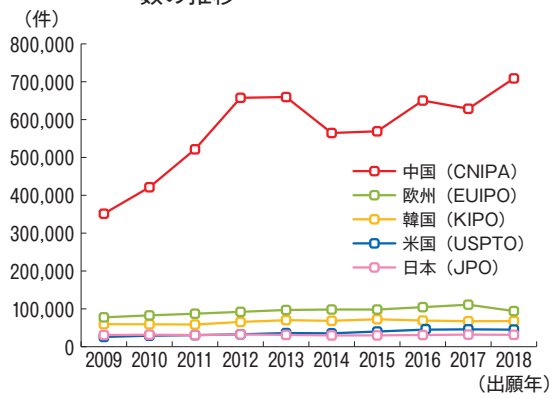
1　出願から最終処分までの期間（国際意匠登録出願を除く。また、出願人が制度上認められている期間を使い補正等を行うことによって、特許庁から再度の応答を求められる場合等を除く。）。

(2) 主要国・機関における意匠登録出願・登録動向

①主要国・機関における意匠登録出願件数

主要国・機関における2018年の意匠登録出願件数について、日本（前年比1.7%減）米国（前年比1.7%減）欧州（EUIPO）（意匠数前年比16.0%減）は減少した一方、韓国（意匠数前年比0.5%増）中国（前年比12.7%増）は増加した［1-1-57図］。

1-1-57図 主要国・機関における意匠登録出願件数の推移



単位：件

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
中国（CNIPA）	351,342	421,273	521,468	657,582	659,563	564,555	569,059	650,344	628,658	708,799
欧州（EUIPO）	77,582	82,791	87,225	92,099	97,013	98,273	98,162	104,522	111,021	93,272
韓国（KIPO）	59,537	59,204	58,571	65,469	70,054	68,441	72,458	69,120	67,357	67,721
米国（USPTO）	25,806	29,059	30,467	32,799	36,034	35,378	40,128	44,967	45,881	45,083
日本（JPO）	30,875	31,756	30,805	32,391	31,125	29,738	29,903	30,879	31,961	31,406

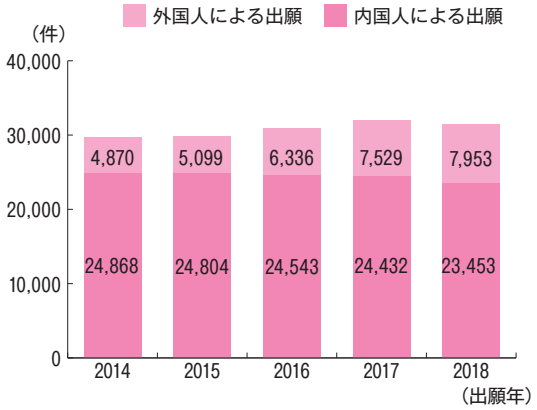
（備考）欧州、韓国の数値は、それぞれEUIPO、KIPOへ出願された意匠数を示す。
（資料）日本　統計・資料編　第1章5.
米国　2009～2017年：WIPO統計、2018年：USPTO提供資料（暫定値）
欧州　2009～2017年：WIPO統計、2018年：EUIPO提供資料（暫定値）
中国　2009～2017年：WIPO統計、2018年：CNIPA提供資料（暫定値）
韓国　2009～2017年：WIPO統計、2018年：KIPO提供資料（暫定値）

②主要国･機関における意匠登録出願構造

2018 年の内外国人別の出願割合を見ると、外国人（欧州の場合は、非 EU 加盟国の出願人）による出願の割合は、米国（48.0％）、欧州（29.4%）、日本（25.3%）、韓国（11.3%）、中国（2.8 %）であった［1-1-58 図、1-1-59 図、1-1-60 図、1-1-61 図、1-1-62 図］。

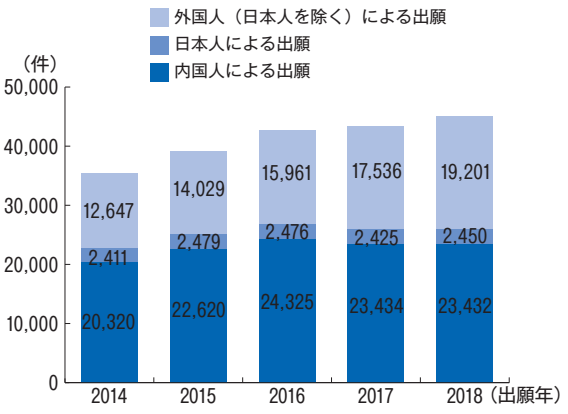
日本、米国、韓国では、外国人による出願の割合が年々増加している一方で、欧州、中国では、外国人による出願の割合が直近 5 年間横ばいで推移している。

1-1-58図　日本における意匠登録出願構造



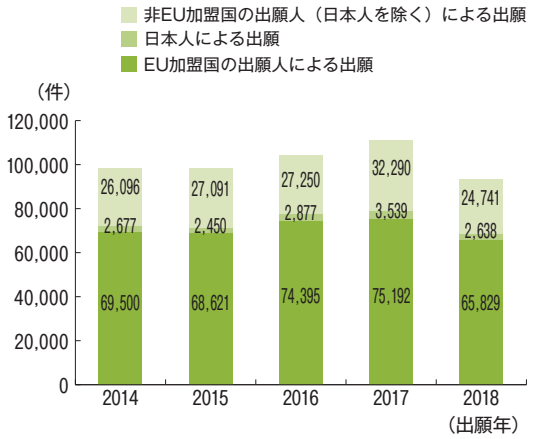
（備考）国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際意匠登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。）。
（資料）統計・資料編　第２章 4.（4）

1-1-59図　米国における意匠登録出願構造



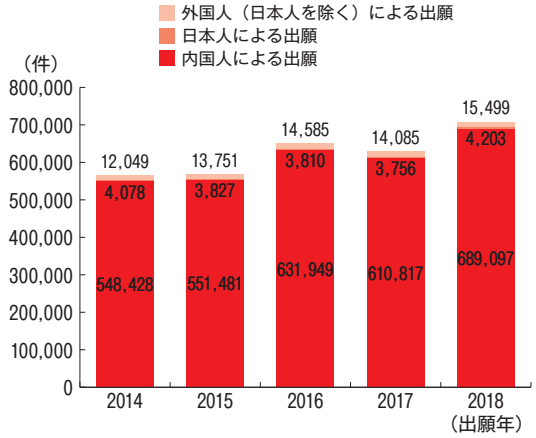
（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）2014 ～ 2017 年：WIPO 統計、2018 年：USPTO 提供資料（暫定値）

1-1-60図　欧州における意匠登録出願構造



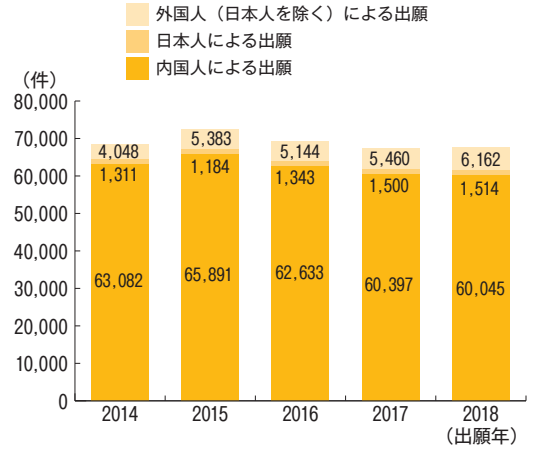
（備考）EUIPO へ出願された意匠数に基づく出願構造をあらわす。
　　国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）2014 ～ 2017 年：WIPO 統計、2018 年：EUIPO 提供資料（暫定値）

1-1-61図　中国における意匠登録出願構造



（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）2014 ～ 2017 年：WIPO 統計、2018 年：CNIPA 提供資料（暫定値）

1-1-62図　韓国における意匠登録出願構造

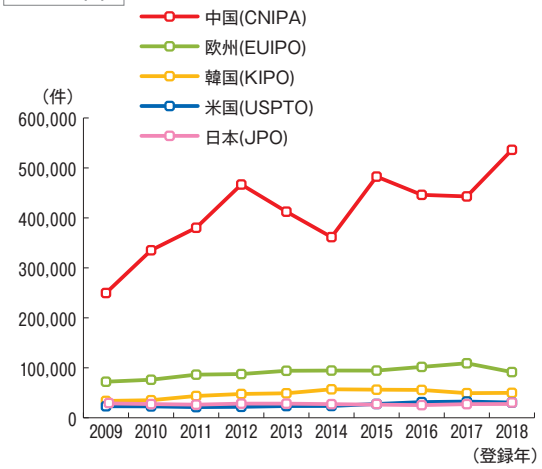


（備考）KIPO へ出願された意匠数に基づく出願構造をあらわす。
　　国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）2014 ～ 2017 年：WIPO 統計、2018 年：KIPO 提供資料（暫定値）

③主要国・機関における意匠登録件数

実体審査を行う国における2018年の意匠登録件数を見ると、我が国では前年比1.0%増であったが、韓国[1]では前年比1.3%増、米国では前年比6.0%減であった。実体審査を行わない国・機関における2018年の意匠登録件数を見ると、欧州（EUIPO）では前年比16.2%の減であったが、中国では前年比21.1%増と急増している[1-1-63図]。

1-1-63図 主要国・機関における意匠登録件数



単位：件

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
中国（CNIPA）	249,701	335,243	380,290	466,858	412,467	361,576	482,659	446,135	442,996	536,251
欧州（EUIPO）	72,202	76,127	86,326	87,536	94,078	94,524	94,457	101,817	109,109	91,482
韓国（KIPO）	33,721	35,183	43,634	47,670	49,039	57,029	56,256	55,736	49,288	49,905
米国（USPTO）	23,116	22,799	21,356	21,951	23,468	23,657	27,644	31,395	32,483	30,519
日本（JPO）	28,812	27,438	26,274	28,349	28,288	27,306	26,297	25,344	27,335	27,618

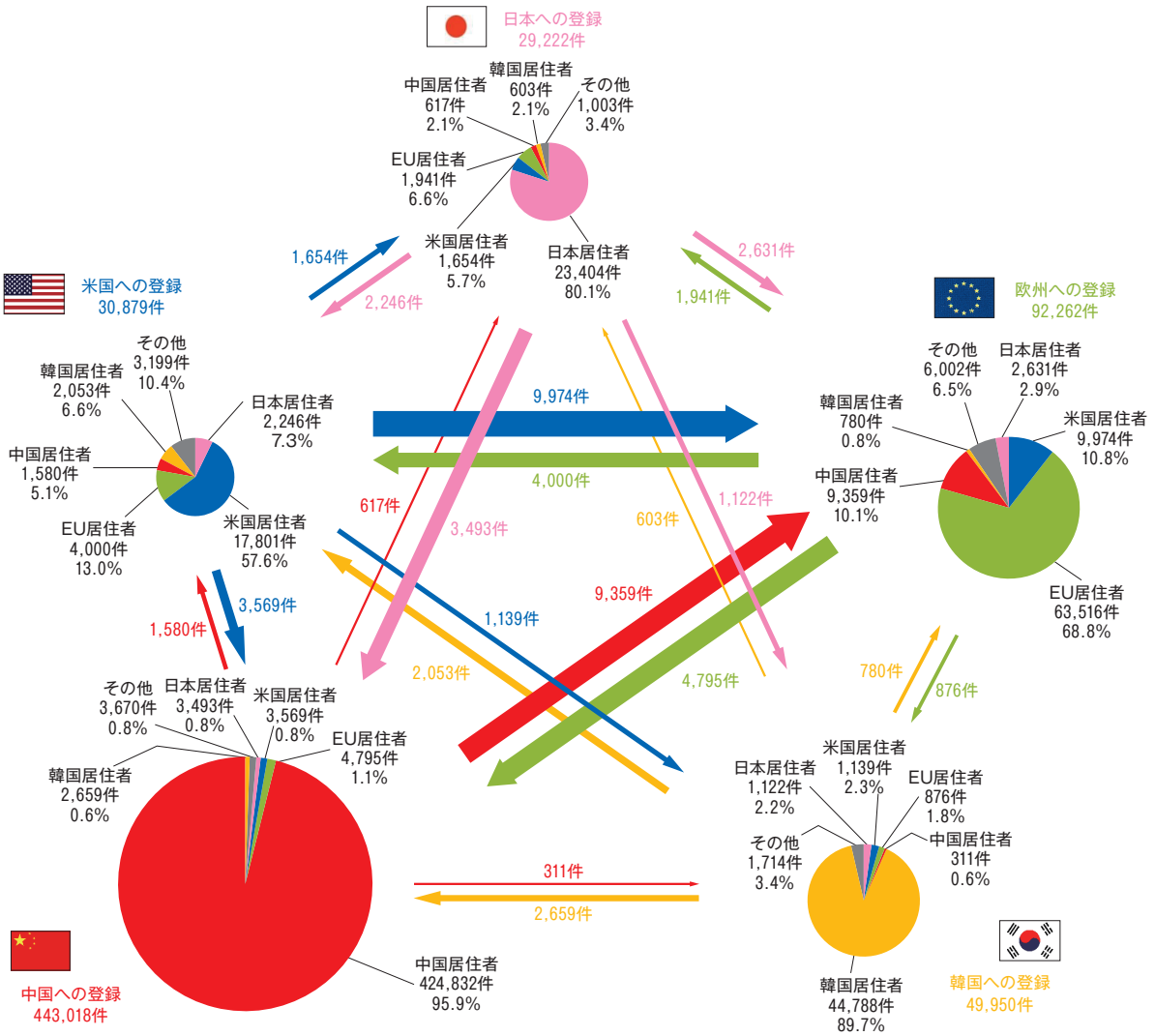
（備考）欧州、韓国の数値は、それぞれEUIPO、KIPOで登録された意匠数を示す。
（資料）日本　統計・資料編　第1章5.
米国　2009～2017年：WIPO統計、2018年：USPTO提供資料（暫定値）
欧州　2009～2017年：WIPO統計、2018年：EUIPO提供資料（暫定値）
中国　2009～2017年：WIPO統計、2018年：CNIPA提供資料（暫定値）
韓国　2009～2017年：WIPO統計、2018年：KIPO提供資料（暫定値）

1 一部の物品分野では、実体審査なしで登録される。

④主要国･機関間の意匠登録状況

主要国・機関間の各国居住者による他国への意匠登録状況を見ると、日本居住者、欧州居住者及び韓国居住者は中国への登録が最も多い。また、米国居住者及び中国居住者は欧州への登録が最も多い［1-1-64 図］。

1-1-64図　主要国・機関間の意匠登録状況（2017 年）

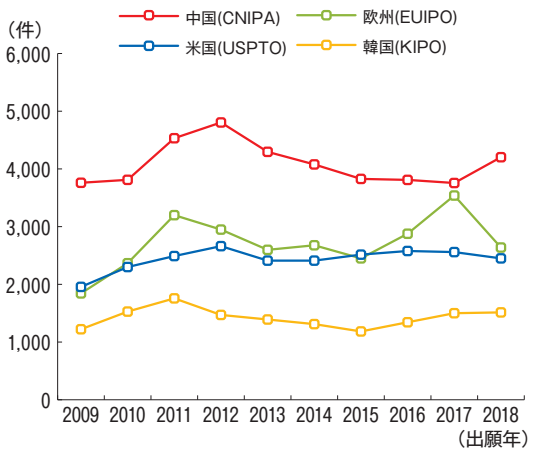


（備考）意匠登録件数は意匠公報発行年（2017 年）で集計した。「欧州での登録」は EUIPO で登録された意匠数を示す。
（資料）特許庁「平成 30 年度意匠出願動向調査報告書－マクロ調査－」

⑤日本人による主要国･機関への意匠登録出願件数

日本人による米国、韓国への出願件数は、近年横ばいとなっている。また2018年は、中国への出願が急増した一方で、欧州への出願は急減した［1-1-65図］。

1-1-65図 日本人による主要国・機関における意匠登録出願件数の推移



単位：件

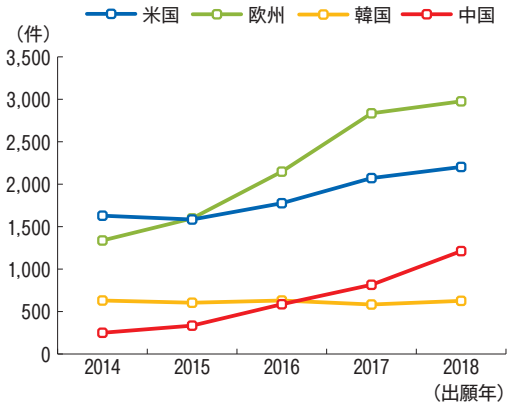
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
中国（CNIPA）	3,760	3,811	4,532	4,805	4,296	4,078	3,827	3,810	3,756	4,203
欧州（EUIPO）	1,843	2,366	3,199	2,949	2,598	2,677	2,450	2,877	3,539	2,638
米国（USPTO）	1,956	2,300	2,490	2,662	2,411	2,411	2,515	2,578	2,559	2,450
韓国（KIPO）	1,222	1,528	1,757	1,470	1,391	1,311	1,184	1,343	1,500	1,514

（備考）欧州、韓国の数値は、それぞれEUIPO、KIPOへ出願された意匠数を示す。
各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。
（資料）米国　2009～2017年：WIPO統計、2018年：USPTO提供資料（暫定値）
欧州　2009～2017年：WIPO統計、2018年：EUIPO提供資料（暫定値）
中国　2009～2017年：WIPO統計、2018年：CNIPA提供資料（暫定値）
韓国　2009～2017年：WIPO統計、2018年：KIPO提供資料（暫定値）

⑥外国人による日本への意匠登録出願件数

2018年に欧州、米国、中国から日本へなされた意匠登録出願件数は、いずれも前年と比べて増加した。また、外国人による日本への意匠登録出願件数全体も、ここ数年増加し続けている［1-1-66図］。

1-1-66図 外国人による日本への意匠登録出願件数の推移



単位：件

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	対合計比（2018年）
欧州	1,337	1,597	2,148	2,835	2,976	37.4%
米国	1,629	1,584	1,776	2,072	2,203	27.7%
韓国	630	604	630	583	626	7.9%
中国	250	334	586	815	1,212	15.2%
その他	1,024	980	1,196	1,224	936	11.8%
合計	4,870	5,099	6,336	7,529	7,953	100.0%

（備考）欧州の数値は、各年にEU加盟国から日本になされた出願件数の合計である。
2015年以降の数値は、国内出願件数と国際意匠登録出願件数の合計である。
筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際意匠登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。）。
（資料）統計・資料編　第4章2.（1）

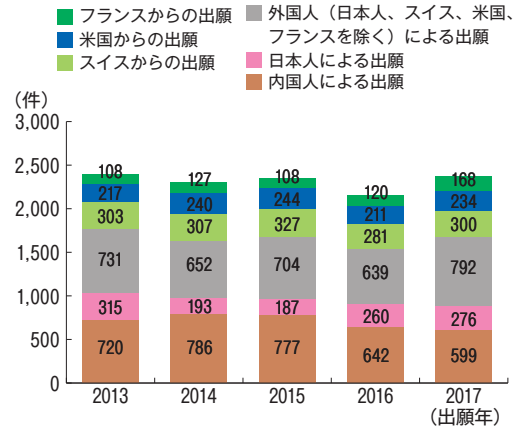
（3）新興国等における意匠登録出願動向

①ASEANにおける意匠登録出願動向

ASEAN 主要国（シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン）における直近 5 年間の意匠登録出願件数の推移を見ると、タイの増加傾向が顕著である。マレーシアでは 2013 年以降減少傾向にあったが、2017 年に増加に転じた。

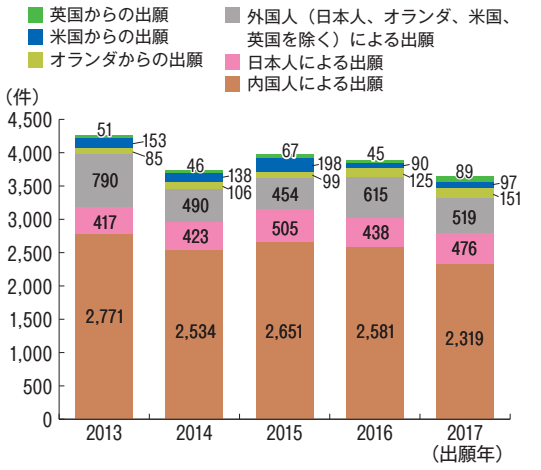
なお、インドネシア、タイ、ベトナムでは、2017 年の外国人による出願のうち日本人による出願が約 30 ～ 40%を占めている[1-1-67 図、1-1-68 図、1-1-69 図、1-1-70 図、1-1-71 図、1-1-72 図]。

1-1-67図　シンガポールにおける意匠登録出願構造



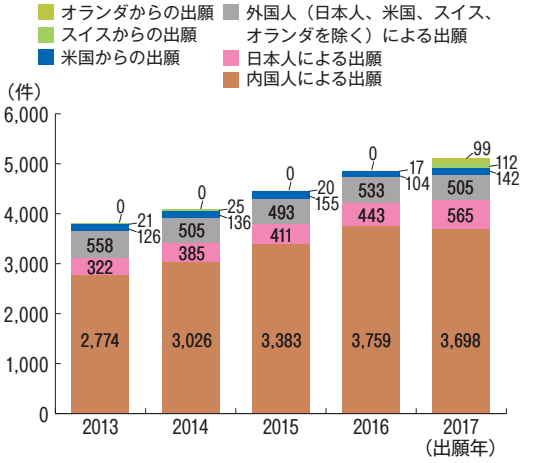
（備考）スイス、米国、フランスは、2017 年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-68図　インドネシアにおける意匠登録出願構造



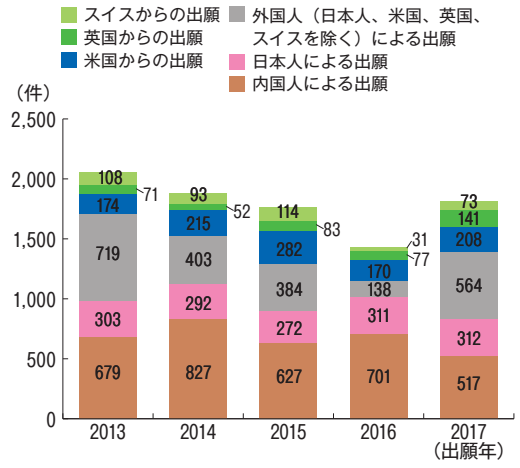
（備考）オランダ、米国、英国は、2017 年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-69図　タイにおける意匠登録出願構造



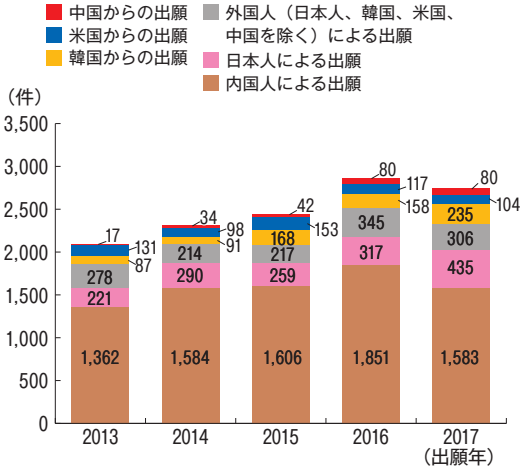
（備考）米国、スイス、オランダは、2017 年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-70図 マレーシアにおける意匠登録出願構造



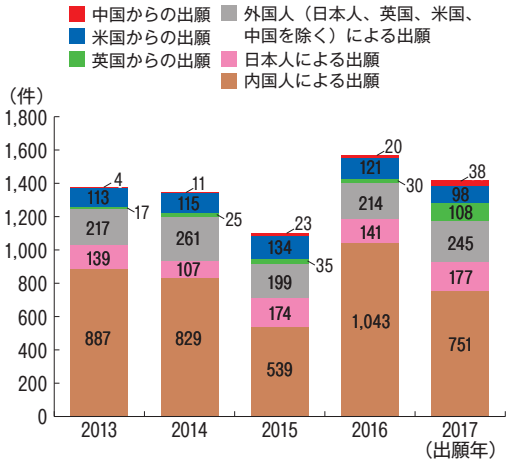
（備考）米国、英国、スイスは、2017 年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-71図 ベトナムにおける意匠登録出願構造



（備考）韓国、米国、中国は、2017 年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-72図 フィリピンにおける意匠登録出願構造

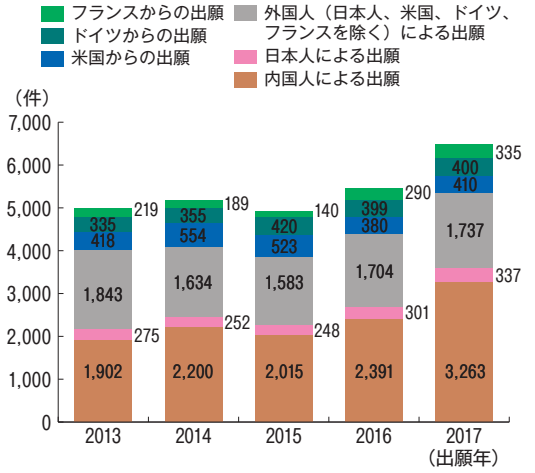


（備考）英国、米国、中国は、2017 年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

②ブラジル・インド・ロシア・南アフリカにおける意匠登録出願動向

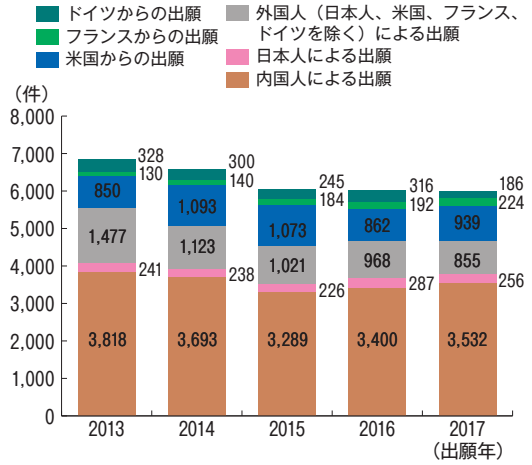
直近５年間の意匠登録出願件数の推移を見ると、インドでは2013以降、増加を続けており、これらの四か国で最大の出願件数となっている。ブラジルでは2013年以降緩やかな減少傾向にあったが、2015年以降は横ばいを維持している。また、ロシアでは2016年以降に出願が急増している一方、南アフリカは2013年以降、2000件前後で増減を繰り返している［1-1-73図、1-1-74図、1-1-75図、1-1-76図］。

1-1-74図　ロシアにおける意匠登録出願構造



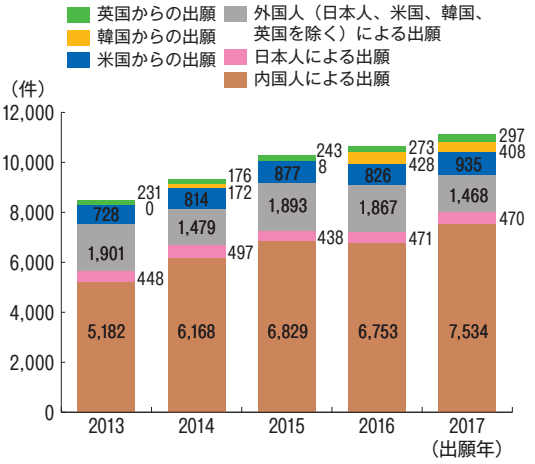
（備考）ドイツ、米国、フランスは、2017年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-73図　ブラジルにおける意匠登録出願構造



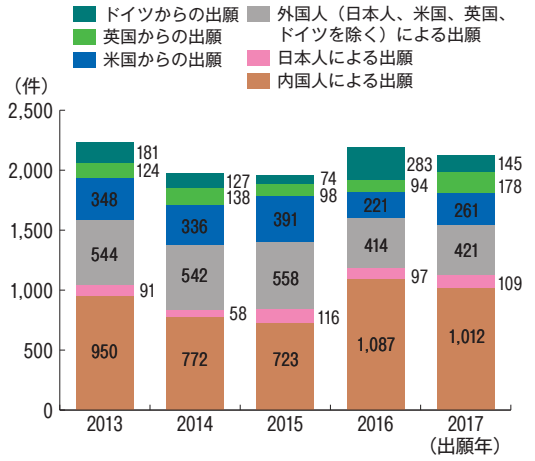
（備考）米国、ドイツ、フランスは、2017年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-75図　インドにおける意匠登録出願構造



（備考）米国、韓国、英国は、2017年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-76図　南アフリカにおける意匠登録出願構造



（備考）ドイツ、米国、英国は、2017年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

4. 商標

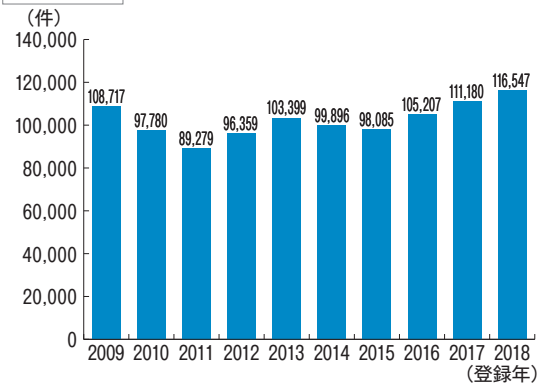
（1）我が国における商標登録出願・登録動向及び商標審査の現状

①商標登録出願件数及び商標登録件数

商標登録出願件数は、近年増加傾向が続いており、2018年は184,483件であった。内訳を見ると、国際商標登録出願[1]件数は前年比2.7%増の17,802件、それ以外の商標登録出願件数は同4%減の166,681件であった［1-1-77図］。

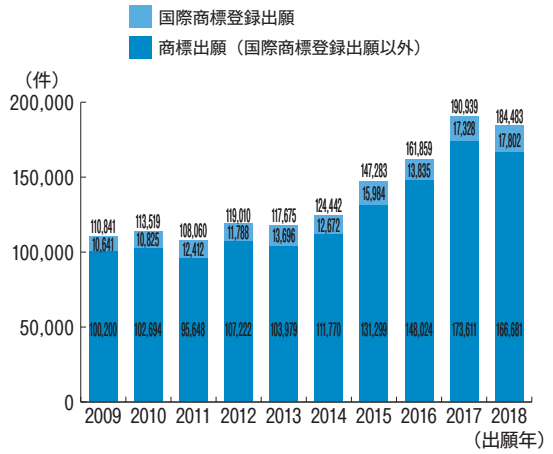
商標登録件数は、近年は10万から11万件前後で推移しており、2018年は116,547件であった［1-1-78図］。

1-1-78図 商標登録件数の推移



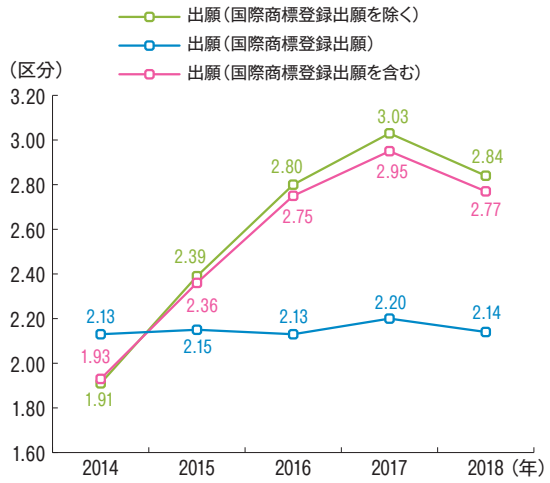
（資料）統計・資料編　第1章6.

1-1-77図 商標登録出願件数の推移



（備考）国際商標登録出願については、日本国特許庁への指定通報日を基準としてカウントしている。
（資料）統計・資料編　第1章6.、第3章17.

1-1-79図 一出願に含まれる平均区分数（多区分率）



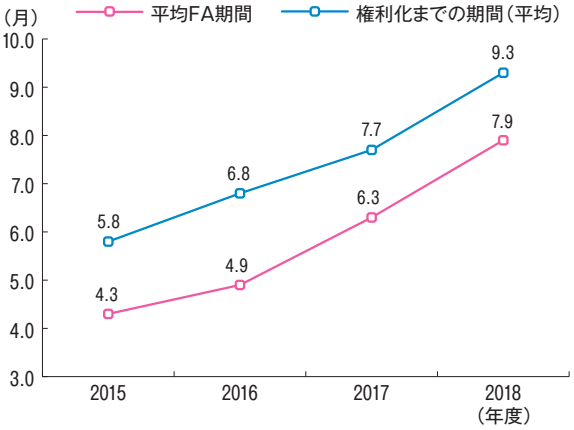
（備考）平均区分数は出願区分数を出願件数で割った数値
（資料）統計・資料編　第1章6.、第2章5.（8）、第3章17.、第3章19.

1 マドリッド協定議定書に基づく国際出願であって、日本国を指定したもの。商標法第68条の9参照

②商標審査の現状

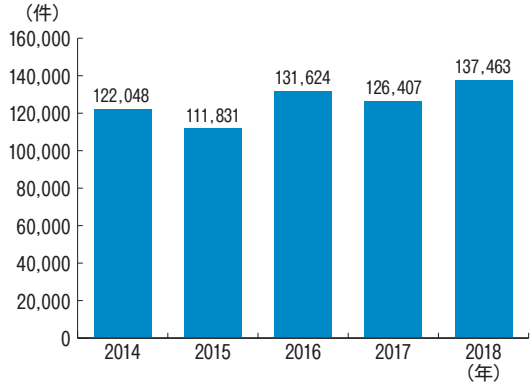
特許庁は、電子化の推進及び民間活力の活用等により審査の効率化を進めているが、近年の出願件数増加の影響により、審査期間は延びる傾向にある。2018 年度における出願から一次審査通知までの期間（FA 期間）は 7.9 か月、出願から権利化までの期間[1]は 9.3 か月であった［1-1-80 図］。

1-1-80図　商標審査の平均 FA 期間と権利化までの期間の推移



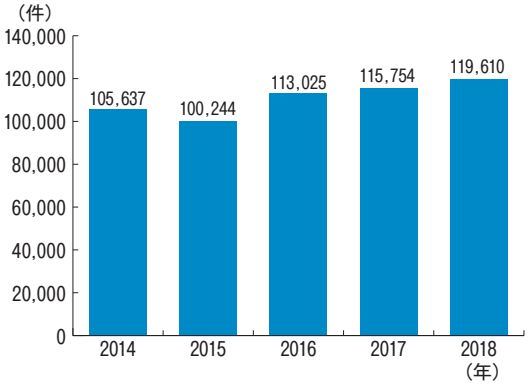
（資料）特許庁作成

1-1-81図　商標審査の FA 件数の推移



（資料）統計・資料編　第１章 6.

1-1-82図　商標審査の登録査定件数の推移

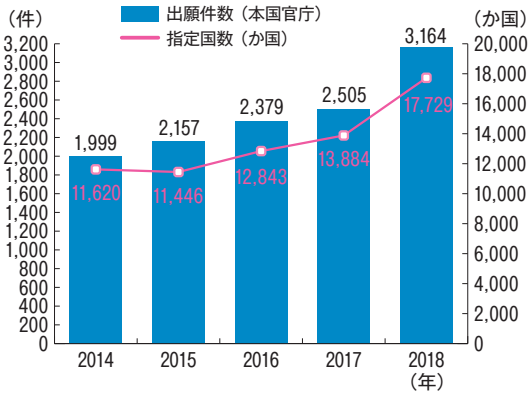


（資料）統計・資料編　第１章 6.

③マドリッド協定議定書に基づく国際出願[2]動向

日本国特許庁を本国官庁とするマドリッド協定議定書に基づく国際出願件数は年々増加しており、2018 年は前年比 26.3％増の 3,164 件であった［1-1-83 図］。

1-1-83図　日本国特許庁を本国官庁とするマドリッド協定議定書に基づく国際出願件数の推移



（資料）統計・資料編　第３章 12.

1 出願から最終処分までの期間（新しいタイプの商標及び地域団体商標に係る出願を除く。また、出願人が制度上認められている期間を使い補正等を行うことによって、特許庁から再度の応答を求められる場合等を除く。）。
2 国際登録出願制度の概要：締約国の一国の官庁（本国官庁）に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国官庁（指定国官庁）を指定した願書を、本国官庁を通じて WIPO 国際事務局に国際登録出願する。かかる国際登録出願は、WIPO 国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、WIPO 国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が 1 年又は各国の宣言により 18 か月（我が国は 18 か月）以内に拒絶の理由を通報しない限り、上記指定国において保護を受けることができる。

(2) 主要国・機関における商標登録出願・登録動向

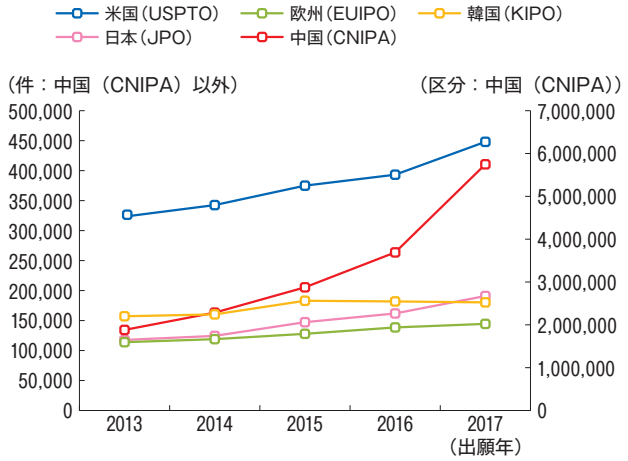
①主要国・機関における商標登録出願件数

主要国・機関における商標登録出願件数は全体的に増加傾向にあり、2017 年は韓国を除く国・機関において前年より増加している。最も出願件数の多い中国においては、2017 年は前年と比べて 55.7%の増加となっており、顕著な出願増加傾向が続いていることがわかる［1-1-84 図］。

②主要国・機関における商標登録出願構造

2018 年の日本における商標登録出願構造を見ると、内国人による出願が 78.7%、外国人による出願が 21.3%という構成となっている［1-1-85 図、1-1-86 図、1-1-87 図、1-1-88 図、1-1-89 図］。

1-1-84図 主要国・機関における商標登録出願件数の推移

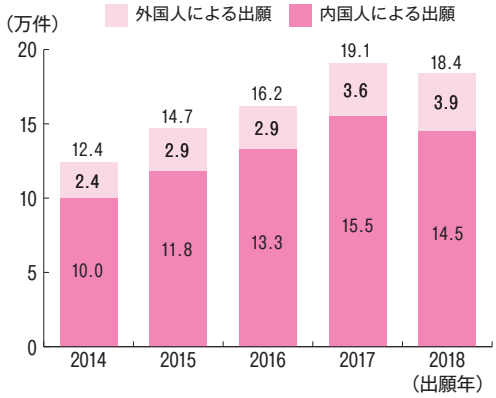


単位：件

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
中国（CNIPA）	1,881,546	2,285,358	2,876,048	3,691,365	5,748,175
米国（USPTO）	323,340	342,576	374,974	393,243	448,065
日本（JPO）	117,674	124,442	147,283	161,859	190,939
韓国（KIPO）	157,139	160,310	183,004	181,888	180,312
欧州（EUIPO）	113,928	118,978	127,894	138,543	144,456

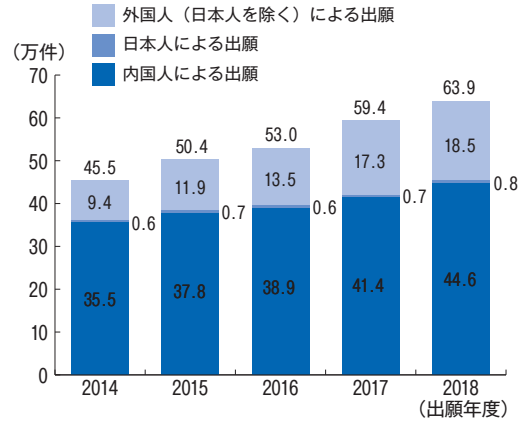
（備考）商標登録出願件数はマドリッド協定議定書に基づく国際出願を含む。
中国（CNIPA）の数値は右軸で示す。中国（CNIPA）は出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数である。
（資料）日本　統計・資料編　第 1 章 6.
中国　中国商标战略年度发展报告
その他　WIPO 統計

1-1-85図 日本における商標登録出願構造



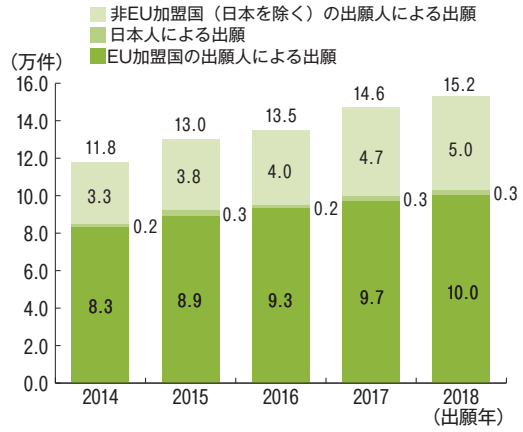
（備考）国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際商標登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。）。
（資料）統計・資料編　第 2 章 4.（5）

1-1-86図　米国における商標登録出願構造



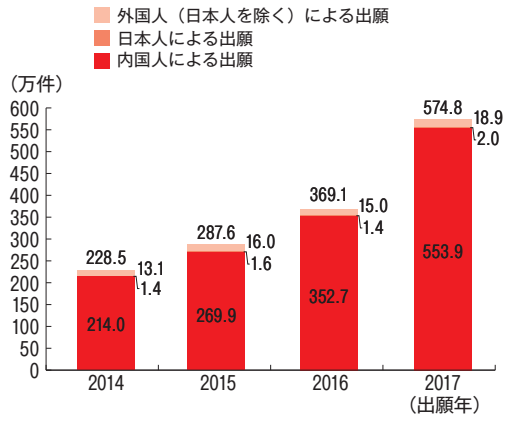
（備考）出願件数の国別内訳を公表していないため、数値は出願区分数である。
年度は各年の前年 10 月からその年の９月までを示す。
（例）2018 年度 :2017 年 10 月～ 2018 年９月
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）USPTO Annual Report

1-1-87図　欧州における商標登録出願構造



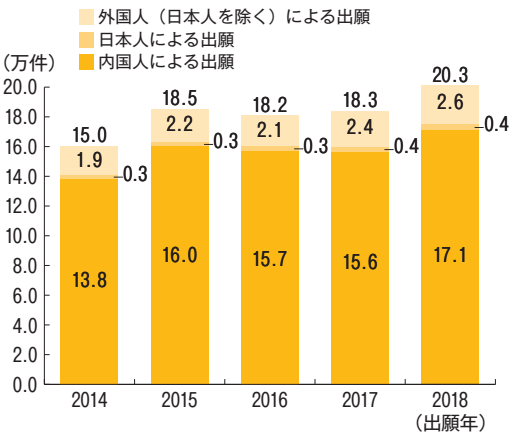
（備考）EUIPO における商標登録出願構造を表す。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）EUIPO ウェブサイト（データは 2019 年３月末時点）

1-1-88図　中国における商標登録出願構造



（備考）出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数である。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）中国商标战略年度发展报告
2018 年のデータは未公表

1-1-89図　韓国における商標登録出願構造

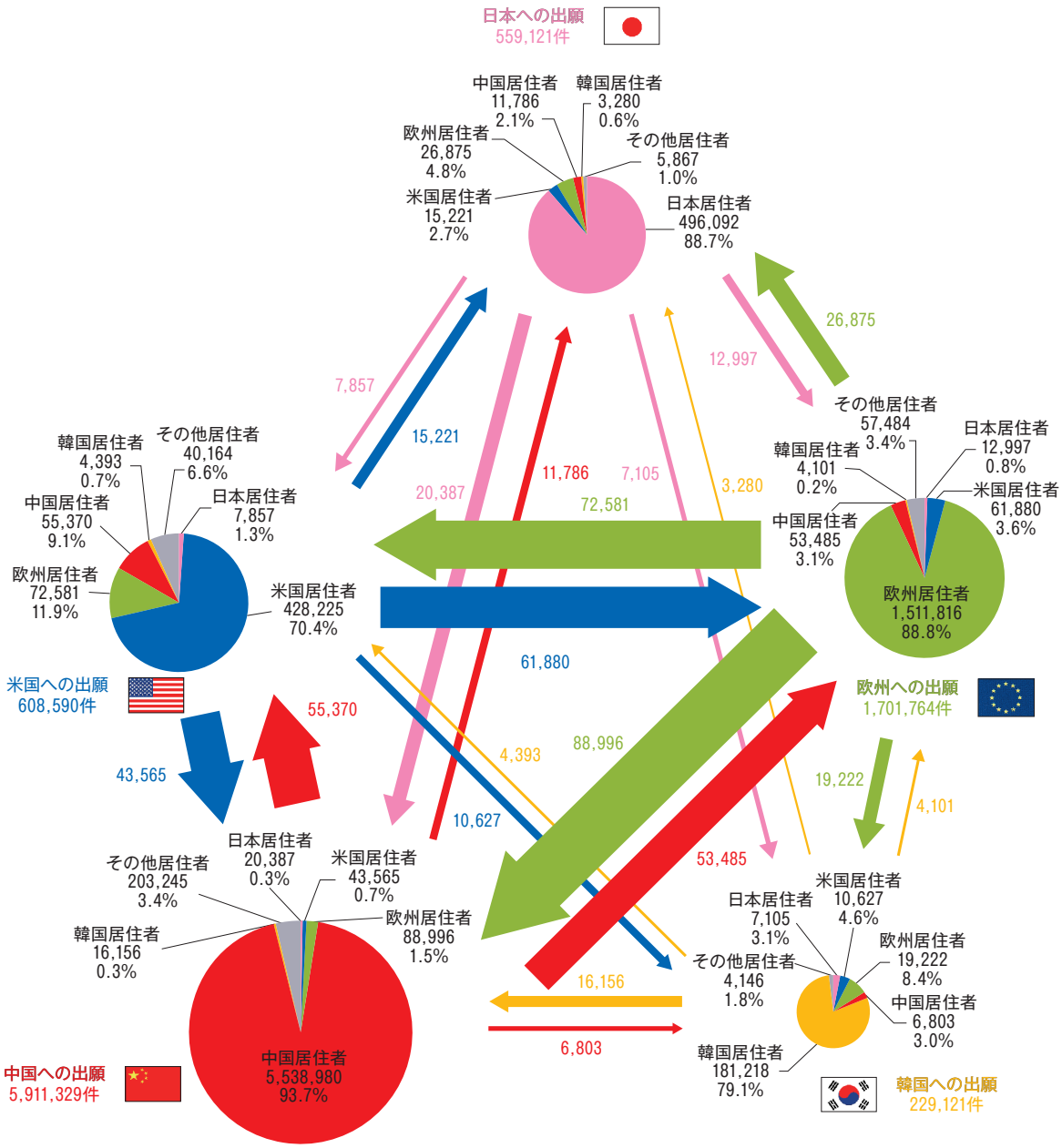


（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）2014 ～ 2017 年 :KIPO Annual Report、2018 年 :KIPO 提供資料（暫定値）

③主要国・機関間の商標登録出願状況（区分数）

日米欧中韓間の出願人居住地別の商標登録出願区分数では、日本からは、中国への出願が最も多く、次いで欧州、米国、韓国の順となっている。日本居住者同様に、韓国からも中国への出願が最も多い。米国については、欧州への出願区分数が最も多く、次いで中国となっている。欧州については、中国への出願区分数が最も多く、次いで米国となっている。中国からは米国への出願区分数が最も多く、次いで欧州、日本、韓国の順となっている［1-1-90 図］。

1-1-90図　主要国・機関間の商標登録出願区分数の関係（区分数、2017 年）

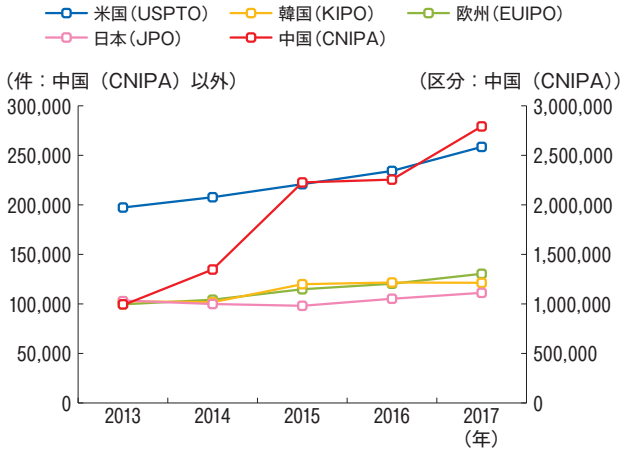


（備考）①欧州は EUIPO、EU 加盟各国及びスイス、ノルウェーへの商標出願件数の合計を示し、欧州居住者は EU 加盟国及びスイス、ノルウェーの商標出願件数の合計を示す。
②中国は 2014 年の商標法改正により、一出願多区分制が採用された（2013 年までは一出願一区分制で、国際商標登録出願の際は一出願多区分を許容していた）。
（資料）特許庁「平成 30 年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」

④主要国･機関における商標登録件数

主要国・機関における商標登録件数は、同出願件数の傾向と同様、全体的に増加傾向にあり、2017 年は韓国を除く国・機関において前年より増加した［1-1-91 図］。

1-1-91図　主要国・機関における商標登録件数の推移



単位：件

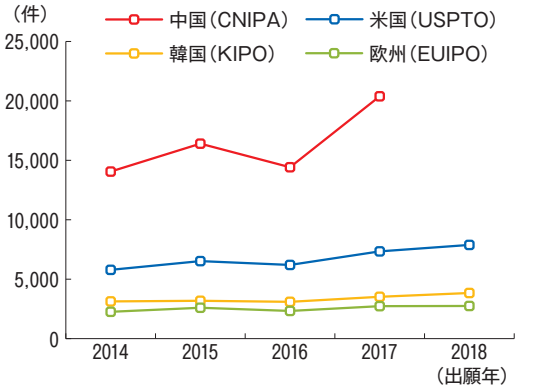
	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
中国（CNIPA）	987,243	1,347,244	2,226,441	2,254,945	2,792,072
米国（USPTO）	197,306	207,709	220,874	234,256	258,497
欧州（EUIPO）	99,584	104,244	114,790	120,375	130,395
韓国（KIPO）	102,735	101,680	119,918	121,616	121,305
日本（JPO）	103,399	99,896	98,085	105,207	111,180

（備考）商標登録件数はマドリッド協定議定書に基づく国際出願を含む。
中国（CNIPA）の数値は右軸で示す。中国（CNIPA）は登録件数での公表はしていないため、数値は登録区分数である。
（資料）日本　統計・資料編　第１章 6.
中国　中国商标战略年度发展报告
その他　WIPO 統計

⑤日本人による主要国･機関への商標登録出願件数

2018 年における日本人による主要国・機関への商標登録出願件数は、2017 年に比べ、対米国は 7.4%増、対韓国は 9.1%増、対 EUIPO は 0.6%増となった［1-1-92 図］。

1-1-92図　日本人による主要国・機関への商標登録出願件数の推移



単位：件

	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
中国（CNIPA）	14,054	16,403	14,419	20,387	―
米国（USPTO）	5,786	6,521	6,199	7,340	7,883
韓国（KIPO）	3,131	3,183	3,096	3,519	3,839
欧州（EUIPO）	2,257	2,597	2,329	2,731	2,747

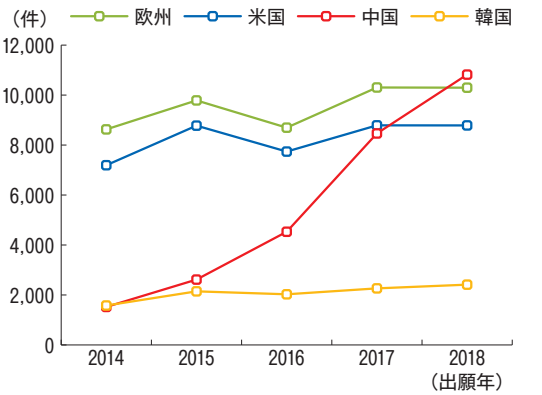
（備考）中国　出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数である。
米国　出願件数の国別内訳を公表していないため、数値は出願区分数である。
各年の値は年度データ、各年の前年 10 月からその年の 9 月までを示す。
（例）2018 年度 :2017 年 10 月～ 2018 年 9 月
件数は下記資料の定義に従っている。
（資料）中国　中国商标战略年度发展报告
米国　USPTO Annual Report
韓国　2014 ～ 2017 年 :KIPO Annual Report、2018 年 :KIPO 提供資料（暫定値）
欧州　EUIPO ウェブサイト

⑥外国人による日本への商標登録出願件数

2018 年の外国人による日本への出願件数は、2017 年と比べて全体で 8.4% 増の 39,209 件となった。2017 年までは欧州からの出願件数が最も多い状況が続いていたが、2018 年においては中国からの出願が最も多くなった。

対 2017 年比でみると、中国からの出願が 27.8%増、韓国からの出願が 6.6%増、米国からの出願がほぼ横ばい、欧州からの出願が 0.1% 減となった［1-1-93 図］。

1-1-93図　外国人による日本への商標登録出願件数の推移



単位：件

	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	対合計比(2018年)
中国	1,521（　781）	2,616（　819）	4,530（ 1,078）	8,464（ 1,518）	10,820（ 1,784）	27.6%
欧州	8,672（ 6,771）	9,787（ 7,820）	8,696（ 6,864）	10,304（ 8,370）	10,296（ 8,291）	26.3%
米国	7,193（ 2,436）	8,777（ 3,846）	7,739（ 3,154）	8,789（ 3,805）	8,786（ 4,060）	22.4%
韓国	1,578（　314）	2,145（　549）	2,027（　471）	2,264（　662）	2,413（　679）	6.2%
その他	5,425（ 2,353）	5,998（ 2,939）	5,530（ 2,258）	6,338（ 2,960）	6,894（ 2,977）	17.6%
合計	24,389（12,655）	29,323（15,973）	28,522（13,825）	36,159（17,315）	39,209（17,791）	100.0%

（備考）欧州：統計・資料編　第４章第２.（1）から、EU 加盟国を抽出。（加盟国は 2019 年３月時点のもの）
括弧内の数値は国際商標登録出願を内数で表したもの。件数は下記資料の定義に従っている。
（資料）統計・資料編　第４章２.（1）

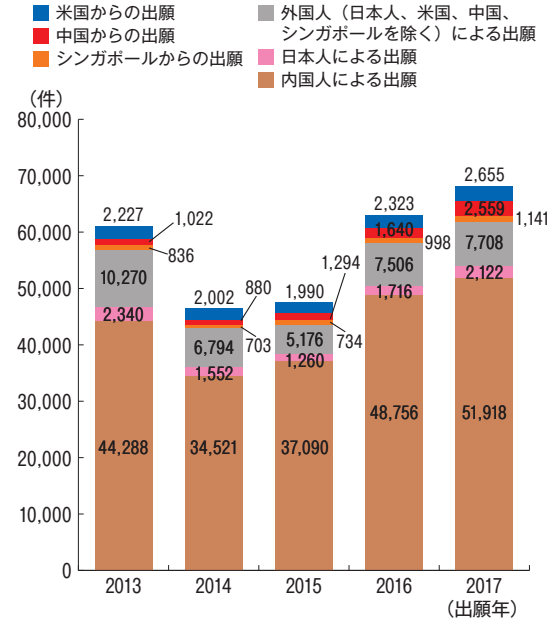
(3) 新興国等における商標登録出願動向

①ASEANにおける商標登録出願動向

ASEAN主要国（シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン）における直近5年間の商標登録出願件数の推移を見ると、概ね増加傾向が続いているが、タイ及びフィリピンにおいては、2016年から2017年にかけて出願件数が減少した。

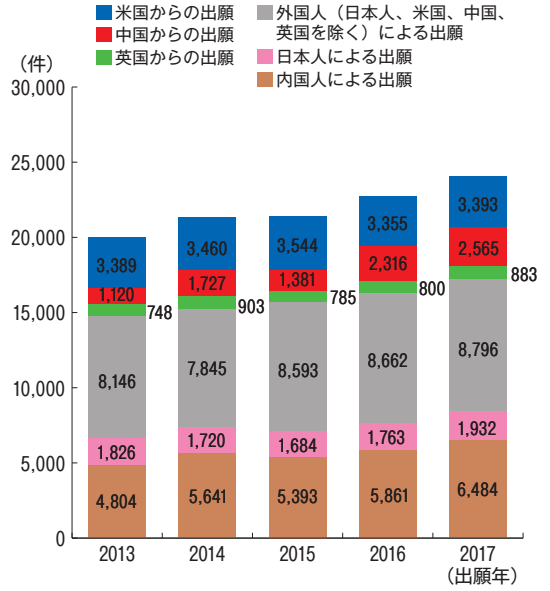
2017年の出願構造のうち、外国からの出願を見ると、米国又は中国が出願件数トップの地位を占めており、日本は2位又は3位に位置付けている［1-1-94図、1-1-95図、1-1-96図、1-1-97図、1-1-98図、1-1-99図］。

1-1-95図 インドネシアにおける商標登録出願構造



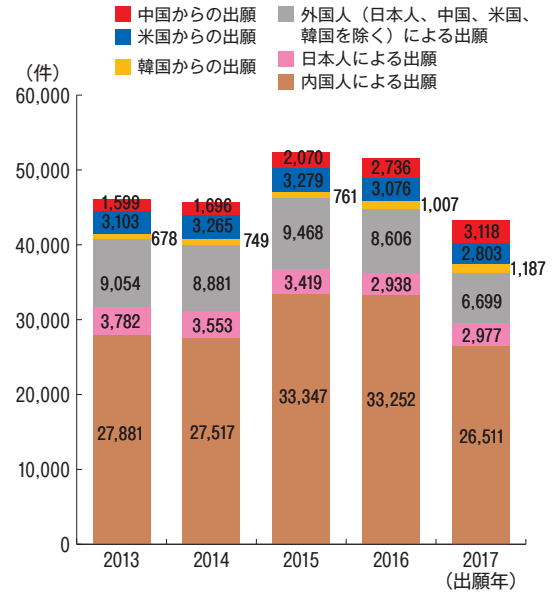
（備考）米国、中国、シンガポールは、2017年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-94図 シンガポールにおける商標登録出願構造



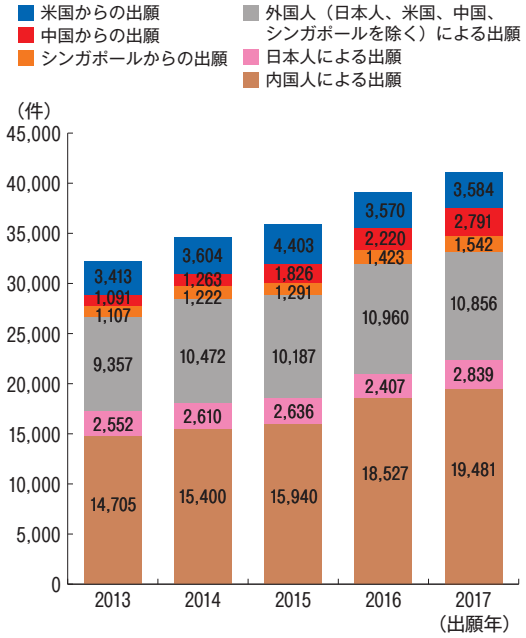
（備考）米国、中国、英国は、2017年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-96図 タイにおける商標登録出願構造



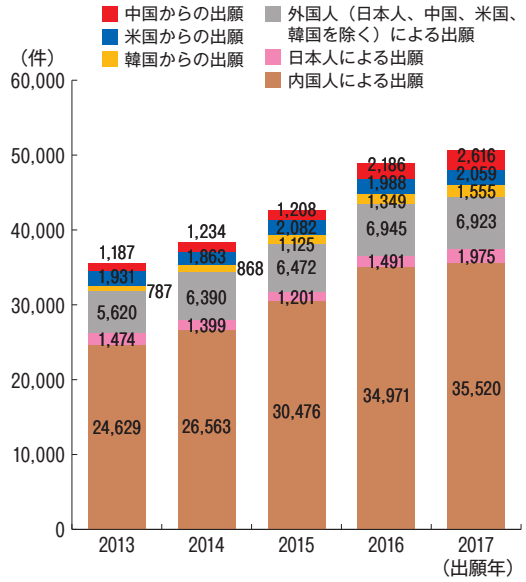
（備考）中国、米国、韓国は、2017年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-97図　マレーシアにおける商標登録出願構造



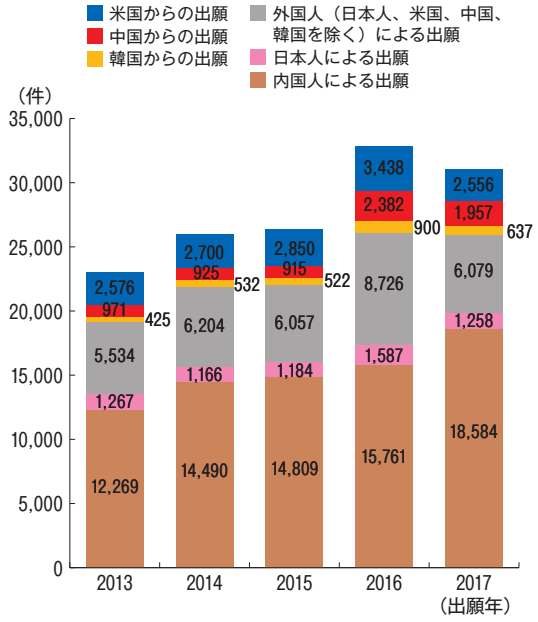
（備考）米国、中国、シンガポールは、2017 年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-98図　ベトナムにおける商標登録出願構造



（備考）中国、米国、韓国は、2017 年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-99図　フィリピンにおける商標登録出願構造



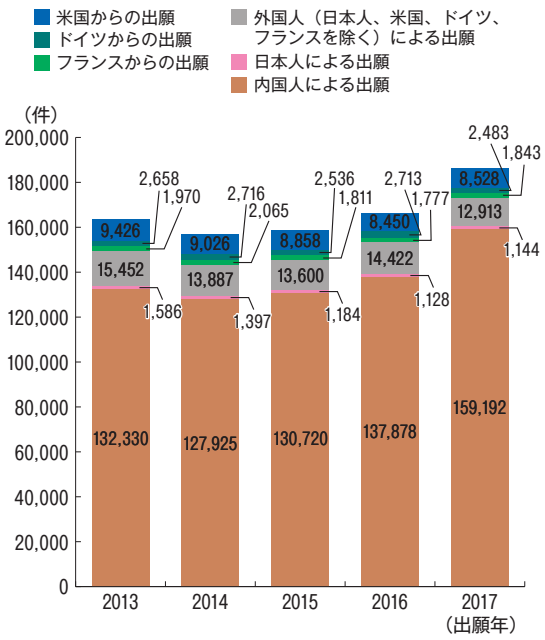
（備考）米国、中国、韓国は、2017 年の外国人による出願のうち上位３か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

②ブラジル・インド・ロシア・南アフリカにおける商標出願動向

ブラジル、インド、ロシア、南アフリカにおける直近5年間の商標登録出願件数の推移を見ると、ブラジル及びロシアにおいては増加傾向が続いているが、インド及び南アフリカにおいては、2017年は前年より出願件数が減少しており、特に南アフリカにおいては前年比30.9%と大きく減少した。

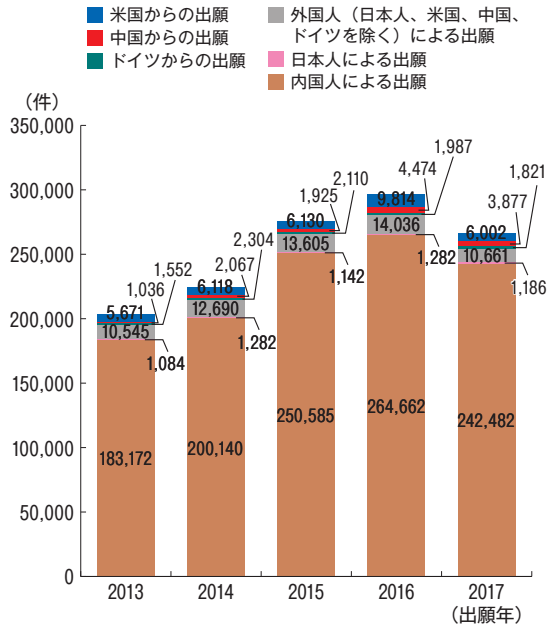
2017年の出願構造のうち、外国からの出願を見ると、いずれの国においても米国が出願件数トップの地位を占めている［1-1-100図、1-1-101図、1-1-102図、1-1-103図］。

1-1-100図 ブラジルにおける商標登録出願構造



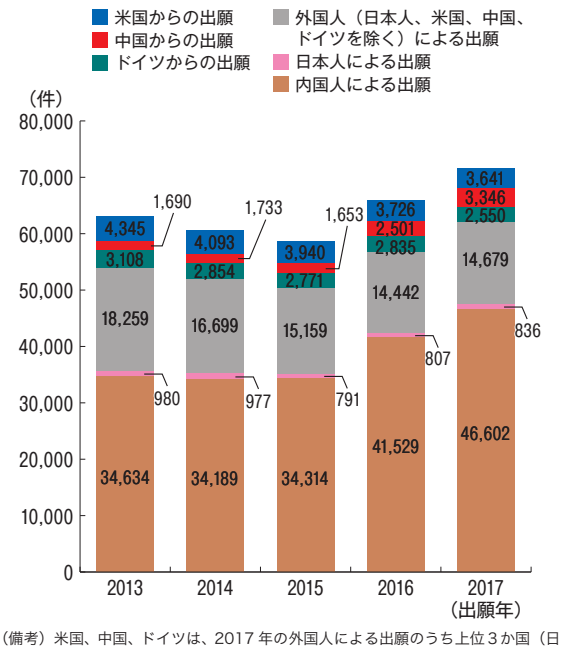
（備考）米国、ドイツ、フランスは、2017年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-102図 インドにおける商標登録出願構造



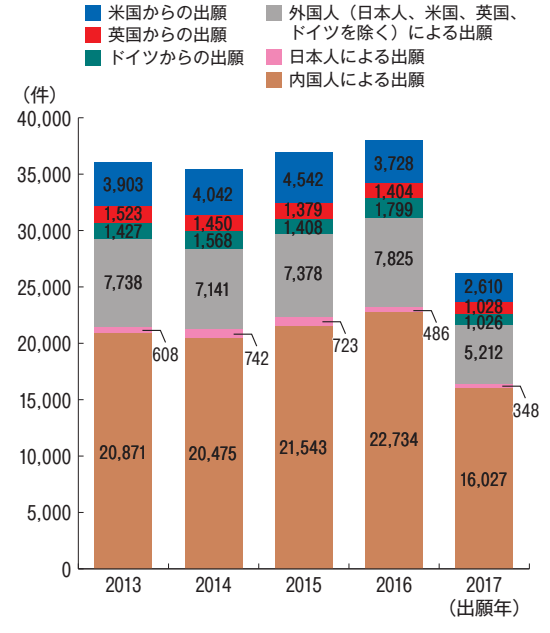
（備考）米国、中国、ドイツは、2017年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-101図 ロシアにおける商標登録出願構造



（備考）米国、中国、ドイツは、2017年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-103図 南アフリカにおける商標登録出願構造



（備考）米国、英国、ドイツは、2017年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

5. 審判

（1）審判の現状

①審判の請求動向

a. 拒絶査定不服審判[1]請求件数の推移

2018 年における拒絶査定不服審判の請求件数は、特許が 16,536 件、意匠が 293 件、商標が 838 件であった［1-1-104 図］。また、特許の前置審査[2]の結果を見ると、拒絶査定を取り消して特許査定される件数（前置登録件数）の全体に占める割合は、2010 年以降、6 割前後で推移している［1-1-105 図］。

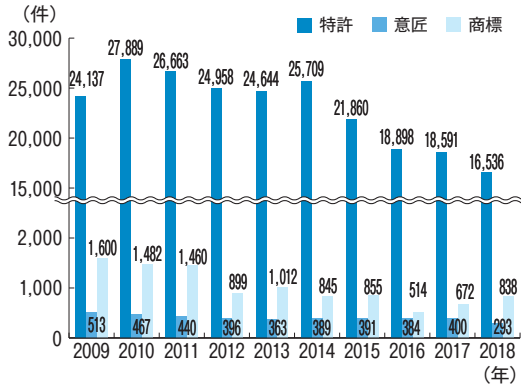
b. 無効審判[3]請求件数の推移

2018 年における無効審判の請求件数は、特許が 159 件、実用新案が 2 件、意匠が 15 件、商標が 98 件であった［1-1-106 図］。

c. 訂正審判[4]請求件数の推移

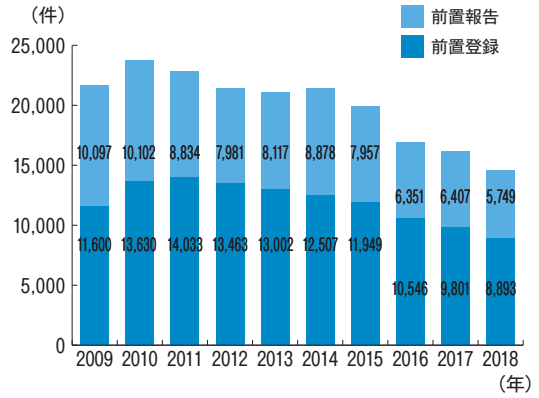
2018 年における特許の訂正審判の請求件数は、203 件であった。旧実用新案[5]については、近年ほとんど請求がない［1-1-107 図］。

1-1-104図　拒絶査定不服審判請求件数の推移（2009-2018）



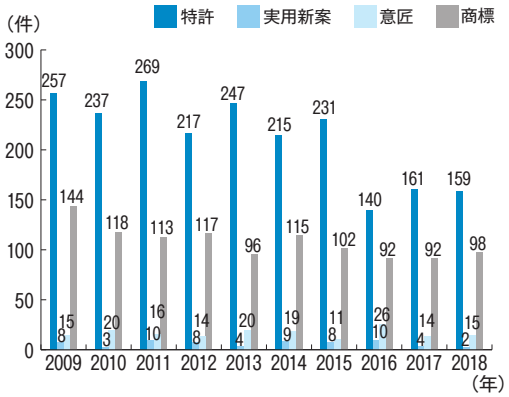
（資料）統計・資料編　第１章 7.（1）

1-1-105図　前置審査結果の推移（特許）（2009-2018）



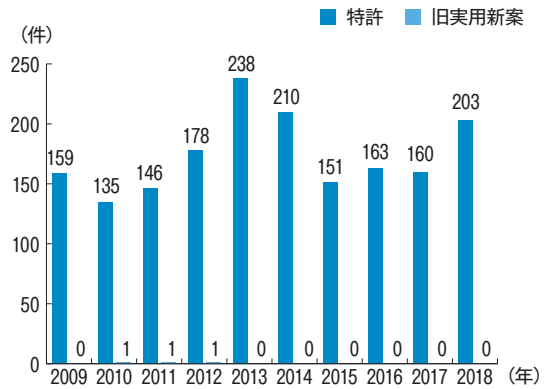
（資料）統計・資料編　第１章 7.（1）

1-1-106図　無効審判請求件数の推移（2009-2018）



（資料）統計・資料編　第１章 7.（3）

1-1-107図　訂正審判請求件数の推移（2009-2018）



（資料）統計・資料編　第１章 7.（4）

1 審査官の行った拒絶査定に対して不服を申し立てるための審判。
2 拒絶査定不服審判請求時に特許請求の範囲等の補正がなされたものについて、特許法第 162 条の規定により、審査官が行う審査。
3 既に登録されている特許、実用新案、意匠、商標に対して、その無効を求めるための審判。
4 特許権者が権利の取得後に特許請求の範囲等を自ら訂正するための審判。
5 平成 5 年改正実用新案法の施行日前（1993 年以前）に出願された実用新案。

d. 異議申立[1]件数の推移（権利単位）

2018年における異議申立件数は、特許が1,172件、商標が421件であった［1-1-108図］。

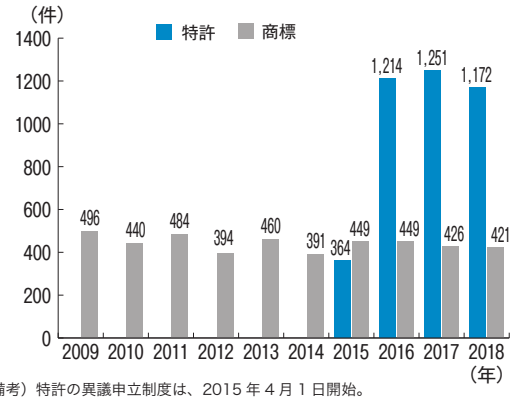
e. 取消審判[2]請求件数の推移（商標）

2018年における商標取消審判請求件数は1,045件であった［1-1-109図］。

②審判の審理動向

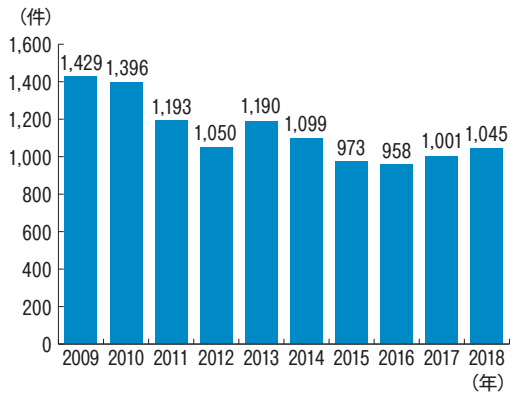
拒絶査定不服審判の、2018年の平均審理期間は、特許･実用新案では12.4か月、意匠では6.7か月、商標では7.7か月であった［1-1-110図］。また、特許・実用新案の拒絶査定不服審判の審理結果について、請求成立とした審決の割合（請求成立率）は、2008年以降上昇傾向にあり、2018年では70%であった［1-1-112図］。無効審判については、権利をめぐる紛争の早期解決に寄与するため、優先的に審理を行っており、特許・実用新案では、2018年の平均審理期間は11.1か月であり、意匠では9.8か月、商標では9.5か月であった。特許・実用新案の訂正審判は、侵害訴訟に関連して請求される場合が多いことから、優先的に審理を行っており、2018年の平均審理期間は2.8か月であった。異議申立ての、2018年における平均審理期間は、特許では7.2か月、商標では6.6か月であり、商標の取消審判では6.1か月であった。

1-1-108図 異議申立件数の推移（権利単位）（2009-2018）



（備考）特許の異議申立制度は、2015年4月1日開始。
（資料）統計・資料編　第1章7.（7）

1-1-109図 取消審判請求件数の推移（商標）（2009-2018）



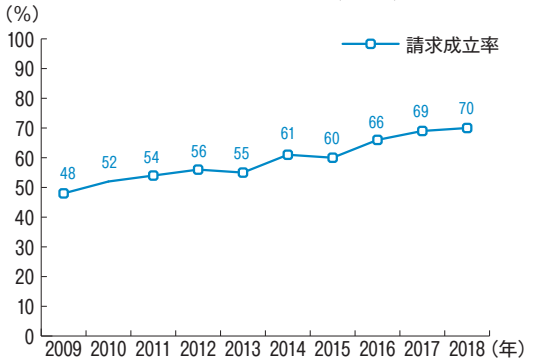
（資料）統計・資料編　第1章7.（5）

1-1-111図 2018年　審理結果[*1]の概要

	査定系審判[*2]		当事者系審判[*3]		異議申立て	
	請求成立	請求不成立[*4]	請求成立	請求不成立[*4]	取消決定[*5]	維持決定[*4]
特許･実用新案	5,509	2,315	205	107	150	1,006
意匠	249	126	7	14	—	—
商標	457	191	887	116	35	235

＊1：審決・決定に至ったもののみ。
＊2：拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。
＊3：無効審判、取消審判、訂正審判を含む。
＊4：却下を含む。
＊5：一部取消しを含む。
（資料）統計・資料編　第1章7.（1）（2）（3）（4）（5）（7）、特許庁作成

1-1-112図 拒絶査定不服審判事件における請求成立率の推移（特許）



（備考）請求成立率＝請求成立件数／（請求成立件数＋請求不成立（含却下）件数）
（資料）統計・資料編　第1章7.（1）

1-1-110図 2018年　審理の状況

	拒絶査定不服審判		無効審判		訂正審判		異議申立て		取消審判	
	処理件数[*1]	平均審理期間[*2]	処理件数[*1]	平均審理期間[*2]	処理件数[*1]	平均審理期間[*2]	処理件数[*1]	平均審理期間[*2]	処理件数[*1]	平均審理期間[*2]
特許･実用新案	8,418	12.4か月	129	11.1か月	202	2.8か月	1,160	7.2か月	—	—
意匠	367	6.7か月	11	9.8か月	—	—	—	—	—	—
商標	658	7.7か月	76	9.5か月	—	—	329	6.6か月	1,026	6.1か月

（備考）
＊1　請求成立（含一部成立）、請求不成立（含却下）、及び取下・放棄の件数の合計。異議申立ては権利単位の件数。
＊2　審判請求日（※1）から、審決の発送日（※2）、取下・放棄の確定日、又は却下の発送日までの期間の暦年平均。
（※1）異議申立てについては異議申立日。特許拒絶査定不服審判において前置審査に係る事件については審理可能となった日（部門移管日）。
（※2）特許異議申立てにおいて取消理由通知（決定の予告）を行うものはその発送日、特許無効審判において審決の予告を行うものはその発送日。
（資料）特許庁作成

1 特許及び商標掲載公報発行後の一定期間に限り、その取消しを求めることができる制度。
2 商標権者が継続して3年以上登録商標を使用していないとき等において、商標登録を取消すための審判。

（2）審決取消訴訟の動向

①出訴件数動向

2018 年の審決取消訴訟[1]の出訴件数について見ると、査定系審判では、前年に比べ特許・実用新案及び商標が減少し、意匠が増加した。当事者系審判では、前年に比べ特許・実用新案及び商標が減少した［1-1-113 図］。

1-1-113図　2018 年　出訴件数*1

	特許・実用新案	意匠	商標
査定系審判*2	37（46）	5（4）	7（15）
当事者系審判*3	81（110）	4（4）	40（45）
異議申立て	5（11）	－	4（2）

（備考）＊1：図中括弧内は 2016 年。
＊2：拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。
＊3：無効審判、取消審判、訂正審判を含む。
（資料）統計・資料編　第２章 17.（1）

②判決件数動向

2018 年における審決取消訴訟の判決件数を見ると、請求棄却となった件数について、査定系審判では、前年に比べ、特許・実用新案が減少し、商標が増加した。当事者系審判では、前年に比べ、特許・実用新案及び意匠が増加し、商標が減少した。また、審決取消となった件数について、査定系審判では、前年に比べ、特許･実用新案、意匠及び商標がいずれも減少した。当事者系審判では、前年に比べ、特許・実用新案及び商標が減少した［1-1-114 図］。

1-1-114図　2018 年　判決件数*1

	特許・実用新案		意匠		商標	
	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消
査定系審判*2	29（42）	6（8）	4（4）	0（4）	12（10）	0（1）
当事者系審判*3	72（58）	14（36）	5（3）	0（0）	26（27）	4（10）
異議申立て	3（1）	8（2）	－		3（0）	0（0）

（備考）＊1：図中括弧内は 2017 年。
＊2：拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。
＊3：無効審判、取消審判、訂正審判を含む。
（資料）統計・資料編　第２章 17.（2）

1 特許庁の審決に不服のある者がその取消しを求め、知的財産高等裁判所に提訴する訴訟。

第2章 企業等における知的財産活動

企業活動の高度化・グローバル化の進展等に伴い、我が国企業の知的財産活動を取り巻く環境は大きく変化しており、また、企業規模や技術分野の違いによって、知的財産戦略は多様化しているといえる。これらの状況について、本章では、出願件数等の動向からみた知的財産活動の実態、知財担当者数・活動費からみた知的財産活動の状況、知的財産権の活用状況等を紹介する。

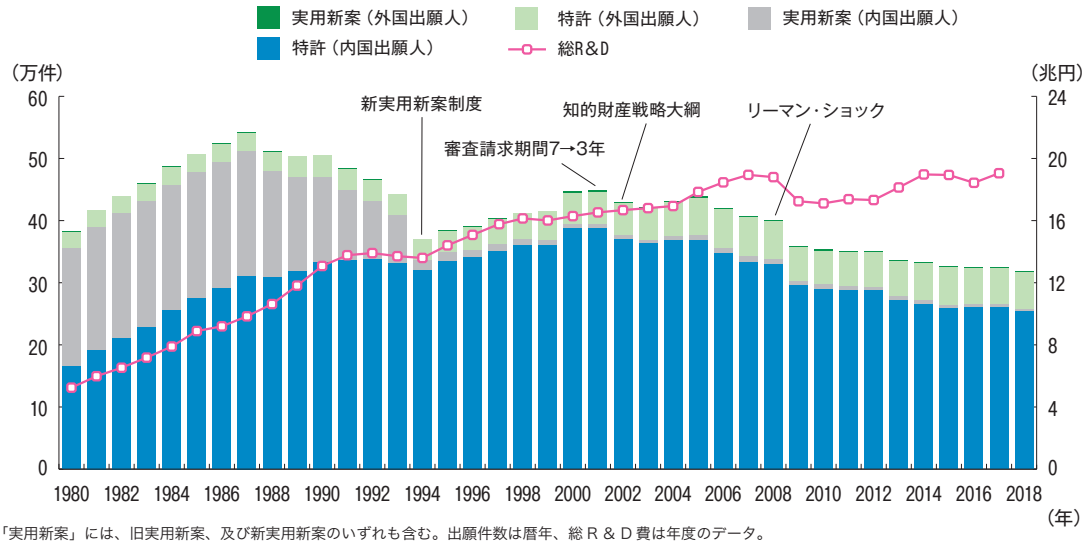
1. 知的財産活動の状況

(1) 特許出願と研究開発費・出願順位グループ別にみた特許出願件数

内国出願人による特許出願件数の推移を中長期で見ると、1980年から1987年までは総R＆D費の推移に同調するように漸増している。1988年に改善多項制[1]が導入された後は、伸びは鈍化したが、引き続き漸増し、2000年にピークに達した（38.7万件）。その後は漸減傾向であり、2018年には25.3万件となった。なお、2008年から2009年にかけての大きな減少は、2008年9月に発生したリーマン・ショックの影響を受けたものと考えられる。

外国出願人による特許出願件数の推移を見ると、1980年から2007年までは堅調に漸増している。2007年にピーク（6.3万件）に達した後、2008年9月に発生したリーマン・ショックの影響を受けて、2009年には5.3万件にまで減少した。その後は漸増傾向となり、2018年には6.0万件となった［1-2-1図］。

1-2-1図 内外国出願人による特許出願件数、実用新案登録出願件数及び総R&D費の推移



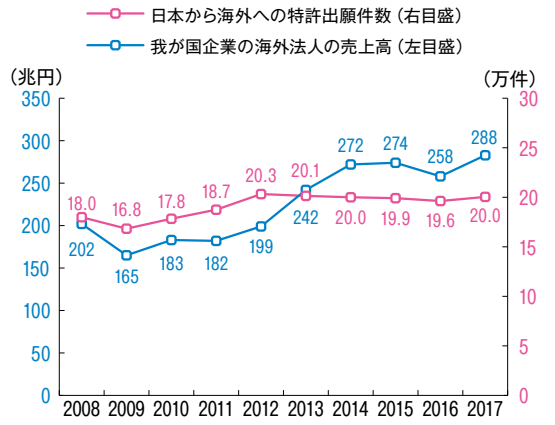
（備考）「実用新案」には、旧実用新案、及び新実用新案のいずれも含む。出願件数は暦年、総R＆D費は年度のデータ。
（資料）特許庁作成
総R＆D費については科学技術研究調査報告書（総務省統計）に基づく。

1 出願の単一性を満たす複数の請求項を特許請求の範囲に記載できるようにした制度。

また、グローバル化が進展する中、我が国企業の海外法人の売上高は 2009 年度以降増加傾向にあるが、日本から海外への特許出願件数は、2012 年以降横ばいとなっている。したがって、我が国企業による海外への特許出願が十分なものとなっているか点検しつつ、グローバルな知財戦略を強化していくことで、海外における事業活動をより一層充実していくことが必要と考えられる［1-2-2 図］。

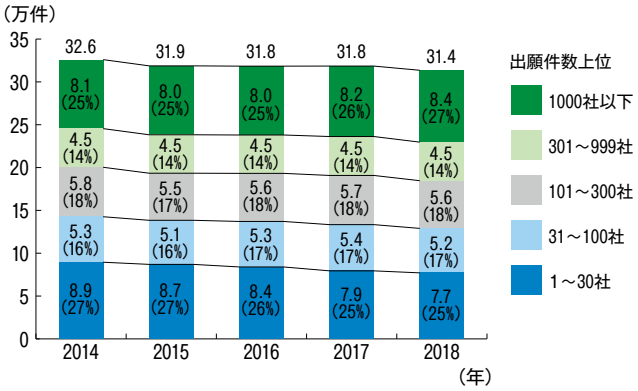
出願順位グループ別[1]［1-2-3 図］でみると、出願件数上位 30 社で全出願件数の 25%程度、出願件数上位 300 社で全出願件数の 60%程度を占めている。全出願件数に占める出願件数上位 30 社による出願件数の割合は年々微減しており、2017 年には、出願件数上位 1000 社以外による出願件数が、出願件数上位 30 社のそれを逆転し、2018 年も同様の傾向が続いている。2014 年から 2018 年にかけての全特許出願の減少（2014 年 32.6 万件→ 2018 年 31.4 万件）は、出願件数上位 30 社の出願が減っている（2014 年 8.9 万件→ 2018 年 7.7 万件）ことが影響している。

1-2-2図　日本から海外への特許出願件数と我が国企業の海外法人の売上高の推移



（備考）出願件数は暦年、研究開発費は年度のデータ。
（資料）WIPO IP Statistics Data Center 及び 経済産業省「海外事業活動基本調査」を基に特許庁作成

1-2-3図　出願順位グループ別にみた特許出願の推移



（備考）括弧内の数字は、各年の全特許出願件数に占めるそれぞれのグループによる特許出願件数の割合
（資料）特許庁作成

1 2018 年における特許出願件数によって、出願人を出願件数上位 1 ～ 30 位、31 ～ 100 位、101 ～ 300 位、301 ～ 999 位、1000 位以下の 5 つにグループ分けし、それぞれのグループによる 2014 年から 2018 年までの各年の特許出願件数、及び各年の全特許出願件数に占めるそれぞれのグループによる特許出願件数の割合を示す。

(2) 企業別登録件数ランキング

＜特許＞

2018年の特許登録件数を企業別に見ると、国内企業の第1位は三菱電機株式会社で4,348件、第2位はキヤノン株式会社で4,288件、第3位はトヨタ自動車株式会社で3,301件であり、電機関連メーカーと自動車関連メーカーがトップ10の大部分を占めた［1-2-4図］。国外企業の第1位はｸｳｱﾙｺﾑ･ｲﾝｺｰﾎﾟﾚｰﾃｯﾄﾞで1,331件、第2位はｺｰﾆﾝｸﾚｯｶ　ﾌｨﾘｯﾌﾟｽ　ｴﾇ　ｳﾞｪで867件、第3位は華為技術有限公司で644件であった［1-2-5図］。

1-2-4図　2018年特許登録件数上位10社（国内企業）

2018順位		2017順位	出願人	登録件数
→	1	1	三菱電機株式会社	4,348 (4,484)
→	2	2	キヤノン株式会社	4,288 (3,931)
→	3	3	トヨタ自動車株式会社	3,301 (3,378)
↗	4	8	株式会社デンソー	3,285 (2,110)
↘	5	4	パナソニックIPマネジメント株式会社	2,630 (2,990)
→	6	6	株式会社リコー	2,004 (2,468)
↗	7	9	セイコーエプソン株式会社	1,939 (1,971)
↘	8	7	富士通株式会社	1,774 (2,431)
↘	9	5	本田技研工業株式会社	1,730 (2,502)
→	10	10	株式会社東芝	1,558 (1,753)

（備考）表中括弧内は2017年。
共同出願については、それぞれの出願人でカウントしている。

1-2-5図　2018年特許登録件数上位10社（国外企業）

2018順位		2017順位	出願人	登録件数
→	1	1	ｸｳｱﾙｺﾑ･ｲﾝｺｰﾎﾟﾚｰﾃｯﾄﾞ［US］	1,331 (1,281)
→	2	2	ｺｰﾆﾝｸﾚｯｶ　ﾌｨﾘｯﾌﾟｽ　ｴﾇ　ｳﾞｪ［NL］	867 (881)
↗	3	6	華為技術有限公司［CN］	644 (443)
↗	4	5	三星電子株式会社［KR］	565 (535)
↘	5	4	エルジー・ケム・リミテッド［KR］	437 (563)
↘	6	3	ゼネラル・エレクトリック・カンパニイ［US］	434 (603)
↗	7	8	インテル・コーポレーション［US］	428 (369)
↗	8	10	ｴﾙｼﾞｰ　ｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ　ｲﾝｺｰﾎﾟﾚｲﾃｨﾄﾞ［KR］	428 (338)
↘	9	7	ｽﾘｰｴﾑ　ｲﾉﾍﾞｲﾃｨﾌﾞ　ﾌﾟﾛﾊﾟﾃｨｽﾞ　ｶﾝﾊﾟﾆｰ［US］	365 (374)
↗	10	14	ザ・ボーイング・カンパニー［US］	360 (274)

（備考）表中括弧内は2017年。
共同出願については、それぞれの出願人でカウントしている。
各略称は次のとおり。
US（米国）、NL（オランダ）、CN（中国）、KR（韓国）

＜意匠＞

2018年の意匠登録件数を企業別に見ると、国内企業の第1位はパナソニックIPマネジメント株式会社で466件、第2位は三菱電機株式会社で367件、第3位は株式会社オカムラで307件であった。また、第7位のTOTO株式会社と第8位の東洋製罐株式会社は、2017年から大きく順位を上げた［1-2-6図］。国外企業の第1位はザ　ﾌﾟﾛｸﾀｰ　ｱﾝﾄﾞ　ｷﾞｬﾝﾌﾞﾙ　ｶﾝﾊﾟﾆｰで122件、第2位はエルメス　セリエで97件、第3位はダイソン　テクノロジー　リミテッドで91件であった。また、第6位のベクトン・ディキンソン・アンド・カンパニーと第10位のビルケンシュトック・セールス・ゲーエムベーハーは、2017年から大きく順位を上げた［1-2-7図］。

1-2-6図　2018年意匠登録件数上位10社（国内企業）

2018順位		2017順位	出願人	登録件数
↗	1	2	パナソニックIPマネジメント株式会社	466 (413)
↘	2	1	三菱電機株式会社	367 (429)
→	3	3	株式会社オカムラ	307 (360)
↗	4	7	本田技研工業株式会社	184 (156)
↘	5	4	シャープ株式会社	183 (201)
→	6	6	株式会社LIXIL	179 (167)
↗	7	43	TOTO株式会社	138 (60)
↗	8	10	コクヨ株式会社	130 (123)
↗	9	47	東洋製罐株式会社	130 (58)
↗	10	13	日産自動車株式会社	129 (112)

（備考）表中括弧内は2017年。
共同出願については、それぞれの出願人でカウントしている。

1-2-7図　2018年意匠登録件数上位10社（国外企業）

2018順位		2017順位	出願人	登録件数
↗	1	5	ザ　ﾌﾟﾛｸﾀｰ　ｱﾝﾄﾞ　ｷﾞｬﾝﾌﾞﾙ　ｶﾝﾊﾟﾆｰ［US］	122 (80)
→	2	2	エルメス　セリエ［FR］	97 (135)
↘	3	1	ダイソン　テクノロジー　リミテッド［GB］	91 (231)
→	4	4	ｴﾙｼﾞｰ　ｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ　ｲﾝｺｰﾎﾟﾚｲﾃｨﾄﾞ［KR］	74 (105)
↗	5	8	ｺｰﾆﾝｸﾚｯｶ　ﾌｨﾘｯﾌﾟｽ　ｴﾇ　ｳﾞｪ［NL］	73 (68)
↗	6	43	ﾍﾞｸﾄﾝ･ﾃﾞｨｷﾝｿﾝ･ｱﾝﾄﾞ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ［US］	73 (19)
↘	7	5	ナイキ　イノヴェイト　シーヴィー［US］	67 (103)
↗	8	10	ｽﾘｰｴﾑ　ｲﾉﾍﾞｲﾃｨﾌﾞ　ﾌﾟﾛﾊﾟﾃｨｽﾞ　ｶﾝﾊﾟﾆｰ［US］	59 (51)
↗	9	22	グーグル　エルエルシー［US］	59 (26)
↗	10	205	ﾋﾞﾙｹﾝｼｭﾄｯｸ･ｾｰﾙｽ･ｹﾞｰｴﾑﾍﾞｰﾊｰ［DE］	57 (5)

（備考）表中括弧内は2017年。
共同出願については、それぞれの出願人でカウントしている。
各略称は次のとおり。
US（米国）、FR（フランス）、GB（英国）、KR（韓国）、NL（オランダ）、IE（アイルランド）、DE（ドイツ）

＜商標＞

2018年の商標登録件数を企業別に見ると、国内企業の第1位は株式会社資生堂で545件、第2位は株式会社サンリオで449件、第3位は花王株式会社で318件であった。第4位のハーベイ・ボール・スマイル・リミテッド、第6位の大正製薬株式会社、及び第10位のサントリーホールディングス株式会社は、2017年から大きく順位を上げた［1-2-8図］。国外企業の第1位はジョンソン　アンド　ジョンソンで98件、第2位はブリストルーマイヤーズ　スクイブ　カンパニーで69件、第3位は株式会社エスエム・エンタテインメントで64件であった。トップ10の半分の顔ぶれが2017年から変化している［1-2-9図］。

1-2-8図　2018年商標登録件数上位10社（国内企業）

2018順位		2017順位	出願人	登録件数
↗	1	2	株式会社資生堂	545(497)
↘	2	1	株式会社サンリオ	449(553)
→	3	3	花王株式会社	318(326)
↗	4	26	ハーベイ・ボール・スマイル・リミテッド	247(116)
↗	5	7	パナソニック株式会社	240(194)
↗	6	29	大正製薬株式会社	236(109)
↗	7	8	富士通株式会社	221(183)
↘	8	4	小林製薬株式会	209(212)
↘	9	6	株式会社コーセー	202(201)
↗	10	35	サントリーホールディングス株式会社	182(93)

（備考）表中括弧内は2017年。
共同出願については、それぞれの出願人でカウントしている。

1-2-9図　2018年商標登録件数上位10社（国外企業）

2018順位		2017順位	出願人	登録件数
→	1	1	ジョンソン　アンド　ジョンソン［US］	98(124)
↗	2	31	ブリストルーマイヤーズ　スクイブ　カンパニー［US］	69(17)
↗	3	45	株式会社エスエム・エンタテインメント［KR］	64(3)
↘	4	2	エルジー　エレクトロニクス　インコーポレイテッド［KR］	57(114)
↗	5	12	株式会社韓国人蔘公社［KR］	55(40)
↗	6	21	株式會社エルジ生活健康［KR］	50(27)
↗	7	10	アップル　インコーポレイテッド［US］	48(43)
↗	8	25	ターゲット　ブランズ　インコーポレイテッド［US］	47(23)
↘	9	7	アマゾン　テクノロジーズ　インコーポレイテッド［US］	46(56)
↘	10	8	ザ　プロクター　アンド　ギャンブル　カンパニー［US］	44(53)
↗	10	46	株式会社カカオ［KR］	44(1)

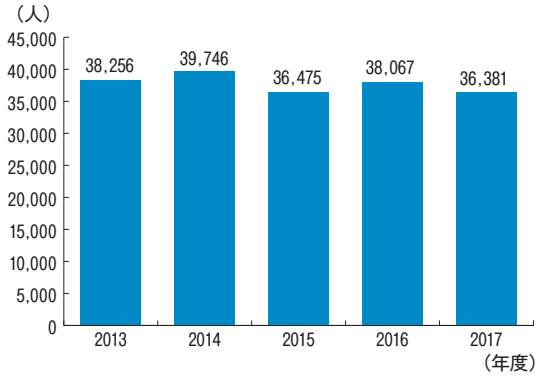
（備考）表中括弧内は2017年。
共同出願については、それぞれの出願人でカウントしている。
各略称は次のとおり。
US（米国）、KR（韓国）

（3）我が国企業等における知的財産担当者数

2018年度の知的財産活動調査[1]の結果によると、我が国全体の知財担当者数[2]は2017年度について、2015年度、2016年度から微減となった。なお、全体推計値については、調査票の回答結果を基に我が国全体について推計を行った数値[3]であることに留意する必要がある［1-2-10図］。

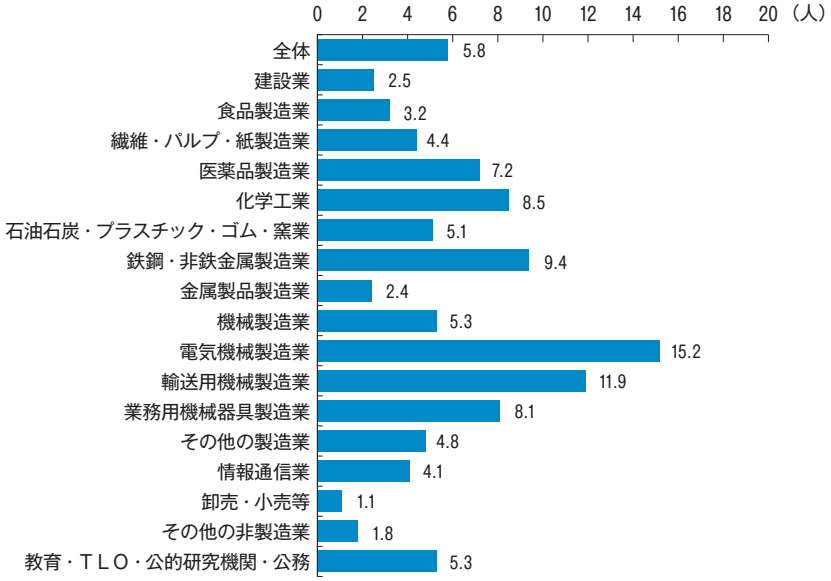
業種別1者あたりの知財担当者数では、「電気機械製造業」が15.2人と最も多く、次いで「輸送用機械製造業」が11.9人となり、全体平均5.8人を大きく上回った［1-2-11図］。

1-2-10図　知財担当者数の推移（全体推計値）



（資料）特許庁「平成30年知的財産活動調査報告書」

1-2-11図　業種別の知財担当者数（1者当たりの平均値）



（資料）特許庁「平成30年知的財産活動調査報告書」

1 知的財産活動調査は、統計法に基づく一般統計調査である。2018年は、9月1日～9月30日の間に実施した。本調査は2016年に出願実績のあった我が国の個人、法人、大学等公的研究機関のうち、産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）のいずれかの出願件数が5件以上であった出願人（6,529件）を対象に行った（調査票回収率52.6%）。
知的財産活動調査結果　URL：https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/chizai_katudo/index.html

2 企業等において、産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に係る業務に従事する者のみならず、知的財産権の管理、評価、取引、実施許諾、係争に係る業務に従事する者、知財に関する企画、調査、教育、会計、庶務等、知財活動を支えるために必要な業務に従事している者も含む。なお、本調査は、出願の実績があった者を対象に調査を実施しているため、調査対象となっていない弁理士、弁護士等の法曹界の人材、特許庁の審査官、登録調査機関等における先行技術文献調査人材、知財法学者等の人材は含まない。

3 全体推計値は、母集団を業種別・出願件数階級に層化し、各層の推計元標本についての集計結果を標本数で除し、母集団数を乗じることによって算出した。

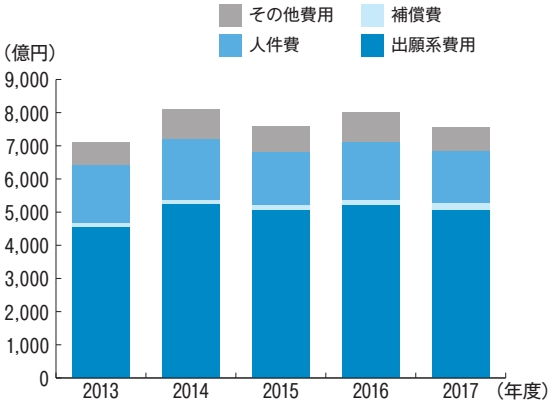
1

（4）我が国企業等における知財活動費の現状

2017 年度の我が国企業等の知財活動に要する費用[1]の平均は、図に示すとおりであった。

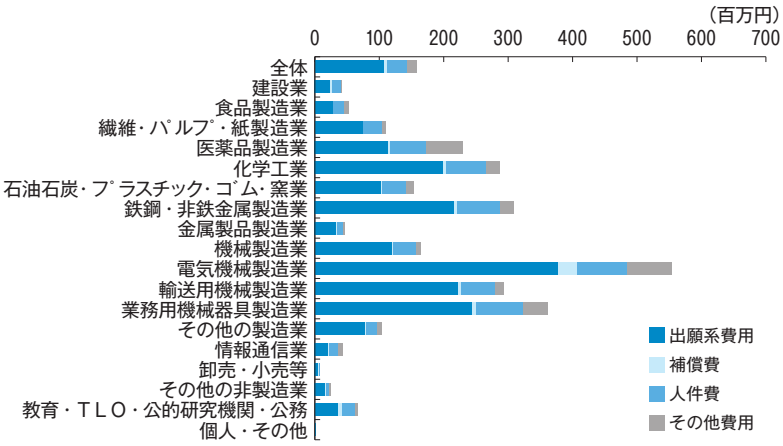
内訳を見ると、ほとんどの業種において出願系費用の占める割合が最も多く、知財活動費全体に与える影響が大きいことが分かる。

1-2-12図　知財活動費の推移（全体推計値）



（資料）特許庁「平成 30 年知的財産活動調査報告書」

1-2-13図　業種別の知財活動費（1 者当たりの平均値）



業種	標本数	平均知的財産活動費（百万円）				
		合計	うち出願系費用	うち補償費	うち人件費	うちその他費用
全体	3,099	159.6	106.4	4.9	31.0	15.7
建設業	127	42.6	23.5	1.6	14.9	2.7
食品製造業	158	52.7	27.1	0.5	17.6	7.8
繊維・パルプ・紙製造業	71	111.7	74.1	0.9	28.0	7.3
医薬品製造業	78	236.5	113.5	2.5	56.1	57.7
化学工業	224	286.5	198.7	3.5	63.4	21.2
石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	217	152.0	102.2	2.3	35.8	12.7
鉄鋼・非鉄金属製造業	72	308.3	216.1	4.6	66.4	21.2
金属製品製造業	114	44.2	32.6	0.9	10.3	2.5
機械製造業	183	160.5	118.7	2.8	35.1	8.5
電気機械製造業	303	568.5	376.9	29.4	77.7	70.4
輸送用機械製造業	135	290.2	221.5	5.4	51.5	14.4
業務用機械器具製造業	97	361.8	243.4	7.1	72.8	38.4
その他の製造業	180	113.3	77.2	1.7	17.9	6.5
情報通信業	156	42.7	20.3	0.5	14.9	6.7
卸売・小売等	342	7.9	4.9	0.2	2.0	0.6
その他の非製造業	303	24.3	15.9	0.6	4.9	2.7
教育・TLO・公的研究機関・公務	259	66.5	35.6	5.9	21.0	3.3
個人・その他	80	0.7	0.6	0.0	0.0	0.0

（備考）出願系費用：産業財産権の発掘、発明届書の評価、明細書の作成（外注を含む）、明細書チェック、出願手続、審査請求手続、技術評価請求手続、拒絶理由通知対応（意見書、補正書作成）等の中間処理業務及び拒絶査定不服審判等に要する費用、権利存続要否問い合わせ、登録手続、年金納付手続等の権利維持業務に要する費用（弁理士費用等の外注費を含む。他者からの譲受は除く）。
補　償　費：企業等の定める補償制度（職務発明規定等）に基づいて発明者、創作者等に支払った補償費。
人　件　費：企業等において知財業務を担当する者の雇用にかかる費用の直近の会計年度総額。
その他費用：上記の 3 分類に含まれない費用（企画、調査、教育等のその他の経費、業務遂行に必要な固定資産の減価償却費及びリース料）。
（資料）特許庁「平成 30 年知的財産活動調査報告書」

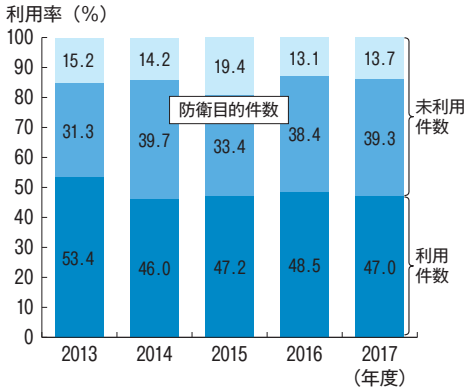
1 係争の和解金、損害賠償金、ロイヤルティ、産業財産権の購入に要した費用は含まない。

2. 知的財産権の利活用の状況

(1) 産業財産権等使用料の国際収支

我が国企業のグローバル化が進展する中で、知的財産の国際取引も活発化している。財務省が公表している国際収支統計によると、我が国の産業財産権等使用料[1]の国際収支は、2018年には過去最大の3.5兆円の黒字となった［1-2-14図］。

1-2-17図 外国における特許権利用率の推移（全体推計値）



（資料）特許庁「平成30年知的財産活動調査報告書」

(2) 特許権の利用状況

知的財産活動調査では、知的財産権の利用状況についても明らかにしている。なお、全体推計値については、調査票の回答結果を基に我が国全体について推計を行った数値[2]であることに留意する必要がある。

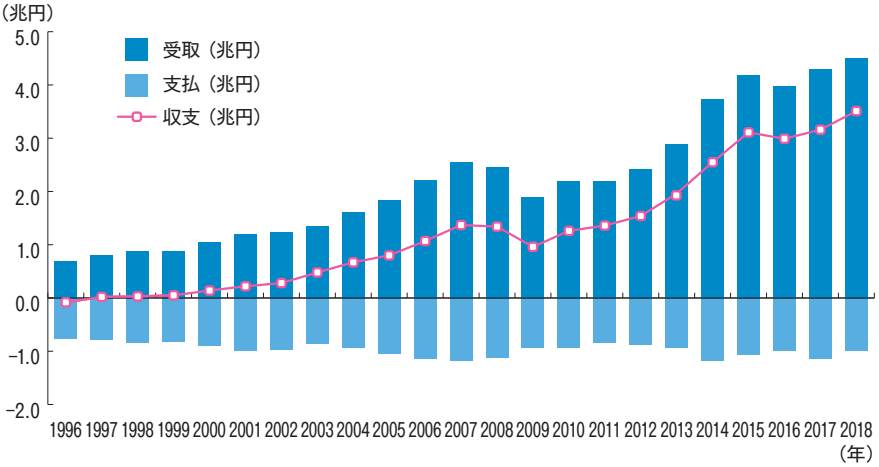
国内での利用状況としては、2016年度から2017年度にかけて特許権所有件数[3]は約19,000件増加している［1-2-15図］。

2017年度における利用率（利用件数[4]／所有件数）は48.4%となり、2014年度以降50%を下回っている。また、防衛目的[5]件数の割合は37.0%となっている［1-2-15図］。

特許権の利用率は業種によって異なっている。「その他の製造業」において利用割合が高く、「金属製品製造業」が続いた［1-2-16図］。

外国での利用状況としては、2017年度は47.0%となっている［1-2-17図］。

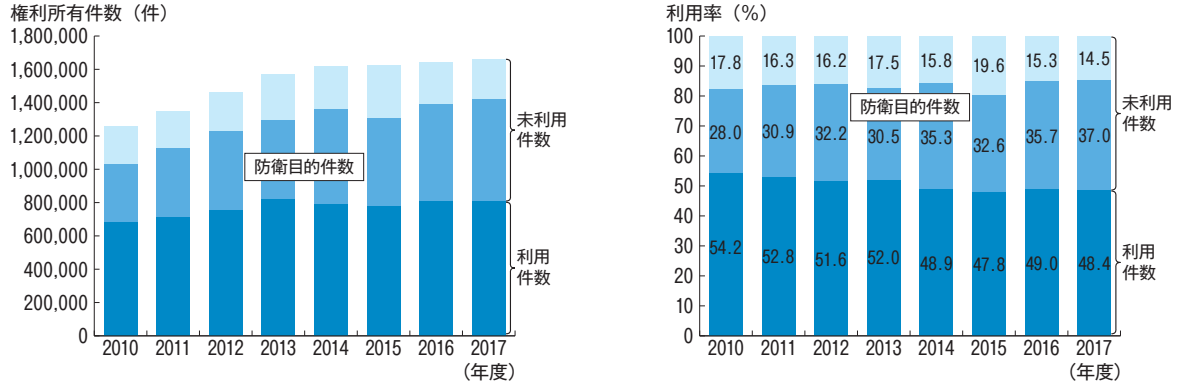
1-2-14図 産業財産権等使用料（受取・支払）の推移



（資料）財務省「国際収支統計」を基に特許庁作成

1 産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の使用料のほか、ノウハウ（技術情報）の使用料やフランチャイズ加盟に伴う各種費用、販売権の許諾・設定に伴う受払等を計上している。また、これらの権利に関する技術、経営指導料も含む。
2 全体推計値は、母集団を業種別・出願件数階級に層化し、各層の推計元標本についての集計結果を標本数で除し、母集団数を乗じることによって算出した。
3 特許権所有件数は、内国人現存権利数の確定値である。「うち利用件数」及び「うち未利用件数」は、知的財産活動調査における全体推計結果より権利利用率を算出し、確定値に乗じることで得ている。
4 利用件数とは、権利所有件数のうち「自社実施件数」及び、「他社への実施許諾件数」のいわゆる積極的な利用件数の合計である。なお、未利用件数とは自社実施も他社への実施許諾も行っていない権利であり、防衛目的権利及び開放可能な権利（相手先企業を問わず、ライセンス契約により他社へ実施許諾が可能な権利）を含む。
5 自社実施も他社への実施許諾も行っていない権利であって、自社事業を防衛するために他社に実施させないことを目的として所有している権利。

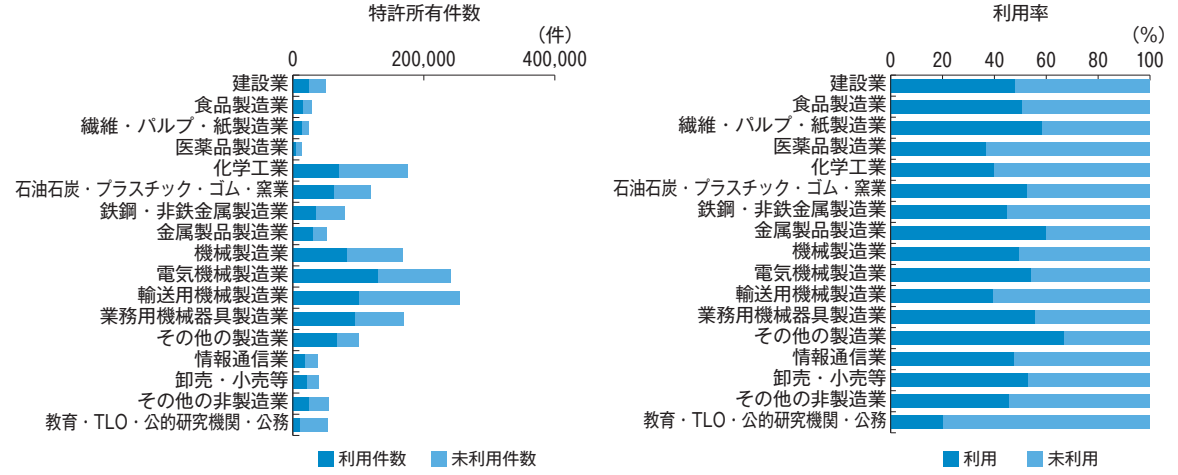
1-2-15図　国内における特許権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）



	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
国内特許権所有件数（件）	1,255,489	1,346,804	1,464,176	1,570,897	1,616,472	1,624,596	1,643,595	1,662,839
うち利用件数 *1	681,059	711,773	755,209	816,825	790,752	776,358	805,519	805,018
うち未利用件数 *2	574,430	635,031	708,967	754,072	825,720	848,238	838,076	857,821
うち防衛目的件数 *3	350,946	415,630	471,041	479,029	569,938	529,115	586,724	615,995

（備考）＊１：利用件数とは、権利所有件数のうち「自社実施件数」及び、「他社への実施許諾件数」のいわゆる積極的な利用件数の合計である。
＊２：未利用件数とは自社実施も他社への実施許諾も行っていない権利であり、防衛目的権利及び開放可能な権利（相手先企業を問わず、ライセンス契約により他社へ実施許諾が可能な権利）等を含む。
＊３：防衛目的件数とは、自社実施も他社への実施許諾も行っていない権利であって、自社事業を防衛するために他社に実施させないことを目的として所有している権利である。
（資料）特許庁「平成 30 年知的財産活動調査報告書」

1-2-16図　国内における業種別の特許権所有件数及びその利用率（全体推計値）



業種	対象数	国内権利保有件数（件） 合計	うち利用件数	うち未利用件数	利用率	【参考】2016 度	前年度比
全体	64,060	1,662,839	805,018	857,821	48.4%	49.0%	-0.6%
建設業	2,589	50,389	24,181	26,208	48.0%	51.7%	-3.7%
食品製造業	3,047	28,302	14,327	13,975	50.6%	48.1%	2.6%
繊維・パルプ・紙製造業	1,434	24,015	13,975	10,040	58.2%	64.2%	-6.0%
医薬品製造業	371	12,922	4,740	8,182	36.7%	34.8%	1.9%
化学工業	1,163	174,765	69,329	105,436	39.7%	45.5%	-5.9%
石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	1,882	119,095	62,562	56,533	52.5%	50.8%	1.8%
鉄鋼・非鉄金属製造業	425	79,375	35,466	43,909	44.7%	38.0%	6.7%
金属製品製造業	1,423	51,427	30,686	20,741	59.7%	58.0%	1.7%
機械製造業	2,360	167,588	82,855	84,733	49.4%	53.8%	-4.4%
電気機械製造業	1,927	240,468	130,185	110,283	54.1%	56.1%	-2.0%
輸送用機械製造業	693	254,712	100,422	154,290	39.4%	34.3%	5.1%
業務用機械器具製造業	850	168,831	93,763	75,068	55.5%	63.1%	-7.5%
その他の製造業	2,213	100,630	67,207	33,424	66.8%	53.3%	13.5%
情報通信業	3,378	37,944	18,005	19,939	47.5%	42.1%	5.4%
卸売・小売等	13,762	39,576	20,920	18,656	52.9%	55.7%	-2.8%
その他の非製造業	9,357	54,675	24,881	29,793	45.5%	47.8%	-2.3%
教育・TLO・公的研究機関・公務	879	52,728	10,582	42,147	20.1%	18.9%	1.2%

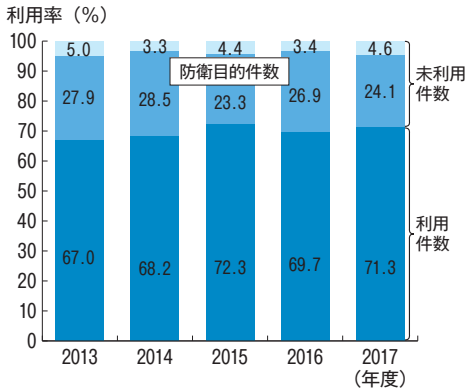
（資料）特許庁「平成 30 年知的財産活動調査報告書」

(3) 意匠権の利用状況

国内での利用状況としては、2016年度から2017年度にかけて意匠権所有件数は約100件増加している。利用率をみると見ると、2015年度以降70％前後で推移しており、2017年度は72.9%となっている。防衛目的件数の割合は25%台で推移している［1-2-18図］。

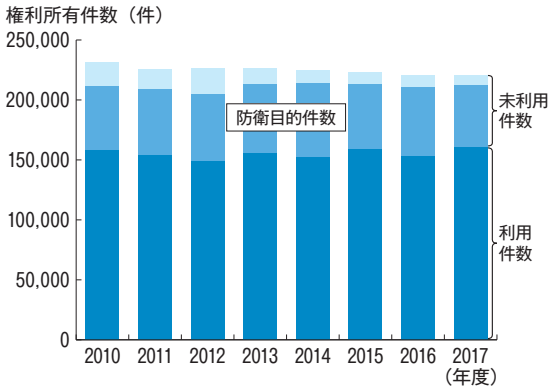
外国での利用状況としては、2017年度は71.3%となっている［1-2-19図］。

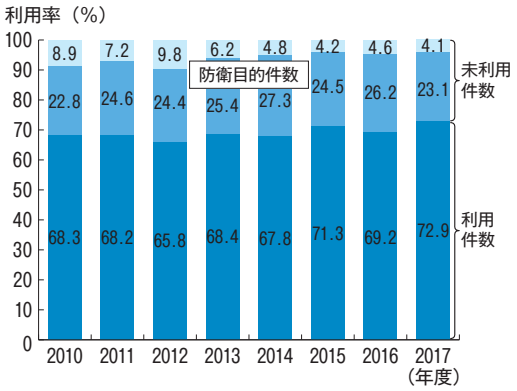
1-2-19図 外国における意匠権利用率の推移（全体推計値）



（資料）特許庁「平成30年知的財産活動調査報告書」

1-2-18図 国内における意匠権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）





	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
国内意匠権所有件数（件）	231,861	225,402	226,483	226,939	224,464	222,763	220,706	220,846
うち利用件数 *1	158,277	153,738	149,119	155,184	152,291	158,833	152,794	160,896
うち未利用件数 *2	73,584	71,664	77,364	71,755	72,173	63,930	67,912	59,950
うち防衛目的件数 *3	52,976	55,358	55,185	57,710	61,319	54,663	57,816	50,929

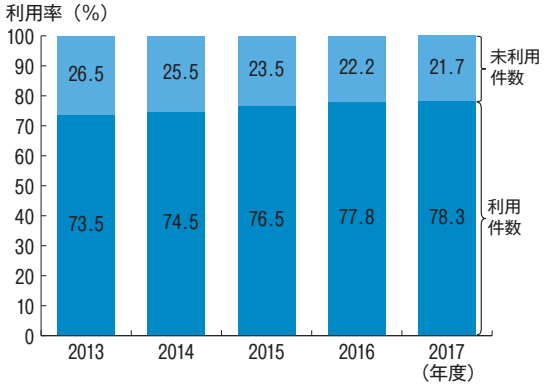
（備考）＊1，＊2および＊3については図表1－2－15の備考参照。
（資料）特許庁「平成30年知的財産活動調査報告書」

（4）商標権の利用状況

国内での利用状況としては、2016 年度から 2017 年度にかけて商標権所有件数は約 8,000 件増加し、利用件数は約 56,000 件増加している［1-2-20 図］。

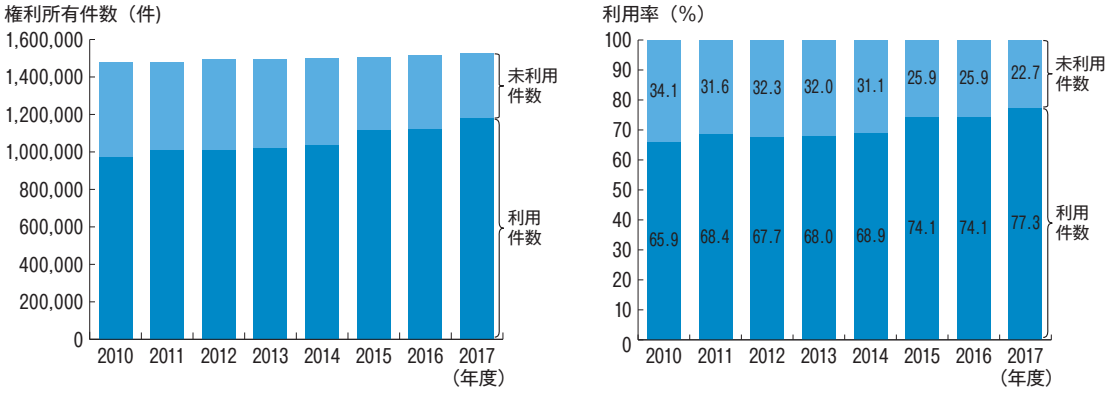
外国での利用状況としては、2013 年以降微増傾向にあり、2017 年度は 78.3％となっている［1-2-21 図］。

1-2-21図　外国における商標権利用率の推移（全体推計値）



（資料）特許庁「平成 30 年知的財産活動調査報告書」

1-2-20図　国内における商標権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）



	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
国内商標所有件数（件）	1,475,649	1,480,363	1,492,366	1,497,283	1,499,475	1,506,109	1,516,706	1,524,919
うち利用件数 *1	972,645	1,011,983	1,009,603	1,017,728	1,033,468	1,116,691	1,123,365	1,179,045
うち未利用件数 *2	503,004	468,380	482,763	479,555	466,007	389,418	393,341	345,874

（備考）＊1，＊2および＊3については図表１－２－15 の備考参照。
（資料）特許庁「平成 30 年知的財産活動調査報告書」

第3章 中小企業・地域における知的財産活動

我が国企業において中小企業の占める割合は大きく、また、我が国では各地域において特色ある事業が展開されている。その中で、近年、中小企業・地域における知的財産戦略の重要性に対する認識が高まってきている。これらの状況について、本章では、これらの中小企業・地域における知的財産活動の状況について紹介する。

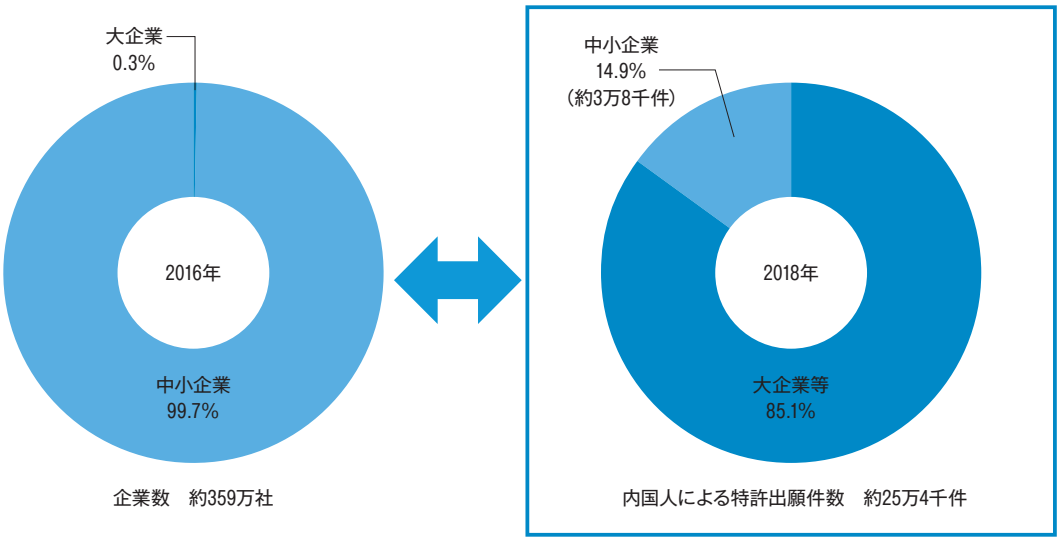
1. 知的財産活動の状況

(1) 中小企業における特許等の出願件数の状況

我が国の中小企業[1]数は、およそ358万社と全企業数の99.7%以上を占め、イノベーションを促進させる上で中小企業の果たす役割は大きい。しかし、近年の内国人[2]の特許出願件数に占める中小企業の割合は14.9%にすぎない[1-3-1図]。

ここでは、中小企業の知的財産活動の状況について、2018年の特許、実用新案、意匠及び商標の出願件数状況について示す。

1-3-1図 企業数・特許出願件数に占める中小企業の割合



(資料) 中小企業白書2019付属統計資料
特許庁作成

1 中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」。また、出願件数グラフのデータは特許庁が保有する、中小企業基本法第2条第1項において定義されている中小企業の特許、実用新案、意匠、商標、PCT国際出願及び商標国際登録出願データ（法人）と、民間の信用調査会社が保有する企業データをクロス集計させて特許庁が推計したものである。
2 本章における「内国人」とは、筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際意匠登録出願、国際商標登録出願については、筆頭出願人の居住国に基づく。）。

①特許出願件数

2018 年の中小企業における特許出願件数は、37,793 件（前年比 5.2% 減）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、14.9%（前年 15.3%）であった。また、2018 年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、62.3%（前年 62.0%）であった［1-3-2 図］。

②実用新案登録出願件数

2018 年の中小企業における実用新案登録出願件数は、2,127 件（前年比 14.1% 減）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、55.8%（前年 54.1%）であった。また、2018 年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、56.6%（前年 55.1%）であった［1-3-3 図］。

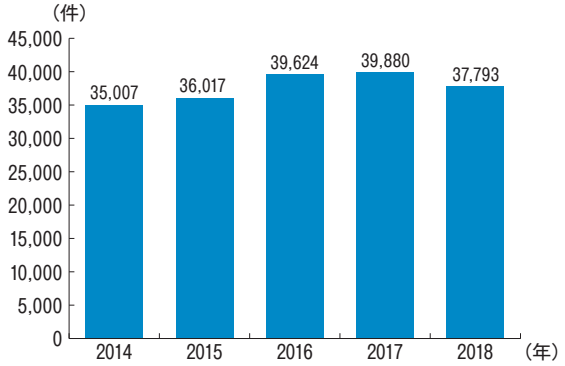
③意匠登録出願件数

2018 年の中小企業における意匠登録出願件数は、8,741 件（前年比 4.4% 減）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、37.3%（前年 37.4%）であった。また、2018 年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、57.9%（前年 59.1%）であった［1-3-4 図］。

④商標登録出願件数

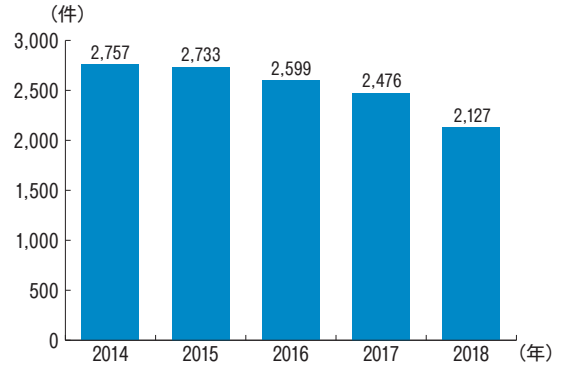
2018 年の中小企業における商標登録出願件数は、89,158 件（前年比 5.2% 減）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、61.4%（前年 60.7%）であった。また、2018 年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、64.6%（前年 63.8%）であった［1-3-5 図］。

1-3-2図　中小企業の特許出願件数の推移



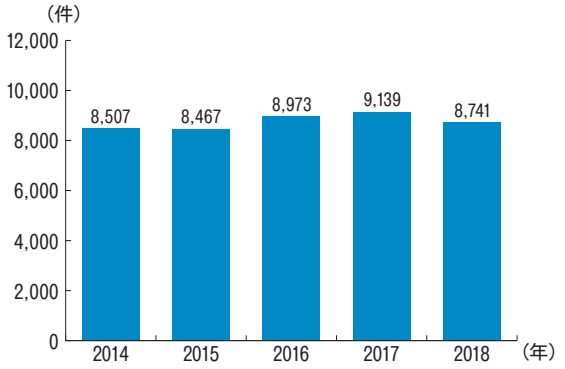
（資料）特許庁作成

1-3-3図　中小企業の実用新案登録出願件数の推移



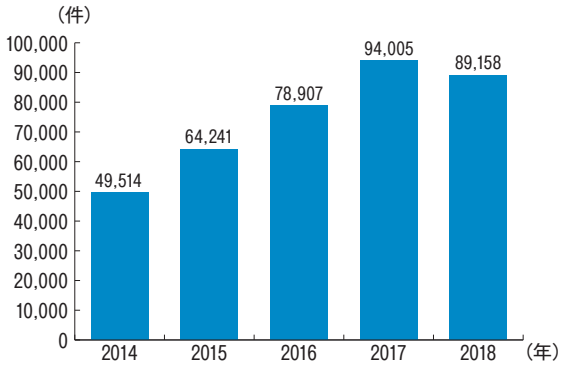
（資料）特許庁作成

1-3-4図　中小企業の意匠登録出願件数の推移



（資料）特許庁作成

1-3-5図　中小企業の商標登録出願件数の推移



（資料）特許庁作成

⑤PCT国際出願件数

2018年の中小企業におけるPCT国際出願件数は、4,379件（前年比3.0%増）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、9.1%（前年9.0%）であった。また、2018年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、54.2%（前年54.3%）であった［1-3-6図］。

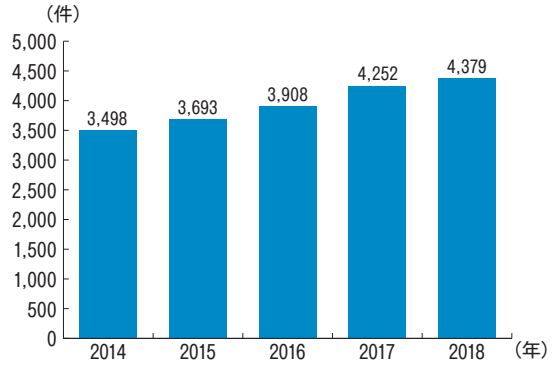
⑥商標の国際登録出願件数

2018年の中小企業におけるマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願件数は、1,645件（前年比35.9%増）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、52.3%（前年48.7%）であった。また、2018年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、65.7%（前年62.9%）であった［1-3-7図］。

(2) 中小企業の海外展開の状況

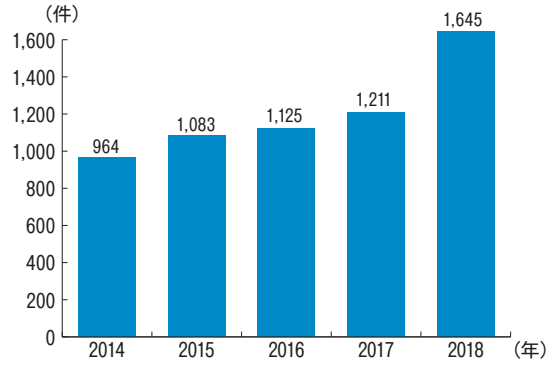
2017年の中小企業における海外への特許出願件数は、6,377件（前年比3.2%増）であり、2017年の中小企業における海外出願率は15.7%と、大企業における海外出願率36.5%に比べると低い［1-3-8図、1-3-9図］。

1-3-6図 中小企業のPCT国際出願件数の推移



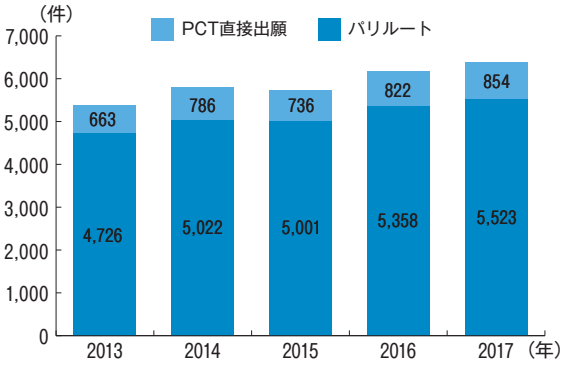
（資料）特許庁作成

1-3-7図 中小企業の商標の国際登録出願件数の推移



（資料）特許庁作成

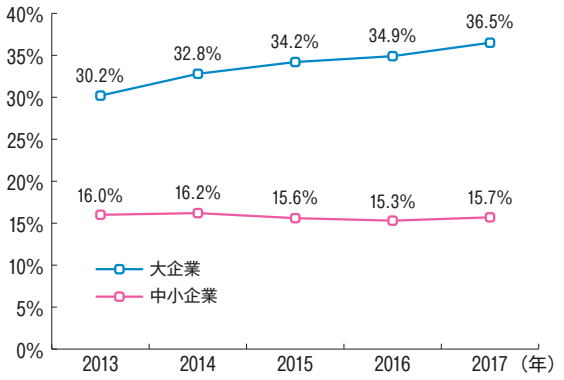
1-3-8図 中小企業の海外への特許出願件数の推移



（備考）国内へ出願される特許出願のうち外国にも出願される件数。
特許庁で把握できない外国に直接出願された件数を含んだものではなく、日本企業による海外全ての出願件数を意味しない。
PCT直接出願：国際出願の受理官庁としての日本国特許庁に出願されたPCT出願のうち、国内出願に基づかない出願。

（資料）特許庁作成

1-3-9図 中小企業の海外出願率



（備考）海外出願率＝（優先権請求件数+PCT直接出願）/（国内出願+PCT直接出願）

（資料）特許庁作成

（3）中小企業の知財活動における地域格差

①都道府県別特許等の出願比率

a. 都道府県別の中小企業数に対する特許出願中小企業数の割合

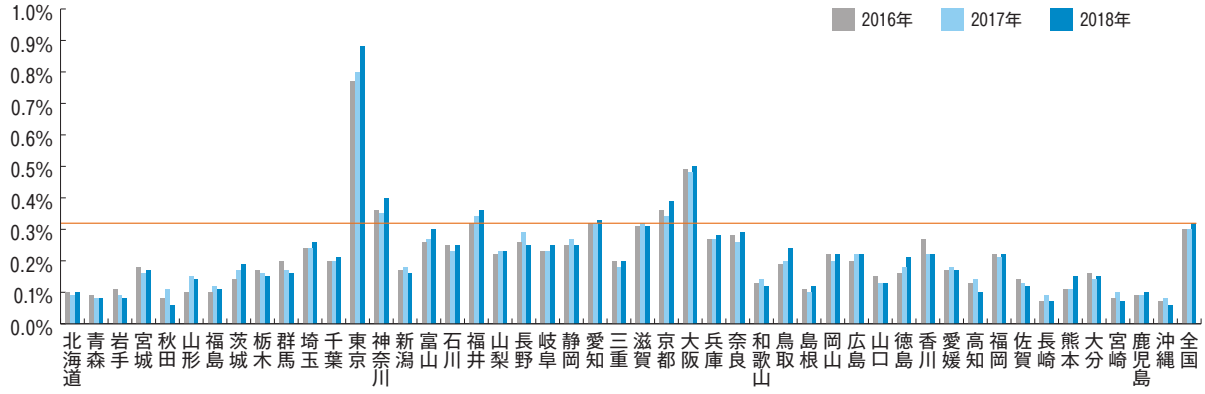
中小企業数に対する特許出願中小企業数の割合は、2018 年で全国平均 0.32% である。全国平均を上回る都道府県は、東京、神奈川、福井、愛知、京都、大阪となっている［1-3-10 図］。

b. 都道府県別の中小企業数に対する実用新案登録出願中小企業数の割合

中小企業数に対する実用新案登録出願中小企業数の割合は、2018 年で全国平均 0.04% と低調である。

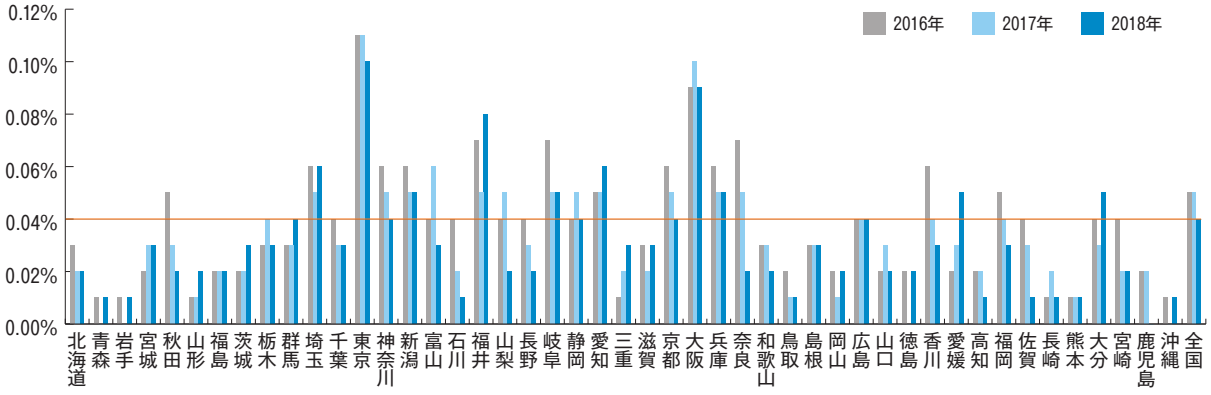
全国平均を上回る都道府県は、埼玉、東京、新潟、福井、岐阜、愛知、大阪、兵庫、愛媛、大分となっている［1-3-11 図］。

1-3-10図　都道府県別の中小企業数に対する特許出願中小企業数の割合



（資料）特許庁作成

1-3-11図　都道府県別の中小企業数に対する実用新案登録出願中小企業数の割合



（資料）特許庁作成

c. 都道府県別の中小企業数に対する意匠登録出願中小企業数の割合

中小企業数に対する意匠登録出願中小企業数の割合は、2018年で全国平均0.08%と低調である。

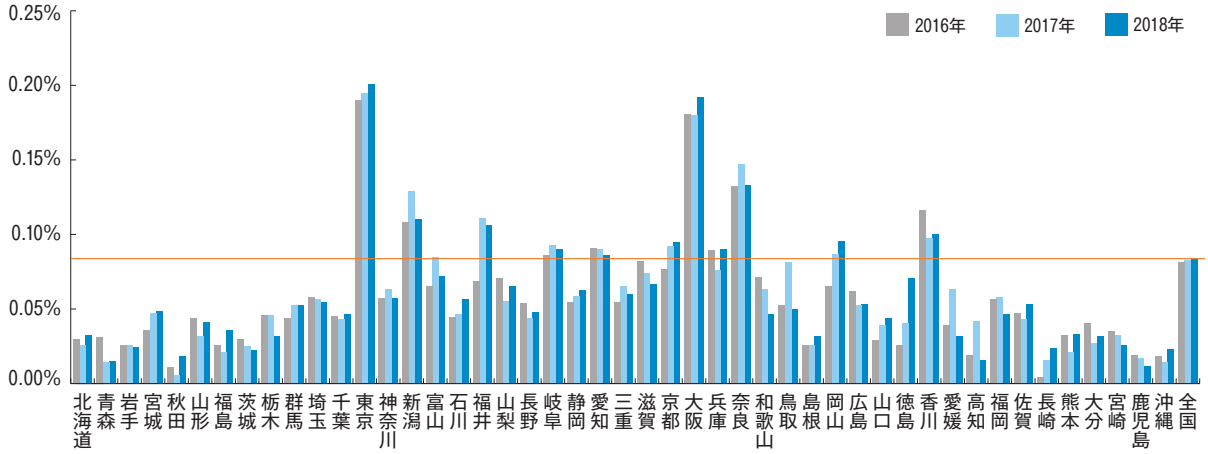
全国平均を上回る都道府県は、東京、新潟、福井、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、岡山、香川となっている［1-3-12図］。

d. 都道府県別の中小企業数に対する商標登録出願中小企業数の割合

中小企業数に対する商標登録出願企業数の割合は、2018年で全国平均0.87%である。

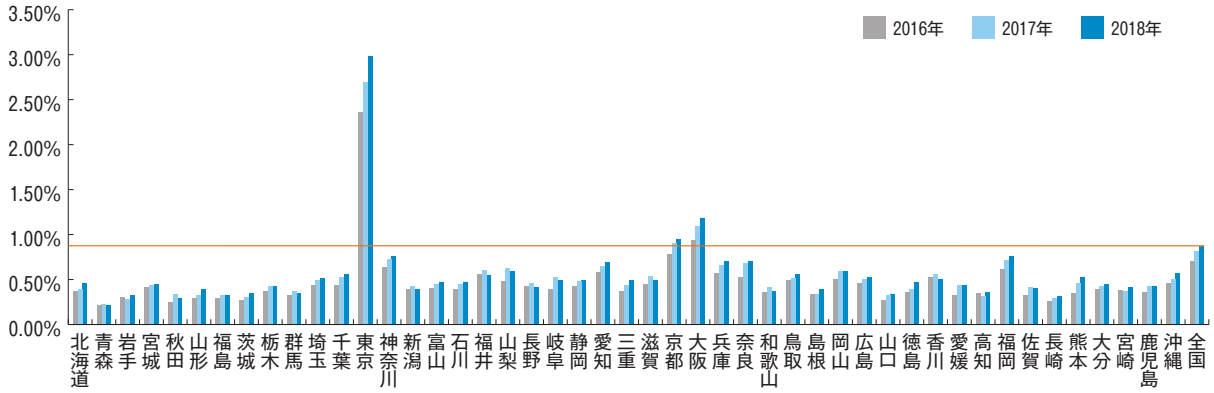
全国平均を上回る都道府県は、東京、京都、大阪のみである［1-3-13図］。

1-3-12図 都道府県別の中小企業数に対する意匠登録出願中小企業数の割合



（資料）特許庁作成

1-3-13図 都道府県別の中小企業数に対する商標登録出願中小企業数の割合



（資料）特許庁作成

第４章　大学等における知的財産活動

知的財産の創造において、我が国の研究資源の多くを有する大学の役割は大きい[1]。このような認識の下、全国各地で大学知的財産本部[2]や技術移転機関（TLO）が設置され、また、産学連携知的財産アドバイザーの派遣[3]（2016年度から実施）や特許料・審査請求料の減免措置[4]などの施策も導入されてきた。本章では、大学等における知的財産活動の取組について紹介する。

1. 共同研究・受託研究

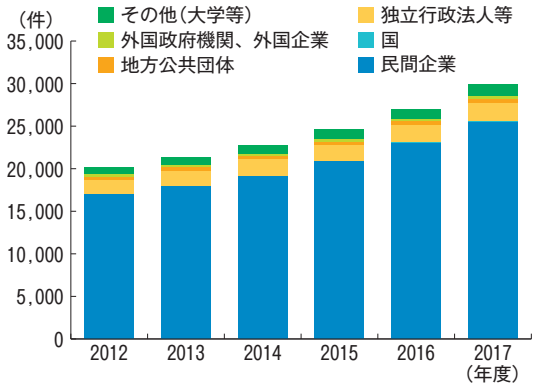
近年、産学連携の取組の推進とオープン・イノベーションを背景に、大学等における共同研究及び受託研究が活発化している。本節では、大学等[5]における共同研究・受託研究の状況について紹介する。

（1）共同研究

2017年度の大学等における共同研究実施件数は、前年度より2,912件増加して29,906件であった。相手先別の内訳を見ると、民間企業が25,451件と最も多く、独立行政法人等が2,065件と続いている［1-4-1図］。

また、2017年度の大学等における共同研究費受入額は、前年度より増加して73,191百万円であった。相手先別の内訳を見ると、民間企業が60,814百万円と最も多く、独立行政法人等が6,767百万円と続いている［1-4-2図］。

1-4-1図　相手先別の共同研究実施件数の推移



共同研究実施件数

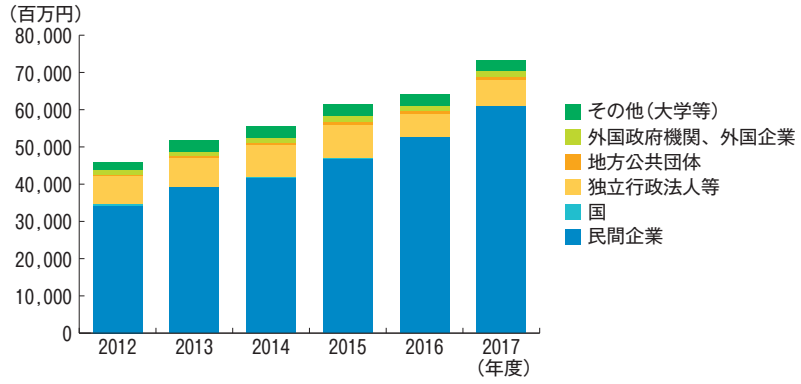
単位：件

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
民間企業	16,925	17,881	19,070	20,821	23,021	25,451
国	89	46	62	101	113	153
独立行政法人等	1,634	1,845	1,927	1,796	1,897	2,065
地方公共団体	360	382	400	450	491	532
外国政府機関、外国企業	272	265	264	291	287	351
その他（大学等）	867	917	1,032	1,158	1,185	1,354
合計	20,147	21,336	22,755	24,617	26,994	29,906

（資料）文部科学省「平成29年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

1 総務省「平成30年科学技術研究調査結果」によると、2017年度における我が国の科学技術研究費全体（19兆504億円）のうち大学等の占める割合は19.1%（3兆6,418億円）に上る。
2 大学における知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に実施するための大学の部局
3 第2部第8章3.（3）参照
4 第2部第8章6.（2）参照
5 本節において、大学等とは、国公私立大学（短期大学を含む）、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関を指す。

1-4-2図 相手先別の共同研究費受入額の推移



共同研究費受入額

単位：百万円

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
民間企業	34,148	39,023	41,603	46,719	52,557	60,814
国	457	175	258	277	203	192
独立行政法人等	7,435	7,725	8,479	8,919	6,119	6,767
地方公共団体	454	591	581	739	694	807
外国政府機関、外国企業	1,153	1,163	1,388	1,597	1,382	1,730
その他（大学等）	2,149	2,989	3,181	3,192	3,075	2,881
合計	45,796	51,666	55,488	61,444	64,032	73,191

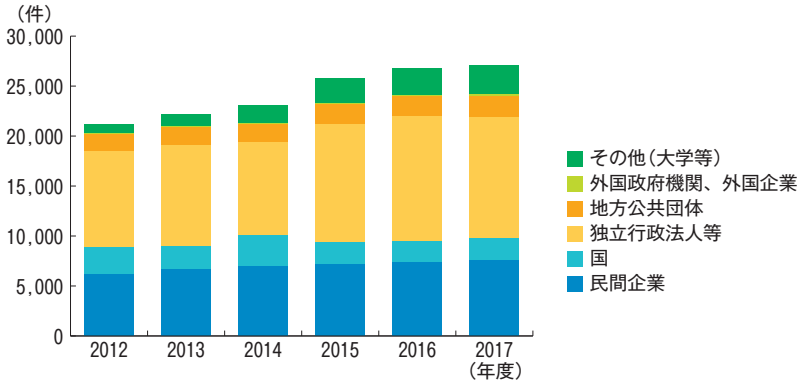
（備考）百万円未満は四捨五入
（資料）文部科学省「平成29年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

(2) 受託研究

2017年度の大学等における受託研究実施件数は、前年度より287件増加して27,066件であった。相手先別の内訳を見ると、独立行政法人等が12,205件と最も多く、民間企業が7,598件と続いている［1-4-3図］。

また、2017年度の大学等における受託研究費受入額は、前年度より1,529百万円増加して231,000百万円であった。相手先別の内訳を見ると、独立行政法人等が168,745百万円と最も多く、国が34,140百万円と続いている［1-4-4図］。

1-4-3図 相手先別の受託研究実施件数の推移



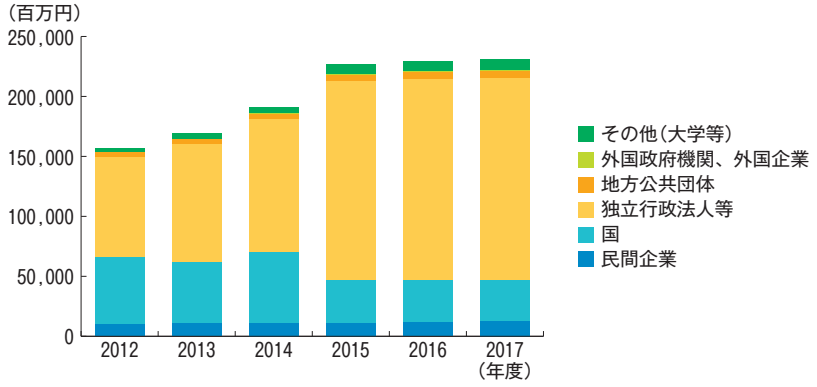
受託研究実施件数

単位：件

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
民間企業	6,158	6,677	6,953	7,145	7,319	7,598
国	2,715	2,321	3,151	2,205	2,184	2,120
独立行政法人等	9,657	10,053	9,284	11,854	12,436	12,205
地方公共団体	1,692	1,807	1,806	1,972	2,006	2,019
外国政府機関、外国企業	99	117	127	157	193	229
その他（大学等）	896	1,237	1,702	2,430	2,641	2,895
合計	21,217	22,212	23,023	25,763	26,779	27,066

（資料）文部科学省「平成29年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

1-4-4図　相手先別の受託研究費受入額の推移



受託研究費受入額　　単位：百万円

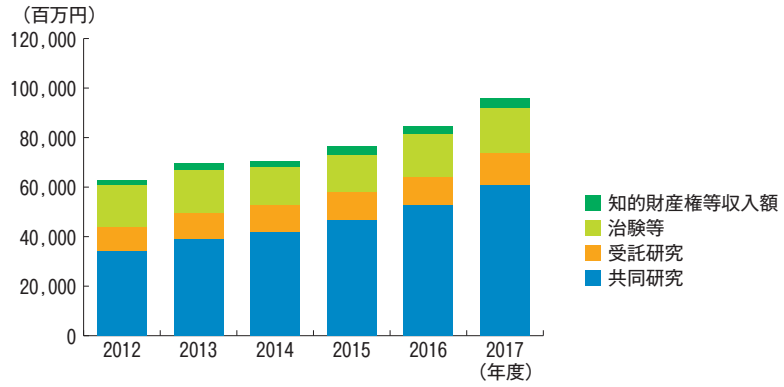
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
民間企業	9,682	10,543	11,066	10,960	11,563	12,610
国	56,030	51,376	58,470	35,603	35,640	34,140
独立行政法人等	83,595	97,640	111,450	165,884	167,500	168,745
地方公共団体	3,968	4,418	4,163	5,029	5,368	5,553
外国政府機関、外国企業	377	675	722	970	1,230	1,061
その他（大学等）	3,080	4,419	5,566	8,175	8,170	8,891
合計	156,732	169,071	191,437	226,621	229,471	231,000

（備考）百万円未満は四捨五入
（資料）文部科学省「平成29年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

(3) 民間企業からの研究資金等受入額

2017年度の大学等における民間企業からの研究資金等受入額は、前年度より増加して95,994百万円であった。その内訳を見ると、共同研究が60,814百万円と最も多く、治験等が18,281百万円と続いている［1-4-5図］。

1-4-5図　民間企業からの研究資金等受入額の推移



民間企業からの研究資金等受入額　　単位：百万円

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
共同研究	34,148	39,023	41,603	46,719	52,557	60,814
受託研究	9,682	10,543	11,066	10,960	11,563	12,610
治験等	16,813	17,206	15,193	15,240	17,079	18,281
知的財産権等収入額	2,198	2,741	2,623	3,495	3,554	4,289
合計	62,841	69,513	70,485	76,414	84,754	95,994

（備考）百万円未満は四捨五入
（資料）文部科学省「平成29年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

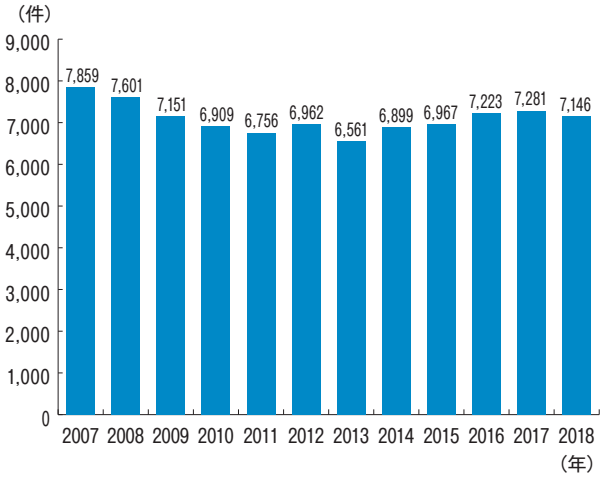
2. 特許出願状況

大学等における基礎研究の成果を事業化に結び付けるためには、さらなる応用研究が必要となる。企業等が応用研究を安心して行うためには、ライセンスを受ける研究成果が特許権等で適切に保護されている必要がある。本節では、大学等における特許出願状況について紹介する。

(1) 特許出願件数の推移

我が国の大学等からの特許出願件数を見ると、2007年をピークに漸減傾向にあり、2014年から漸増に転じていたものの、2018年の特許出願件数は前年比1.9%減の7,146件であった［1-4-6図］。

1-4-6図 大学等からの特許出願件数の推移

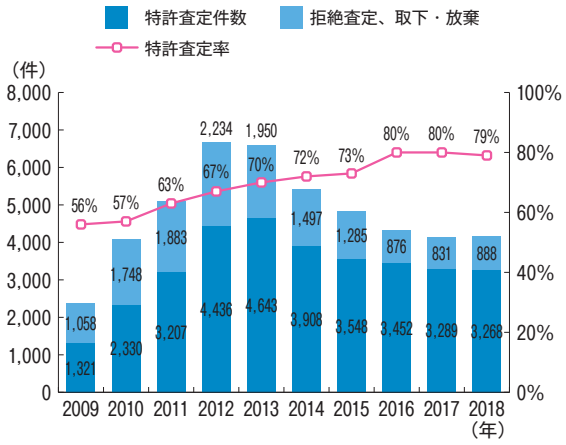


(備考) 出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認TLOの出願を検索・集計。企業等との共同出願を含む。
(資料) 特許庁作成

(2) 特許出願の審査結果の状況の推移

大学等からの特許出願の審査状況を見ると、2018年に審査結果が出たもののうち、特許査定されたものは全体の79%（特許査定率）であった。近年、大学等における特許査定率は、全出願人における特許査定率[1]よりも高くなっている［1-4-7図］。

1-4-7図 大学等からの特許出願の審査結果の状況の推移



1 第1部第1章1.(1)参照

(3) 主要出願人

2018 年における国内の特許出願公開件数上位大学を見ると、第 1 位は東京大学で 303 件、第 2 位は東北大学で 261 件、第 3 位は大阪大学で 251 件であった。上位 10 大学で全大学の特許公開件数の 3 割を超えている［1-4-8 図］。

また、2018 年における国内の特許登録件数上位大学を見ると、第 1 位は東京大学で 259 件、第 2 位は大阪大学で 201 件、第 3 位は東北大学で 185 件であった［1-4-9 図］。上位 10 大学で全大学の特許登録件数の 3 割を超えている。

1-4-8図　特許出願公開件数上位 10 大学(2018 年)

順位	大学名	件数
1	東京大学	303
2	東北大学	261
3	大阪大学	251
4	京都大学	192
5	名古屋大学	168
6	九州大学	167
7	東京工業大学	161
8	慶應義塾大学	118
9	北海道大学	97
10	信州大学	93
	全大学合計	5,186

（備考）出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認 TLO の出願を検索・集計。企業等との共同出願も含む。
（資料）特許庁作成

1-4-9図　特許登録件数上位 10 大学（2018 年）

順位	大学名	件数
1	東京大学	259
2	大阪大学	201
3	東北大学	185
4	京都大学	159
5	九州大学	123
6	東京工業大学	103
7	名古屋大学	101
8	北海道大学	74
9	慶応義塾大学	73
10	信州大学	66
	全大学合計	3,689

（備考）出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認 TLO の出願を検索・集計。企業等との共同出願も含む。
（資料）特許庁作成

(4) PCT 国際出願状況

2018 年の国内外の大学による PCT 国際出願の公開件数ランキングを見ると、第 1 位から第 10 位にかけて、米国の大学が 5 校、中国の大学が 4 校と高い割合を占めた。また、日本、中国、韓国、シンガポール、サウジアラビアの大学が上位 30 位に 16 校ランクインするなど、アジア圏の大学が積極的に国際的な権利取得を行っている状況がうかがえた。我が国の大学は 30 位以内に 4 校含まれており、最高位は第 11 位の大阪大学であった［1-4-10 図］。

1-4-10図　PCT 国際出願の公開件数上位 30 位にランクインした国内外の大学(2018 年)

順位	大学名	件数
1	カリフォルニア大学（米国）	501
2	マサチューセッツ工科大学（米国）	216
3	深圳大学（中国）	201
4	華南理工大学（中国）	170
5	ハーバード大学（米国）	169
6	テキサス大学システム（米国）	158
7	清華大学（中国）	137
7	ソウル大学校（韓国）	137
9	スタンフォード大学（米国）	121
10	中国鉱業大学（中国）	114
11	大阪大学	105
12	ジョンズ・ホプキンス大学（米国）	99
13	KAIST（韓国）	94
14	東京大学	92
15	漢陽大学校（韓国）	89
16	東北大学	87
17	京都大学	86
18	ミシガン大学（米国）	81
19	アリゾナ大学（米国）	79
19	フロリダ大学（米国）	79
19	OUI（英国）	79
22	アブデュラ王立工科大学（サウジアラビア）	78
23	コーネル大学（米国）	76
24	北京大学（中国）	75
25	江南大学（中国）	74
26	高麗大学校（韓国）	72
26	デューク大学（米国）	72
28	シンガポール国立大学（シンガポール）	70
28	ノースウェスタン大学（米国）	70
28	ピッツバーグ大学（米国）	70

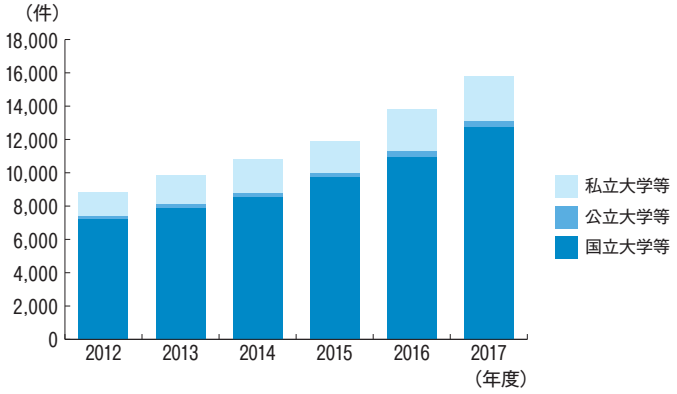
（備考）・最初に記載された出願人名を基に件数を数えている。
・出願件数は、2018 年に国際公開された出願の件数である。
（資料）WIPO ウェブサイトの記事「WIPO 2018 IP Services: Innovators File Record Number of International Patent Applications, With Asia Now Leading」（2019 年 3 月 19 日）の項目「Annex 3: Top PCT applicants by educational institution」を基に特許庁作成

(5) 特許権実施等件数及び収入額の推移

2012 年度以降の大学等における特許権実施等件数は堅調な伸びを示し、2017 年度までの 5 年間で約 1.8 倍に増加し、2017 年度は前年度比 14.2%増の 15,798 件であった［1-4-11 図］。

また、特許権実施等収入額も同様に伸び、同 5 年間で約 2.0 倍に増加した。2017 年度は前年度比 23.4% 増の 3,179 百万円であった［1-4-12 図］。

1-4-11図 特許権実施等件数の推移



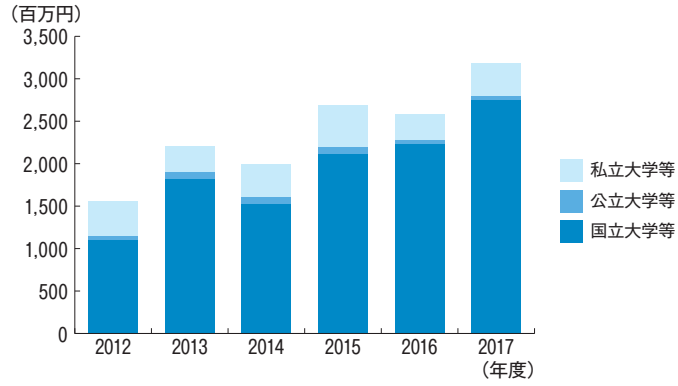
特許権実施等件数

単位：件

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
国立大学等	7,204	7,893	8,554	9,722	10,925	12,736
公立大学等	163	230	210	245	351	358
私立大学等	1,441	1,733	2,038	1,905	2,556	2,704
合計	8,808	9,856	10,802	11,872	13,832	15,798

(備考)・特許権（受ける権利を含む）のみを対象とし、実施許諾及び譲渡の件数を計上
・国立大学等は、国立大学・国立高等専門学校・大学共同利用機関を指し、公立大学等は、公立大学（短期大学を含む）・公立高等専門学校を指し、私立大学等は、私立大学（短期大学を含む）・私立高等専門学校を指す。
(資料) 文部科学省「平成 29 年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

1-4-12図 特許権実施等収入額の推移



特許権実施等収入額

単位：百万円

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
国立大学等	1,101	1,823	1,526	2,119	2,232	2,755
公立大学等	45	73	72	80	36	45
私立大学等	411	316	394	485	307	379
合計	1,558	2,212	1,992	2,684	2,576	3,179

(備考)・特許権（受ける権利を含む）のみを対象とし、実施許諾及び譲渡による収入を計上
・百万円未満は四捨五入
・国立大学等は、国立大学・国立高等専門学校・大学共同利用機関を指し、公立大学等は、公立大学（短期大学を含む）・公立高等専門学校を指し、私立大学等は、私立大学（短期大学を含む）・私立高等専門学校を指す。
(資料) 文部科学省「平成 29 年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

第５章　分野別に見た国内外の出願動向

特許出願・意匠登録・商標登録出願の内容は、公報として広く一般に公開される。特許の公開情報は、企業や大学等における研究開発テーマや技術開発の方向性を決定する上で極めて有効なものである。また、意匠・商標の公開情報は、意匠・商標出願戦略、デザイン開発戦略、ブランド戦略等の策定を支援するための有益な情報になる。そのため、特許庁では、特許・意匠・商標の出願動向を調査し、それらの調査結果を情報発信している。本章では、2018 年度に実施した特許・意匠・商標の出願動向の調査結果を示す。

1. 特許

特許庁では、日本、米国、欧州、中国、韓国等の主要各国への特許の出願動向を調査している。まず、主要各国における特許の公開情報を基に、主要国への特許出願の動向を紹介する。そして、今後の進展が予想される重要な技術テーマを選定し、特許出願の動向を調査した結果を紹介する。

（1）主要国への出願動向調査

IPC（国際特許分類）を基準に WIPO（世界知的所有権機関）が設定した技術分野（IPC AND TECHNOLOGY CONCORDANCE TABLE[1]）に基づいて、技術分野別の出願件数推移について、日本、米国、欧州各国[2]、韓国及び中国への出願を出願先国別に解析した結果を紹介する。

35 の技術分野のうち、「電気機械、電気装置、電気エネルギー」、「電気通信」、「コンピューターテクノロジー」、「ビジネス方法」、「制御」、「バイオテクノロジー」、「高分子化学、ポリマー」、「エンジン、ポンプ、タービン」、「機械部品」及び「運輸」の 10 の分野について、1-5-1 図ないし 1-5-10 図に示す。

日本への出願件数を見ると、2007 年以降全ての分野において減少傾向が続いているが、「ビジネス方法」「制御」「バイオテクノロジー」及び「機械部品」の分野においては、2013 年から 2014 年にかけて出願件数が上昇している。

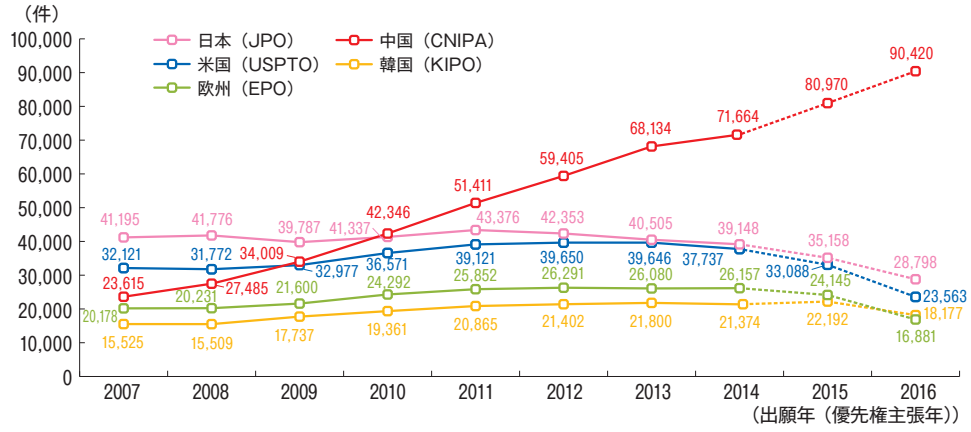
中国及び韓国への出願件数は、分野に依らず全体として増加傾向にあり、特に中国への出願件数が急増している。「電気機械、電気装置、電気エネルギー」など、他国・地域が減少傾向であっても増加傾向を示している技術分野が多い。

米国への出願件数は、「コンピューターテクノロジー」及び「ビジネス方法」の分野において、2014 年まで他国・地域の出願件数より数倍程度大きい年が続いているが、2015 年以降に中国への出願件数が米国への出願件数より大きくなることが予測される。

欧州各国への出願件数は「エンジン、ポンプ、タービン」「機械部品」及び「運輸」の技術分野において、中国に次いで2番目に大きい件数を示している。

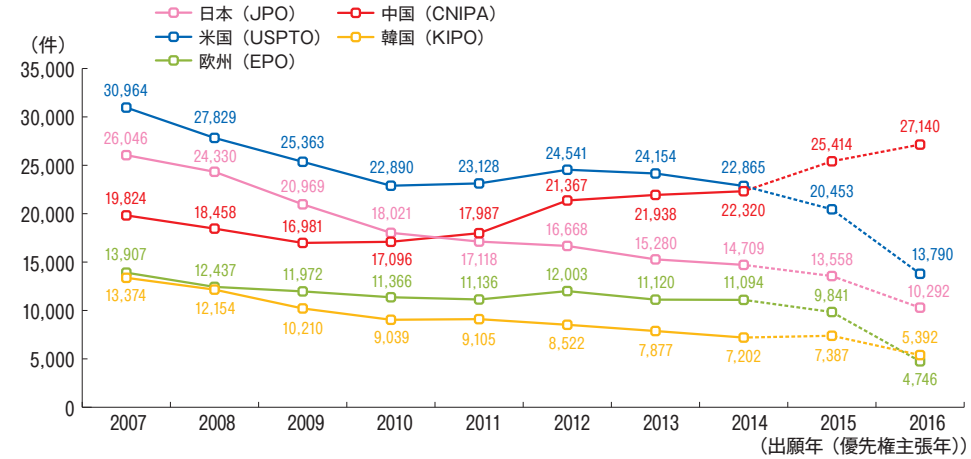
1 http://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=117672
2 欧州への出願とは、オーストリア、ベルギー、スイス、チェコ、ドイツ、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、イギリス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、スウェーデン、スロバキアへの出願及び EPC 出願としている。

1-5-1図 「電気機械、電気装置、電気エネルギー」の出願先国別出願件数の推移



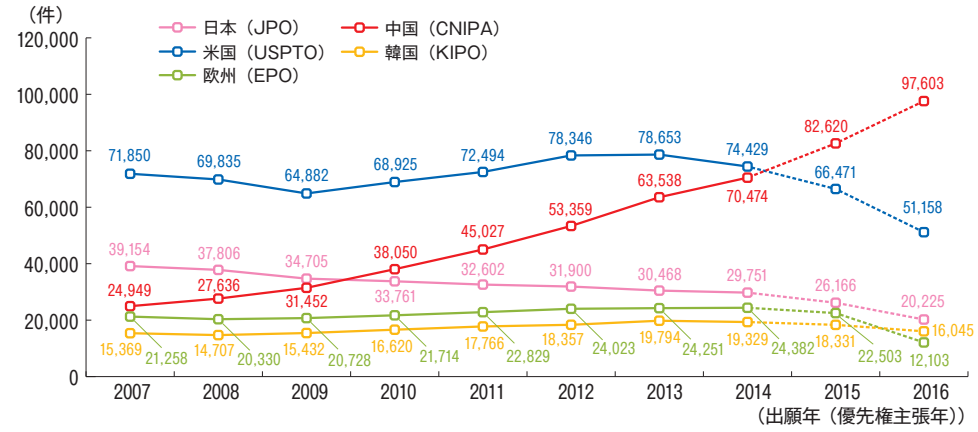
（備考）出願年（優先権主張年）2014、2015 年のデータが十分でない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」

1-5-2図 「電気通信」の出願先国別出願件数の推移



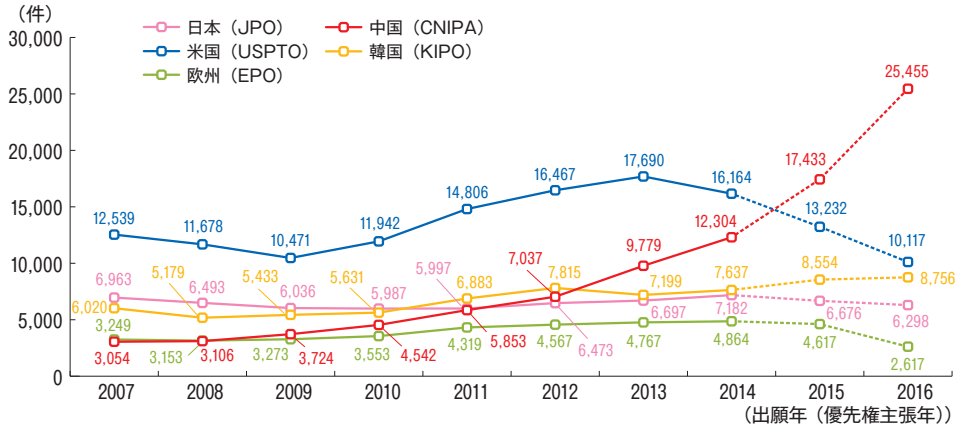
（備考）出願年（優先権主張年）2014、2015 年のデータが十分でない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」

1-5-3図 「コンピューターテクノロジー」の出願先国別出願件数の推移



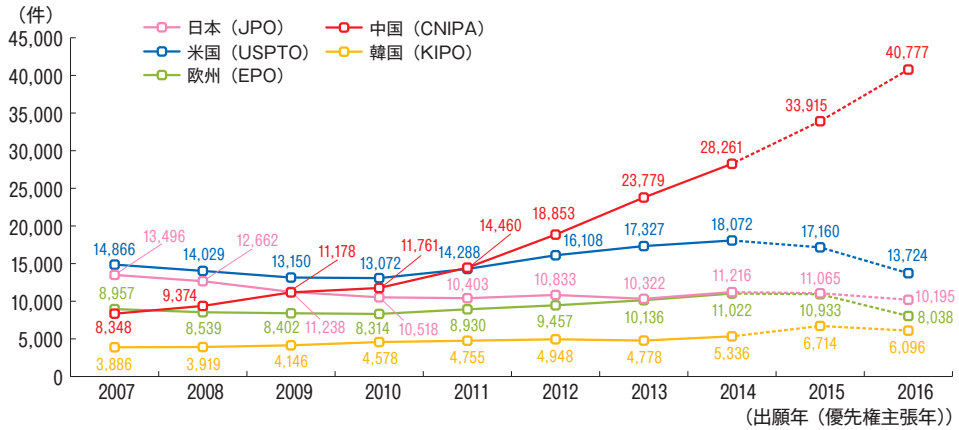
（備考）出願年（優先権主張年）2014、2015 年のデータが十分でない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」

1-5-4 図　「ビジネス方法」の出願先国別出願件数の推移



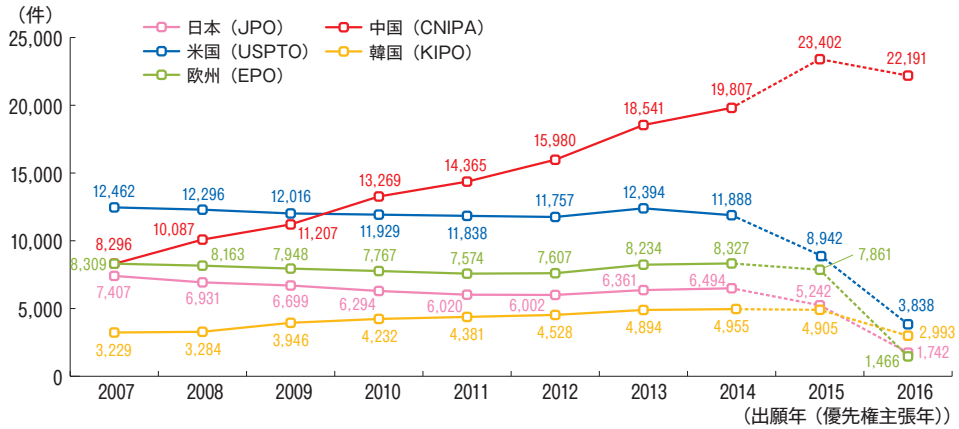
（備考）出願年（優先権主張年）2014、2015 年のデータが十分でない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」

1-5-5図　「制御」の出願先国別出願件数の推移



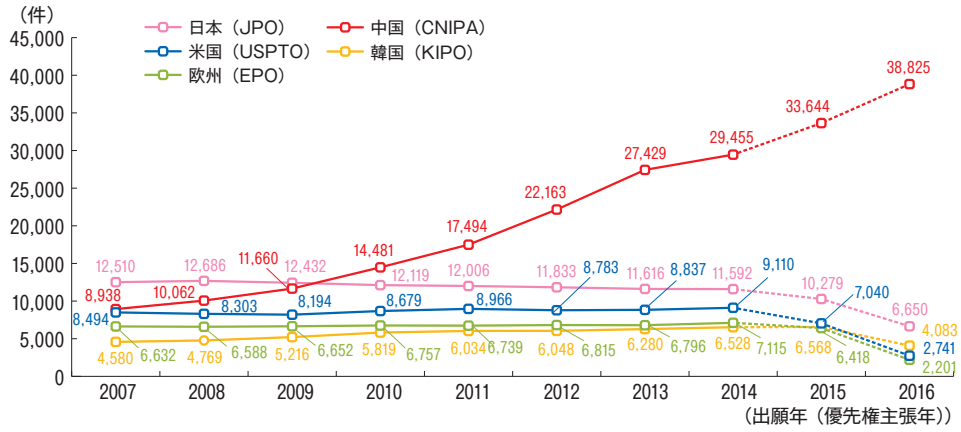
（備考）出願年（優先権主張年）2014、2015 年のデータが十分でない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」

1-5-6図　「バイオテクノロジー」の出願先国別出願件数の推移



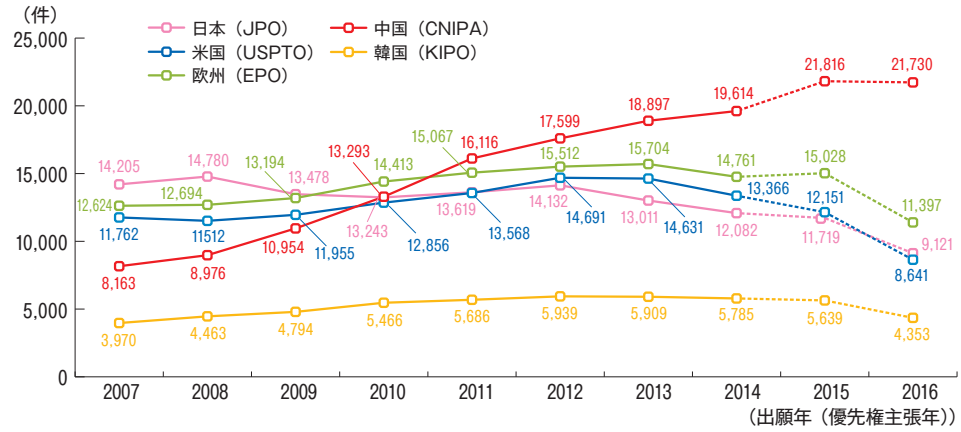
（備考）出願年（優先権主張年）2014、2015 年のデータが十分でない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」

1-5-7図 「高分子化学、ポリマー」の出願先国別出願件数の推移



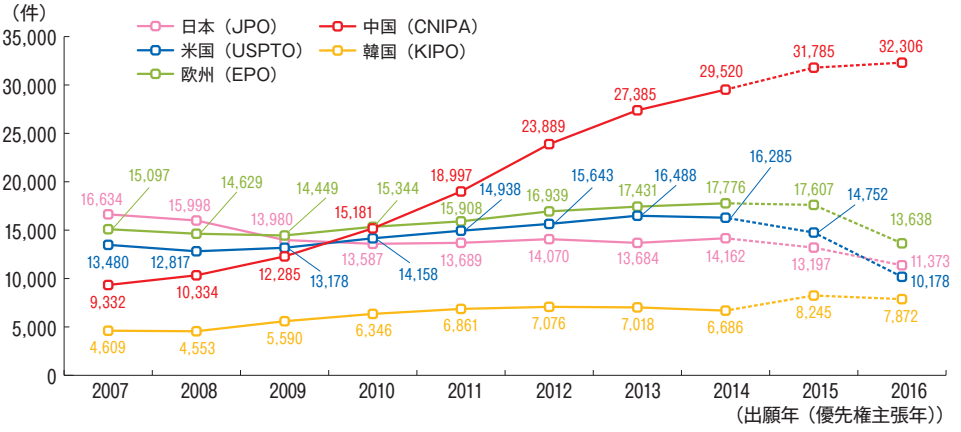
（備考）出願年（優先権主張年）2014、2015 年のデータが十分でない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」

1-5-8図 「エンジン、ポンプ、タービン」の出願先国別出願件数の推移



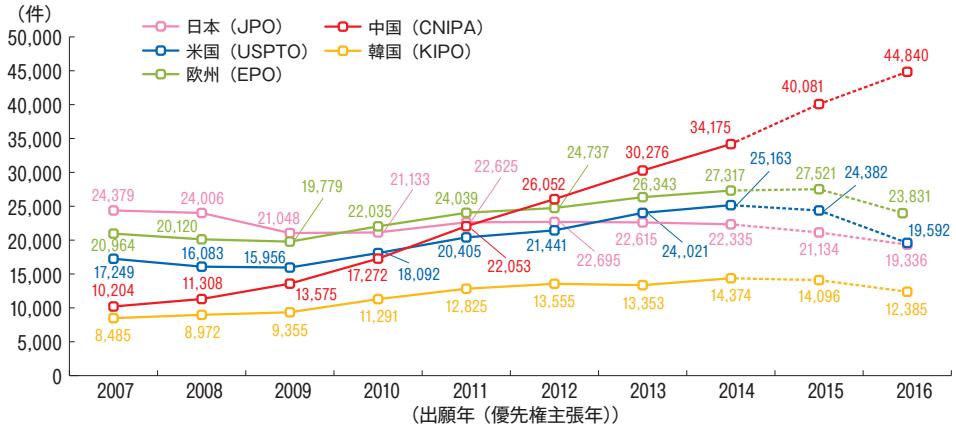
（備考）出願年（優先権主張年）2014、2015 年のデータが十分でない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」

1-5-9図 「機械部品」の出願先国別出願件数の推移



（備考）出願年（優先権主張年）2014、2015 年のデータが十分でない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」

1-5-10図　「運輸」の出願先国別出願件数の推移



（備考）出願年（優先権主張年）2014、2015 年のデータが十分でない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」

(2) 2018年度特許出願技術動向調査結果

市場創出に関する技術分野、国の政策として推進すべき技術分野を中心に、今後の進展が予想される技術テーマを選定し調査を実施した。

以下 12 テーマの調査結果について、その概要を示す［1-5-11 図］。

1-5-11図　2018 年度特許出願技術動向調査のテーマ名

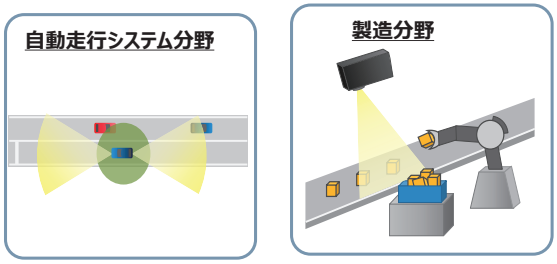
①三次元計測
②電子ゲーム
③次世代建築技術
④ドローン
⑤人工関節
⑥パワーアシストスーツ
⑦がん免疫療法
⑧樹脂素材と異種素材との接合技術
⑨ハイバリアフィルム
⑩仮想通貨・電子マネーによる決済システム
⑪電池の充放電技術
⑫ストレージクラスメモリ

①三次元計測

三次元計測技術は、対象が半導体集積回路の製造工程（～10μm）から、地形測量や航空宇宙分野（～10km）までと幅広く、応用・適用分野が、自動走行システム分野、製造分野、測量分野、土木・建築・社会インフラ分野など多岐にわたる。三次元検査装置市場規模は増加傾向にあり、2023年には160億ドル以上になると予測されており、三次元計測は重要度を増していくと予想される［1-5-13図］。

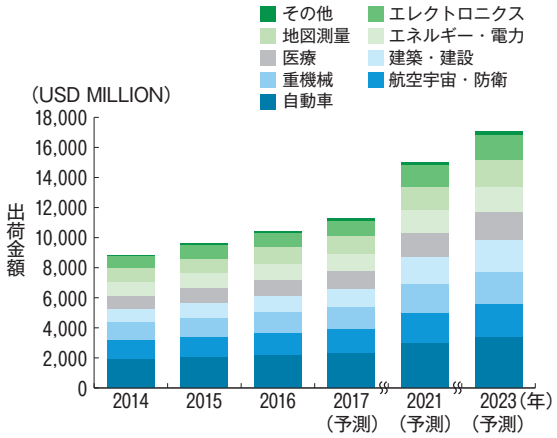
三次元計測における主要な応用・適用分野の出願シェアは、自動運転及び製造は我が国が、測量及び土木・建築・社会インフラは中国が最多である。そのため、中国をはじめとした他国の技術動向を注視しつつ、主要応用分野に注力することが必要である［1-5-14図］。また、測定方法では光学的測定の特許出願件数が多く、我が国の出願も多い［1-5-15図］。光学的測定は非接触のため大量の測定を高速で行うことが期待出来る。特に製造分野では、工場における省力化・自動化が望まれており、高速且つ高精度な三次元計測が必要とされている。一方、取得した三次元計測データの利活用に関する特許出願では、中国をはじめとした他国の出願が多い。今後、我が国は、データの利活用に関する技術開発にも注力していく必要がある［1-5-16図］。

1-5-12図 三次元計測の応用分野



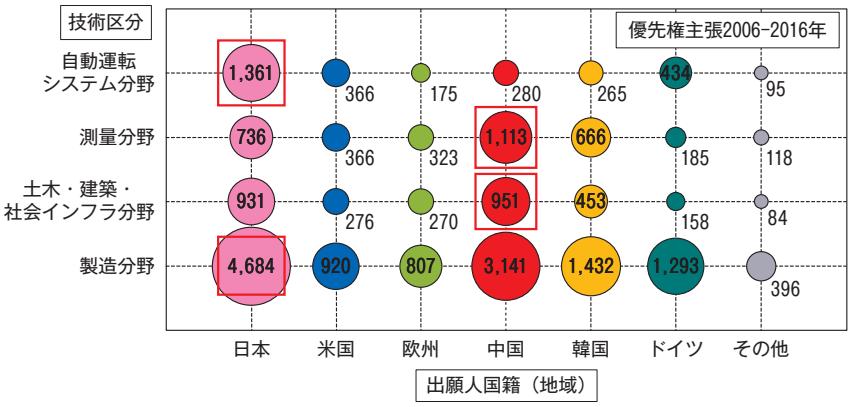
（資料）特許庁「平成30年度特許出願技術動向調査報告書―三次元計測―」を基に特許庁作成

1-5-13図 三次元検査装置市場の分野別推移及び予測



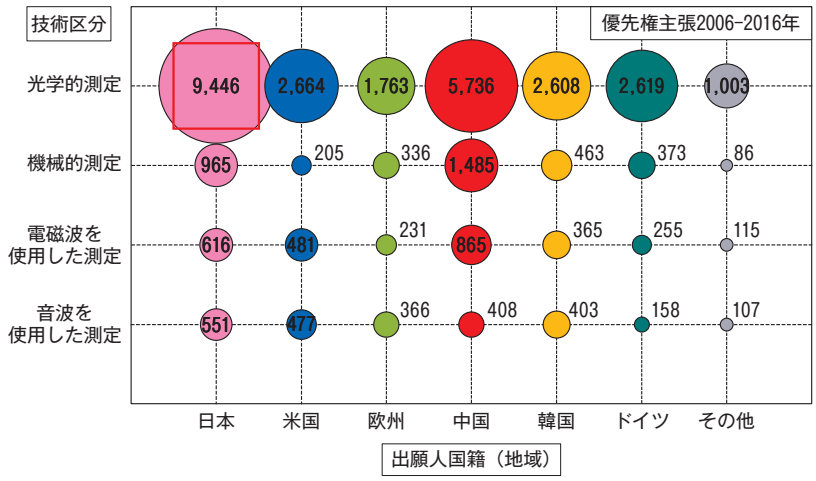
（資料）・MARKETS AND MARKETS「3D METROLOGY MARKET GLOBAL FORECAST TO 2023」
・特許庁「平成30年度特許出願技術動向調査報告書―三次元計測―」

1-5-14図 応用・適用分野の技術区分別―出願人国籍（地域）別ファミリー件数（日米欧中韓独への出願、出願年（優先権主張年）：2006-2016年）



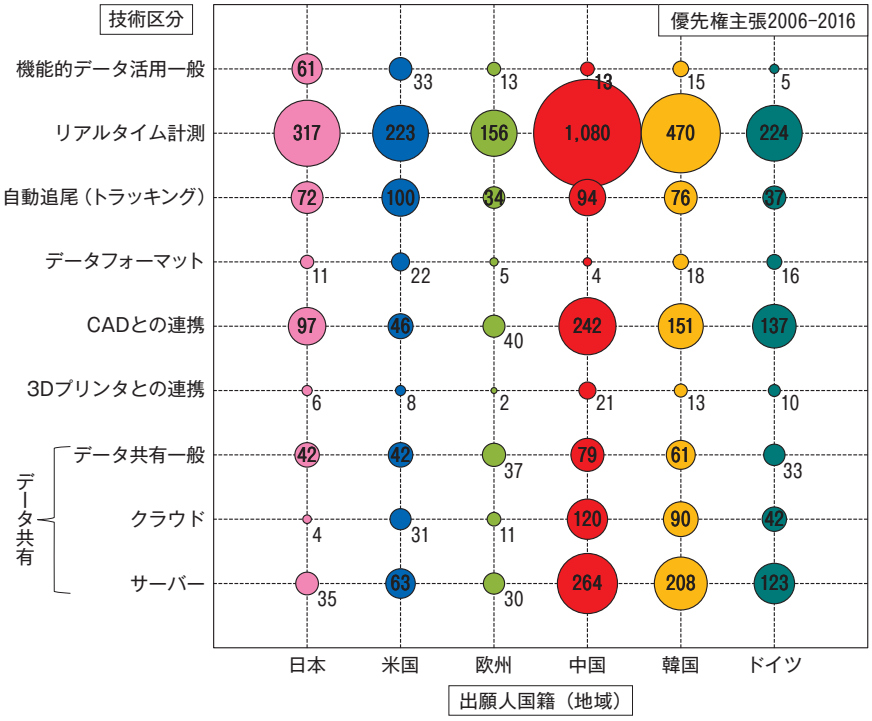
（資料）特許庁「平成30年度特許出願技術動向調査報告書―三次元計測―」を基に特許庁作成

1-5-15図　測定方法の技術区分別―出願人国籍（地域）別ファミリー件数（日米欧中韓独への出願、出願年（優先権主張年）：2006-2016 年）



（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願技術動向調査報告書―三次元計測―」を基に特許庁作成

1-5-16図　機能的データ活用の詳細分類別―出願人国籍（地域）別ファミリー件数（日米欧中韓独への出願、出願年（優先権主張年）：2006-2016 年）



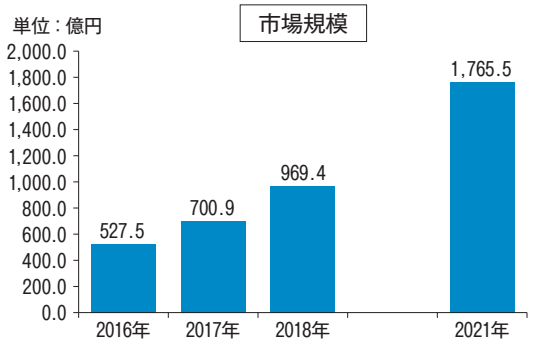
（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願技術動向調査報告書―三次元計測―」を基に特許庁作成

②電子ゲーム

電子ゲームの市場は、据え置き型の「家庭用ゲーム」から、スマートフォン等のゲームアプリやPC向けのオンラインゲームを中心とする「オンラインプラットフォーム」へとシフトしている。また、近年、電子ゲームでの対戦を競技として捉えた「eスポーツ」が急成長している［1-5-18図］。

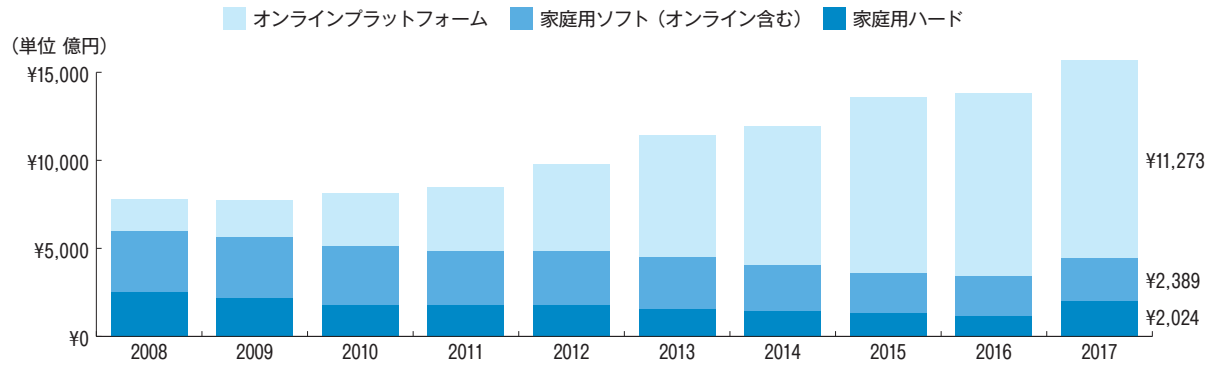
電子ゲームの新たなビジネスモデルとして、スポンサーからの広告収入を得たり、ゲームの対戦状況をリアルタイムで配信して有料サイトで視聴させたりする「観戦型ビジネスモデル」（eスポーツなど）が注目を集めている。収益方法の出願動向として、我が国は「アイテム課金」で稼ぐビジネスモデルに注力する一方、米国は「アイテム課金」に加え、ゲーム内の広告表示や現実のイベントとゲームとを連携させる収益方法の出願も多く、収益方法を多様化している［1-5-19図］。「広告」や「イベント」を活用したeスポーツなどの観戦型ビジネスモデルへの多角化を図り、より広いユーザ層への訴求を強化すべきである。

1-5-18図 海外eスポーツ市場規模の推移



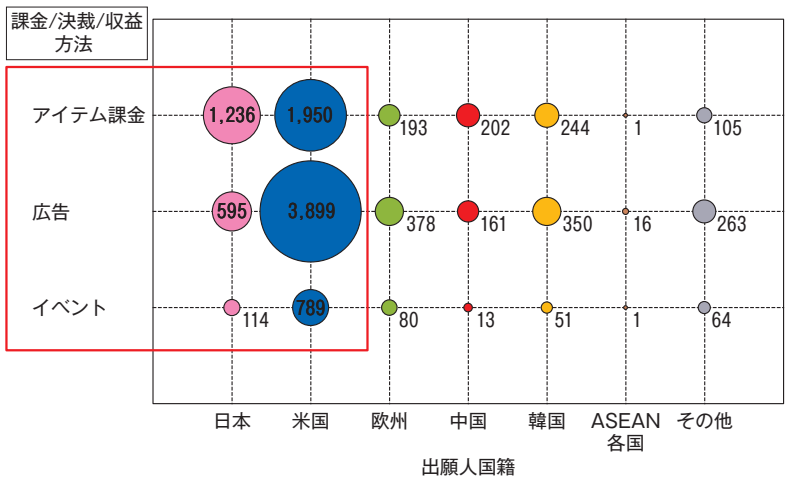
（資料）・総務省「eスポーツ産業に関する調査研究報告書」（2018/3）
・特許庁「平成30年度特許出願技術動向調査報告書―電子ゲーム―」

1-5-17図 国内　家庭用／オンラインプラットフォームゲーム市場規模推移



（資料）・株式会社Gzブレイン「ファミ通ゲーム白書2018」を基に特許庁作成
・特許庁「平成30年度特許出願技術動向調査報告書―電子ゲーム―」

1-5-19図 課金／決裁／収益方法の技術区分別―出願人国籍（地域）別ファミリー件数（日米欧中韓ASEAN各国への出願、出願年（優先権主張年）：2010-2016年）



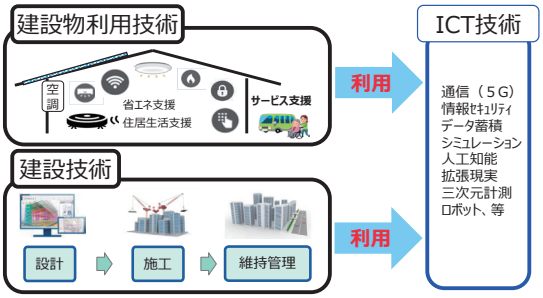
（資料）特許庁「平成30年度特許出願技術動向調査報告書―電子ゲーム―」を基に特許庁作成

③次世代建築技術

建設業界においては、就業者数の減少及び高齢化が進行しており、ICT 技術の活用による生産性向上が喫緊の課題であり、建設技術・建設物利用技術においてICTを利用している技術が注目されている［1-5-20 図］。

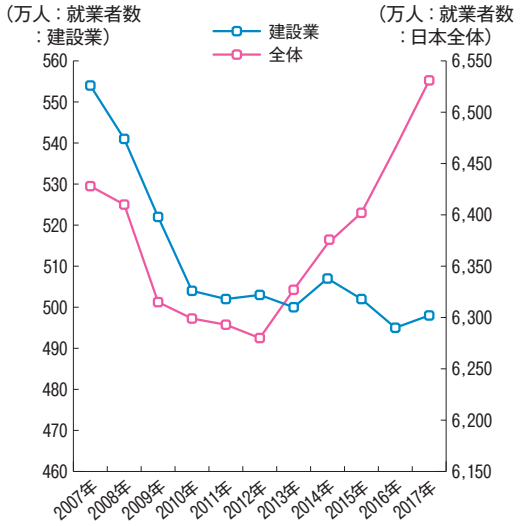
ICT 技術を活用した建設後の建設物利用技術に関する特許出願動向では、建設物のタイプごとに建設業界以外のプレーヤーが多数上位となっており、多岐にわたる ICT 技術が活用されている［1-5-22 図］。建設業界企業は、建設物タイプごとに得意な ICT 企業と連携して ICT 技術を効果的に活用し、より高度な都市や住宅を目指すことが重要である。

1-5-20図　次世代建築技術の概要



（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願技術動向調査報告書―次世代建築技術―」を基に特許庁作成

1-5-21図　日本の建設業の就業者数推移（日本全体との比較）



（資料）・統計局「労働力白書」を基に特許庁作成
・特許庁「平成 30 年度特許出願技術動向調査報告書―次世代建築技術―」

1-5-22図　建設後建設物への特許出願ランキング（出願先：日米欧中韓 ASEAN 各国への出願＋ PCT 出願、出願年（優先権主張年）：2013-2016 年）

住宅 / 戸建住宅

順位	出願人名称	件数
1	パナソニック	44
2	グーグル（米国）	18
3	大和ハウス工業	17
4	三菱電機	8
5	ミサワホーム	7

住宅 / 集合住宅

順位	出願人名称	件数
1	パナソニック	60
2	グーグル（米国）	21
3	大和ハウス工業	14
4	東芝	11
4	Vivint（米国）	11

スマートハウス / ビル関連

順位	出願人名称	件数
1	パナソニック	116
2	三星電子（韓国）	86
3	グーグル（米国）	72
4	TOTO	64
5	ハネウェル（米国）	45

オフィス（事務所）

順位	出願人名称	件数
1	グーグル（米国）	41
2	パナソニック	31
3	フィリップス（オランダ）	22
4	センサーマティック・エレクトロニクス（米国）	17
5	東芝	16

（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願技術動向調査報告書―次世代建築技術―」を基に特許庁作成

④ドローン

ドローン（Drone）とは、遠隔操縦や自律的飛行が可能な無人航空機であり、別名、UAV（Unmanned Aerial Vehicle）、UAS（Unmanned Aerial System）とも呼ばれる。

ドローンの市場は大きな成長が期待され、ホビー用だけでなく、地形の測量やインフラ点検、農薬散布などへの活用が広がり始めている。

現在は、目視外、第三者上空の飛行を目指し、より高度な飛行・運行の技術開発が行われている。

特許出願件数は、中国籍出願人が最多で、我が国の出願人からの出願件数比率は、6.2%と高くない［1-5-24図］。

よって、他国が既に確立している技術を追いかけるだけではなく、開発途上の技術にも注力するといった戦略的な対策が必要である。

特に、目視外、第三者上空の飛行の実現に向けて、我が国も諸外国に遅れることなく、技術開発を進める必要がある。

目視外、第三者上空の飛行には安全性確保が必須であり、「機体自己診断」技術が必要である。

また、管制技術の向上や、異常時に「自動帰還」を行う技術も必要である。

このような技術は、近年外国籍出願人からの出願が確認されているが、まだ総件数は少ない。

1-5-23図 ドローンの例

回転翼（シングルロータ）



（出典）：内閣府 HP

回転翼（マルチコプタ）



（出典）：プロドローン HP

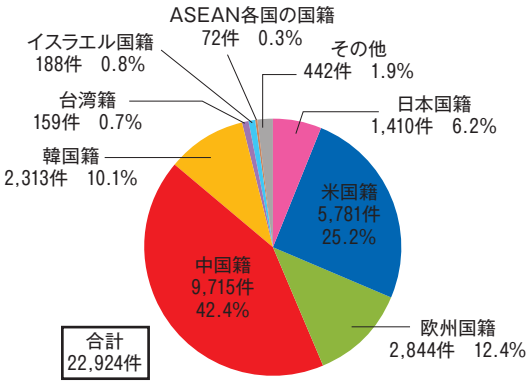
固定翼

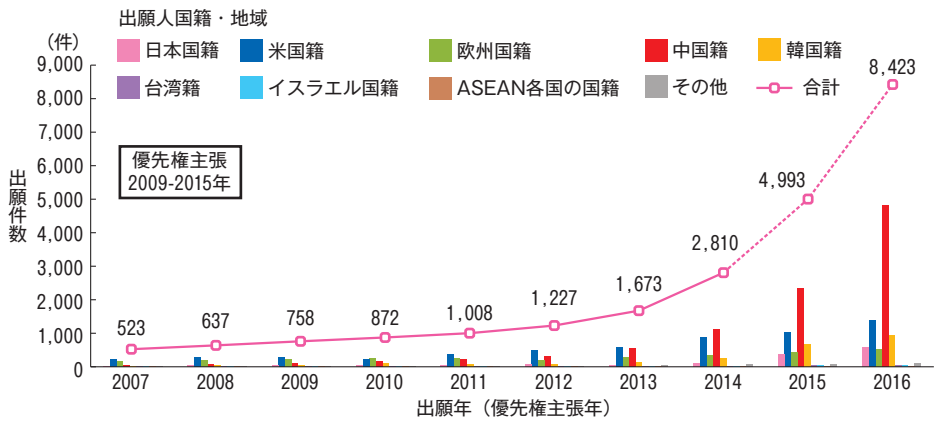


（出典）：防衛省 HP

（資料）：特許庁「平成30年度特許出願技術動向調査報告書－ドローン－」

1-5-24図 出願人国籍（地域）別ファミリー件数推移及びファミリー件数比率（日米欧中韓台イスラエルASEAN各国への出願、出願年（優先権主張年）：2007-2016年）





（資料）：特許庁「平成30年度特許出願技術動向調査報告書－ドローン－」

⑤人工関節

人工関節は、金属セラミックスや高分子化合物から製造され、関節疾患や機能障害を起こしている関節部位を置き換えて治療するために用いられる。

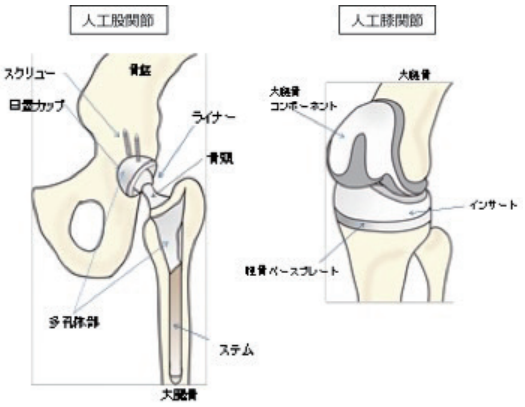
高齢化やQOL向上を求める意識の高まり、医療技術の進歩から、人工関節を使った手術療法によって早期の社会復帰を図る患者の数が増加している。その結果、世界の人工関節市場は、毎年６～７%の伸び率で拡大する傾向にあり、2019年には16,434百万ドルに達すると予想されている［1-5-26図］。

世界シェアにおいて、我が国のメーカーは欧米メーカーに対し後塵を拝しているのが現状である。

その中でも、「セラミックス」等の材料や、材料をいかした「強度（力学的信頼性）耐破損性」、「表面加工処理」といった技術については、我が国の出願人の出願のシェアが比較的大きい［1-5-28図］。

日本の医療技術の国際競争力強化・向上のため、新規な人工関節素材の開発や、付加価値を高めた高機能な人工関節の開発が必要である。

1-5-25図　人工関節の例



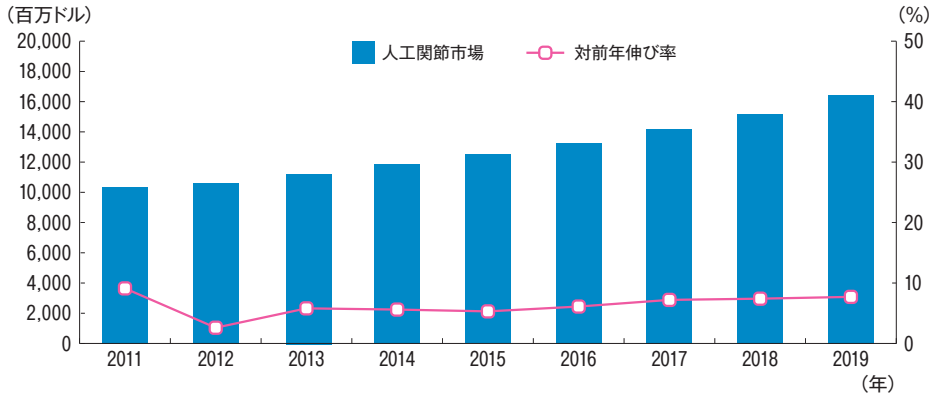
（資料）特許庁「平成30年度特許出願動向調査報告書－人工関節－」

1-5-27図　人工関節主要メーカーの世界シェア（2017年）

メーカー	世界シェア（2017年） 金額（百万ドル）	シェア
Johnson & Johnson (Depuy Synthes)（米）	8,823	24%
Zimmer Biomet（米）	7,406	20%
Stryker（米）	5,970	16%
Medtronic（米）	3,016	8%
Arthrex（米）	2,133	6%
Smith & Nephew（英）	2,078	6%
Other	7,091	20%

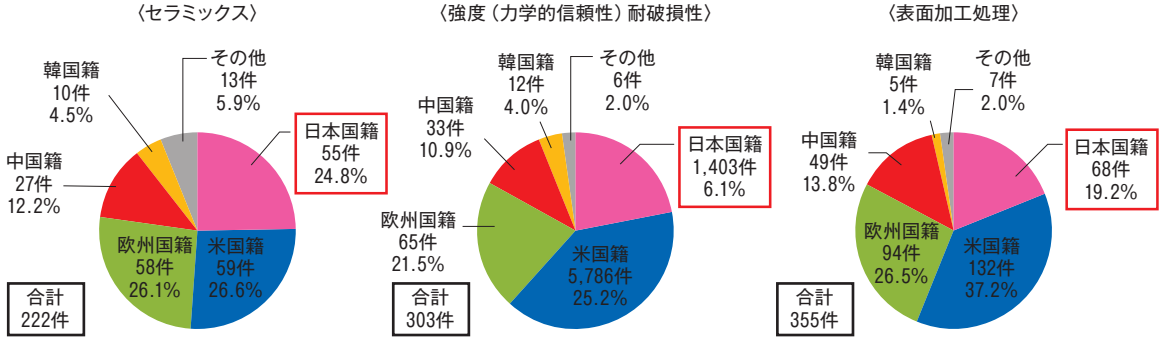
（出典）：World Preview 2018, Outlook to 2024（Evaluate）のデータを基に作成
（資料）特許庁「平成30年度特許出願動向調査報告書－人工関節－」

1-5-26図　人工関節の市場規模推移



（出典）平成26年度　未来医療を実現する医療機器・システム研究開発事業（医療機器開発支援ネットワーク構築に向けた調査・支援の試行）報告書（経済産業省）
（資料）特許庁「平成30年度特許出願動向調査報告書－人工関節－」

1-5-28図　特許出願のシェア



⑥パワーアシストスーツ

パワーアシストスーツは、身体に装着し、装着者又は作業対象に対して作用することで、歩行、立ち上がり、持ち上げといった身体動作の支援や、身体機能の改善・治療等を行うものである。

パワーアシストスーツの日米欧中韓における市場規模（出荷台数ベース）は、2016年に約158,600台であり、今後、年平均成長率約17.1%で拡大していくと予想される［1-5-30図］。

パワーアシストスーツについての日米欧中韓への特許出願は、かつては日本国籍出願人が全体の多数を占めていたが、2010年頃から韓国籍、2012年頃から中国籍出願人の出願が急増している［1-5-31図］。

日本国籍出願人の出願を、出願人の属性別で見てみると、大学・研究機関による単独出願及び大学・研究機関を含む共同出願の比率が共に約10%と大きく、日本における大学・研究機関の寄与が見て取れる［1-5-32図］。

産学官連携をさらに推進し、大学・研究機関が持つ技術や研究成果と、企業の持つ技術や、製造ノウハウとを結び付けて、パワーアシストスーツの産業化を推進していくことが重要である。

各国籍出願人の出願を用途別に見てみると、医療用途が最多であるのは各国籍共通であるが、日本国籍出願人は介護用、産業用、家庭用についても多くの出願を行っているのに対し、米国籍・韓国籍は防衛用途について多くの出願を行っている［1-5-33図］。

アシスト対象部位（上半身）では、日本国籍出願人は腰をアシストするものが最多であるのに対し、米国籍・中国籍は肘、欧州国籍は手・指、韓国籍は腰と肘である。

アシスト対象動作については、歩行アシストについて各国籍いずれも最も多く出願を行っているが、日本国籍出願人は持ち上げ、立つ動作のアシストについても多くの出願を行っている。

このように、各国籍出願人の注力している用途やアシスト対象・動作は一部異なる傾向を示している。

パワーアシストスーツは、用途やニーズに応じて、求められる機能や性能等が大きく異なるものであることから、これらを早期に見定め、特に必要な技術をブラッシュアップしていくことが望まれる。

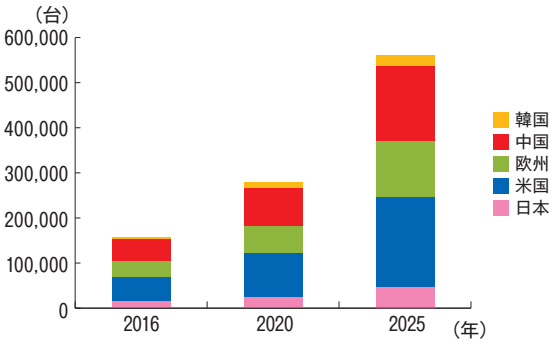
1-5-29図 パワーアシストスーツの例



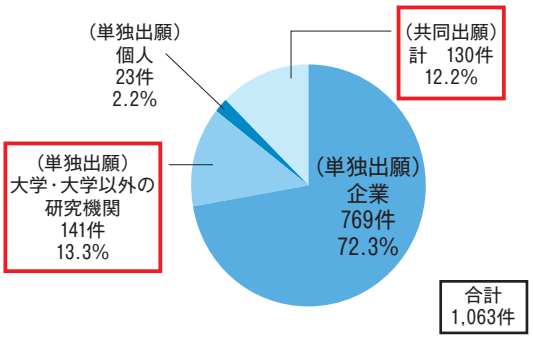


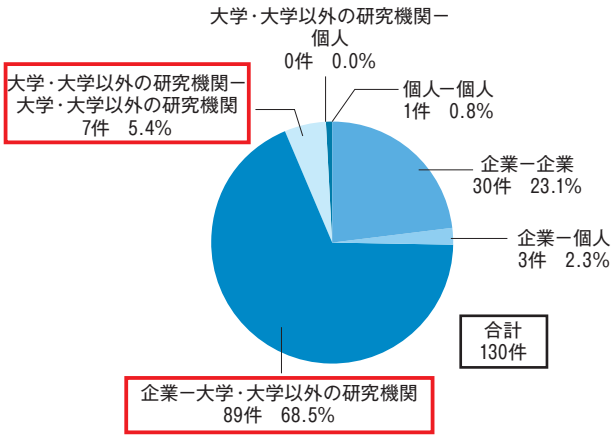
（出典）：CYBERDYNE株式会社　（出典）：株式会社ATOUN
Prof. Sankai, University of Tsukuba / CYBERDYNE Inc.
（資料）：特許庁「平成30年度特許出願技術動向調査－パワーアシストスーツ－」

1-5-30図 パワーアシストスーツの市場規模推移（対象国：日米欧中韓、出荷台数ベース）

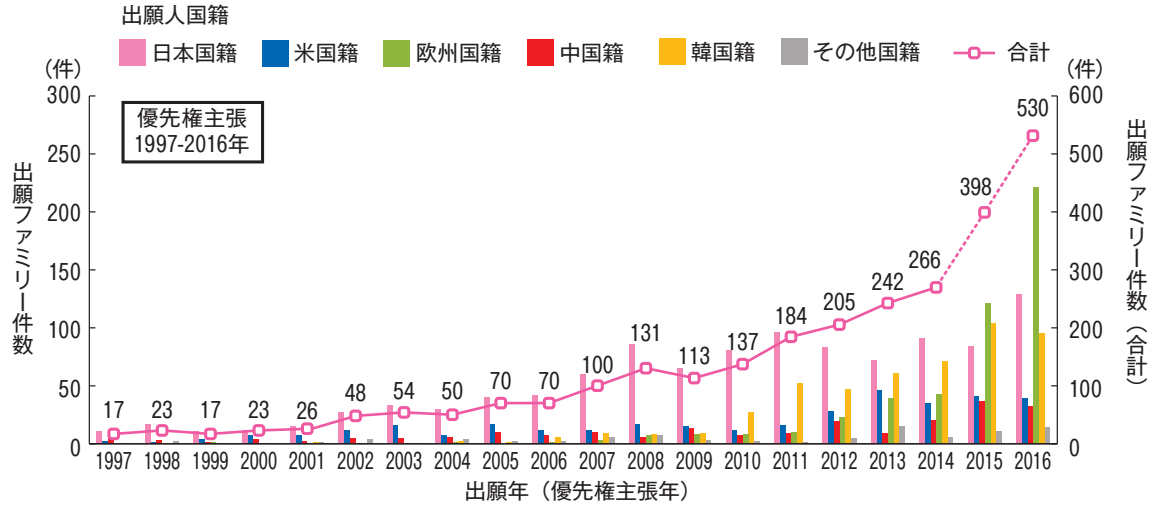


1-5-32図 日本出願人の属性別比率及び共同出願の内訳

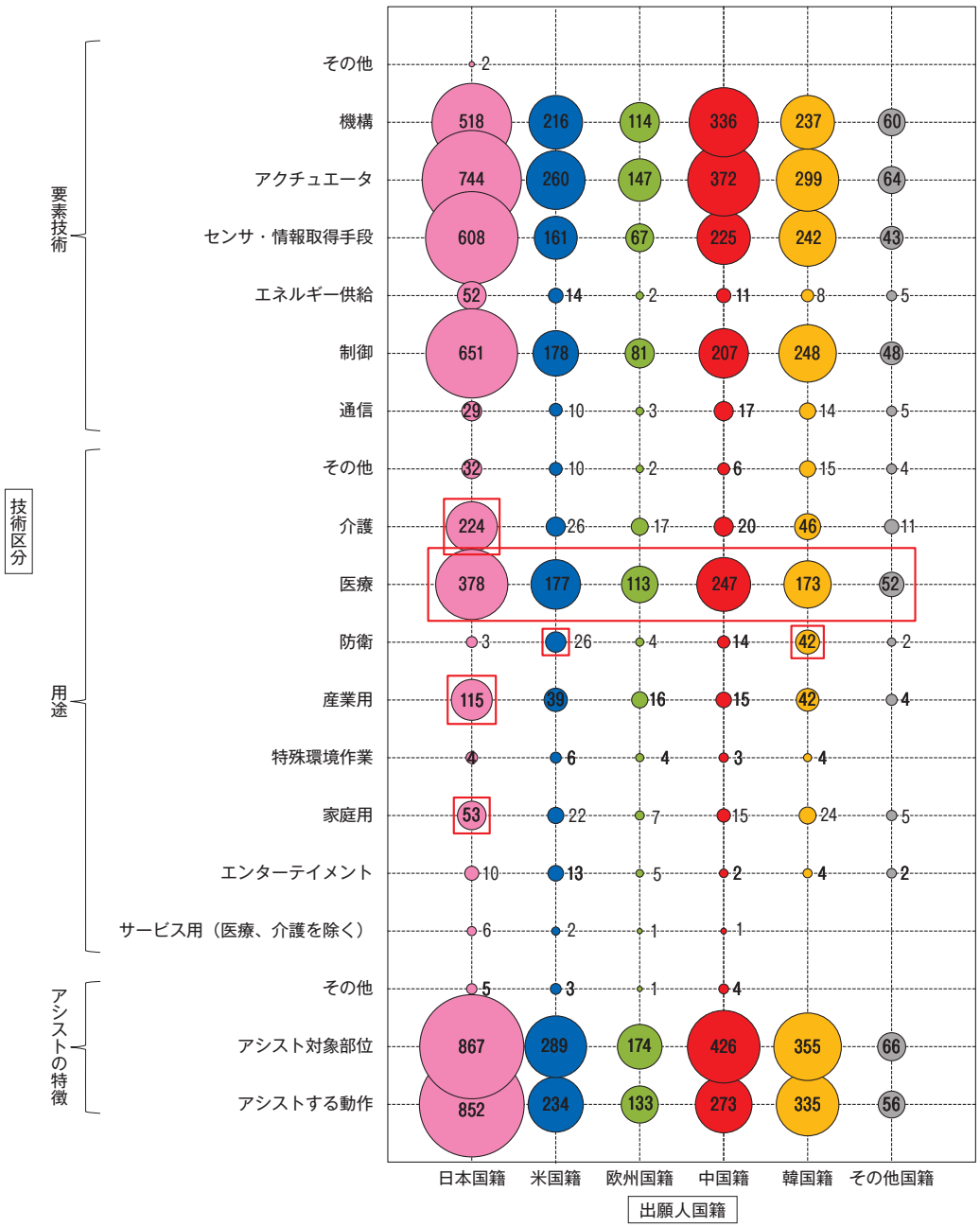




1-5-31図　出願人国籍（地域）別ファミリー件数推移（日米欧中韓への出願、出願年（優先権主張年）：1997-2016 年）



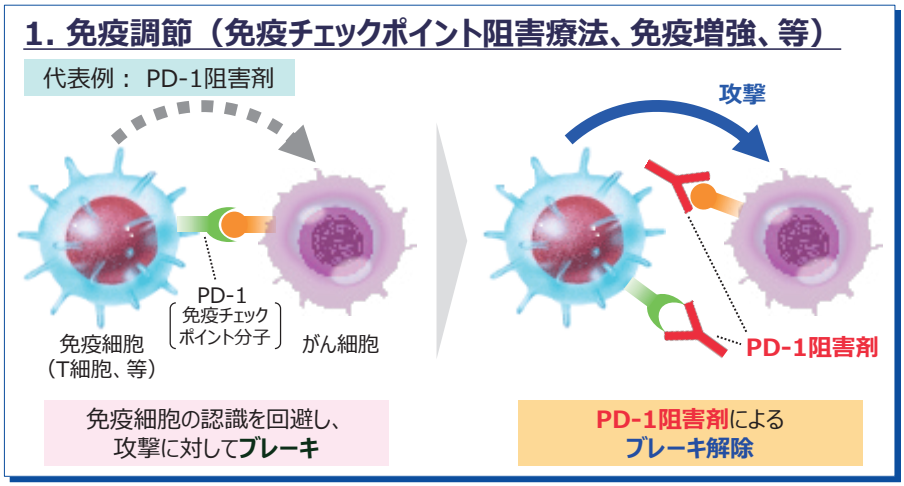
1-5-33図　技術区分別－出願人国籍別出願件数（出願先：日米欧中韓、出願年（優先権主張年）：1997 年－ 2016 年



⑦がん免疫療法

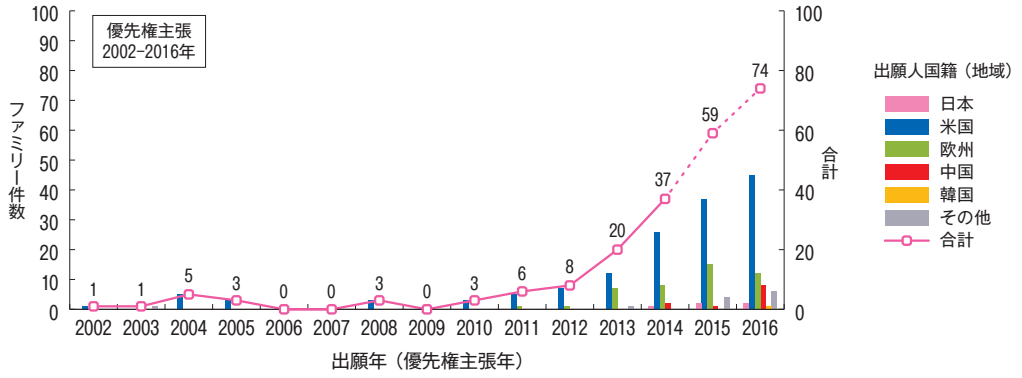
近年、がん免疫療法と呼ばれる革新的治療法が国際的に注目されている。2018 年、本庶佑教授（京都大）が、がん免疫療法の 1 つである免疫チェックポイント阻害療法の開発への貢献が認められ、ノーベル生理学・医学賞を受賞している。がん免疫療法は、免疫機能にかけられたブレーキを解除する、もしくは免疫機能を増強することで、がん細胞を除去することを目指した治療法である［1-5-34 図］。

1-5-34図　がん免疫療法の代表例（免疫チェックポイント阻害療法）



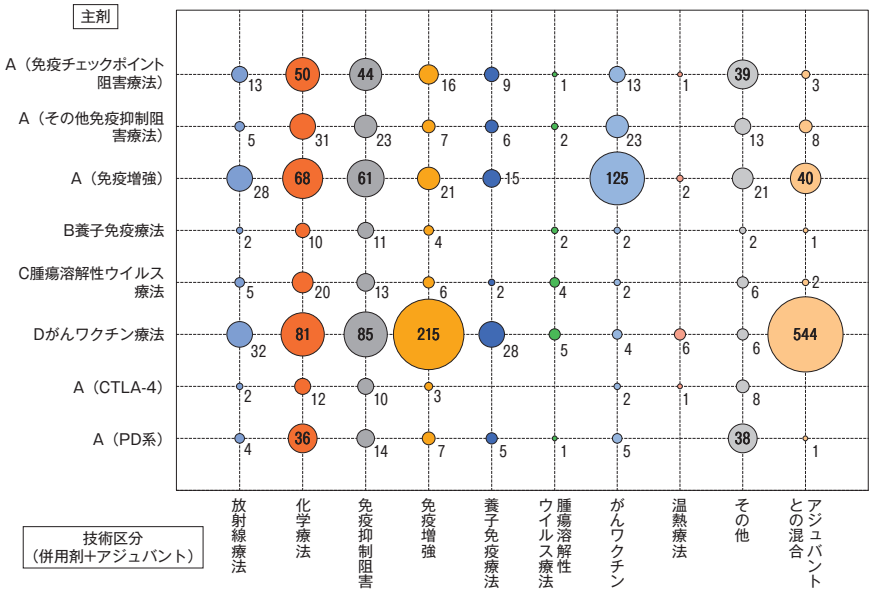
研究開発のトレンドは、免疫調節の一つである免疫チェックポイント阻害剤と、他のがん治療との併用療法に移行しており、併用療法に係る特許出願件数も近年増加している［1-5-35 図］。一方で、養子免疫療法や腫瘍溶解性ウイルス療法と組み合わせた併用療法に関する特許出願件数はまだ多くはない［1-5-36 図］。今後、様々ながん免疫療法の組み合わせが研究され、大幅な治療効果の向上をもたらす我が国発の併用療法が開発されることが期待される。

1-5-35図　免疫チェックポイント阻害療法との併用療法のファミリー件数（日米欧中韓、出願年（優先権主張年）：2002 ～ 2016 年）



（備考）2015 年以降はデータベース収録の遅れ、PCT 出願の各国移行のずれ等で、全データを反映していない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願技術動向調査報告書―がん免疫療法―」

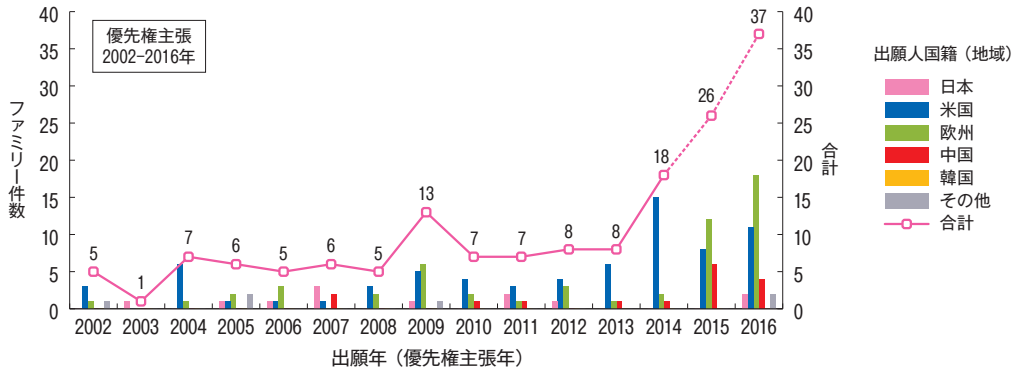
1-5-36図　各併用療法のファミリー件数（日米欧中韓、出願年（優先権主張年）：2002 ～ 2016 年）



（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願技術動向調査報告書―がん免疫療法―」

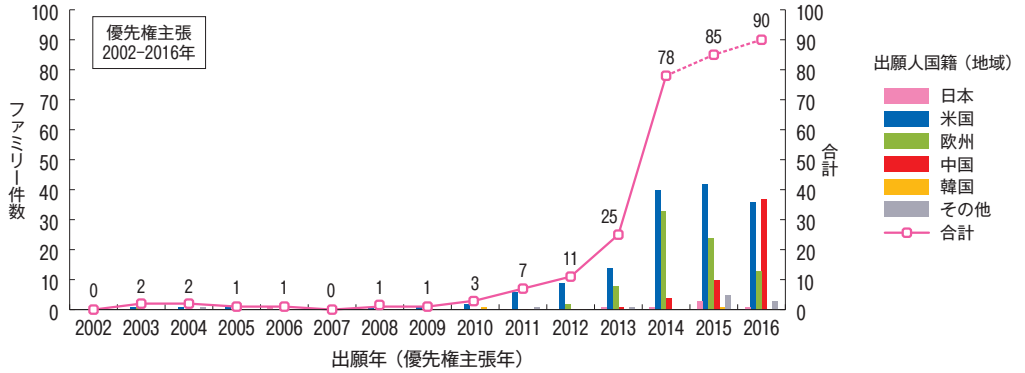
養子免疫療法の一つである遺伝子改変 T 細胞（TCR-T 細胞、CAR-T 細胞）療法は、免疫チェックポイント阻害剤に次ぐがん免疫療法として期待されており、特許出願件数も増加傾向で、欧米が先行している［1-5-37 図、1-5-38 図］。遺伝子改変 T 細胞療法は、薬剤投与に伴う副作用や、細胞培養に関連した製造コスト等の課題がある。我が国では、細胞製剤を開発する環境が整いつつあり、今後、遺伝子改変 T 細胞療法の課題を克服した我が国発の開発品の上市が期待される。

1-5-37図　TCR-T 療法のファミリー件数推移（日米欧中韓、出願年（優先権主張年）：2002 ～ 2016 年）



（備考）2015 年以降はデータベース収録の遅れ、PCT 出願の各国移行のずれ等で、全データを反映していない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願技術動向調査報告書―がん免疫療法―」

1-5-38図　CAR-T 療法のファミリー件数推移（日米欧中韓、出願年（優先権主張年）：2002 ～ 2016 年）



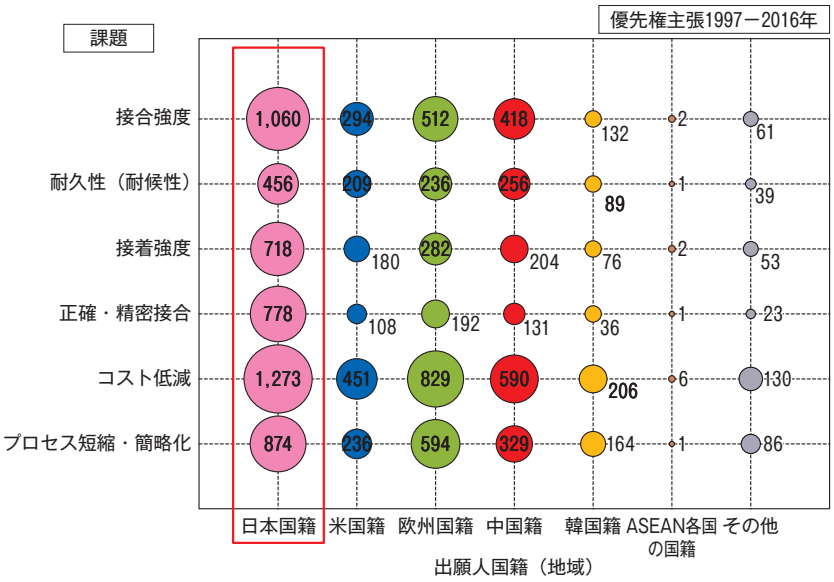
（備考）2015 年以降はデータベース収録の遅れ、PCT 出願の各国移行のずれ等で、全データを反映していない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願技術動向調査報告書―がん免疫療法―」

⑧樹脂素材と異種素材との接合技術

樹脂素材と異種素材との接合技術は、樹脂素材の軽量性と金属等の耐久性とを併せ持つような、単一素材では実現できない性能を、マルチマテリアル化により実現する技術である。自動車や航空機等の多くの産業において、樹脂素材を含む様々な材料の接合部品を用いた軽量化や高強度化が進められており、樹脂素材と異種素材との接合技術に対する注目が高まっている。

我が国企業は強度や耐久性等の主要な課題について出願件数が多く、技術優位性がある［1-5-39図］。我が国は、2010年頃まで建材や電気・電子関連の技術開発で世界をリードしていたが、2011年以降は日本・ドイツ・中国を中心に自動車や電気・電子関連における技術開発競争が活発化している［1-5-40図］。

1-5-39図　主要な課題に関する出願人国籍別のファミリー件数（日米欧中韓ASEAN各国への出願、出願年（優先権主張年）：1997～2016年）



（資料）特許庁「平成30年度特許出願技術動向調査報告書―樹脂素材と異種素材との接合技術―」

1-5-40図　年代別－出願人別ファミリー件数上位ランキング（日米欧中韓ASEAN各国への出願、出願年（優先権主張年）：1997～2016年）

1997～2003年			2004～2010年			2011～2016年		
順位	出願人	件数	順位	出願人	件数	順位	出願人	件数
1	積水化学工業	78	1	パナソニック	65	1	BYD（中）	51
2	パナソニック	60	2	キヤノン化成	44	2	トヨタ自動車	44
3	JFEスチール	56	3	大成プラス	43	3	BMW（独）	36
4	三菱ケミカル	47	4	ブリヂストン	38	4	ヤヌス（東莞）精密部品（中）	30
5	ブリヂストン	41	5	ダイムラー（独）	36	5	三井化学	29
6	日立化成	33	6	NISSHA	35	6	現代自動車（韓）	27
7	AGC	30	6	TOWA	35	7	ダイムラー（独）	26
8	キヤノン	29	8	富士フイルム	34	8	AGC	25
9	住友ベークライト	26	9	東レ	31	9	本田技研工業	23
9	凸版印刷	26	10	キヤノン	27	9	ロバート　ボッシュ（独）	23
			10	BASF（独）	27	9	広東オッポモバイル通信（中）	23

（資料）特許庁「平成30年度特許出願技術動向調査報告書―樹脂素材と異種素材との接合技術―」

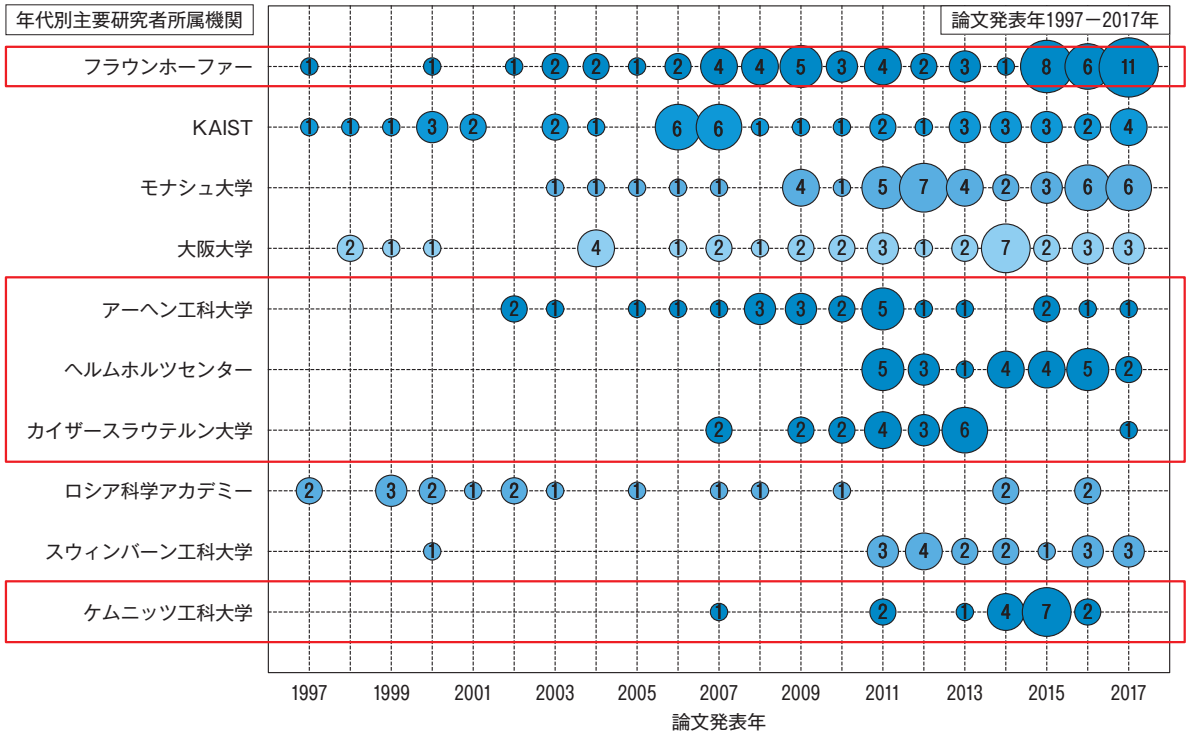
ドイツは近年論文発表数を伸ばし、特許出願数も上位にきていることから、産官学による基礎研究から実用化への研究開発が進んでいると推測される［1-5-41 図、1-5-42 図］。我が国の優位性を維持するためには、専門分野の異なる材料や加工、加工装置、応用産業に関わる多くの企業や大学、公的機関の連携による技術開発を進めていくことが重要である。

1-5-41図　研究者所属機関別論文発表件数上位ランキング（論文発表年：1997 ～ 2017 年）

順位	研究者所属機関名（国籍）	件数
1	フラウンホーファー研究機構（独）	61
2	KAIST（韓）	44
3	モナシュ大学（オーストラリア）	43
4	大阪大学	37
5	アーヘン工科大学（独）	25
6	ヘルムホルツセンター（独）	24
7	カイザースラウテルン大学（独）	20
8	ロシア科学アカデミー（ロシア）	19
8	スウィンバーン工科大学（オーストラリア）	19
10	ケムニッツ工科大学（独）	17

（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願技術動向調査報告書―樹脂素材と異種素材との接合技術―」

1-5-42図　年代別主要研究者所属機関別論文発表件数推移（論文発表年：1997 ～ 2017 年）



（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願技術動向調査報告書―樹脂素材と異種素材との接合技術―」

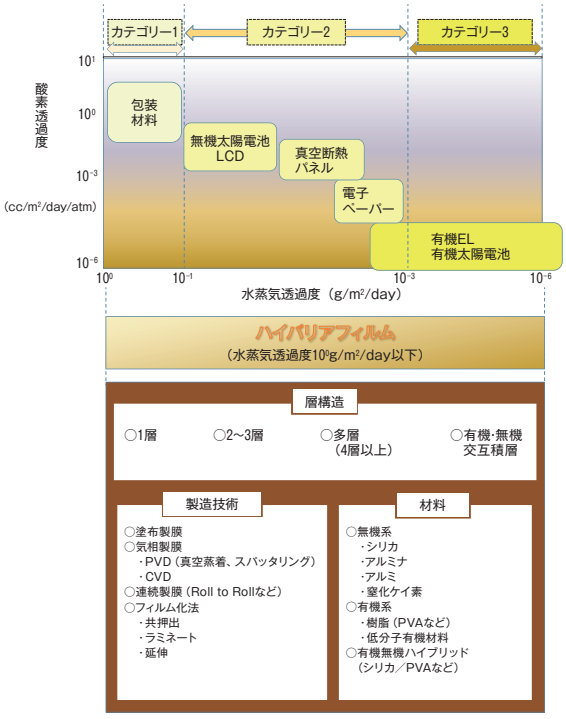
⑨ハイバリアフィルム

ハイバリアフィルムは、水蒸気や酸素の透過を防ぐために用いられるバリアフィルムよりも、高いバリア性能を備えたフィルムであり、食品の包装材料などとして用いられる。また、近年は有機 EL ディスプレイ等のフレキシブル基板の部材として利用されており、その重要性はますます高くなっている。

主に包装材料に用いられるカテゴリー 1 の出願動向は、我が国からの出願が大半を占めて世界をリードしている［1-5-44 図］。バリア性の向上とコスト競争力の維持を図りつつ、引き続きニーズにきめ細かく対応できる技術開発を進める必要がある。また、海外市場を獲得するには、地域の現状やニーズを的確に把握し、対応することが重要である。

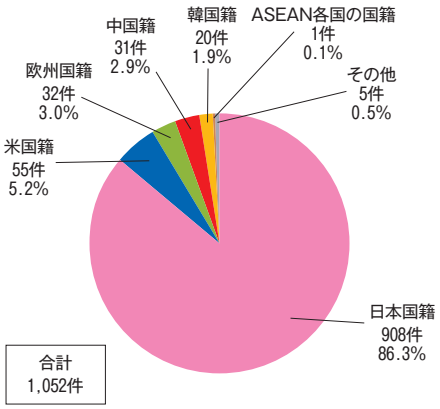
有機 EL ディスプレイなどに用いられるカテゴリー 3 の出願動向は、全体として 2010 年から急増している。近年は中国・韓国からの出願が存在感を示しつつあり、開発動向を注視する必要がある。日本のポジションを維持し、フレキシブル化及び大面積化に対応するバリア性や品質安定性の向上を優先して、研究開発を進めるべきである［1-5-45 図］。

1-5-43図 技術俯瞰図



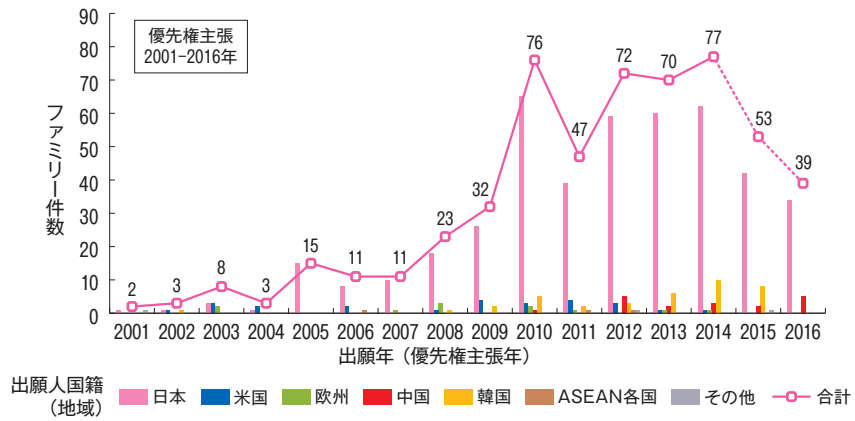
（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願技術動向調査報告書―ハイバリアフィルム―」

1-5-44図 カテゴリー 1 の出願人国籍（地域）別ファミリー件数比率（出願年（優先権主張年）：2001 ～ 2016 年）



（備考）2015 年以降はデータベース収録の遅れ、PCT 出願の各国移行のずれ等で全出願データを反映していない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願技術動向調査報告書―ハイバリアフィルム―」

1-5-45図 カテゴリー 3 の出願人国籍（地域）別ファミリー件数推移（出願年（優先権主張年）：2001 ～ 2016 年）



（備考）2015 年以降はデータベース収録の遅れ、PCT 出願の各国移行のずれ等で全出願データを反映していない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 30 年度特許出願技術動向調査報告書―ハイバリアフィルム―」

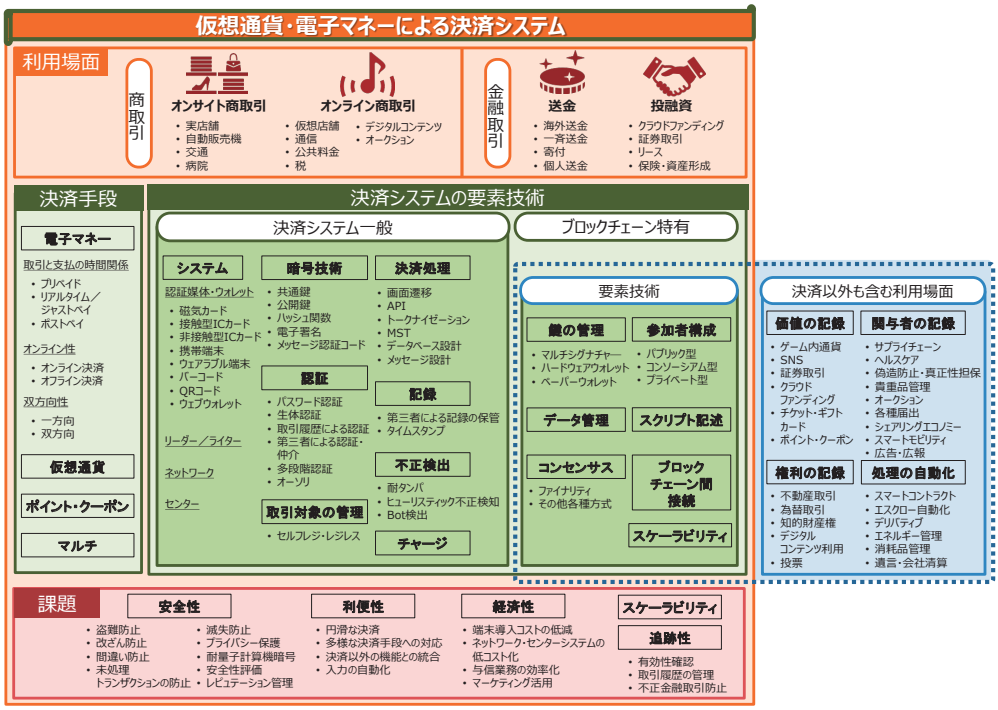
⑩仮想通貨･電子マネーによる決済システム

キャッシュレス化の推進に伴い、インターネット取引のみならず、リアル店舗等の取引においても、仮想（暗号）通貨や電子マネーによる決済が年々増加しており、様々なシーンに対応した電子決済システム・電子決済サービスが出現している。セキュリティやネットワーク障害対応等も含め、これら電子決済システム・電子決済サービスは今後も発展が見込まれる。

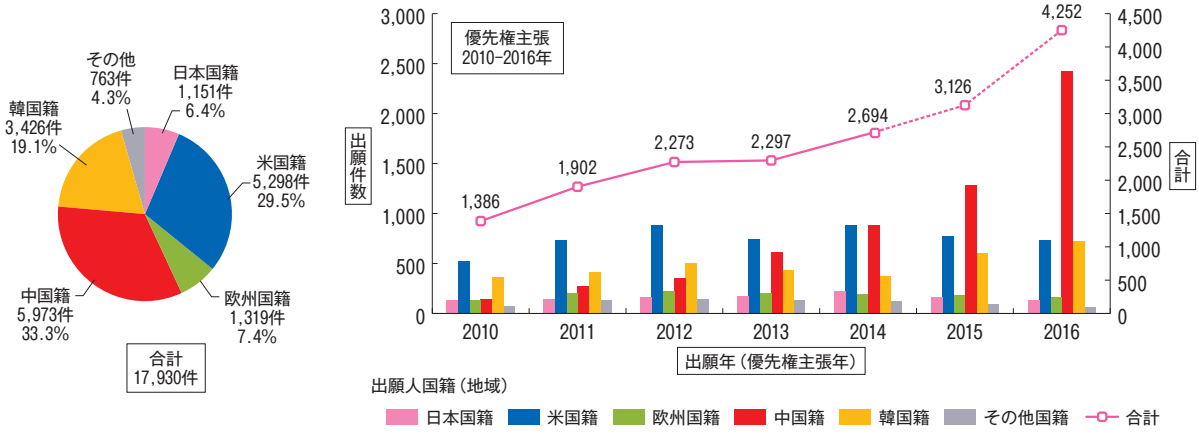
仮想通貨・電子マネーによる決済システムに関する出願は、米国からの継続的な出願が見られ、中国、韓国からの出願が急増している一方で、我が国からの出願は比較的少ない［1-5-47 図］。

キャッシュレス化推進に向け、経済性および利便性を向上させる技術蓄積を強化するとともに、安全性を維持・確立し、将来における技術の可能性も加味した持続的な基盤構築が必要である。また、我が国によるデータの利活用推進に向け、マーケットニーズの把握等に有用なデータの囲い込みへの対抗も図るべきである。

1-5-46図　仮想通貨・電子マネーによる決済システムの技術俯瞰図



1-5-47図　出願人国籍別ファミリー件数推移及びファミリー件数比率（日米欧中韓への出願、出願年（優先権主張年）：2010 ～ 2016 年）



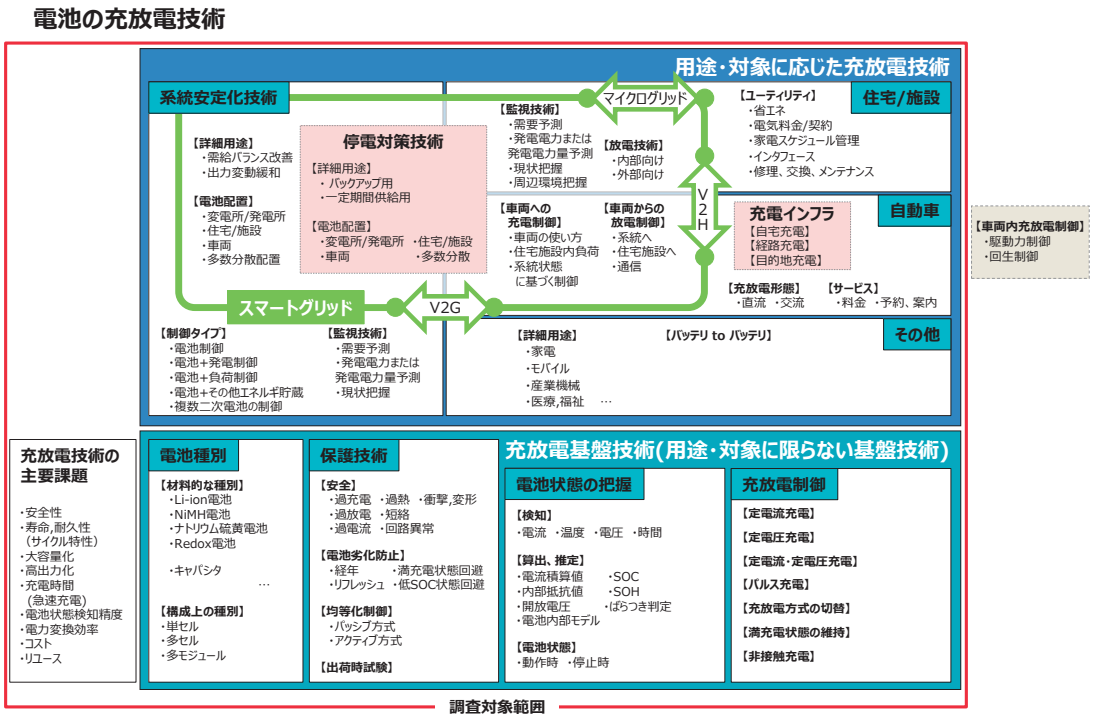
⑪電池の充放電技術

2011年に発生した東日本大震災以降の節電・蓄電意識の高まり、再生可能エネルギー普及に伴う電力系統安定化ニーズの高まり、スマートフォンを始めとしたモバイル機器の普及、電気自動車用充電インフラの普及等、電池の充放電技術の重要性が高まっている。

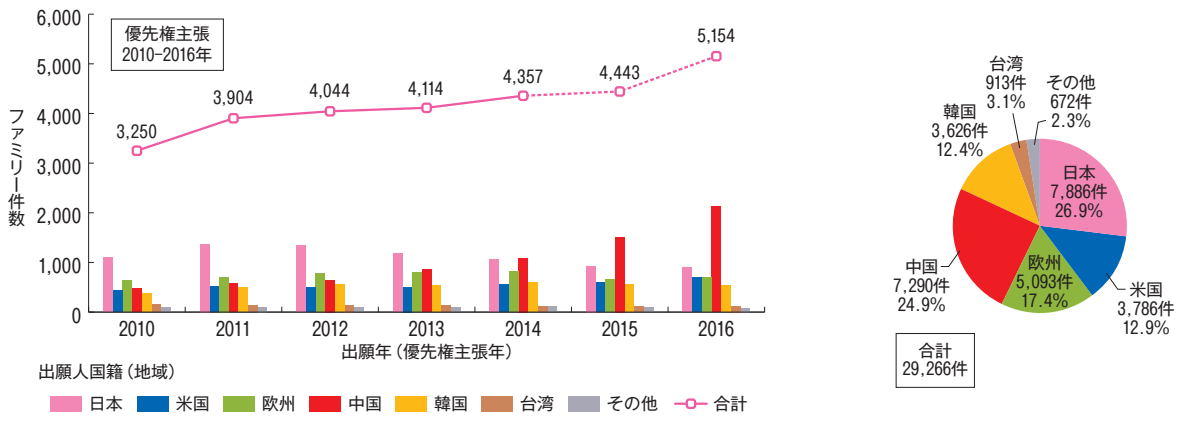
電池の充放電技術に関する出願は、我が国からの出願が多いものの、中国からの出願が顕著な増加傾向を示している［1-5-49図］。

ユーザー視点を重視し、蓄電池の用途に応じて安全性や寿命、コストを最適とする技術を適用することを意識した技術開発、商品開発を推進することが有効である。また、蓄電池の有力メーカーが多いという我が国の特性を活かし、蓄電池を管理するマネジメントシステムの開発においても主導権を握ることが有効である。

1-5-48図　電池の充放電技術の技術俯瞰図



1-5-49図　出願人国籍（地域）別のファミリー件数推移及びファミリー件数比率（日米欧中韓台への出願、出願年（優先権主張年）：2010～2016）



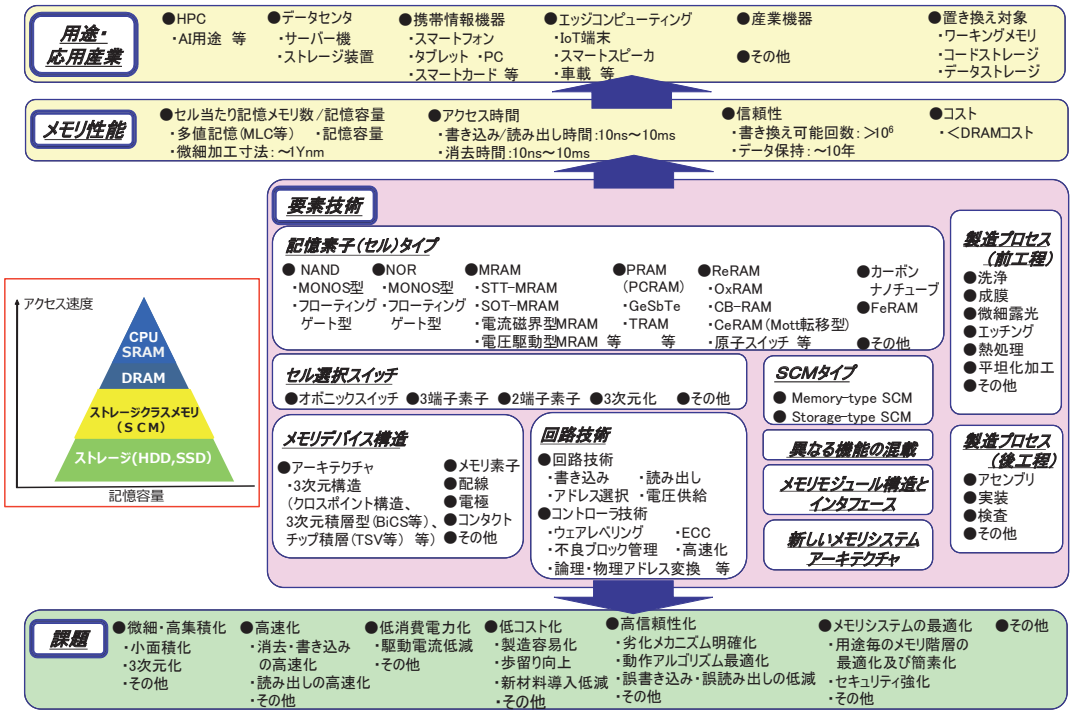
⑫ストレージクラスメモリ

IoT の普及や AI の進化により、大量のデータを高速に処理する能力が要求されているが、従来のコンピューティングシステムでは、メインメモリとストレージとのアクセス速度の差がボトルネックとなる。このボトルネックを解消する新たな不揮発性メモリとしてストレージクラスメモリが期待されている。

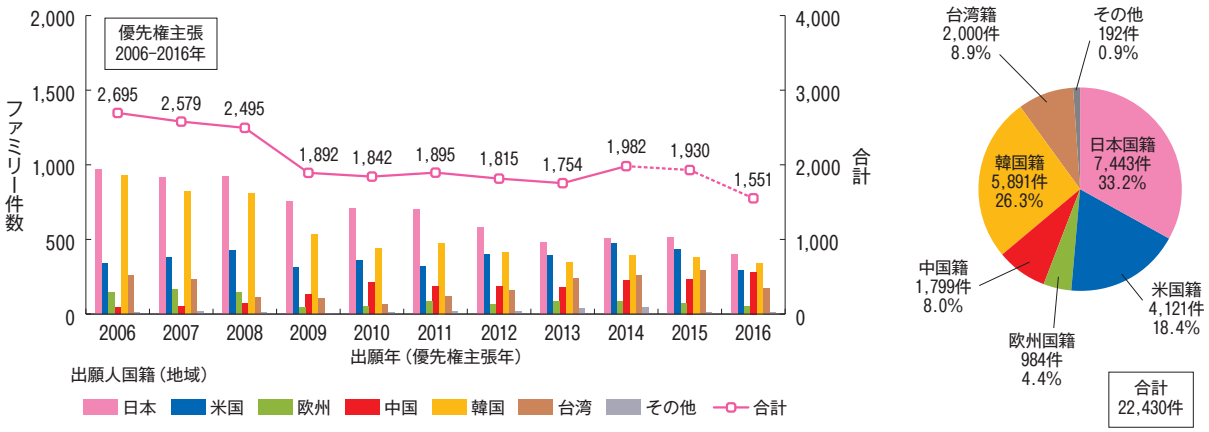
ファミリー件数は全体的に減少傾向であったが、2014 年は増加している。日本からの出願が最も多く、次いで韓国からの出願が多い。近年は、米国及び台湾からの出願が増加傾向を示している［1-5-51 図］。

ストレージクラスメモリの研究開発・技術開発が目指すべき方向性として、ストレージクラスメモリユーザーの要求性能を満たすための課題を明確にし、その課題を解決する技術開発を行うべきである。

1-5-50図　ストレージクラスメモリの技術俯瞰図



1-5-51図　出願人国籍（地域）別ファミリー件数推移及びファミリー件数比率（日米欧中韓台への出願、出願年（優先権主張年）：2006 ～ 2016 年）



Column 1

ビジネス関連発明の最近の動向

ビジネス関連発明とは、ICT（情報通信技術）を利用してビジネス方法を実現した発明をいう。具体的には、電子商取引やウェブ広告、Fintech 等の金融サービス、企業の業務システムの発明である。

● 国内におけるビジネス関連発明の特許出願・審査の動向

国内のビジネス関連発明の特許出願件数（図1）は、非常に特徴的に推移している。2000 年の出願ブーム後の減少傾向は 2012 年頃から増加に転じており、2017 年は約 9,000 件の出願があった。背景には、「モノ」から「コト」への産業構造の変化が進む中で、ソリューションビジネスへの R&D が活発化していることが考えられる。また、スマートフォンや SNS の普及に加え、AI、IoT 技術の進展により、ICT を活用した新たなサービスが創出される分野（金融分野やヘルスケア分野など）が拡大していることも一因に挙げられる。なお、当初低調であった特許査定率は年々高まっており、近年は他の技術分野と同等の 6 ～ 7 割程度で堅調に推移している。

● 五庁におけるビジネス関連発明の出願動向

五庁における特許出願件数（図 3）は、中国の突出が目立ち、米国の出願件数は落ち着きをみせている。欧州では従前からビジネス関連発明の権利取得の難しさがあるため、出願件数は低い水準で推移している。一方で PCT 国際出願（図 4）については、全体的に出願件数が増加している中で、米国籍の出願人による出願が多数を占めている。日本国籍出願人の出願件数も上位ではあるが、こちらも中国勢の台頭がみられる。

図１　ビジネス関連発明の国内出願件数

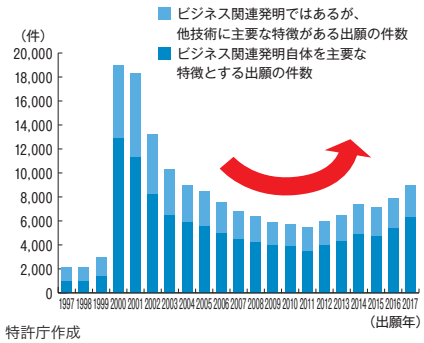
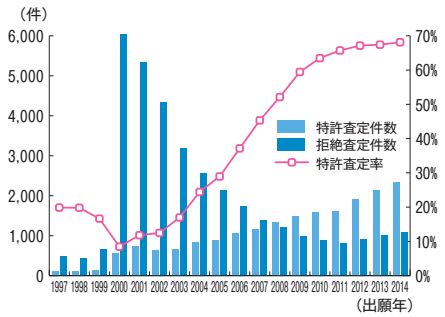
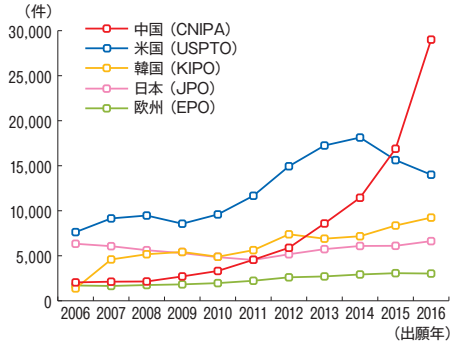


図２　ビジネス関連発明の特許査定率
（ビジネス関連発明自体を主な特徴とする出願を対象）



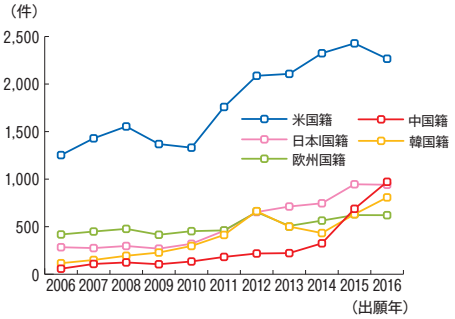
（資料）特許庁作成
（備考）
・ここでは IPC として G06Q が付与された出願を「ビジネス関連発明」としている。
・ここでは G06Q が主たる IPC として付与された出願を「ビジネス関連発明自体を主要な特徴とする出願」とし、G06Q が IPC として付与されているが、その他の IPC が主たる IPC として付与された出願を「ビジネス関連発明ではあるが、他技術に主要な特徴がある出願」としている。
・出願件数は、①国内出願件数と② PCT（Patent Cooperation Treaty：特許協力条約）に基づく国際出願のうち日本へ国内移行した出願件数、の合計数。
・PCT 国際出願は、国内書面の受付日を基準日として計上している。
・特許査定率＝特許査定件数／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋ FA 後取下・放棄件数）

図３　各国のビジネス関連発明の特許出願件数



（資料）WIPO Patentscope を基に特許庁作成（2019 年 4 月 12 日検索）

図４　ビジネス関連発明の出願人国籍別 PCT 国際出願件数



（資料）WIPO Patentscope を基に特許庁作成（2019 年 4 月 12 日検索）

Column 2

Fintech と特許

Fintech は、ファイナンス（Finance）とテクノロジー（Technology）を掛け合わせた造語であり、ICT を用いた様々な金融･決済サービスを指す。例えば、QR コードを用いたキャッシュレス決済や仮想通貨のほか、家計簿アプリ、AI による投資アドバイザ等のサービスが挙げられる。

● 国内における金融関連発明の特許出願・審査の動向

国内の Fintech を含む金融関連発明の出願件数（図 1）は増加傾向にあり、2017 年には 1,100 件超であった。今後もキャッシュレス決済の普及促進に伴い、金融分野での特許出願の増加が予想される。特許査定率（図 2）についても、他の技術分野と同等の 6 － 7 割程度で落ち着いている。また、近年では、Fintech サービスを提供する企業間での特許侵害訴訟が注目されるなど、特許の“ 活用 ”に関する動きも活発になっている。

● 五庁の金融関連発明の動向

五庁における金融関連発明の出願件数（図 3）は、全体として増加傾向にある。特に中国、韓国は大きな伸びを示しているが、現状において中国国内での特許登録件数（図 4）は、その出願件数に比してさほど目立つ値とはなっていない。また、米国では 2014 年の Alice 最高裁判決の影響で、金融関連発明の特許取得が困難となった状況がグラフ（図 4）にも現れているが、近年の登録件数は増加している。

そうした中、日本における金融関連発明の出願規模は上述したように増加傾向であるものの、各国と比較すると相対的に小さい。今後の日本における Fintech の普及による市場・投資の拡大に基づく、さらなるイノベーションの創出が期待される。

図１　金融関連発明の特許出願件数

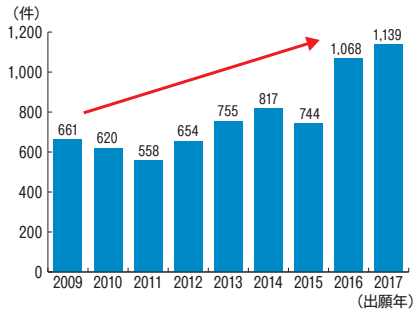
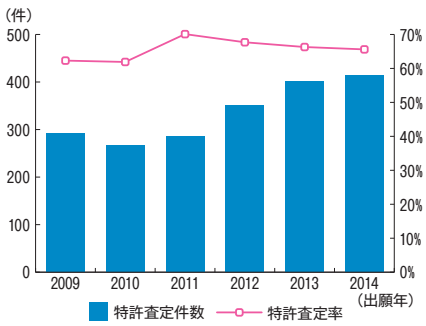
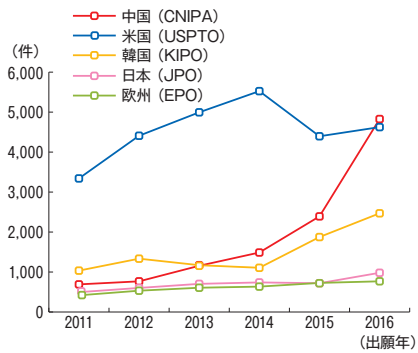


図２　金融関連発明の特許査定件数／率



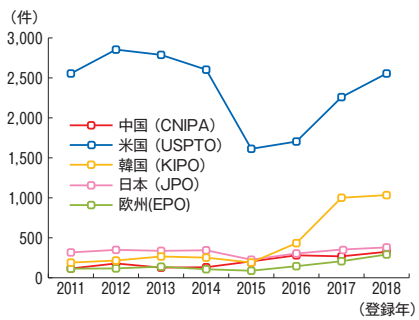
（資料）特許庁作成
（備考）
・ここでは IPC として G06Q20/, 40/ が付与された出願を「金融関連発明」としている。
・出願件数は、①国内出願件数と② PCT（Patent Cooperation treaty：特許協力条約）に基づく国際出願のうち日本へ国内移行した出願件数、の合計数。
・PCT 国際出願は、国内書面の受付日を基準日として計上している。
・特許査定率＝特許査定件数／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋ FA 後取下・放棄件数）

図３　各国の金融関連発明の特許出願件数



（資料）WIPO Patentscope を基に特許庁作成（2019 年 4 月 12 日検索）

図４　各国の金融関連発明の特許登録件数



（資料）Google Patent Search を基に特許庁作成（2019 年 4 月 12 日検索）

2. 意匠

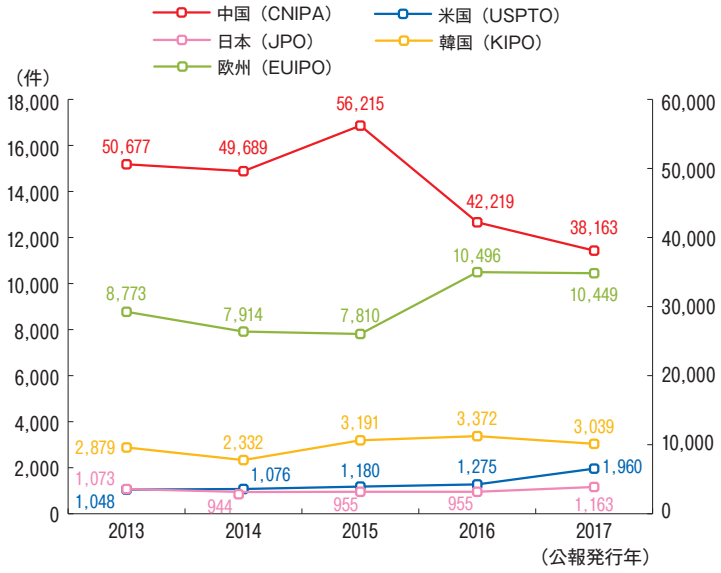
(1) 日米欧中韓の物品分野別の意匠登録動向

2017年（意匠公報発行年）の日米欧中韓での登録件数が、上位10クラスのロカルノ分類（クラス02・06・07・09・11・12・14・21・23・26）について、2013年～2017年（意匠公報発行年）の日米欧中韓の意匠登録件数を紹介する。

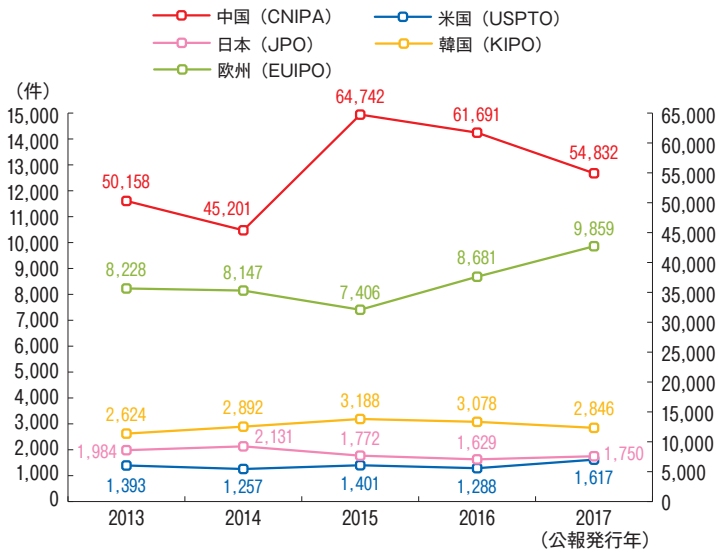
全体の登録件数の動向を見ると、10クラス全てにおいて中国の件数が他国を大きく引き離して多く、次いで欧州の件数が多くなっている。また、クラス12（輸送又は昇降の手段及びクラス14（記録、通信又は情報検索の機器）の件数の増加率が高くなっている。

一方、日本での登録件数について見ると、クラス09（物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器）及びクラス14が多いものの［図1-5-52図］～［1-5-61図］、クラス09は横ばいであり、クラス14は減少傾向であったものの2017年には増加した。また、全体動向と同じく、クラス12及びクラス11の登録件数の増加率が高くなっている。

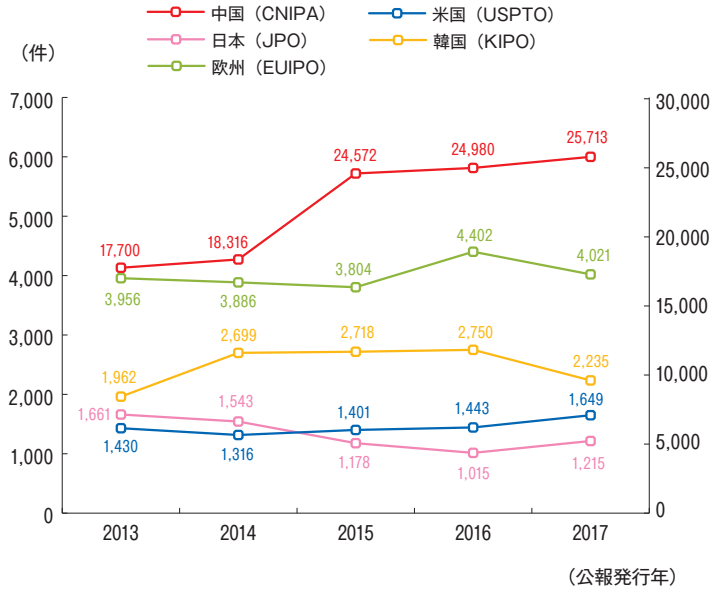
1-5-52図　クラス02：衣料品及び裁縫用小物



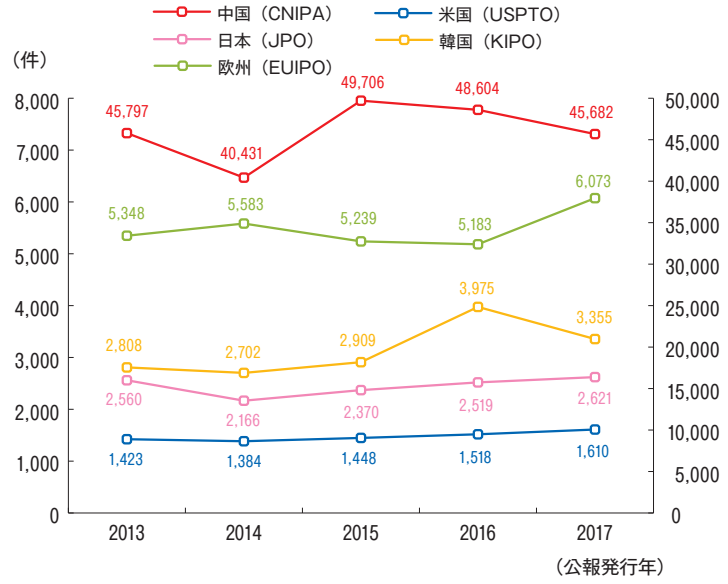
1-5-53図　クラス06：室内用品



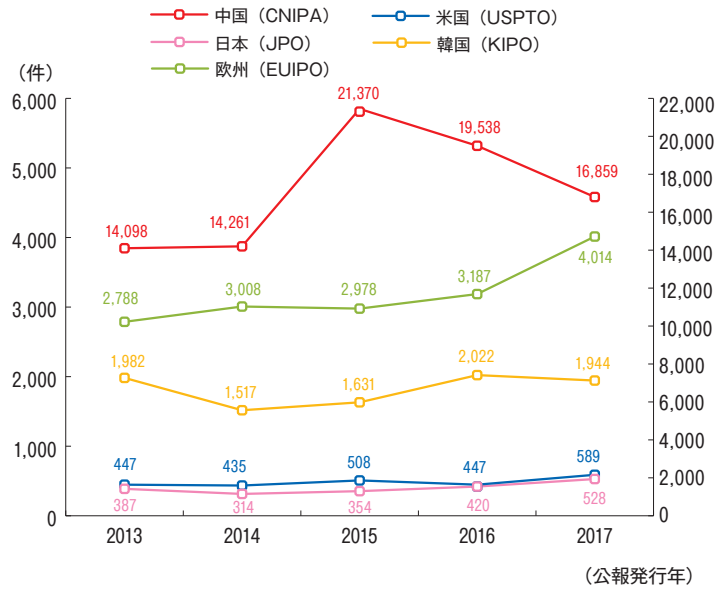
1-5-54図　クラス 07：家庭用品、他で明記されていないもの



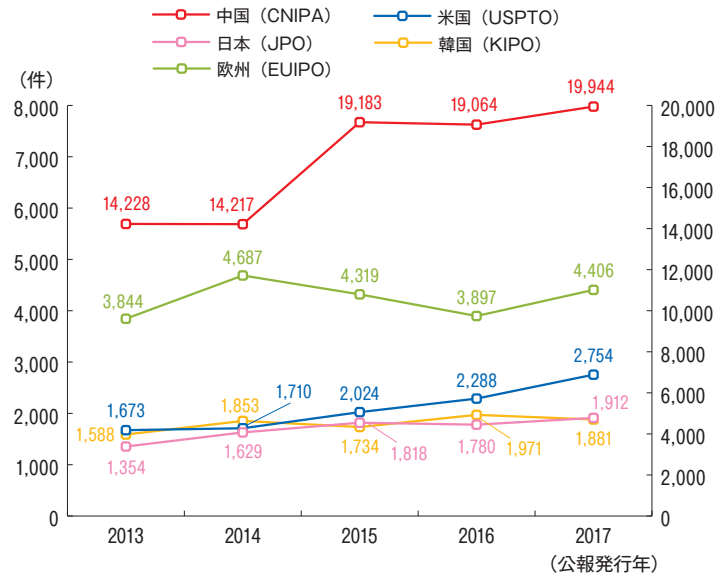
1-5-55図　クラス 09：物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器



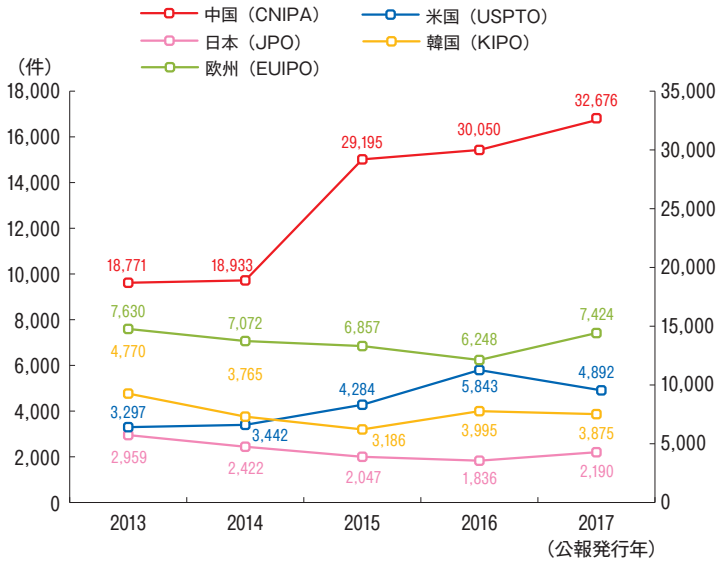
1-5-56図 クラス 11：装飾用品



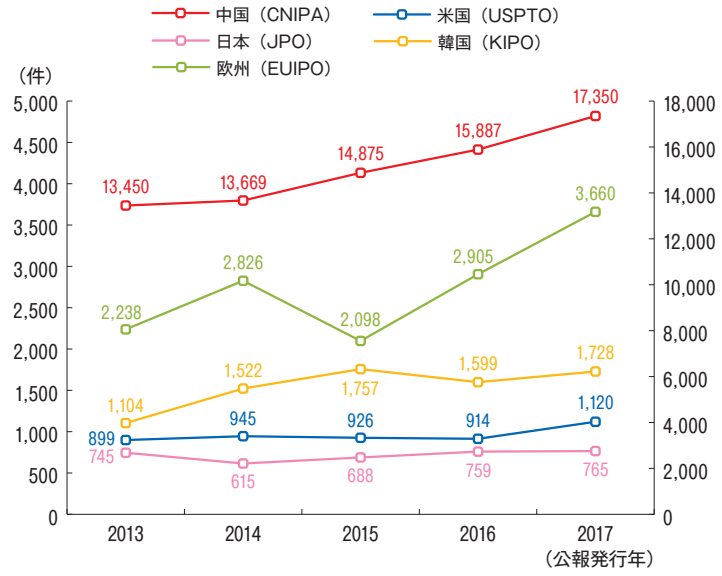
1-5-57図 クラス 12：輸送又は昇降の手段



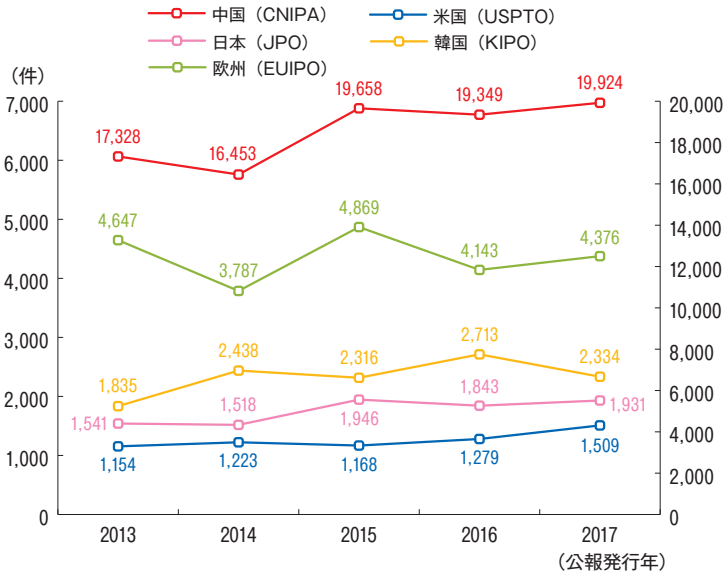
1-5-58図　クラス 14：記録、通信又は情報検索の機器



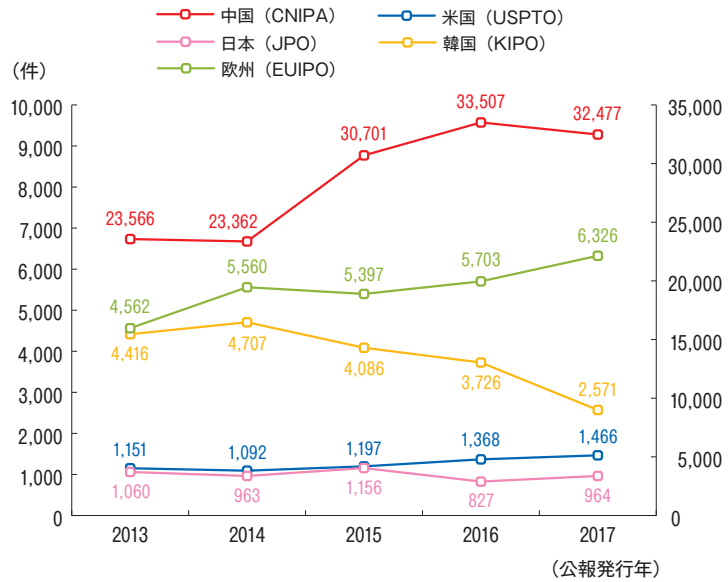
1-5-59図　クラス 21：遊戯用具、玩具、テント及び運動用品



1-5-60図 クラス 23：流体供給機器、衛生用、暖房用、換気用及び空調用の機器、固体燃料



1-5-61図 クラス 26：照明用機器



（備考）意匠登録件数は意匠公報発行年で集計した。
（資料）特許庁「平成 30 年度意匠出願動向調査―意匠マクロ調査―」

3. 商標

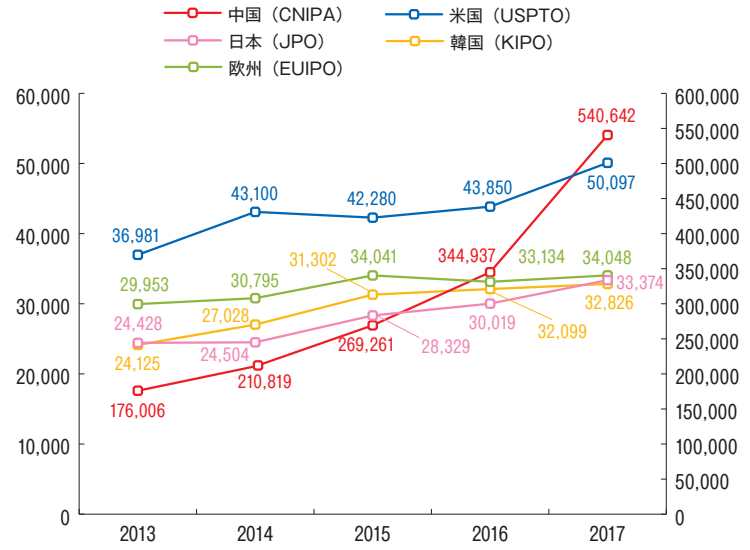
（1）分野別の商標登録出願動向

商標の国際分類を産業分野毎に６（化学、機械、繊維、雑貨、食品、役務）[1]に分け、各分野における2013年～2017年（出願年）の日米欧中韓の商標登録出願区分数を紹介する。

我が国においては、いずれの分野においても増加傾向にあるが、特に機械、雑貨及び役務の分野においては、2014年～2017年にかけて米国、欧州及び韓国と比較して高い増加率を示している。

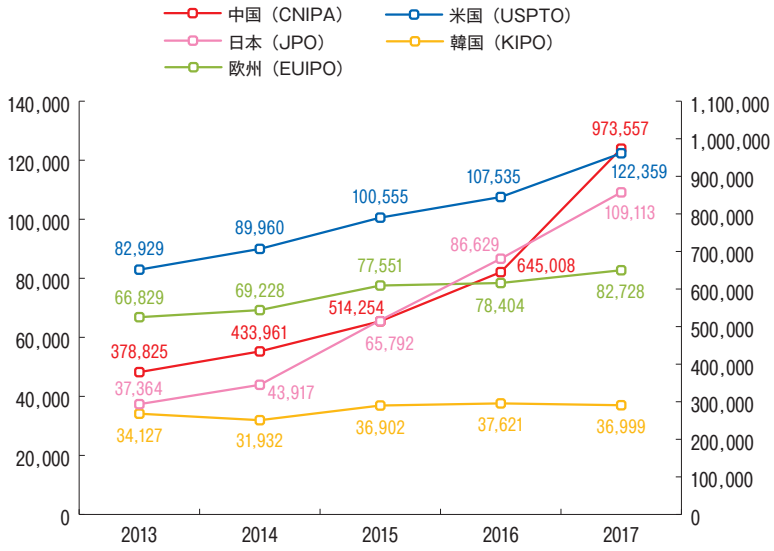
また、中国においては、いずれの分野においても最も大きな件数を示しているとともに増加傾向を示している。米国においては、全ての分野での増加傾向だが、欧州や韓国においては、2017年に件数を落としている分野も存在する［1-5-62図、1-5-63図、1-5-64図、1-5-65図、1-5-66図、1-5-67図］。

1-5-62図　化学分野における商標登録出願区分数の推移



（備考）中国（CNIPA）については右軸で示す。
（資料）特許庁「平成30年度商標出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」

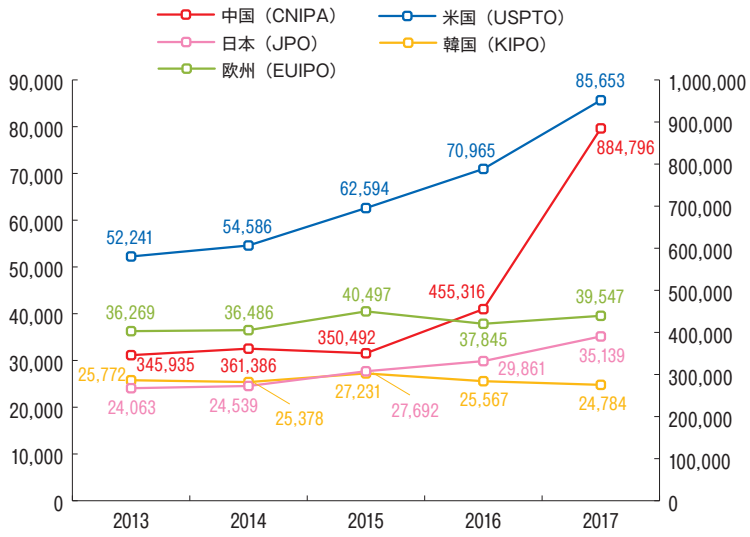
1-5-63図　機械分野における商標登録出願区分数の推移



（備考）中国（CNIPA）については右軸で示す。
（資料）特許庁「平成30年度商標出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」

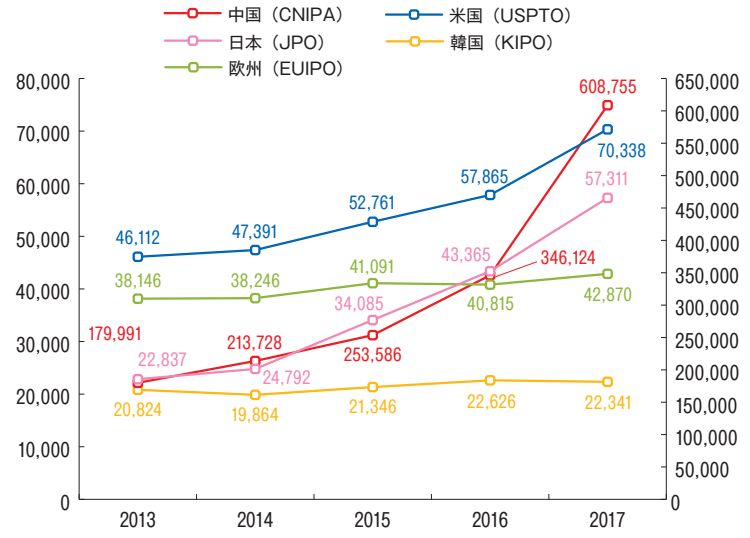
1 化学：1類～5類　機械：6類～13類、19類　繊維：14類、18類、22類～26類　雑貨：15類～17類、20類、21類、27類、28類、34類　食品：29類～33類　役務：35類～45類

1-5-64図 繊維分野における商標登録出願区分数の推移



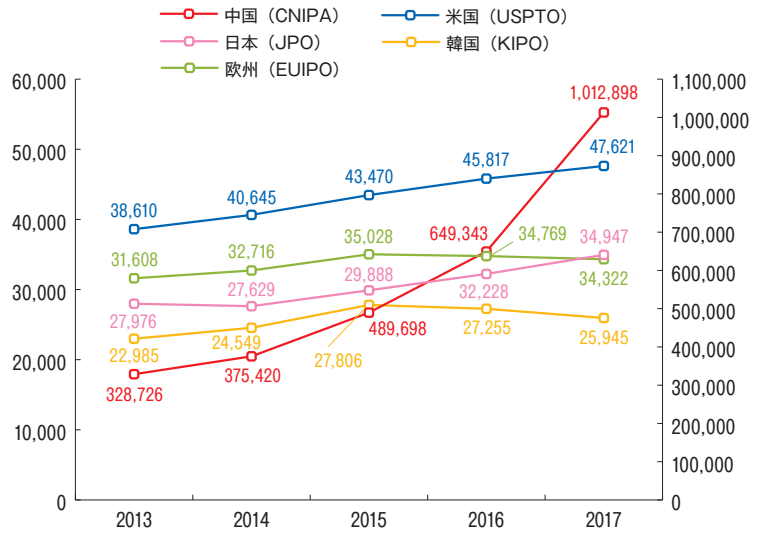
（備考）中国（CNIPA）については右軸で示す。
（資料）特許庁「平成 30 年度商標出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」

1-5-65図 雑貨分野における商標登録出願区分数の推移



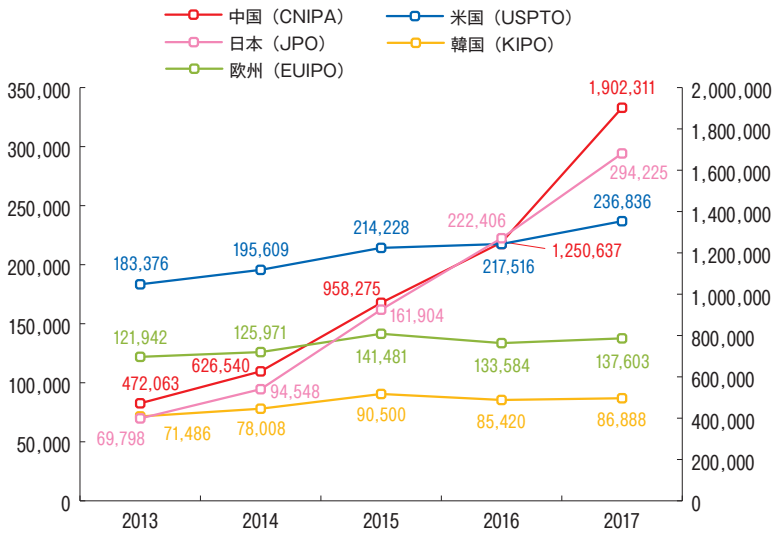
（備考）中国（CNIPA）については右軸で示す。
（資料）特許庁「平成 30 年度商標出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」

1-5-66図　食品分野における商標登録出願区分数の推移



（備考）中国（CNIPA）については右軸で示す。
（資料）特許庁「平成 30 年度商標出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」

1-5-67図　役務分野における商標登録出願区分数の推移



（備考）中国（CNIPA）については右軸で示す。
（資料）特許庁「平成 30 年度商標出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」

(2) 新しいタイプの商標の商標登録出願・商標登録の動向

日本では、2015年4月1日より新しいタイプの商標（音、動き、ホログラム、色彩のみ、位置）を保護対象として出願することが可能となったが、諸外国においては既に新しいタイプの商標（「音」「色彩のみ」「香り（匂い）」「ホログラム」「動き」「トレードドレス」）が導入されており、このうち「音」、「色彩のみ」、「香り（匂い）」、「ホログラム」の日本及び諸外国における出願件数と登録件数の推移（2013年～2017年）を紹介する［1-5-68図、1-5-69図、1-5-70図、1-5-71図］。

日本では、「音の商標」、「色彩のみからなる商標」について、2017年にそれぞれ出願件数が80件、22件と前年よりも少なくなったものの、調査対象国中では最多の件数となっている。

日本における新しいタイプの商標（音、動き、ホログラム、色彩、位置）の2018年の出願件数および登録査定件数を1-5-72図に示す。

1-5-68図 音の商標の出願件数・登録件数

		2013	2014	2015	2016	2017
日本	出願	0	0	365	133	80
	登録	0	0	21	74	113
米国	出願	40	25	33	26	42
	登録	23	14	15	20	16
欧州	出願	34	14	12	15	22
	登録	14	24	12	12	9
韓国	出願	10	3	5	17	18
	登録	0	29	5	2	14

（資料）米国の件数については、米国特許商標庁の商標データベース（TESS）より作成
欧州の件数については、EUIPOの商標データベース（eSearch plus）より作成
韓国の件数については、韓国知的財産庁の商標データベース（KIPRIS）より作成
日本の件数については、統計・資料編　第2章7.

1-5-69図 色彩のみの商標の出願件数・登録件数

		2013	2014	2015	2016	2017
日本	出願	0	0	448	42	22
	登録	0	0	0	0	2
米国	出願	—	—	—	—	—
	登録	—	—	—	—	—
欧州	出願	—	—	—	—	—
	登録	—	—	—	—	—
韓国	出願	43	40	7	3	4
	登録	1	3	2	1	1

（備考）横線箇所は、データが取得できなかった箇所である。
（資料）米国の件数については、米国特許商標庁の商標データベース（TESS）より作成
欧州の件数については、EUIPOの商標データベース（eSearch plus）より作成
韓国の件数については、韓国知的財産庁の商標データベース（KIPRIS）より作成
日本の件数については、統計・資料編　第2章7.

1-5-70図　香り（匂い）の商標の出願件数・登録件数

		2013	2014	2015	2016	2017
日本	出願	―	―	―	―	―
	登録	―	―	―	―	―
米国	出願	1	5	3	0	1
	登録	0	1	1	1	0
欧州	出願	―	―	―	―	―
	登録	―	―	―	―	―
韓国	出願	2	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0

（備考）横線箇所は、データが取得できなかった箇所である。
（資料）米国の件数については、米国特許商標庁の商標データベース（TESS）より作成
欧州の件数については、EUIPO の商標データベース（eSearch plus）より作成
韓国の件数については、韓国知的財産庁の商標データベース（KIPRIS）より作成
日本の件数については、統計・資料編　第２章 7.

1-5-71図　ホログラム商標の出願件数・登録件数

		2013	2014	2015	2016	2017
日本	出願	0	0	14	3	0
	登録	0	0	1	8	2
米国	出願	―	―	―	―	―
	登録	―	―	―	―	―
欧州	出願	1	0	0	0	1
	登録	0	1	0	0	0
韓国	出願	0	1	0	0	1
	登録	0	0	0	0	0

（備考）横線箇所は、データが取得できなかった箇所である。
（資料）米国の件数については、米国特許商標庁の商標データベース（TESS）より作成
欧州の件数については、EUIPO の商標データベース（eSearch plus）より作成
韓国の件数については、韓国知的財産庁の商標データベース（KIPRIS）より作成
日本の件数については、統計・資料編　第２章 7.

1-5-72図　日本における新しいタイプの商標の出願および登録査定状況（2018 年）

	音	色彩	ホログラム	動き	位置	合計
出願	51	19	2	26	41	139
登録	49	5	1	8	19	82

（資料）統計・資料編　第２章 7

第２部　特許庁における取組

｜第１章｜　2018年度における特許庁の取組 …… P.96

｜第２章｜　特許における取組 …… P.98

｜第３章｜　意匠における取組 …… P.117

｜第４章｜　商標における取組 …… P.124

｜第５章｜　審判における取組 …… P.136

｜第６章｜　特許庁におけるデザイン経営の取組 …… P.140

｜第７章｜　情報システムにおける取組 …… P.145

｜第８章｜　多様なユーザーへの支援・施策 …… P.151

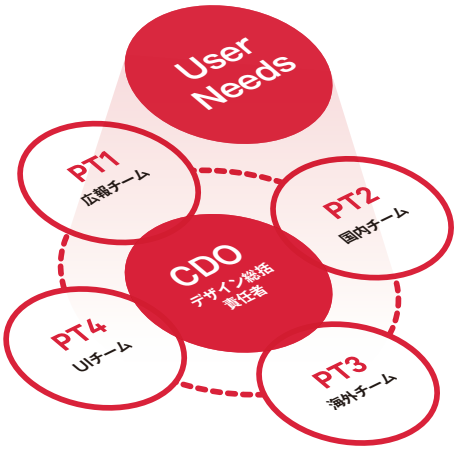
｜第９章｜　人材育成に向けた支援・施策 …… P.209

｜第10章｜　産業財産権制度の見直しについて …… P.232

第１章　2018 年度における特許庁の取組

1. デザイン経営に関する取組

2-1-1図　「デザイン経営」宣言



デザイン経営プロジェクトチーム

平成 29 年度に経済産業省・特許庁が開催した「産業競争力とデザインを考える研究会」において取りまとめた「『デザイン経営』宣言」において、行政においても「デザイン経営[1]」を実践していくことの必要性が提言された。これを受け、特許庁では、行政サービスの品質の向上を図るため、2018 年 8 月に「デザイン統括責任者（CDO）」を設置し、その下に「デザイン経営プロジェクトチーム」を立ち上げ、デザイン経営の実践を開始した。当該プロジェクトチームでは、テーマの異なる部署横断的な4チーム（PT1:広報チーム、PT2:国内チーム、PT3:海外チーム、PT4：UI チーム）を結成した。デザイン経営を実践していく中で、PT2：国内チームをユーザーの種別に分けることとして、以下の 6 チームを再編成し、以下の課題に取り組んだ。

① UI チーム

他チームの解決策を UI の視点から横断的に支援するチームとして結成し、UI の観点から何が改善できるのかを検討した。

②海外チーム

他国の主要な特許庁と比べても、近年、海外企業からの出願比率が減少傾向である。まだ接点が少ない海外企業にどんな利点を提供できるのかを検討した。

③国内スタートアップチーム

新しいビジネスモデルで急成長を目指す企業を対象とし、大企業のように知財部を置けない段階の彼らにできる支援とは何かを検討した。

④国内中小・ものづくりチーム

企業のうち 99.7%を占める中小企業のなかでも、ものづくり企業に焦点をあて、彼らを手助けできる解決策とは何かを検討した。

⑤国内サービス・ブランディングチーム

企業のブランド形成にとって重要となる意匠・商標に焦点をあて、まだ発見できていない課題やニーズは何かを検討した。

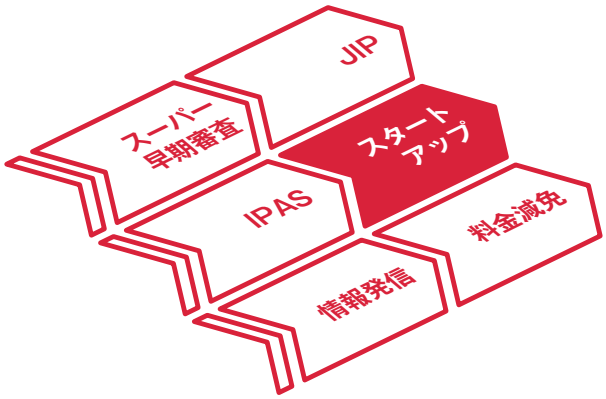
⑥広報チーム

わかりにくい、馴染みが薄いとされる特許庁。ユーザーとのコミュニケーションで、どんな価値を提供できるかを検討した。

1 詳細は第 2 部第 6 章参照

2. スタートアップ支援に関する取組

2-1-2図 スタートアップ支援



2018年度、特許庁では、スタートアップ支援の強化に舵を切り、各種施策を打ち出してきた。まずは、目玉施策として、知財に特化したアクセラレーションプログラム（IPAS）を初めて実施した。2018年度は10社の研究開発型スタートアップに対し、3か月間の集中支援を行った。ビジネスモデルのブラッシュアップや、オープンクローズ戦略を含む知財戦略の構築等、各社とも大きな成果を得ることができた。

また、2018年7月からは、スタートアップ向けのスーパー早期審査、面接活用早期審査を開始した。資金調達や他者との提携のために権利化を急ぎたいスタートアップからの利用が増えている。

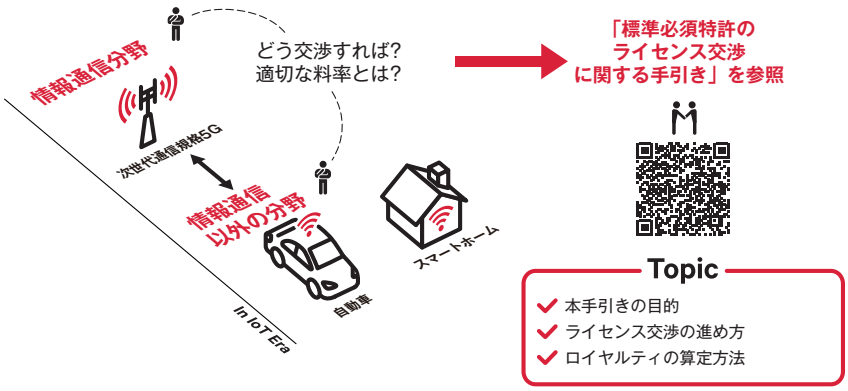
スタートアップの知財意識の向上のための普及啓発活動も活性化させた。東京を中心に、全国各地でセミナーやイベントを開催し、知財専門家とスタートアップとの出会いの場も提供した。

その他、海外展開を志向する中小企業・スタートアップを支援するジェトロ・イノベーション・プログラム（JIP）や、一定の要件を満たすスタートアップに対し、国内特許出願、PCT国際出願の手数料を軽減する措置を実施した。

2018年度は、まさに特許庁のスタートアップ支援が走り出した年であった。2019年度は、さらに支援を充実させ、日本のイノベーションを知財の面から後押ししていく。

3. 標準必須特許に関する取組

2-1-3図 標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き



高速で大容量、かつ多数同時接続という特徴を有する次世代通信規格「5G」は、自動車やスマートホームなどの様々なインフラや機器が、インターネットを通じてつながり合うIoT時代の基盤となるものであり、新たなビジネスの進展が期待されている。

これまでの情報通信分野では、標準規格に関する特許に関して、情報通信企業同士によるクロスライセンス等が行われてきた。しかし、IoTの普及により、情報通信以外の分野の企業も情報通信技術の標準規格を利用する必要性があり、自動車業界、サービス業界も通信技術のライセンス交渉に関わるようになってきていることから、ライセンス交渉の当事者に大きな変化が起きており、当事者間の必須性の判断やライセンス料率の相場観にも乖離が生じている。

そこで、特許庁では、標準必須特許のライセンスに関して、透明性と予見可能性を高め、交渉を円滑化し、紛争の未然防止及び早期解決を図るため、誠実なライセンス交渉の進め方、ロイヤリティ算定をどのように決めるか等の論点を整理した「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」を2018年6月に公表した。

第２章　特許における取組

特許庁は、2013 年度末までに一次審査通知までの期間を 11 か月とするという目標（FA11）の達成に向けて、2004 年以来様々な取組を実施し、この目標を達成した。この間、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知的財産戦略の重要性も一層増していた。このような背景のもと、特許庁は、我が国企業や大学・研究機関等のグローバルな知的財産活動を支援するため、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に向けた様々な取組を講じてきた。

また、IoT や人工知能（AI）、ビッグデータ等の新技術の研究開発及びビジネスへの適用が急速に進んでおり、これらへの対応も急務となっている。

本章では、「世界最速・最高品質の特許審査」を実現するための、審査の迅速化に関する取組、質の高い権利を設定するための取組、及び海外特許庁との連携・協力について紹介する。

1. 審査の迅速性を堅持するための取組

2013 年度末に FA11 を達成し、出願人は国内外での特許取得の可能性を早期に知ることができるようになった。他方、知的創造、権利設定、権利活用の知的創造サイクルを加速する上で、権利化までの期間の短縮を求めるニーズも高まっていた。そこで、2023 年度までに特許の「権利化までの期間[1]」（標準審査期間）と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均 14 か月以内、平均 10 か月以内とすべく、登録調査機関による先行技術文献調査の拡充、必要な審査官の確保等の取組を着実に実施してきた。「権利化までの期間」（標準審査期間）が 14 か月以内になれば、例えば出願とほぼ同時に審査請求された案件が、出願公開の前には特許取得の目処がつくことを意味しており、これは、特許権の活用に加えて、特許査定に至らなかった発明の秘匿も含めた、多様な事業戦略の構築を可能にするものと期待される。本節では、これらの審査の迅速化に関する取組について紹介する。

（1）特許審査の迅速化の推進

①登録調査機関による先行技術文献調査の拡充

近年、外国語特許文献の割合が増加し、その調査の重要性も高まっている。特許庁は、そのような状況に対応するため、登録調査機関による先行技術文献調査の範囲を日本語特許文献から英語特許文献まで拡張し、先行技術文献調査の質の向上と、それに基づく審査の迅速化に取り組んできた。2018 年度においては、先行技術文献調査の総件数 15.3 万件のうち 11.5 万件で英語特許文献検索を行うとともに、中韓語特許文献検索と独語特許文献検索を開始した。

登録調査機関の数は、2019 年 4 月 1 日現在 9 機関である［2-2-1 図］。登録調査機関としての登録は、39 に分けられた技術区分単位で行うこととし、各登録調査機関は登録した区分で調査業務を行っている。

②必要な審査官の確保

日本国特許庁は世界に先駆け、特許の出願から査定までをペーパーレスで行うシステムを構築し、登録調査機関による先行技術文献調査の拡充を積極的に進めてきた。審査処理能力増強のためには、一層の効率化に努めることは当然としても、

1 出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

2-2-1図 登録調査機関一覧（2019年4月1日）

登録調査機関名
（一財）工業所有権協力センター
テクノサーチ（株）
（一社）化学情報協会
（株）技術トランスファーサービス
（株）AIRI
（株）パソナグループ
（株）古賀総研
（株）みらい知的財産技術研究所
ジェトロ特許調査（株）

（資料）特許庁作成

審査官の増員が必要不可欠である。そのため、任期付審査官を採用するなど、審査官の増員の実現と、処理能力の維持に努めてきた。2019年度は、12名の審査官を確保した。

今後も、ユーザーニーズである「安定した権利の迅速な付与」のために必要な審査官の確保に努め、審査処理能力の維持・向上を図っていく必要がある。

（2）早期審査制度・スーパー早期審査制度

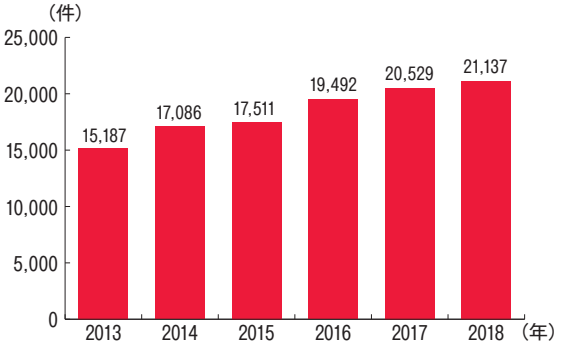
①早期審査制度

特許庁では、一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う早期審査制度を実施している[1]。

早期審査制度の対象となる出願は、（i）個人、中小・ベンチャー企業や大学・TLO・公的研究機関からの出願、（ii）既に実施しているか2年以内に実施予定の発明に係る出願（実施関連出願）、（iii）外国にも出願している出願（外国関連出願）、（iv）環境関連技術に関する出願（グリーン関連出願）、（v）「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（アジア拠点化推進法）」に基づく認定を受けた研究開発事業の成果に係る発明の出願である。2011年8月からは、震災により被災した企業・個人等からの出願（震災復興支援関連出願）も、早期審査の対象になっている。

2018年の早期審査の申請件数は21,137件であり、年々増加傾向にある［2-2-2図］。早期審査制度を利用した出願の2018年の一次審査通知までの期間は、早期審査の申請から平均2.3か月となっており、同制度を利用しない出願と比べ大幅に短縮されている。

2-2-2図 早期審査の申請件数の推移



（資料）統計・資料編第2章18.（1）

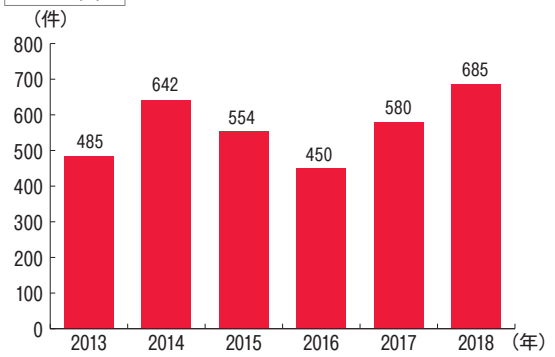
②スーパー早期審査制度

特許庁は、「実施関連出願」かつ「外国関連出願」に該当する、より重要性の高い出願を対象として、通常の早期審査よりも更に早期に審査を行うスーパー早期審査制度[2]を試行している。

スーパー早期審査制度は、申請から一次審査までを1か月以内（DO出願[3]については、原則2か月以内）で行い、再着審査についても、意見書・補正書の提出から1か月以内に行うことで、通常の早期審査制度に比べて申請から権利化までの期間を短縮するものである。

2018年のスーパー早期審査の申請は685件で

2-2-3図 スーパー早期審査の申請件数の推移



（資料）特許庁作成

1 申請手続等その他詳細については、以下ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html
2 申請手続等その他詳細については、以下ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/document/v3souki/supersoukisinsa.pdf
3 PCT国際出願後、国内に移行した出願。

1 2

あった［2-2-3 図］。スーパー早期審査制度を利用した出願の 2018 年の一次審査通知までの期間は、スーパー早期審査の申請から平均 0.7 か月（DO 出願については平均 1.1 か月）となっている。

2. 質の高い権利を設定するための取組

国際的に信頼される質の高い特許権は、円滑かつグローバルな事業展開を保障し、イノベーションを促進する上で不可欠である。こうした質の高い特許権には、後に覆ることのない強さと、発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さを備え、世界に通用する有用なものであることが求められる。特許庁は、この「強く・広く・役に立つ特許権」を付与していくに当たり、品質管理体制の充実はもとより、第四次産業革命により注目が高まっている新技術に対応することを目的として、AI 関連技術に関する特許審査事例の整備等を行った。また、ユーザー評価調査の充実等、特許審査の質の維持・向上のための取組を引き続き実施するとともに、ベンチャー企業対応スーパー早期審査等、ユーザーニーズに応じた取組を新たに開始した。本節では、これらの質の高い権利を設定するための様々な取組について紹介する。

（1）特許審査の質の維持･向上のための取組

①特許審査の質をめぐる動向

国際的に信頼される質の高い特許権の設定は、無用な事後的紛争や出願競争を防ぎ、特許制度を健全に維持するために欠かせないものである。特に、近年における特許審査の迅速化とあいまって、特許審査の質の維持・向上に対する社会的要望は、非常に高くなっている。

また、研究開発や企業活動のグローバル化が進展する中、PCT 国際出願件数の増大に見られるように、一つの発明を複数国で権利化する必要性が増大している。この権利化までの特許審査プロセスは、発明の認定、先行技術文献調査、判断及び通知・査定から構成される点において、各国・地域の特許庁間で大きな相違はない。

さらに、日米欧中韓の特許庁（五庁）の特許出願・審査関連情報（ドシエ情報）を一括して参照可能なシステムである「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」の構築により、審査結果は、各庁間で容易に利用可能な状況となっている。

このような現状において、出願人は、より質の高い審査結果を適時に提示することのできる特許庁を第1庁として選択することにより、権利化のための予見性を高め、コストの削減が可能となっている。そして、日本国特許庁は、特許審査の質と速さを主な指標としてユーザーに選択される他庁との競争環境に晒されている。

このような状況の下、各国・地域の特許庁で、特許審査の質と適時性の確保に向けた取組が行われている。米国特許商標庁は、2014－2018 年戦略計画に引き続き 2018－2022 年戦略計画の中で、特許の質及び適時性の最適化を優先目標として掲げており、特許関連業務の品質向上に向けた包括的プログラムに取り組んでいる。また、欧州特許庁は、2017 年 7 月より、品質レポートをホームページに公表し、様々な特許審査の質の維持・向上の取組とその結果を出願人向けに紹介している。日本国特許庁もその例外ではなく、特許審査の質の維持・向上のための様々な取組を推進している。

②特許審査の品質管理の推進

出願人が求める特許審査の質を満足するためには、各審査室において質の維持・向上に取り組むことはもちろんのこと、特許審査を担当する審査部全体で、ユーザーニーズを踏まえて品質管理に係る取組を推進することが重要である。

特許庁では、各審査室において、審査官一人一人が質の維持・向上に日々取り組むことに加えて、審査部全体としては、品質管理室が中心となり、特許審査の質の維持・向上に関する一元的

な取組を行っている。2018年度は、特許審査の質の更なる向上を目指し、品質ポリシーと品質マニュアルの下、「品質保証」、「品質検証」及び「品質管理に対する外部評価」の3つの観点から品質管理に関する取組を実施した。

a. 品質保証

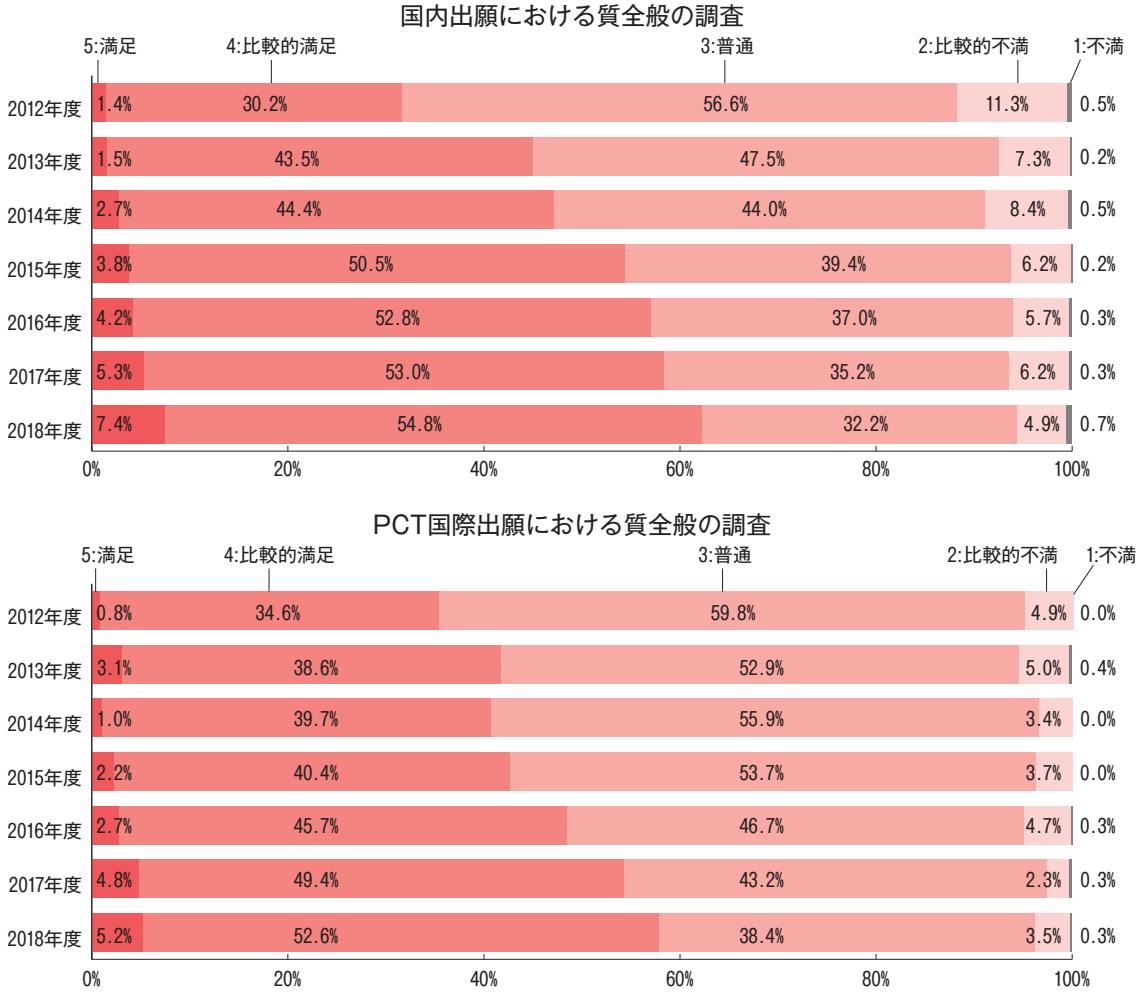
特許庁では、特許性の判断や先行技術文献調査の均質性の向上を通じて、特許審査の質の保証を図るために、審査官同士が意見交換を行う協議を実施している。2018年度は、審査官が自発的に行う協議に加えて、他庁を受理官庁とする英語PCT国際出願や、3回目以降の拒絶理由を通知する案件等について、必ず協議を行うこととした（2018年度は約5万件）。

また、特許庁から発送される書類の質を保証するという観点から、審査官が作成した処分等に係る書面の全件について、その審査官が所属する審査室の管理職が当該書面の内容を確認しており、担当技術分野における統一的な運用の実施や特許審査の均質化に役立たせている。

b. 品質検証

特許庁は、審査の質を把握することを目的とし、無作為に抽出された案件を対象に、審査官の処分等の判断及びその結果として作成された起案書の適否を確認する品質監査を行っている。また、特許審査の品質監査を行う者として、担当する技術分野における高い知識や判断力を有する審査官から「品質管理官」を選任し、全ての技術分野に配置している。品質管理室では、品質管理官が行った品質監査の結果を分析及び評価することで、特許審査の質の現状把握と課題抽出を行い、関係部署に情報共有するとともに、課題解決に向けて関係部署と連携した対応を行っている。さらに、拒絶理由通知書において発生する形式的

2-2-4図 ユーザー評価調査の結果



な瑕疵に対する監査も実施している。

また、特許庁では、特許審査の質に関するユーザーニーズや期待を把握し、特許審査を継続的に改善することを目的として、特許審査等の質全般と特定の出願における審査等の質のそれぞれについてのユーザー評価調査を行っている。2018年度は、内国企業561社、外国企業46社、代理人50者を対象とした国内出願全般についての評価の調査、内国企業277社と代理人30者を対象とした国際調査報告又は国際予備審査報告についての評価の調査、2017年度に特許査定又は拒絶査定がなされた国内出願の中からランダム抽出された2,109件、2017年度に国際調査報告又は国際予備審査報告が作成されたPCT国際出願の中からランダム抽出された543件の個別出願についての評価の調査を行った。調査対象者からより一層自由・率直な評価・意見を得るために、前年度に引き続き、特許審査等の質全般の調査について無記名での回答を可能にした。本調査における調査票の回収率は、例年9割程度の高い水準にあり、多くのユーザーからの理解及び協力を得て実施されている。2018年度の調査では、国内出願における特許審査の質全般に対して、「満足」又は「比較的満足」と回答した割合は62.2%であり、前年度（58.3%）より3.9ポイント増加した。さらに、PCT国際出願における国際調査等の質全般に対して「普通」以上と回答した割合は96.2%であり、調査開始から引き続き高い水準の評価が得られている［2-2-4図］。

特許庁は、このユーザー評価調査に加えて、企業との意見交換会[1]や、特許庁ウェブサイト、電話等からの個別案件に関する情報提供[2]を通じて、特許審査の質に関するユーザーニーズ等の把握に努めている。

c. 品質管理に対する外部評価（審査品質管理小委員会）

特許庁における品質管理の実施体制・実施状況についての客観的な検証・評価を受け、それを審査の品質管理システムに反映することを目的として、産業構造審議会知的財産分科会の下に、企業や法曹関係者、学識経験者等の外部有識者から構成される審査品質管理小委員会を設置している。2018年度は、前年度と同様に、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、下記評価項目及び評価基準に基づき評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた［2-2-5図］[3]。

2-2-5図　審査の品質管理の実施体制・実施状況の評価項目

評価項目	
①「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	⑥品質向上のための取組
②審査及び品質管理のための手続の明確性	⑦品質検証のための取組
③品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	⑧審査の質の分析・課題抽出
④審査実施体制	⑨質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況
⑤品質管理体制	⑩品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況
⑪審査の質向上に関する取組の情報発信	

③世界で通用する安定した権利の設定

a. 先行技術文献調査のための基盤整備（FI改正・Fタームメンテナンス・標準関連文書等）

先行技術文献調査は、審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤を恒常的に整備することが重要である。国内外の特許文献を効率良く検索するために、日本国特許庁の内部分類であるFIを最新版の国際特許分類（IPC）に準拠させることなどを原則として、検索インデックスの再整備を推進している。2018年度は431メイングループのFI分類表を改正し、8テー

1 詳細は第２部第８章７. 企業と特許庁の意見交換を通じた取組を参照。
2 https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/hinshitsu-iken.html
3 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/hinshitu_shoi/index.html

2
3

マのFタームメンテナンスを行った。

さらに、技術標準に関する規格文書及びその策定プロセスで提出された技術文書等の標準関連文書に対する検索環境の整備も進めており、2018年度は国際電気通信連合（ITU）などの標準規格文書の更新を行い、検索環境を拡充した。

b. 国際特許分類（IPC）改正に向けた取組

特許分類は、世界の特許文献を効率的に検索するための重要なツールである。現在、国際的に広く利用されている国際特許分類（IPC）は、分類項目が少なく（約7万項目）、効率的な検索を行うためのツールとして十分機能するとはいえない。

日米欧中韓の五庁は協働してIPC改正に取り組んでいる。2013年1月に米国特許商標庁（USPTO）からGCI（Global Classification Initiative）の構築が提案され、2013年6月に開催された第6回五庁長官会合でGCIを実施していくことに合意した。GCIは、日本国特許庁の内部分類であるFI、Fタームと、欧州特許庁（EPO）及びUSPTOの内部分類であるCPCとが整合している（各内部分類の改正により整合することが確実となったものを含む）技術分野の分類をIPCに導入するActivity iと、新規技術に対応した分類を協働して作るActivity iiとから成る。現在に至るまでGCIの取組は着実に実施されており、多くのIPC改正提案が五庁からIPC加盟国に提示され、IPC改正の議論をリードしている。日本国特許庁は、2019年3月までにGCIの枠組みで59の技術分野においてIPC改正を目指す提案を行っており、五庁及びIPC加盟国での議論を経て、2019年1月に5の技術分野で新たなIPCが発効されている。また、2013年2月に世界知的所有権機関（WIPO）で開催されたIPC同盟専門家委員会において、IPCの項目数に比して新興国の特許文献が多く蓄積されているためIPC改正が優先的に行われるべきと考えられる技術分野を、WIPOがIPC加盟国に定期的に提示[1]することとなった。これにより、新興国の特許文献が多い分野においても、IPCの細分化が進められている。今後も技術の進展に応じてIPCをより効率的な検索ツールとするために、五庁及びIPC加盟国と協働してIPC改正を進めていく。

c. グローバル化に対応した品質管理の充実

グローバル出願が増加する中で、ユーザーにとっては権利化の予見性の向上がより重要な課題となってきている。日本国特許庁では、このような状況にあるユーザーを支援する観点から、グローバル化に対応した品質管理の充実のための以下のような取組を行ってきている。

2019年2月、エジプト・カイロにおいて開催されたPCT国際機関会合（MIA）第26回会合では、我が庁から、我が庁の特許審査の質の維持・向上のための取組やユーザー評価調査結果等を紹介した。また、かねてより我が国から提案していた国際段階と国内段階の連携のためのPCT国際調査・予備審査ガイドラインの更なる改訂案について議論の結果、事務局はガイドラインの改訂に向けた各国への意見照会手続に入ることとなった。そのほか、品質管理システムに関する同ガイドライン21章の強化や、国際調査報告書及び見解書の改善等についても議論が行われた。

さらに、現在、日本国特許庁での品質管理に関する取組として、日本国特許庁と外国特許庁との双方に出願され、審査結果が相違した案件を対象とした、判断相違の要因分析を実施している。2018年度も引き続き当該判断相違の要因分析を実施し、その結果を審査官に周知する等、グローバル化に対応した品質管理の充実に向けて活用している。

d. 審査基準、審査ハンドブックに関する取組

新規性喪失の例外期間（グレース・ピリオド）を6か月から1年に延長する特許法第30条の改正に伴い、審査基準及び審査ハンドブックの改訂を行った。この審査基準は2018年6月9日以降の出願について適用されている。

1 https://www3.wipo.int/classifications/ipc/ief/private/ipc/en/project/4477/CE456

1

また、「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」により、特許法第 67 条等が改正され、特許権の設定登録までに一定以上の期間を要した場合に権利期間を補償する、期間補償のための特許権の存続期間の延長の制度が追加された。これに伴い、産業構造審議会の審査基準専門委員会 WG 第 13 回会合での検討及び意見募集の結果を踏まえて、審査基準において「期間補償のための特許権の存続期間の延長」に関する章を新設する改訂を行った。改訂後の審査基準は、2020 年 3 月 10 日以降にした特許出願に係る特許権の存続期間の延長登録の出願の審査に適用される。

④新技術に対応した審査基準等の改訂

第四次産業革命と呼ばれる大量のデータと AI（人工知能）を活用する技術革新への期待が高まっている。この状況を踏まえ、AI 関連技術の特許出願に対する特許審査の透明性と予見性を高めることと、その特許審査の運用を諸外国に発信することを目的として、AI 関連技術に関する特許審査事例を世界に先駆けて整備した。特許審査事例は日本語 [1] 及び英語 [2] で公表されている。

具体的には、産業構造審議会の審査基準専門委員会 WG 第 13 回会合での検討を経て、AI を様々な技術分野に応用した発明の 10 の特許審査事例を作成した。特許審査事例はそれぞれ AI 関連技術の特許出願に対する記載要件及び進歩性についての判断手法を紹介する。2019 年 1 月に、これらの特許審査事例は「特許・実用新案審査ハンドブック」に追加されている。

(2) ユーザーニーズに応じた取組

①面接

特許庁では、審査官と出願人又はその代理人との間において、円滑な意思疎通を図るとともに、審査の効率化にも資するため、審査請求された出願を対象に面接 [3] を実施している（2018 年実績：4,128 件）。特許庁の庁舎内で実施する面接のほか、出願人の所在地が東京近郊にない場合に全国各地に審査官が出張し面接を実施する出張面接（2018 年実績：1,158 件）や、インターネット回線を利用し、参加する場所に制限がなく、出願人や代理人等が自身の PC 等から面接に参加するテレビ面接も実施している（2018 年実績:155 件）。なお、2017 年 7 月に開設した独立行政法人工業所有権情報・研修館近畿統括本部（INPIT-KANSAI）では、毎月第 1・第 3 金曜日に、出張面接を重点的に実施している。

②事業戦略対応まとめ審査

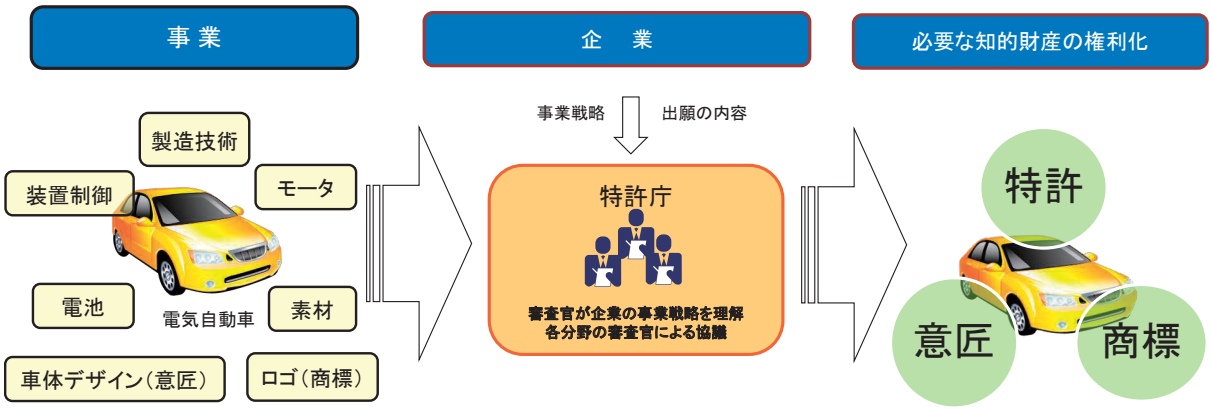
近年、企業活動のグローバル化や事業形態の多様化に伴い、企業では事業戦略上、知的財産権を群として取得し活用することが重要になってきている。そこで、特許庁では、事業で活用される知的財産権の包括的な取得を支援するために、国内外の事業に結びつく複数の知的財産（特許・意匠・商標）を対象として、各分野横断的に事業展開の時期に合わせて審査・権利化を行う事業戦略対応まとめ審査 [4] を実施している（2018 年実績：45 件（対象とされた特許出願は 446 件、意匠登録出願は 2 件、商標登録出願は 1 件））[2-2-6 図]。

事業戦略対応まとめ審査では、事業説明・面接等を活用し、事業の背景や、技術間の繋がりを把握した上で審査を行う。また、出願人が希望するタイミングでの権利化を支援するため、事業説明・面接・着手のスケジュールを調整しながら審査を進めることとしている。

1 AI 関連技術に関する特許審査事例について https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html
2 Patent Examination Case Examples pertinent to AI-related technologies
https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei_e.html
3 面接申込等その他詳細な情報については下記ウェブサイトを参照
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/mensetu/junkai.html
4 申請手続等その他詳細な情報については下記ウェブサイトを参照
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/matome_sinsa.html

1 2 3 4

2-2-6図 事業戦略対応まとめ審査



③ベンチャー企業支援策

特許庁では、2018年7月より、特許審査に関するベンチャー企業支援策として、ベンチャー企業対応面接活用早期審査及びベンチャー企業対応スーパー早期審査を開始している。

ベンチャー企業対応面接活用早期審査は、ベンチャー企業の「実施関連出願」を対象に、一次審査通知前に面接を行うことで、ベンチャー企業が戦略的に質の高い特許を早期に取得できるものである（2018年実績：9件）。

ベンチャー企業対応スーパー早期審査は、ベンチャー企業の出願を対象に、実施関連出願であればスーパー早期審査のスピードで対応することで、何よりも早く特許権を取得したいというニーズに応えるものである（2018年実績：42件）。

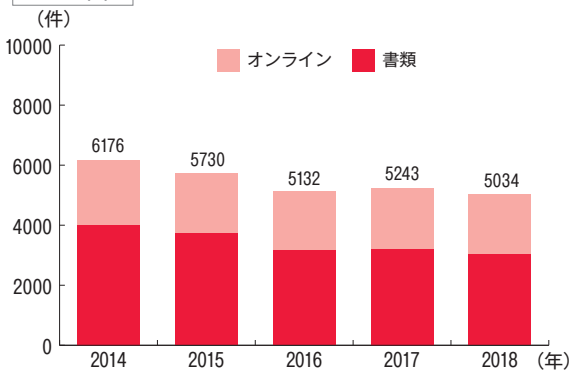
④特許審査着手見通し時期の提供

特許庁は、出願人及び代理人の戦略的な特許管理の支援や、第三者による情報提供制度の利用に資するため、特許庁ウェブサイトの「特許審査着手見通し時期照会」[1]を通じて、出願人・代理人ごとの審査未着手案件（公開前の案件を除く）の着手見通し時期のリストを四半期ごとに提供している。

⑤情報提供制度

情報提供制度は、特許出願に係る発明が新規性・進歩性を有していない、あるいは、記載要件を満たしていないなど、審査を行う上で有用な情報の提供を受け付けるものである（特許法施行規則第13条の2、同規則第13条の3）。2018年には、5,034件の情報提供があった［2-2-7図］。

2-2-7図 情報提供件数の推移



（資料）特許庁作成

1 https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/status/search_top.html

3. 各国特許庁との連携・協力

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、欧米のみならず中国や韓国、さらにはASEANや、中南米、インドを始めとする新興国での知的財産権の確保が急務であり、こうした国々で予見性を持って円滑に権利を取得し得るよう、制度・運用の調和と審査協力の重要性が増している。日本国特許庁は、これまでも特許審査ハイウェイ（PPH）の提唱（2006）や五庁会合等での制度調和の議論の提起等、国際的にも主導的な役割を担ってきた。また、諸外国との審査協力を一層推進する観点から、PPHの拡充を進めるとともに、米国特許商標庁との間では、日米協働調査試行プログラムを、五庁間ではPCT協働調査を実施してきている。さらに、我が国の世界最先端の審査手法を普及させるため、国際審査協力等の取組を着実に実施してきた。本節では、これらの各国特許庁との連携・協力について紹介する。

（1）国際的なワークシェアリングのための取組

①特許審査ハイウェイ(PPH)

特許審査ハイウェイ（PPH）とは、第一庁（出願人が最先に特許出願をした庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第一庁とこの取組を実施している第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである［2-2-8図］[1]。

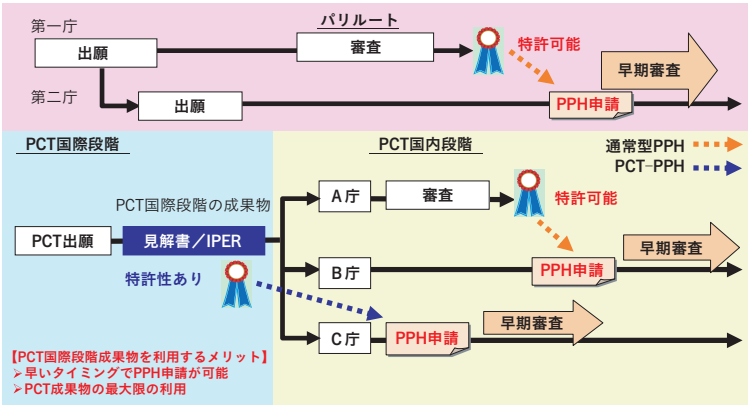
これにより、他庁の先行技術文献調査結果・審査結果の利用を促進し、複数の国・地域での安定した強い特許権の効率的な取得を支援している。

また、PCT国際段階における見解書又は国際予備審査報告で特許可能と判断された見解に基づき、早期審査を申請することができるPCT-PPHという枠組みや［2-2-8図］、どの庁に先に特許出願をしたかにかかわらず、いずれかの庁による特許可能との審査結果に基づき他庁へのPPH申請を可能とするPPH MOTTAINAIという枠組みも存在する［2-2-9図］。

PPHを利用することによるメリットは、最初の審査結果及び最終処分までの期間の短縮、オフィスアクションの回数の減少、特許査定率の向上が挙げられるとともに、これらに付随して、中間処理にかかるコストの削減効果も見られる。このようなPPHのメリットを容易に把握可能とするために、日本国特許庁は、各庁におけるPPH対象案件の統計情報等、PPHに関する情報を掲載したPPHポータルサイト[2]を運営している。

次に、PPH実施庁・利用件数の拡大及び、PPHの利便性向上に向けた日本国特許庁の取組について説明する。

2-2-8図　特許審査ハイウェイの概要：通常型PPH（上）とPCT-PPH（下）

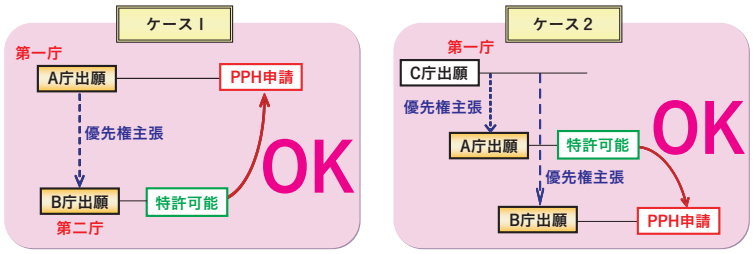


1 典型的な申請書類の例等その他詳細な情報は特許庁ウェブサイトにも掲載している。
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/index.html
2 https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/index.html

1

2

2-2-9図 PCT MOTTAINAI で新たに PPH 申請が可能なケース



a. PPH実施庁・利用件数の拡大

2006 年 7 月に日本の提案により日米間で世界初の PPH の試行が開始されて以来、2019 年 4 月 1 日時点で PPH 実施庁は 48 に達したほか、PPH 申請件数も 2018 年には約 32,000 件となり、累積申請件数は 19 万件を突破した[2-2-10 図]。

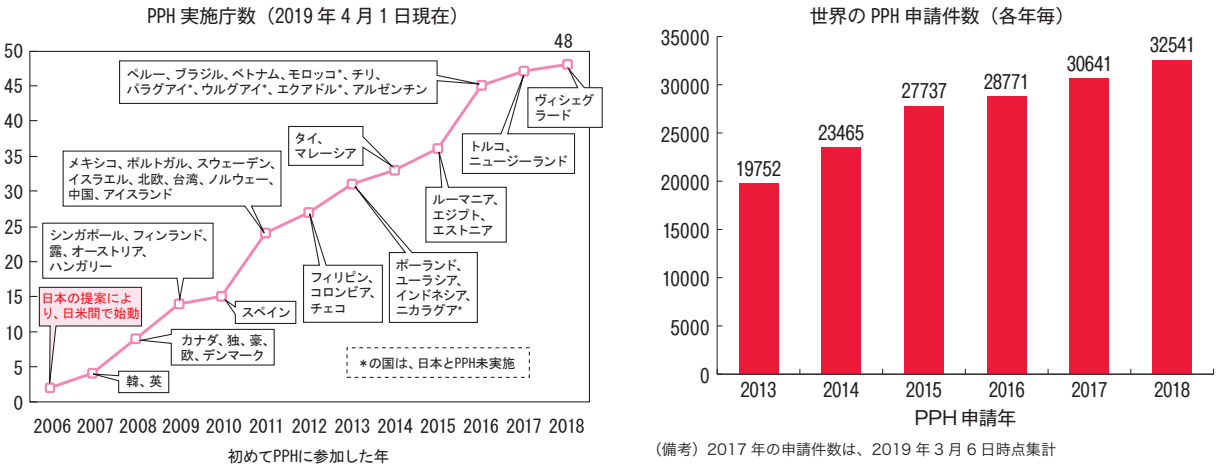
2019 年 4 月 1 日現在、日本国特許庁は 42 の庁と PPH（通常型 PPH、PPH MOTTAINAI 又はPCT-PPH）を本格実施若しくは試行しており、我が国から海外になされる出願の 9 割以上で PPH が利用可能となっている［2-2-11 図］。

特に利用件数の多い日米欧中韓での PPH については、その開始から 2018 年 12 月末までの累計で、日本から米国への申請が 22,420 件、米国から日本への申請が 11,094 件、日本から韓国への申請が 9,085 件、韓国から日本への申請が 1,116 件、日本から欧州への申請が 5,597 件、欧州から日本への申請が 4,888 件、日本から中国への申請が 14,006 件、中国から日本への申請が 638 件に達している。

最近では、2018 年 4 月からトルコとの間で PPH を実施しており、PPH 対象国は新興国を中心に拡大してきている。

さらに、インドとの間では 2019 年 4 月 1 日現在 PPH 未実施であるものの、2018 年 10 月、日印首脳会談において、PPH の試行を 2019 年度第一四半期に開始することで一致し、開始へ向けて最終的な調整が行われている。

2-2-10図 PPH 実施庁数及び PPH 実施庁間での PPH 申請件数



（備考）2017 年の申請件数は、2019 年 3 月 6 日時点集計

2-2-11図 日本国特許庁との PPH 実施庁（2019 年 4 月 1 日時点）

	PPH 開始時期	利用可能な PPH の種類		
		通常型 PPH	PPH MOTTAINAI	PCT-PPH
米国	2006 年 7 月	○	○	○
韓国	2007 年 4 月	○	○	○
英国	2007 年 7 月	○	○	△
ドイツ	2008 年 3 月	○	○	△
デンマーク	2008 年 7 月	○	○	△
フィンランド	2009 年 4 月	○	○	○

	PPH 開始時期	利用可能な PPH の種類		
		通常型 PPH	PPH MOTTAINAI	PCT-PPH
ロシア	2009 年 5 月	○	○	○
シンガポール	2009 年 7 月	○	○	○
オーストリア	2009 年 7 月	○	○	○
ハンガリー	2009 年 8 月	○	○	△
カナダ	2009 年 10 月	○	○	○
欧州特許庁	2010 年 1 月	○	○	○
スペイン	2010 年 10 月	○	○	○
スウェーデン	2011 年 6 月	○	○	○
メキシコ	2011 年 7 月	○	○	△
北欧特許庁	2011 年 10 月	―	―	○
中国	2011 年 11 月	○	○	○
ノルウェー	2011 年 12 月	○	○	△
アイスランド	2011 年 12 月	○	○	△
イスラエル	2012 年 3 月	○	○	○
フィリピン	2012 年 3 月	○	○	△
ポルトガル	2012 年 4 月	○	○	△
台湾	2012 年 5 月	○	○	―
ポーランド	2013 年 1 月	○	○	△
ユーラシア特許庁	2013 年 2 月	○	○	△
インドネシア	2013 年 6 月	○	―	△
オーストラリア	2014 年 1 月	○	○	○
タイ	2014 年 1 月	○	―	―
コロンビア	2014 年 9 月	○	○	△
マレーシア	2014 年 10 月	○	○	△
チェコ	2015 年 4 月	○	○	△
エジプト	2015 年 6 月	○	―	―
ルーマニア	2015 年 7 月	○	○	△
エストニア	2015 年 7 月	○	○	△
ベトナム	2016 年 4 月	○*1	―	―
ブラジル	2017 年 4 月	○*2	○*2	―
アルゼンチン	2017 年 4 月	○	○	―
ニュージーランド	2017 年 7 月	○	○	△
チリ	2017 年 8 月	○	○	○
ペルー	2017 年 11 月	○	○	△
ヴィシェグラード特許機構	2018 年 1 月	―	―	○
トルコ	2018 年 4 月	○	○	○
日本	―	―	―	○

太字：IP5 PPH 参加庁
色付き：GPPH 参加庁
△：国際調査機関又は国際予備審査機関として活動していないため、日本国特許庁を先行庁とする場合のみ利用可能
＊1：ベトナムが受け付ける PPH 申請は、年間 200 件までの制限あり。
＊2：ブラジルとの PPH については、いずれも最先の特許出願又は PCT 出願が日本特許庁かブラジル産業財産庁に対して行われている案件が対象であり、２年間で両庁が 200 件まで受け付ける。また、ブラジルが受け付ける PPH 申請には、「対象となる技術分野」及び「一出願人あたりの申請可能件数」に制限あり。

b. PPHの利便性向上に向けた取組

PPH は従来、二庁間の取組であったため、例えば、日本国特許庁の審査結果に基づく PPH であっても、第二庁ごとに PPH の要件が異なる等の問題があり、各 PPH の要件の共通化を求めるユーザーニーズも大きかった。

そこで、PPH の利便性向上に向けて、2009 年 2 月の第 1 回多国間特許審査ハイウェイ長官会合及び実務者会合以来、両会合が継続して開催され、2014 年 1 月、それらの議論を踏まえて日本国特許庁を含めた 17 の庁間でグローバル特許審査ハイウェイ（GPPH）が開始された。この枠組みに参加した庁の間では、利用できる PPH の種類が共通化され、通常型 PPH、PPH MOTTAINAI 及び PCT-PPH の全てが利用可能となる。その後、2018 年 1 月にはヴィシェグラード特許機構が、2019 年 1 月にはペルーが参加し、2019 年 4 月 1 日時点で 26 の庁に拡大した。なお、2016 年 1 月から日本国特許庁が GPPH の事務局を務めている。

また、2013 年 9 月、スイス・ジュネーブにおける五庁長官の合意に基づき、日米欧中韓の五庁相互間での PPH（IP5 PPH）が 2014 年 1 月から開始された。これにより、五庁間で通常型 PPH、

PPH MOTTAINAI 及び PCT-PPH の全てが相互に利用可能となり、欧中、欧韓の間で新たにPPH が開始された。

日本国特許庁は、更なるユーザーの利便性向上に向けて、PPH による審査待ち期間短縮等の効果を客観的に把握可能となるように PPH 統計情報の公開を提案するとともに、統計情報を公開する際に統一的な指標を設定すべく五庁の議論をリードしている。

将来的には、通常型PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPH を含むすべての PPH の枠組みを各庁との間で相互に利用可能としてユーザーの戦略的権利取得のための選択肢を広げるとともに、わかりやすい手続とすることによる利便性向上が期待される。

c. PPHの実効性向上に向けた取組

PPH 案件の審査の遅延解消がユーザーより要望されていたインドネシア知的財産総局においては PPH 案件の迅速な審査が可能となるよう、2016 年 6 月以降日本から PPH 専門家をのべ 14 名派遣して継続的な支援を行っており、これにより、支援開始前の 3 年間では、PPH 申請がなされた出願のうち審査が行われた案件が約 30 件であったのに対し、支援開始以降の 2 年半で 600 件以上の案件が特許査定となっている。

また、日本からの年間の PPH 申請可能件数に上限が設定されているベトナム、日本から PPH 申請可能な技術分野に制限等があるブラジルについても、相手庁との会合の場を利用して要件緩和に向けて働きかけを行ってきた。これらの働きかけの結果、ベトナムについては、2019 年 4 月より申請可能件数の上限が、従来の年間 100 件から年間 200 件に引き上げられている。また、ブラジルについても 2019 年 4 月より、対象技術分野が従前の IT 分野及び自動車関連技術を中心とした機械分野に加え、高分子化学、冶金、材料、農芸化学、微生物、酵素などにも拡大された。

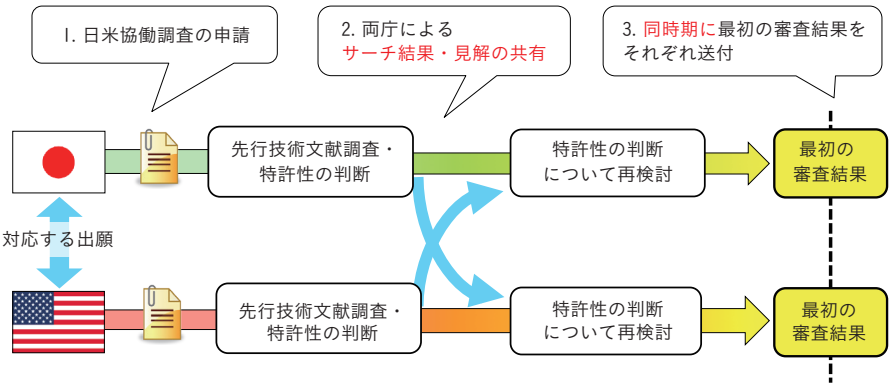
今後も PPH を実施しているものの、その利用に際して不便な点が残る外国特許庁に対しては継続的に支援・働きかけを行うことで、PPH がより実効性のある枠組みとなることが期待される。

②日米協働調査試行プログラム

日米協働調査試行プログラム[1]は、日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ先行技術文献調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が最初の審査結果を送付する取組であり、米国特許商標庁との間で 2015 年 8 月 1 日から試行を行っている［2-2-12 図］。

この取組により、「日米の審査官が早期かつ同時期に審査結果を送付することで、ユーザーにとっての審査・権利取得の時期に関する予見性が向上する」、「日米の審査官が互いに同じ内容の一群の出願について先行技術文献調査を協働して実施することにより、より強く安定した権利をユー

2-2-12図 日米協働調査試行プログラムの概要



1 申請手続等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/nichibei.html

ザーに提供することが可能となる」、「日本国特許庁の審査官が最初の審査結果において提示した文献（引用文献及び先行技術文献）につき、米国特許商標庁への情報開示陳述書（IDS；Information Disclosure Statement）提出の負担が軽減する」等の効果が期待される。

2017年7月31日まで2年間実施した第1期試行プログラムにおいては、試行期間中に67件の申請を受理した。また、2017年11月1日より新しい運用で3年間の第2期試行プログラムを実施している。

(2) 国際的な審査協力の新たな取組

①特許の付与円滑化に関する協力（CPG）

特許の付与円滑化に関する協力（CPG：Cooperation for facilitating Patent Grant）[1]とは、日本で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、本協力を実施している特定国の知的財産庁において実質的に無審査で早期に特許が付与される枠組みである［2-2-13図］。

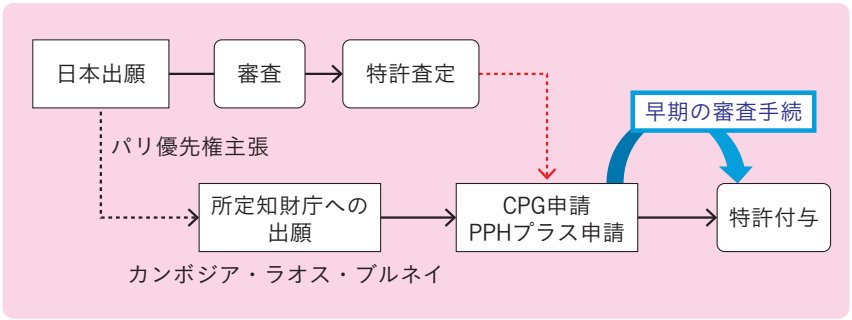
これにより、審査体制が十分に整備されていない国においても、日本国特許庁の審査結果を利用して迅速に特許を付与することが可能となる。

日本国特許庁は本協力を、2016年7月からカンボジア工業手工芸省（カンボジアにおいて特許・意匠を所管する知的財産庁に相当）、2016年11月からラオス知的財産局との間で開始した。

②特許審査ハイウェイ・プラス（PPHプラス）

PPHプラス[2]とは、日本国特許庁と特定国の知的財産庁との合意に基づき、日本で特許付与された出願の出願人が、特定国の知的財産庁へ申請することにより、同出願人の所定国における同内容の特許出願について、日本の審査結果を踏まえ、日本出願と同内容の権利を迅速に取得可能とする枠組である［2-2-13図］。2017年8月、日本国特許庁は、ブルネイ知的財産庁との間でPPHプラスを開始することに合意し、10月1日より運用を開始した。

2-2-13図　カンボジア・ラオスとの特許の付与円滑化に関する協力（CPG）、ブルネイとの特許審査ハイウェイ・プラス（PPHプラス）の概要



1　申請手続等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/cpg.html
2　申請手続等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/pph_plus_guideline.html

1
2

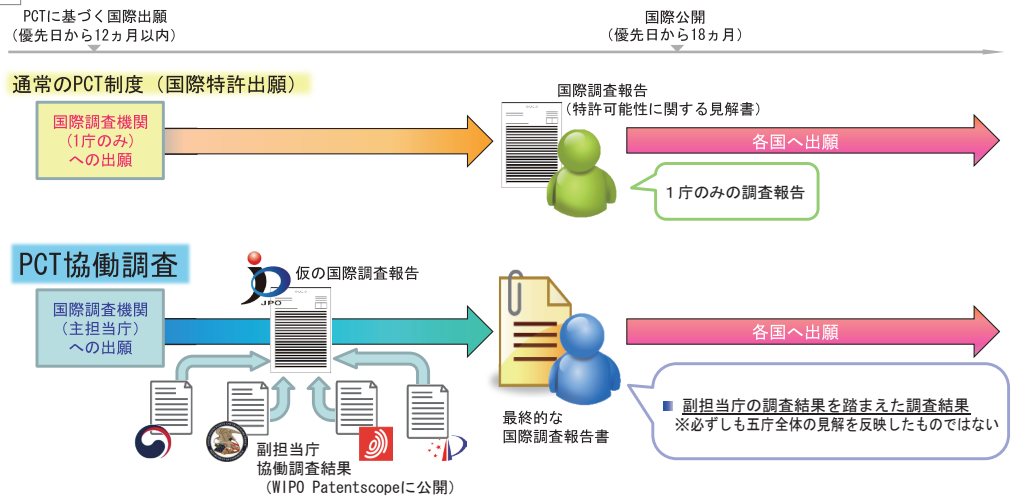
③PCT協働調査

PCT協働調査は、PCT国際出願における質の高い成果物を作成することを目的として、一つのPCT出願について、主担当の特許庁が副担当の特許庁と協働して、特許可能性に関する判断を行い、最終的に一つの国際調査報告を作成し、出願人に提供するものである［2-2-14図］。PCT協働調査により、国際段階で複数庁の調査結果が得られるため、海外での円滑な特許権取得が可能となることが期待される。

2018年7月1日より、五庁による2年間の試行プログラムが開始され、各庁は年間50件を上限として、申請の受付を行っている。当初は英語出願のみを対象としていたものの、各庁英語以外の言語にも対象を拡大しており、日本国特許庁への申請についても日本語PCT出願についてPCT協働調査への参加申請が可能となっている（2019年4月1日時点）。

2年間の試行期間終了後に、各庁が協働したことによる効果について評価が行われ、本格施行の可能性について検討される予定である。

2-2-14図 PCT協働調査のワークフロー



（3）国際的な特許制度の調和に向けた取組

①国際審査協力

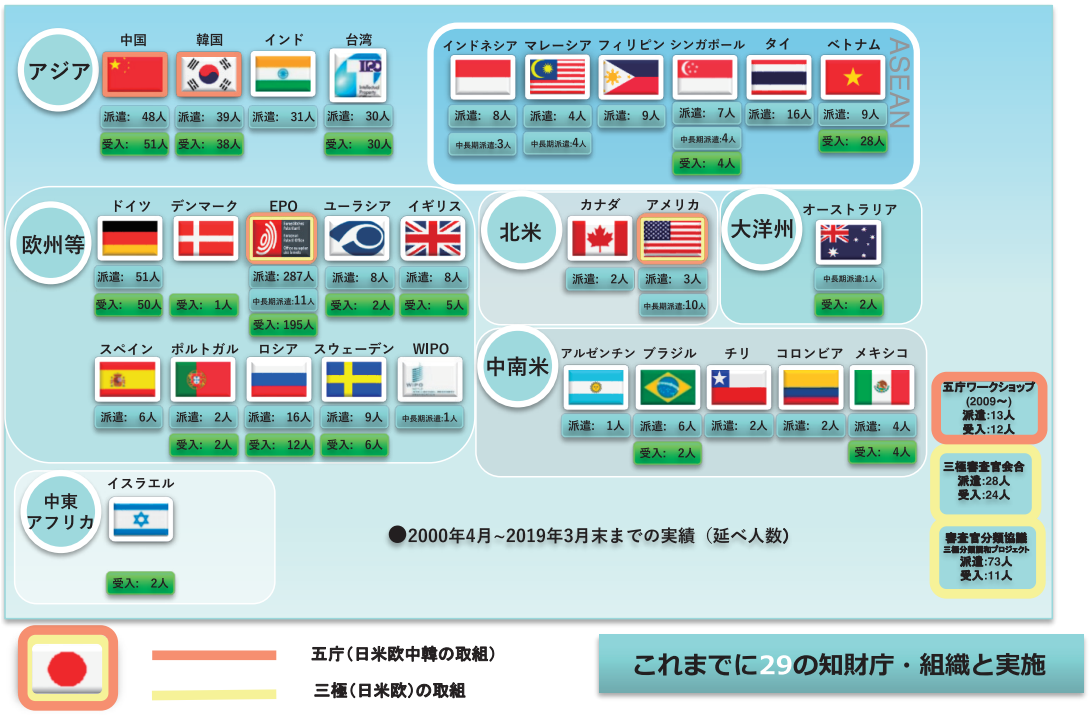
経済活動のグローバル化に伴う、同一又は類似の発明が国をまたいで複数の庁に出願されるケースの増加、特許審査ハイウェイの拡大、特許庁間の情報ネットワークの発達等により、他庁の審査結果を日本国特許庁の審査官が利用する機会や、日本の審査結果が他庁の審査官に参照される機会は増加の一途をたどっている。国際審査協力は、このような状況の中、先行技術文献調査及び審査実務の相互理解に基づく特許審査のワークシェアリングの促進、日本国特許庁の審査実務・審査結果の他庁への普及、質の高いレベルでの審査の調和、特許分類の調和、日本国特許庁の施策の推進等を目的として、各国特許庁の審査官との直接の議論や、審査実務指導を行う取組である。2000年4月から2019年3月末までの累積で、短期又は中長期の派遣・受入れを29の知財庁・組織と行っている［2-2-15図］。

2018年度は、日本国特許庁の審査官のべ25名を派遣するとともに、各国・地域の特許庁審査官14名を受け入れた。

特に、中国との協議においては、日中両庁の品質管理担当者の間で品質管理に関する協議を2017年度に続き実施し、中国の品質管理体制などに対する理解を深めた。加えて、ASEAN諸国等の新興国に対しては、日本国特許庁の審査官派遣及び招へい研修を実施して、のべ293名の審査官に審査実務指導を行い[1]、当該国での適切な知的財産制度の整備や人材の育成の促進に取り組んだ。2019年度も、これらの国・地域に対する派遣、受入れを引き続き行い、日本国特許庁の審査実務・審査結果の普及に一層注力する。

1 第3部第2章4.参照。

2-2-15図　国際審査協力の実績（2000 年 4 月～ 2019 年 3 月末累積）



②国際的な特許制度の調和に向けた議論

特許制度は、各国で独立しているため、海外で特許を取得するためには、各国・地域の特許庁に出願をする必要がある。そして、海外において円滑な特許権の取得を可能とするためには、各国の特許制度の調和が不可欠である。

2014 年 9 月に開催された特許制度調和に関する先進国会合（B+ 会合 [1]）において、今後の制度調和の進め方について、参加国を限定して B+ 会合に設置した B+ サブグループ [2] で実質的な議論を行うことで合意した。B+ サブグループは、主に（i）グレースピリオド、（ii）衝突する出願、（iii）18 か月全件公開、（iv）先使用権、の 4 項目について議論を継続している。

2017 年 10 月の B+ 会合では、翌年の会合において制度調和パッケージ（セットで調和すべき項目）を提案すべく、B+ サブグループの場でユーザー主導の議論を進めていくことについて合意された。これを受けて、日米欧ユーザー（JIPA, AIPLA, IPO, BUSINESSEUROPE）は上記 4 項目について 1 年間議論を行い、2018 年 9 月に、日米欧ユーザーで合意した論点と合意に至らなかった論点とをまとめた成果を報告し、その成果物を基に各国特許庁とユーザーとの間で引き続き議論が行われている。

今後も、特許制度調和の議論の機運の高まりを維持しつつ、特許制度調和に関係するあらゆる会合を通じ、日本国特許庁は特許制度調和に向けた取組を推進する。

1 WIPO・B グループ（先進国）メンバー、EU メンバー国、欧州特許条約（EPC）メンバー国、欧州特許庁（EPO）、欧州委員会（EC）、及び韓国の、46 か国の特許庁及び 2 機関。
2 日、米、欧、英、独、韓、カナダ、デンマーク、ハンガリー、スペインの特許庁。

（4）PCT国際出願の国際調査の管轄

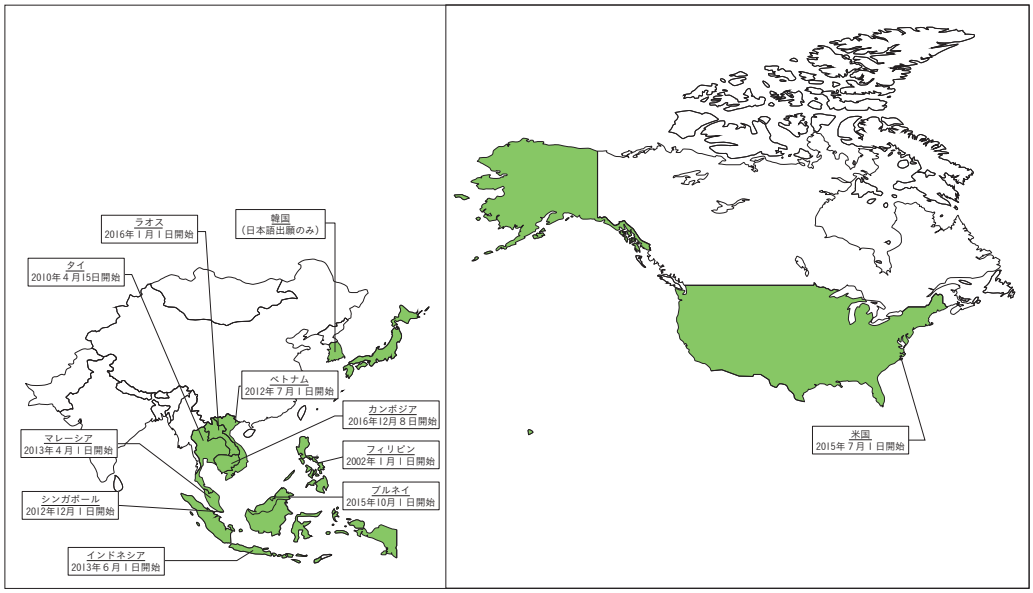
現在、我が国企業は、アジアを中心とする新興国等を中心に研究開発拠点の海外展開を拡大させており、海外での知財活動がますます重要になってきていることがうかがえる。そうした状況の中、日本国特許庁としては、我が国企業がアジア新興国等の海外で生み出す研究開発成果について適切に保護される環境を整備する必要がある。

PCT国際出願制度においては、海外で受理されたPCT国際出願について日本国特許庁が国際調査機関として管轄する場合、出願人の希望により、日本国特許庁が当該PCT国際出願に関する国際調査報告を作成することが可能である。この国際調査報告の提供を通じて日本国特許庁による先行技術文献調査の結果を世界各国へ発信可能であり、これは我が国企業等が海外で安定した権利を得られる環境の実現に寄与すると考えられる。

このような背景から、日本国特許庁は、国際調査機関として国際調査報告を作成し提供可能となるよう、アジア新興国等を中心に積極的に管轄の対象拡大を進めてきた。現在では、米国及び韓国（日本語出願）に加え、ASEANにおいてPCTに加盟している9か国全ての国の国民又は居住者によるPCT国際出願に対して、国際調査報告を作成することが可能となっている。米国で受理されるPCT国際出願については、従来日本国特許庁を国際調査機関として選択することができる技術分野が制限されていたが、2018年7月よりこの制限が撤廃され、すべての技術分野の出願について日本国特許庁が国際調査報告を作成することが可能となった。

今後も、日本国特許庁がPCTに基づく国際調査機関として質の高い先行技術文献調査の結果を国際的に発信することにより、国際的な権利取得を目指す出願人が安定した権利を得ることができる環境整備に貢献していく。

2-2-16図　日本国特許庁によるPCT国際出願の国際調査の管轄状況（2019年3月現在）



4. 標準必須特許に関する取り組み

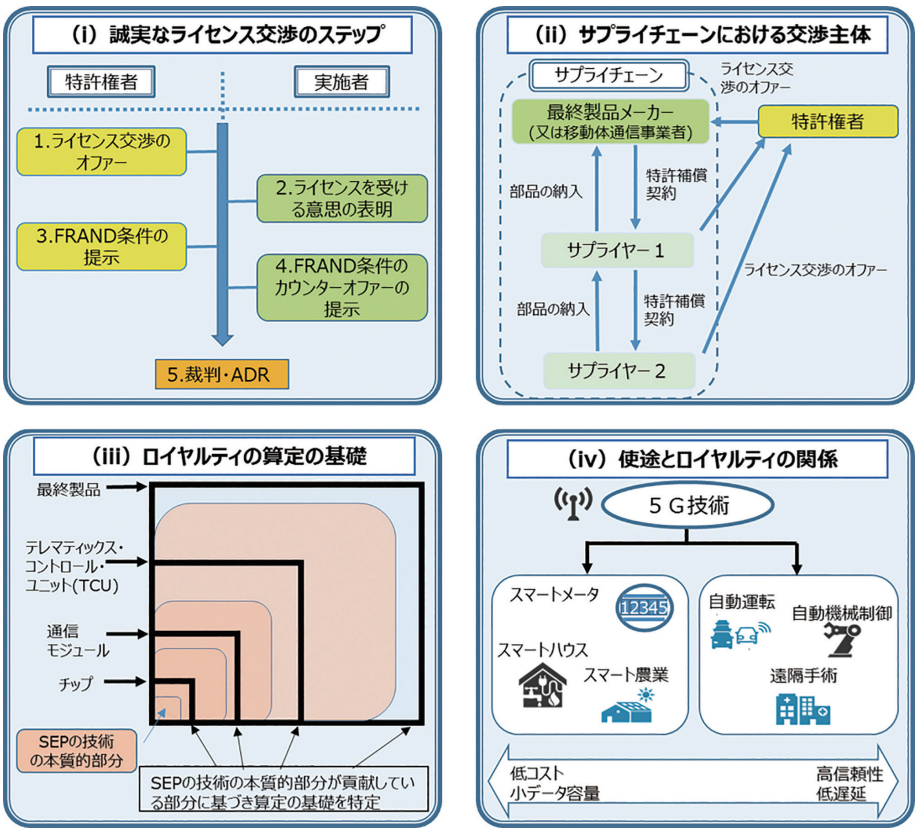
通信規格等の標準規格の実施に不可欠な特許である「標準必須特許（SEP）」をめぐる紛争が注目されている。こうした中、特許庁は、SEPをめぐる紛争の未然防止及び早期解決を図るため、SEPのライセンス交渉に関する手引きの策定や標準必須性に係る判断のための判定の実施に向けた取組を進めている。2018年10月には、標準必須特許に関する特許庁の取組みに効率的にアクセスできるよう、標準必須特許ポータルサイトをリリースした[1]。本節では、SEPに関する取組を紹介する。

（1）標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き

2018年6月に「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」を公表した[2]。本手引きでは、(i)交渉の各段階において当事者が提供すべき情報の範囲や応答期間についての考慮要素、(ii)サプライチェーン内のどのレベルの主体（最終製品メーカー、部品メーカーなど）がライセンス契約の締結主体になるべきかについての考慮要素、(iii)ロイヤルティの算定の基礎（部品の価格、最終製品の価格など）をどのように決定すべきかについての考慮要素、(iv)同一の技術が異なる用途で使用されている場合に、異なったライセンス料率や額を適用することが差別的かどうかについての考慮要素、といった論点について整理している[2-2-17図]。

また、標準必須特許に関する判例等は各国で継続的に示されていることから、「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」公表以降の各国の判例や公的機関の見解等を調査し、2019年4月に公表した[3]。

2-2-17図　標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きにおける主要な論点



1 https://www.jpo.go.jp/support/general/sep_portal/index.html
2 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/seps-tebiki.html
3 https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2018_10_youyaku.pdf

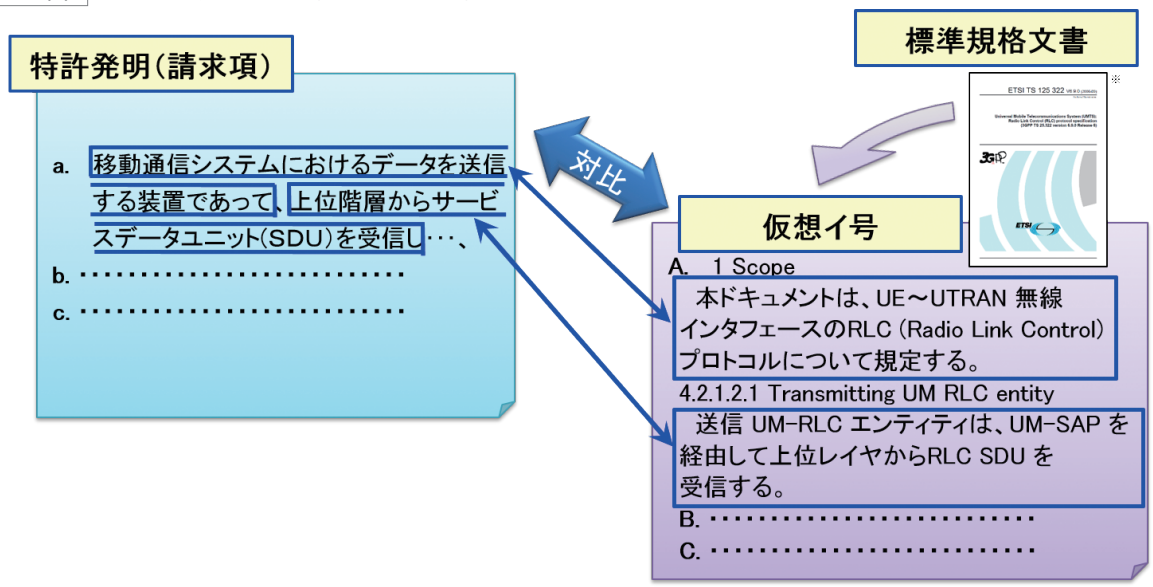
1　2　3

(2) 標準必須性に係る判断のための判定

上記（1）の通り、SEPを巡る環境変化によるライセンス交渉の当事者の多様化に伴い、特許の標準必須性の判断につき当事者間で見解の乖離などが生じているという状況を受け、特許庁は、標準必須性に係る判断のための判定の運用を明確化し、「標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き」を取りまとめて公表し[1]、2018年4月1日から本運用を開始した。

本運用は、審判合議体が、判定を求める特許発明と標準規格文書において不可欠とされる構成から特定した仮想イ号とを対比して判断を示すものであり、その判断内容によっては、特許発明の標準必須性についても判定書の理由において言及するものである［2-2-18図］。

2-2-18図 標準必須性に係る判断のための判定のイメージ



※（出典）「3GPP TS 25.322 V6.9.0」
http://www.etsi.org/deliver/etsi_ts/125300_125399/125322/06.09.00_60/ts_125322v060900p.pdf
より特許庁が訳を作成

1 https://www.jpo.go.jp/seido/shinpan/files/hantei_hyojun/01.pdf

Column 3

新時代の特許庁に向けた検討 WG の活動について

● 背景

ユーザーの変化・多様化、AI、IoT 技術の急速な発展、海外情勢の変化、外国語文献の爆発的な増加、働き方改革など急激な変化が特許庁を取り巻いている。そのような変化の中、特許庁が行政サービス価値を継続的により魅力的なものとするためには、常に変化を追い続け、新しい世の中から課題・ニーズを把握し、学び続け、適切な施策を考え続ける柔軟な組織である必要がある。そして、変化に応じ常に施策をレビューする姿勢が求められる。

また、特許庁が学び続ける柔軟な組織であれば、特許庁で働く人材、特許庁とともに働く人材も学び続け、人生 100 年時代に様々な場面で活躍する場が広がることも期待できる。

そこで 2019 年 1 月に「新時代の特許庁に向けた検討 WG」を立ち上げ、特許庁が学び続け柔軟に施策を進化させられる組織になることに向け、デザイン思考の手法を参考にして特許庁の若手職員を顧客とした検討を行っている。

● 検討内容

AI 活用、外国語対応、フロンティア（成長市場）開拓、働き方改革などの検討課題について、既存の組織、人材育成等に縛られることなく、以下のような環境変化を課題とした大きな視点から始めて、自由な発想で具体的施策のアイデアを出すべく、検討を進めている。

- どのような環境変化が起こっているか
- 環境変化に対してどのような施策が求められるか
- 求められる施策を実現するためにどのような組織、人材が必要か
- 特許庁の人材が人生 100 年時代に活躍し続けるには何をしたらよいか、どのようなキャリアパスがあり得るか



WG の打ち合わせ



審査官へのインタビュー

第3章 意匠における取組

製品の同質化（コモディティ化）が急速に進み、機能や品質のみで、他者製品を凌駕するだけの差別化を図ることが困難な今日、米アップル社や英ダイソン社をはじめとする欧米企業は、デザインによって新しい価値を創造し、イノベーションを創出するとともに、自社独自の強みや技術、イメージをブランド・アイデンティティとしてデザインによって表現することで、製品の価値を高め、世界的な市場拡大に結び付けている。

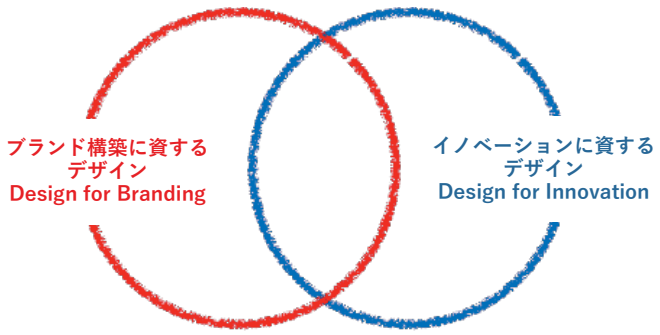
このように、近年、激化するグローバル競争において、経営手段としてのデザインの重要性に対する認識が高まり、我が国においても、デザインによって製品やサービスの価値を高め、ブランド構築に尽力する企業が出現しはじめる中、我が国企業が優れたデザインを迅速かつ効果的に権利化し、利益を正当に確保できるよう、国際調和を見据えた意匠制度・運用の見直しや、品質の向上に向けた取組を推し進める必要がある。

本章では、このような状況に対応するため、特許庁が実施してきた主な取組について紹介する。

1. デザイン経営を推進するための取組

特許庁は、2017年7月に経済産業省と合同で「産業競争力とデザインを考える研究会」を立ち上げ、2018年5月23日に報告書「『デザイン経営』宣言」を取りまとめ、公表した。本報告書では、デザインを企業価値向上のための重要な経営資源として活用する「デザイン経営」の手法及び効果、並びに、「デザイン経営」を推進するための政策提言が整理されている。本報告書の政策提言を受け、特許庁は、新技術による社会変革に対応したデザインやブランド形成に資するデザインを保護するための意匠制度の見直し[1]や、使いやすい意匠制度の実現のための基準改訂[2]を行った。また、「デザイン経営」の推進のために、「デザイン経営と意匠制度の未来」をテーマとした日中韓デザインフォーラム[3]を開催した他、特許庁自身による「デザイン経営」の実践[4]及び、知財功労賞における「デザイン経営」にスポットライトを当てた新たな表彰[5]を開始した。

2-3-1図 「デザイン経営」の効果



「デザイン経営」の効果

1 第2部第10章1.（2）
2 第2部第3章2.
3 第3部第2章1.（5）③
4 第2部第6章
5 第2部第9章2.

2. 使いやすい意匠制度の実現に向けた取組

（1）意匠審査基準の改訂

意匠審査基準ワーキンググループ[1]において、意匠権の明確性を確保しつつ簡便で使いやすい意匠制度とするために、意匠法改正を要せず喫緊に対応可能な以下の項目に関して検討し、意匠審査基準の改訂[2]を行った。

①一物品・一意匠の考え方等の明確化、運用の見直し

a.「意匠に係る物品の区分」に係る運用の見直し
b. 一意匠の考え方の明確化
c. 組物の意匠制度の運用の見直し

②願書及び図面等の記載要件の簡素化

a.「一組の図面」の要件廃止
b. 意匠登録を受けようとする物品以外のものの記載の容認
c. 中間省略の記載方法の緩和
d. 願書の【部分意匠】欄の廃止／全体意匠と部分意匠の関係の運用変更

上記①については、2019 年 1 月 10 日以降に審査されるものに適用しており、上記②については、2019 年 5 月 1 日以降に出願されるものに適用している。

（2）意匠制度・意匠審査基準に関する説明会の開催

上記（1）に関する審査の運用変更に加え、「不正競争防止法等の一部を改正する法律[3]」における意匠に関する内容について、全国 8 か所で説明会を開催し、ユーザーへ周知した。

3. 意匠審査の品質向上に向けた取組

（1）品質管理に関する取組

意匠課及び意匠審査部門では、意匠審査の質の維持・向上を図るため、庁内に意匠審査品質管理委員会を設け、品質管理に関する各種施策の実施及び改善に取り組んでいる。

①品質保証

案件の処理方針等の判断を均一にし、意匠審査の質の保証を図るため、審査官と決裁者間の協議を実施し、必要に応じて他の審査官へ協議内容を情報共有している。

また、審査官が行った審査の内容（審査の判断や通知文書の記載等）について、意匠審査部門の管理職が全件のチェック（決裁）を行っている。

②品質検証

a. 品質監査

品質監査は、決裁後の案件からサンプルを抽出し、法令、審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかとの観点で行っている。また、品質監査結果の分析及び評価により、意匠審査の質の現状把握と課題抽出を行い、関係部署と連携して課題解決を図っている。

b. 意匠審査の質に関するユーザー評価調査の実施

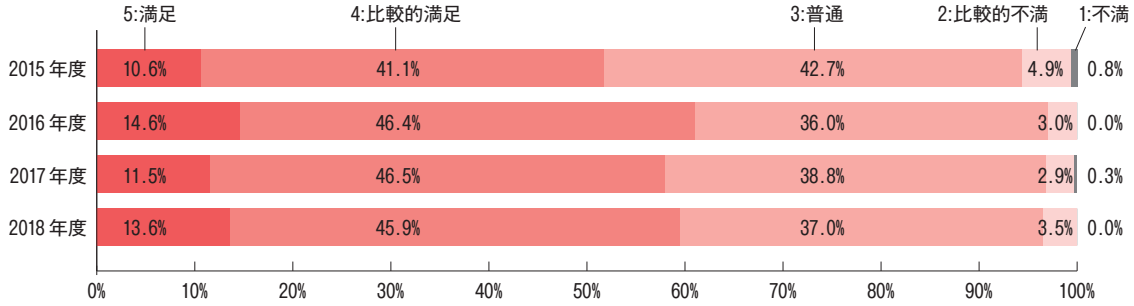
意匠審査の質全般及び特定の出願における審査の質について改善すべき点を明らかにし、審査の質の維持・向上のための施策に反映するべく、

1「産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループ」
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_wg/index.html
2「意匠審査基準」
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html
3「不正競争防止法等の一部を改正する法律」平成３０年５月３０日 法律第３３号

1 2

ユーザーからの評価、意見等をアンケート形式で収集し、分析を行っている。2018 年度は国内企業等 348 者を対象とし、59.5% から意匠審査全般の質の評価において「満足」、「比較的満足」との回答を得た。なお、調査対象者から率直な評価・意見を得るため無記名での回答を可能にしている［2-3-2 図］。

2-3-2図 ユーザー評価調査結果



(2) 審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施状況・実施体制等について産業構造審議会知的財産分科会の下に設置した外部委員で構成される審査品質管理小委員会から客観的な評価を受け、それを審査の品質改善に反映している。2018 年度は、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、本委員会において作成された評価項目及び評価基準に基づき評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた[1]。

1 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/hinshitu_shoi/index.html

4. デザイン・意匠制度の活用の促進

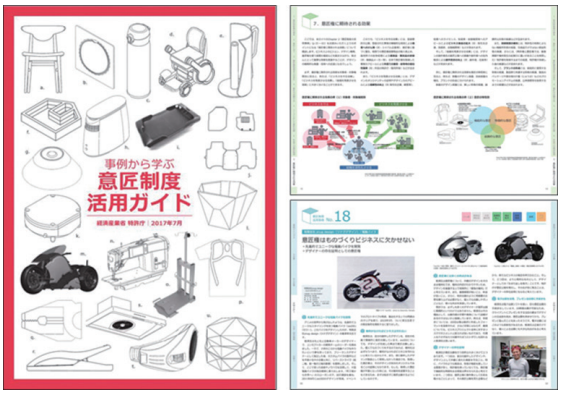
（1）意匠制度の活用の促進:「事例から学ぶ意匠制度活用ガイド」の発行

特許庁は、意匠制度の活用方法を具体的な事例を基に紹介した冊子「事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド」を作成し、2017 年 7 月に発行した。

本ガイドでは「意匠権に期待される効果」を切り口に事例を紹介している。意匠権に期待される代表的な効果としては、他社に模倣されないようにする効果や模倣品を排除する効果が挙げられる。他方、実際には、大企業、中小企業、デザイナー、大学・研究機関など様々な立場の意匠制度ユーザーが自身のビジネスなどの目的に応じ、意匠権の多様な効果に期待して意匠制度の活用を試みている。

例えば、意匠権に期待される効果を対象者・対象機関別に見ると、「ビジネスを守る効果」、「ビジネスを発展させる効果」、「組織を発展させる効果」に大きく分けることができる［2-3-3 図］。

このうち、「ビジネスを守る効果」には、登録意匠の公開、登録された事実の積極的な周知による他者へのけん制（対：ライバル企業等）、意匠権に基づく警告、税関での意匠権侵害物品の輸入差止め、裁判所での紛争処理による模倣品・類似品の排除（対：模倣品メーカー等）、日本で意匠権を取得した事実のアピールによる外国での審



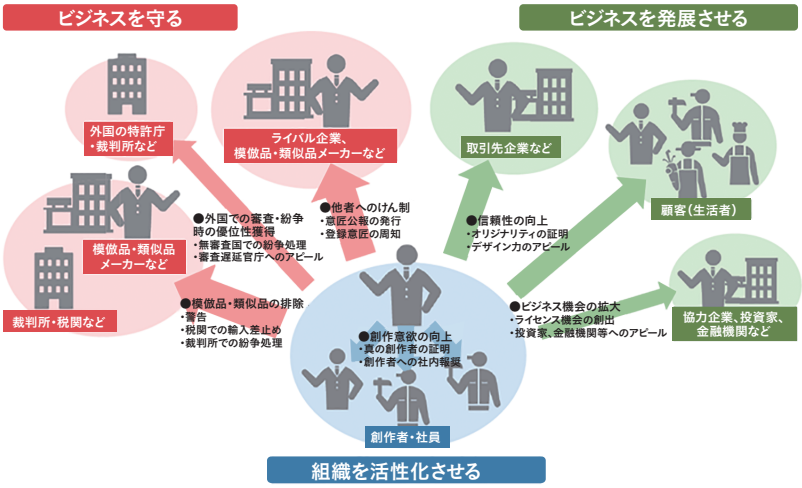
査・紛争時の優位性獲得（対：外国の特許庁・裁判所等）などが含まれる。

また、「ビジネスを発展させる効果」には、デザインのオリジナリティの証明やデザイン力のアピールによる信頼性の向上（対:取引先企業、顧客等）、他者へのライセンス、投資家・金融機関等へのアピールによるビジネス機会の拡大（対:取引先企業、投資家、金融機関等）などが含まれる。

そして、「組織を発展させる効果」には、デザインの創作者名の意匠公報への掲載や創作者への社内報奨による創作意欲の向上（対：創作者、社員等）などが含まれる。

本ガイドは、特許庁ウェブサイトに掲載されているとともに、冊子版の配布も行っている。詳細はウェブサイト[1]を確認されたい。

2-3-3図　意匠権に期待される効果の例



1 https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907_jirei_katsuyou.html

5. 意匠関連情報の整備・提供

特許庁は、意匠制度ユーザーの利便性向上のため、意匠審査基準等の整備、意匠審査における判断内容の明確化、意匠審査スケジュールの公表、意匠公知資料の公開といった、意匠審査に関連する情報提供の拡充に努めている。

(1) 意匠関連情報の整備

①「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」

意匠登録出願時の願書及び図面の記載方法について解説した手引きを特許庁ウェブサイトで公表しており[1]、意匠審査基準の改訂に合わせ内容を更新した。

②「意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集」

意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用に関して、適用を受ける際の手続き全般にわたってよく寄せられる質問とその回答をとりまとめ、特許庁ウェブサイトで公表している[2]。「不正競争防止法等の一部を改正する法律[3]」の施行により、意匠の新規性喪失の例外期間が6か月から1年に延長されたことを受け、記載内容を更新した。

③「意匠審査便覧」

審査実務における手続的事項をまとめ、特許庁ウェブサイトで公開している[4]。上記の「不正競争防止法等の一部を改正する法律」の施行等に則し、記載内容を更新した。

④「部分意匠の関連意匠登録事例集」

部分意匠の出願のうち、本意匠と関連意匠として登録されたものの中から、意匠の類否判断の参考となる事例集を作成し、特許庁ウェブサイトで公表している[5]。

(2) 意匠審査における判断内容の明確化

特許庁は、意匠制度ユーザーからの審査判断内容の明確化の要望に応えるべく、2004年10月から、一部の拒絶理由通知書（意匠法第9条第1項（先願）に該当する場合）については、出願意匠と引用意匠との類否判断の理由を簡潔に記載する運用をとっている。また、意匠法第3条第1項第3号（新規性）に該当する場合についても、拒絶理由通知書への判断理由の付記を行っている。また、加えて、他の出願意匠との対比判断を伴う拒絶理由通知（意匠法第9条第2項、第10条第1項）についても、出願意匠の特徴点と引用意匠又は他の出願意匠との共通点及び差異点並びに判断理由を分かりやすく記載するよう運用の対象を拡大し、審査判断の明確化に努めている。

他方、登録された意匠については、審査判断や意匠権の効力範囲の明確化に資するべく、審査官が新規性や創作非容易性等を判断する上で参考とした資料を「参考文献」として従来から意匠公報へ掲載している。この参考文献情報を意匠公報の発行前に出願人へ伝えることが、戦略的な意匠権活用を検討する上での一助となり得ることから、登録査定に参考文献情報を記載した通知書を添付することで、意匠公報に掲載する参考文献情報を事前に通知する運用を行っている。さらに、2016年4月11日から、審査において先行意匠調査（サーチ）を行った日本意匠分類の情報を記載した通知書を、登録査定に添付する運用を開始している。

1 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23_zumen_guideline.html
2 https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/document/index/ishou-reigai-qa.pdf
3「不正競争防止法等の一部を改正する法律」平成３０年５月３０日 法律第３３号
4 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyou_binran/index.html
5 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/bubun_isyou.html

1 2 4 5

(3) 意匠審査スケジュールの公表

意匠制度ユーザーが意匠登録出願する際の参考となるよう、特許庁ウェブサイトにおいて「意匠審査スケジュール[1]」を公表している［2-3-4 図］。意匠審査スケジュールは、所定の出願年月に出願された意匠登録出願の審査予定時期を意匠分類ごとに示したもので、四半期ごとに審査終了情報の追加等の更新を行っている。この意匠審査スケジュールを参照することによって、出願人は自らの意匠登録出願の審査結果がどの時期に届くか知ることができ、効果的なタイミングでの権利化が可能となる。

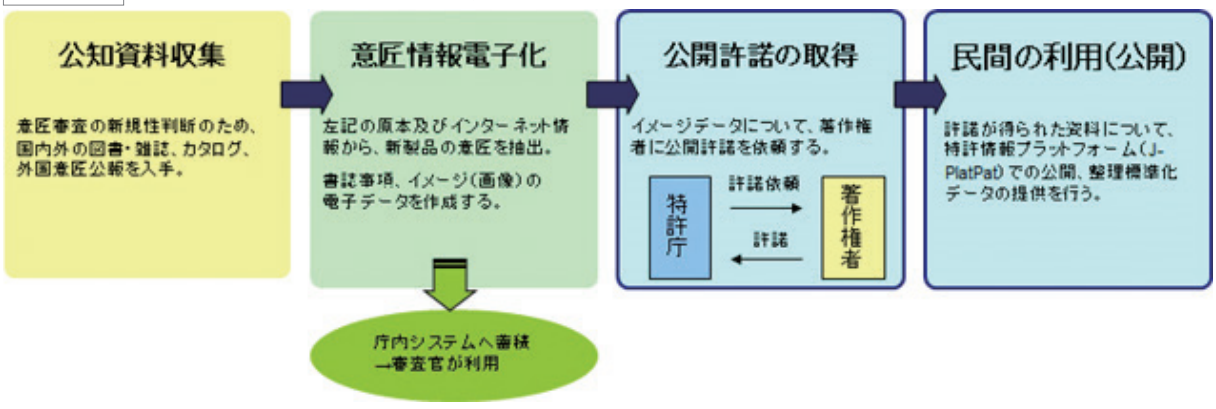
(4) 意匠公知資料の公開

特許庁では、意匠審査における新規性及び創作性の判断のために、国内外の図書、雑誌、カタログ、インターネット等から新規な製品の意匠を抽出して、書誌的事項と製品の写真や図表等を電子化したものを意匠公知資料として整備し、主要な審査用資料としている。これらの意匠公知資料を一般公開することにより、企業等における先行意匠調査や意匠権調査のほか、新たなデザイン開発を行う際の参考資料として利用される等、我が国における、より一層独創的で付加価値の高いデザインの創作を促す効果が期待できる。そのため、特許庁が電子化した意匠公知資料を対象として著作物利用許諾を得る事業を 2007 年度から開始しており、利用許諾を得た意匠公知資料に関しては、J-PlatPat 等を通じて広く一般公開している［2-3-5 図］。

2-3-4図　特許庁ウェブサイトに公開されている意匠審査スケジュールの例

意匠分類				H29										H30												H31			審査時期（月．週）	
分類記号		Dターム記号	主な物品	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	上半期	下半期
A0	0		A１に属さないその他の製造食品及び嗜好品																									8.1 ～ 9.4	2.1 ～ 3.4
A1	ALL		製造食品及び嗜好品																									8.1 ～ 9.4	2.1 ～ 3.4
B0	ALL		その他の衣服及び身の回り品																									5.1 ～ 9.4	11.1 ～ 3.4
B1	000 ～ 116		その他の衣服、エプロン、背広、ワイシャツ、ジャンパー等																									5.1 ～ 9.4	11.1 ～ 3.4
	120 ～ 13		ズボン、スカート、つなぎ服等																									5.1 ～ 9.4	11.1 ～ 3.4
	20 ～ 2900		和服、羽織、帯等																									8.1 ～ 8.4	2.1 ～ 2.4
	40 ～ 420		パジャマ等																									5.1 ～ 9.4	11.1 ～ 3.4
	5 ～ 61		海水着、ブラジャー等																									5.1 ～ 9.4	11.1 ～ 3.4
	620 ～ 64		アンダーシャツ、腰巻き等																									5.1 ～ 9.4	11.1 ～ 3.4
	650 ～ 670		コルセット、パンツ等																									5.1 ～ 9.4	11.1 ～ 3.4
	68		おしめ、おしめカバー等																									4.1 ～ 5.1	10.1 ～ 11.1
	900 ～ 903		衣服部品・付属品																									8.1 ～ 8.4	2.1 ～ 2.4
B2	0 ～ 03		その他の服飾品、帯、整形用パッド等																									8.1 ～ 8.4	2.1 ～ 2.4
	1		ネクタイ																									8.1 ～ 8.4	2.1 ～ 2.4
	20 ～ 300		衣服用ベルト等																									8.3 ～ 9.4	2.3 ～ 3.4
	400 ～ 49		靴下、足袋等																									4.1 ～ 5.1	10.1 ～ 11.1
	500 ～ 511		手袋																									8.1 ～ 8.4	2.1 ～ 2.4
	520 ～ 521		腕カバー、腕用サポーター等																									4.1 ～ 5.1	10.1 ～ 11.1
	600 ～ 69		帽子、ヘルメット																									8.1 ～ 8.4	2.1 ～ 2.4
	70 ～ 8		マフラー、スカーフ、ハンカチ等																									8.1 ～ 8.4	2.1 ～ 2.4
B3	000 ～ 12		キーホルダー、ストラップ等																									4.1 ～ 8.4	10.1 ～ 2.4
	13		記章																									4.1 ～ 8.4	10.1 ～ 2.4
	1900 ～ 191		装身具部品及び付属品、装身用錠素子																									4.1 ～ 8.4	10.1 ～ 2.4
	192		装身用玉																									4.1 ～ 8.4	10.1 ～ 2.4

2-3-5図　意匠公知資料の収集と公開の概要



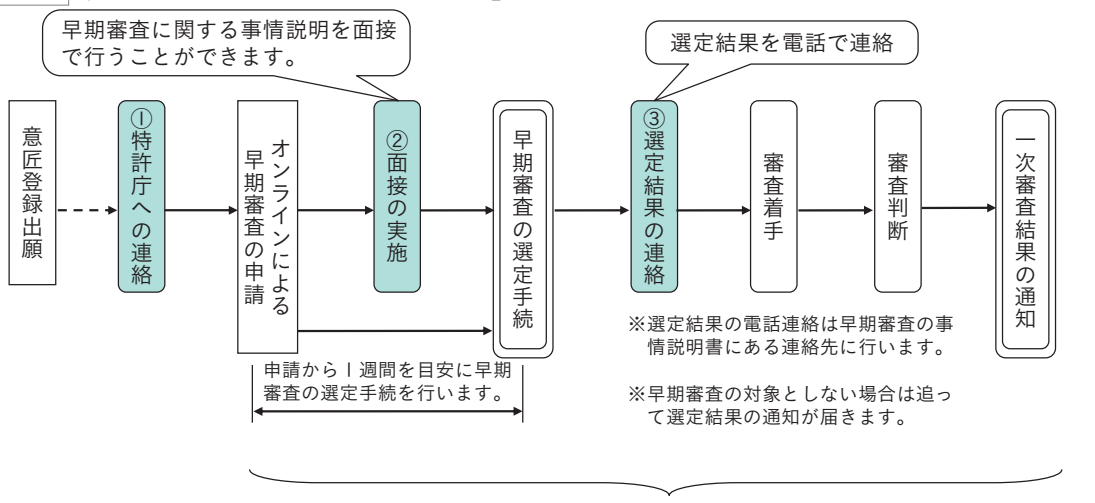
1 https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/status/document/ishoto/isyou_schedule_j.pdf

6. 出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用

意匠登録出願に関する早期審査[1]は、(i) 権利化について緊急性を要する実施関連の意匠登録出願や、(ii) 外国にも出願している意匠登録出願を対象としている。また、2011 年 8 月からは、東日本大震災による被害を受けた企業等の意匠登録出願についても早期審査の対象としている。これらの出願については、早期審査の申請から 3.5 か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2018 年は、早期審査の申請は 241 件であり、申請から一次審査通知までの期間は平均 2.0 か月であった。

また、模倣品が発生した場合に意匠権による早期の対策を図ることができるよう、模倣品対策に対応した早期審査制度の運用を行っている［2-3-6 図］。この運用では、出願手続に不備のない出願であれば、早期審査の申請から 1 か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2018 年は、模倣品対策に対応した早期審査の申請は 12 件であり、申請から一次審査通知までの期間は平均 0.5 か月であった。

2-3-6図 「模倣品対策に対応した早期審査制度」の概要



1 申請手続等その他詳細については、以下ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/new_de_ap_2005.html

第４章　商標における取組

昨今、経済のグローバル化や、インターネットの急速な普及等による商品や役務の販売戦略の多様化、我が国産業の競争力強化の観点から、商標が果たすべき役割が大きくなってきている。また、経済社会や商取引を取り巻く環境が目まぐるしく変化することにより、商標を取り巻く状況は日々変化している。特許庁では、そうした実情に対応し、適切な商標の保護や制度利用者の利便性向上のため、様々な取組を行っている。

本章では、1. 商標審査基準及び商標審査便覧の改訂、2. 商品・役務の分類に関する取組、3. 商標の国際登録制度に関する取組、4. 地域団体商標に関する取組、5. 商標審査の品質管理、6. 商標の早期権利化ニーズに応えるための制度（商標早期審査・ファストトラック審査）について紹介する。

1. 商標審査基準及び商標審査便覧の改訂

(1) 2018年度商標審査基準及び商標審査便覧の改訂

2018 年度は、社会情勢や商取引を取り巻く環境の変化、さらに 2017 年度に特許庁が行った商標審査の質に関するユーザー評価調査報告書の結果をふまえ、商標審査基準においては、識別力に関する更なる基準の明確化（商標法第3条第1項第3号）、元号を表示する商標（商標法第3条第1項第6号）、品種登録を阻害する目的がある悪意の商標登録出願（商標法第4条第1項第7号）等について見直しを行った。商標審査便覧においては、審査手続きの中止について項目の新設（20.04）、出願人の同一認定に関する取扱いの改訂（42.111.01）等を行った。

(2) 改訂等の概要

①商標審査基準について

(ア)識別力に関する更なる基準の明確化

出願された商標について、取引者又は需要者が商品又は役務の特徴を表示するものとして一般に認識する場合は商標法第3条第1項第3号に該当する旨を明記した。

また、「一般に認識する場合」とは、その商標が商品又は役務の特徴等を表示するものとして現実に用いられていることを要するものではない旨を併せて明記した。

(イ)元号を表示する商標

現元号のみならず、出願された商標が元号として認識されるにすぎないものである場合は、識別力を有しないものとして、商標法第3条第1項第6号に該当する旨を明記した。

(ウ)品種登録を阻害する目的がある悪意の商標登録出願

品種登録を阻害する目的がある悪意の商標登録出願について、商標法第4条第1項第7号に該当する例として、新たに追加した。

②商標審査便覧について

(ア)「審査手続の中止(20.04)」についての新設

係属中の異議の申立て、審判又は裁判の結果により拒絶の理由に影響があると判断される商標登録出願であって、審査において必要があると認めるときは、異議決定若しくは審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまで審査の手続を中止できる取扱いを明確にした。

（イ）「出願人の同一認定に関する取扱い（42.111.01）」の改訂

出願人が在外者の場合、当該国の住所及び組織の表示に用いられる語の音訳とその略語の音訳について取扱いを明記し、実質的には同一であると認定できるものについては、同一とする取扱いを追加した。

③その他

2018年6月9日に施行された改正商標法第10条第1項について、商標審査基準で引用している条文の記載を改正後の条文に変更した。また書換申請の商標審査基準について、書換申請の処分が全て終了し、書換申請の対象となる商標権も全てなくなったため、該当する商標審査基準及び商標審査便覧を削除した。また、商標審査便覧において、「商標法第4条第1項第13号の規定の廃止に伴う経過措置（42.113.01）」については、この取扱いに該当する特許庁に係属中の商標登録出願は存在しないため商標審査便覧を削除した。

2. 商品・役務の分類に関する取組

（1）ニース協定に基づく国際分類の変更に関する取組

①ニース協定とは

「1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーヴで改正され並びに1979年10月2日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定（ニース協定）」は、商標における商品及び役務の国際的に共通な分類（国際分類）を採用することを目的に締結された協定であり、締約国に国際分類の採用を義務づけている。我が国は、1990年2月20日に本協定に加入し[1]、サービスマーク登録制度が導入された1992年4月1日からこの協定に基づく国際分類を主たる体系として使用している。

ニース協定の加盟国は、2019年4月現在86の国・地域に及び、また、ニース協定による国際分類は、未加盟国も含めて150以上の国及びWIPO（国際登録）[2]、EUIPO等の政府間機関により使用されている。

②ニース協定に基づく国際分類の変更

国際分類の変更は、ニース協定に規定された専門家委員会[3]が行っており、①類の変更又は新たな類の設定を伴う「修正」[4]と、②注釈を含む類別表の変更、アルファベット順一覧表の商品又は役務の追加、削除、表示の変更等からなる「その他の変更」[5]がある。

2019年1月1日発効の国際分類第11－2019版は、2018年5月にWIPOで開催された、専門家委員会第28回会合において決定された「その他の変更」を反映したものである。

【国際分類第11－2019版における主な追加】[6]
第12類「クレーン付きトラック」（trucks with a crane feature incorporated）
第18類「レザークロス」（leathercloth）
第40類「受託による3Dプリント加工」（custom 3D printing for others）

1 当時は国際分類を副次的な体系（標章の登録に関する公文書及び公の出版物（例：商標公報、商標登録原簿）に国際分類の類の番号を併記し、文献の検索等において国際分類を補完的に使用すること。）として使用していた。
2 「3. マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度に関する取組」参照。
3 2010年までは版の改正に合わせて5年に1度の開催であったが、2012年以降は、頻繁に変更する商品・サービス表示をニース国際分類に反映するために毎年開催している。
4 5年に1度の版の更新時に反映される。次回は2022年発効予定の第12版に反映予定。
5 毎年発効する新追加版に反映される。
6 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kokusai_bunrui/kokusai_bunrui_11-2019.html

(2) WIPO･Madrid Goods & Services Manager（MGS）における協力

「Madrid Goods & Services Manager（MGS）」とは、マドリッド協定議定書に基づく国際出願において WIPO で認められる商品・役務表示を集めたデータベースである。

特許庁は、これまで WIPO に対し、MGS に掲載の商品・役務表示の日本語訳や採否情報に加え、我が国が用いている類似群コード情報についても提供してきた。

我が国のユーザーは、マドリッド協定議定書に基づく国際出願をする際に、慣れ親しんだ我が国の類似群コードを使用して WIPO 及び主要なマドリッド協定議定書加盟国で認められる英語の商品・役務表示を調査することが可能になっている。

(3) 日韓両庁の協力プロジェクト：日韓類似群コード対応表の作成･公表

①日本国特許庁における類似群コードについて

出願された商標が、他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、かつ、出願に係る指定商品又は指定役務が同一又は類似のものである場合は、商標登録を受けることはできない（商標法第 4 条第 1 項第 11 号）。

特許庁では、出願された商標が拒絶理由に該当するか否かを審査するに当たり、出願された商標の指定商品又は指定役務と他人の登録商標の指定商品又は指定役務との類否を「類似商品・役務審査基準」（約 6 千 4 百件の商品及び役務を掲載）に基づいて判断している。

この「類似商品・役務審査基準」は、生産部門、販売部門、原材料、品質等において共通性を有する商品、又は提供手段、目的若しくは提供場所等において共通性を有する役務をグルーピングし、同じグループに属する商品群又は役務群は、原則として、類似する商品又は役務であると推定するものとしている。

そして、各グループの商品又は役務には、数字とアルファベットの組合せからなる 5 桁の共通コードである「類似群コード」を付している。

審査実務上、同じ類似群コードが付された商品及び役務については、原則としてお互いに類似するものと推定される。

②日韓類似群コード対応表の作成･公表について

日本国特許庁と韓国特許庁は、両庁の合意に基づき、日韓両庁が商標審査においてそれぞれ使用している類似群コードの対応関係を示す「日韓類似群コード対応表」（以下「対応表」という。）を作成する協力プロジェクトを推進している。

日本国特許庁は、2018 年 9 月、ニース国際分類［第 11-2018 版］･ID リスト･MGS に対応した対応表を作成し、日本国特許庁のウェブサイトにおいて公表した[1]。

対応表を活用することにより、我が国及び韓国のユーザーは互いの国に商標登録出願する際の出願前サーチ等の参考にすることができ、審査結果の予見性が向上し、出願の適正化を図ることができる。

(4) 日台類似群コード対応表の作成･公表

（公財）日本台湾交流協会と台湾日本関係協会が、日本と台湾のそれぞれの商標審査で使用されている類似群コードの対応関係を示す一覧表「日台類似群コード対応表」を 2018 年に引き続き作成・公表することは、日台双方の出願人の商標権の迅速な取得に資するとの認識で一致したことを受けて、日本国特許庁は、2019 年 1 月、ニース国際分類［第 11 － 2019 版］に対応した日台類似群コード対応表を作成・公表した[2]。

1 https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/jpo_kipo_tougou_j.html
2 https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/jpo_tipo-ruiji2019.html

1

2

3. マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度[1]に関する取組

(1) 未加盟国等への加盟支援及び周知活動

特許庁は、ASEAN 各国の加盟の促進及び加盟国の官庁業務運営の円滑化に貢献するため、2018 年度も以下の取組を実施することにより、我が国がマドリッド協定議定書に加盟した際の経験や同議定書に基づく商標の国際登録制度の効果的活用に係る知見等を伝えるとともに、各国の加盟に向けた進展や課題等についての情報交換に努めている。

2018 年 7 月　未加盟国を中心とする招へい研修「マドプロ加盟支援コース」（アルゼンチン、バングラデシュ、ブラジル、チリ、エジプト、ミャンマー、ネパール、パキスタン、ペルー、スリランカ、ジンバブエ）
8 月　新規加盟国に対する招へい研修「マドプロ商標審査コース」（インドネシア）
10 月　新規加盟国に対する招へい研修「マドプロ商標審査コース」（タイ）
11 月　加盟国を中心とする招へい研修「商標実体審査コース」（インド、マレーシア、ベトナム、ブルネイ、カンボジア、ミャンマー、ブラジル、アルゼンチン、カザフスタン、ブータン、カメルーン、エジプト）
12 月　未加盟国ブラジルへ特許庁職員を派遣しマドプロ実務研修を実施
2019 年 1 月　未加盟国に対する招へい研修「マドプロ商標審査コース」（マレーシア）
加盟国ラオスへ特許庁職員を派遣しマドプロ実務研修を実施
2019 年 3 月　マドプロリージョナル会合（アジア太平洋地域の知的財産庁 12 か国及び WIPO が参加）

(2) 国内における周知活動

2018 年 10、11 月に、特許庁主催の知的財産権制度説明会（実務者向け）において「商標の国際登録制度（マドリッド制度）について（本国官庁における手続を中心に）」と題した説明を東京、大阪、名古屋の 3 都市で実施し、本国官庁としての日本国特許庁に対する手続を中心に、制度の概要や WIPO 国際事務局に対する手続についての説明を行った。同説明会においては、国際登録制度の出願実務を理解するためのテキストを配布した[2]。

このような説明会とは別に、業界団体や企業、代理人とのコミュニーケーションを図り、商標の国際登録制度の利便性や利用状況について意見聴取をするとともに、同制度に関する手続の疑問点等について説明することで、その普及に努めている。

また、同制度の要点をまとめたパンフレット「商標の国際登録制度活用ガイド」を作成・配布した[3]。



パンフレット「商標の国際登録制度活用ガイド」


商標実体審査コース（2018 年 11 月）

1 国際登録制度の概要：締約国の一国の官庁（本国官庁）に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国官庁（指定国官庁）を指定した願書を、本国官庁を通じて WIPO 国際事務局に国際登録出願する。かかる国際登録出願は、WIPO 国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、WIPO 国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が 1 年又は各国の宣言により 18 か月（我が国は 18 か月）以内に拒絶の理由を通報しない限り、上記指定国において保護を受けることができる。
2 https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/tetuzuki/h30jitumu-madopro.html
3 https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/panhu.html

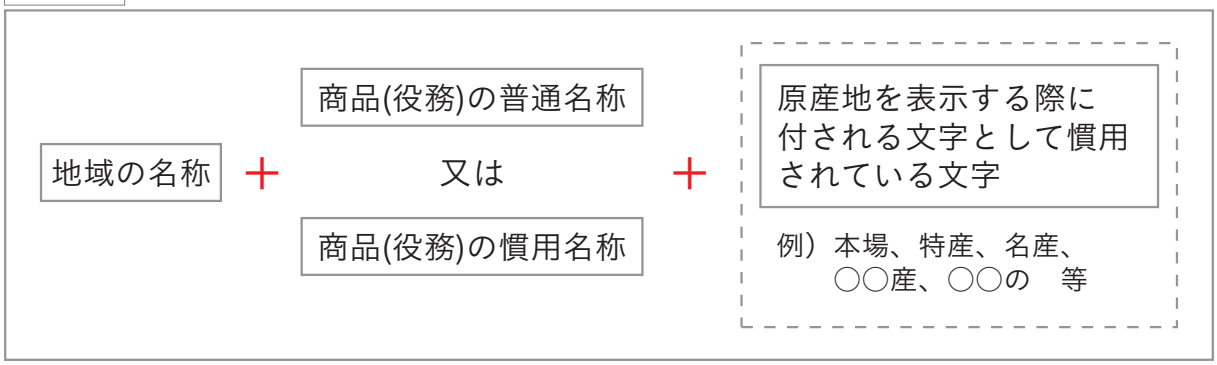
2
3

4. 地域団体商標に関する取組

（1）地域団体商標制度とは

地域名と商品（サービス）名を組み合わせた地域ブランドを、商標権としてより適切に保護するため、2005 年に商標法が一部改正され、2006 年 4 月に地域団体商標制度が施行された。この制度は、地域の事業者団体による積極的な活用によって、地域経済の持続的な活性化につなげることを目指し、導入されたものである。これにより、全国的な知名度を獲得した場合を除き、商標登録することができないものとされていた地域名と商品（サービス）名とを組み合わせた商標を、地域団体商標としてより早い段階で商標登録することが可能となり、模倣品を排除することができるようになった［2-4-1 図］。商標登録された地域団体商標を有効に活用し、ブランド管理を徹底すること等によってブランド力を高めることで、発展段階の地域ブランドが全国的に認知されるブランドへと成長していくこと、そして、地域活性化につながっていくことが期待されている。

2-4-1図　地域団体商標の構成



（2）地域団体商標の登録状況

地域団体商標の登録は、2019 年 3 月末までに 653 件が登録されている。分野別に見ると、「工芸品・かばん・器・雑貨」84 件、「食肉・牛・鶏」65 件、「野菜」64 件、「織物・被服・布製品・履物」63 件、「加工食品」63 件と、工業製品や農林水産品、加工食品の登録が多い［2-4-2 図］。

登録件数を都道府県別に見ると、京都府が 63 件と圧倒的に多く、兵庫県、北海道、石川県、岐阜県と続く［2-4-3 図］。

2-4-2図　地域団体商標の産品別登録内訳一覧表

産品別登録内訳一覧表 登録数※1　653 件　　2019 年 3 月 31 日時点

野菜	米	果実	食肉・牛・鶏
64 件	10 件	49 件	65 件
水産食品	加工食品	牛乳・乳製品	調味料
48 件	63 件	6 件	17 件
菓子	麺類・穀物	茶	酒
13 件	15 件	18 件	12 件
清涼飲料	植物	織物・被服・布製品・履物	工芸品・かばん・器・雑貨
1 件	4 件	63 件	84 件
焼物・瓦	おもちゃ・人形	仏壇・仏具・葬祭用具・家具	貴金属製品・刃物・工具
29 件	15 件	37 件	9 件
木材・石材・炭	温泉	サービスの提供（温泉を除く）	産品別の累計数※2
14 件	46 件	25 件	707 件

（備考）一登録案件で複数の産品を指定している案件があるため、登録数※１と産品別の累計数※２は異なります。
（資料）特許庁作成

2-4-3図　地域団体商標の都道府県別登録内訳一覧表

都道府県別登録内訳一覧表　登録数※1 653件　　2019年3月31日時点

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県
33件	11件	6件	6件	11件	10件	9件	4件	8件	9件
埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	長野県	山梨県	静岡県	愛知県	岐阜県
7件	16件	19件	8件	13件	9件	5件	26件	18件	29件
三重県	富山県	石川県	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
14件	12件	32件	16件	12件	63件	11件	37件	11件	13件
鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	香川県	徳島県	高知県	愛媛県	福岡県
6件	10件	8件	14件	10件	5件	6件	5件	12件	19件
佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	海外	都道府県別の累計数※2	
7件	8件	13件	12件	7件	15件	18件	2件	655件	

（備考）一登録案件で複数の都道府県にまたがる案件があるため（栃木、茨木：「本場結城紬」、東京、埼玉：「江戸木目込人形」）、登録数※1と都道府県別の累計数※2は異なります。
（資料）特許庁作成

(3) 地域団体商標の普及啓発・利活用促進のための取組

特許庁では地域団体商標制度の周知を図るため、2005年度から、制度の概要や審査・運用について、全国で説明会を実施している。あわせて、同制度の概要等について分かりやすく説明したパンフレットを配布し、利用者への制度の周知及び利用促進を図っている。

2019年3月には、地域団体商標制度の更なる普及を促すため、「成功する地域ブランド虎の巻!」をコンセプトに、地域団体商標を活用している団体の最新事例を紹介するとともに、地域団体商標制度の概要、特許庁の支援策、登録されている645件（2018年末時点）の地域団体商標を掲載した冊子「地域団体商標ガイドブック2019」を作成し、説明会等の参加者や、各都道府県、市区町村、商工会・商工会議所、観光協会、既権利者等に配布し、対外的に広く普及活動を行っている。



地域団体商標制度パンフレット



「地域団体商標ガイドブック2019」

また、特許庁では地域団体商標制度の普及と地域団体商標産品（サービス）のブランド力向上を目的として「地域団体商標マーク」を策定している。

地域団体商標マークは、「地域の名物」が地域団体商標として特許庁に登録されていることを示す証として、156 の団体に活用いただいている（2019 年 3 月 31 日時点）。

本マークは、原則、地域団体商標に係る商標権を有する団体、団体の構成員及び団体から地域団体商標の使用許諾を受けた者のみが使用できるため、マークの有無による、第三者産品（サービス）との差別化に役立つとともに、商品のパッケージや印刷物、イベントの際等に、地域ブランドとして特許庁に登録されていることを PR するツールとして活用することで、第三者による商標権侵害を未然に防止する効果が期待される。



＜地域団体商標マーク＞
全体のデザインはシンプルに、昇る日の丸、日本地図により日本を感じさせ、「国のお墨付き」であることを想起させるデザインとした。
「Local Specialty」の文字は、「地域の名物」を意味し、北から南まで、全国各地の地域団体商標を表している。

さらに、特許庁では、地元の学生と地域団体商標の権利者がチームを組み、地元の学生が地域団体商標の権利者への取材を通じて、その魅力等を「Instagram®（インスタグラム）」で発信し、今後のビジネス展開等についても発表する「地域ブランド総選挙」を 2018 年 3 月に九州地域で、12 月に東海・北陸地域で開催した。

学生と地域団体商標とのコラボレーションにより地域団体商標の魅力を PR する機会を創出することで、一般消費者及び地域団体商標の取得を検討している団体への制度普及、並びに、地域団体商標の更なる活用促進を図るとともに、地域団体商標の活用を通じた地域経済の持続的な活性化に繋がることが期待される。

2019 年度は東北地域で「地域ブランド総選挙」を開催する予定である。



学生たちによる発表の様子



受賞チーム集合写真

Column 4

地域団体商標活用事例

～市民一丸で盛り上げてきたブランドの商標権を取得し、まちおこしの求心力を向上～

■商　標：　豊川いなり寿司（登録番号：第 6013646 号）
■権利者：特定非営利活動法人みんなで豊川市をもりあげ隊
■指定商品又は役務：愛知県豊川市産のいなり寿司、愛知県豊川市産のいなり寿司を主とする飲食物の提供

● いなり寿司のブランド化を核とした取り組みをより盛り上げるために地域団体商標を出願

豊川稲荷の門前町として栄えてきた豊川市では、古くからたくさんの店がそれぞれの工夫を凝らした創作いなり寿司を提供し、参拝客をもてなしてきた。ところが近年は来訪者が減少。そこで、市民が一丸となり「豊川いなり寿司」のブランド化でまちおこしを推進。B-1 グランプリなど様々なイベントへの参加やメディアでの PR で着実に知名度をアップ。一方、2013 年には「豊川いなり寿司」のロゴマークを通常商標登録し、商標権のロイヤリティ（使用料）を得る収益事業もスタート。そして、活動の求心力をさらに高めるべく地域団体商標を出願。



● ロイヤリティビジネスを加速していく上でも活かせる地域団体商標のアピール力

ロイヤリティ契約が飽和状態となっていたところ、地域団体商標の出願を機に数件の問い合わせが寄せられ新規契約も獲得。そうした効果もあり、登録後はイベントポスターなどに地域団体商標制度のロゴを積極的に掲載してアピール。同市の観光協会では、鮎やバラ、バウムクーヘンなど、いなり寿司以外の地域資源にも「とよかわブランド」としてスポットを当てる方針を決定。地域団体商標が引き金となり、幅広いアングルから「地域ブランドの確立」による地域活性化を促す機運が高まっている。





5. 商標審査の品質管理

（1）品質管理に関する取組

商標課及び商標審査部門では、商標審査の質の維持・向上を図るため、商標課品質管理班にて品質管理施策の企画立案を行い、品質管理庁内委員会にて方針を決定の上、各審査室の管理職等と連携し、品質管理活動を行っている。

①品質保証

調査手法や知識等を共有化し、審査官相互の知見を結集して迅速・的確な判断を行うため、審査官間等で意見交換を行う協議を実施している。また、審査官が行った審査の内容（審査の判断や通知文書の記載等）については審査長等が全件チェック（決裁）を行っている。

②品質検証

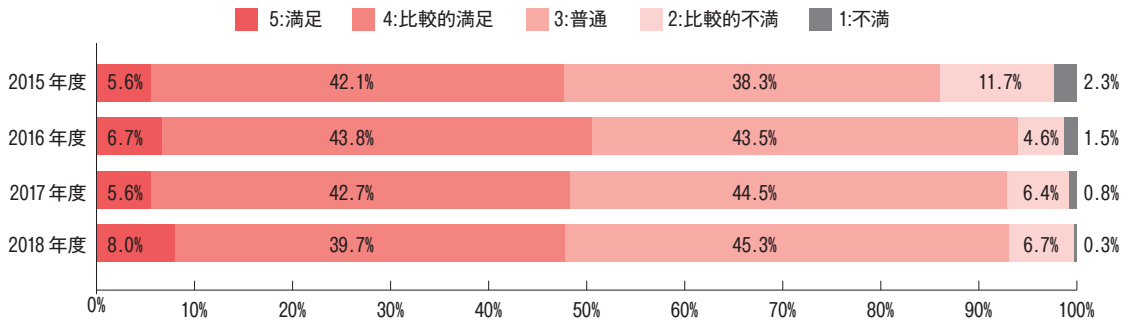
a. 品質監査

決裁が終了した案件からサンプルを抽出し、その審査内容について品質管理官が監査を行っている。2018 年度は 10 名の品質管理官が 3,000 件について監査を実施した。品質監査の結果については分析を行い、抽出した課題に対する対応方針を策定し、各種品質関連施策に反映させている。また、担当審査官・審査長等に対して個別に結果を通知し、審査の質の改善に努めている。

b. 商標審査の質に関するユーザー評価調査

商標審査の質全般及び特定の出願における審査の質について改善すべき点を明らかにし、審査の質の維持・向上のための施策に反映するべく、ユーザーからの評価、意見等をアンケート形式で収集し、分析を行っている。2018 年度は国内企業等 420 者を対象とし、商標審査に関する全体としての質の評価において「満足」、「比較的満足」の回答を合わせた割合は 47.7%であった［2-4-4 図］。

2-4-4図　ユーザー評価調査の結果



(2) 審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施体制・実施状況等について産業構造審議会知的財産分科会の下に設置した外部委員で構成される審査品質管理小委員会から客観的な評価を受け、それを審査の品質改善に反映している。2018年度は、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、本委員会において作成された評価項目及び評価基準に基づき評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた[1]。

6. 商標の早期権利化ニーズに応えるための制度

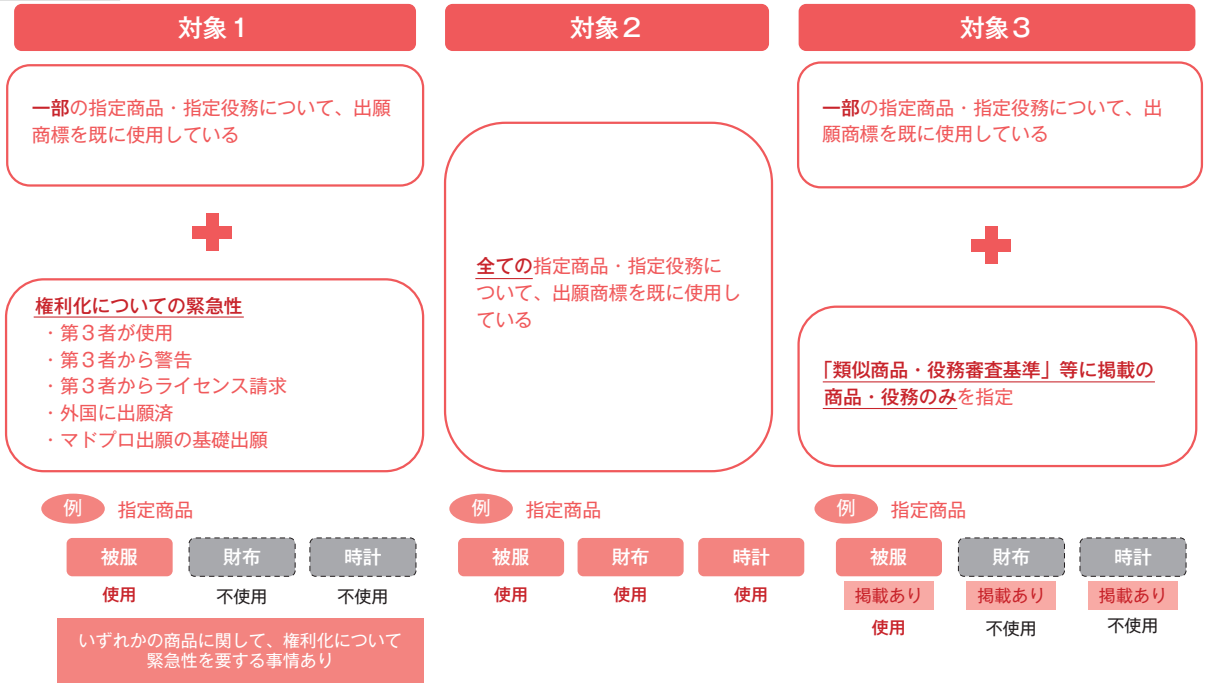
近年の商標登録出願の急増に伴い、審査期間が長期化している（第1部第1章4.（1）参照）。審査期間の長期化は商標権取得の遅れにつながり、円滑な事業活動に支障をきたすおそれや、模倣品対策に遅れを生じさせるおそれがある。

特許庁では、商標の早期権利化ニーズに応えるため、一定の要件を満たす出願について通常よりも早期に審査を実施する制度として、従前から商標早期審査を設けているが、2018年10月から新たに、ファストトラック審査の試行も開始した。

(1) 商標早期審査[2]の対象

「出願商標を既に使用していること」[3]を共通の条件とする3つの要件［2-4-5図］のいずれかに該当する出願が早期審査の対象となり、早期審査の申請から平均2か月ほどで最初の審査結果が通知される。

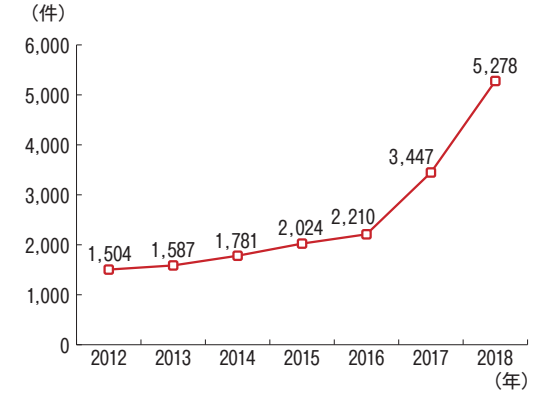
2-4-5図 早期審査の対象となる出願



1 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/hinshitu_shoi/index.html
2 商標早期審査の制度や手続の詳細については以下ウェブサイトを参照されたい。
商標早期審査・早期審理の概要 https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/shkouhou.html
3 使用の準備を相当程度進めている場合も含まれる。

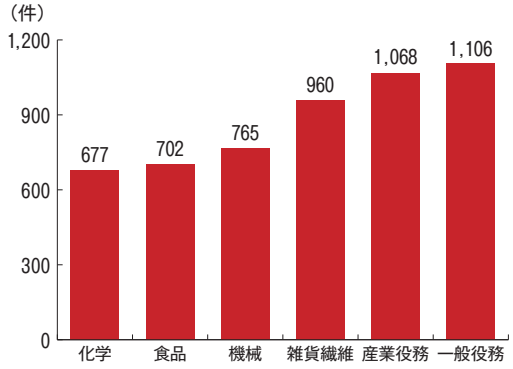
1 2

2-4-6図　早期審査の申請件数の推移



（備考）早期審査の申請件数は、「早期審査に関する事情説明書」が提出された出願の件数である。

2-4-7図　産業分野別申請件数（2018 年）



（備考）産業分野は、商品・サービスの国際分類を以下のとおり６つの分野に分けたものである。
化学：１類～５類　食品：29 類～ 33 類　機械：６類～ 13 類、19 類
雑貨繊維：14 類～ 18 類、20 類～ 28 類、34 類
産業役務：35 類～ 40 類、一般役務：41 類～ 45 類

(2) ファストトラック審査の概要

2018 年 10 月１日以降の商標登録出願について、「ファストトラック審査」[1] を試行的に開始した。

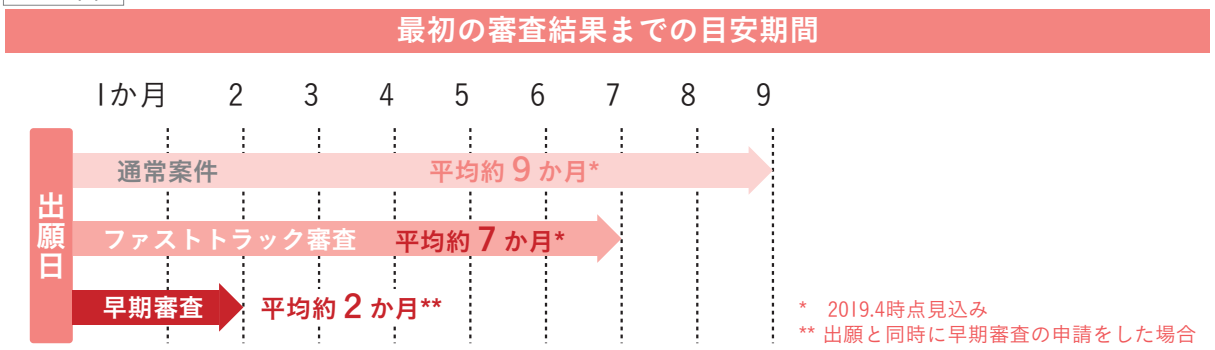
ファストトラック審査とは、右記の２つの要件を満たす出願について、通常より約２か月早く最初の審査結果が通知されるというものである［2-4-8 図］。

右記の要件を満たすか否かは、特許庁で自動的に判定を行うため、ファストトラック審査のための申請手続も手数料も不要である。

・要件１　出願時に、次のいずれかに掲載されている商品・役務のみを指定している出願。
①類似商品・役務審査基準
②商標法施行規則の別表
③商品・サービス国際分類表

・要件２　審査着手前に、指定商品・指定役務に関する補正が行われていない出願。

2-4-8図　審査期間のイメージ



1 ファストトラック審査の制度や手続の詳細については以下ウェブサイトを参照されたい。
ファストトラック審査　https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/fast/shohyo_fast.html

Column 5

商標に特化した初の活用事例集



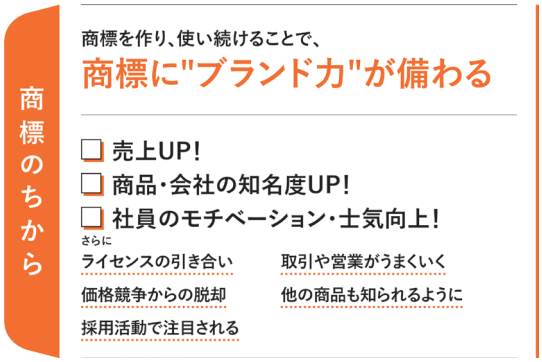
2019年3月、商標だけに着目し、ビジネス目線で掘り下げた 特許庁初の活用事例集「事例から学ぶ 商標活用ガイド ～ビジネスやるなら、商標だ!～」（以下、「活用ガイド」）を作成した。

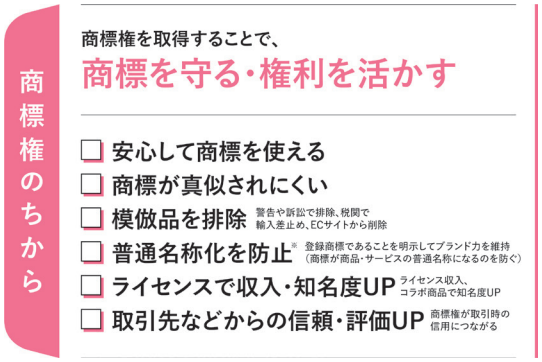
商標は、商品名やロゴマークなど、ビジネスで必ずと言っていいほど使われるもの。特に中小企業の方々に、商標についてもっと知ってもらいたいという願いを込めて、中小企業による活用事例を中心に紹介している。

●「商標のちから」と「商標権のちから」

商標（つまりマーク）そのものと商標権とでは、活用方法や効果に違いがあり、両方をうまく活用することで事業者の信用は大きくなっていく。

活用ガイドでは、商標の活用効果を「商標のちから」、商標権の活用効果を「商標権のちから」として説明している。





● 活用事例の一部紹介

・事例 01 岡本株式会社「まるでこたつソックス」

企業視点の商品名では消費者に伝わりづらく、売上げは伸びなかったが、消費者視点の商品名に変更したら売上げが30倍以上に!

・事例 10 株式会社キャロットカンパニー「anello」

ヒット商品の誕生後、すぐに模倣品が流通したため、その対策のために商標権を取得。

①各ECサイトに依頼して模倣品を削除、②税関に輸入差止申立てを行い、模倣品の輸入阻止に成功、③模倣品の販売業者に差止・商品廃棄・損害賠償を請求し、勝訴!

・事例 15 キョーイクホールディングス株式会社「メディカルラボ」

商標権を切り口とした知財ビジネス評価書を活用することにより、商標権の価値が数値化され、事業性が高く評価されたことで、銀行での融資の審査がスムーズに!

・事例 17 防府商工会議所「幸せます」

方言を商標に地域ブランドを立上げ、ブランド管理を徹底して地元企業に使ってもらうことで、年間1,000万円以上の経済効果を上げると共に、町全体に一体感が!

第５章　審判における取組

審判は、審査の上級審として審査官の拒絶査定を見直す役割、及び知的財産権の有効性をめぐる紛争の早期解決に資する役割を担っており、これらの役割を十分に果たすためには、審理内容の充実と審理の迅速化の両立が求められる。

また、審判制度や実務についての情報交換や相互理解を図るための国際的な連携強化も必要となる。そこで、特許庁は、以下に挙げる多面的な施策を実施している。

1. 審理内容の充実に向けた取組

（1）審理内容の充実

①口頭審理

無効審判[1]や取消審判[2]等の当事者系審判事件においては、的確な争点の把握・整理と当事者の納得感の向上のため、口頭審理を積極的に活用している。口頭審理は、合議体と当事者が口頭で直接議論することで、書面では言い尽くせない当事者の主張を引き出すとともに、対立する争点の把握や整理に役立っている。また、口頭審理において主張立証が尽くされるよう、当事者に対し、審理する事項を書面で事前に知らせることにより、十分な準備を促すようにしている。

特許・実用新案部門及び意匠部門では、無効審判事件のうち、当事者の全てが書面審理を申し立てている場合等を除いて、原則として全件口頭審理を実施しており、商標部門では、取消審判事件のうち、答弁書及び弁駁書が提出されたものについては、当事者の全てが書面審理を申し立てている場合等を除いて、原則として全件口頭審理を実施している。

2018年の口頭審理の件数は、特許・実用新案では146件、意匠では13件、商標では43件であった。そのうち、全国各地域の中小・ベンチャー企業等を支援するため、審判官が全国各地に出向いて行われる巡回審判を、特許・実用新案で28件、商標で6件実施した。

②IT審判廷

口頭審理をより円滑に実施するため、審判廷にモニター等のIT機器が備えられている。これにより、当事者が持参した技術説明等のための資料や証拠物品、審判書記官が作成した調書案等の内容を、参加者全員が迅速かつ的確に把握でき、当事者がお互いの主張をより円滑に尽くせるようになっている。



IT機器が備えられた大審判廷

③巡回審判・出張面接・テレビ面接

地方の企業及び大学等が審判の当事者である場合に、当該審理をより円滑に実施するため、合議体が全国各地に出向き、無効審判や取消審判の口頭審理を行う巡回審判や、拒絶査定不服審判の審理に関して直接的な意思疎通を図る出張面接を行っている。加えて、請求人等の当事者自

1 既に登録されている特許、実用新案、意匠、商標に対して、その無効を求めて特許庁に請求する審判。
2 登録商標の不使用や商標権者による不正使用等を理由として、当該登録の取消を請求する審判。

身の PC により利用することが可能なテレビ会議システムにより合議体とコミュニケーションを図る、テレビ面接も推進している。

2018 年においては、34 件の巡回審判、41 件の出張面接、5 件のテレビ面接を行った。

(2) 外部知見を活用した審理の一層の適正化

①審判実務者研究会

2006 年度以降、審判官、企業の知的財産部員、弁理士、弁護士等の審判実務関係者が一堂に会し、審決・判決の判断手法について個別事例を題材にして検討を行う「審判実務者研究会」（当初は「進歩性検討会」）を開催している。そこで得られた成果は、報告書に取りまとめ、審判実務にフィードバックするとともに、特許庁ウェブサイトなどを通じて広く周知している。

2018 年度も、知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所の裁判官をオブザーバーとして迎え、12 事例（特許 8 事例、意匠 1 事例、商標 3 事例）について研究を行い、その成果を取りまとめた「審判実務者研究会報告書 2018」[1] を公表した。

②審判参与

適正かつ迅速な審理を実現すべく、2007 年度末から、知的財産分野における豊富な実務経験及び知見を有する元裁判官等を「審判参与」として採用している。審判参与に対しては、審理業務における高度な法律問題に関して相談するとともに、審判官や審判書記官を対象とした法律研修等の講師を依頼し、また、審判参与会を適時開催して、審判に関する制度及び運用の在り方について提言を受けることなどにより、審判に関する制度及び運用の一層の適正化等を図っている。

③審・判決調査員

法曹資格等を有する者を「審・判決調査員」として採用し、口頭審理、審理事項通知書、調書等の内容に関する参考意見の作成と審判官へのフィードバックを、外部的視点を組み込む形で行うことにより、口頭審理の更なる充実を図っている。また、審・判決調査員に対して民事法的側面から審理業務について相談をしたり、審決取消訴訟の判決分析を依頼することなどにより、審理の一層の適正化に取り組んでいる。



巡回審判・出張面接・テレビ面接のリーフレット



審判実務者研究会報告書 2018

1 https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-sinposei_kentoukai2018.html

2. 紛争の早期解決・権利の早期取得に向けた取組

（1）紛争の早期解決
～権利付与後の審判～

無効審判等の権利付与後にその権利の有効性を争う審判事件については、優先的に審理を実施し、紛争の早期解決を図っている。

（2）権利の早期取得
～権利付与前の審判～

早期の判断を求めるニーズに対しては、特定の要件を満たす拒絶査定不服審判事件[1]について、申出によりその事件の審理を優先的に行う早期審理を実施している。2018年の早期審理の申出件数は、特許が188件、意匠が2件、商標が11件であった[2]。

3. 国際的な連携強化に向けた取組

（1）各国･地域の知財庁との連携

①審判専門家会合

審判分野における情報交換を行うため、審判専門家会合を開催している。2018年度は、6月に韓国で第9回日韓審判専門家会合を開催し、9月に中国で第4回日中審判専門家会合及び第6回日中韓審判専門家会合を開催した。



第4回日中審判専門家会合

②国際審判官協議

実際の審判事件についての意見交換を通じて、審判実務の情報交換を行うため、国際審判官協議を開催している。2018年度は、9月に中国にて日中韓国際審判官協議を開催した。

③その他

審判分野における相互理解を深めるため、各国･地域の知財庁等との意見交換を実施している。2018年度は、5月に日本にてシンガポール知財庁と、11月に日本にてフランス知財庁と、11月にスペインにて欧州連合知的財産庁と、12月に日本にて台湾知慧財産局と、3月に日本にて南京中級人民法院と、それぞれ意見交換を実施した。

（2）国内外の法曹界との連携

①国際知財司法シンポジウム2018

2018年10月31日－11月1日に、東京にて、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットとの共催により、国際知財司法シンポジウム2018を開催した。1日目は、特許権侵害訴訟における特許の有効性について、日米英独仏の裁判官による模擬裁判を実施した。2日目は、嶋野特許技監による基調講演の後、日米欧の審判官による「各庁における審判の最新状況」及び「特許を無効とするための審判の各庁比較」をテーマとした講演、「特許を無効とするための審判における手続」及び「特許を無効とするための審判における請求項の訂正」についてのパネルディスカッションを実施した。

1 特許については、次のいずれかの要件を備えた特許出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象となる。①審判請求人がその発明を既に実施している実施関連出願、②外国にも出願している外国関連出願、③審判請求人が中小企業、個人、大学、TLO、公的研究機関のいずれかであるもの、④審判請求人でない者（第三者）が、その審判事件の特許出願の出願公開後にその発明を業として実施していること、⑤グリーン発明（省エネ、CO_2削減等の効果を有する発明）について特許を受けようとする特許出願、⑥審判請求人が、震災に起因する被害等を受けた者等である出願、⑦アジア拠点化推進法関連出願
また、意匠、商標については早期審査と同様の要件を備えた出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象となる。
2 前置登録された事件等を含めると、早期審理の申出件数は、特許が274件、意匠が3件、商標が7件であった。

4. 審判に関する情報発信

(1) 国際的な情報発信

法解釈や運用の理解に参考となる審決等（審決、異議決定、判定）について、2016年1月より特許庁ウェブサイト（日本語版、英語版）[1]で、人手翻訳による英語翻訳文（審決英訳）の提供を開始し、2018年度は100件の審決英訳を提供した。さらに、審判実務者研究会報告書の要約版[2]や、他の審判に関する情報についても英語での公表を行うことで、国際的な情報発信の充実を図った。



審判実務者研究会報告書の英語要約版

(2) 審判制度の普及啓発

特許庁では、口頭審理を積極的に活用することで、当事者の納得感向上に努めている。また、地域の企業や大学等と審判合議体とのコミュニケーションを円滑にするため、口頭審理を地方で実施する巡回審判を推進している。

知財制度ユーザーに対してこれらの施策をアピールし、一層の利用促進を図るとともに、審判制度の普及・啓発を図ることを目的として、模擬口頭審理の実演を実施している。2018年度は、浜松における特許庁知財セミナーや、大阪、名古屋、札幌及び那覇における巡回特許庁において、模擬口頭審理の実演を実施した。



巡回特許庁 in 名古屋における実演



巡回特許庁 in 那覇における実演

1 https://www.jpo.go.jp/seido/shinpan/shinketsu-eiyaku.html
2 https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/sinposei_kentoukai.htm

1 2

第６章　特許庁におけるデザイン経営の取組

平成 29 年度に経済産業省・特許庁が開催した「産業競争力とデザインを考える研究会」において取りまとめた「『デザイン経営』宣言」において、行政においても「デザイン経営」を実践していくことの必要性が提言された。これを受け、特許庁では、行政サービスの品質の向上を図るため、2018 年８月に「デザイン統括責任者（CDO）」を設置し、その下に「デザイン経営プロジェクトチーム」を立ち上げ、デザイン経営の実践を開始した。

1.「デザイン経営プロジェクト」とは

経済産業省及び特許庁では、平成 29 年７月から平成 30 年５月に「産業競争力とデザインを考える研究会」を開催し、その報告書として「デザイン経営宣言」取りまとめた。

デザイン経営宣言では、「デザイン経営」とは「デザインを企業価値向上のための重要な経営資源として活用する経営である」と定義づけ、ブランド力とイノベーション力の向上を通じて、企業競争力の向上に寄与することができると示した。また、世界の有力企業が戦略の中心にデザインを据えているなか、日本では経営者がデザインを有効な経営手段と認識しておらず、グローバル競争環境での弱みになっていると指摘している。

これを受け、特許庁では、行政サービスの品質の向上を図るため、2018 年８月に「デザイン統括責任者（CDO）」を設置し、その下に「デザイン経営プロジェクトチーム[1]」を立ち上げ、デザイン経営の実践を開始した。

特許庁は、「デザイン経営」のための具体的取組のうち、以下のことに取り組んだ。

①デザイン責任者の経営チームへの参画及びデザイン経営の推進組織の設置

特許庁「デザイン経営プロジェクトチーム」を発足。長官・特許技監（CDO）のもと、部署や職種を超えた 60 名をメンバーに。

②デザイン手法による顧客の潜在ニーズの発見

対象となるユーザーを定義。インタビューを実施し、潜在ニーズや課題を発見した。

③アジャイル型開発プロセスの実施

インタビュー、仮説課題の定義、解決策としてのサービスの企画、プロトタイピング（試作）、ユーザーテスト（検証）を繰り返し実施した。

④採用および人材の育成

デザイン経営の有識者をメンター（助言者）、コーチ（指導者）に迎え、プロジェクトを実施しながら習熟していった。

1 第２部第１章参照

2. デザイン経営実践の記録

以下では、特許庁が実践したデザイン経営の記録について紹介する。

(1) プロジェクトの歩み

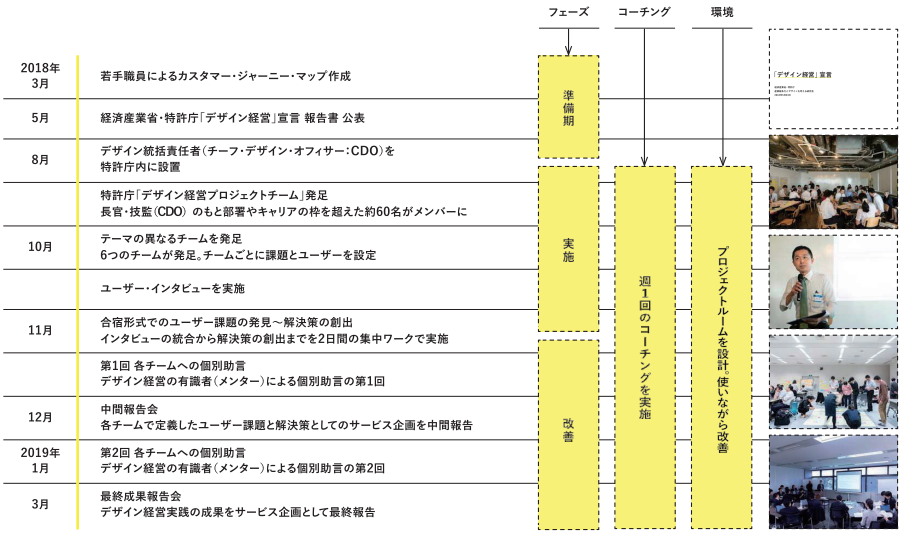
特許庁は2018年8月にデザイン経営プロジェクトチームを発足させ、以下のような取組を行ってきた［2-6-1図］。

(2)「ダブルダイヤモンド・モデル」の実践

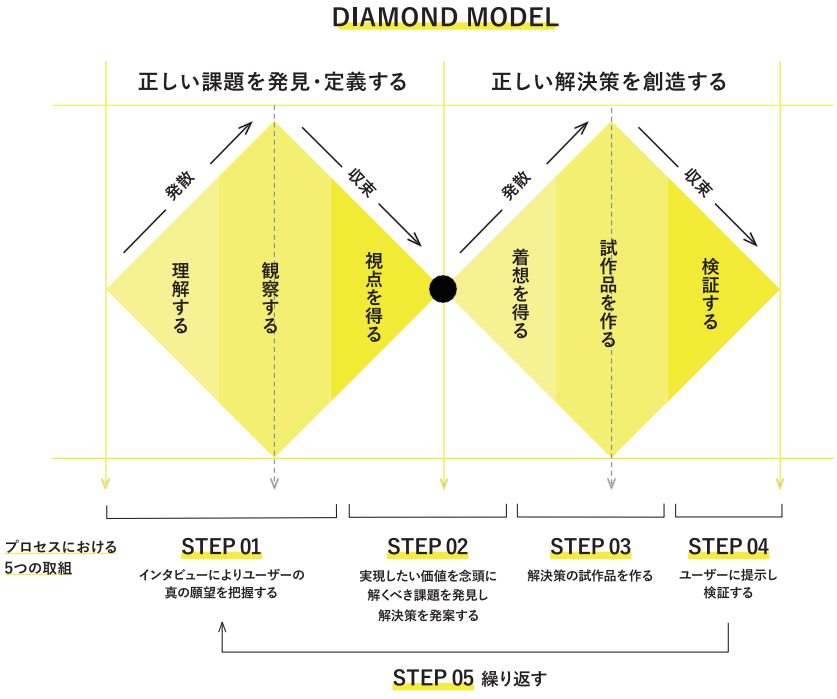
ダブルダイヤモンド・モデルに基づき、「課題をどう設定するか」、「それをどう解決するか」を二つの段階に分けて検討した。まず、「ユーザーにとっての課題は何か」ということを、腹落ちするまで集中して検討した。

解決策を創造する段階では、一見現実的ではない着想が出てきても、頭から否定することなく、多様な意見を尊重するよう努めた［2-6-2図］。

2-6-1図 プロジェクトの歩み



2-6-2図 ダブルダイヤモンド・モデル



①ユーザー・インタビュー

a. インタビュー対象の選定

「誰」が「何」に困っているか?という視点から、ユーザー仮説と課題仮説を設定し、インタビュー対象を選定した。

b. インタビュー項目の準備

貴重なインタビューの機会を最大限に生かすため、事前に聞き出したいことを書き出した。

c. インタビューの実行

インタビューは、深い情報を得られるように１時間程度の時間を設定した。インタビューする者と記録する者は別にし、インタビューする者がユーザーとの対話に集中できるようにした。

d. まとめ

インタビューの記憶が鮮明なうちに振り返り、メモでは落ちてしまいがちな文脈も記録するよう心掛けた。

②課題の発見～解決策の発案

a. インタビュー結果の統合

インタビューで得られたユーザーの発言を、KJ法を用いてグループ化し、情報を整理・分類し、分析した。

b. ユーザー像の作成と共感

インタビューを統合・分析して導いた、具体的なターゲットユーザー像を作成した。ユーザーの行動や価値観、ニーズ・課題に共感した。

c. カスタマー・ジャーニー・マップの作成

ユーザーが達成したいゴールまでのプロセスを一連のものとして捉えた「カスタマー・ジャーニー・マップ」を描き、様々な状況でユーザーが抱く感情を列挙した。

d. 課題後の定義

マップから抽出されたユーザーの課題の中から、より根本の原因に近いと思われるものを、解決策を考えるべき課題として絞り込み込んだ。

e. 課題解決策の着眼

定義した課題に対して、「自分たちができることは何か?」という視点で、ブレインストーミングを行い、まずは着想を発散させた。突拍子もない着想でもすぐに否定せず、多様な意見を認めることで、普段の業務では出てこない斬新な着想が得られた。

③解決策の試作品作り

a. 解決策を仮定する

発散させた多くの着想の中から、ユーザーの課題を本当に解決するものは何か、設定したユーザーに最も届きやすい手段は何かを検討し、解決策を絞り込んだ。

b. とりあえず形にしてみる

仮定した解決策に対して具体的な反応を得られるよう、試作品を作った。それが難しいチームは、とりあえず、スケッチや絵コンテで表現した。

c. 自分たちで試してみる

作成した試作品を、ユーザーに見せる前に、チームのメンバーで自ら試し、改良ポイントを探した。当初は想定できなかった課題を発見することもできた。

d. 改善を重ねる

そこで気づいた改良点は、すぐに次の試作品に反映させた。それをまた自ら試してみるというプロセスを重ねることで、解決策の精度が上がっていった。

④ユーザーとの検証

a. ユーザーの選定

テストでは、設定したユーザーに近い対象を選定した。

b. 検証の実施

解決策の試作品をユーザーに示し、良い点、悪い点、また、実際に使いたいと思うか、など、具体的な意見を聴取した。

c. まとめ

ユーザーから得られた反応を整理・分析することで、ユーザーのより深いニーズに対する気付きが得た。

d. 解決策のブラッシュアップ

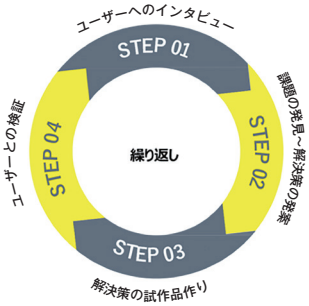
ユーザーから得られた気づきを、解決策とその試作品に反映し、継続的に検証と改善を繰り返した。

⑤繰り返す

解決策の創出は、観察・仮説構築・試作・再仮説構築の反復を行うアジャイル型の開発プロセスで実行した［2-6-3 図］。

ユーザーに受け入れられなかった場合は、受け入れられる解決策にたどり着けるよう、プロセスを繰り返した。

2-6-3図
アジャイル型の開発プロセス



3. 得られた成果

(1) UI（ユーザーインターフェイス）チーム

①「拒絶理由通知」でのつまずきをスマホで解消するサポート

拒絶理由通知にQRコードを付与し、ユーザーの思考の流れに沿って対応方法をわかりやく紹介するサポートページに容易にアクセスできるよう、ユーザーが拒絶理由通知に対応しやすくなる解決策を考案した。

②知財情報を一元管理できるウェブサイトを提供

多くの企業で行われている紙やエクセルベースの属人的な知財管理を開放し、自社の知財の状況をオンラインで一元管理できるウェブサイトを考案した。このウェブサイトにより、知財担当者が変わっても、継続的に自社の知財を維持できる。競合他社の出願動向を得られる「ウォッチリスト機能」、自社の出願に関する情報の履歴を保存し、共有するための「メモ機能」など、今後多様なサービスを拡充し、包括的な知財管理プラットフォームへの発展も構想した。

(2) 海外チーム

①海外出願人のニーズに沿った施策を生み出す新プロジェクト

欧米からの出願人対応に特化した担当チームを編成し、単一の解決策ではなく、ユーザーとの対話を深めながらユーザーの様々な課題を解決する包括的な取組みを始めた。情報発信のための媒体や内容を工夫し、様々な対話の機会を設けるなど、あらゆる接点で、海外出願人の課題やニーズに寄り添ったサービスを検討した。

②テクノロジーで出願コストを削減

特許出願の最初に必要となる膨大なページ数の「明細書」の翻訳の要否に着目した。

まずは機械翻訳に関して、ユーザーを巻き込みつつ精度を向上させるアイデアを提案した。また、機械翻訳の精度向上が実現することを条件として、必要な時に必要な書類だけ翻訳を義務づける制度を導入することも提案した。

(3) 国内スタートアップチーム

①知財人材のプロボノ・副業支援 会員限定の人材マッチング

特許庁は、2018年12月「スタートアップ知財戦略」のためのポータルサイト“IP BASE”を開設した。情報支援を開始したが、今回発見したユーザー課題は「スタートアップを理解する知財人材に出会えない」ことだった。そこで、企業内の知財人材や弁理士のプロボノ、副業の活性を促した上で、知財人材とマッチングできる会員限定サービスを企画した。スタートアップの育成支援プログラム「J-Startup」との連携も行った。

(4) 国内中小・ものづくりチーム

①事業転換を狙うものづくり企業に特許庁の知財戦略チームを派遣

技術を活かした新規事業に乗り出す情熱と、地域をけん引する使命感を持つ中小企業経営者を対象として設定した。彼らの課題は、「新事業の構想はあるが、連携する関係者との間で戦略の共有が難しい」「新事業の構想実現に必要な資金調達に苦労する」というものだった。

そこで、特許庁に知財戦略支援の新チームを組成し、彼らの戦略会議に出向き、事業構想を裏付ける知財戦略面についてアドバイスを行うサービスを提案した。併せて、支援を通じて得られた課題から新たな施策立案に繋げるとともに、成功事例の周知によって、他の中小企業の知財活動や金融機関、支援機関における知財に着目した中小企業支援を触発することで、ものづくり中小企業全体の活性化を狙った。

(5) 国内サービス・ブランディングチーム

①知財に無関心な経営者にも届く商標未取得リスクの啓発動画

ターゲットは、安心してビジネスを続けられることを願う、中小企業の経営者とした。発見した課題は、「知財について身近に相談できる人がおらず孤独を抱えている」、「特許庁の HP は難しそうだから見にいかない」ことだった。加えて、これまでの特許庁の広報では、知財に無関心な層に届きにくいことに気づいた。このため、経営者や周りの家族がスマホで視聴し、SNS で共有できる啓発動画を企画した。この啓発動画は、商標を取得しないことによるリスクを視聴者に気づかせることを目的としている。また、わかりやすく情報提供する特設サイトの開設も検討している。

(6) 広報チーム

①こども向けイベントのプログラムと業者への発注・開発工程を刷新

毎年夏に実施している「特許庁こども見学デー」を、これまでの「知財を伝える」という切り口ではなく、「創造性の本質を伝える」という切り口に刷新した。

「こども見学デー」の企画内容に今回把握できたユーザーの真の願望を反映するほか、イベントの前後にもこどもたちとのコミュニケーションを継続するための仕掛けを検討している。併せて業者への発注・開発プロセスも刷新し、特許庁と業者の共創によって企画を作り上げる。

これまで特許庁視点で仕様書を作成し、入札によって選定された業者の企画提案をもとに組み立てていたイベントの発注～開発工程に、ユーザーの視点を取り入れることに挑戦する。

仕様書にインタビューで発見したユーザーの真の願望や課題を反映しただけでなく、業者決定後にも特許庁と業者で共創することを盛り込み、開発工程においてもユーザー・インタビューや検証を実施することとした。ユーザー視点を徹底するためのプロセスの刷新である。

第7章 情報システムにおける取組

本章では、特許庁の業務を支える情報システムにおける取組について、現在及び今後のシステム開発に関する取組、及び、情報システムを通じた国際的取組について紹介する。

1. 特許庁の情報システムにおける取組

特許庁は、1990年に世界に先駆けて実現した電子出願システムをはじめとして、庁内の事務処理、先行技術文献の検索など、様々な業務に情報システムを導入してきた。2018年には、特許・実用新案が98.9%、意匠が92.9%、商標が83.7%という高い電子出願率を達成しており、今後も、庁外ユーザーや庁内職員の利便性向上のために必要なシステム開発を行っていく予定である。

(1) 特許庁のシステム開発

①業務・システム最適化

特許庁は、2013年3月に「特許庁業務・システム最適化計画」(2013年度から2022年度までの10か年計画)を策定し、当該最適化計画に沿ってシステム開発を進めてきた。そして、2018年3月に、前半5年間の開発成果と後半5年間の開発予定を特許庁ウェブサイト[1]にて公表した。さらに、2018年6月、「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」の策定に伴い、最適化計画で定められていた後半5年間(2018年度から2022年度まで)の開発事項は、「特許庁における業務・システム最適化」の取組として、当該中長期計画に取り込まれた[2]。

本取組では、従前の最適化計画と同様、以下の4つの目標を掲げている。

(i) 世界最高レベルの迅速かつ的確な権利の設定に不可欠なシステムの基盤の整備
(ii) 情報発信力の強化及びユーザーの利便性向上
(iii) 安全性と信頼性の高いシステム及び運用体制の構築
(iv) 行政運営の簡素化、効率化、合理化、質の向上及びシステム経費の節減

現在、特許庁は、上記「特許庁における業務・システム最適化」の取組に基づき、順調にシステム開発を進めている。

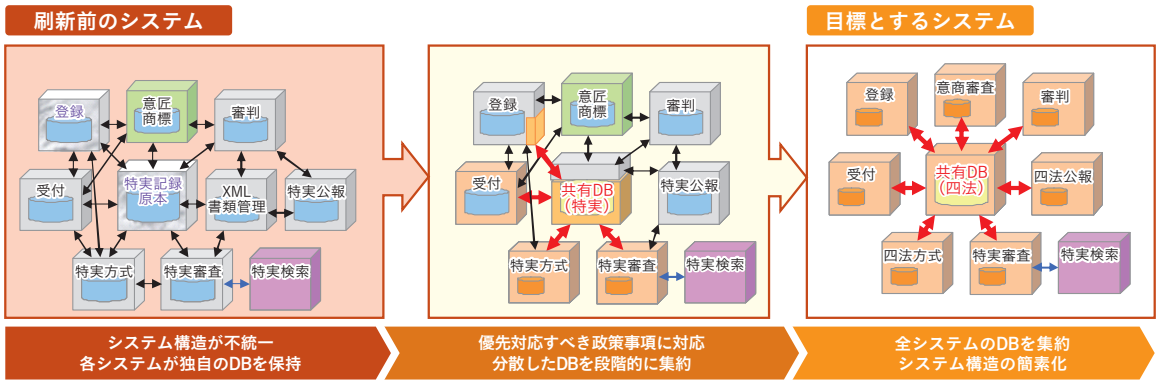
②特許庁のシステムの刷新方針

特許庁のシステムは、各種業務の電子化を累次に進めてきた結果、個別システムの構造が不統一で、全体として複雑なものとなっており、知的財産を取り巻く環境変化に迅速・柔軟・低コストで対応することが難しくなっていた。そこで、このような環境変化に対応できるシステムへと刷新すべく、個別システムの構造の定型化や全システム共有のデータベース構築によるシステム構造の簡素化を進めている。当該刷新にあたっては、全ての個別システムを一括して刷新する方式ではなく、段階的に刷新する方式、すなわち、優先度の高い政策

1 https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/gyomu/system_sintyoku.html
2 https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/gyomu/system_tougou.html

事項へのシステム対応を逐次進めつつ、並行して、段階的に個別システムのデータベースを統合し、システム構造の簡素化を進める方式を採用している。この方式により、優先すべき政策事項に適時対応[1]しながら、個々のシステム刷新における開発規模を縮小して開発リスクを低減し、着実にシステム刷新を進めていく［2-7-1 図］。

2-7-1図　段階的刷新の概念図



③業務・システム最適化の実施体制

業務・システム最適化の実施にあたっては、特許庁長官を本部長とし、特許庁情報化統括責任者（特許庁 CIO）である特許技監を本部長代理とする「特許庁情報化推進本部」を設置し、強力なトップマネージメントによる意思決定やプロジェクト推進を可能としている。また、上記「段階的に刷新する方式」の採用により、複数のシステム開発が同時並行的に実施されることから、「特許庁 PMO（Program Management Office）」を設置し、全体を見渡したプロジェクト進捗管理を着実に実施可能としている。

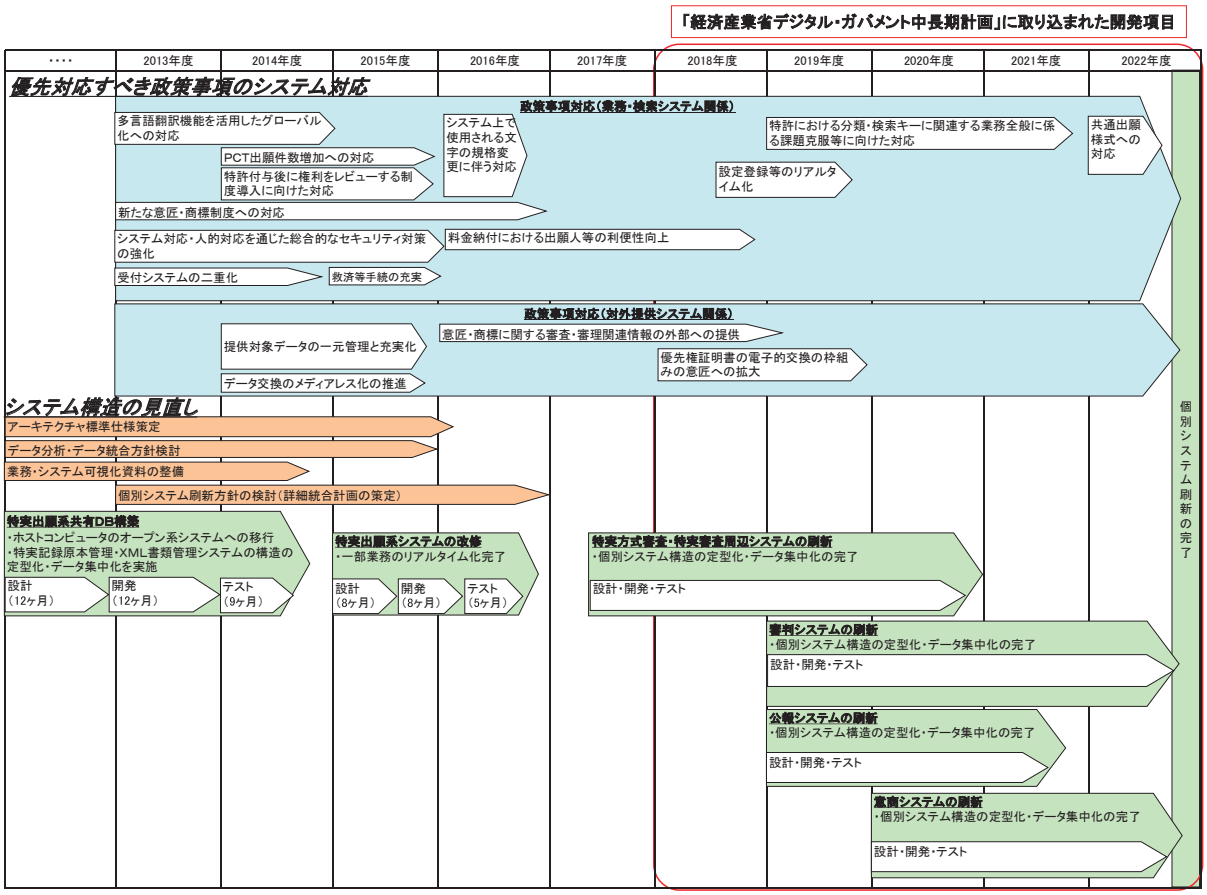
④最適化の取組による各種サービスの向上

本取組により 2019 年度以降に実現する主な項目は以下のとおりである。

a. クレジットカード決済を利用した料金納付（2019 年 4 月）
b. 意匠・商標に関する審査・審判関連情報の外部への提供（2019 年 5 月）
c. 設定登録のリアルタイム化（2020 年予定）
d. 海外特許庁との意匠の優先権証明書の電子的交換（2020 年予定）

1 2018 年度までに、受付システムの二重化、中韓特許文献の翻訳・検索システムの構築、新たな意匠・商標制度への対応などを実現。

2-7-2図 業務・システム最適化の工程表



(2) 人工知能(AI)技術の業務への活用可能性検討

特許庁では、2017年4月27日に「特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プラン」を公表し、業務へのAI技術の活用可能性について検討を行ってきた。

2018年度は、2017年度の検討結果を踏まえ、アクション・プランの内容を見直して改定版を策定し、本改定版に沿って検討を進めた。

具体的には、3業務（電話等の質問対応、先行図形商標の調査、指定商品・役務調査）について、導入準備に向けて実証事業を継続するとともに、2業務（先行技術調査（画像検索技術の特許図面への適用）、先行意匠調査（平面的意匠の調査））について、新たに実証事業を実施した。

さらに、AI技術を活用した業務支援ツールの開発・導入に向けた体制整備を進めた。なお、業務支援ツールの開発に際しては、AI技術の進展に追従し、最先端の技術を導入できるよう、短期間でPDCAを回せるアジャイル型開発を導入するとともに、支援ツールがブラックボックス化するのを回避し、機動的に微調整を行う運用ができるよう、特許庁内の開発チームが自ら開発を行う予定である。

2. グローバルなIT化に向けた取組

世界的に急増する出願に対応し、業務の更なる効率化を図るべく、各国特許庁は、出願・審査関連書類の電子的管理や審査業務をサポートする情報システム基盤の強化を推進している。

本節では、日本国特許庁が海外特許庁と共に行っている情報技術（IT）を活用した様々な国際的協力と、日米欧中韓の五庁が進めている「グローバル・ドシエ」について紹介する。

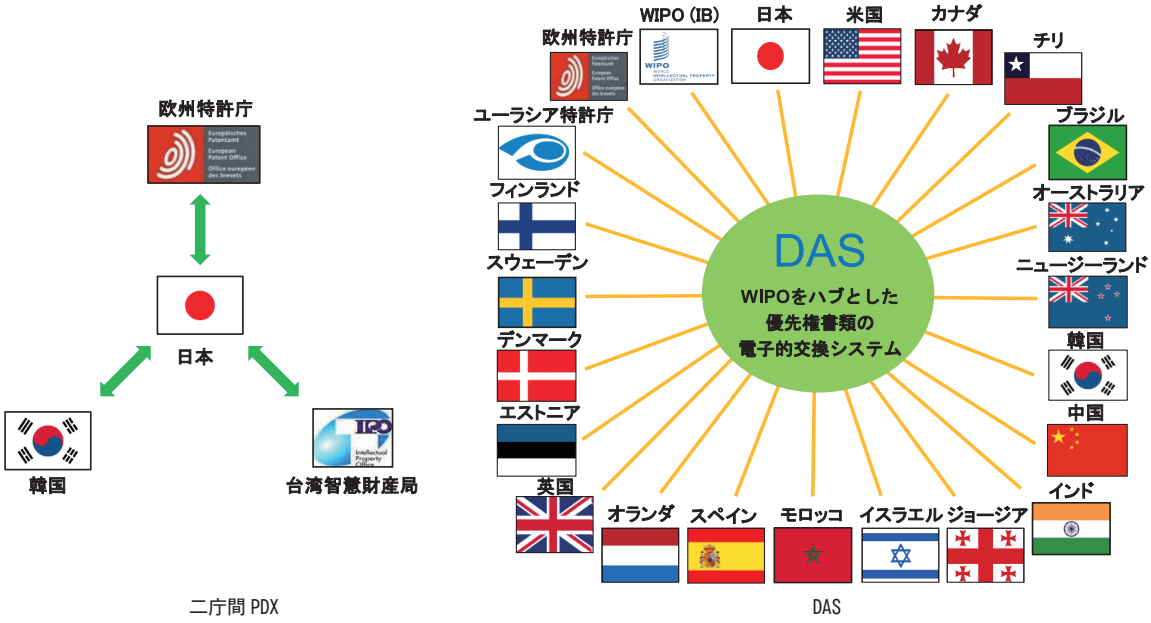
（1）優先権書類の電子的交換（特許及び実用新案）

出願人が優先権主張を伴い海外へ出願するためには、原則、優先権書類の紙書面の提出が必要となるが、日本国特許庁は、欧州特許庁、韓国特許庁及び台湾智慧財産局と二庁間での優先権書類の電子的交換（二庁間 PDX）を行っており、出願人は、これらの庁に対する優先権書類の紙書面の提出を省略することができる[2-7-3 図]。

また、複数の特許庁・機関に出願する際の手続を簡略化するため、2009 年 4 月から世界知的所有権機関（WIPO）の「デジタルアクセスサービス（DAS）」が開始されている。日本国特許庁は、DAS の利点に鑑み二庁間 PDX から DAS への一本化を推進しており、2018 年 12 月には、欧州特許庁及び韓国特許庁との間で、従来の二庁間 PDX と並行して、DAS を利用した優先権書類の電子的交換が開始された［2-7-3 図］。

今後も、ユーザーニーズを踏まえつつ、DAS 参加庁の増加及び更なるサービスの改善に向けた取組を推進していく。

2-7-3図　優先権書類の電子的交換の対象庁（2019 年 5 月現在）



（2）グローバル・ドシエ

「グローバル・ドシエ」とは、2012 年 6 月の五庁長官会合において、日本国特許庁と米国特許商標庁とが共同提案したものであり、各国特許庁のシステムを連携させ、各国特許庁が有する特許出願の手続や審査に関連する情報（ドシエ情報）の一般ユーザーとの共有や新たな IT サービスの実現を目指す構想である。五庁と各国の産業界とが共同してグローバル・ドシエ・タスクフォース[1]を構成し、取組を推進している。

①ドシエ情報の共有の取組

企業活動のグローバル化に伴い、複数の国・地域に同一発明の出願がなされている。このような状況下において、審査の効率化を図るために、各国特許庁のドシエ情報を各国審査官が相互参照可能とするシステムの整備が必要とされている。

そこで、日本国特許庁の主導により、複数庁に出願された同一発明のドシエ情報を一括で提供するサービスである「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」を、2013 年 7 月に五庁の審査官を対象として開始した。

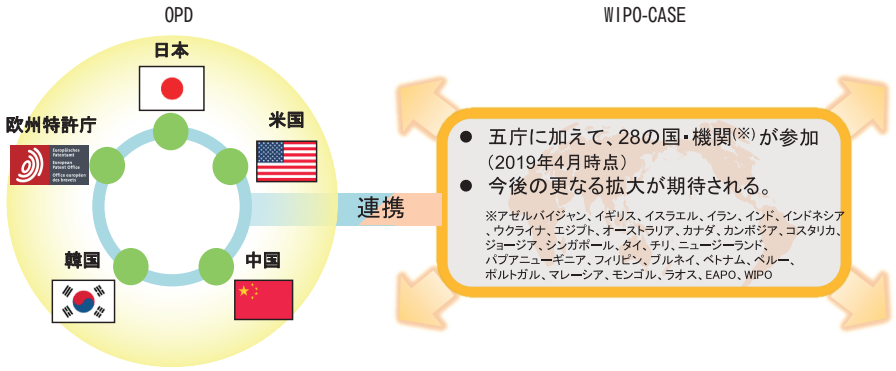
1 グローバル・ドシエのプロジェクトにユーザーニーズが反映されるよう、五庁及び WIPO の実務者と五庁ユーザー団体の実務者で構成された検討体。

また、日本国特許庁は、WIPOと協力して、OPDと、WIPOが提供するドシエ情報相互参照システムであるWIPO-CASE[1]とを連携する技術を2014年3月に確立した。当該技術を利用して、2016年までに五庁全てがOPDとWIPO-CASEとの連携を実現し、ドシエ情報共有ネットワークは五庁の枠を超えて拡大することとなった［2-7-4図］。

さらに、五庁は、世界中のユーザーがドシエ情報を参照できるよう協力を進めており、日本特許庁は2016年7月から、J-PlatPatを通じてユーザーへOPDのサービスを提供している。

今後も、WIPO-CASEへの新規参加やドシエ情報の有効活用等を促進することによって、ドシエ情報共有ネットワークの拡大を通じた、グローバルなワークシェアリングのITインフラ整備を進めていく。

2-7-4図 OPDとWIPO-CASEの連携



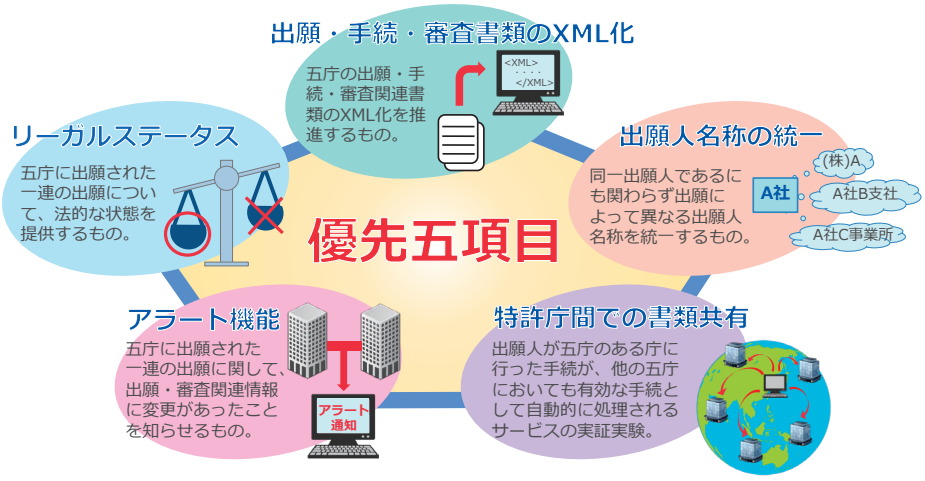
②ITを活用した新たなサービスの実現を目指す取組

2015年1月に開催されたグローバル・ドシエ・タスクフォース会合では、産業界から、究極目標として複数庁への一括出願（クロス・ファイリング）の実現が示される一方、産業界の当面の5つの関心事項について優先的に取り組むことが要請された。五庁は、これを優先五項目と位置づけ、実現に向けた具体的な手段や課題について検討を進めている。

2018年6月に米国で開催された五庁長官会合では、各項目の具体的な実施内容及び今後の作業計画について承認がなされた。

2019年1月にオランダで開催されたグローバル・ドシエ・タスクフォース会合では、産業界に対し、各項目のこれまでの進捗が報告されるとともに、今後の進め方について議論がなされた。

2-7-5図 グローバル・ドシエの優先五項目



1 WIPO-CASE:WIPO-Centralized Access to Search and Examination

(3) 共通文献プロジェクト

特許等の審査においては、自国のみならず世界中の文献を調査対象とする必要がある。そのためには、世界の各国特許庁が保有する文献データ範囲を統一し、国際的なワークシェアリングに資するサーチ環境の高度化を目指す必要がある。

そこで、五庁は、2008 年より各国特許庁審査官が同一の文献データ範囲にアクセスできるようにサーチデータベース環境を整備する「共通文献プロジェクト」を開始し、①共通文献セットの目録（オーソリティ・ファイル）の作成、② CD 等の記録媒体を用いない形態での各国特許庁間のデータ交換（データ交換のメディアレス化）を行ってきた。2019 年 3 月現在、日本国特許庁から、五庁を含む 41 の海外特許庁・機関へメディアレスでデータ提供することにより、従来の記録媒体での提供に起因するデータエラーをなくすとともに、文献データを交換するためのコストを削減している。

(4) 新興国へのIT関連の支援

ASEAN 諸国を始めとする新興国は、商品製造拠点や成長市場として重要性が一層高まっている。これらの新興国における知的財産行政を効率化し、我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとすべく、日本国特許庁は、我が国から WIPO への任意拠出金を財源とした信託基金（WIPO ジャパンファンド）を通じて、新興国の IT インフラ整備を支援している。今後も、日本国特許庁の IT システム構築の実績と経験を生かし、ワークショップ、各種プロジェクト、招へい研修、専門家派遣など、新興国への IT システム関連の支援を継続していく予定である。

①紙書類の電子化支援

ASEAN 等の新興国の知財庁においては、IT を活用した業務の効率化や知財情報へのアクセス性向上を図る上で、出願書類等の電子化が課題となっている。日本国特許庁は、WIPO ジャパンファンドを通じて、新興国知財庁の紙書類の電子化プロジェクトを支援している。現在、タイ、フィリピン、ベトナムでプロジェクトを継続中である。

②ワークフロー最適化支援

IT システムの導入にあたっては、特許や商標の出願から登録までの業務の流れ（ワークフロー）を定型化して最適化することが望ましいため、日本国特許庁は、WIPO ジャパンファンドを通じて、新興国知財庁のワークフローの最適化プロジェクトを支援している。2018 年度には、ベトナム、ラオスでのプロジェクトが完了した。

③新興国向けIT システムの開発支援

WIPO は、WIPO-IPAS[1] という知財庁向け事務処理システムを無償で提供しており、80 か国以上の知財庁が当該システムを導入している。WIPO-IPAS は、特許や商標のオンライン出願、庁内での書類の電子的決裁や出願人への発送、公報の電子的発行などの機能がある上、各国知財庁のニーズに合わせて必要な機能のみを選択して導入できるという柔軟性を有している。日本国特許庁は、WIPO ジャパンファンドを通じて、WIPO-IPAS のシステム開発を支援している。

④WIPO-CASEの開発と普及の支援

日本国特許庁は、WIPO が提供する特許の出願・審査情報（ドシエ情報）の共有システムである WIPO-CASE について、WIPO ジャパンファンドを通じて、WIPO-CASE の機能向上、OPD との連携、WIPO-CASE への新興国の参加などを支援している。2018 年度には、WIPO-CASE を利用したドシエ情報の参照･利用方法に関するワークショップ[2]（於タイ）の開催を支援し、日本国特許庁の特許審査官を講師として派遣した。

⑤新興国向けIT研修の実施

日本国特許庁は、2018 年度に新興国知財庁の IT 担当者 23 名を招へいし、知財庁における効率的な IT インフラを構築・利用する人材育成のための研修を実施した。

1 WIPO IP Office Administration System
2 第 3 部第 2 章 3. (2) ⑤ d.WIPO-CASE ナショナルワークショップ参照

第8章 多様なユーザーへの支援・施策

1. スタートアップへの支援

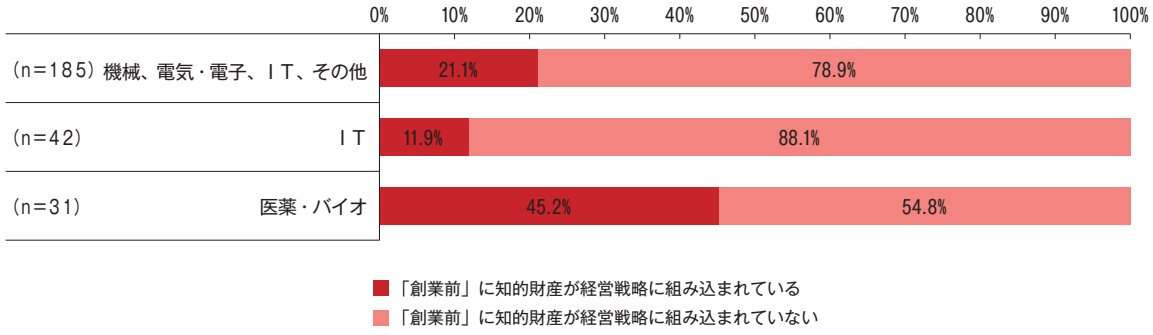
産業構造や社会の変革が急速に進む中、ベンチャー企業（スタートアップ）には、破壊的イノベーションにより産業の新陳代謝を促し、大企業・中堅企業との連携によるオープンイノベーションのけん引役として、我が国の経済発展を将来にわたり支えていくことが期待されている。政府全体としても、2016年4月に日本経済再生本部が「ベンチャー・チャレンジ2020」を取りまとめ、ベンチャー・エコシステムの構築に向けて政府一体となって取り組んでいるところである。

革新的な技術やアイディアをもとに創業するベンチャー企業にとっては、その技術・アイディア自体が財産となるため、権利化・ノウハウ化やライセンスなどの方針や体制を整備する「知財戦略」に意識して取り組むことが求められる。しかしながら、創業前に知財戦略を構築しているベンチャー企業は約2割に留まるなど［2-8-1図］、知的財産の重要性がベンチャー企業に十分浸透しているとはいい難い。また、ベンチャー企業の他に投資家やアクセラレータなどから構成されるベンチャー・エコシステムへの知財専門家の関与は十分とはいえない。

以上のような認識のもと、特許庁では、これまでの中小企業施策全体における「中小・ベンチャー企業」としての取り扱いを改め、ベンチャー企業に対してさらに支援を強化するため、2018年7月にベンチャー支援班を正式に立ち上げた。ベンチャー企業に対して知財に関する情報を的確に発信し、知財意識の向上を図るとともに、ベンチャー企業特有の知財面の課題を解決すべく各種施策を実施していく。

本節では、特許庁のベンチャー企業向けの支援施策について紹介する。

2-8-1図 知的財産を経営戦略に組み込んだ時期



（備考）「機械、電気・電子、IT、その他」には、「医薬・バイオ」は含まれない。
（資料）平成29年度特許庁制度問題調査研究「スタートアップが直面する知的財産の課題および支援策の在り方に関する調査研究」

(1) スタートアップへの支援施策

①知財アクセラレーションプログラム（IPAS）

ベンチャー企業にとっては、革新的な技術やアイディアを知的財産で適切に保護しておくことが必要であるが、創業期における多くのベンチャー企業は、資金調達などビジネスの立ち上げに手一杯で、知的財産への対応は後手になっている。

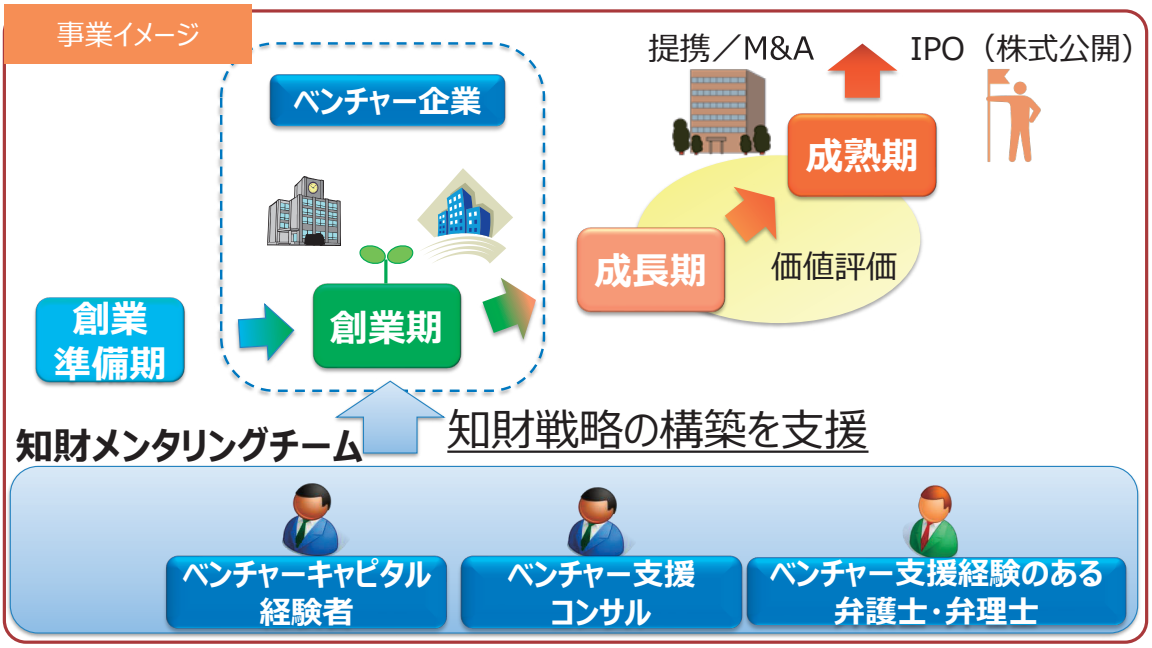
そこで、創業期のベンチャー企業を対象に、ビジネスコンサルタントなどのビジネスの専門家と、知

財専門家等からなる知財メンタリングチームを派遣することで、ベンチャー企業のビジネスを後押しする知財戦略の構築や、知的財産権の取得に向けた支援を行う［2-8-2 図］。

本事業により、知財を活用してビジネスを成長させるベンチャー企業の創出を図るとともに、成果を広く普及啓発することでベンチャー企業に対する知財支援の活性化を促進する。

本事業は 2018 年度に初めて実施し、2018 年度は、10 社のスタートアップを採択して支援を行った。2019 年度も規模を 15 社に拡大し実施する。

2-8-2図　創業期ベンチャー企業に対する知財ハンズオン支援事業イメージ



②ベンチャー企業対応スーパー早期審査・面接活用早期審査

投資家からの資金調達や、他の企業との事業提携において、ベンチャー企業が特許権を取得していることは、技術力を裏付ける強力なアピール材料となる。したがって、ベンチャー企業にとっては、資金調達や提携のタイミングまでに重要な技術の権利化を進める必要があり、スピーディな審査が望まれる場面も少なくない。さらに、ベンチャー企業は権利取得の経験が少ないため、ビジネスで活用できる特許権取得には、審査の際、審査官とコミュニケーションを充分に図ることが重要である。

そこで、2018 年 7 月より、特許審査に関するベンチャー企業支援策として、ベンチャー企業を対象とする面接活用早期審査及びスーパー早期審査を開始している。

ベンチャー企業対応面接活用早期審査は、ベンチャー企業の「実施関連出願」を対象に、一次審査通知前に面接を行うことで、ベンチャー企業が戦略的に質の高い特許を早期に取得できるものである（2018 年実績：9 件）。

ベンチャー企業対応スーパー早期審査は、ベンチャー企業の「実施関連出願」を対象に、スーパー早期審査のスピードで対応することで、何よりも早く特許権を取得したいというニーズに応えるものである（2018 年実績：42 件）。

③日本発知財活用ビジネス化支援（ジェトロ・イノベーション・プログラム）

特許庁では、JETROに対する補助金事業として、日本で産業財産権を保有している日本の中堅・中小・ベンチャー企業を対象に、シリコンバレーや深圳など、世界有数のベンチャー・エコシステムを擁する地域で開催される大型展示会へのブース出展、ビジネス・マッチングイベントへの参加を支援し、海外展開を促進する事業を2015年度から行ってきた。

2018年度は、シリコンバレー、深圳、ASEAN、ベルリンにおいて実施した。2019年度も、シリコンバレー、深圳、ASEAN（タイ）において実施予定である。[1]

④スタートアップに対する料金の軽減制度

一定の要件を満たすスタートアップの特許出願については、特許庁へ支払う手数料の一部を軽減する制度が利用可能である。

【対象者】

- 設立後10年未満で資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること
- 大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていないこと

【軽減措置の内容（国内出願）[2]】

- 審査請求料1/3に軽減
- 特許料（第1年分から第10年分）1/3に軽減

【軽減措置の内容（国際出願）[3]】

- 送付手数料・調査手数料1/3に軽減
- 予備審査手数料1/3に軽減
- PCT国際出願手数料・取扱手数料1/3に軽減（2/3に相当する額の交付）

（2）スタートアップと知財のコミュニティ構築に向けて

スタートアップにとっては、知財はハードルが高く、対応が後回しになりがちであるため、知財戦略構築に向けて具体的に動き出すためには何らかのきっかけが必要である。しかしながら、スタートアップが普段コミュニケーションをとるコミュニティに弁理士などの知財の専門家が十分入り込めていないことや、知財戦略の重要性を十分に理解している投資家が多くないこと等の理由から、そのようなきっかけに遭遇しにくいのが現状である。特許庁では、スタートアップと知財の距離を縮め、スタートアップが知財に取り組むきっかけとなるよう、スタートアップ向け知財コミュニティの構築を推進している。

①スタートアップ向けのイベント・セミナーの実施

スタートアップ向けのイベント・セミナーの企画を通じて、スタートアップに対して普及啓発を行うとともに、実際に知財の専門家に出会える機会を創出している。2018年度は、スタートアップや知財専門家等が参加するイベント・セミナーを計36回、スタートアップが集中する東京を中心に、大阪、福岡等の地方都市でも実施した。

②知財ポータルサイト“IP BASE”の開設

2018年12月には、スタートアップが「まず見るサイト」、知財専門家と「つながるサイト」を目指した知財ポータルサイト“IP BASE”を新たに開設した[4]。ここでは、先輩CEOのインタビュー記事など、スタートアップの知財意識向上を図るための魅力的なコンテンツを掲載するとともに、スタートアップ支援を行う知財専門家の検索機能などを実装する予定である［2-8-3図］。

1 日本発知財活用ビジネス化支援（ジェトロ・イノベーション・プログラム）について
https://www.jetro.go.jp/services/innovation.html
2 国内出願の減免制度について
https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html
3 国際出願の軽減制度について
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html
4 IP BASE　https://ipbase.go.jp/

1 2 3 4

2-8-3図　スタートアップ向け知財ポータルサイト“IP BASE”

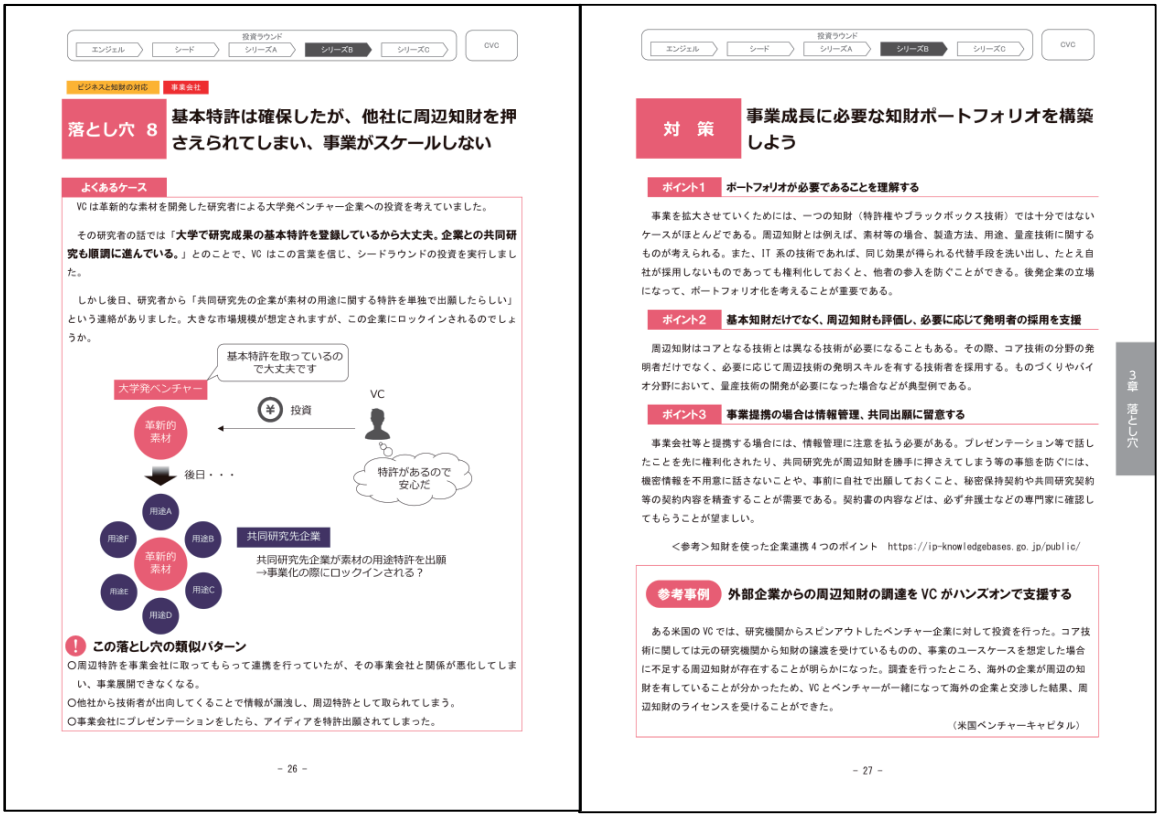




③投資家向けの知財手引書の公表

スタートアップにとっては、ベンチャーキャピタルなどの投資家の存在が大きい。このため、投資家が知財を適切に評価･支援することが、スタートアップが知財獲得や知財戦略構築に向けた人的、金銭的資源を確保するためには効果的である。特許庁では、ベンチャー投資家による知財支援において参考になる資料として、「ベンチャー投資家のための知的財産に対する評価・支援の手引き　～よくある知財の落とし穴とその対策～」を作成した［2-8-4 図］[1]。本手引きにおいては、ベンチャー投資において陥りやすい 13 個の落とし穴とその対策について、実際に起きた事例をベースにして解説している。

2-8-4図　投資家向け知財手引書



1　ベンチャー投資家のための知的財産に対する評価・支援の手引き
https://ipbase.go.jp/public/guidance.php

Column 6

「フィットネス・ヘルスケア×AI」で成長するスタートアップFiNCの知財戦略

FiNC Technologies　代表取締役 CEO
溝口勇児氏

ヘルステックベンチャーとして注目されるFiNC Technologies（以下、FiNC）。ダウンロード数が600万を超える（2019年6月現在）同社のアプリの特徴は、スマホ上で、歩数・体重・睡眠などのライフログのデータを基に、AI（人工知能）が美容や健康のアドバイスをしてくれる点にある。同社の急成長を支えているのが、実は、創業当初から注力している知財戦略である。

現場で痛感した課題の解決を目指して起業

――まず、FiNCを起業した経緯についてうかがいます。

溝口　もともと私はスポーツクラブでトレーナーの仕事に携わっていました。100人以上のお客様のトレーニングを指導するなかで心がけていたのが、一人ひとりに対して適切なアドバイスを提供すること。過去の体重や血圧、トレーニング履歴などの情報を確認するためには、分厚いカルテを参照する必要があります。何年も通っていただいているお客様の場合、何冊ものカルテを見直さなければなりません。私自身、テクノロジーに興味があったことから、こうした人手に頼る作業はいずれ自動化されるだろうと感じていました。そして、そのタイミングが来たと思い、2012年に起業しました。

――「この課題をこういうアプローチで解決したい」という明確なビジョンがあったということですね。

溝口　他の起業家の方々と話をすると、「こういうニーズはあるか」「こういうマーケットはあると思うか」といった質問をされて、違和感を抱くことがあります。というのは、そうした人たちは「マーケット」を一つの塊と意識していて、お客様一人ひとりを見ていないように感じられるからです。私にとってのマーケットは、個々人のお客様の困りごとやニーズの集合体のようなもの。こうした感覚を持つのは、トレーナーとしての経験があるからでしょう。そんな現場で痛感した課題を解決したいと思って起業しました。

――知財戦略に注力する企業は増えていますが、スタートアップのなかには「特許取得はハードルが高い」と感じている企業もあるようです。そんななかで、FiNCはすでに多くの特許をお持ちです。まず、これまでの特許への取り組みについてお聞かせください。

溝口　すでに170件ほど出願し、53件の特許を取得しました（2019年6月現在）。審査中の100件余りについても、その多くは順次、特許として登録されるのではないかと考えています。最初の特許を申請したのは2014年ごろ。その一つは、先ほどお話しした課題への解決策です。お客様の課題やヘルスデータといった情報に基づいて、AIがアドバイスする仕組みについて特許を取得しました。

［スタートアップへの支援施策］
特許庁は2018年度、スタートアップ支援の強化に舵を切り、各種施策を打ち出してきた。
各種施策の詳細については、「第2部第8章1.スタートアップへの支援」を参照されたい。

ビジネスの攻守に力を発揮する特許戦略

――ビジネスを成長させるうえで、特許の意味をどのようにお考えですか。

溝口　「守り」と「攻め」の両面があります。守りというのは、自分たちがやりたいことをおかしな理由で邪魔されたくないということ。参入障壁にしようという気持ちがまったくないとはいえませんが、誰かに足を引っ張られるような事態を避けたいという思いが強いですね。

一方の攻めは、自分たちの強みをわかりやすく示すことです。FiNCには優れたソフトウエアやエンジニアチーム、ユーザー層の厚みなどいくつかの強みがありますが、特許も大きな柱の一つです。アライアンスパートナーに対して、FiNCという会社を理解していただく際にも、とても有効だと感じています。

――いま、フィットネスやヘルスケアのビジネスには、大手をはじめさまざまな企業が参入しようとしています。

溝口　参入を検討する際には、「自前かアライアンスか」「アライアンスの場合、どこと組むべきか」といった議論が社内で行われるのではないかと思います。大企業であればさまざまなステークホルダーがいて、意見の集約にも相当な時間とエネルギーが必要です。

こうしたプロセスをFiNC側から見れば、その企業が競合相手になるか協業相手になるかで整理できます。その企業がFiNCとの協業を選ぶとすれば、特許は重要な説得材料になり、協業相手が組織内でのコンセンサス形成に要する時間を短縮する効果があるでしょう。

――大企業から見て、FiNCのようなスタートアップと組むメリットはどのようなものだとお考えですか。

溝口　日本には素晴らしい技術を持つメーカーがたくさんあります。そうしたメーカーの多くが、サービスへのシフトを目指しています。つまり、「モノからコトへ」ということです。ただ、モノづくりに強い企業でも、＂コト＂のデザインが得意とは限りません。そこで、私たちのような企業が求められているのでしょう。コトや体験をデザインするうえで、当社の持つテクノロジーや知財は欠かせない要素です。

――新たなテクノロジーによって、以前は諦めていた課題が解決可能になっています。

溝口　スマホに代表される新しいデバイス、AIやブロックチェーンなどの新しいテクノロジーによって、多くの課題への解決策が見出されて



溝口勇児（みぞぐち・ゆうじ）
高校在学中からトレーナーとして活動。今日までプロ野球選手やプロバスケットボール選手、芸能人など、延べ数百人を超えるトップアスリートおよび著名人のカラダ作りに携わる。NSPAトレーナーコース修了。トレーナーとしてのみならず、業界最年少コンサルタントとして、数多くの新規事業の立ち上げに携わり、また数々の業績不振企業の再建を担う。再建を託された企業に関しては、そのすべてを史上最高業績へと導く。2012年4月にFiNCを創業。一般社団法人アンチエイジング学会理事。日経ビジネス「若手社長が選ぶベスト社長」に選出、「ニッポンの明日を創る30人」に選出。WIRED INNOVATION AWARD2018イノヴェイター20人。

います。具体的には、高速化や省力化、低コスト化、小型化などが可能になり、これまでできなかったことができるようになりました。低コスト化だけでも、大きなイノベーションにつながります。

たとえば、農業にドローンを導入すれば、肥料や農薬の散布、栽培管理などに役立ちます。もしドローンが何百万円もすれば、購入する農家は限られるでしょう。10万円なら、多くの農家が導入するかもしれません。フィットネス、ヘルスケアの分野でも同じようなことが起こりつつあります。私たちはその具体的なアプローチを考え続けています。

弁理士との " 壁打ち " でアイデアを具現化

――特許の出願や取得に際して、弁理士などの専門家はどのように関わっているのですか。

溝口　幸運なことに、とても優秀な弁理士と出会うことができました。何かアイデアを出すと、専門的な見地からアドバイスをしてくれて、私にとっては、よき " 壁打ち相手 " となってくれています。彼は創業の数年後に入社し、以来、インハウスの弁理士を務めてもらいました。

現在は特許申請の案件が一段落したこともあり、非常勤としてときどき出社するという形です。本人には「いろいろな分野の知見を広げたい」という意向があり、現在は事務所を立ち上げて活動しています。こうしたスタイルは、FiNCにとっても有益です。フィットネスやヘルスケアという分野だけで仕事をしていると、知財に関する発想が狭くなってしまうかもしれません。彼の知見や経験を通じて、私たちは新しい刺激を受けています。

――特許に関する業務は、溝口さんと弁理士の二人で担っているのですか。

溝口　そうです。ただ、優秀な弁理士がいれば特許を取得できるというわけではありません。一連のプロセスを主導するのは私です。お客様の課題に日々向き合い、テクノロジーやユーザーエクスペリエンス／インターフェース、新しいアイデアについて常に考えているのは私だからです。何かアイデアが浮かんだら、すぐに弁理士に話します。ときには、深夜に電話をすることもあり、専門家としての返答を得ることができます。即座に100点の回答は難しいとしても、次に会うときにはしっかりしたレスポンスが返ってきます。

――知財戦略を考えるためには、ビジネスやテクノロジーなど幅広い知識が必要ということですね。これほど多くの領域をCEOだけでカバーするのは大変だと思います。

溝口　容易なことではありませんが、スタートアップの経営者であれば、誰もが同じだと思います。すべての領域を見ているからこそ発想できることがあり、そのようにして生まれたアイデアには力があると思っています。多くの企業はビジネスの成長に伴い、各領域のエキスパートに任せる体制に移行します。当然のことかもしれませんが、専門家任せでは次第に発想がしぼんでしまうような気もします。では、どうすべきか。おそらく、これからも悩み続けるテーマだと思います。

企業の弁理士に求められる三つの資質

――弁理士などのプロフェッショナルには、どのような姿勢や資質が求められるでしょうか。

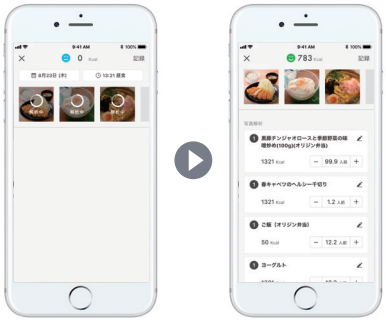
溝口　基本的には弁理士も、他の社員も同じだと思っています。その前提でお話しすると、私が重視しているのは三つの資質です。

第一に、会社のミッションやビジョンに対する当事者意識。FiNCが成し遂げたいと考えていることに対して、「自分が一翼を担う」とい

[弁理士の育成]
知的財産保護の重要な担い手である弁理士には、これまで以上に知的財産の創造・保護・活用の促進に貢献することが求められている。このような状況下で、知的財産に関する専門技術的な知見を有する弁理士のさらなる育成および活用を図るべく、弁理士法について所要の改正を行ってきた。より詳細については、「第2部第9章1.（2）①弁理士の育成」を参照されたい。







●FiNC Technologiesが提供しているサービス

「カラダのすべてを、ひとつのアプリで。」をキャッチフレーズにしたスマホアプリ「FiNC」を提供。記録した歩数や体重、睡眠などのデータに応じて専属のパーソナルトレーナーAIが美容・健康面でのアドバイスをしてくれる。2018年には、撮影した食事メニューからカロリーを自動的に計算する「食事画像認識機能」の提供も開始（右下）。都内5カ所でフィットネスジムも展開している（右上）

う強い気持ちで取り組むことです。

第二に、相手の立場で考えること。相手が顧客のときもあれば、社内の他部門やパートナー企業のときもあります。また、競合相手の視点で考えるべき場面もあるでしょう。特許に関していえば、「もしかしたら、相手はこういう手法でFiNCへの特許権侵害を避けようと考えるかもしれない」と想像してみる。そうした姿勢が、抜け穴のない特許申請につながります。

第三に、自分のことを客観視する力です。100の話を聞いたとき、50しかわかっていないのに100を理解したつもりになる人もいます。これでは、自分を客観的にとらえたことになりません。自分は何を理解しているのか、何を理解してないのかを正しく切り分ける能力はきわめて重要だと思います。

――今後、どのようにしてさらなる成長を目指していきたいとお考えですか。

溝口　ビジネスの現場では、「どうやって競合相手に勝つか」という思考に陥りがちです。そうではなく、いろいろなプレーヤーを巻き込みながらよりよい社会づくりに貢献したい、と私は考えています。ただ、他者を巻き込むためには、圧倒的な強みが必要です。特許を含めて、自分たちの強みをさらに磨いていきたいと考えています。

――溝口さんは他のスタートアップとの交流に積極的だと聞きました。

溝口　休日などを使って、若手の起業家たちとよく話をしています。特許の相談を受けることも多いですね。特許の出願をサポートすることもあります。さまざまなビジネス領域の話を聞くと、特許については大きなチャンスが残されているように感じます。少なくともフィットネスやヘルスケアの分野には、かなりの可能性、いわばホワイトスペースが広がっています。ハードウエアとソフトウエア、あるいはサービスなどを掛け合わせれば、そこには新たな知財空間が広がっているかもしれません。

（構成・文／津田浩司）

Column 7

スタートアップ企業にとっても特許権の取得は重要！

特許庁　知的財産経済アドバイザー／明治大学　情報コミュニケーション学部　准教授　山内　勇

現在、特許庁では、「STARTUPs×知財戦略」などスタートアップ支援を推進している。イノベーションを促進するためには、新しいアイデアを持った企業を育成し、既存企業との連携も含め、それを事業化しやすく社会に普及させやすい環境を作っていく必要がある。そして、新たなシーズを持つイノベーションの担い手として、スタートアップに注目しているのである。日本は米国と比べると、新たに開設される事業所のうち小規模スタートアップが占める割合が圧倒的に低いことが知られている（例えば、少し古いデータであるが、比較可能な平成18年事業所・企業統計調査とBusiness Dynamics Statisticsのデータによれば、新規開設事業所のうち5人未満の事業所が占める割合は米国で20.7%、日本で2.7%である）。ここにも、小規模スタートアップを支援する必要性が見て取れる。そのための手段として、特許庁では、特許権の取得支援や啓蒙活動を行っているわけである。

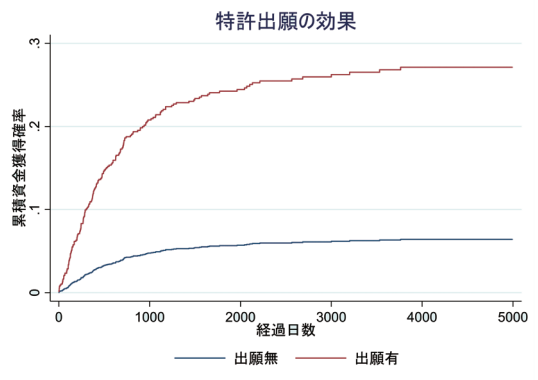
さて、ここでひとつの疑問がわいてくる。果たして本当に特許を取得することがスタートアップの事業活動の役に立つのかという疑問である。特許制度の存在を前提とすれば、当然ながら、制度を有効に活用できる企業の方が競争で優位に立てるだろう。この点で、資金力や技術力が高く多くの権利を保有する大企業ほど、特許制度の恩恵を享受できるため、特許制度はむしろ、大企業と中小企業の格差を広げることになるのではないかという見方もある。もちろん、中小企業に資金の制約がなく、望むだけ権利を取得できるのであれば、制度を適切に活用することで、大企業との格差を縮めることができるはずである。したがって、資金の制約に関わらず公平に制度を利用できるようにすれば、制度利用に起因する格差の問題はある程度解消できる。特許庁による中小企業支援・スタートアップ支援もまさにそうした不公平の是正を目的としていると言える。

では、特許制度を活用することで事業活動を有利に進められるという見方に、科学的な根拠（エビデンス）はあるのだろうか。実は、それに関しては、特許庁は毎年、「我が国の知的財産制度と経済の関係に関する調査」（以下、我が国調査）を行っており、かなりのエビデンスが蓄積されてきている。そこでは、経済学者が質の高い実証研究を行っている（近年では統計的な因果推論まで行っているものもある）。例えば平成27年度調査では、中小企業の属性の違いを考慮したうえで、特許を取得した企業は、取得しなかった企業と比べて、統計的因果推論の結果として、売上高や付加価値、研究開発投資が増えることが示されている。これはどちらかというと、特許権による事業領域の確保（投資の保護）の効果に着目した研究であるが、中小企業にとって、特許の取得が重要になるのはそのためだけではない。特に、資金繰りは中小企業の事業継続に極めて重要であり、特許権の取得は、投資家に対して自社の技術力や交渉力をアピールする有効な手段と考えられる。仮に技術力において競合企業とそれほど差がなかったとしても、特許の取得は、投資家に安心感を与えることで資金調達を容易にすることも考えられる（シグナリング効果）。

実際、平成 28 年度の我が国調査では、特許取得がスタートアップの資金獲得可能性を高める結果が示されている。その実証研究を簡単に紹介しよう。コンピュータやバイオテクノロジーなどいくつか選択された業種を対象に、ベンチャーキャピタルからの資金調達額が判明しているベンチャー企業 1106 社を対象とした分析結果である（ジャパンベンチャーリサーチ社の商用データベースを利用）。

まず、特許出願後にベンチャーキャピタルから資金を得られる確率がどのように変化するかを、図 1 によって確認してみる。横軸は経過日数で、縦軸はその時点までに資金を獲得できている累積確率を意味している。上の折れ線が特許出願を行った場合の資金獲得確率で、下の折れ線が特許出願を行わなかった場合の資金獲得確率を推定したものである。特許出願を開始した場合の方が、資金獲得確率は急激に上昇しており、早期に資金を得られる可能性が高いことが分かる。また、特許を出願した場合には、資金獲得確率は最終的に 28% 程度にまで高まるのに対し、出願しない場合には 6% 程度である［図 1］。

図１　特許出願と資金獲得確率



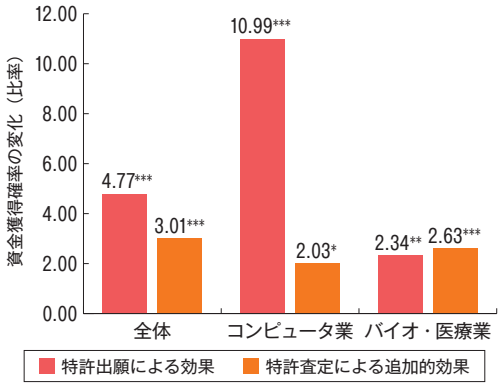
注：業種や設立年の影響をコントロールした競合リスクモデルで推定した累積確率である。

なお、報告書では、業種やベンチャーキャピタルの属性ごとに、他の条件を一定にしたままで、特許を出願（取得）した場合と出願（取得）しなかった場合の資金獲得確率の比率を推定している。その一部を簡単にまとめたのが図 2 である。図中の数値は、例えば、特許を出願すると資金獲得確率は 4.77 倍になることを意味している。なお、統計的な有意性の検定も行っており、＊印が多いほど統計的な有意性は高いことを示している。

この図によれば、特許出願やその査定が、統計的にも有意に資金獲得確率を高めることが分かる。また、特許出願の効果はコンピュータ産業で高く、バイオ・医療産業では出願よりもむしろ特許査定の効果や有意性が高いことも分かる。これは、技術が早い業界においては、出願というシグナリングの機能がより重要で、不確実性の高い業界においては、専有可能性や事業領域の確保がより重視されることを示唆している。なお、ここでは省略するが、報告書では、早期に特許査定を受ける企業ほど資金調達可能性が高いことなども明らかにされている。

これらの結果は、特許の出願・取得がスタートアップの資金調達に重要な影響をもたらすというエビデンスを提供している。イノベーションの促進に当たって、スタートアップに期待される役割も大きく、その成長のためには継続的な資金調達が不可欠だろう。したがって、スタートアップが特許出願を行いやすい環境を整えること、早期の権利化を実現することが、イノベーションの促進に寄与するものと考えられる［図 2］。

図２　資金獲得確率への影響（企業属性の違いを考慮した値）



注：*** は 1% 水準、** は 5% 水準、* は 10% 水準で有意であることを意味する。

2. 中小企業への支援

我が国の中小企業は、全企業数の99.7%を占め、日本の産業競争力やイノベーションの源泉として大きな役割を果たすとともに、地域の雇用を支える日本経済にとって欠かすことのできない重要な存在となっている。

しかしながら、中小企業における知財活動は穏やかな進展をみせているものの、例えば、特許出願件数に占める中小企業の出願の割合は約15%にとどまっており、企業数からみても、一層の加速が必要である。

このため、中小企業に対し、知財の意識を高め、知財の取得・活用を促進することにより、中小企業のイノベーションの創出を支援し、地域の活性化へとつなげるためにも、中小企業への支援施策の充実を図っているところである。

本節では、特許庁の中小企業向けの支援施策について紹介する。

(1)戦略的知的財産活用型中小企業海外展開支援事業

人材、資金、情報等が不足する中小企業にとっては、高い技術を有していても、海外展開に踏み切ることは容易ではない。また、中小企業がグローバルニッチトップを目指すためには、経営戦略、技術・研究開発戦略、知的財産戦略などを総合的に立案・実行していくことが必要である。

そこで特許庁では、2019年度から、高い技術力を有する中小企業の海外展開を戦略的に支援するため、PCT国際出願を予定している中小企業に対し、中小企業基盤整備機構（中小機構）を通じて、3年間にわたり、専門家によるコンサルティング支援を行うとともに、PCT国際出願に係る費用の1/2を助成する予定である。

(2)地域知財活性化行動計画の実施

2018年6月に策定された「知的財産推進計画2018」では、「地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援」を重要課題として掲げるなど、中小企業による知的財産の積極的な活用を支援していくことは、地方創生の観点から重要である。

特許庁では、2016年9月の産業構造審議会第9回知的財産分科会での議論を経て、「地域知財活性化行動計画」を策定した。同計画では、(i)着実な地域・中小企業支援の実施、(ii)地域・中小企業の支援体制の構築、(iii)成果目標（KPI）の設定とPDCAサイクルの確立という3つの基本方針に則り、地域・中小企業による知財の取得・活用の促進により、中小企業のイノベーション創出を支援することを目指している。

なお本計画の成果目標（KPI）では、知財総合支援窓口における相談件数や専門人材による支援件数等が全国レベルで設定されており、さらに2017年12月に、各地域・中小企業に対する支援施策をよりきめ細やかに実施するため、「都道府県の特色を踏まえた平成31年度までの目標」がとりまとめられている。

これらの全国レベルおよび地域レベルで設定した、成果目標（KPI）の達成に向け、2018年には、同計画に基づき、4月に東京で、10月から11月にかけては地域ブロックごとに、関係者を集めた連絡会議を開催、地域における知財の取組状況や先進的な優れた先進事例について情報共有を行うなどの取組が行われた。

2017年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」でも、同計画に基づき、地域の中堅・中小企業の知財戦略の強化を促進することとされており、同計画に基づく成果目標と「都道府県の特色を踏まえた平成31年度までの目標」を指標とし、各都道府県や地域の関係機関と一体となって取り組むことで、地域・中小企業支援のより一層の充実を図っていく。

（3）企業の海外展開における費用面の支援

①中小企業に対する外国出願支援[1]

経済のグローバル化に伴い、中小企業においても海外進出が進んでいるが、海外市場での販路開拓や模倣被害への対策には、進出先において特許権や商標権等を取得すること等が極めて重要である。しかし、海外での権利取得には多額の費用がかかり、資力に乏しい中小企業にとっては大きな負担となっている。

特許庁では2008年度から中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して外国出願に要する費用の一部を補助している。2014年度からは、従来の地域実施機関としての都道府県等中小企業支援センター[2]のほか、新たに全国実施機関として独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）を補助事業者に加え、すべての都道府県の中小企業に対し、支援可能な状況である。2018年度は48地域の都道府県等中小企業支援センター等及びJETROで実施し、878件（前年度比106%増）を支援した。

〔事業内容〕

○補助率：2分の1以内

○補助額：

1企業に対する上限額：

300万円（複数案件の場合）

案件ごとの上限額：

特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円、冒認対策商標[3] 30万円

○補助対象経費：

外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等

②中小企業に対する知的財産侵害対策[4]

経済のグローバル化とアジア地域の経済発展に伴い、特にアジア地域において日本企業の商品の模倣品が製造され、世界中で被害が報告されている。模倣品の氾濫は、消費者に対するブランド・イメージの低下や製品の安全性の問題等、企業に悪影響をもたらすおそれがあり、対策を講ずることが極めて重要である。特許庁では2014年度[5]から、中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、JETROを通じて、海外で取得した特許・商標等の侵害を受けている中小企業に対し、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査、調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発までを実施し、その費用の一部を助成している。2018年度は23件を採択した。

2015年度から、海外で冒認出願され取得された権利等に基づいて中小企業等が知的財産侵害で訴えられた場合等の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用の一部を助成する防衛型侵害対策を実施し、2018年度は2件を採択した。また、 2016年度からは、新たに海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の、当該商標の無効・取消係争に要する費用の一部を助成する冒認商標無効・取消係争支援を実施し、2018年度は29件を採択した。

■模倣品の調査、模倣品業者への対策費用に関する支援（模倣品対策支援事業）

〔事業内容〕

○補助率：3分の2

○上限額：400万円

○補助対象経費：

現地侵害調査費、模倣品業者への警告文作成費、行政摘発費用等

※2016年度からは税関登録に要する費用も含む

1 お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html

2 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項の規定による指定法人。指定法人数は全国60か所で、都道府県及び同法施行令第2条に掲げられている政令市に設置。

3 冒認対策商標：悪意の第三者による先取出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願。

4 お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_kaigaishingai.html

5 2005年度から2013年度まで、中小企業庁の中小企業海外展開等支援事業費補助金（中小企業知的財産権保護対策事業）として模倣品に関する侵害調査に係る費用の一部を助成する事業を実施。2014年度からは侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発費用を支援対象に加え、特許庁で実施。

1

4

■冒認出願等により現地企業から知的財産侵害で訴えられた場合の対策費用に関する支援（防衛型侵害対策事業）

〔事業内容〕

○補助率：3 分の 2

○上限額：500 万円

○補助対象経費：

海外での係争に要する費用（損害賠償・和解金を除く）

例：弁理士･弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用等

■海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の当該商標無効・取消係争費用に関する支援（冒認商標無効・取消係争支援事業）

〔事業内容〕

○補助率：3 分の 2

○上限額：500 万円

○補助対象経費：

海外での冒認商標無効・取消係争に要する費用（損害賠償・和解金を除く）

例：異議申立、無効・取消審判請求、訴訟に要する費用等

③海外における知財係争対策[1]

海外での現地企業による出願件数の増加に伴い、中国をはじめ、海外での知財係争に中小企業が巻き込まれるリスクが増加傾向にある。

中小企業は資金不足から応訴することができず、事業撤退や会社の存続の危機に追い込まれるなど、海外でのビジネス環境の悪化が懸念される状況にあり、対策を講じることが重要である。

そこで、特許庁では、2016 年度に、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合の「セーフティネットとしての施策」として、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会を運営主体とした知財分野としては初めての海外知財訴訟費用保険制度を創設した。

創設に伴い、中小企業が本保険に加入する際には、保険掛金への助成を行う補助事業を実施しており、中小企業の保険加入を促進している。

〔事業内容〕

○補助率：2 分の 1（継続して 2 年目以降も本補助金の対象となる場合は、3 分の 1）

○補助対象経費：中小企業等の保険掛金

④海外における知財活用支援

2015 年度から、JETRO を通じて、海外への技術流出を防ぎつつ、中堅・中小企業の知的財産を活用した海外でのビジネス展開の促進を支援するための取組を開始した。

2016 年度からは、地域団体商標の海外展開を支援する取組を拡充して実施している。

〔事業内容〕

ライセンス契約の締結や販路開拓等、外国での知的財産権の活用を目指す中堅・中小企業や地域団体商標登録団体に対して、以下の支援を実施している。

○国内外におけるセミナーの開催から現地専門家等を活用したビジネスプランの作成支援及びビジネスパートナーへのプレゼンテーション機会の提供等にわたる包括的支援。

○海外見本市への出展及び現地における商談会等の開催によるビジネスパートナーとの商談機会の提供。

○本事業への参加企業を対象とした技術流出に配慮した上での多言語による情報発信。

○現地パートナー候補の発掘等、海外事業展開に必要な調査の実施。

1 お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_sosyou_hoken.htm

（4）金融機関の取引先企業の価値向上に向けて―中小企業知財金融促進事業の進展―[1]

金融機関による、取引先企業が保有する知的財産の理解を切り口とした融資やビジネスへの支援は、中小企業における知的財産への取組意識を高め、知的財産活用の裾野の拡大につながる。また、中小企業からは、特許等の知的財産を金融機関に正しく理解してもらい、資金調達やビジネス拡大に向けた相談につなげたいとの期待がある一方で、金融機関には中小企業の知的財産を活用したビジネスについて適切に理解しアドバイスできる人材が不足している現状がある。

そこで特許庁では、金融機関が取引先企業の知的財産に着目し、その企業の事業・経営支援を行う取組（知財金融）を、「中小企業知財金融促進事業」を通じて支援してきた［2-8-5図］。

〈支援スキーム〉

・知財ビジネス評価書の提供：中小企業の知的財産を活用したビジネスを評価した評価書を専門機関が作成し、金融機関に提供する。2018年度は、150件提供。

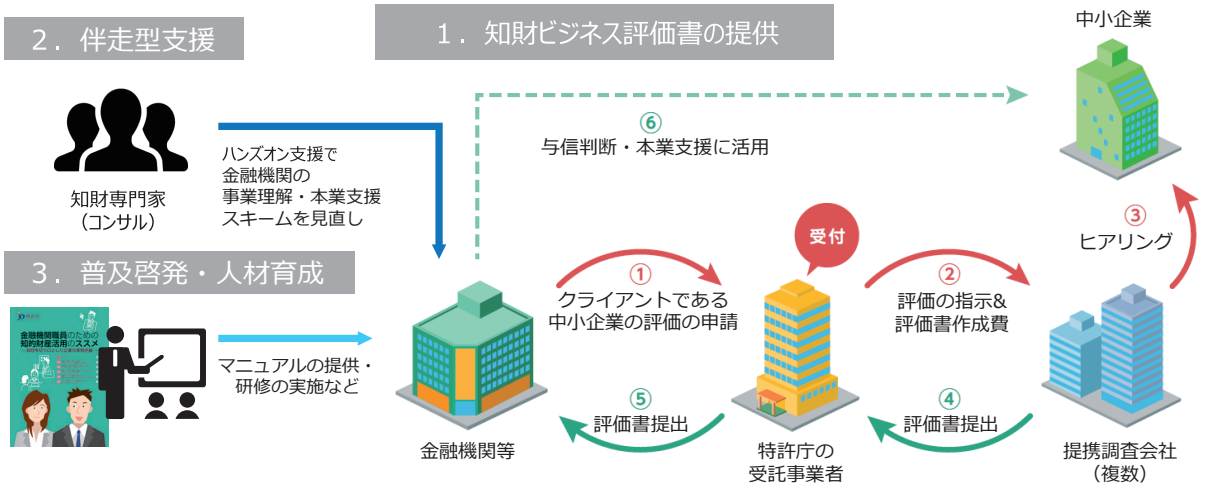
・伴走型支援:知財専門家を金融機関に派遣し、知財を切り口とした事業理解や成長支援の枠組みを金融機関内に構築する。2018年度は、18金融機関を支援。

・普及啓発・人材育成：金融機関職員向けのマニュアルの提供や、研修･フォーラムを開催。2018年度は、3種類のマニュアルを提供し、研修・フォーラムを4回開催。

この事業は、2014年度の試行を経て2015年度から実施しており、地域金融機関における全ての業態において「知財金融」が浸透した（コラム8参照）。

2019年度は、金融機関からの「取引先企業の経営支援（本業支援）を通じて取引先企業の価値を高め、資金需要を創出したい」とのニーズの高まりに応えるため、上記事業に代えて「中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業」を実施し、知財ビジネス評価で見える化した経営課題に対する解決案を「提案」としてまとめた「知財ビジネス提案書」の提供を開始し、地域の中小企業支援により注力した事業を進める。

2-8-5図　中小企業知財金融促進事業における3つの支援スキーム



1 詳細は「知財金融ポータルサイト」を参照。https://chizai-kinyu.go.jp/

Column 8

「知財金融」の広がり～５年間を振り返って～

中小企業知財金融促進事業は、試行を含め5年間実施してきた。事業開始当初は知財金融に関心を示す金融機関は少なく、2014 年度に一次公募を行った際は僅か３機関からの応募であった。そこから、徐々に知財金融の考え方が浸透し、地域銀行を中心に本事業に参加する金融機関が増加していった。知財金融の金融機関への広がり（成果）は、知財金融委員会（委員長　家森信善神戸大学教授）でとりまとめた「最終とりまとめ」[1] が詳しいが、このコラムでは、①定量的な観点として、数値から見た知財金融、②定性的な観点として、金融機関・中小企業からの声、③事業成果の報告会である知財金融フォーラムの開催結果から紹介する。

● 数値から見た知財金融

５年間で 210 の金融機関[2] が、本事業を通じて 779 件の知財ビジネス評価を実施した。金融機関の業態別に見ると、地域銀行の約 8 割、信用金庫の約 4 割、信用組合の 1 割強に知財金融は広がっており、特に地域銀行での浸透が顕著である。アウトカムの一つと言える融資実績は、44 億円ほどに至っている［下図］。

図　数値から見た「知財金融」

204機関
知財ビジネス評価を
実施した地域金融機関数
（統合等を反映した機関数。その他金融機関・ＶＣを含めると、210機関）

1,945人
知財金融促進事業で実施した
セミナー、シンポジウムの参加者数（のべ）
（伴走型支援や経産局等での研修を除く）

78.6%
39.4%
13.7%
知財ビジネス評価を実施した地域金融機関の割合
上から、地銀、信金、信組
（統合等を反映した機関数から算出）

約43億８千万円
知財ビジネス評価によって
融資につながった総額
55機関が93社に対して98件の融資
（平成30年度フォローアップ調査結果（融資先が明らかなもの））

● 金融機関・中小企業の声

①金融機関における知財金融

金融機関における知財金融の取組は様々だが、取引先企業とのコミュニケーションの深化を入り口として、与信判断・本業支援への活用可能性の検討と実践、組織内での横展開、事業性評価スキームへの反映の流れを経ることが多い。知財ビジネス評価の活用結果として、例えば以下の声が聞かれた。

（1）与信判断への活用

・従来対応困難な資金需要にも対応が可能となり、取引先の成長を支援することができた。
・案件審査における定性評価の参考情報として評価書を活用し、プラスの評価に繋げることができた。

1 中小企業知財金融促進事業「最終取りまとめ」（2019 年 3 月）は、知財金融ポータルサイト（https://chizai-kinyu.go.jp/）で公表している。
2 2019 年 4 月末現在で、金融機関合併等を反映させた金融機関数。知財ビジネス評価を実施した金融機関の実数は 214 機関。なお、「最終とりまとめ」では実数を掲載している。

1

（2）本業支援への活用

・知財に関する課題に対し、公的機関や専門家を紹介してこれに対応した。

・企業の強みを把握し、商談会出展の勧奨を行った。

②中小企業における知財金融

一方で、評価の対象となった中小企業からみた知財金融はどうなのか。2018年度事業では、直接又は金融機関を通して間接的に、中小企業の方々にとってどのような効果・影響があったのかを確認した。自社の強み・こだわりの再認識から、企業内においては社員の意識改革に、企業外においては営業活動の改善につながる効果があったことがうかがえる。

（1）企業内への効果・影響

・自社の価値が客観的に評価されることにより、社員の自信につながった。

・経営改善意識の醸成につながり、黒字転換となった。

（2）企業外への効果・影響

・技術売り込みの強化につながり、メディアにも取り上げられた。

・自社の「強み」から、産学官連携で新商品の開発検討につながった。

● 知財金融フォーラムの開催～地域金融機関全体への広がり～

知財金融フォーラムは、その年度の成果報告会として、年度末に開催している。2019年3月4日に開催した知財金融フォーラム[1]では、4年目となる本フォーラムにおいて初めて、信用組合から事例発表が行われた。

また、18金融機関からの取組成果をポスター展示として公表し、参加者からの投票形式で、示唆に富んでいるとの評価を多く受けた取組を5つ発表した。地域の支援機関との連携を深めて、技術からブランドまで網羅的な事業性評価を進めている地域銀行をはじめとして、売上げ向上に結びつけた信用金庫、さらに信用組合の取組も選ばれ、地域金融機関の全ての業態に知財金融が広がり、根付き始めていること、また、そのような状況が全国の金融機関から注目されていることを感じ取ることができた。

図　注目が集まった5つの金融機関・パネル展示・フォーラム会場



1 ザ・グランドホール（東京品川）にて開催。参加者数：209名、うち金融機関関係者96名。
知財金融ポータルサイトでも紹介している。

Column 9

「地域・中小企業向け知的財産関連施策」30年史 ～平成時代を振り返って～

2019年4月30日をもって平成時代は幕を閉じ、5月1日より新たな令和時代を迎えた。

平成以前の特許庁の施策には、地域・中小企業に特化したものはなく、知財制度の整備等、企業全体に係る施策の実施にとどまるものであったが、平成時代には、地域・中小企業における知的財産活動を支えるため、地域・中小企業向け知財活用支援施策を本格実施し、数多くの支援観点を検討し、見直しを進めてきた。

そこで、2018年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する基本調査」[1]を通じて、平成時代の地域・中小企業向け支援施策がどのように展開され、30年間と期間をかけてどのような施策効果を得るに至ったのかを「30年史」としてとりまとめた［下図］。

我が国の社会経済状勢と地域・中小企業向け支援施策の関係を見ると、政府などによる中小企業等に対する様々な支援の展開に呼応する形で、知的財産面の支援についても充実を図ってきた経緯が見て取れる。このように、社会・経済の状勢を捉まえつつ支援施策を適宜拡充させてきたことが平成時代の特徴と言える。

また、中小企業を支援ターゲットとして明確に

● 平成時代の地域・中小企業向け知的財産関連施策（主なもの）



1 https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/report_chusho_chizai.html

位置づけたのは、知財活用支援施策として大きな転換であり、実証的な取組を含め様々な取組を実施し、さらに施策の絞り込み・発展へとブラッシュアップを進めてきたことも特徴としてあげられる。

こうした施策を継続して展開し、幅広い知見を蓄積・活用してきたことの成果として、地域・中小企業の知的財産に対する意識向上や事業活動に好影響をもたらしてきたことが、本調査から確認できた［下表参照］。

「令和」という、新しい時代における知財活用を広く伝播させ、企業活動に不可欠なものとするために、様々な取組を通じて、イノベーションの担い手である地域・中小企業を支えていく。

表　地域・中小企業向け知財活用支援施策の成果（調査結果から抜粋）

2018 年度 『中小企業の知的財産活動に関する基本調査』より 本調査は以下 3 つの調査を実施 ・データ分析調査 ・アンケート調査 ・ヒアリング調査	✓ 中小企業における知的財産の活用について、各段階を経て着実な進展が確認された。 ✓ 情報ツール・マニュアル類の作成や訪問型支援・伴走型支援の拡充を通して、知的財産と経営の関係を意識する経営者が増加したことは、平成後半の取組の成果である。 ✓ ただし、解決を図るべき課題に対する認識は従前と同様の内容[1]を挙げる経営者も多く、こうした課題解決が今後も重要である。



1「従前と同様の内容」とは、本報告書における調査結果によると、①知財活用について意識を持っていない中小企業等が依然として多い、②知財経営の実践が進んでいるが、一部の企業にとどまっている、等があげられる。

（5）特許情報の有効活用のための支援[1]

特許情報とは特許の出願や権利化によって生み出される公開情報であり、これを調査・分析することによって、競合他社の動向や技術開発のトレンド等を知ることが可能となる有益なデータとなる。したがって、これを積極的に事業戦略に活用することが企業の発展のために重要である。

しかし、特許情報の調査・分析を適切に行い事業戦略に活かすためには専門的知識が必要であり、また、調査内容によっては少なくない費用がかかることから、先行技術調査等の特許情報分析にかかる公的支援へのニーズは21.9%[2]と高い。

そこで、中小企業等の事業活動における事業構想、研究開発、出願及び審査請求の各段階のニーズに応じた包括的な特許情報分析を支援し、中小企業等における特許情報の活用を推進するための取組を2015年度から実施している。

〔事業内容〕

①特許情報の調査・分析に関する支援

a. 事業構想、研究開発、出願の各段階にある中小企業等に対し、以下に掲げる支援を目的とした、専門家によるヒアリング結果を踏まえた効果的な特許情報調査を実施。（2018年度実績：92件）※利用無料

・新分野への進出、新製品の開発を目指す中小企業等の研究開発戦略の策定支援。

・強い権利の取得や権利化可能性の向上を図ることを目的とした、中小企業等におけるオープン・クローズ戦略等の策定支援。

b. 審査請求を行う前の特許出願を有する中小企業等に対し、無駄な審査請求の回避による知財活動費用の削減等を目的とした権利取得判断を支援するため、先行文献の調査を実施。（2018年度実績：80件）※利用料の一部負担あり

②特許情報を利用した事業活動の普及・啓発

これまでの支援によって生まれた、特許情報を事業活動へ利用する中小企業等の事例をもとに、特許情報を調査・分析することのメリットを普及・啓発するための周知活動を実施する。

1 お問い合わせ先等その他詳細については下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/sesaku/chusho/bunseki.htm
2 平成25年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」

3. 大学への支援

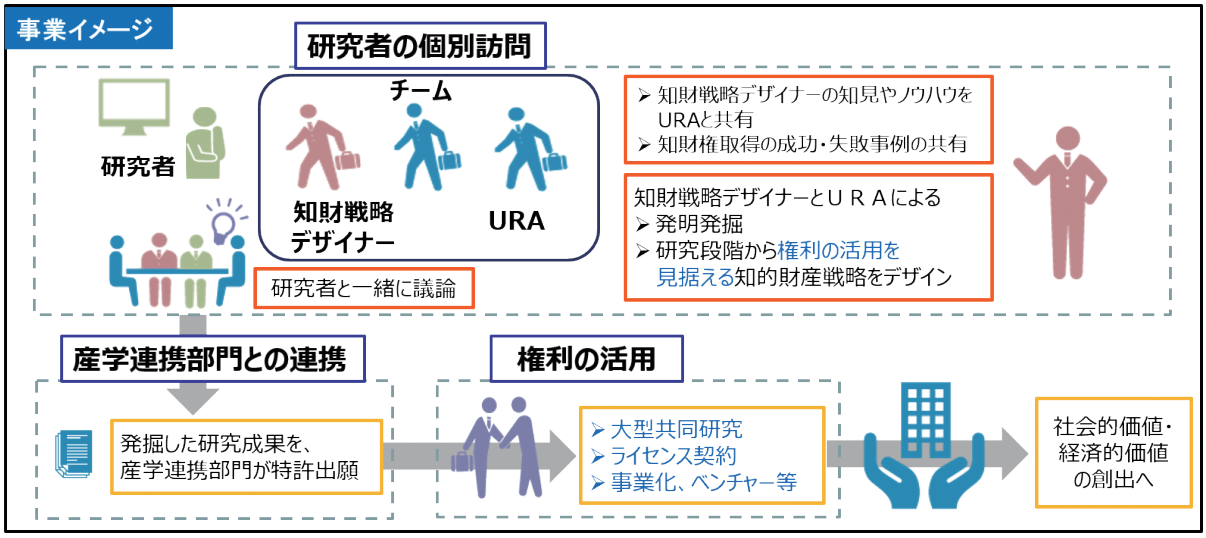
我が国産業の国際的な競争力を確保しつつ持続的な発展を実現していく上で、イノベーションの促進を効率的に進める必要がある。特許庁・INPITでは、イノベーションの源泉である大学の研究を社会に橋渡しするため、知財戦略の策定などの知財マネジメントの支援や事業化を見据えた知的財産の権利化等に関する支援を行ってきた。2019年度から、これらの支援に加え、専門家が大学研究者を個別訪問し、大学の研究成果の社会への橋渡しを強化する事業を開始する。

(1) 知財戦略デザイナー

大学の優れた「知」である研究成果を、広く社会へと還元して、更なる研究の発展や社会実装へとつなげていくために、知的財産が重要な役割を担う。

そこで、特許庁では2019年度から大学の「知」の取り扱いに精通した知財戦略デザイナーを大学等に派遣する事業を開始する。知財戦略デザイナーは大学のURA（リサーチ・アドミニストレーター）をはじめとする研究支援担当者とチームを組み、知的財産権の保護が図られていない、優れた「知」である研究成果の発掘を行う。知財戦略デザイナーは、その研究成果が国プロ等の大型共同研究への発展や事業化などを通して社会で大きく花開く将来設計図を研究者に提案する。そして、研究者が目指す将来設計図につなげるため、研究成果を公表するタイミングなどと絡めて、保護すべき研究成果や知財取得のタイミングなどを明確にした知的財産戦略を研究者目線でデザインして、知的財産権の活用を通じた社会的価値・経済的価値の創出を支援する［2-8-6図］。

2-8-6図 知財戦略デザイナー派遣事業の概要



(2) 知的財産プロデューサー[1]

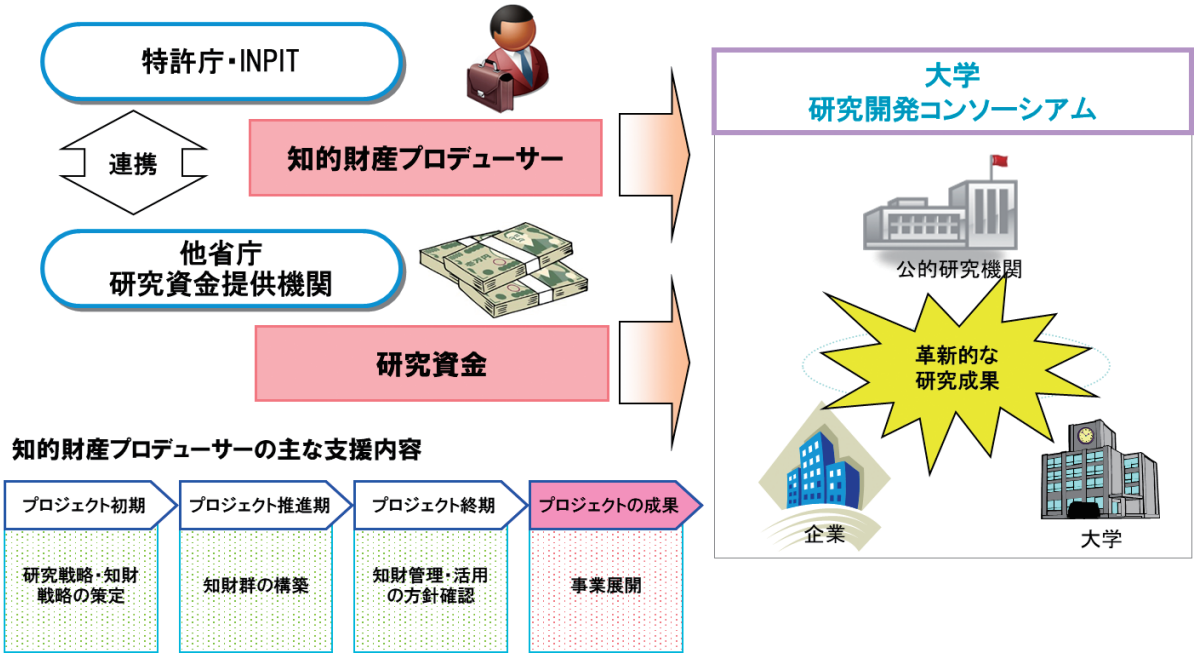
公的資金が投入された研究開発コンソーシアムや大学には、革新的な研究成果の創出や国際競争力の向上が期待されている。我が国のイノベーションの促進に寄与することを目的とし、研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等を対象に、知的財産の視点から、成果の活用を見据えた戦略の策定、研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等を支援するため、企業での知的財産実務経験等を有する専門人材である知的財産プロデューサーを派遣している。

具体的には、プロジェクト初期では知財管理基盤の整備、研究開発戦略・知財戦略の策定の支援、プロジェクト推進期では戦略的な知財群の構築等知財マネジメントの推進の支援、プロジェクト終期ではプロジェクト全体で獲得した知的財産成果の総括と情報共有の支援、プロジェクト終了後の知的財産管理主体における知的財産管理・活用方法の確認・共有の支援を行っている［2-8-7図］。

◇ 2018 年度実績

派遣：延べ　34 プロジェクト

2-8-7図　知的財産プロデューサー派遣事業の概要



1 お問い合わせ先：下記ウェブサイトの「30. 知的財産の活用に関すること」を参照
https://www.jpo.go.jp/faq/list.html

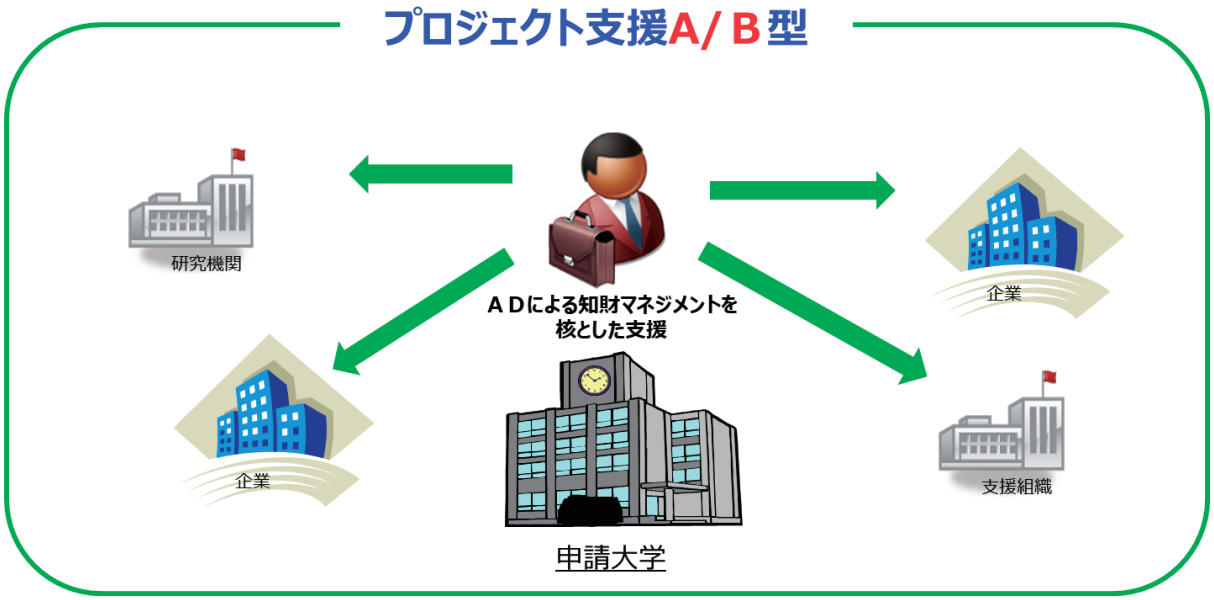
(3)産学連携知的財産アドバイザー[1]

事業化を目指す産学連携活動を展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣して、事業化を目指す産学連携プロジェクトの知的財産マネジメントを支援することにより、地方創生に資する大学等の活動を促進している。

「プロジェクト支援A型」と「プロジェクト支援B型」の2つのプログラムを推進している。「プロジェクト支援A型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、事業化を目指す産学連携プロジェクト案件を有している大学に対し、進行中のプロジェクトの事業化への加速を支援している。「プロジェクト支援B型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、技術シーズ・ニーズ又はデザインが複数存在しているもののこれに基づく産学連携プロジェクトの創出まで至っていない大学に対し、プロジェクトの創出から事業化へ向けた産学連携活動を一貫して支援している［2-8-8図］。

◇2018年度実績
派遣：21大学
（プロジェクト支援A型11大学、プロジェクト支援B型10大学）

2-8-8図 産学連携知的財産アドバイザー派遣事業の概要



プロジェクト支援A型：進行中の産学連携プロジェクトの事業化への加速を支援
プロジェクト支援B型：プロジェクトの創出から事業化へ向けた産学連携活動を一貫して支援
（いずれも商品プロトタイプが顧客の評価を得るレベルを目指す）

1 お問い合わせ先：下記ウェブサイトの「30. 知的財産の活用に関すること」を参照
https://www.jpo.go.jp/faq/list.html

Column 10

研究成果を社会実装させることが研究者の責務であり本来業務

東北大学　国際集積エレクトロニクス研究開発センター　センター長 教授
工学研究科電気エネルギーシステム専攻　教授
遠藤哲郎氏（工学博士）

日本のアカデミアの視点から見ると、特許にはどのような意味があり、特許を取得することでどのようなメリットを享受できるのだろうか。現在の半導体研究で最先端技術とされる3D NANDメモリ*1、MRAMや不揮発性ロジック・AIチップの第一人者である東北大学教授の遠藤哲郎氏は、従来から特許取得に積極的に取り組んできた。自身の豊富な経験を踏まえた提言や若手研究者への助言を聞いた。

「特許オタク」として週１ペースで特許を申請

――遠藤先生は、半導体の分野で多くの特許を持っていらっしゃるとうかがいました。

遠藤　特許は、先行者利益を守るためのルールであり、知財の中核です。半導体の領域は、サイエンスとテクノロジー、基礎研究と応用研究が一体化しているだけに、特許を取得して先行者利益を明確にしておくことが重要です。

私は1987年に東芝に入社してNANDメモリの研究に取り組んでいたのですが、「研究成果は特許申請するのが当然」という教育を受け、計算すると週に1件ぐらいのペースで特許を申請していました。今から考えると「特許オタク」といってもいいでしょう。

平日は実験と分析に明け暮れ、週末にその週の研究成果を少し離れた視点から俯瞰して、特許申請を考えるのが習慣になっていました。大学に来てからもこの生活習慣は変わっておらず、東北大学に着任後の申請分も含めて、申請したうちの97%は登録に成功しています。

――特許を考えるポイントは何でしょうか。

遠藤　多数の特許のなかでも、五つぐらいは自分でもよくできたと自負しているものがありますが、「考え込んでいない」ときに、頭の中に「降りてきた」ものが多いように思います。デスクに向かって考える特許はロジカルシンキングに則っているためか、技術常識がちらつくので奇抜な発想が除外されてしまい、既存の技術の延長線上になりやすい。一方で、突如として頭の中に「降りてきた」特許は、週末に研究を離れて遊んでいるときにひらめくことが多い。そのうちのほんの数件が「着地」に成功するのです。全国発明表彰をいただいた3D NANDの特許も、週末にスキー場でリフトに乗っているときに、ふと頭に「降りて」きました。

――特許で失敗した経験はありますか。

遠藤　東芝の研究所にいたころ、当然ですが、「研究成果を学会で発表するには、先に特許を申請しておかなければいけない」という規則がありました。ギリギリまでデータを取得していたために、学会への投稿期日が迫ってしまい、その時には知財としてあまり重要な案件になると思わずに、熟考しないまま特許の明細書を作成しました。これが大失敗でした。

論文というのは、他の人が再現実験できるように、実験条件を明確に限定し、ある意味成果

＊1　半導体不揮発メモリとして、USBメモリやSDカードで広く使われているフラッシュメモリがあるが、近年、微細化の限界から、その大容量化が困難になってきていた。これに対して、微細化に加えて、メモリセルを縦方向に積層することで大容量化を図る新しい概念・構造の新規半導体不揮発性メモリが3D NANDメモリである。2013年から量産が始まっており、USBメモリなどの民生品に加えて、データセンターなどのエンタープライズSSDシステムへの応用が広がっている。

を「点」で報告します。しかし特許というのは、一つ上の階層で「面」を押さえていないと役に立ちません。点で権利関係を押さえても世界中の企業・研究所から簡単にすり抜けられ、類似技術に気づいても特許侵害の訴えができませんでした。くわえて、論文は、その時点の最先端成果を報告できればよいのですが、知財は期限が切れるまで、その権利が有効でなくてはいけませんので、先見性が非常に求められます。

第二の「死の谷」を越えられない日本の研究者

――日本のアカデミアは特許についてどのような課題を抱えているとお考えですか。

遠藤　６年前、特許庁の依頼で、特許出願技術動向調査（スピントロニクスデバイスとアプリケーション技術）に取り組んでいました。そこで痛感したのは、「技術が市場に出るまでには、なかなか越えられない『死の谷』が二つあり、日本の研究者は二つ目の『死の谷』を越える人が極端に少ない」ということです。

最初の「死の谷」は新しい技術の黎明期に存在します。少数の研究者の思いつきが技術として成り立つかどうか、各方面から基礎研究が行われます。日本はこの黎明期には強く、多数の特許が申請されます。

技術として成り立つという見込みが立つと、次は「市場はあるのか」という問いが待っています。この答えが出るまでには10年ぐらいかかることが多いですが、その間に世界中で当該技術への特許件数は停滞するか、減少します。これが第二の「死の谷」です。いよいよ市場が見えてくると、イノベーションの段階に入り、二段ロケットのように加速的にさらなる知財出願が産学一体となってなされます。しかし、日本は停滞期に息切れしてしまって、第二の「死の谷」を越えることができないのです。

アメリカは、黎明期の基礎研究に強く、さらに市場立ち上げ後の応用研究にも途切れることなく世界の特許出願数をリードしています。中国、韓国は、応用研究が得意であり、市場が見えてくる第二の「死の谷」時期に一気に特許出願が増えて、日本を抜き去ります。

よく言われますが、iPhoneの内部を見てみると、構成されている部品はほとんど日本製なのに、なぜ日本でiPhoneが生まれなかったのか。技術を統合したプラットフォーマーになることが、日本はなかなかうまくできていません。この傾向は2000年代にさらに顕著になってきました。私は、この意味からも、産学連携のさらなる高度化が本当に必要だと感じています。

世界のプラットフォーマーを目指すCIESの取り組み

――プラットフォーマーとなるために、日本はどのような取り組みをすべきでしょうか。

遠藤　政策的な取り組みを含めて、企業もアカ



遠藤哲郎（えんどう・てつお）
東京大学理学部卒業後、東芝に入社。NANDメモリの開発、事業化に携わった後、1995年に東北大学電気通信研究所へ。学際科学国際高等研究センター教授、大学院工学研究科教授などを経て2012年より現職。縦型構造デバイス、SRAM・DRAM・3D NAND・STT-MRAMなどの高集積メモリ、モバイル・AI・IoTシステムに要求されるスピントロニクスベース超低消費電力化技術、GaN on Siベースパワーエレクトロニクス技術に関する研究に従事するなど、多方面で活躍。

【特許出願技術動向調査】
特許庁では、市場創出に関する技術分野、国の政策として推進すべき技術分野を中心に、今後の進展が予想される技術テーマを選定して調査を実施している。2018年度の技術動向調査の結果については、「第1部第5章１.（２）2018年度特許出願技術動向調査結果」を参照されたい。

デミアも第二の「死の谷」を越える方法を考えなければなりません。研究目標を将来の具体的な社会実装*2に想定し、そこに到達するにはいま何をすべきかを考えるバックキャスティングの発想も、日本の基礎研究者には必要でしょう。ただし、私は悲観していません。日本はまだまだ基礎研究が盛んであり、研究開発の根っこは健全です。根っこさえしっかりしていれば、必ず産業を再生できます。

――遠藤先生がセンター長を務めている東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センター（以下、CIES）は、国際的な産学連携の下、世界のプラットフォームとなるような研究開発の拠点を目指しているとうかがいました。

遠藤　CIESは、東北大学のさまざまな部局で創出された基本技術や、センター自身が生み出した革新的技術を、より大規模に社会実装していくことを目指しています。ひらめいた技術はおもしろいけれど、市場が見えないのでPOC（Proof of Concept：概念実証）だけで立ち消えになってしまう、という事態が日本は多すぎます。これを避け、産業界がきちんと成果を受け取れるところまで責任を持って研究開発するのがCIESのコンセプトです。

CIESは、大型設備投資は民間企業にしてもらい、運営も民間投資など外部資金のみで行う研究拠点です。アメリカ・スタンフォード大学や中国・清華大学のマイクロソフト棟やグーグル棟などと共通する取り組みといえます。

――CIESが取り組む高度な産学連携において、特許はどのような役割を果たしますか。

遠藤　特許取得は、産学連携の大型化、大規模化というメリットにつながります。

実はCIESは、知財を管理する部門をセンター自前で持っています。東北大学に限らず、特許は組織としての資産です。その特許を売却するのかライセンシングするのかは、組織の資産運用に関わりますから、通常は大学総長の専権事項となります。しかしCIESは、創出する知財管理・運用をセンター長である私に権限移譲していただいています。そのため、企業と共同研究を行う際には、特許ライセンスの扱いまで含めて明記して、研究と知財がワンパッケージとして契約できます。

この制度面での改革は大きな成果につながりました。産学連携で大学と企業が取り組む共同研究の1件当たりの予算で見ると、CIESは全国平均の数百倍に達しています。

CIESは、超低消費電力IoT・AIチップ、MRAM、GaN on Siパワーデバイスとそのパワーエレクトロニクスの3分野で、世界最先端の革新的技術を持っているため、世界中の企業が共同研究に集まってくれています。企業は、「いいアイデアがある」だけでは投資しません。投資に確実なリターンを求める民間企業にとって、特許こそは最大の特効薬です。この業績が評価され、産学官連携功労者表彰で、内閣総理大臣賞を受賞しました。

――特許は、研究者個人にはどのようなメリットをもたらしますか。

遠藤　研究の規模が拡大し、研究者として活躍できる場が広がっていくのがその一つですし、報奨金が得られるのもうれしいことではあります。東北大学に来てから出願した特許群を活用して、最近パワースピン(株)という大学発ベンチャー企業を創業しました。これからこの企業を成長させていくことも楽しみです。

研究論文を「国の宝」にする方法が特許の出願・登録

――日本の若手研究者は、知財や特許にどのように取り組むべきでしょうか。

遠藤　若手研究者は、特許の食わず嫌いが多いのではないかと感じます。「研究で忙しいのに、

＊2　研究などの成果を社会的な問題の解決や経済的な発展に生かすこと。

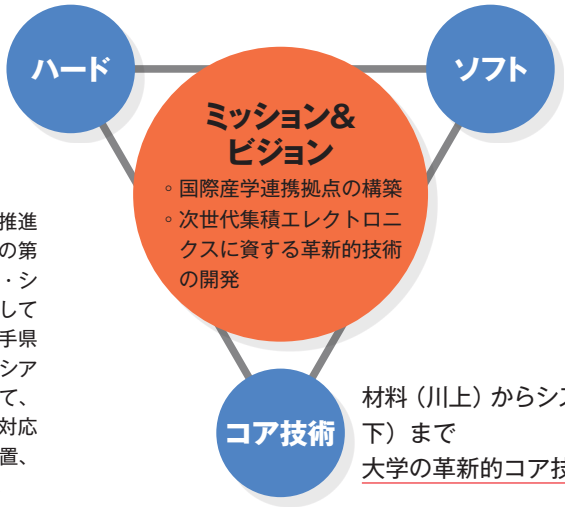
●東北大学 国際集積エレクトロニクス研究開発センターの概要

平成28年度
産学官連携
功労者表彰
「内閣総理大臣賞」
受賞

国際産学連携オープンイノベーションの推進

- ●民間共同研究費と競争的資金等による自立経営（外部資金のみでの運営資金を確保）
- ●世界最大規模の産学コンソーシアムを構築

国内初の100%民間拠出によるサイエンスパーク型産学連携拠点



- ●知財の先駆的管理と戦略的運用
- ●グローバルスタンダード対応の共同研究契約

材料（川上）からシステム（川下）まで
大学の革新的コア技術を統合

産業界と大学が協力して研究開発を推進する研究拠点「サイエンスパーク」の第一号。材料・装置・デバイス・回路・システムなど多様な国内外の企業、そして地方公共団体（宮城県、仙台市、岩手県など）とも連携して、CIESコンソーシアム（共創の場）を運営。日本で初めて、大学キャンパス内に300mmウエハ対応のプロセスライン、共通評価分析装置、デバイス特性評価装置等を完備した。

余計な作業で面倒」。そう感じているとしたら、明らかに認識不足です。

学生時代、私は理学部に在籍しており、指導教授の塚田捷先生と井野正三先生から「理学部の研究は１００年の計、工学部の研究は10年の計であり、それぞれ時間軸が少し違うのみで、いずれも目指すべき最終地点は社会実装である」と教わりました。この教えもあって、「研究成果をどう社会実装して国民に還元していくのか」を念頭に日々の研究をしなければいけないと考えています。

それはつまり、論文を出版することで、「人類の宝」として科学技術の足跡として残していくと同時に、特許を出願・登録することで、「国の宝」として日本の国際競争力の原動力を日々強化していくことであると考えています。知財を蓄積すること、特許申請を書くこと、これも研究者の大事な仕事であり、責務です。

論文は日々実験したことをデスクワークでまとめていきますが、知財は「自分がやったことにはどのような意味があるのか」と一つ上の階層から見直し、昇華させることで生まれます。特許を書く過程で次の実験計画が生まれることもあり、特許は次の研究の糧になるのです。

――民間企業に劣らず、アカデミアも積極的に特許を取得していかなければなりませんね。

遠藤　ただし、論文や特許の数だけで、大学の価値を測ろうというのは間違ったアプローチです。同様に、民活は大事ですが、企業利益の視点だけが大きくなりすぎるのもいけません。アカデミアがまず大事にすべきは、基礎研究の根っこの強化・活性化です。大学で最も価値あるものは、その時の流行に流されることなく、長期的科学技術戦略を力強く支えられるダイバーシティ（多様性）でしょう。大学は、上下左右に広がりがあり、さまざまな革新的科学技術の芽が創出され、その中で学生や若者がいろいろなことを吸収・感受しながら学び、次世代を担う人材が育成されるからこそ、存在意義があるのです。　（取材・文／長谷部葉子）

【大学への支援施策】
特許庁では、イノベーションの源泉である大学の研究を社会に橋渡しするための支援を行っている。支援の詳細については、「第2部第8章3.大学への支援」を参照されたい。

Column 11

産学連携知的財産アドバイザーの支援成果事例

～学校法人川崎学園 川崎医科大学／株式会社メディカルユーアンドエイ～

● 当事者のプロフィール

- 学校法人川崎学園 川崎医科大学（岡山県倉敷市）
  1970 年開学、医科大学・医療福祉大学・短期大学・リハビリテーション学院・付属高校、等を擁する総合医療教育機関かつ附属病院・総合医療センターを擁する地域医療拠点
  → https://www.kawasaki-m.ac.jp/med/
- 株式会社メディカルユーアンドエイ（大阪府大阪市）
  外科領域に強い医療機器の製造・販売、開業開設に関するコンサルティング等、漏斗胸手術用インプラント販売の国内最大手
  → https://www.mua.co.jp/

○プロジェクトの概要

川崎医科大学小児外科と（株）高山医療機械製作所が協力して開発した「改善された漏斗胸矯正具スタビライザー」の実用化を図ることを目標として開発を進めてきた（バーの使用が 1 本と 2 本のそれぞれの患者向けに 2 種類の製品が対象）。プロジェクト発足の 2016 年 4 月時点では第一次試作品が作成された段階だったが、問題点の改良・工夫が順調に進み、2018 年 3 月に（株）メディカルユーアンドエイから PMDA 申請、同 8 月に承認、同 11 月に保険収載され、翌月より臨床に供することが可能となった。今後は、非対称変形、部分変形患者（形成外科領域患者を含む）に対応した矯正用具と手術方法の開発を進めていく計画である。

○川崎医科大学の技術シーズ

川崎医科大学小児外科は漏斗胸患者の矯正手術の年間施術数が 100 例に及ぶ、国内で最も症例の多い病院ネットワークの一つである。多数の手術に携わってきた臨床医が実感する既存品の課題・使いにくい点等の解決のために、臨床医と術具の納入企業との間で器具使用上の改良検討を始め、脳外科術具で著名な（株）高山医療機械製作所と試作品を作成して技術的検討を進めてきた。

○事業化に向けての課題

技術面では、第 1 次試作品で大学にて模擬的な臨床使用検討を行った結果、1 本用は良好であったが 2 本用は種々不具合が生じることが分かった。

事業化面では、当初から共同で開発していた（株）高山医療機械製作所では PMDA への承認申請や販売対応ができないという問題があった。また、販売、製造、臨床実証の三者が円滑に良好な関係を保って開発を進めていく必要があった。

○産学連携知的財産アドバイザーのソリューション

技術面では、改良すべき点を抽出した上でバーの固定方法の考え方を変更し、片側：面接触、反対側：点接触、バー間隔をプリセット方式としたことで課題が解決され、最終仕様品の作成に進んだ。これらの仕様をすべて盛り込んだ特許を 1 件にして出願[1]した。

事業化面では、（株）メディカルユーアンドエイを製造販売業者・開発の主導者とし、PMDA 承認申請、セカンドサプライヤー候補の起用、米国への販売計画等、事業化計画の練り直しを進めてきた。その際、大学側の視点だけでなく、パートナー企業側の立場での課題克服に向けた対応や情報収集を進めてきた。主な内容は次のようなものである。①ビジネスモデルの確認・検討、②パートナー企業（製造・販売）選定・確認、③セカンドサプライヤー（製造）の必要性・選定、

1「漏斗胸矯正バーの固定具および漏斗胸矯正装置」PCT/JP2017/46027（優先日：2017 年 1 月 5 日）

④特許の出願戦略（PCT 出願）、⑤ PMDA 承認申請（承認）・保険収載情報収集、⑥特許侵害予防調査（問題なし）等

● 川崎医科大学のコメント

・2016 年度より本学にて産学官連携の知的財産管理の充実と発展のために尽力していただいた後、2018 年度は本学が有する多くのシーズの中から、「改善された漏斗胸矯正具スタビライザー」の実用化に焦点を当てて、その支援をいただきました。

・その成果として、クラスⅢであるこのスタビライザーについて、2017 年初頭の特許申請から始まって、企業との協働開発、さらに臨床的な検討が非常に速やかに展開し、2018 年度において PMDA の承認取得、そして保険収載まで至ったことは、まさにアドバイザー派遣事業の輝かしい結果と捉え得ると感動の中で認識しています。

・特に、本学では数年前まで産学連携知的財産管理に関連する事業については、非常に後進であったことは否めない状況であった中で、2014 年度から、及び現在の 2016 年度からの派遣事業の成果を以て、本学初の医療機器開発が保険収載にまで至るという成果を成し遂げたことは、今後の本学の取組に対して、その他シーズの研究開発の中で、輝かしい先鞭となったと、最大級の感謝と賛辞を届けたいと思います。

● 産学連携知的財産アドバイザーのコメント

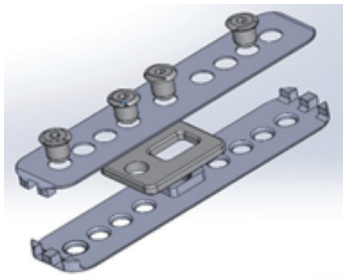
本開発はクラスⅢの医療機器（インプラント）であることから、当初より商品化の達成は時間的に困難ではないかと懸念されていましたが、臨床医・製販パートナー企業・製造パートナー企業の三者が連携を密に開発を進めていけたことでスムーズな進展をすることができたと感じています。

［西山　和成　産学連携知的財産アドバイザー（派遣機関：学校法人川崎学園 川崎医科大学）］

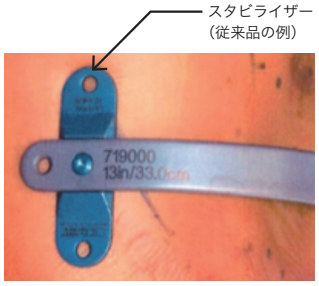
〈名称：ペクタスジェイ〉（承認番号 23000BZX240000）



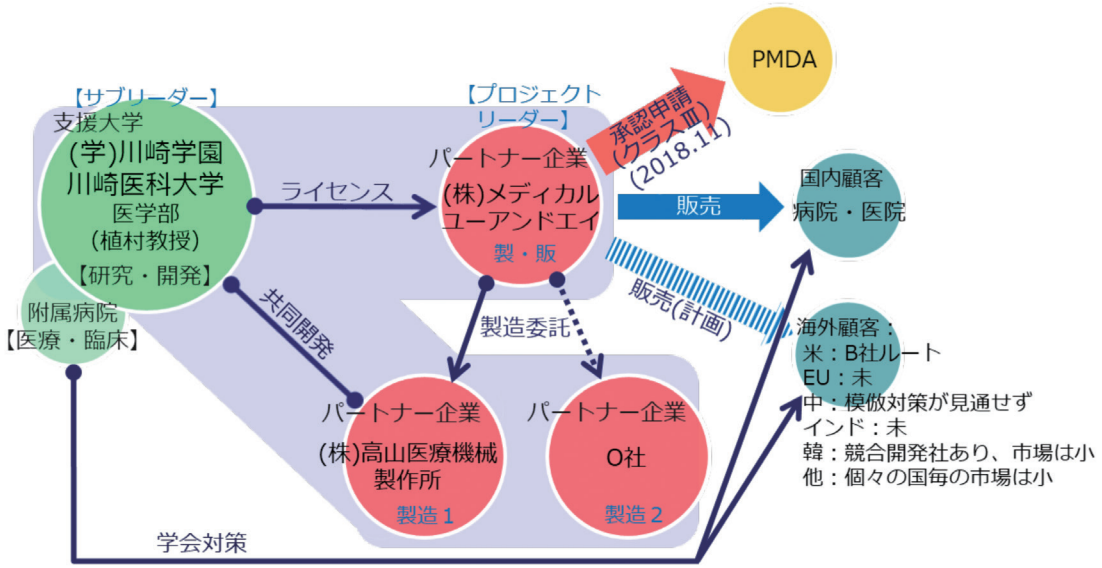
（1 本用）



（2 本用）



〈関係図〉



（4）大学等を対象とした減免等の支援

特許庁は、これまでも大学等の研究者及び大学等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、国内出願の特許料（第１年分から第10年分）及び審査請求料の２分の１を軽減する支援を行ってきた[1]。2019年度からは、さらに、PCT国際出願に係る手数料について、大学等は、一定の要件を満たすことを条件として、軽減措置[2]及び交付金交付措置[3]が受けられるようになった。具体的には、願書又は予備審査請求書と同時に軽減申請書を提出すると、PCT国際出願に係る送付手数料、調査手数料、及び予備審査手数料が２分の１に軽減され、手数料を全額納付した日から６月以内に交付金交付申請書を提出すると、国際出願手数料、及び取扱手数料の２分の１に相当する額を、国際出願促進交付金として受け取ることができる。

あわせて2019年度からは、国内出願の減免申請手続を大幅に簡素化した[4]。従来は減免申請を行う際に出願審査請求書または特許料納付書に加え、減免申請書及び証明書類の提出が必要であったところ、これらの書類の提出をせずとも、出願審査請求書または特許料納付書に特記事項として「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載することで料金の減免申請を可能としている。

1 第２部第８章６.（2）参照
2 詳細は https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html を参照
3 詳細は https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_kofu_shinsei.html を参照
4 詳細は https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html を参照

2 3 4

4. 地域における支援体制

(1) 各地域における支援施策

地域における知的財産制度普及等の拠点として、経済産業局等に知的財産室を9か所設置し、地方公共団体や中小企業支援機関等と連携しながら、地域の産業特性やニーズを踏まえた、特色ある独自の知的財産支援施策を企画・実施している。

(取組例)

○デザイン・ブランドの権利化やマテリアル作成支援を通じた意識啓発

○個別支援による知的財産活動の成功事例作りとその発信

○経営課題に対して知的財産の視点から解決方法を提案するワークショップの開催

また、2005年度に各経済産業局等の管轄地域ごとに「地域知的財産戦略本部」を設置して以来、地域知的財産戦略推進計画に基づき、地域における知的財産の普及啓発及び戦略的な知的財産活用のための支援施策を推進している。

さらに、地域における知的財産支援体制の構築や連携強化を通じて知的財産支援力を向上するため、地域の先導的・先進的な知的財産の取組を支援する補助事業を2015年度から開始し、2018年度には28件の取組を支援した。2019年度も継続して支援を行う。

(取組例)

○クリエイター等のアイデアを活用した知財マッチング

○地域資源を活用した商品のブランディング及び海外展開支援

○デジタルものづくり促進のための地域支援体制構築支援

(2) INPIT近畿統括本部(INPIT-KANSAI)

特許庁及び特許庁所管の独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)は、「政府関係機関の地方移転に関する今後の取組について」(2016年9月、まち・ひと・しごと創生本部決定)を踏まえ、2017年7月に「INPIT近畿統括本部」(INPIT－KANSAI)を、「グランフロント大阪」(大阪市北区)に開設した。

同本部では、地元自治体や地域の関係機関等と密接に連携しながらきめ細かい支援を実施するため、以下のような多面的な機能や体制を整備している。

・専門家による知的財産に関する高度・専門的な支援。

・出張面接・テレビ面接の場の提供。

・高度検索用端末による産業財産権情報の提供。

・地域の関係機関のネットワークを活用した支援情報の提供や各種セミナーの共同開催。

(3) 事業プロデューサー

我が国の地方には、地理的条件、人口構造、産業構造等の独特の状況に付随した地方特有の社会課題が存在する。これらの課題に対し、事業ニーズ起点で知財シーズ・技術開発力を組合せて事業化構想を行うことができれば、新規事業創出に繋がるといえる。

しかし、各地方では、保有するシーズを活用して新規事業創出に成功している事例が必ずしも多いとはいえない現状にある。その大きな理由の一つとして、潜在的な市場･ニーズを察知しつつ、知財･技術を理解し、魅力あるビジネスモデルをつくり、そして新規事業創出のできる事業化支援人材が各地方に欠乏していることが挙げられる。

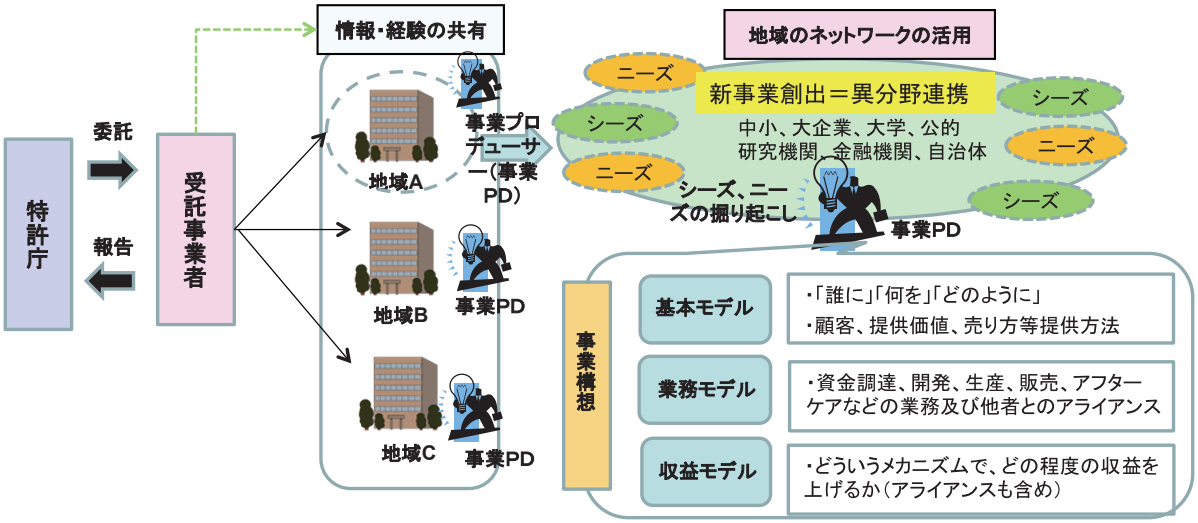
したがって、知財の需要と供給を繋ぎ、事業化を構想できる目利き機能を果たす能力を持った専門家を地方に配置し、新規事業創出を活性化することが必要である。

こうした背景のもと、特許庁では、地域における事業化機能拡充のため、金融機関を含む地域ネットワークを構築･活用しながら、潜在的なニーズ･シーズを掘り起こして事業を構想し、ニーズとシーズのマッチングから事業資金調達、販路開拓まで含めた事業創出環境活動を支援する新規事業創出の専門人材「事業プロデューサー」の派遣を行うことによって、地域における事業化創出機能の活性化を図ることを目的とした、「地方創生のための事業プロデューサー派遣事業」を 2016 年度より 3 か年の事業として実施した［2-8-9 図］。

具体的には、有識者委員会の議論を経て選定された、（一社）さいしんコラボ産学官、（公財）静岡県産業振興財団、（公財）北九州産業学術推進機構の 3 機関に事業プロデューサーを派遣し、潜在ニーズ及びシーズの掘り起こし支援、地域ニーズに基づいた新規事業構想支援、成功事例・失敗事例の収集・分析等の活動を通じて、新規事業プロデュース活動のノウハウを派遣先の地域ネットワークへ提供する取組を行った。

上記の取組を通じて、派遣先において事業プロデューサーの役割を担う人材が育ち、事業終了後においても、自律的に事業プロデュース活動が継続される環境の形成につなげた。そして、今後は、成功事例・失敗事例の分析によって得られたモデルを、広く派遣先以外の地方にも周知し、事業プロデューサーの活動を地方においても定着させていく。

2-8-9図　事業プロデューサー派遣事業の概要



Column 12

事業プロデューサーの支援事例

地方創生のための事業プロデューサー派遣事業は、2016年度から3か年の事業として実施された事業であり、2016年10月～11月に事業プロデューサーの派遣が開始された。派遣期間内に事業化に至った26件のうち、2018年度に事業化に至った2件を紹介する。

● 事例1：株式会社タイラ（埼玉県所沢市）

○概要

株式会社タイラ[1]は、プラスチック類・ゴム類などの化成品加工にて高い品質と柔軟なノウハウ、ニーズ対応力を持つ埼玉県の企業である。完全受注生産型であった事業形態から脱却し、自社製品の商品化を目標としていたところ、事業プロデューサーとの連携により、学生アイデアとのコラボレーションや開放特許の活用など新しい試みを重ね、念願の自社製品である香る単語帳「FLAROMA（フラロマ）」の開発・商品化に成功した。



○詳細

株式会社タイラは、プラスチック類・ゴム類などの化成品加工にて創業42年の歴史をもち、電化製品や文房具等製品の一部の製造を実施しており、蓄積された高い加工技術と多種多様な仕入れノウハウを有していた。

株式会社タイラの事業は完全受注型であり、事業の拡大を目的とし、新たな事業の柱として自社製品（“Made in Taira”）の開発を目標としていたものの、新商品の企画・開発、販路開拓等の経験やノウハウがなく、自社製品のアイデア出しや、その後の具体的な商品化の検討が難航していた。

さいしんコラボ産学官[2]主催の「中小企業のための『知財を活用した商品アイデア創出事業』2017 in 埼玉大会」にて、富士通株式会社の開放特許[3]を活用した“香る単語帳”の学生アイデアが最優秀賞を受賞していたところ、事業プロデューサーは、商品アイデアの実現企業として、プラスチック製品や文房具の加工・製造に技術力を持ち、新製品の開発を目指していたタイラを推薦した。そして、開発プロセスの整理、販売戦略立案、知財戦略立案等、新規開発を行うための道筋を示し、商品化の過程で創出された新たな開発アイデアを特許出願する支援[4]、商標「FLAROMA」の出願の支援[5]等も行い、株式会社タイラの念願の自社製品である、香る単語帳「FLAROMA（フラロマ）」の開発・商品化につなげた。

〈支援先企業のコメント〉

ご支援頂きありがとうございました。完全受注生産から脱却し、念願の自社製品の商品化を図ることが出来ました。開放特許など未知の分野へのチャレンジでしたが、社内の若手社員等とともに検討した商品企画や他分野の企業との連携、販売戦略の検討など、社内に貴重なノウハウを築くことが出来ました。引き続きご支援をお願いいたします。

1 1975年に設立、パッキン材・絶縁材・シールド材・テープ材等の製造
2 http://www.collabosgk-saitama.com/
3「芳香発散装置」特許第5595698号
4 特願2018-85773
5 商願2018-61323

2

● 事例2：神楽フィースト株式会社（福岡県北九州市）

○概要

神楽フィースト株式会社[1]は、10日間もの間ワイン酸化を抑制する「神楽ディスペンサー」を開発した会社である。構造の改良、製造委託先の確保等に課題を抱えていたところ、事業プロデューサーは、構造上の課題を洗い出し、改良・開発案を提案し製品化を実現、製造委託先として適した樹脂加工メーカーを選定し、大手百貨店での販売開始につなげた。



○詳細

神楽フィーストは、酸化抑止効果、ランニングコスト、及びデザイン性が優れた神楽ディスペンサーを開発し、国内外８か所で特許を取得していた 。

しかしながら、神楽ディスペンサーの厚肉一体構造ボディの製造委託先が見つからない、コックの角度が邪魔になり家庭用冷蔵庫に収納できない、販売ルートが分からないといった課題を抱えていた[2]。

それに対し事業プロデューサーは、北九州産業学術推進機構[3]中小企業支援センターと相談し、製造委託先として適した樹脂加工メーカーを選定することにより、量産体制を整備し、また、神楽ディスペンサーの構造の改良・開発案を提案し、製品化を実現した。さらに、大手百貨店が神楽ディスペンサーの販売ルートとして適切であると考え、首都圏大規模展示会に出展することを提案・実行し、大手百貨店仕入れ担当者にアプローチ等することにより、神楽ディスペンサーの大手百貨店での販売の開始につなげた。

〈支援先企業のコメント〉

近藤プロデューサーには、昔からの夢だった大手百貨店での販売ができたことに大変感謝しています。またメディアの取材もあり、販売が加速する手ごたえを感じています。今後ともご支援をよろしくお願いいたします。

1 2007年に設立、神楽ディスペンサーの製造販売
2「ワインディスペンサ」特許第5043231号、その他米国、英国、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、韓国
3 https://www.ksrp.or.jp/fais/

(4) 福島県における知財活用を応援します！～福島知財活用プロジェクト～

福島県では、震災から8年が経過し、企業立地や産業創出が進むなど、知財活用の重要性が高まっている。また、福島国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想への取組、国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）福島再生可能エネルギー研究所の開所から5年など、知財が生まれる環境整備が進んでいる。

しかし、県内の中小・ベンチャー企業における知財活用は一部にとどまっていることから、県の復興・持続的な地域活性化を後押しするため、2018年度より、知財活用の重点支援（福島知財活用プロジェクト）を実施している。

2018年度は、県内の中小・ベンチャー企業が自社の強み・魅力となる技術・アイディア・ブランド力などを経営に活かしていただきたい、そのような願いを持って、自治体及び教育機関との共催で「知って得する活かせる知財」と題した知財活用セミナーを県内三か所で開催した。セミナーでは、企業・教育機関・金融機関・知財専門家（弁理士）による知財活用のメリットやリスクの解説や、自治体・支援機関による地域の取組紹介などを取り上げ、後日、地方紙を通じて、県内全域に対して開催概要を発信した。

2019年度は、セミナー開催でつながった地域ネットワークを基に、企業経営者・学生等に対する知財人材育成や、知財を活用した事業化ノウハウの蓄積を目的とした取組を実施する予定である。

①会津地方「Aizu×IT×STARTUP」

共催：会津若松市、会津大学
日時：2019年1月22日（火）
会場：会津大学講堂（会津若松市）
来場者：学生、企業経営者など約100名

ITとSTARTUP（ベンチャー）をテーマに、トークセッションとパネルディスカッションを実施。知財を戦略的に活用したITビジネスによる会津地方の活性化などについて議論、意見交換した。

②浜通り「イノベーション・コースト構想を未来へつなぐ人・ビジネス」

共催：いわき市
日時：2019年1月31日（木）
会場：いわき産業創造館（いわき市）
来場者：企業経営者、金融機関など約110名

知財教育とイノベーション・コースト構想をテーマに、2本のパネルディスカッションを実施。地域で進める知財人材育成や、自治体や金融機関による企業支援等について議論、意見交換した。

③中通り「福島における知財活用の進展（医療、そして）」

共催：郡山市
日時：2019年3月6日（水）
会場：郡山商工会議所ホール（郡山市）
来場者：企業経営者、支援機関など約120名

医療とこれまでの総括をテーマに、2本のパネルディスカッションを実施。会社の発展につなげる知財活用手法や産学連携などの地域ネットワークの活用について議論、意見交換した。


会津地方


浜通り


中通り

5. 知的財産制度の普及啓発活動

（1）巡回特許庁

地域の出願人等の制度ユーザーの利便性の向上や知的財産の未活用企業等への意識啓発を目的とした「巡回特許庁」を、2018 年度には全国 9 地域、10 都市で開催した。

特許庁の審査官が地域へ出向く出張面接を中心に、経済産業局等の知的財産室や地域の中小企業支援機関等とも連携して、地域の特性を踏まえた知的財産制度や支援策等の普及のため、知的財産や地域ブランドに関連したセミナー等を行う普及啓発イベントを開催した。また、普及啓発イベントの中で日本弁理士会主催「知財広め隊セミナー」を併催した。

2019 年度も全国各都市で開催し、地域における知的財産のより一層の活用を図る。

巡回特許庁　ロゴマーク

2-8-10図　巡回特許庁　2018 年度実績

巡回特許庁 in 九州（H30.8.22～9.18）	巡回特許庁 in 東北（H30.9.4～10.1）
■普及啓発イベント（佐賀市） ○地域で光り輝く企業を目指して　138 名 ○中小企業のみなさん！特許出願してみませんか？！　29 名 ○商標審査官による商標出願セミナー　44 名 ○知財情報を活用しよう～J-PlatPat を使った調査～　31 名 ○日本弁理士会併催イベント「知財広め隊セミナー」　44 名 ○相談コーナー　24 件 ■出張面接　実施件数　4 件　企業数　2 社（特許）	■普及啓発イベント（青森市） ○グローバル時代を生き抜く知財戦略　168 名 ○オープン・イノベーションと知財戦略　73 名 ○道の駅を舞台にした戦略的な地域活性化と 地域ブランドの育成　57 名 ○知財情報を活用しよう ～J-PlatPat を使った調査（意匠・商標編）～　30 名 ○日本弁理士会併催イベント「知財広め隊セミナー」　30 名 ○相談コーナー　6 件 ■出張面接　実施件数　1 件　企業数　1 社（特許）
巡回特許庁 in 浜松（H30.9.10～10.5）	**巡回特許庁 in 山口（H30.9.27～10.24）**
■普及啓発イベント（浜松市） ○第四次産業革命がもたらすオープンイノベーションの 新潮流とものづくり企業の将来　113 名 ○オープンイノベーション時代を生き抜く中小・ ベンチャーの知財戦略　78 名 ○地域ブランドって何？～地域の特色を活かした 選ばれる商品づくり～　33 名 ○電気自動車（EV）に関連する特許出願動向セミナー　63 名 ○知的財産の視点からみる農林水産業　37 名 ○経営をデザインする ～既存技術を活用した新事業開発～　55 名 ○日本弁理士会併催イベント「知財広め隊セミナー」　23 名 ○相談コーナー　15 件 ■出張面接　実施件数　6 件　企業数　2 社（特許）	■普及啓発イベント（山口市） ○今すぐ実践できる地域ブランド戦略　82 名 ○商標権を戦略的に活用！ ～長州黒かしわを全国へ～　16 名 ○事業の成功のウラに知財あり！ ～事業を支える知財戦略～　36 名 ○知財情報を活用しよう ～J-PlatPat を使った調査～　14 名 ○商標の力は、ブランディングの成功を左右する　26 名 ○明日からできる営業秘密管理　15 名 ○日本弁理士会併催イベント「知財広め隊セミナー」　18 名 ○子供向け工作教室・パネル展示 （巡回特許庁 in 山口プレイベント）　40 名 ○相談コーナー　10 件 ■出張面接　実施件数　8 件　企業数　3 社（特許）

巡回特許庁 in KANSAI（H30.10.16～11.12）

■普及啓発イベント（大阪市）
○「経営に資する知財戦略の最前線」 153名
○パテントマップ／意匠マップ活用セミナー 93名
○日本弁理士会併催「知財広め隊セミナー」 62名
○ライフサイエンス分野の特許出願動向・審査基準セミナー 30名
○知財紛争リスクへの備え！審判制度説明会 89名
○劇仕立て！模擬口頭審理 70名
○企業ブランド化における知的財産活用とリスク管理セミナー 66名
○中小企業のみなさん！特許出願してみませんか？！ 19名
○経営をデザインする 40名
○相談コーナー 22件

■出張面接 実施件数 80件 企業数 29社（特許）

巡回特許庁 in 福井（H30.10.30/ 出張面接 7.9～8.3）

■普及啓発イベント（福井市）
○“医療現場を変える”中小企業の挑戦～心臓シミュレーターの開発と知的財産～ 146名
○共同研究・開発時における知的財産を学ぶセミナー 68名
○海外展開を見据えた知的財産活用セミナー 54名
○知的財産権利取得・活用セミナー 44名
○日本弁理士会併催イベント「知財広め隊セミナー」 17名
○中小企業のみなさん！特許出願してみませんか？！～特許庁が皆様の疑問にお答えします～ 17名
○相談コーナー 17件

■出張面接 実施件数 49件 企業数 29社（特許）
13件 企業数 4社（意匠）

巡回特許庁 in 中部（H30.11.29～12.26）

■普及啓発イベント（名古屋市）
○中部知財フォーラム2018「経営に資する知財戦略の最前線」 145名
○オープン・イノベーションと知財戦略 84名
○取引先企業の事業理解を深めて本業支援へ 54名
○経営をデザインする 70名
○中小企業のみなさん！知財を活用してみませんか？！ 21名
○知財紛争リスクへの備え！審判制度説明会 57名
○劇仕立て！模擬口頭審理 35名
○日本弁理士会併催イベント「知財広め隊セミナー」 38名
○警察捜査から見た知的財産 33名
○模倣品の輸入を阻止するために 20名
○相談コーナー 19件

■出張面接 実施件数 112件（特許） 25社（特許）
12件（意匠） 2社（意匠）

巡回特許庁 in 北海道（H30.12.12～H31.1.8）

■普及啓発イベント（札幌市）
○モノづくり中小企業を活性化する4つの秘訣 131名
○地域ブランド成功の法則 52名
○知的財産の視点からみる農林水産業 32名
○オープン・イノベーションと知財戦略 39名
○劇仕立て！模擬口頭審理 30名
○日本弁理士会併催イベント「知財広め隊セミナー」 25名
○海外進出時における知財リスク 26名
○相談コーナー 7件

■出張面接 実施件数 0件

巡回特許庁 in 高知（H31.1.24～2.20）

■普及啓発イベント（高知市）
○下町ロケットの弁護士が語る中小企業のための知的財産経営のススメ 81名
○久保田の誕生と商品育成 35名
○日本弁理士会併催イベント「知財広め隊セミナー」 31名
○グローバル企業と対等に渡り合える知的財産経営とシリコンバレー流の知的財産経営 30名
○商標審査官による商標出願セミナー 16名

■出張面接 実施件数 8件 企業数 3社（特許）

巡回特許庁 in 那覇（H31.1.30～2.26）

■普及啓発イベント（那覇市）
○企業の強みを生かす知財マネジメント 102名
○知的財産の活用事例 36名
○ブランド戦略の考え方と効果的な商標の使用方法 32名
○模擬口頭審理 ～口頭審理を実演します！～ 23名
○日本弁理士会併催イベント「知財広め隊セミナー」 14名

■出張面接 実施件数 0件

※上記に加え、各開催都市でINPIT知財総合支援窓口とよろず支援拠点が連携し、何でも相談コーナー（臨時相談窓口）を開設。

(2) 知的財産権制度説明会

特許庁では、知的財産制度の普及啓発及び制度の円滑な運用を図り、ひいては知的財産の取得・活用を推進し、産業の活性化を図るため、参加者の知見・経験のレベルに応じた「知的財産権制度説明会（初心者向け・実務者向け）」を全国各地で広く一般に向けて開催している［2-8-11 図］。

「初心者向け説明会」では、知的財産制度について学びたい方や企業の知的財産部門等での経験の浅い方等の初心者を対象に、特許庁の職員である産業財産権専門官が知的財産制度の概要や、中小企業支援施策について説明を行った。

2018 年度においても 2017 年度に引き続き、知財総合支援窓口の担当者による地域の支援策紹介も合わせて行う等、他の機関との連携を強化した。

「実務者向け説明会」では、知的財産制度について基礎的な知見・経験を有し、日常的に知的財産の業務に携わっている実務者を対象に、特許・意匠・商標の審査基準や審判制度の運用、国際出願の手続等、特許庁の職員等が専門性の高い内容について分野別に説明を行った。

2018 年度は、これまで一部の中小企業が対象だった特許料等の軽減措置を全ての中小企業に拡充する等の改正を行ったことから、「特許法等改正説明会」を併せて開催し、改正内容について周知・説明した。

◇ 2018 年度実績

初心者向け説明会：全国 47 都道府県で計 59 回開催 7,476 人が参加

実務者向け説明会：全国 21 都市で計 57 回開催 8,249 人が参加

特許法等改正説明会：全国 11 都市で計 13 回開催 1,683 人が参加

2-8-11図　知的財産権制度説明会における講義内容

初心者向け説明会

■知的財産の概要
■特許・実用新案・意匠・商標制度の概要
■不正競争防止法の概要
■知的財産関連支援策の概要
■知財総合支援窓口による支援内容

実務者向け説明会

■特許・意匠・商標の審査基準や審査の運用
■国際出願（PCT、ハーグ、マドリッド制度）の手続
■特許分類（IPC、Fターム）の概要
■審判制度の運用
■不正競争防止法と営業秘密の適切な管理
■ビジネス関連発明の特許の取り方
等

特許法等改正説明会

■中小企業等による知財活用の促進
・中小企業等の特許料等の一律半減制度の導入
■知財紛争処理手続の拡充
・インカメラ手続の拡充
■ユーザーの利便性向上等
・クレジットカードを利用した特許料等納付制度の導入
等

(3) 産業財産権専門官

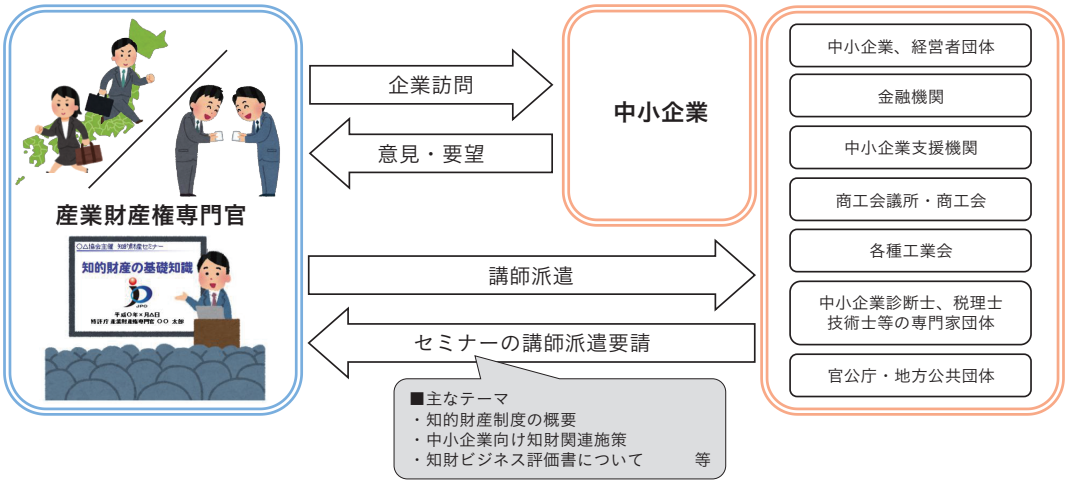
産業財産権専門官は、中小企業等への個別訪問や中小企業や金融機関、地方自治体、支援機関等を対象としたセミナーの講師等を通じて、知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を行っている［2-8-12 図］。また、個別訪問した中小企業等から、特許庁及び産業財産権制度に対する意見・要望を伺い、制度改善へ繋げている。2018 年度は企業活動における知的財産の重要性を広く周知するため、中小企業が多数集まる展示会や、中小企業等にとって身近な支援機関である金融機関でのセミナーを通じて、積極的に知財総合支援窓口を中心とした支援施策の普及を働きかけた。また、その他多数の中小企業経営者が集まる団体や税理士、中小企業診断士等、中小企業等と関係の深い専門家向けのセミナーを実施した。

◇ 2018 年度実績

中小企業等への個別企業訪問：278 社

知的財産セミナー・研修会講師：99 回

2-8-12図 産業財産権専門官の業務



6. 全般的な支援・施策

（1）情報の提供による支援

①特許情報の提供

a. 特許情報とは

「特許情報[1]」とは、特許、実用新案、意匠、商標の出願や権利化に伴って生み出される情報である。企業や研究機関等は、特許情報を有効に活用することで、最先端の技術開発動向や市場動向等を把握し、研究開発の重複防止、既存技術を活用した研究開発の推進、無用な紛争の回避等を図ることができる。このように、特許情報の有効活用は、知的財産の創造、保護及び活用を図る知的創造サイクルにおいて重要なことである［2-8-13 図］。特に、特許の出願や権利化に伴って生み出される特許公報等の情報は、特許情報の中心であり、以下に示す技術情報と権利情報の両面を有している。

・技術情報

企業、大学、研究機関等から出願された発明は、一定期間経過後に公報により一般に公開される。当該公報には、発明の技術的特徴に基づき、世界共通の体系である国際特許分類（IPC）や我が国独自の細分化された体系である FI、F ターム等の分類記号が付与されている。これらの分類記号を利用して検索することにより、特定分野の技術情報を効率的に抽出することができる。

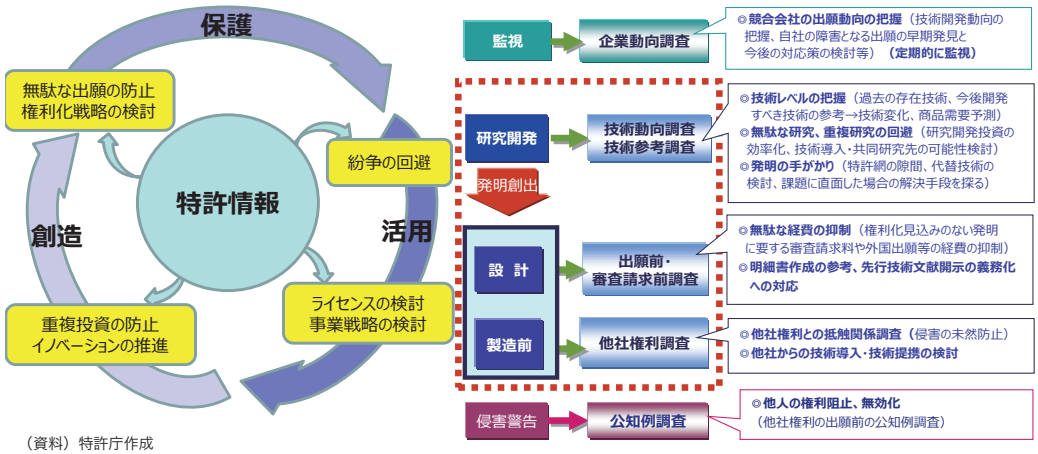
・権利情報

発行された公報には、既に取得された又は今後取得される可能性のある権利範囲が明示されており、当該権利情報を把握することにより、競合相手の動向を踏まえた研究開発や技術提携が可能となる。

ユーザーは、特許庁、独立行政法人工業所有権情報･研修館（INPIT）、民間の特許情報サービス提供事業者[2]、海外特許庁が提供する特許情報提供サービスを通じて、国内外の特許情報を活用している［2-8-14 図］。

特許庁又は INPIT が運営する特許情報提供サービスに関しては、2016 年 5 月に公表された情報普及活用小委員会の報告書[3]において、グローバル化に対応しつつ、IT 技術の進展、海外庁及び民間のサービスの状況、中小企業や個人を含む我が国ユーザーの要望を踏まえた上で、ユーザーが享受するサービスの質が世界最高水準となるよう、特許情報普及のための基盤を引き続き整備していくべきとの方向性が示された。特許庁及び INPIT はこの方向性に沿って、特許情報の提供に関する取組を進めている。

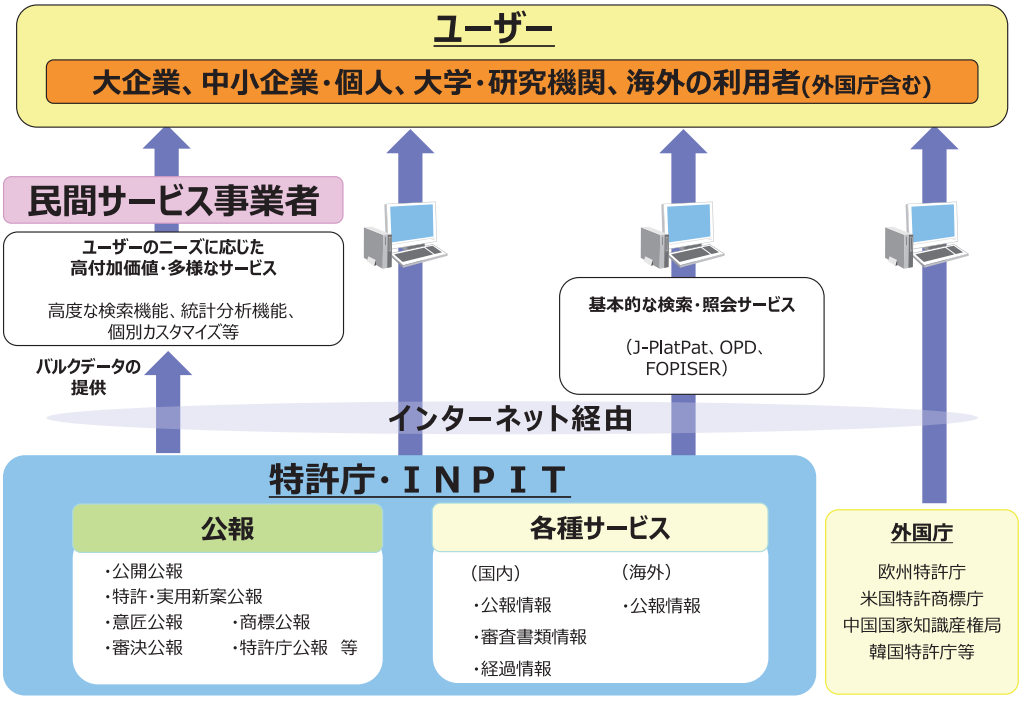
2-8-13図　特許情報と知的創造サイクル



（資料）特許庁作成

1「産業財産権情報」又は「知的財産権情報」と称される場合もある。
2 国内には、特許情報サービスを提供する大小の様々な民間事業者が存在し、その数は 250 を超える。
3 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/jouhouhukyu-shoi/h28houkokusho.html

2-8-14図 特許情報の普及・活用の流れ



(資料) 特許庁作成

b. 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)

特許庁は、高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、インターネットを通じて無料で利用できるサービスである「特許情報プラットフォーム[1](英語名:Japan Platform for Patent Information、略称:J-PlatPat)」を提供している。J-PlatPatは、使いやすいユーザーインターフェースを備え、日本や海外で発行された特許等の公報約1億3,000万件を、文献番号、分類記号、キーワード等により検索することができる。さらに、日本や海外での出願・審査・審判に関する経過情報(ドシエ情報)を照会することもできる。

J-PlatPatは、年間利用回数が1億3,000万回を超えており、知的財産の創造、保護及び活用に欠かせないインフラとなっている。J-PlatPatの利便性向上のため、2019年5月には、審査・審判経過情報が更新されるまでのタイムラグの改善や、提供される書類の範囲・検索対象の拡充等の機能改善を行った(Column 13参照)。今後も、より充実したサービスを提供すべく、改善内容を検討していく。

c. 外国特許情報サービス(FOPISER)

知財活動のグローバル化に伴い、五庁の特許情報のみでなく、ASEAN諸国等の特許情報に対する関心が高まっている。この状況を踏まえ、日本国特許庁は、当該国の特許庁より入手した特許情報を検索・照会できる「外国特許情報サービス[2](英語名:Foreign Patent Information Service、略称:FOPISER)」を2015年8月より提供している。当該サービスも、インターネットを通じて無料で利用可能である。

FOPISERでは、J-PlatPatで照会できない諸外国、例えば、シンガポール、ベトナム、タイ、台湾等の文献について、日本語のユーザーインターフェースを通じて、文献番号、分類情報、キーワード等により検索することや、文献の内容を機械翻訳された日本語で照会することができる。今後も、ユーザーの関心が高い諸外国の特許情報への日本語によるアクセスが可能となるよう対象国の拡大を図っていく。

1 https://www.j-platpat.inpit.go.jp/
2 https://www.foreignsearch.jpo.go.jp/(サービス提供時間:開庁日の9時から20時まで)

d. 画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）

意匠登録になった画像のデザインを意図せず使用することがないよう、権利調査の負担の軽減が求められていることから、イメージマッチング技術を利用したサービス「画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）」[1]の提供を2015年10月1日より提供している［2-8-16図、2-8-17図］。

Graphic Image Parkは、利用者がイメージファイルを入力するだけで、我が国で意匠登録になった画像のデザインについて調査できるツールであり、以下の特徴を有している。

○イメージマッチング技術を利用して、機械的な評価が高い（近い）順に蓄積画像を並べ替えることで、調査対象の画像を確認する際の効率を高めることができる

○並べ替えられた蓄積画像全件を書誌情報と共にサムネイル表示することで、一覧性のある網羅的な調査をすることができる

○日本意匠分類や意匠に係る物品といった専門的知識によらない、比較画像のイメージファイルを入力するだけの調査をすることができる

○専門的な知識を有する者には、比較画像の入力に加えて、日本意匠分類や意匠に係る物品などによる絞り込みを行うことで、更に効率的な調査をすることができる

○インターネットを通じて、いつでも無料で利用することができる

2017年3月に追加された機能により、気になるデザインにチェックを付けて、その案件の書誌情報をCSV型式でダウンロードすることができるようになった。

2-8-15図　特許庁・INPITが提供する特許情報提供サービス一覧

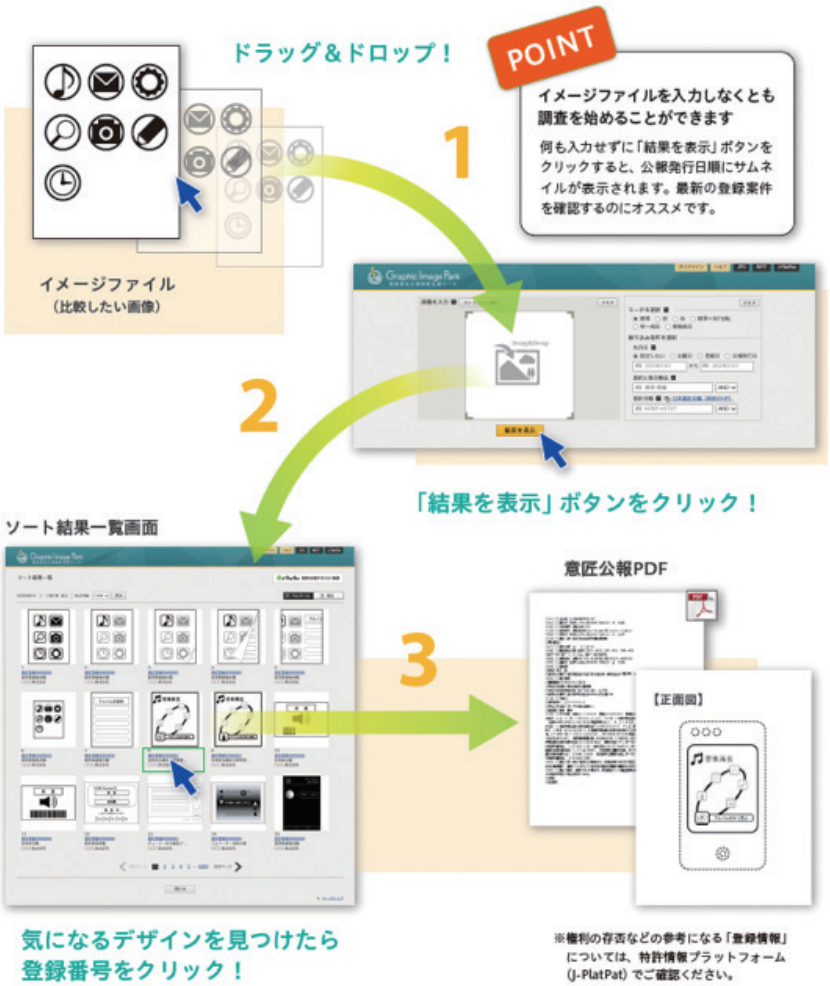
サービス名	検索対象	収録対象国・機関
特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)	特許・実用新案	日本、米国、欧州(EPO)、中国、韓国、WIPO、英国、ドイツ、フランス、スイス、カナダ
	意匠	日本、米国、韓国
	商標	日本
外国特許情報サービス (FOPISER)	特許・実用新案	シンガポール、ベトナム、タイ、台湾智慧財産局、ロシア、オーストラリア
	意匠	欧州（EUIPO）、ベトナム、タイ、台湾智慧財産局、ロシア
	商標	欧州（EUIPO）、ベトナム、タイ、台湾智慧財産局、ロシア
画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)	意匠（画像意匠）	日本

1 https://www.graphic-image.inpit.go.jp/

2-8-16図　画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）のトップページ



2-8-17図　画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）の基本的な使用方法



e. 海外特許庁・国際機関との特許情報の交換及びその情報の活用

日本国特許庁は、海外特許庁等との合意に基づいて、公報情報をはじめとする特許情報の定期的な交換を行っている。2018 年度には、新たにマレーシアと特許情報の交換を行うことを確認した。日本国特許庁は、入手した特許情報を庁内で審査資料や先行技術の検索のためのデータとして利用するとともに、前述した J-PlatPat、FOPISER 等を通じて一般に公開・提供している。また、交換データを基に和文抄録データを作成し、庁内外での活用を図っている。

一方で、我が国の特許公報等が海外でも先行技術として適切に考慮されるように、日本国特許庁の保有する特許情報を海外特許庁や国際機関へ定期的に提供している。2013 年 6 月に開催された五庁長官会合において、特許情報をマージナルコスト[1] 又は無償で提供すること等、各国特許庁間の障壁無き特許情報流通のための基本原則を合意した。2014 年 7 月から当該基本原則に基づくデータ交換が開始されており、今後、当該基本原則の枠組みを拡大させることを検討している。

f. 特許庁が保有するデータの一般提供[2]

現在、特許庁及び INPIT は、特許情報標準データ、整理標準化データ、公開特許公報英文抄録（Patent Abstracts of Japan（PAJ））、米国・欧州・中国の公報の和文抄録等の各種データを作成している。これらの各種データは、審査資料として庁内で利用されるだけでなく、J-PlatPat に蓄積され、一般向けの検索・照会サービスに活用されている［2-8-18 図］。

また、民間事業者向けに特許情報の一括ダウンロードサービスを提供し、ユーザーのニーズに応じた高付加価値・多様なサービスの提供を促している。

2-8-18図　特許庁・INPIT が作成・提供する主なデータ

データ名	データの概要
特許情報標準データ	審査経過情報等の各種情報を一般に利用しやすい TSV 形式に変換・加工したもの。 2019 年 5 月より新たに提供開始。
整理標準化データ	審査経過情報等の各種情報を一般に利用しやすい XML 等の形式に変換・加工したもの。2019 年 9 月に提供終了予定。
公開特許公報英文抄録（PAJ）	日本の公開特許公報の要約を人手で英語に翻訳したもの。
欧米特許和文抄録	米国特許明細書、米国公開特許明細書、欧州公開特許明細書の特許請求の範囲、明細書及び図面の記載内容を翻訳者が読解の上、発明の内容を要約して日本語にて抄録文を作成したもの。
中国特許和文抄録	以下の 3 種類のデータが存在する。 ・2010 年～ 2015 年に公開された中国特許出願公開公報の要約を人手により日本語に翻訳したもの。 ・機械翻訳の補完として、一部の中国登録特許公報について、特許請求の範囲及び明細書等から発明の内容の理解に必要な部分を摘記し、人手により日本語に翻訳したもの。 ・国際調査報告で引用された一部の中国公開特許公報または中国登録特許公報の全文を、人手により日本語に翻訳したもの。
中韓文献機械翻訳文	J-PlatPat で提供する中国語及び韓国語の特許・実用新案文献の全文機械翻訳文。

1 データの複製費用、データの格納する媒体の費用及び送付等のための追加的経費のみで、データ作成、メンテナンスを含まない費用のこと。
2 特許庁の提供する主なデータの一覧は統計・資料編 第 6 章 2. を参照のこと。

②特許検索ポータルサイト

先行技術文献調査をサポートする関連情報を一元的に提供してほしいという出願人からの要望に応えるため、2009年3月に「特許検索ポータルサイト[1]」を特許庁ウェブサイト上に設置して試行を開始し、その後も、寄せられた意見等を受けて、FI、CPC等の分類の対応関係を参照するツールを新規に提供するなど、内容を充実させている。出願人等からは、社内教育においても大変参考になる内容であり、活用しているとの評価を受けている。

今後も本ポータルサイトの記載内容の更新を引き続き行い、更なる利便性の向上を図っていく予定である。

③新興国等知財情報データバンク

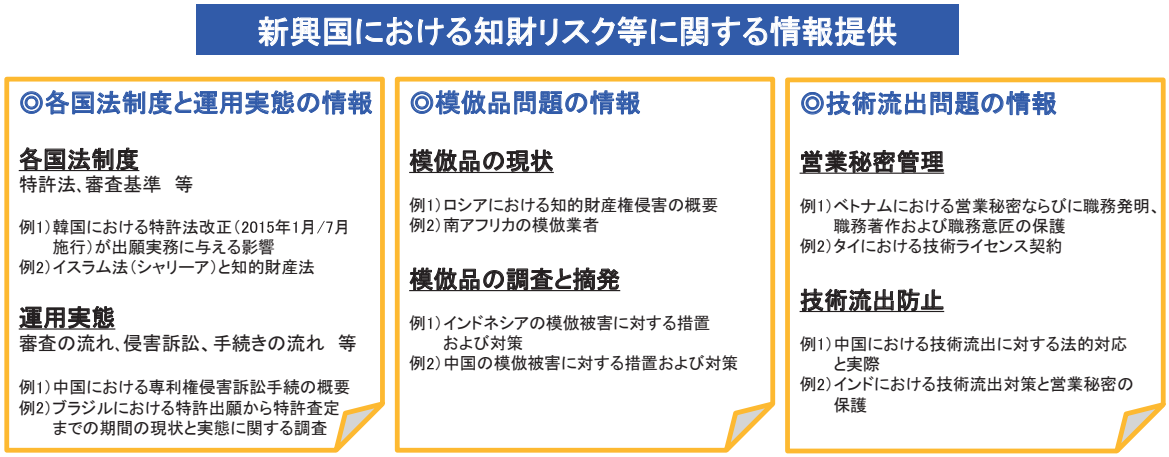
新興国等知財情報データバンク[2]は、新興国等でのビジネスに関わる日本企業の法務・知的財産の担当者等を対象に、各国及び地域の知的財産情報を幅広く提供することを目的とする情報発信ウェブサイトである。

海外から商品等を輸入している企業、海外へ商品等を輸出している企業、海外の企業へ出資等をしている企業、海外の企業へ技術供与・ライセンスをしている企業、海外へ生産拠点・販売拠点等を設置している企業、あるいはこれから海外との取引を予定している企業等を対象に、今後のビジネスで発生しうる海外での知的財産リスクの軽減又は回避に資する情報を発信することを目指している［2-8-19図］。

各種公開情報に加え、海外の特許事務所等とも連携して情報収集を実施し、分析・整理した上で記事を作成している。アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米等の記事を作成し、2,374件（2019年3月末現在）の記事を掲載している。

また、本データバンク内の「アンケート」のページより、情報収集を行うべき国・地域、テーマ等の意見や要望を受け付けている。

2-8-19図 新興国等知財情報データバンクのイメージ



1 https://www.jpo.go.jp/support/general/searchportal/index.html
2 http://www.globalipdb.inpit.go.jp/

④特許戦略ポータルサイト

2008 年 9 月、企業の知的財産戦略の高度化に役立つ情報提供を行うため、特許庁ウェブサイト上に「特許戦略ポータルサイト[1]」を開設した。特許戦略ポータルサイトは、特許庁が保有する情報のうち、国内外での権利化に役立つ情報、技術動向に関する情報、特許情報の活用に関する情報、各種調査やガイドライン等へのリンク集となっている。特許戦略ポータルサイトでは、特許出願・審査請求する際に役立つ情報として、「自己分析用データ」を提供している[2]。「自己分析用データ」には、自社における過去 10 年分の特許出願件数、審査実績等知的財産権情報が含まれる。2019 年 3 月末時点で利用企業は約 1,500 社である。

⑤情報提供によるその他の支援

a. 大学等向け公報固定アドレスサービス

大学等における研究開発を支援するため、大学等の利用者に対し、特許電子図書館（IPDL）の公報データに直接アクセスできる公報固定アドレスサービスを 2007 年 1 月に開始した。本サービスは、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）においても同様に利用可能となっている。

◇ 登録件数：305 件の大学等
（2019 年 3 月末時点）

b. 開放特許情報データベース[3]

大学・公的研究機関、企業等が保有する知的財産権で、他者にライセンスする意思のある特許（開放特許）の有効活用により、新たなイノベーションの創出及び技術開発による権利化の支援を行うために、開放特許情報データベースにおいて開放特許の情報を提供している。

◇登録件数：28,582 件（2019 年 3 月末時点）
（うち　企業：4,601 件、大学・TLO：8,268 件、公的研究機関等：15,713 件）

c. リサーチツール特許データベース[4]

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許の情報をデータベース化し、「リサーチツール特許データベース」において情報を提供している。

◇登録件数：379 件（2019 年 3 月末時点）
（うち　企業：15 件、大学・TLO：200 件、公的研究機関等：164 件）

d. 知的財産権取引業者データベース[5]

我が国における知的財産権取引ビジネスの振興及び知的財産情報活用のための環境整備の一環として、知的財産権取引を行う事業者から提供されたサービス内容等の情報をデータベース化し、「知的財産権取引業者データベース」において提供している。

◇登録件数：171 件（2019 年 3 月末時点）

1 https://www.jpo.go.jp/sesaku/tokkyosenryaku_01.htm
2 インターネットを通じてダウンロードできるようになっているが、利用に当たっては登録申込みとパスワードの発行が必要。特許戦略ポータルサイトでサンプルを見ることができる。
3 https://plidb.inpit.go.jp/
4 https://plidb.inpit.go.jp/research/home
5 https://www.inpit.go.jp/katsuyo/db/agentsdb

1
3
4
5

Column 13

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の機能改善

2019年5月7日、J-PlatPatのユーザーインターフェースを一新し、情報提供の迅速化や照会・検索対象範囲の拡充などの機能改善を行った。主な改善点を以下に紹介する。

○情報提供の迅速化

特許庁が書類を発出してから審査・審判経過情報が参照可能になるまでの期間を、「約3週間」から「原則1日」に短縮する。

○照会できる手続書類の拡充

特許・実用新案の手続書類に加え、2019年1月以降に特許庁に提出又は特許庁から発送された意匠（登録済）・商標の手続書類も新たに照会可能とする。

○データベースの拡充

特許庁の審査で拒絶された商標や、登録後に権利が抹消された商標を新たに検索可能とする。また、近年急増している中国の特許文献を日本語で検索可能とする。

○機械翻訳の質の改善

AIを活用した最新の機械翻訳アルゴリズムにより、質の向上した日英翻訳を提供する。

○表示画面の改善

初めての方でもスムーズに利用できるよう、トップメニューなどの表示画面を整理する。



新しいJ-PlatPatのトップページ

(2) 料金面等における支援

①個人・中小企業を対象とした減免措置等

a. 特許料・審査請求料の減免措置

特許庁は、特許法、産業技術力強化法及び中小ものづくり高度化法[1]に基づき、個人・法人及び研究開発型中小企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第１年分から第10年分）等の減免措置を講じている。また、2014年４月１日から2018年３月31日までに特許の審査請求を行った案件については、産業競争力強化法に基づき、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第１年分から第10年分）及び審査請求料の３分の２を軽減する措置[2]を講じている。

◇2018年度実績

○特許法に基づく支援

資力を考慮して定められた個人・法人に対する特許料・審査請求料の免除又は半額軽減措置。

・特許料の減免　　：2,077件
・審査請求料の減免：1,819件

○産業技術力強化法及び中小ものづくり高度化法に基づく支援

研究開発型中小企業等に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置。

・特許料の軽減　　：22,450件
・審査請求料の軽減：6,292件

○産業競争力強化法に基づく支援

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する特許料・審査請求料の３分の２軽減措置。

・特許料の軽減　　：3,352件
・審査請求料の軽減：4,635件

b. PCT国際出願に係る手数料の軽減措置・交付金制度[3]

特許庁は、2014年４月１日から2018年３月31日までに特許庁に受理されたPCT国際出願について、産業競争力強化法に基づき、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、PCT国際出願に係る調査手数料・送付手数料及び予備審査手数料の３分の２を軽減する措置を講じている。また、同期間中に特許庁に受理されたPCT国際出願について、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に、PCT国際出願に係る手数料のうち、世界知的所有権機関（WIPO）に対する手数料（国際出願手数料及び取扱手数料）の３分の２を、手数料納付後の出願人からの申請により、「国際出願促進交付金」として交付する措置を講じている。

◇2018年度実績

○産業競争力強化法に基づく支援

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する調査手数料・送付手数料及び予備審査手数料の３分の２軽減措置。

・調査手数料・送付手数料の軽減：675件
・予備審査手数料の軽減：29件

○国際出願促進交付金による支援

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する国際出願手数料及び取扱手数料の３分の２を交付する措置。

・国際出願手数料及び取扱手数料の交付：677件

②大学・TLO等を対象とした軽減措置

a. 特許料・審査請求料の軽減措置

特許庁は、TLO法[4]及び産業技術力強化法に基づき、大学・TLO等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第１年分から第10年分）及び審査請求料の２分の１を軽減する措置を講じている。

◇2018年度実績

○ TLO法に基づく支援

承認TLO及び認定TLOに対する特許料・審査請求料の半額軽減措置。

・特許料の軽減　　：606件
・審査請求料の軽減：174件

1 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成18年４月26日法律第33号）
2 2014年４月から2018年３月までに特許の審査請求を行う場合が対象。
3 2014年４月から2018年３月までに特許のPCT国際出願を行う場合が対象。
4 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年５月６日法律第52号）

○産業技術力強化法に基づく支援

大学及び大学研究者に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置。

・特許料の軽減　　：7,688 件

・審査請求料の軽減：3,418 件

(3) 電子出願に関する相談支援

ウェブサイト上に開設した「電子出願ソフトサポートサイト[1]」において、申請書類の書き方ガイドやよくあるQ&A等、電子出願に役立つ情報を提供している。また、電子出願の具体的な操作方法等について、電子出願ソフトサポートセンターにおいて専門スタッフが相談を受け付けている。

◇ 2018 年度実績

相談件数：8,542 件



1 http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/

（4）相談業務による支援

①ワンストップによる解決支援（INPIT知財総合支援窓口）

「知的財産は敷居が高く相談に行きにくい」、「どこへ相談に行けばいいか分からない」という中小企業の声を踏まえ、知的財産に関する悩みや課題に関する相談を一元的に受け入れる「知財総合支援窓口」を47都道府県すべてに設置している。

知財総合支援窓口では、無料・秘密厳守で、知的財産に関するアイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な課題等に対し、知的財産に関係する様々な専門家のほか、自治体や商工会・商工会議所、よろず支援拠点をはじめとする地域の中小企業支援機関と協働・連携して、効率的な解決を図るワンストップサービスを提供している［2-8-20図］。

INPIT知財総合支援窓口では、例えば次のような支援を実施している。

a. 知財戦略に関する支援

技術動向や企業戦略・経営戦略の観点も踏まえた知的財産を保護するための手法（特許等としての権利化による保護、営業秘密としての秘匿化による保護）の説明、アドバイス。

b. 特許出願等の手続支援（電子出願支援を含む）

特許等の産業財産権制度に係る出願や登録、中間手続等の手続方法の説明や電子出願ソフトを利用した電子出願に係る手続方法の説明等。

c. 先行技術文献等に関する調査支援

J-PlatPatを活用した、既に出願されている、又は権利化されている内容等の検索方法の説明。

d. ライセンス契約、技術移転に関する支援

企業等が保持する技術の活用に向けたライセンス契約に関する契約書のひな型の提供や注意事項等の説明。

e. 模倣品・侵害対応に関する支援

海外における中小企業等の模倣品、侵害訴訟に関する連携機関の支援紹介や専門家による侵害対応に関する助言等の支援。

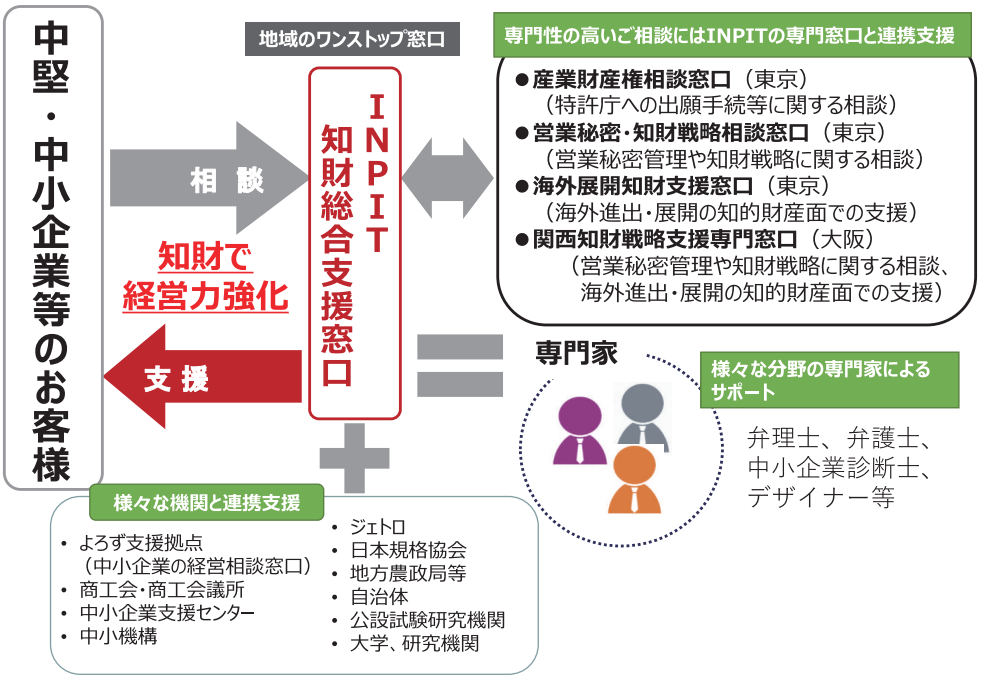
f. 海外展開に関する支援

海外で知的財産権を取得する際の外国出願に係る費用助成事業等の支援施策の紹介や、外国の企業との知的財産に関するライセンス契約に関する専門家による助言等の支援。

g. デザインやブランド戦略に関する支援

デザインやブランドコンサルタントや意匠活用ノウハウを有する弁理士等の専門家を活用した商品開発時からの知財活用マインドの導入や商品販売時の戦略的な意匠登録出願に関する支援。

2-8-20図　INPIT知財総合支援窓口における相談対応



h. 職務発明規程の導入等に関する支援

2015 年度法改正を受けた新たな職務発明制度等に関する説明や社内規程の導入等に関する弁理士・弁護士等の専門家の助言等の支援。

i. 知的財産を活用していない中小企業等の発掘及び知的財産活動の啓発に関する支援

知的財産を有効に活用出来ていない、又はこれから活用しようとする中小企業に対して、知的財産を有効活用するためのアドバイスや社内啓発活動の支援。

j. 知的財産に関する支援機関及び各種支援施策の紹介

中小企業が利用可能な知的財産関連の支援機関及び支援施策の紹介、支援内容、手続方法の説明。

k. 他機関との連携

技術の標準化や農林水産業における地理的表示保護制度等の幅広い悩みや課題等についても他機関との連携により支援。

◇ 2018 年度実績　相談件数：102,551 件



「知財ポータル」(https://chizai-portal.inpit.go.jp/)：各都道府県の INPIT 知財総合支援窓口の設置場所や支援事例を掲載しています。

②出願手続・産業財産権に関する相談

a. 産業財産権相談窓口[1]

アイデアがあるものの、どのようにすれば権利化できるか分からない、特許等の出願をしたいが手続方法が分からない等の産業財産権の手続に関する相談を、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において無料で受け付けている。

相談については、窓口、電話、WEB、文書（手紙、ファックス）にて行うことができる。

◇ 2018 年度実績

相談件数：30,367 件

窓口相談　平日 9：00 ～ 17：45
（受付は 17：30 まで）
電話相談　TEL03-3581-1101
（内線 2121 ～ 2123）
（平日 8：30 ～ 18：15）

b. 知的財産相談・支援ポータルサイト[2]

知的財産相談・支援ポータルサイトでは、産業財産権に関する基本的な情報や出願から登録、審判までの手続に必要となる情報を FAQ 形式で提供しており、これらの情報はキーワードによる検索も可能となっている。また、最も問合せが多い商標については、「かんたん商標出願講座」として、動画で分かりやすく解説しているほか、各種申請様式（様式見本）や記入例等、手続に関する最新の書類をダウンロードすることも可能である。

なお、同サイトで解決できない質問についてはサイト上の入力フォーム等を通じて直接相談窓口に問合せをすることもできる。

◇ 2018 年度実績

FAQ 閲覧利用件数（産業財産権）：423,369 件



知的財産相談・支援ポータルサイトトップページ

1 産業財産権相談窓口　https://www.inpit.go.jp/consul/consul_about/index.html
2 知的財産相談・支援ポータルサイト　https://faq.inpit.go.jp/

1 2

③営業秘密･知財戦略に関する相談

営業秘密・知財戦略相談窓口[1]においては、特許等への権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知財戦略に関する相談に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理手法、営業秘密の漏えい・流出等に関する相談に対し、経験豊富な知的財産戦略アドバイザー（企業 OB）や弁護士等の専門家が対応している。また、全国にある知財総合支援窓口と連携することにより、各地の中小企業等が気軽に専門家に相談することを可能にしている。さらに、営業秘密の漏えい・流出に関する被害相談については警察庁と、サイバー攻撃等の情報セキュリティに対する相談については独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と連携するなど、関係機関と協力して対応している［2-8-21 図］。

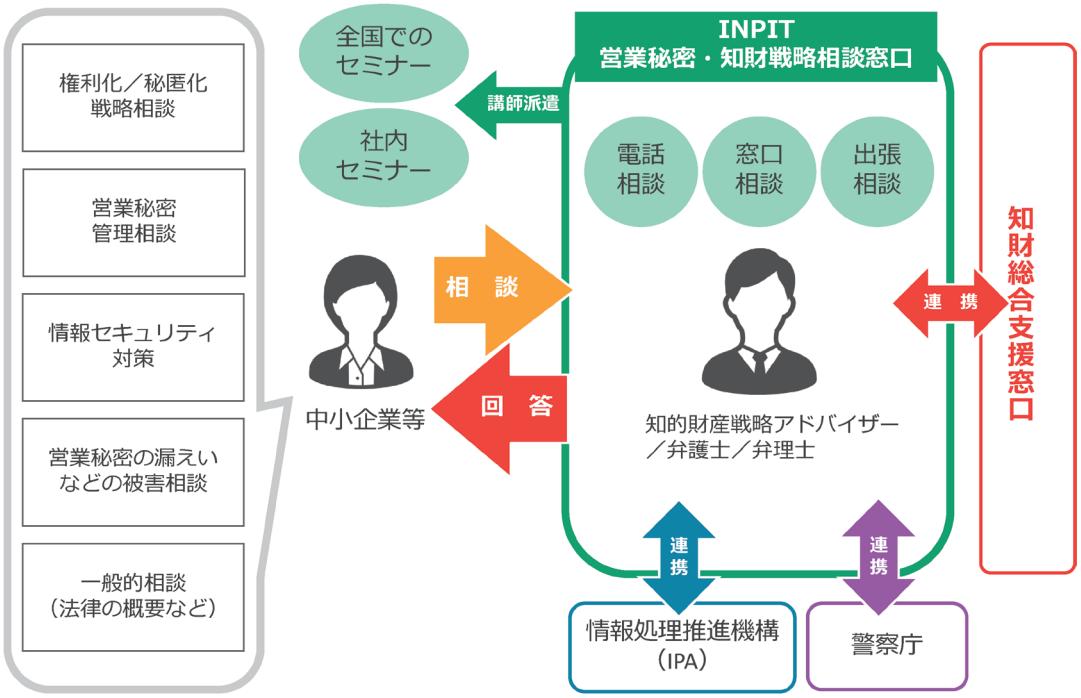
2018 年度は、666 件の中小企業等からの相談に応じた。

その他、知的財産戦略アドバイザーによる「営業秘密・知財戦略セミナー」の開催や、知的財産相談・支援ポータルサイト[2]における e ラーニングコンテンツの提供等、普及啓発活動を積極的に展開している。

また、企業等における戦略的な知財管理を支援するため、電子文書が存在したことを証明する「鍵」であるタイムスタンプトークンを預かる「タイムスタンプ保管サービス[3]」を提供している。民間事業者が提供するサービスによって発行されたタイムスタンプトークンを INPIT に預けることで、電子文書に付されたタイムスタンプトークンの紛失や改ざんのリスクを低減し、長期間安定なバックアップが可能になるとともに、営業秘密や先使用権などに関する特定の資料が作成日とされる時点に存在していたかについて係争又は訴訟中に疑義が生じた際、作成日時の立証負担を軽減する効果が期待できる。

窓口相談　平日 9：00 ～ 17：45
（受付は 17：30 まで）
電話相談　TEL 03-3581-1101（内線 3844）
（平日 9：00 ～ 17：45（受付は 17：30 まで））

2-8-21図　営業秘密・知財戦略相談窓口の相談・支援体制



1 営業秘密・知財戦略相談窓口
https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/service/
2 知的財産相談・支援ポータルサイト（営業秘密・知財戦略に関する情報）
https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/
3 タイムスタンプ保管サービス　https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/ts/

④海外展開に関する相談

海外展開知財支援窓口[1]では、海外での事業展開を考えている企業等に対して、ビジネスの形に応じた様々な知財リスクについてのアドバイスを行い、ビジネス展開に応じた知的財産の権利化や、取得した権利を利益に結びつけるための活用の方法について、海外駐在経験と知的財産実務経験が豊富な民間企業出身の専門人材である海外知的財産プロデューサーが支援を行っている。全国にある知財総合支援窓口とも連携しており、相談内容に応じて海外知的財産プロデューサーによる支援を受けることを可能にしている。

お問い合わせ先（海外展開知財支援窓口）
TEL 03-3581-1101（内線 3823）
（平日 9：00 ～ 17：30）

⑤その他の相談

a. 農林水産業にかかる知的財産の相談体制の強化

農林水産物のブランド価値を高め、知的財産として保護していくためには、特許庁が担当する商標制度、意匠制度、特許制度と、農林水産省が担当する地理的表示（GI）保護制度や品種登録制度など、様々な知的財産制度をうまく組み合わせて活用することが重要である。

特許庁では、農林水産省との相互協力により、INPIT が各都道府県に設置する知財総合支援窓口と農林水産省の相談窓口との連携強化を実施。

知財総合支援窓口における農林水産分野の知的財産に関する相談の受け付けや、農林水産省主催の GI と種苗登録制度にかかる研修に知財総合支援窓口の相談対応者が参加するなど、相談及び連携体制の強化を図っている。

なお、特許庁が出願人等ユーザーの利便性向上や知的財産を活用する企業のすそ野拡大を目的に全国各地で開催する「巡回特許庁」において、農林水産省と連携して地域ブランドセミナーを開催し、地域団体商標制度に加え、GI 保護制度についても説明する等、地域の農林水産業やブランド関係者に対する制度の普及啓発に取り組んでいる。

b. 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）に関する相談

J-PlatPat[2] の各種検索サービスの操作・利用について、J-PlatPat ヘルプデスクにおいて専門スタッフが相談を受け付けている。



J-PlatPat ヘルプデスク

TEL 03-3588-2751（平日 9：00 ～ 21：00）

1 海外展開知財支援窓口　https://faq.inpit.go.jp/gippd/service/
知的財産相談・支援ポータルサイト
（海外展開の知財支援に関する情報）
https://faq.inpit.go.jp/industrial/faq/type.html
2 https://www.j-platpat.inpit.go.jp

1-1 1-2 2

(5) 専門人材による支援

我が国産業の国際的な競争力を保持しつつ持続的な発展を実現していく上で、イノベーションの促進を効率的に進める必要があり、創出される知的財産を戦略的に保護・活用する知的財産戦略が極めて重要である。このため、特許庁・INPITでは、専門人材を適所に配置し、企業や大学等の知的財産マネジメントを支援している。

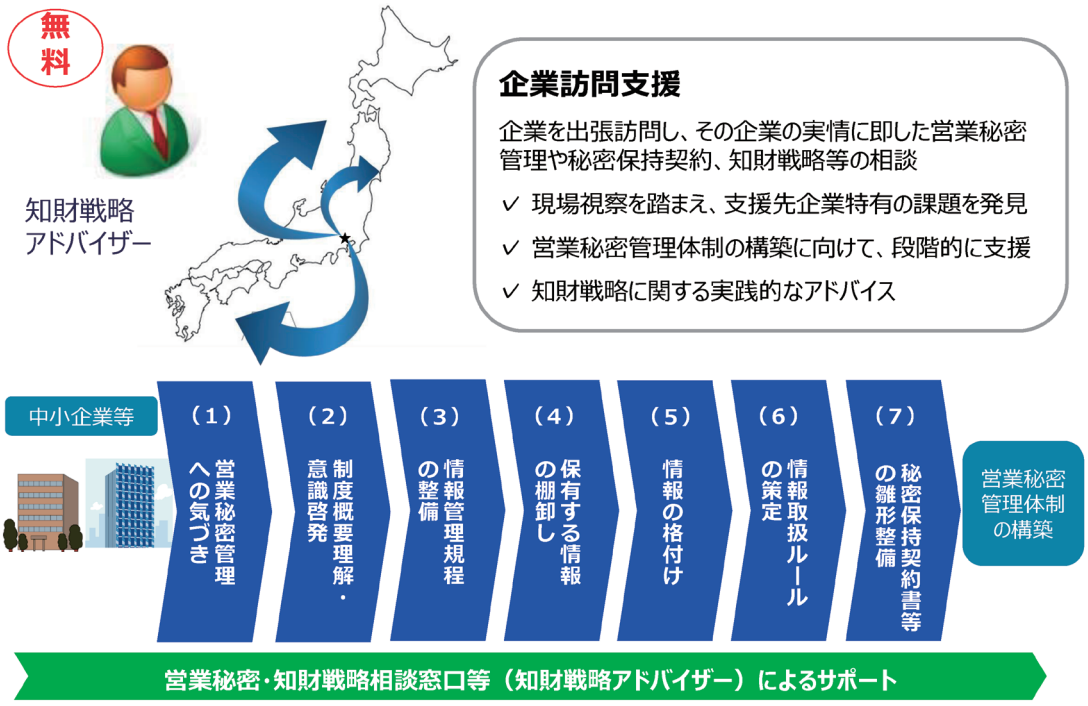
①知的財産戦略アドバイザー

「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番～」[1]に所属する知的財産戦略アドバイザーは、同窓口での相談受付に加えて、中小企業等を訪問し、経営幹部を含めた複数の社員に対して小規模なセミナーを実施したり、現場を視察したうえで具体的なアドバイスをしたりできるように、出張による個別企業支援を積極的に実施している[2-8-22図]。

出張支援では、現場視察をすることで訪問した企業に特有の課題を発見し、より実践的なアドバイスを行うことが可能になっている。秘密管理のための社内体制の構築を目指す企業に対しては、訪問が複数回に及ぶこともある。単なる質問と回答というやりとりにとどまらず、知的財産戦略アドバイザー及び知財総合支援窓口の担当者等による営業秘密管理の規程整備に向けての支援によって、企業等において実際に秘密管理体制を運用できるレベルまで導くことを目標として活動している。

◆2018年度実績
出張支援　340回

2-8-22図　知的財産戦略アドバイザー派遣事業の概要



1 営業秘密・知財戦略相談窓口
https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/service/

②海外知的財産プロデューサー

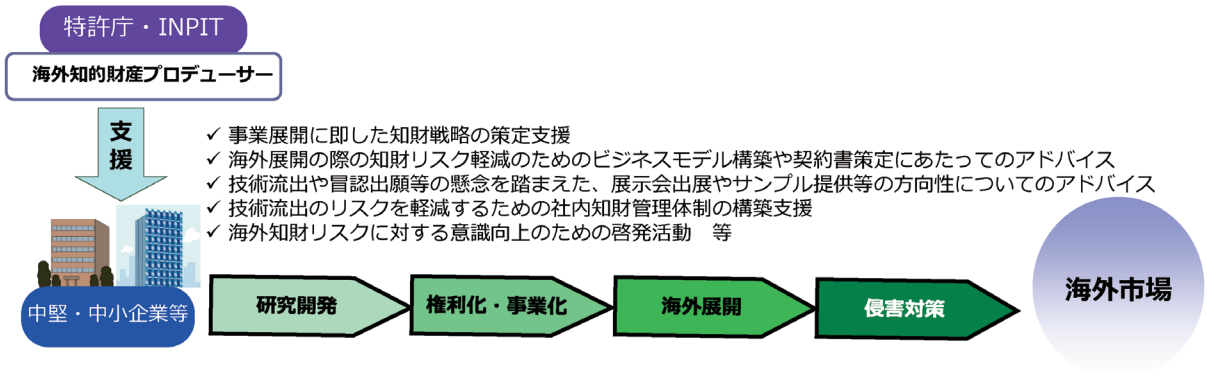
海外展開において刻々と変化するビジネスのステージに応じ、知的財産リスクへの対応やライセンスといった知的財産の活用等の知的財産全般のマネジメントが必要になる。海外進出先の情勢や制度、事業目的・内容に応じた、知的財産権の取得・管理・活用、海外市場への技術移転支援、知的財産戦略の策定等、知的財産全般の多様なマネジメントの支援のため、2011年度から、海外駐在経験及び知的財産実務経験がともに豊富な民間企業出身の専門人材を海外知的財産プロデューサーとしてINPITに配置し、関係機関と連携しながら中堅・中小企業等に対する支援を行っている。2016年度からは、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が事務局を行う新輸出大国コンソーシアムの参加機関として、全国の他の支援機関と連携しながら支援を行っている。

具体的には、海外知的財産プロデューサーは、海外での事業展開を考えている企業等に対して、ビジネスの形に応じた様々な知的財産リスクについてのアドバイスを行った上で、ビジネス展開に応じた知的財産の権利化（例えば、どのような権利をどの地域で取得するべきか）や、取得した権利を利益に結びつけるための活用（例えば、企業の海外進出目的や保有する知的財産に合わせたビジネススキームの提案）について支援している［2-8-23図］。

また、海外知的財産プロデューサーは、海外ビジネス上の様々な知的財産リスクやビジネスと知的財産の関係についての理解を広めるための講演も行っている。

◇2018年度実績
支援企業等　308者
講演等　79回

2-8-23図　海外知的財産プロデューサー派遣事業の概要



③知的財産プロデューサー[1]

大型の公的資金が投入され、革新的技術の研究開発を行う“産学官連携型”の研究開発プロジェクトを推進している大学または研究開発機関に、事業化出口を目指す知的財産戦略の策定や各種知財活動等をサポートするため、企業等において豊富な実務経験をもつ知的財産プロデューサーを派遣する「知的財産アドバイザー派遣事業」を実施している。

④産学連携知的財産アドバイザー[2]

地方創生に資する大学等の活動を促進するため、地域の中堅・中小企業等との連携や大学発スタートアップの創業等の産学連携・知財活動を展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣し、事業化を目指すプロジェクトの知的財産マネジメントを支援する「産学連携知的財産アドバイザー派遣事業」を実施している。

1 第2部第8章3.(2)参照
2 第2部第8章3.(3)参照

Column 14

海外知的財産プロデューサーの支援事例

海外知的財産プロデューサーは、日本企業の海外進出、海外事業展開を、知的財産の視点から、無料出張相談等により支援している。海外知的財産プロデューサーが支援した企業の声を事例として紹介する。

● 株式会社エイビス（大分県大分市）

「考え方がガラリと 180 度変わりました」

他機関の支援を受けていた当社「みまもりシステム」に関し、事前に模倣品対策や知的財産の視点を入れた契約の検討が必要と助言されていた。そんな折、INPIT 海外知的財産プロデューサーへの相談を薦められたのがきっかけで支援が始まった。

支援は知的財産・契約の課題整理からスタート。経営課題に比べて、知的財産と契約の課題をあまり重視していなかったため、相談当初は担当者もおらず、こんなに多くの課題があるのかと感じたのを覚えている。支援は、当社が現実的に対応できる範囲を踏まえた上で、事業で押さえるべき点は何か、そのために必要な対策は何かを、企業の目線で助言してもらえたため、知的財産と契約の重要性を改めて認識し、これらの検討が大いに進んだ。



代表取締役社長　吉武俊一 氏

「“ みまもりシステム ” のスムーズな海外展開に向けて」

タイを含めた海外への特許・商標出願の留意点、秘密情報管理、関連契約の必要性やポイント等に関し、アドバイスを受け、タイへの事業展開は順調に進行中である。支援の中で、知財担当の設置等のアドバイスを受け、知財体制の整備を並行して進めた。また、地元企業との合弁でタイの現地法人を設立し、さらには、タイにおけるニーズ探索のため、地元大学と共同研究に着手した。当初は敷居が高いと思っていた海外知的財産プロデューサーへの相談であったが、事業面での課題を含めて気軽に相談できる上に、何度でも訪問支援してもらえる点で大変有用であった。

〈海外知的財産プロデューサーのコメント〉

本件はタイでの事業展開に向けて、知財・契約関連等の直面する課題解決を支援した事例です。今後は知財体制の強化といった中長期的な課題を含めて、支援を継続していく所存です。（海外知的財産プロデューサー　松島重夫氏）



「みまもりシステム」運用イメージ（介護施設・病院向け）

7. 企業と特許庁の意見交換を通じた取組

特許庁では、今後の知的財産権制度や審査施策等に対するニーズを具体的に把握するとともに、ユーザーの戦略的な知的財産活動に資する各種情報を提供するため、個別企業や業界団体との意見交換会を毎年開催している。意見交換会は、大企業から中小企業まで、企業の経営者層から知的財産担当者層までと多岐にわたるユーザーと実施している。

(1) 2018年度の意見交換会の実績

2018年度は、特許庁の施策及び取組についてユーザーから理解を得るとともに、今後の施策検討に向けて企業の現状や課題を直接伺うため、企業の経営者層や知的財産担当者と意見交換会を実施した。2018年度は、ベンチャー企業の知的財産への意識を高めていくとともに、権利取得の経験が少ないベンチャー企業特有のニーズを具体的に把握するため、ベンチャー企業との意見交換についても積極的に実施した。特許庁長官、特許技監、及び審査部による2018年度の意見交換会の回数は、延べ420回程度となった。

(2) 2018年度の意見交換会の内容

意見交換では、知的財産政策に関する各種取組を説明するとともに、特に企業の経営者層からは、事業戦略・技術開発戦略と知財戦略の連携、第四次産業革命を視野に入れた知的財産システムの在り方、グローバル化に伴う知財マネジメントの課題、標準必須特許をめぐる紛争等、多岐にわたる意見・ニーズを伺った。

また、企業の戦略的な知的財産活動に資するべく、知的財産活動分析の参考となる、企業の出願状況や特許取得状況等の統計データを提供するとともに、様々な支援策等の紹介を行った。

2-8-24図 紹介した主な支援策

ベンチャー企業・中小企業支援	・ベンチャー企業対応面接活用早期審査 ・ベンチャー企業対応スーパー早期審査 ・特許料等の減免制度
第四次産業革命への対応支援	・IoT関連技術の特許分類 ・IoT審査チーム ・コンピュータソフトウエア関連発明の審査基準等の改訂
戦略的な知的財産活動支援	・事業戦略対応まとめ審査
企業のグローバル活動支援	・特許審査ハイウェイ（PPH） ・PCT協働調査試行プログラム ・日米協働調査試行プログラム ・日本国特許庁の審査官によるアジアの知財庁への研修の実施
その他の支援	・標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き ・特許異議申立制度

Column 15

グローバル知財戦略フォーラム 2019

2019 年 1 月 28 日と 29 日に、特許庁は、独立行政法人工業所有権情報･研修館（INPIT）との共催により「グローバル知財戦略フォーラム 2019[1]」を開催した。本フォーラムは、国内外における知財関連情報の共有、知財活用に関する取組の情報交換の場、知財活用に関わる方々のネットワーク形成等の機会を提供するものである。

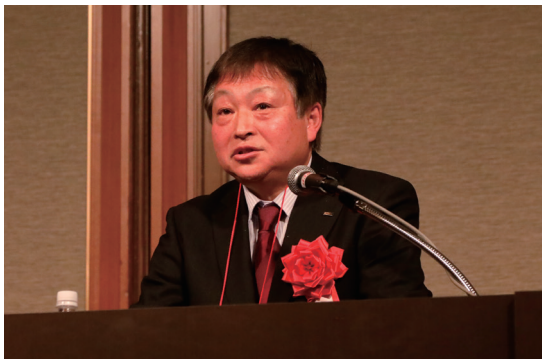
2018 年度は、「新しい時代と価値をデザインするビジネス×知財戦略」をメインテーマとして、グローバルビジネスにおけるデータ・技術・デザインといった多面的な知的財産・知的資産の利活用、スタートアップのグローバル戦略における知財の役割等を論点とする講演・パネルディスカッションを行った。

開催二日間で来場者数は延べ 1,500 名を超え、多くの方々で賑わうフォーラムとなった。

今後も、日本国企業のグローバルな知的財産活動を支援するため、本フォーラムを開催していく。



講演・パネルディスカッション会場の様子



KDDI 株式会社　理事 技術統括本部 新技術企画担当
宇佐見正士氏
【特別講演 1】顧客価値をデザインするための
オープンイノベーションと知財戦略



株式会社ユニコーンファーム　代表取締役社長
田所雅之氏
【特別講演 2】イノベーションを起こす
7 つのポイント

1 https://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/forumkokunai/forum_kokunai00040.pdf

1

第9章 人材育成に向けた支援・施策

1. 知的財産人材の育成

特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は、多種多様な知的財産人材の育成と、知的財産マインドの向上を目的に、知的財産人材育成の取組を行っている。

本節では、それらの人材育成の取り組みについて紹介する。

（1）生徒・学生向けの人材育成

①知財創造教育の普及

イノベーションの創出のためには、新しいものを創造する人材や、創造されたものを活用したり他の様々なものと組み合わせたりして、新しい価値を生み出す仕組みをデザインできる人材が必要である。そこで特許庁は、発達段階に応じて、新たな発見や思考の源泉となる創造性を育むとともに、知的財産の保護・活用の重要性に対する理解の増進と態度形成を図り、もって知的財産の創造に始まり、保護・活用に至る知的創造サイクルの好循環を生み出すための人材を育む「知財創造教育」の普及に取り組んでいる。

a. 中等教育段階における知財創造教育の推進に資する教材に関する調査研究（2018年度）

初等中等教育段階における知財創造教育に資する既存教材の整備状況を把握する足掛かりとして、中学校教育の「技術・家庭科」における知財創造教育の推進に資する教材の調査、分析を行った。そして、調査結果から、中学校教育の「技術・家庭科」で知財創造教育の推進に資する汎用性の高い教材について検討し、「知財創造教育モデル」、「具体的活用事例」及び「活用ガイド集」からなる教材を作成した。これらの教材は特許庁ウェブサイト[1]で提供している。

b. 小中高等学校において知財創造教育を実施できる人材の養成に必要なテキストに関する調査研究（2018年度）

教育現場の職員が知財創造教育の内容、必要性、指導方法を十分理解できるよう、教員免許状の更新講習や教職課程等の講義を通じて利用できるテキストを整備することを目的として、知財創造教育に関するコンテンツを収集した上で、小中高等学校において「知財創造教育」を実施できる人材の育成に資するテキストのあり方について検討を行った。また、これらの結果を基に、教育現場の教員や教育学部で学ぶ学生が知財創造教育の実施について理解する際に利用するテキストとして導入しやすく、現場の教員が見慣れている学習指導案を多く取り入れた「新しいモノ・コトを楽しく創る知財創造教育 未来を創る授業ガイド ～すべての教科ですぐに始められる学習指導案事例とヒント～」を作成した。このテキストは特許庁ウェブサイト[2]で提供している。

c. 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業

特許庁及びINPITは、ものづくりや商品開発等の実践の場を通じて、知的創造力を育む取組を行う専門高校（工業・商業・農業・水産）及び高等専門学校に対し、必要な支援を実施している。これは、アイデアを知的財産へ具体化、模擬的な出願書類を作成する過程等を通じて、生徒・学生に、新しいものや仕組みを企画・提案する「創

1 中等教育段階における知財創造教育の推進に資する教材に関する調査研究報告書
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2018_02_zentai.pdf
2 新しいモノ・コトを楽しく創る知財創造教育 未来を創る授業ガイド ～すべての教科ですぐに始められる学習指導案事例とヒント～
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2018_05_hint_zentai.pdf

造力」、その企画・提案を実社会のルールの中で実現させていく「実践力」を身につけ、更にアイデアや創意工夫を実社会の中で形にして活用する「活用力」を養ってもらうものである。

知的財産に関する創造力・実践力・活用力に関する実践的な能力を養成する取組の導入と知的財産権制度に関する基本的な知識の習得を目指す取組の計画を策定し、その実践を通じて組織的な取組として定着を図っていくことを目的とした「導入・定着型」と、知的財産に関する創造力・実践力・開発力開発事業において知的財産学習の組織的な推進体制ができ、すでに知的財産学習が定着している学校を対象に、これまでの取組実績を踏まえた独創性のある取組等にチャレンジする学校を最大３年間支援することを目的とした「展開型」の二つに分けて募集を行っている。応募校の採択については、外部有識者等からなる「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業推進委員会」において、申請書に記載された取組について審査を行い、2018 年度においては、「導入・定着型」として 38 校、「展開型」として５校（商業:1 校、水産:1 校、高専:1 校、工業:2 校）が選定され、採択された。また、2016、17 年度の「展開型」採択校（９校）が同委員会での評価を受け、継続することが承認され、この９校を併せた計 52 校が実施することとなった。

また、2018 年度には、地域別交流・研究協議会（関東地区）において各校の成果展示を行うとともに、学校での知的財産に対する取組について発表会を実施し、ブースを設け 15 校（展示６校、発表９校）を表彰した。



平成 30 年度「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」地域別交流・研究協議会（関東地区）成果展示・発表会

②パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト

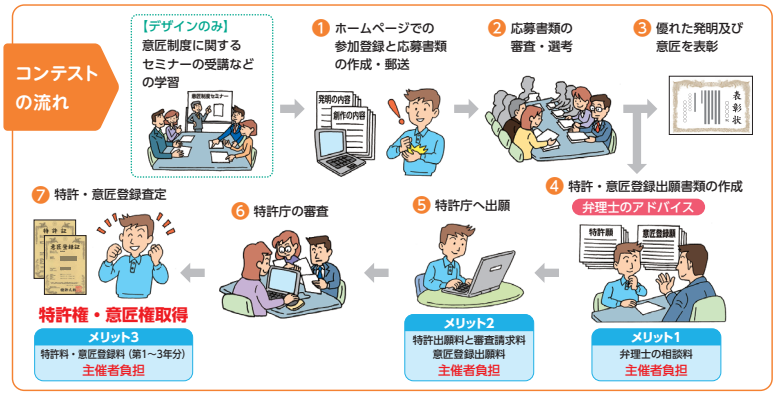
特許庁は、全国の日本の次世代を担う生徒、学生等が創造した発明・デザインの中から特に優れたものを選考・表彰する「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」を、文部科学省、日本弁理士会及び INPIT と共に実施している。このコンテストは、生徒、学生等の知的財産に対する意識と、産業財産権制度に対する理解の向上を目的としており、特に優れた発明・デザインについては、実際に発明・デザインの創造から権利取得までを生徒、学生等が体験できる機会を提供するものである。全国の高校生、高等専門学校生、大学生等から作品を募集し、応募作品の中から特に優れた発明・デザインを出願支援対象として選考し、表彰している。表彰された発明・デザインを創造した生徒、学生等は、出願から権利取得までの過程において、主催者から以下の支援を受けることができる。2018 年度は、発明 30 件・デザイン 31 件が優秀賞を受賞した。

・弁理士によるアドバイス（主催者負担）
・特許出願料／意匠登録出願料、特許審査請求料、特許料（第１～３年分）／意匠登録料（第１～３年分）の提供



作品募集のポスター

また、特許庁は、過年度のコンテストにおいて入賞し、出願支援を受けて権利設定された特許権・意匠権を活用して事業化がなされた事例の中から、特に優秀なものを表彰する賞として、「パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト特許庁長官賞」を設けており、2018年度は「まくわうりの風味を引き出したアイスクリーム」に関する特許を活用して事業化に成功した岐阜県立岐阜農林高等学校まくわうりひろめ隊を表彰した。



コンテストの流れ



岐阜県立岐阜農林高等学校
まくわうりひろめ隊による
「まくわうりアイス」

(2) 知的財産専門人材の育成

①弁理士の育成

従来から、経済のグローバル化が進む中、我が国産業の国際競争力を高めるために、知的財産の創造･保護･活用がますます重要となっている。知的財産制度の重要な担い手である弁理士には、これまで以上に知的財産の創造・保護・活用の促進に貢献することが求められている。

特に、中小企業・小規模事業者が知的財産を戦略的に活用していくためには、弁理士によるこれまで以上に裾野広くきめ細かいサービスの提供が不可欠となっている。また、我が国企業のグローバルな事業展開の進展に伴い、我が国からの国際特許出願件数も年々増加しており、こうした国際展開を着実に進めるためにも弁理士の重要性がますます高まっている。

このような状況下で、知的財産に関する専門技術的な知見を有する弁理士の更なる育成及び活用を図るべく、弁理士法について所要の改正を行ってきた。

【2000年改正】
・弁理士試験の簡素合理化
・利用者のニーズの多様化に応じた業務の拡大
【2002年改正】
・特定侵害訴訟[1]（弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限る。）における訴訟代理権の付与
【2007年改正】
・弁理士の有する専門的知見を活用できる分野について業務を拡大
・弁理士の裾野拡大のため、弁理士試験の免除の拡大
・弁理士の資質の維持及び向上に向けた研修制度の創設
・名義貸し禁止規定の導入
【2014年改正】
・弁理士の使命の明確化
・発明等の保護に関する相談業務の明確化
・弁理士の利益相反行為の緩和
【2018年改正】
・標準関連業務を弁理士の業務として追加
・データ関連業務を弁理士の業務として追加

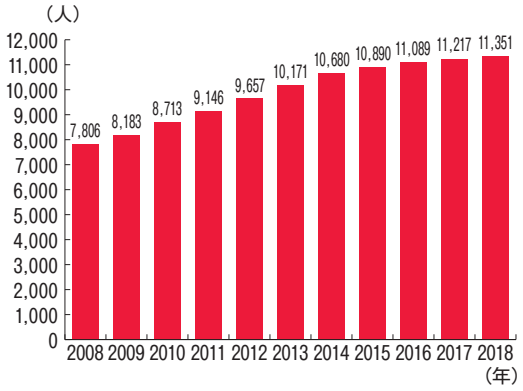
1 特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利の侵害又は特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟。

また、知的財産に関する専門家・人的基盤としての弁理士の育成･確保を図る措置の一環として、弁理士試験の充実を図るための弁理士法施行規則の改正を行った（2014 年 12 月）。2016 年度から実施した新試験において、条約科目を含めて弁理士にとって必要な基礎的知識を確認する手段として、短答式筆記試験へ科目別合格基準を導入し、また、選択問題間の難易度を揃え試験の公平性を担保するため、論文式筆記試験（選択科目）における選択問題の集約を行った。

これらの制度改正を経て、弁理士の数は増加傾向にあり、2018 年末時点で 11,351 人となっている［2-9-1 図］。弁理士数の増加に伴い、2000 年法改正の前には弁理士が主たる事務所を置いていない地域（弁理士ゼロ地域）が存在していたが、現在では、大半の弁理士が大都市に定着しているといった形での地域偏在は残っているものの、弁理士ゼロ地域については解消されている［2-9-2 図］。

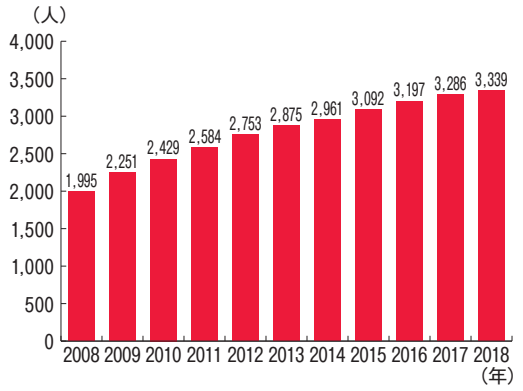
また、特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士[1]の数も同様に増加傾向にあり、2018 年末時点で 3,339 人である［2-9-3 図］。

2-9-1図　弁理士数の推移



（備考）2018 年 12 月末における値に基づいている。
（資料）統計・資料編　第６章３.（1）

2-9-3図　特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士数の推移



（備考）2018 年 12 月末における値に基づいている。
（資料）日本弁理士会の報告に基づき特許庁作成

2-9-2図　弁理士の都道府県分布

事業所所在地	人数		事業所所在地	人数		事業所所在地	人数	
	1999 年	2018 年		1999 年	2018 年		1999 年	2018 年
北海道	7	46	静岡県	24	81	山口県	1	11
青森県	0	8	愛知県	161	588	徳島県	3	12
岩手県	2	5	三重県	4	25	香川県	4	12
宮城県	5	22	新潟県	7	25	愛媛県	2	14
秋田県	3	7	富山県	5	19	高知県	1	5
山形県	4	5	石川県	4	16	福岡県	31	105
福島県	3	11	福井県	6	17	佐賀県	0	6
茨城県	17	138	滋賀県	8	81	長崎県	1	5
栃木県	5	35	京都府	45	254	熊本県	4	10
群馬県	9	28	大阪府	595	1,700	大分県	1	6
埼玉県	51	205	兵庫県	60	294	宮崎県	2	9
千葉県	84	218	奈良県	6	58	鹿児島県	2	7
東京都	2,814	6,142	和歌山県	2	12	沖縄県	2	6
神奈川県	231	781	鳥取県	2	3	国外	（統計なし）	108
山梨県	2	21	島根県	0	2			
長野県	13	59	岡山県	14	24			
岐阜県	19	59	広島県	12	46	計	4,278	11,351

（備考）主たる事務所の所在地の弁理士数をカウントしている。また、2018 年 12 月末における値に基づいている。
（資料）統計・資料編　第６章３.（2）

1 訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力を担保するための研修を修了し、この学識及び実務能力を有しているか判定するための試験（特定侵害訴訟代理業務試験）に合格した弁理士が、日本弁理士会において、本試験に合格した旨の付記を受けることにより、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、訴訟代理人となることができる。

②民間等の知的財産専門人材の育成

INPITでは、民間等の知的財産専門人材を育成するため以下の研修を実施している［2-9-4図］。

2-9-4図　民間等の知的財産専門人材向けの研修一覧

主な対象者	研修名	研修概要	2018年度延べ受講者数
先行技術調査に従事する者	検索エキスパート研修［特許］	特許法についての十分な知識を有する者を対象とし、先行技術調査能力を一層向上することにより、出願及び審査請求の適正化に資する人材を育成する研修	96名
先行意匠調査に従事する者	検索エキスパート研修［意匠］	意匠法についての十分な知識を有する者を対象とし、製品デザインの意匠権による有効な保護、権利化後の権利範囲を適切にとらえることができる人材を育成する研修	9名
企業の知的財産担当者	特許調査実践研修	特許出願前から特許取得、権利活用に至るまでに必要となる特許審査基準に基づいた特許性の判断や、効率的な特許調査を的確に行うことができる人材を育成する研修	29名
中小・ベンチャー企業の経営者又は知財担当者	知的財産活用研修［活用検討コース］	中小・ベンチャー企業が知的財産権を取得・活用することによる成功や、活用できなかった場合を様々な事例等を交えて紹介し、また参加者同士が検討することにより、知的財産をどのように経営に役立てるかという判断能力を養う研修	12名
中小・ベンチャー企業の知財担当者大学の研究者	知的財産活用研修［検索コース］	特許情報を活用して、研究のテーマ・方向性を決定するための調査や、特許出願・審査請求の要否の判断をするための調査を的確に行うことができる人材を育成する研修	38名
政府関係機関等における研究機関等の職員	知的財産権研修［初級］	知的財産に関する業務経験が比較的浅い方を対象に、当該業務を遂行するために必要な知的財産の基礎的知識を習得する研修	107名

③情報通信技術を活用した学習機会の提供[1]

INPITでは、民間等の知的財産専門人材を育成するため、「IP・eラーニングサービス」において「知的財産権・特許・実用新案制度の概要」や「意匠・商標制度の概要」などの学習教材を広く一般に提供している。



IP･eラーニングトップページ

④調査業務実施者の育成

a. 調査業務実施者を育成するための研修（法定研修）

INPITでは、特許庁からの先行技術文献調査を請け負う登録調査機関において調査を行う調査業務実施者（サーチャー）になるための法定研修（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条）を実施している。

精度の高い先行技術文献調査を行う調査業務実施者の着実な育成は、世界最速・最高品質の審査を実現するために極めて重要である。

本研修は、調査業務実施者として必要な基礎的能力の修得支援を目的とし、座学を通じて特許実務及び検索実務に関する基本的知識を体系的に学習し、その知識を実習や討論を通じて実践することにより、先行技術文献調査に必要な知識を網羅的に修得できる内容となっている。

◇2018年度実績

延べ受講者数：449名

1 https://ipe.inpit.go.jp/inaviipe/service

b. 調査業務実施者スキルアップ研修

進歩性の論理付けを踏まえた検索の進め方や不適切な検索報告書を校閲・指導する手法等を学ぶことにより、調査業務実施者の中でも指導的立場にある者に求められる能力を養うことを目的として調査業務実施者スキルアップ研修を実施している［2-9-5 図］。

◇ 2018 年度実績

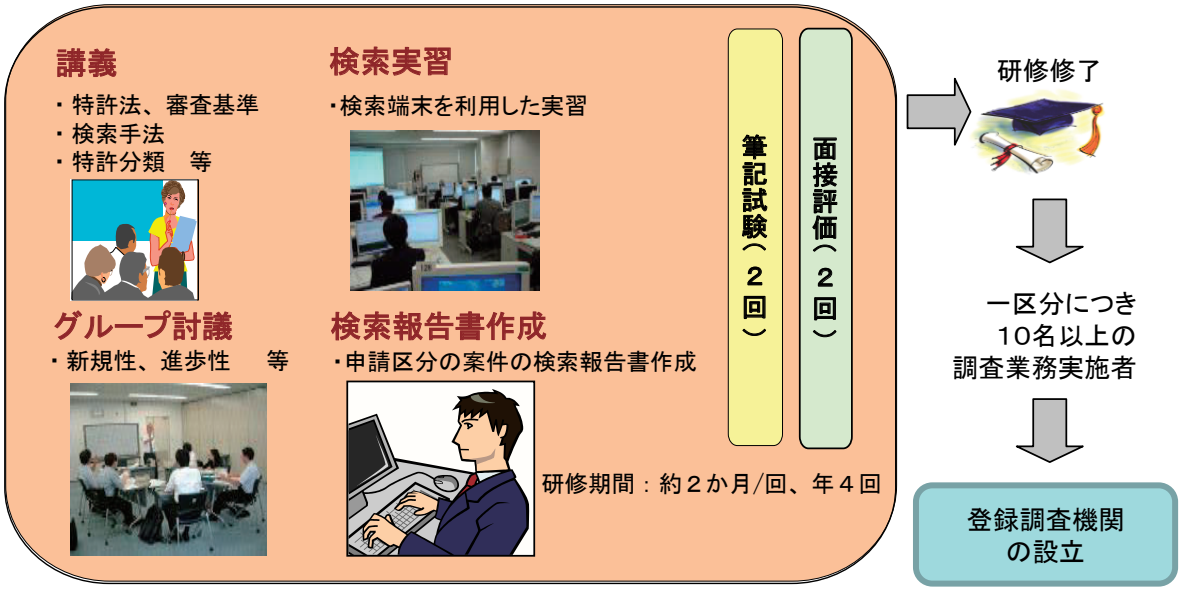
受講者数：30 名

⑤民間の知的財産人材育成機関との連携

INPIT は、知的財産人材育成推進協議会[1]に参画し、他の参画機関と、情報交換、相互協力を行うとともに、人材育成の各種取組の普及・宣伝や、知的財産研修に関する横断的事項についての意見を集約し、政策提言を行っている。

また、2018 年度は、知的財産人材育成推進協議会の主催により、産業の形態の変化を引き起こす背景と知財マネジメントへの影響を紹介するとともに今後求められる知的財産人材像を示した「産業パラダイムチェンジの3つの背景」と題するセミナーを 3 回にわたり開催した。

2-9-5図　調査業務実施者育成研修の概要



1 2006 年 1 月 30 日に知的財産戦略本部知的創造サイクル専門調査会で決定された「知的財産人材育成総合戦略」において、知的財産人材育成推進のための協議会の創設が提言されたことを受けて設立された。

⑥他国の知的財産人材育成機関との連携

知的財産人材の育成において、国際協力の必要性が一層高まっていることから、INPIT では、海外の知的財産人材育成機関との連携・協力を行っている。

特に、中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）、韓国の国際知識財産研修院（IIPTI）、ベトナム知的財産研究所（VIPRI）及び IP アカデミーシンガポール（IPASG）との間では、定期的に会合を行い、知的財産人材育成に関する議論を行うとともに、研修カリキュラム等の情報交換、両機関の連携による知的財産人材育成研修の実施等、具体的な相互協力を進めている。

2-9-6図 2018 年度における CIPTC、IIPTI、VIPRI 及び IPASG との連携・協力事項

	開催時期 開催場所	概要（主な合意事項と成果）
第 4 回日越人材育成機関会合	2018 年 7 月 ホーチミン	知財人材育成に関する情報や経験の共有、連携セミナーの共同開催に関する協力を進めることについて覚書を締結した。
第 4 回日越人材育成機関連携セミナー	2018 年 7 月 ホーチミン	企業の知的財産権の保護と知的財産の開発のための企業支援をテーマとし、ベトナムの行政機関、研究機関、企業、大学から約 70 名が参加した。
第 6 回日韓人材育成機関長会合	2018 年 8 月 ソウル	審査官向けの新技術研修、両国における知財教育等について意見交換を行った。
第 6 回日韓人材育成機関連携セミナー	2018 年 8 月 ソウル	両国特許庁の講演者が、AI に関連した技術の審査基準のガイドラインについて、韓国の知財庁職員や企業等の実務者を含む約 110 名を対象に講演を行った。
第 1 回日星人材育成機関会合	2018 年 9 月 シンガポール	知財人材育成に関する情報や経験の共有、連携セミナーの共同開催、両国の知財人材の交流に関する協力を進めることについて覚書を締結した。
中国知的財産法セミナー	2018 年 11 月 大阪	日中の専門家を招き、中国専利法第四次改正案や模倣品問題等について、中国の知財状況に関心を有する弁理士・弁護士及び企業や大学の知財担当者等を含む 90 名を対象に講演を行った。
小・中学校教師向け知財教育研修	2018 年 11 月 北京	CIPTC が主催する小・中学校教師向け知財教育研修への講師派遣依頼を受け、日本の専門家から日本の小中学校における知財教育について講演を行った。
第 9 回日中韓人材協力会合	2018 年 12 月 武漢	各機関が提供する企業向け研修について対象者や概要等を整理することや、e ラーニングに関する相互協力を進めること等に合意した。
第 12 回日中人材育成機関会合	2018 年 12 月 武漢	中国の知財教育に対する日本側の協力について合意。また、日本に進出する中国企業のための研修開催等の連携について議論を行った。
第 5 回日越人材育成機関会合	2019 年 2 月 ホーチミン	新たに開所した、企業の相談・支援窓口や知財人材育成の機能を担う VIPRI ホーチミン支所の詳細を聴取。中小企業を支援するための体制整備等について意見交換を行った。
第 5 回日越人材育成機関連携セミナー	2019 年 2 月 ホーチミン	知財権の保護・管理に資する企業向け相談・支援をテーマに、VIPRI ホーチミン支所開所式と併せて開催され、ベトナムの行政機関、研究機関、企業、大学から約 45 名が参加した。

2. 知財功労賞表彰

経済産業省 特許庁では、「発明の日」（我が国初の特許制度である「専売特許条例」の公布（明治18年４月18日）を記念）に、知的財産権制度の発展及び普及・啓発に貢献のあった個人に対して「知的財産権制度関係功労者表彰」、また、制度を有効に活用し、その発展に寄与した企業等に対して「知的財産権制度活用優良企業等表彰」として、経済産業大臣表彰及び特許庁長官表彰を行っている。両表彰を合わせて、「知財功労賞」と総称している。

本年度から、デザインの力をブランドの構築やイノベーションの創出に活用する経営手法である「デザイン経営」にスポットライトを当て、世界に通じる優れたデザインを生み出し、知的創造サイクルの実践に寄与した人材や、デザイン経営を取り入れながら知的財産を有効活用している企業を表彰した。

2019年度（平成31年度）は、４月18日に知財功労賞表彰式を開催した。



経済産業大臣表彰受賞者



特許庁長官表彰受賞者

（1）知的財産権制度関係功労者表彰

①経済産業大臣表彰（敬称略）

宮川（みやがわ）　美津子（みつこ）（東京都）

［弁護士（TMI総合法律事務所　パートナー）］

■知的財産戦略本部の有識者本部員として、我が国の知的財産推進計画の策定に関与するとともに、長きにわたり、産業構造審議会知的財産政策部会の委員や同部会の不正競争防止小委員会の委員を務め、不正競争防止法の改正に貢献。そのほか、工業所有権審議会弁理士審査分科会試験部会の委員を務めるなど知的財産制度に関する審議会の委員を幅広く歴任し、多数の政府の政策立案に尽力され、我が国の知的財産権制度の改善発達に大きく貢献。

■弁護士としての法律的知識や経験に加え、知的財産分野の豊富な知識を生かし、弁理士に対する特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修の講師や、多年にわたり、慶應義塾大学法科大学院の講師として、知的財産権制度に関する講義を行う一方で、知的財産事件の判例解説など多くの著書、論文を精力的に発表するなど、我が国の知的財産に係る法曹人材の育成に貢献。

■日本弁護士連合会知的財産センター副委員長として、アジアの知的財産制度の訪問調査に参画し、現地の政府当局や裁判所関係者、実務家との意見交換等を通じ、両国の知財法制の発展や実務家交流に寄与した。特にミャンマー訪問時には調査団の団長として、中心的役割を果たすなど、同国の知財に係る司法制度の整備に寄与。

②特許庁長官表彰（五十音順　敬称略）

岩元（いわもと）　正孝（まさたか）（鹿児島県）

［カクイ株式会社　代表取締役社長］

■発明協会理事、鹿児島県発明協会会長など知的財産関係団体の役職を長きにわたり歴任し、知的財産権制度の普及・啓発や青少年の創造性開発育成に貢献する一方、脱脂綿の製造販売を行う中小企業の経営者としての企業経営を通じた知的財産に関する知識、豊富な実務経験から、九州経済産業局九州知的財産戦略協議会委員、鹿児島県知財戦略推進ネットワーク会議委員として、同地域における知的財産推進に係る計画の策定等に寄与。

■自社の保有する知的財産をビジネスで使用する際、資金調達に係るニーズや問題点を最重視し、知財総合支援窓口の事業責任者として金融機関の出身者を配置。地域金融機関との連携を強化するなど知財経営者の目線で取り組み、地域の企業支援に尽力。

竹本（たけもと）　一志（かずし）（東京都）

［サントリーホールディングス株式会社 MONOZUKURI本部　知的財産部長］

■日本知的財産協会の理事長として、我が国のみならず欧米、アジア各国の政府機関や関係諸団体との交流、知的財産権制度の運用の調和に貢献。特に日中企業連携プロジェクトでは、活動当初から現在に至るまで中心的な役割を果たし、日中両方の企業が継続的に交流する仕組みを構築することで、互いの知財活動の更なる活性化や、今後の日系企業のグローバルな知財活動の土台となるネットワークを形成。

■産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会や産業競争力とデザインを考える研究会委員として、意匠制度の見直しや「デザイン経営」宣言の策定に尽力するとともに企業を対象とした不正競争防止法関連の研修講師を担当するなど知的財産の人材育成に貢献。

前田（まえだ）　育男（いくお）（広島県）

［マツダ株式会社　常務執行役員（デザイン・ブランドスタイル担当）］

■ワールド・カー・オブ・ザ・イヤーを受賞するなど世界的に有名なマツダ株式会社のデザイナーであり、誰にも真似することができない記憶に残るデザインを数多く生み出した実績から、産業競争力とデザインを考える研究会の委員として、「デザイン経営」宣言の策定に貢献するなど、デザインによる我が国企業の競争力強化に向けた議論に尽力。

■日中韓デザインフォーラムなどへの登壇を通じて、企業における「デザイン経営」の実践や意匠制度の活用などに関する情報発信を積極的に実施し、知的財産権制度の普及・啓発に貢献するとともに広島市立大学や九州大学など、多数の講演・講義を行い、創作から権利化を見据えた新たなモノづくりを担う次代の人材育成に尽力。

（2）知的財産権制度活用優良企業等表彰

①経済産業大臣表彰

知財活用企業（特許）

ペプチドリーム株式会社（神奈川県）

ペプチドリーム株式会社は、基盤技術PDPS（Peptide Discovery Platform System）をもとに、特殊ペプチド医薬品やペプチドー薬物複合体（PDC医薬品）、低分子医薬品という3カテゴリーの新規治療薬の開発、技術供与を行っている企業である。

受賞のポイント

■短期間に複数の薬の候補物質を容易に発見できるようにすることで新薬の開発コストを大きく抑制することを可能とし、3つの独自技術を柱とする特殊ペプチドを用いた創薬のためのプラットフォーム（PDPS）を確立している。PDPSの基本技術や関連技術を複数のコア特許で抑え、さらに各種ライブラリーの発明に関する特許で取り囲み、特許ポートフォリオを構築して強固な参入障壁を構築している。

■バイオや製薬業界では契約締結時に知財について厳しい審査が行われる傾向があり、少しでも特許に穴がみつかると大幅にディスカウントされてしまうため、完璧といえるまでにポートフォリオを固めてから交渉を開始している。PDPSのもたらす効果の大きさから世界のメガファーマのほとんどを含む19社の製薬企業とアライアンス契約を締結することに成功している。

■アライアンス契約は、契約時の一時金に加え、開発の節目ごとにマイルストーン収入が入るようにし、市場で販売を開始した場合は売上の一定割合のロイヤリティ収入が入る形態として、投資期間が長期に及ぶ創薬事業で、早期に安定した経営を実現している。また、PDPSを継続的にバージョンアップする研究を重ねて、その成果も特許権を取得することで特許ポートフォリオを着実に強化し、競争力を確保している。

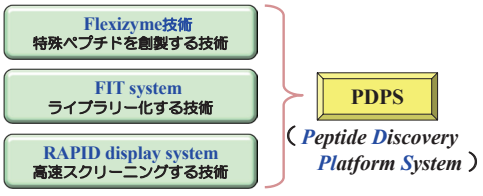
企業担当者による知財活動の紹介

創業者である東京大学の菅裕明教授は、大学発ベンチャーの成功例が多い米国における起業ノウハウや知的財産権に関する知見を有し、窪田規一（現代表取締役会長）はバイオ分野でベンチャー企業を立ち上げるなどの豊富なビジネス経験を有しており、両者が約1年かけて事業計画や知的財産権のポートフォリオなどを綿密に検討し2006年7月に当社を設立した。当社は知財戦略を事業戦略に不可欠なものと捉え、知財担当者を経営直下に配置しています。

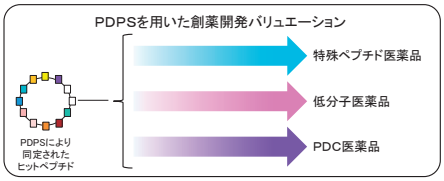
2017年8月に新本社・研究所が稼働して以降は、知財担当者を増員し、体制の更なる強化を図っています。PDPSやその改良技術などプラットフォーム技術に関する方法特許や、得られた新規治療薬原体に関する物質特許だけではなく、効率的に原体を生産する技術の特許も積極的に取得しているため、それぞれに最適な特許の取得及び活用方法について、社長を含めた経営層と知財担当部門で随時議論し、方針を決定しています。

また、将来のビジネスを見据えた適切な知財戦略を構築するため、研究開発のスタート段階から技術担当者、知財担当者及び事業担当者が積極的に会議に参加しています。

さらに社内ウェブ会議ツールなどを導入することで常に担当者間で情報を共有できるようにしています。



創薬開発プラットフォームシステム
：PDPSの技術体系



PDPSから見い出されたヒットペプチドを
基に3タイプの創薬開発を推進

知財活用企業（意匠）

三菱電機株式会社（東京都）

三菱電機株式会社は、重電システム、産業メカトロニクス、情報通信システム、電子デバイス、家庭電器等の製造・販売を行っている企業である。

受賞のポイント

■社長直下に知的財産部門（知的財産センター）を配置し、知的財産担当役員が統括。知的財産は事業競争力の重要な要素と位置付け、事業戦略、研究開発戦略、知的財産／標準戦略の三位一体経営を実施している。また、開発ロードマップ、事業ロードマップに対応し、必要となる知財活動を3～5年のレンジで時系列に整理した知財ロードマップを作成している。

■意匠権は、デザイン力アピール、他社への牽制、模倣品対策等への効果が高いとの考えから、事業・製品を守るために積極的に出願して権利を活用している。2017 年の意匠登録件数及び特許登録件数はともに国内第1位、ハーグ協定を利用した国際意匠出願件数は世界第 11 位（国内企業としては第1位）である。主力機種であるエレベーター、FA機器のシーケンサ、放電加工機等は多数の意匠権で保護している。また、最近では、「路面等に誘導案内や注意喚起表示をライティング技術により投影するデザイン」といった新たな意匠の保護にもチャレンジしている。

■海外でも意匠権等を積極的に権利化し活用している。中国及び欧州で当社ハンドドライヤー製品とほぼ同一の他社品を発見し、当該製造業者・販売業者に対して意匠権を行使している。毅然とした対応を講じることで、顧客の安全を守り、三菱ブランドやビジネスを保護している。

企業担当者による知財活動の紹介

当社では、開発本部の中に、独立した組織としてデザイン研究所があります。当社が扱う製品は多岐に渡っており、デザイン・意匠を取り入れた製品設計は、デザイン研究所が主体となってデザインドリブンで開発を進めています。このような開発は、エレベーターやFA機器、家電製品のみならず、半導体や社会インフラシステムに至るまで広く全社で行われています。

また、当社では、意匠権の取得目的は、①デザイン力のアピール、②他社への牽制、③模倣品対策にあると考え、「意匠網の構築」、「特許権や商標権と組み合わせた多面的保護」、「グローバルな意匠出願」の三本柱を戦略として活動を推進しています。意匠網の構築ではバリエーションも含めた広い権利を取得すべく、コンセプト・製品設計の段階から開発者・デザイナーと知財担当者とで出願検討会を開催し、関連意匠や部分意匠等の意匠特有の制度も利用して、多様な意匠出願を行っています。

さらに、製品・技術を機能とデザインの両面から保護するため、特許網の構築に併せ、国内外での意匠権取得活動を積極的に推進しています。



安全性、操作性、作業性を兼ね備えた
シーケンサ MELSEC iQ-R/F シリーズ



側面開放型のデザインで
子どもも使いやすいハンドドライヤー

知財活用企業（商標）

今治タオル工業組合（愛媛県）

今治タオル工業組合は、組合員約 100 社に対してタオル製造業に関する指導・教育・情報又は資料の収集及び提供・調査研究、組合員のために行う組合ブランド推進事業、共同購買事業、共同金融事業等を行っている組合である。

受賞のポイント

■地域団体商標の出願に伴い、11（現在は 12）項目からなる独自の品質基準を 2007 年に策定し、その一つとして、日本タオル検査協会が定めた基準より厳しい、タオル片を水に浮かべて5秒以内に沈み始める「5秒ルール」を制定している（同協会ルールは 60 秒）。また、商標使用や違反時の対応を明確化したブランドマニュアルを 2010 年に策定し、HP等において公開している。さらに、ロゴマークを作成して商標登録し、品質保証マークとして機能させている。

■ブランディング初期には、ロゴマークの認知度を高めるために、あえて各社の織りネームの縫い付け位置を制限し、ロゴマークを目立つように販売して、今治タオルの信用を獲得した。その後は、各社の織りネームの縫い付け位置制限を緩和し、各社の高い技術のこだわりも注目されて、各社のブランド確立を目指している。

■ブランドイメージを守るため、バーゲン等で割引販売する際には、広告に今治タオルの文字やロゴマークの使用を禁止して、イメージを損なわないように工夫している。また、タオルソムリエ資格試験制度、タオルマイスター認定制度を設け、「タオルソムリエ」、「タオルマイスター」との名称を商標登録している。これらの制度により、販売力の強化や、「タオル」の魅力を発信する人材の確保を進めている。

企業担当者による知財活動の紹介

今治タオル産地が存亡の危機にさらされていた 2006 年、“ 世界に通用する ” 産地イメージの確立に向けて今治タオルプロジェクトを立ち上げ、同年 8 月には「今治タオル」を地域団体商標出願。2007 年 2 月に品質保証も兼ねるロゴマークを発表して消費者とコミュニケーションするアイコンを確立したほか、同年 7 月には地域団体商標が登録され、「今治タオル」の定義も厳密化できました。

これらをベースに、組合が独自の品質基準（12 項目）やブランドマニュアルに則った徹底的な品質管理を行うことで「今治タオル=高品質」というブランドイメージ定着に繋がりました。地域団体商標が組合内のまとまりを生み、一致団結してブランド価値を高める要素となっており、2018 年 12 月調査では今治タオルの全国認知度は88%にまで向上しています。

一方、認知度の高い商標となったことで中国の第三者による冒認商標出願が 2010 年、2018 年に発覚しており、海外での商標登録・保護活動にも力を入れています。また、タオル選びのアドバイザーである「タオルソムリエ」やタオル製造技能者の最高峰「タオルマイスター」も商標登録を行っており、総合的に商標管理できる体制を敷いています。



独自の品質基準は「5 秒ルール」など
12 項目に及ぶ



タオル選びのアドバイザー
「タオルソムリエ」

知財活用ベンチャー

株式会社FLOSFIA（京都府）

株式会社FLOSFIAは、酸化ガリウムパワーデバイスの開発・製造、独自技術ミストドライによる薄膜の製造を行っている企業である。

受賞のポイント

■京都大学発のベンチャー企業であり、世界を一変させる日本発の画期的半導体として注目され、低コスト・小型化・高性能を実現し得る酸化ガリウム系パワーデバイスと、ミストドライ法（ミストCVD成膜法）による成膜ソリューションは、大手企業向けのビジネス展開となることから、事業プランと連携した綿密な知財戦略を構築している。

■知的財産部長に加え、弁理士試験合格者、米国出願経験豊富な実務経験者の3名体制で、知財戦略の設計から出願・登録に至るまでの全ての業務を内製化して、国内特許事務所を活用せずに実施している。また、自社技術に精通した者が明細書を作成するため、良質な出願書類を効率的に作成できている。基本特許を含め積極的に権利化しており、株式公開前に国内外の特許登録件数を100件以上にする予定である。

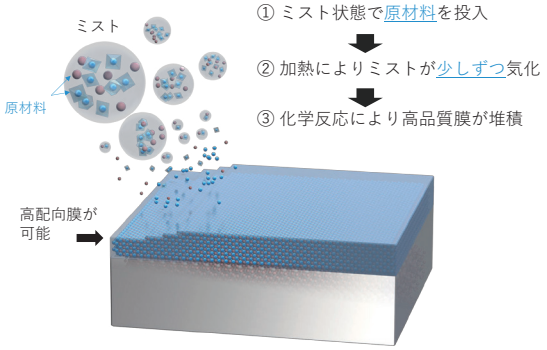
■パテントマップを作成して事業戦略の検討に利用している。俯瞰図を作成し、他のベンチャー企業や海外企業の動向を注視しつつ対応するとともに、特許情報を分析し、技術的な相乗効果を生むパートナー候補企業を抽出し、異分野連携に活用している。また、海外市場も視野に入れており、欧州、米国、中国、韓国、台湾等への海外出願をも行った上で、営業活動を実施しており、国内外から、サンプル提供の依頼、出資や事業提携の話などが寄せられている。

企業担当者による知財活動の紹介

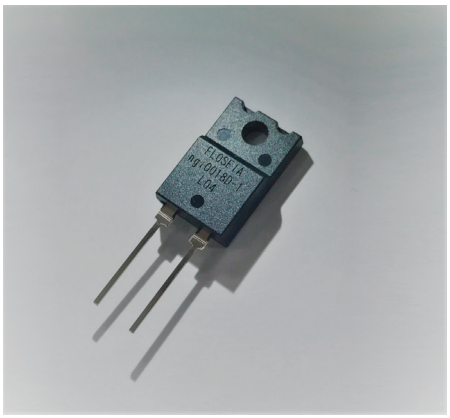
当初、大学発のベンチャー企業ということもあってか大学の論文発表等で既に技術等が公知となってしまっていることもあり、基本特許取得は困難に思われたのですが、事業化の検討を進める中で自社の工夫でもって事業に不可欠なものが何かできていると考え、この考えを頼りに権利化の検討を具体的に進め、いまや事業に欠かせない基本特許を中心に国内外で計100件近くの特許を得るに至っています。

また、内製化につきましては、はじめは手作業で色々と大変ですが、実務ができる人が一人でもいれば、それほど難しいものではありません。内製化は、実験データ等を研究者等に頼みやすくなったりする一方で、特許に関しては逆に色々と頼まれやすくなったりしますが、特許に関する考えや認識の違い等が共有できたり、ノウハウ等もたまってきたりしますので、コスト削減だけでなく、業務効率や特許出願の質向上等にもメリットがあるように思います。

また、今後につきましては、新たな挑戦として、標準化等も見据えて、技術（研究開発）と事業とを結びつけてどの時点で何ができるのかを確認しながら、アジャイルに知財活動を進めていきたいと考えています。



ミストドライ法


GaO デバイス

オープンイノベーション推進企業

ファナック株式会社（山梨県）

ファナック株式会社は、CNCシステム、レーザ、ロボット（ロボットシステムを含む）、ロボマシンの開発・製造・販売・保守サービスを行っている企業である。

受賞のポイント

■異業種やベンチャー企業と共同研究開発等を積極的に行い、新規事業の創出を加速する方針を採用し、全社的にオープンイノベーションを推進している。オープンイノベーションを推進する組織とその担当役員を設け、オープンイノベーションの推進体制を確立するとともに、協業先から役員や担当者を受け入れて、連携を加速させている。

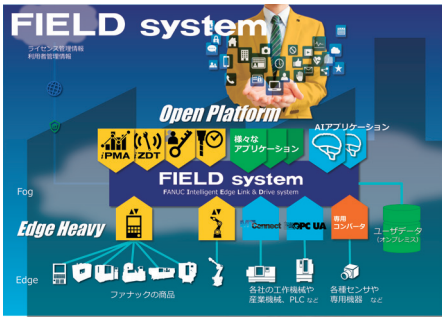
■製造業向けのオープンなIoTプラットフォームを構想し、ベンチャー企業等と共同でそれを開発して、運用を開始しており、現在は500社以上の企業がパートナーとして参加している。ベンチャー企業との協業により、AIサーボチューニング技術、AI熱変位補正技術などのAI制御技術を開発し、従前よりも精度の高い制御を可能とした製品を提供している。

■他社との共同出願契約やライセンス契約が増加する中、開発した技術に応じ、お互いの利益が損なわれないよう、相手の立場に十分配慮したバランスの取れた対応を推進している。また、「特許なしの開発はなし」をスローガンに、事業部と特許部で特許検討会議を定期的に開催して、戦略的な出願を速やかにできる体制を構築し、確実に権利化を進めている。他社との協業の成果は、重要案件であるため、知財を確実に権利化できるように総力を挙げて対応している。

企業担当者によるオープンイノベーション、知財活動の紹介

当社は創業以来、一貫して工場の自動化を追及し、研究開発を企業経営の基本として競争力のある商品の開発を行って参りました。一方、昨今のIoTやAI技術を用いた技術革新に対応するには、革新的な商品開発をよりスピーディに行うことが極めて重要となって参りました。そこで、事業を協調領域と競争領域に明確に区分けし、協調領域についてはその知見をもったベンチャー企業や有力企業と連携して研究開発を行う「オープンイノベーション」を推進しました。

これにより、製造業向けオープンプラットフォームであるFIELD systemを早期に立ち上げ、世の中に無い製造現場のAI機能を次々と生み出すことができました。ここで重要なのは、連携する企業と必要なリソースを互いに活用し、win-winな関係となるエコシステムを構築し、このエコシステムを活用しながら自社の強みを最大化することです。そのために、当社知財部門では、戦略的な特許出願を全社的に実施すると共に、適切な知財契約を他社と締結する支援を行っております。



FIELD system とは、製造業での更なる
生産性向上と効率化を目指した、
製造業向けオープンプラットフォーム
（FANUC Intelligent Edge Link & Drive system）



FIELD system 用ハードウェア
FIELD BASE Pro

デザイン経営企業

株式会社良品計画（東京都）

株式会社良品計画は、「無印良品」を中心とした専門店事業の運営、商品企画、開発、製造、卸し及び販売を行っている企業である。

受賞のポイント

■自社のコアコンピタンスである商品開発やデザインを検討する商品戦略会議を毎週開催し、経営層（代表取締役2名を含む）が毎回参加して議論している。また、外部のクリエイターからなるアドバイザリーボードを無印良品の創生時から組織し、企業としてのクリエイティブの方向性に提言を与えている。

■企画、デザイン、開発の全ての工程に、デザイナーとマーチャンダイザー、品質管理担当者が一体で参画し、無印良品らしい商品であるかを常に意識しつつ活動していくことで、最適な素材と製法、形や機能を模索しながら、「素」を旨とするデザインを追求している。本質的な機能があって、デザインに優れ、価格合理性があれば、世界で売れるとの考えのもと、海外でも店舗を順調に増やしており、世界で愛されるブランドに成長している。

■ノーブランドを意味する無印というブランドを保護するため、全世界において「無印良品」を中心に様々な商標を出願・登録・管理し、個々の商品の意匠権の取得を進め、知的財産権の行使を可能にしている。海外における冒認出願や模倣品に対しては、訴訟も含め徹底した対抗策をとっており、模倣品対策のため、JETROや各国の知財関係機関、中国ECサイトとも連携している。

企業担当者によるデザイン経営の紹介

当社は、1980年の無印良品誕生当時より一貫して「素材」「工程」「包装」の観点で無駄を省いた商品開発をすすめ、世界に向けて発信してまいりました。

この無印良品の思想を社内に浸透させるために、半期に1度、良品計画の役員たちが全国を回り、各地の店舗スタッフに向けて「無印良品」についての講義を行っています。

「無印良品」誕生の背景、誕生から現在までの歴史、ものづくりの考え方から最新の活動まで、多岐にわたる講義の後、相互にコミュニケーションが取れる場を設けて、参加したスタッフが納得するまで質問を受けています。

それにより、店舗で働くアルバイトスタッフまでもが無印良品の思想を理解し、なぜこの商品が生れてきたのか、なぜこのサービスを行っているのかを自身の言葉でお客様に伝えることができるようになることを期待しています。



無印良品　主な商品（意匠権登録済）



無印良品　誕生時の40品目（1980年）

②特許庁長官表彰

知財活用企業（特許）

サトーホールディングス株式会社（東京都）

サトーグループは、自動認識ソリューション商品の企画･開発、設計、製造、販売、保守等を行っている企業グループであり、サトーホールディングス株式会社は、グループ経営戦略の策定・経営管理を行っている純粋持株会社である。

受賞のポイント

■業務のデジタル化が進む様々な産業において、データ入力・収集の手段となるバーコードやICタグを発行するプリンタを製造。多数の特許で独自技術を保護し、世界トップレベルのシェアを確保している。特許は創業者の時代から強く意識しており、創業者の教えをまとめた「サトーの教育書」の「特許編」では、知財の基本的事項や知財事案をわかりやすく整理しており、その他の知財情報とともに社員に共有し、特許に関する活動の奨励に活用している。

■知財部門は社長直轄で、経営会議への審議の上程とは別に、社長に対して知財に関する月例報告会を実施しており、その中で知財の重要事項について方針を決めることも多い。5年前から知財マネジメントの近代化を推し進めており、「知的財産長期基本戦略」をまず定め、中期経営計画の達成に貢献するための「知的財産中期事業計画」を策定している。また、毎年「知的財産報告書」を和文と英文で作成し、国内外の社員と共有した上で、知財活動をレビューしている。

■知的財産室長、パテントポートフォリオマネジャー、担当者ほか、必要なメンバーが集まり、最低週2回、年 100 回以上の知財に関する検討会を開催している。また、お客さま価値につながる特許の取得を念頭に権利化業務を推進した結果、特許の実施率が4年間で 30%向上した。



主力商品のユニバーサルプリンタ
「スキャントロニクス CL4/6NX-J シリーズ」

企業担当者による知財活動の紹介

「知的財産中期事業計画」の下、具体的な施策に落とし込み、毎年 50 ～ 70 もの課題を設定し、知的財産室のメンバー全員で課題解決に取組んでいます。それにより、事業活動への貢献感を得られるようにし、メンバーのやる気を引き出すと同時に大きな成果を上げることができました。

「お客様の課題を解決する技術こそ、事業に直接貢献するものである」との考えから、戦略特許網ごとに「顧客価値軸」を設定して発明発掘を行い、お客様価値につながる特許取得を進めた結果、特許実施率が大幅に向上し、筋肉質で競争力のある知財ポートフォリオに変化してきています。

一方、海外事業の拡大に対応して外国での権利化活動を強化するなか、特許担当者は、各国の審査状況を踏まえながら整合性をとり、最適な対応を検討することで、各国で均質で広くて強い権利を確保する取組みを行っています。

これらを支えるのは、権利化手続のフェーズ毎に関係者が集まる検討会です。多様な意見を取り入れ、真に事業貢献する特許の創出につなげており、また、本質を捉えて様々な選択肢の中から最適と考える打ち手を徹底して討議することが、人財育成の場となっています。



2000 年より毎年、発明表彰式を盛大に開催し、
知財活動を奨励している

知財活用企業（意匠）

貝印株式会社（東京都）

貝印株式会社は、カミソリ、包丁に代表される刃物、キッチンウェア、ビューティーケア用品、医療用刃物、業務用刃物を製造販売する総合刃物メーカーである。

受賞のポイント

■シンプルなデザインの中の特徴的部分やアイコン的デザインを保護するため、デザイナーの創作の意図を汲みつつ効果的に保護することが可能な部分意匠制度を積極的に活用している。多数の意匠で保護している使い捨てカミソリでは、国内シェア約4割を占め、シェアトップである。また、世界初の3枚刃カミソリを開発したメーカーとして海外からも広く認知されており、「関孫六」・「旬」ブランドなどの包丁は、国内外から高く評価されている。

■中期経営方針の中で「顧客志向の高付加価値な商品・サービスを実現するための知財強化」が全社方針の一つとして掲載されており、当該方針の策定には、知的財産情報分析も活用している。また、副社長が本部長を務める経営戦略本部内に知的財産部を設置し、副社長と執行役員知的財産部長とで知財に関する報・連・相を毎週実施している。

■税関における取り締まり効果を見越して、見た目で侵害を明らかにできる意匠の出願に力を入れ、権利を長期間維持して、模倣品による被害防止に取り組んでいる。さらに、各国の有名シェフとコラボした高級包丁や調理ツールを欧米含め広く展開しており、コラボレーションビジネスを守るため、当該国にて意匠・特許等で知財網を構築している。

企業担当者による知財活動の紹介

①IPランドスケープを使いこなし先見力を発揮する企業へ

全社中期経営方針に知的財産戦略を組込んでおり、とりわけ、IPランドスケープ手法の実践を重視しております。商品企画や事業開始「前」の段階から知的財産部が入り込み、自社の進むべき道を指し示す“水先案内人”機能を発揮することで、知財起点で新商品、新事業を生み出す事を目指しています。

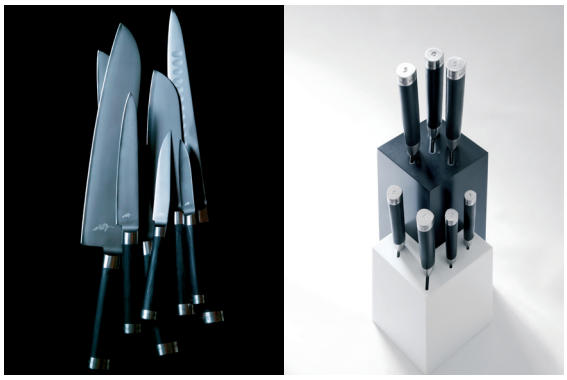
その定着のため経営会議メンバー・関係部署へ「IPランドスケープ通信」の定期発信を開始、「IPランドスケープ」を社内の共通言語とし全社的に使いこなせるよう進めております。

②企業競争力に直結するデザイン活用へ

「デザイン＝意匠」という既成概念ではなく、知財ミックスを強く意識し、コモディティー化傾向にある弊社技術・商品分野の高付加価値化を目指しています。商品開発基準を「D･U･P･S（Design･Unique・Patent・Story/Safety）」と設定するなどデザインを重視しており、機能美を追求したプロダクトデザインを行うことを含め、中期経営方針である「顧客志向の高付加価値な商品・サービスの実現」に一層取り組んで参ります。



Xfit（クロスフィット）
肌に合わせて自由に動く、世界初独自の 3D 首振りヘッドを搭載した 5 枚刃使い捨てカミソリ



Michel BRAS（ミシェル・ブラス）
仏ミシュラン三ツ星獲得実績のあるシェフ Michel Bras 氏のレストランや食材等のブランド「Michel BRAS」とコラボした高級包丁

知財活用企業（商標）

ライオン株式会社（東京都）

ライオン株式会社は、ハミガキ、ハブラシ、石けん、洗剤、ヘアケア・スキンケア製品、クッキング用品、薬品等の製造販売、海外現地会社への輸出を行っている企業である。

受賞のポイント

■コーポレートブランドの「LION」、キャラクターのライオンちゃん立体商標、各プロダクトブランド及び国内最多8件の音商標など様々な商標を登録し、お客様との共感・信頼・親近感を蓄積、醸成させている。また、自社コンセプトの独自性を確保して競合の同質化を防ぐべく、キーメッセージ（例：オーラルケア製品「口臭科学」）を商標登録するなど、製品企画の初期段階より商標を戦略的に活用している。これらで保護した歯磨き、歯ブラシ、ハンドソープは、国内トップシェアである。

■海外売り上げを伸ばす経営戦略と連動し、「LION」商標を広く海外に出願している。一般的な動物の名前であるため、既権利者の存在など権利取得が困難な場合も多いが、現在は「LION」を世界88ヶ国で出願・登録している。また、各種商標権に基づいた海外での模倣品排除活動を推進しており、泡ハンドソープやボディソープなどの模倣品や代理店詐称の差止に成功している。

■経営戦略・事業戦略・研究戦略と連携した知財戦略を策定。知財担当役員を委員長とする知財委員会を年2回開催して、経営企画・事業・研究・生産の代表者と戦略推進を徹底させている。また、経営直下の本社スタッフとして知的財産部を組織化し、法務・コンプライアンス部門と協働して事業企画・研究開発部門を支援している。

企業担当者による知財活動の紹介

「LION」は一般的な名詞であるため、国内外に複数の商標権者が存在します。事業部門に対しては「LION」が表示できない分野があることを折に触れ伝えて注意を促す一方、知的財産部では新規事業分野へ安心して参入できるよう先行的な商標使用権の確保に努めています。

お客様の記憶に残るブランディング活動を支えるべく音商標の獲得に挑戦しました。その結果、現時点で国内最多の登録数を確保しております。商品CMで使用しているサウンドロゴから選定して出願し、その際サウンドロゴ製作者より楽譜と音声ファイルの提供を受けましたが、収録の現場でアレンジがなされていた場合もあり、音声ファイルから改めて楽譜を作成しなければならないこともありました。

従業員の知財意識醸成・強化のため、職務発明規程に基づく特許表彰だけではなく、幅広い知財活動、具体的には商標権の確保や模倣品対策も含めた事業貢献を表彰する独自制度（知財貢献賞）を設けております。受賞対象者には研究員以外に、事業部・スタッフ部門、国内外の関係会社従業員も含め、全社での知財活動を目指しています。



「キレイキレイ薬用泡ハンドソープ」と
「キレイキレイ」音商標（第 5842092 号）



コーポレートロゴと
コーポレートキャラクター「ライオンちゃん」

デザイン経営企業

株式会社スノーピーク（新潟県）

株式会社スノーピークは、アウトドア製品の開発・製造・販売・レンタル、アパレル製品の開発・販売、イベント企画、地方創生コンサルティング、グランピング、キャンプ場経営等を行っている企業である。

受賞のポイント

■社長を始め開発メンバーもユーザーとの交流を重視しており、ユーザーと一緒にキャンプをするイベントであるスノーピークウェイなどを通じて、ユーザーの要望を充分に把握しつつ、担当者が自らもユーザーの立場で自分が欲しい製品・サービスを開発・デザインしている。担当者の想いがいき過ぎてしまわないように、担当者はユーザーの要望を十分に考慮しており、製品候補の抽出や製品開発の最終判断は社長が実施するようにしている。

■企画段階からデザイン段階、製造ラインにのせるまでの全てのプロセスを1人の担当者が一貫して担当して、製品化を進めている。また、社内のトップクリエーターが、マネジメントコースではなく、デザインに集中できる環境を整えるために人事制度等の見直しを実施して、優れた商品を生み出しやすい体制を構築している。デザインと機能を兼ね備えた同社製品は、スノーピーカーと呼ばれる熱狂的なファンが多く、多額の製品購入実績がある会員が多数存在している。

■ブランディングの一環として、製品名称やコーポレートロゴを網羅的に権利化しており、今後の海外展開に先んじて、海外での権利も取得している。また、中国で冒認商標への対策のため、異議申立てをしたり、コピー製品に対しては厳正に対処するなど、権利を活用してブランドを保護している。



ユーザーの声から生まれた
スノーピーク初のシェルター

企業担当者による知財活動の紹介

スノーピークはアウトドア用品メーカーでありながら、実態は「デザイン会社」であるということを経営の根幹に据えています。製品は機能性、耐久性に加え、製品を置いたその場所をも美しく見せる高いデザイン性を追求しています。

デザインはすべて社内にて行っており、新潟県三条市の雄大な自然の中に構える本社、常に自然に触れる環境の中で、新たなデザインを生み出しています。製品の製造においては、高い金属加工技術を誇る新潟、燕三条地域の事業者のデザインプラットフォームになることで、地域の技術力を国内外に発信しています。

また、小売りにおいては、店舗、イベント、SNSなど、リアルとデジタルを融合した顧客とのコミュニケーションをデザインすることでコミュニティブランドとして多くのお客様にご支持いただけるようになりました。

こうした強みを活かし、近年では、地域がもつ魅力を磨き上げて発信する「地方創生」、住宅やオフィスなど普段の生活や職場にアウトドアの要素を取り入れる「アーバンアウトドア」「ビジネスソリューション」等、新たな市場創造にも取り組んでいます。今後もデザインを経営の中核に据え、新たな価値創造に邁進してまいります。

snow peak
outdoor lifestyle creator since1958

「スノーピーク」ロゴ

Column 16

ソニーと盛田氏からアップルとジョブズ氏に受け継がれた新技術と知財権保護の共存

歴史の偶然であったのか、必然であったのかは判然としないが、振り返れば、「あの時に未来への道筋が決まった」と確信できる出来事がある。アメリカでソニーが訴えられ、提訴から最高裁判決まで8年がかりとなった大訴訟「ベータマックス訴訟」は、デジタル時代の新技術開発と知的財産権の一つである著作権保護のあり方、両者が共存する未来への道筋を問うものだった。

「刑事コロンボと刑事コジャックの両方を見られます」

ソニーが1975年に発売したベータ方式のVTR1号機、通称「ベータマックス」は、家庭用ビデオテープレコーダー（VTR）の市場を拡大する立役者となった。オープンリール式のビデオテープがカセット化され、またたく間に大ヒット。のちに訴訟で原告と被告になる映画関係者とソニー社員たちさえ、発売当時は、テレビ番組を録画することが著作権に絡む訴訟にまでなるとは考えてはいなかった。しかし、大ヒット商品になったがゆえに、利害関係者たちは新技術の持つ「脅威」に気づかされることになる。

ベータマックスのアメリカでの発売から1年後の76年9月頃。ある広告代理店がソニーに、多くのテレビ番組を制作していたユニバーサル映画（当時の親会社はMCA）と連動した広告を打とうと提案した。広告案のラフスケッチのコピーは、「『コロンボ』を見ているから『コジャック』を見逃す、ということはなくなります。その逆もありません。ベータマックス――ソニーの製品です」。『刑事コロンボ』と『刑事コジャック』は、共にユニバーサル映画が制作していた人気テレビ番組だった。

ところが、この話を知ったユニバーサル映画のシャインバーグ社長は、烈火の如く怒ったという。理由は二つあった。「そもそも著作物を録画複製するのは著作権の侵害であり、ベータマックスが売れたら、（自社で開発中の）ビデオ動画ディスクの市場が破壊されてしまう」と。

ユニバーサルスタジオは76年11月、呼び掛けに賛同したウォルト・ディズニー・プロダクションと共に、ソニー本社とソニー・アメリカを著作権侵害でカリフォルニア州中央地区連邦地裁に提訴した。その主張は、次の通りである。「映画は制作者の著作物であり、著作権は複製の独占権を伴い、勝手にテレビ映画を複製できるようにする家庭用VTRは複製権の独占の侵害、つまり著作権を侵害している。VTRを使用した個人はもちろん、それを製造・販売するソニーも侵害行為に加担している」

盛田氏が考案した造語「タイムシフト」の概念

当時、ソニー・アメリカの社長を兼務していた盛田昭夫[*1]・ソニー会長は、提訴に対して徹底抗戦を決断する。「ソニーはテクノロジーの進歩によって新しい市場を創り、ライフスタイルを変え、新しいカルチャーを生み出した。そのテクノロジーの進歩が、古びた法律によって

*1 ソニーの前身である東京通信工業を井深大と共に設立した共同創業者。

阻害されるようなことがあれば、ソニーはこの世に存在できない。この訴訟は、科学技術というシビリゼーション（文明）に対する挑戦である」と檄を飛ばしたという。

ソニーの主張は、「(VTR録画は）一般公衆に無料で放送されている番組を、都合が悪くて見られない場合にビデオに録画して後で見ているだけの『タイムシフト』(時間に拘束されずにテレビ番組を見られる)」であり、それはアメリカ著作権法における著作権侵害の例外規定とされる『フェアユース*2（公正利用)』に該当する」というものだった。

1審は、タイムシフト論を全面的に認めてソニー勝訴の判決を下した。ところが2審は、9人の裁判官の全員一致でソニー敗訴となる。「常識的に言えば、テレビ番組にはすべて著作者がいる。したがって録画を行うビデオは本質的に著作権を侵害しており、フェアユースの範囲を拡大するのは法の枠組みを破壊するものである」という判決理由を多くの新聞が「けしからん判決」と伝えた。なかには、テレビの前でビデオを見ている人にミッキーマウスが手錠をかけに来る漫画を掲載した新聞もあった。

そして84年1月17日、最高裁はソニー勝訴の判決を下す。82年の上告申請から判決まで2年もの時間を要し、9人の裁判官の判断は5対4の僅差。それほど新技術と著作権保護は、対立するテーマとしてとらえられ、解を見出すのが難しい問題であったのだ。

「大憲章（マグナカルタ）」と呼ばれたベータマックス判決

「ソニーは、著作物の無料放送に許諾を与える著作権者の大多数は、視聴者が私的な範囲で放送をタイムシフトすることに対して異議を申し立てない可能性が高いことを立証した」という最高裁判決は、新技術によってコンテンツを楽しむのはフェアユースであり、著作権保護が新技術の開発を阻害することがあってはならないという技術促進の立場を示した。以後、最高裁判決は、「大憲章（マグナカルタ)」とまで呼ばれるほどの重みを持ち、新技術による著作物の複製は、私的利用を前提に容認されるものとされていく。

そもそもソニーは、アメリカの関連法に新技術に対する明確な記述がないことが、問題の本質であると考えていた。アメリカの著作権法には、日本の「個人の楽しみのための複製は著作権侵害にあたらない」というような私的利用の規定がなかったのである。

盛田氏は、タイムシフトという考え方に賛同するメーカーや消費者などと連携して組織化し、これを母体に議員へのロビー活動に力を注ぐ一方、マスメディアでの公開討論やスピーチにも積極的に応じてアメリカ国民へメッセージを送



1960年設立のソニー・アメリカで社長を務めた盛田氏が「法律的なことを抜きにはアメリカでビジネスはできない」と言うほど米国法独自のローカルルールに悩まされた。1970年代のベータマックス訴訟の後、80年代には、「不公正税制」を撤廃すべく、日本企業の活動への理解を求めて、全米各州で「草の根（グラスルーツ）PRキャンペーン」を展開。現地スタッフを指揮して自ら精力的に動き、活路を開いた。

*2 アメリカ著作権法では第107条の規定（使用目的・性格、著作物の性質、著作物全体における使用部分の量・実質性、著作物の潜在的市場・価値に対する使用の影響）により、公正な利用かどうかを裁判により決める（特許庁HP)。

り続けた。さらに一流の全国紙に「What time is it now?」という見出しを掲げたタイムシフトを訴える意見広告を掲載した。

創業時の会社設立趣意書で、「会社設立の目的」の第一条に「自由闊達にして愉快なる理想工場の建設」を掲げたソニーには、知的財産権が持つ価値を尊重し、それを経営に組み込むDNAが受け継がれていた。「ソニーでは、事業と開発と知財はまさに三位一体である」との証言も多い。

そんなソニーにあって盛田氏は、ユニバーサルの著作権侵害の主張を排斥するのではなく、新技術との両立を模索していた。裁判に負ければ膨大な賠償金が発生し、ソニーというブランド（これも重要な知的財産権）が毀損する。裁判で戦いつつも、法整備が新技術に追いついていない現実をなんとか改めようとしたのがベータマックス訴訟の“真意”だったのではないか。

ナップスター事件とグロックスター事件の教訓

新技術と私的利用の折り合いをつけた「大憲章」だったが、デジタル技術の高機能化が進めば進むほど“限界”が明らかになってくる。

詳細は割愛するが、90年代後半から2000年代初頭にかけて、楽曲や映像をデジタル化してデータ圧縮したうえで、ネットを通じてやり取りできる技術が相次いで登場した。ナップスターは、ユーザーがデジタル圧縮してパソコンに保管している楽曲のリストをネットで検索でき、ユーザー同士で楽曲をコピーできる無料交換の場を提供した。グロックスターも、ナップスターとは異なる技術で無料交換を可能にした。

デジタルデータは何度複製しても音質や画質の劣化はない。これを放置すればコンテンツ業界は壊滅的な打撃を受ける。両社は、全米レコード協会やMGMから提訴されるが、そのときに正当性の論拠としたのが「ソニー判決ルール＝大憲章」だった。ソニーの「時間のシフト」がフェアユースと認められるのであれば、自分たちがやっている「楽曲の存在する場所のシフト」も同様である、というわけだ。

しかし両社とも敗訴してサービス停止に追い込まれた。特に最高裁まで争ったグロックスター訴訟で最高裁が示した判決が注目される。「ソニー判決のルール＝大憲章」は適用されず、「違法行為を誘発する意図があったこと」が判断の論拠になった。

「グロックスターは、著作権に接触するファイルをキーワードで排除するソフトを開発しようとしたことはなく、配布したソフトウェアによる著作権侵害行為を減少させる仕組みの開発も試みていない。これはユーザーの著作権侵害の意図的な促進である」と断じた。

違法行為の誘発という概念が示されたことでP2P[*3]によるファイル共有は難しくなり、「大憲章」時代が転機を迎えることとなる。

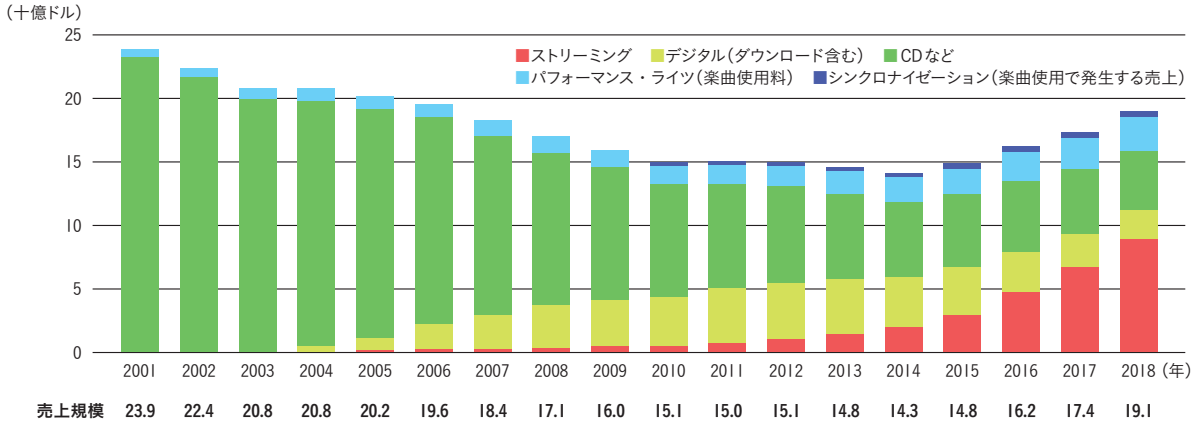
ジョブズ氏が結実させた新技術と知財権保護の共存モデル

レコード業界は、ナップスターとグロックスターの両訴訟で勝訴した[*4]が、一方で両社に勝るとも劣らない「合法的な配信システム」の構築が急務であることもすでに認識していた。そこにチャンスを見出したのがアップルの「iTunes Store」だった。

2001年に携帯音楽プレイヤー「iPod」を発売して成功を納めていたアップル（スティーブ・ジョブズ氏）は、レコード業界に、購入前の試聴やアルバム単位ではなく1曲ごとのアラカルト販売などさまざま提案を持ちかける。レコード業界は当初、提案に腰が退けていたが、ジョブズ氏の「iTunes Storeはまず Macのみで展開する。Macのパソコン市場でのシェアは3%

＊3 ネットでサーバーなどを介さずに、ユーザー同士のPCが直接つながること。
＊4 ナップスターは1999年に提訴され、2001年に敗訴。グロックスターは2003年に提訴され、サービス中止に同意した。

●ストリーミングが牽引する世界の音楽市場（2001年-2018年）



出所：IFPI（国際レコード連盟）「Global Music Report 2019」

ほどで、失敗しても取り返しはきく」という説得を受け入れ、iTunes Storeへの協力を決断する。iTunes Storeは2003年4月28日にサービスが開始された。

その結果は、サービス開始１週間で100万曲ダウンロード。以後、スマホの登場もあり、音楽配信サービスは当たり前のものとして定着した。現在は、定額制による聴き放題にまでサービスは“拡充”した（上のグラフ参照）。

動画投稿サイトの「YouTube」も当初は「違法ダウンロードサイト」と批判されたが、楽曲の有料販売や、映画などの違法投稿を監視する仕組みを備えることで、プロモーションサイトとして活用されるビジネスモデルを確立した。

革新的な新技術は、古い既成の市場に衝撃をもたらし、著作権者に壊滅的なダメージを与えるものと考えられていた。しかし、それを理由に新技術の開発を阻害してはならない。ベータマックス訴訟でソニーと盛田氏が挑み、最高裁が示そうとしたのは新技術に呼応できる社会のあり方だった。

それから30年を経ていま進むのは、新技術を積極的に取り入れ、活用することで著作権を保護し、ビジネスとしても持続性を確保する「デジタル・トランスフォーメーション」（DX）である。半導体から始まったデジタルの歴史は、CDやビデオに複製防止の技術が取り入れられるようになったように、やっと新技術と知的財産権保護の対立軸から「共存の軸」へと移行しようとしている。実際、GAFA（Google、Apple、Facebook、Amazon）などグローバル企業戦略はDXが前提であるし、DXを実現するスタートアップも増えている。

音楽の有料ネット配信という新たなビジネスモデルを構築したジョブズ氏が、「アップルはコンピュータ業界のソニーになることをめざしている」と畏敬の念を抱いているのを語ったのは99年の新製品発表会でのことだ。そのジョブズ氏がのちに、盛田氏が提起した新技術と知的財産権保護の課題に一つの解を示したのは、歴史の偶然であったのだろうか、必然であったのだろうか。　　（構成・文／船木春仁）

※このコラムで紹介しているエピソードや判決文などは、以下の資料を参考にしています。

ソニーHP「Sony History」
文部科学省審議会資料「ベータマックス事件の概要」
森健二『ソニー　盛田昭夫“時代の才能”を本気にさせたリーダー』ダイヤモンド社、2016年
三浦基・小林憲一「フェアユースをめぐる20年」『放送研究と調査』NHK放送文化研究所、2005年11月号

第10章　産業財産権制度の見直しについて

昨今、デジタル革命により業種の垣根が崩れ、オープンイノベーションが進む中、中小・ベンチャー企業等が優れた技術を活かして飛躍するチャンスが拡大するとともに、優良な顧客体験が競争力の源泉となってきている。このような産業構造の変化や、企業の特許戦略の変化などの動向を踏まえ、知財制度・運用の在り方について検討を行う必要が生じている。

本章では、近年の産業財産権制度の見直しについて紹介する。

1. 新たな産業財産権制度の見直し

日本では、これまでも、知財権をしっかりと行使できるよう、知財訴訟制度の充実に向けた取組が累次にわたって行われてきたところであるが、特に証拠収集手続の実効性は欧米の水準に比べて十分とは言えず、訴訟のハードルは依然高い現状にある。さらに、近年、諸外国では、更なる実効的な権利保護に向け、訴訟制度の強化が行われている。日本としても、そうした諸外国の動向も見据えつつ、知財訴訟制度の不断の見直しを行う必要がある。

また、近年、AI や IoT といった技術が浸透する中、日本企業が生き残っていくためには、デザインを中心に据えた戦略の重要性が益々高まっている。デザインは、企業が顧客のニーズを利用者視点で見極めて新しい価値を創造するという、イノベーション創出のための極めて重要な手段である。今後、競争が激化する世界市場において優位に立つためには、多額の投資を行って技術力を高めることばかりに注力するのでなく、製品やサービスのブランドを構築して自社の「稼ぐ力」を高めることが非常に重要となっている。

こうした状況を受け、産業構造審議会特許制度小委員会において、2019 年 2 月に法改正に関する内容を含む報告書「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方」を、また、産業構造審議会意匠制度小委員会において、2019 年 2 月に法改正に関する内容を含む報告書「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」を取りまとめた。これらの内容を含む、特許法等の一部を改正する法律案は、2019 年 3 月 1 日に閣議決定、第 198 回通常国会へ提出され、衆・参両院での審議を経て、2019 年 5 月 17 日に令和元年法律第 3 号として公布された。

（1）特許法の一部改正

①中立な技術専門家が現地調査を行う制度（査証）の創設

特許権の侵害の可能性がある場合、中立な技術専門家である査証人が、被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権の侵害立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する制度を創設した［2-10-1 図］。

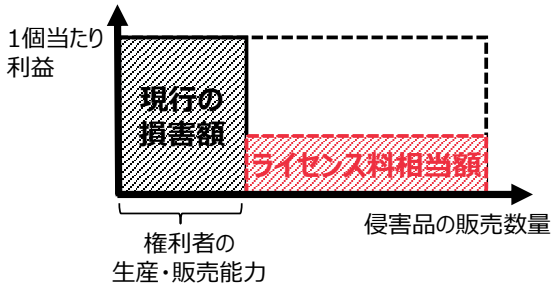
②損害賠償額算定方法の見直し

a. 侵害者が得た利益のうち、特許権者の生産能力等を超えるとして賠償が否定されていた部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、当該ライセンス料相当額についても損害賠償を請求できることとした［2-10-2 図］。

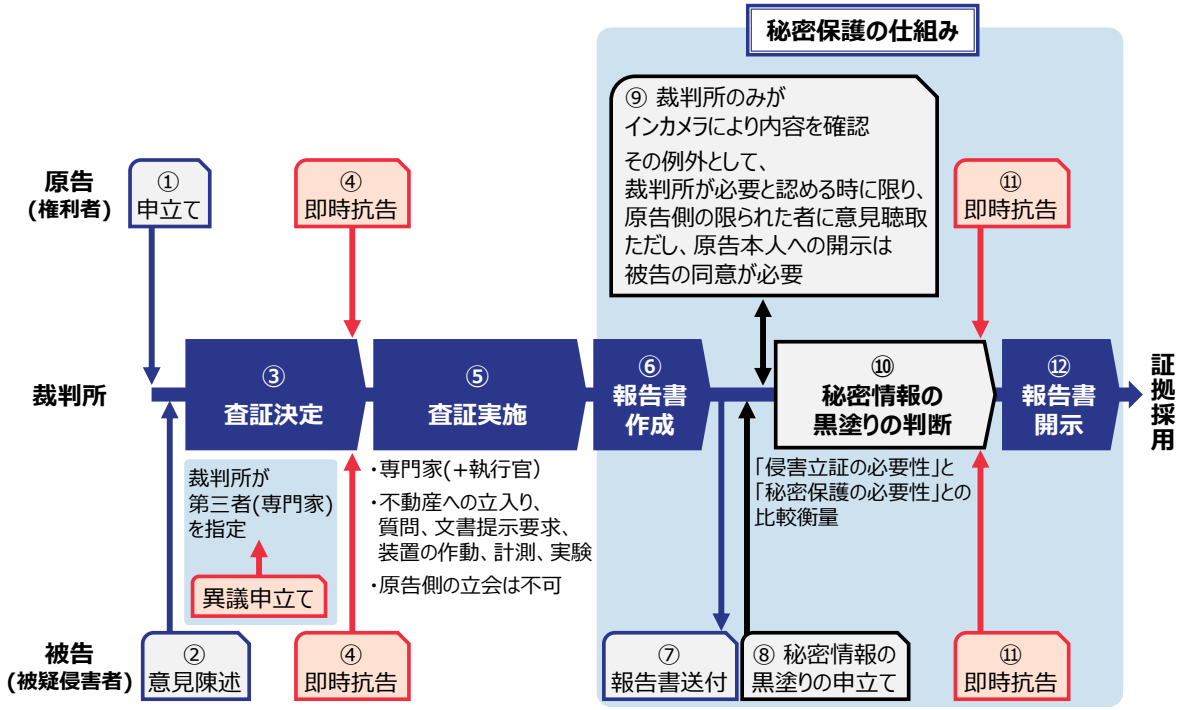
b. ライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨を明記した。

※②については実用新案法、意匠法及び商標法において同旨の改正を実施。

2-10-2図 ライセンス料相当額のイメージ



2-10-1図 査証制度のイメージ



(2) 意匠法の一部改正

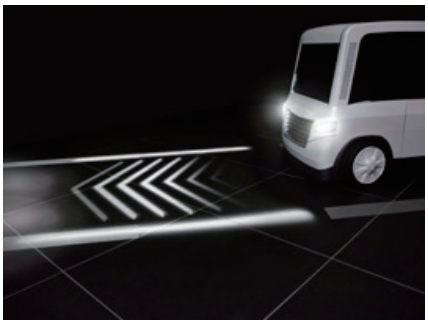
①保護対象の拡充

物品に記録・表示されていない画像や、建築物の外観・内装のデザインを、新たに意匠法の保護対象とした[2-10-3図、2-10-4図、2-10-5図]。

2-10-3図　クラウド上に保存され、ネットワークを通じて提供される画像



2-10-4図　道路に投影された画像



2-10-5図　内装デザインによるブランド構築



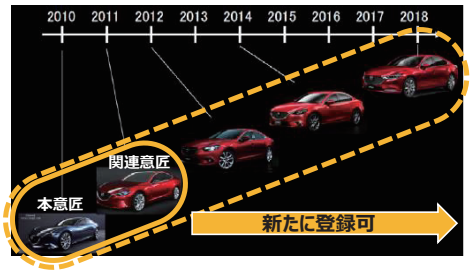
②関連意匠制度[1]の見直し

一貫したコンセプトに基づき開発されたデザインを保護可能とするため、

a. 関連意匠の出願可能期間を、本意匠の登録の公表日まで（8か月程度）から、本意匠の出願日から10年以内までに延長した。

b. 関連意匠にのみ類似する意匠の登録を認めた[2-10-6図]。

2-10-6図　一貫したコンセプトに基づき開発されたデザイン



③意匠権の存続期間の変更

「登録日から20年」から「出願日から25年」に変更した。

④意匠登録出願手続の簡素化

a. 複数の意匠の一括出願を認めた。

b. 物品の名称を柔軟に記載できることとするため、物品の区分を廃止した。

⑤間接侵害[2]規定の拡充

「その物品等がその意匠の実施に用いられることを知っていること」等の主観的要素を規定することにより、取り締まりを回避する目的で侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等する行為を取り締まれるようにした。

(3) その他

①公益団体等における商標権の通常使用権の許諾について

公益団体等（自治体、大学等）が自身を表示する著名な商標権の通常使用権の許諾を認める等の措置を講じた。

1 自己の出願した意匠又は自己の登録意匠（本意匠）に類似する意匠の登録を認める制度
2 侵害を誘発する蓋然性が極めて高い予備的・幇助的行為を侵害とみなす制度

Column 17

事実は小説より奇なり
巨象アップルをひれ伏せさせた〝町の発明家〟

個人発明家
齋藤憲彦氏

自分の発明が無断で、携帯音楽プレーヤー「iPod」に使われている。
齋藤憲彦氏がこの事実に気づいた時、すでにiPodは世界中で大ヒット。
グローバルメーカーが相手では泣き寝入りをするところだが、齋藤氏は諦めなかった。
形勢不利な状況のなか、8年に及ぶアップルとの裁判を戦い抜き、逆転勝利を手にした。
まさに、事実は小説よりも奇なり。何が、この快挙を可能にしたのか。
運命の分岐点となった四つのエピソードとともに、齋藤氏が当時を振り返る。

人生の一発逆転をめざし アップルとの闘い開始

主文「アップルジャパン株式会社は3億3664万1920円を支払わなければならない」

2013年9月26日、東京地裁は個人発明家・齋藤憲彦氏に対するアップルジャパン（以下アップル）の特許権侵害を認め、賠償金の支払いを命じた。15年9月9日、最高裁もこの判断を支持し、判決は確定。ドラマ『下町ロケット』を地で行く奇跡のような結末は、携帯音楽プレーヤーiPod搭載のクリックホイール*1（入力装置）が齋藤氏の特許権を侵害した事件（通称「アップル事件」）での出来事だ。

「巨象アップル、個人発明家に敗れる」。このニュースは世界を驚かせたのはもちろん、多くの個人発明家、ベンチャー、中小企業に勇気を与えた。形勢不利ななか、8年に及ぶアップルとの戦いを制した齋藤氏とはいかなる人物か。

齋藤氏はバブル経済下にソフト会社を起業し、一応の成功を収めたが、バブル崩壊とともに会社は倒産。人生の一発逆転を目指し、志したのが「無」から「有」を生み出す発明であり、その知財をお金に換えることだった。そして、ソニーのウォークマンに使われていたジョグダイヤルをヒントに、それまでにない新しい発想のクリックホイールを考案した。

特許について勉強していた齋藤氏は、躊躇なく特許取得に動き出した。まずは「特許出願」。東京都にある発明協会（現・一般社団法人発明推進協会）と日本弁理士会の無料相談を利用するなど、専門家に相談しながら、なんと書類の9割を自作。1998年に出願を終え、日本企業にライセンス供与を働きかけるも、すべて不発。

03年、後輩がたまたま見せてくれたアップルのiPodが自分の発明を利用していることに気がついた齋藤氏は、同社とのライセンス交渉を開始。04年8月、アップルに単身で乗り込んだ。

齋藤　先方は法務部長と顧問弁護士、弁理士2人が待ち構え、法務部長から次のように言われました。「ライセンス契約をお望みとのことですが、そのような申し出は受けられません。まだ特許も成立してないですし。代わりに、今日まで齋藤さんがかけた経費と同額で、関連する特許をすべて買い取りましょう」。

カチンと来ましてね、即答してやりましたよ。「お断りします。おかしいでしょ。もし私の特

＊1　表面を指でなぞったり押したりすることで、機能の選択や調節ができる円形の操作盤。

許が御社の製品と関わりがないのなら、経費どころか1銭も払う必要はないんじゃないですか」ってね。起死回生のための唯一の切り札ですから、そんな少額では譲れませんよ。

「すごい発明ですね」発明協会の支援を受ける

アップルと交渉を開始した時点ではまだ、「齋藤特許」は成立していなかった。審査請求に必要な何十万円もの「請求料」を支払う余裕がなかったからだ。だが裁判を起こすには、特許取得は外せない。乾いた雑巾を絞るようにして印紙代を捻出し、審査請求書を提出したが、2カ月後、「拒絶」の通知が届く。困り果てた齋藤氏は、住居がある山梨県の発明協会を頼った。

齋藤　発明協会の皆さんは、「世界のアップルが訴訟の相手」ということで驚いていましたが、一致団結して協力してくれました。私一人だったら登山ルートさえ見つけられなかったでしょう。本当は出願前に調査報告書をつくらなければ申請できないのですが、私の窮状を考慮してくれて協会の予算で手続きをしてくれたのです。

山梨県の発明協会だったのがよかったと思います。東京へ行っていたら、あのように心を砕いてもらうのは無理だったでしょう。なにせ大勢の相談者が押し寄せていると思いますので。

アップルとの交渉決裂直後、齋藤氏は、特許訴訟に強い弁護士を探し求め、上山浩一弁護士にたどり着く。上山弁護士は、京都大学で素粒子物理学を専攻した元エンジニア。アップルのライバルであるマイクロソフトの特許侵害訴訟で勝訴判決を得た経験もあった。

齋藤　「iPodのクリックホイールの特許を私が持っていて、まだ成立していないのに、アップルがそれを買ってもいいと言うのです」と切り出すと、「それは良い話ですね」とすぐに会ってもらえました。そして「お金がない」と言うと、「成功報酬」で引き受けてくれたのです。

上山先生によれば、自分で特許明細書を作成してアップルと交渉するなどの私のずば抜けた行動力、私の発明に筋の良さを感じたことに加え、「アップルが相手というのが、大きな動機づけになった」とのことでした。

特許庁の異例の対応で「齋藤特許」成立

06年8月、齋藤氏の自宅に特許庁の審査官から電話がかかってきた。この日にいたるまで齋藤氏は、上山弁護士や二人の弁理士の力を借りて、再三の「拒絶」にもめげず手続きを継続し、運命の結果を待っていたのだった。



齋藤憲彦（さいとう・のりひこ）
1957年東京都生まれ。高校時代に豊沢豊雄著『落第発明』（ダイヤモンド社）に出会ったことから、発明や特許に関する書籍、特許法、判例集等を読み知識を蓄えていく。東海大学海洋学部卒業後、富士通SBC、米ビジネススクール留学等を経て、1984年にポセイドンテクニカルシステムを創業するが数年後に倒産。一時はどん底の生活だったが、発明ノートにアイデアを書き溜め、「接触操作型入力装置」の特許を取得。2013年9月、アップルとの特許訴訟に勝利した。

齋藤　拒絶を覚悟していたのですが、「本件には特許性がある発明が存在している、という特許庁の基本見解をお伝えします。特許が成立することが決定しました。*2 本件はあまりにも社会的影響が大きく、内容が難しすぎました。本来、審査は私一人で行うところなのですが、特別に、合議制により複数の審査官と相談して結論を出しました」と言われ、ジーンと来ました。

審査官が電話を直接してくることも、合議制で審査を行うことも異例なことのようです。「社会的影響が大きい」というのは、私の特許権の範囲がiPodのクリックホイールを包含していることと、日本にある携帯電話のほぼすべてに使用できることを意味するものと思いました。それから、私の入力装置は構造的には単純なので、コンセプトをとらえることが難しかったのでしょう。



最後に「最善を尽くして判断しました。あとは齋藤さんの番です。頑張ってください」と言われましてね。それまで手を貸してくださった方々に対する感謝の念が込み上げてきました。

こうして、巨象アップルと戦う準備は整い、本格的な闘争の幕が切って落とされたのである。

裁判を始める前に司法の壁があった

――当時、齋藤さんは、日本の発明家のために戦ったヒーローのように報道されましたね。

齋藤　いえいえ、国も司法も、個人ではなく大企業の味方だと感じることが多かったので、私のことより、そのことに注目してほしいと思っていました。実は裁判の前に、税関に「輸入差止申立」をしたのですが、学識経験者3人が侵害の有無を判断した結果、不受理でした。*3「提出証拠だけでは判断できない」「責任を負えないから判断しなかった」という、特許庁の判断を無視した見解には納得できませんでしたね。あの時、「水際の取り締まり」を実施してもらえれば、良い条件で和解できたのに、悔しくてなりません。

――裁判を起こすのに必要な印紙代も大きな障壁になったそうですね。

齋藤　私は最終的に100億円の損害賠償を求めたので、約1600万円の印紙代を工面しなければなりませんでした。当時の私は、とてもそんなお金は払えません。それで、訴訟費用の後払いを認める「訴訟救助」という制度を使いました。

でも、裁判に勝てば賠償金で支払えますが、負けた場合は大変な負担です。特許を取ったとしても、裁判で勝つとは限らない。つまり、侵害した者勝ち。被害を被ったとしても、印紙代が工面できなかった時点で、裁判もできず負けが決まる。道理に合いませんよ。

――裁判中に理不尽なことはありましたか。

齋藤　はい。私の被害額を算定するための売上情報等の資料提出をアップルに求めたのですが、いっこうに出てこない。強く抗議すると「アメリカ本社が管理しているので日本にはない」という不可解な回答をしてきました。アップルの訴訟引き延ばし戦略なのに、裁判所はそれをすんなり許してしまいました。

発明家よ、自分の発明の世界一のスペシャリストたれ

――大変な苦労をして、勝訴されたのですね。

齋藤　クリックホイールは私の発明です。アップルは特許無効を訴えてきましたが、東京地裁も

＊2　齋藤氏の特許第3852854号「接触操作型入力装置およびその電子部品」。
＊3　知的財産の侵害物品は、関税法第69条の2及び第69条の11により「輸出及び輸入してはならない貨物」と定められており、税関で取締りを行っている（財務省HP「知的財産侵害物品の取締り」参照）。
＊4　知的財産高等裁判所。特許権や著作権などの知的財産に関する争いを専門に扱う日本で唯一の専門裁判所。2005年4月、東京高裁の中に創設された特別の支部で、独立性が高い。

知財高裁も、*4 私の特許内容とiPodに搭載されている技術が一致すると判決し、最高裁が特許侵害を認めました。*5 ただ、金額は残念です。*6

――勝因はなんだと思いますか。

齋藤　この事件について『iPod特許侵害訴訟』を書いた新井信昭先生が、「勝つための3要件」として、次の三つをあげています。

1.筋の良い特許であること
2.権利者が特許という武器の使い方を知っていること
3.最後まで戦い抜く信念と戦い続けるための資金を調達できること

最も重要なのは、筋の良い特許であることだと思います。筋が良かったからこそ、発明協会が協力してくれたし、上山先生は成功報酬で引き受けてくれた。特許という武器を手に入れることもできたのです。

――特許庁に対して、要望はありませんか。

齋藤　特許のアーカイブがありますが、あれが専門家や頼れる組織に紐づいているといいと思います。それから、現在、私は新たな発明で世界特許を取得しようと動いているのですが、相変わらず大変で、特許権のシステムは発明家への負担が大きすぎます。先進国と後進国の綱引きに、人々に有益な研究に追われる世界中の発明家を巻き込まないでほしい。ですから特許庁には、世界の発明家がスムーズに活躍できる仕組みづくりをリードしてもらいたいです。

――最後に、日本の発明家にメッセージをお願いします。

齋藤　私は発明と特許について懸命に勉強してきました。アップル事件は一人では戦えなかったし、専門家の手を借りることも必要でしたが、たとえそうであっても、特許の勉強はするべきです。自分で考えた発明の、世界一のスペシャリストは自分だからです。

（構成・文／木原洋美）

齋藤憲彦氏の特許出願・審決（16年）ならびにアップル事件（11年）の経緯

1998.1.6	**齋藤特許出願（特願平10-12010）**
2月～	齋藤と日本企業のライセンス交渉
1999.7.21	**齋藤特許出願公開（特開平11-194872）**
2003.10月～	**齋藤とアップルのライセンス交渉**
2005.2.17	**齋藤が上山浩弁護士と出会う**
5.2	**齋藤特許分割出願（特願2005-133824後の齋藤特許）**
	●訴訟前交渉
2006.9.15	**齋藤特許登録（特許3852854）**
	●訴訟前交渉
2007.1.24	**齋藤→税関 輸入差止申立　※5.16不受理**
2.6	**アップル→斎藤 訴訟提起：債務不存在確認訴訟**
3.13	齋藤→アップル　反訴提起：損害賠償請求 訴額1億円（一部請求）
	●侵害論の主張立証
2008.2.7	東京地裁→双方　和解の打診 （心証＝本件特許に無効理由あり）
	●和解協議
9.4	東京地裁　口頭弁論終結宣言
	●和解協議
2009.3.5	**齋藤→特許庁　訂正審判請求**
3.13	齋藤→東京地裁　口頭弁論再開申立
3.17	アップル→特許庁　無効審判請求 ※5.18請求取り下げ
3.31	**特許庁　訂正を認める審決 ※4.11確定**
	●侵害論の主張立証
2010.11.4	東京地裁→双方　心証開示（心証＝侵害）
	●損害論の主張立証
2011.6.23	齋藤→東京地裁　計算鑑定申立書
	●損害論の主張立証
10.19	東京地裁　計算鑑定決定
	●損害論の主張立証
2012.12.18	東京地裁　計算鑑定意見書
	●和解協議
2013.2.20	**齋藤→東京地裁　請求額増額 1億円→100億円（一部請求）**
9.26	**東京地裁　判決言渡し 3億3664万1920円を認容**
9.26	アップル→知的財産高等裁判所へ控訴
10.9	齋藤→知的財産高等裁判所へ控訴
2014.4.24	**知的財産高等裁判所　判決言渡し**
2015.9.9	**最高裁判所　確定**

出所：新井信昭『iPod特許侵害訴訟 アップルから3.3億円を勝ち取った個人発明家』日本経済新聞出版社、2018年
＊■は出願特許関連、■はアップル事件関連の重要事項。

＊5　1審2審とも、「本件特許権は無効である」「そうでなくても権利侵害に当らない」というアップルの反論をすべて排斥して、齋藤氏の特許に対するアップルによる侵害を認め、齋藤憲彦氏への賠償を認める判決。最高裁で確定した。
＊6　齋藤氏の100億請求に対し、裁判所は「平成18年11月16日時点におけるデジタルミュージックプレーヤー市場におけるiPodの国内シェアは約60%に達しているが,それには原告の販売努力が相当程度貢献していることが認められる」として、3億3664万1921円と算出した。

第３部　国際的な動向と特許庁の取組

｜第１章｜　国際的な知的財産制度の動向……P.242

｜第２章｜　グローバルな知的財産環境の整備に向けて……P.279

第１章　国際的な知的財産制度の動向

新興国市場の成長による輸出先の拡大、生産拠点・研究開発拠点の海外進出など企業活動のグローバル化が進むことで、国外における知的財産権取得の意識が高まっている。各企業等は、各々の知的財産について、これまで以上に多数の国・地域に出願するようになり、各国・地域の知的財産制度を踏まえつつ、それぞれの国・地域において権利を取得し、活用するという状況が生じている。

こうした状況の中、各国・地域の知財庁等は、知的財産分野における種々の課題を考慮し、知的財産制度をより魅力的なものにするべく、様々な取組を行っている。

本章では、まず、企業活動のグローバル化に伴う世界全体の出願動向の変化について紹介し、次に、各国・地域それぞれにおける知的財産制度の動向について紹介する。

1. 出願動向の変化とグローバル化

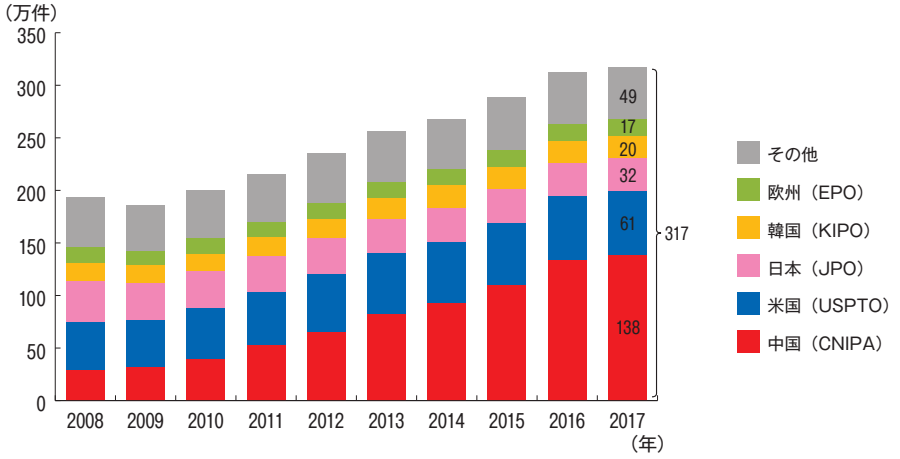
世界の特許出願件数は2008年から2017年までの10年間で1.6倍となっている［3-1-1図］。その主要因は、中国の特許出願件数の著しい増加であり、2008年から2017年までの10年間で約5倍となっている。2017年における中国の出願件数は世界の出願件数の約4割を占めている。また、アジア圏の日中韓3か国の特許庁への2017年の特許出願件数は約190万件であり、世界の特許出願件数約317万件の半数以上を占めるまでとなった。

意匠および商標分野においては、中国が単独で世界の出願件数の6割以上という圧倒的な割合を占めている［3-1-2図、3-1-3図］。

出願活動のグローバル化は、特許、意匠、商標それぞれの分野において異なる動きをみせている。

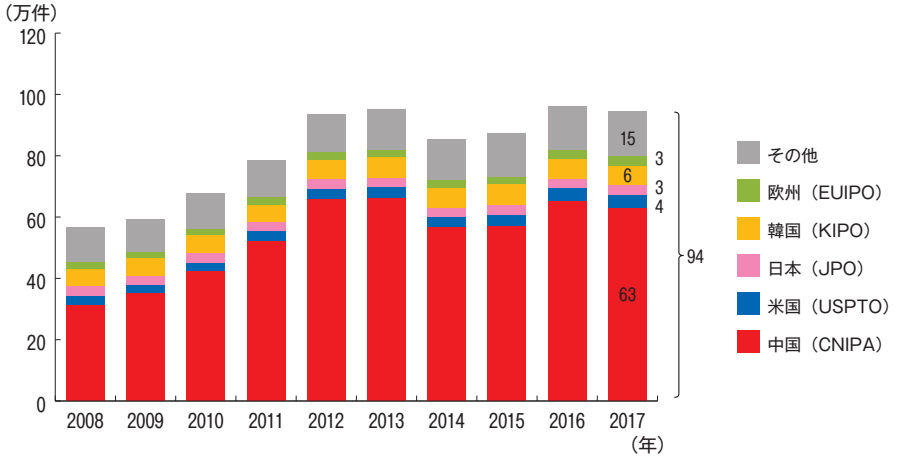
2017年における五庁が受理した海外からの出願比率を見ると、日本・中国・韓国の特許庁では10%～22%程度である一方、米国・欧州特許庁では約50%となっている［3-1-4図］。五庁以外のアジア、オセアニア、南北アメリカ等のほとんどの特許庁において、海外からの出願の方が国内出願よりも多い［3-1-5図］。このことから、世界全体としては、特許出願がグローバルに行われていると言える。

3-1-1図 世界の特許出願件数の推移



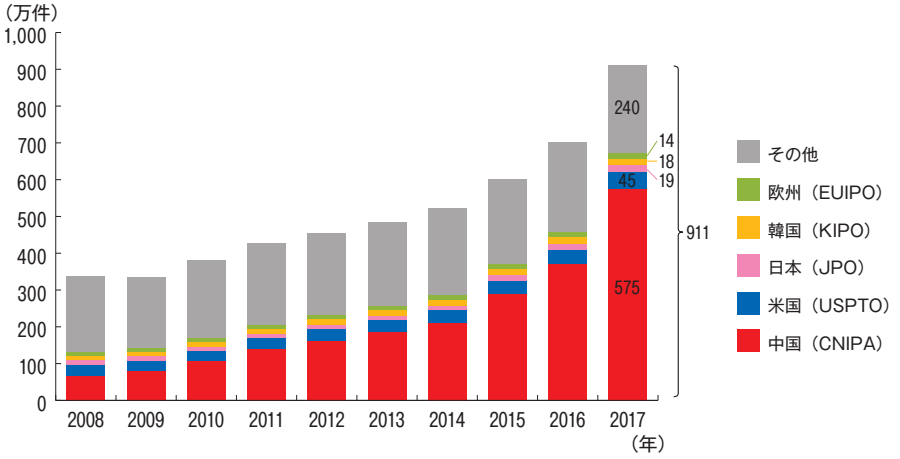
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

3-1-2図 世界の意匠登録出願件数の推移



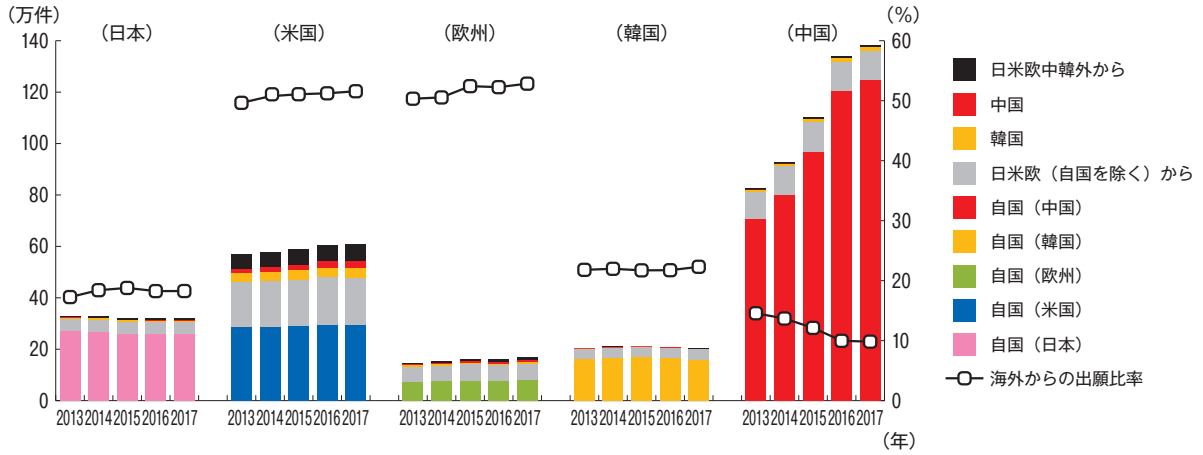
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

3-1-3図 世界の商標登録出願件数の推移



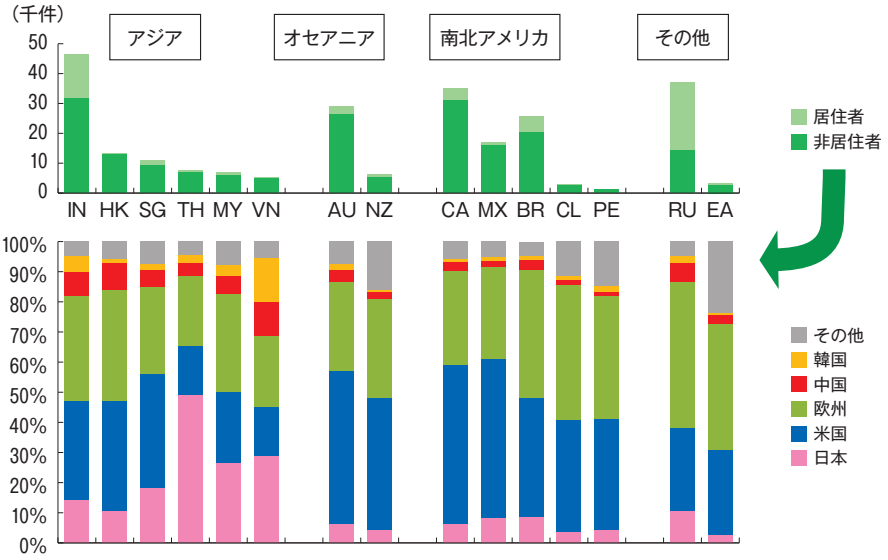
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics、中国商標戦略年度発展報告（2017）（2015 年～ 2017 年 CNIPA 件数）を基に特許庁作成

3-1-4図　五庁への特許出願の状況



（備考）欧州からの出願は、各年末時点の EPC 加盟国の居住者による出願。
　　各国特許庁における国別内訳は下記資料に定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics に基づき特許庁作成

3-1-5図　五庁以外の主な特許庁への出願状況（2017 年）
特許出願件数（上）　及び　外国出願人による特許出願の内訳（下）



（備考）
・各略称は次のとおり。
　IN（インド）、HK（香港）、SG（シンガポール）、TH（タイ）、MY（マレーシア）、VN（ベトナム）、AU（オーストラリア）、NZ（ニュージーランド）、CA（カナダ）、MX（メキシコ）、BR（ブラジル）、CL（チリ）、PE（ペルー）、RU（ロシア）、EA（ユーラシア特許庁）
・欧州からの出願は、EPC 加盟国の居住者による出願。
・ユーラシア特許庁の居住者による出願は、EAPC（ユーラシア特許条約）加盟国の居住者による出願。
・各国特許庁における国別内訳は下記資料に定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics に基づき特許庁作成

2. 米国における動向

米国のトランプ政権は、中国が、知的財産・イノベーション・技術に関する法律・政策等を通じて、中国の企業に米国の技術や知的財産を移転することを促進・要求しており、米国の経済利益に悪影響を与えていると主張し、中国製品に対する関税引き上げを実施してきた。今後もトランプ政権による中国に対する措置が注目されている。

また、米国特許商標庁（USPTO）では2018年2月に就任したイアンク長官が、特許適格性の判断基準の明確化や特許審判部（PTAB: Patent Trial and Appeal Board）における運用の改善など、米国特許制度の改善に積極的に取り組んできた。

本節では、我が国との関係に加え、米国における知的財産政策の動向及びUSPTOの各種取組について紹介する。

（1）我が国との関係

特許の分野では、日本国特許庁（JPO）とUSPTOは、特許審査ハイウェイ、国際審査官協議等を通して緊密な協力関係を築いてきた。また、JPOとUSPTOは、(i) 米国が受理したPCT国際出願について、出願人の選択により国際調査・国際予備審査を我が国が実施する取組、(ii) 日米協働調査試行プログラム[1]を実施している。さらに、日米欧三極長官会合、日米欧中韓五庁長官会合といった多国間の枠組みにおいても、制度調和を始めとする種々の分野において連携を取っている。

意匠の分野では、JPOとUSPTOは、共に実体審査国として、日米欧中韓の意匠五庁（ID5）会合や意匠分類専門家会合等を通じて、両庁の審査実務や意匠分類等に関する理解を深め、緊密な協力関係を築いている。より詳細については、第3部第2章1.（6）を参照されたい。

商標の分野では、2001年から推進してきた日米欧の三極協力を発展させ、2011年から日米欧中韓の商標五庁（TM5）の枠組みによる協力を実施している。

（2）近年の知的財産政策の動向

①中国の不公正貿易に対する行政措置の発表

2018年3月、トランプ大統領は、中国の不公正貿易に対処するための行政措置を発表した[2]。米国通商代表（USTR）は2017年8月から、中国の技術移転、知的財産、イノベーションに関する法律・政策・慣行について通商法301条に基づく調査を実施していたところであるが、その調査結果を踏まえ発表されたものである。

USTRはプレスリリース[3]において、中国の知的財産窃盗問題等に関する通商法301条に基づく調査の結果、以下のような結論を出したとしている[4]。

中国は、米国企業から中国企業への技術移転を進めるために、(i) 株式制限を含む所有制限（foreign ownership restrictions）策を講じており、(ii) 米国企業の投資活動や事業活動に対し、技術ライセンスに関する制限を含む実質的な制限を課し、(iii) 米国企業に対する組織的投資・買収を指示・促進し、中国企業に最先端技術と知的財産を取得させ、(iv) 米国企業のコンピューターネットワークへの不正侵入を通じた窃盗を実施・援助しており、これらによって、米国の投資価値と技術価値、米国企業のグローバル競争力が損なわれている。

1 https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/nichibei.html
2 https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/presidential-memorandum-actionsunited-states-related-section-301-investigation/
3 https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/presidential-memorandum-actionsunited-states-related-section-301-investigation/
4 https://ustr.gov/sites/default/files/Section%20301%20FINAL.PDF

本調査結果を踏まえ、トランプ大統領は、（Ⅰ）USTRに対し、2018年3月22日の発表から15日以内に、製品リスト案と関税引き上げ案を発表するよう指示し、（Ⅱ）USTRに対し、中国の差別的な技術ライセンス慣行に対処するために、WTOにおける紛争解決手続を求めるよう指示し、（Ⅲ）財務長官に対し、米国にとって重要な産業・技術に対する中国による投資に関する問題に対処するよう指示した。（Ⅰ）に関し、USTRは、4月3日に、製品リスト案と関税引き上げ案を公表し、パブリックコメントを募集した後、7月6日から340億ドル相当の中国製品818品目への関税引き上げを開始した。

②スペシャル301条[1]報告書

USTRは、2018年4月に「2018年スペシャル301条報告書」（以下レポート）を公表した[2]。

レポートは1974年米国通商法182条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の3段階があり、「優先国」に特定されると調査及び相手国との協議が開始され、協議不調の場合には対抗措置（制裁）への手続が進められる。

USTRは、12か国を「優先監視国」として特定し、これらの国における知的財産権問題は、来年中に二国間協議の対象とするとした。また、24か国を「監視国」として特定した［3-1-6図］。

(3) USPTOの取組

①特許適格性の判断基準の明確化

USPTOは、2019年1月、米国特許法第101条（特許適格性）の判断に関する審査ガイダンス2019年改訂版を公表した[3]。

同ガイダンスにより、（i）裁判所によって特許適格性が認められない法的例外とされた「抽象的アイディア」のカテゴリーについて、これまでの裁判例に基づいて、同カテゴリーを「数学的概念」、「人間の活動を体系化する方法」、「精神的プロセス」の3つに類型化し、その明確化が図られ、（ii）クレーム発明が、特許適格性が認められない法的例外に向けられているか否かについての具体的な審査手法が公表された。

また、2019年3月、米国上院司法委員会知的財産小委員会のティリス委員長は、USPTOに関する公聴会「Oversight of the United States Patent and Trademark Office」にて、イアンク長官が特許法第101条改正法案の草案を夏までに公表する予定であると述べた。

今後も引き続き、特許適格性の問題へのUSPTOの取組に注目が集まっている。

3-1-6図　スペシャル301条レポート指定国（2018年）

優先国	優先監視国	監視国	306条監視国
―	中国、インドネシア、インド、アルジェリア、クウェート、ロシア、ウクライナ、アルゼンチン、カナダ、チリ、コロンビア、ベネズエラ（12か国）	タイ、ベトナム、パキスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、エジプト、レバノン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、ギリシャ、ルーマニア、スイス、トルコ、メキシコ、コスタリカ、ドミニカ共和国、グアテマラ、バルバトス、ジャマイカ、ボリビア、ブラジル、エクアドル、ペルー（24か国）	中国

1 1974年通商法301条（貿易相手国の不公正な慣行に対して当該国との協議や制裁について定めた条項）の知的財産権についての特別版であるところから、スペシャル301条と呼ばれる。
2 https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Reports/2018%20Special%20301.pdf
3 https://s3.amazonaws.com/public-inspection.federalregister.gov/2018-28282.pdf

2
3

②PTABを巡る動向

2011年に成立した米国発明法（AIA）によって、USPTOが付与する特許の品質向上を目的として、特許付与後のレビューが導入されるとともに、レビューを所掌する組織としてPTABが設立された。

PTABが受理する請願には、当事者系レビュー（IPR: Inter Partes Review）、特許付与後レビュー（PGR: Post Grant Review）、ビジネス方法レビュー（CBMR: Covered Business Method Review）がある。

イアンク長官は、これらレビュー制度について、目を向けるべき改善ポイントとして、クレーム解釈の基準に関する問題、クレームの訂正手続の問題などが挙げられるとの見解を示しており[1]、これらの問題に精力的に取り組んできた。

USPTOは、2018年11月、レビュー手続におけるクレーム解釈の基準を、これまでのBRI基準（明細書に照らして最も広い合理的解釈）から、連邦地方裁判所や国際貿易委員会（ITC）がクレーム解釈を行う際に用いているPhillips基準[2]（「当業者が理解するクレームの通常的かつ慣用的な意味、及び審査経過」に基づいてクレームを解釈する基準）に変更することを公表した。

また、USPTOは、2018年10月、レビュー制度における特許クレーム訂正手続の改訂案を公表し[3]、意見募集を行った結果を踏まえて改訂案に修正を加えた上で、2018年3月に、クレーム訂正手続に関する試行プログラムを開始した[4]。これまで、特許レビューにおける現行の特許クレーム訂正手続では、特許権者がクレームの訂正を申立てられる機会は原則として一度だけであり、追加の特許クレーム訂正申立てが認められるのは、正当な理由がある場合（there is a good causeshowing）等に限られていた。一方、試行プログラムでは、特許権者がクレームの訂正申立てを行った後に、PTABによる予備的見解（preliminary guidance）を踏まえてクレームの再訂正を申立てることもできる。

1 https://www.judiciary.senate.gov/imo/media/doc/lancu%20Responses%20to%20QFRs.pdf
2 Phillips v. AWH Corp 事件 CAFC 大法廷判決で示された基準
(Phillips v. AWH Corp., 415 F.3d 1303 (Fed. Cir. 2005) (en banc))
3 https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2018-10-29/pdf/2018-23187.pdf
4 https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-03-15/pdf/2019-04897.pdf

Column 18

米国に再び吹き始めたプロパテントの風

日本貿易振興機構　ニューヨーク事務所

● 行き過ぎたプロパテント政策の是正

米国は、1980年代以降、特許権を、国際競争力強化のための鍵ととらえるプロパテント政策を推進することによって、世界一のイノベーション大国としての地位を確固たるものとしてきた。しかし、いわゆるパテントトロール問題（またはPAE問題）の顕在化を背景とした2000年代半ば以降のプロパテント政策是正の動きが行き過ぎたことにより、ここ数年は、多くの有識者が、「米国の特許制度は弱体化しており、その結果、米国のイノベーションシステムに悪影響が生じている」といった警鐘を鳴らす状態となっている。例えば、全米商工会議所が発行する「International IP Index」では、2016年以前は世界1位であった米国の特許システムが、2017年は10位、2018年には12位と評価されている。順位を落とした主な原因として、米国特許商標庁（USPTO）や裁判所における特許適格性要件の判断の予見性が低いことや、America Invents Act（AIA）レビュー制度によって特許権が容易に無効にされることなどが挙げられている。

● トランプ政権の知的財産政策

特許権を弱める方向に振れ過ぎた振り子の針をプロパテント側に戻して、失われた米国の国際競争力とイノベーション創造能力を回復させるべきとの声が大きくなるなかで、トランプ政権が打ち出したのは、知的財産を重視する政策であった。同政権は、2017年8月に公表した大統領覚書で、中国による米国の知的財産窃盗を徹底的に追及する意向を示した。また、2018年4月26日の世界知的所有権の日には、知的財産に関する大統領宣言を公表して、その中で「知的財産権は米国の経済競争力のために不可欠なものである」と宣言し、海外に対して知的財産権の確実な保護を要求すると同時に、米国内の特許制度を強化するための措置を講じることを明らかにした。

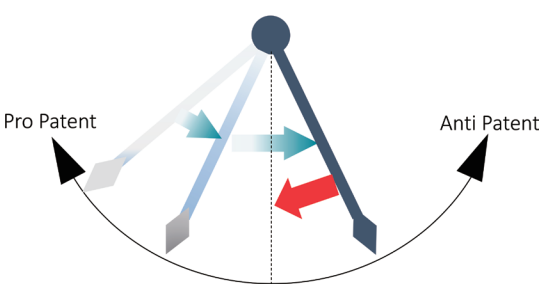
トランプ政権において、特に中心となって知的財産重視政策を推進しているのが、2018年2月8日にUSPTO長官に任命されたアンドレイ・イアンク氏である。Iancu長官は、米国のイノベーションの原動力である特許制度の信頼とバランスを取り戻すことを目指し、就任以降の短期間に、AIAレビュー手続の予見性向上に向けた数々の改訂（クレーム解釈基準の変更（2018年11月）、クレーム訂正手続の改訂（2019年3月）など）や、特許適格性要件の判断の予見性向上のための新たな審査ガイダンスの公表（2019年1月）など、USPTOに数々の変革をもたらした。

イアンク長官による数々の改革は、米国知的財産関係者から高く評価されており、先述の全米商工会議所の「International IP Index」2019年版における特許システムランキングでは、米国は、日本、ドイツなどと並んで2位と大きく順位を上げている。

● 吹き始めたプロパテントの風

国際競争力を高めるために、知的財産権、特に特許権を重視するトランプ政権の下、米国では再びプロパテント（プロイノベーション）の風が吹き始めたと考えられる。

さらに、連邦議会も、政権の動きに呼応して、特許適格性の問題を解決するための法案を検討する動きを見せていることから、今後は、連邦議会の動きにも注目が必要となるであろう。



3. 欧州における動向

欧州では近年、欧州特許制度改革の動きが活発であり、単一効特許制度と統一特許訴訟制度の導入に向けて前進している一方、英国の欧州連合（EU）離脱問題（いわゆるBrexit）との関係で、本制度の施行について不透明性が生じている。

本節では、我が国との関係に加え、欧州における近年の知的財産政策の動向、及びEU、欧州特許庁（EPO）、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、各国知的財産庁の各種取組について紹介する。

（1）我が国との関係

我が国と欧州は、EU、EPO、EUIPO、各国知的財産庁を通じて様々な関わりを持っている。

特許の分野においては、日本国特許庁（JPO）とEPOの間で、日米欧三極協力、日米欧中韓五庁協力を通して交流を図っている。意匠分野においては、日米欧中韓の意匠五庁（ID5）会合を通じて、EUIPOと協力を行っている。商標の分野においては、日EU商標専門家会合や日米欧中韓の商標五庁（TM5）会合を通じてEUIPOと協力を行っている。その他、JPOと欧州各国の知的財産庁の間においても、政策、人材交流等を通じて積極的に関わりを持っている。

2013年から交渉が開始された日・EU経済連携協定（EPA）は、2019年2月に発効した。当該EPA発効を通じて我が国と欧州の関係がより深まることが期待されている。

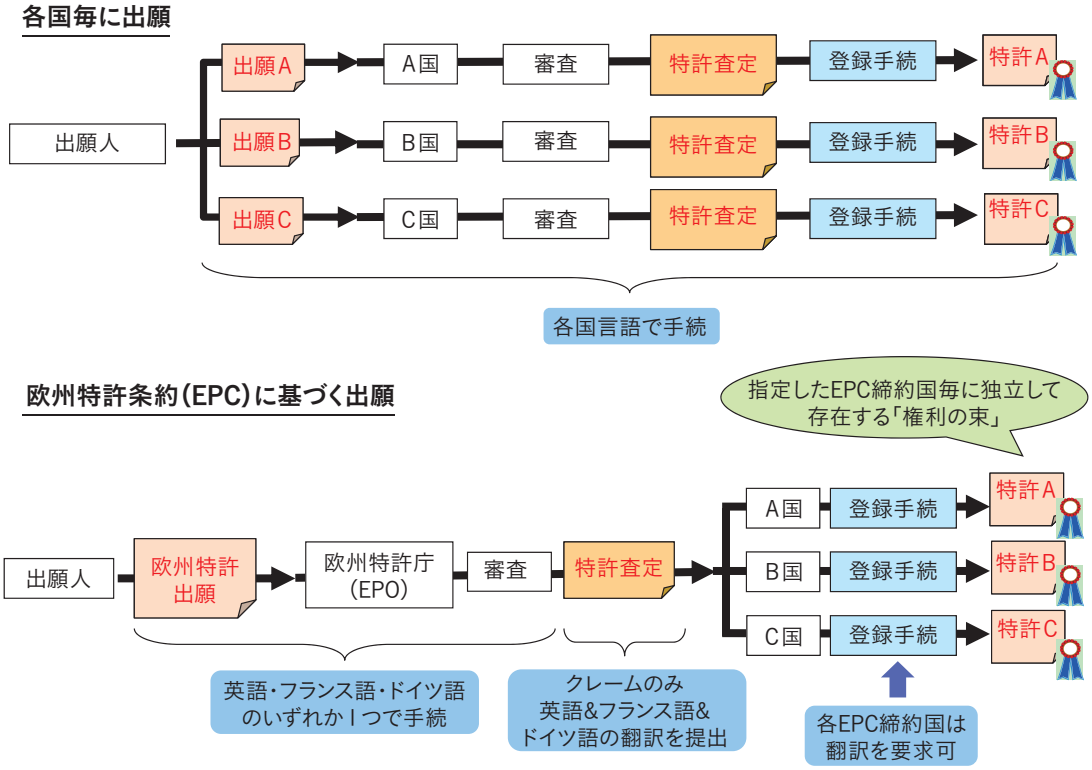
（2）近年の知的財産政策の動向

①欧州特許制度改革の動き

現在、欧州の複数の国において特許を取得する場合には、各国の知的財産庁に対してそれぞれ直接出願を行うほかに、欧州特許条約（EPC）に基づく出願を行うことが可能であり、EPOにおいて出願及び審査を一元的に行うことができる。しかし、EPCに基づく出願を行う際は、英語、ドイツ語、フランス語を手続言語とするものの、各国で特許権を有効なものとするためには、EPOにおいて特許査定がなされた後に、原則として、特許請求の範囲と明細書を各国の言語に翻訳する必要がある［3-1-7図］。また、各国の権利は独立しているため、特許権を行使する際には、各国で訴訟を提起する必要がある。これら出願人に課される翻訳費用や訴訟費用の負担を軽減すべく、欧州委員会のイニシアチブの下、2012年12月、欧州議会及びEU理事会は統一的な効力を有する欧州単一効特許（以下、「単一特許」）を創設するため規則を採択、また、2013年2月には、特許権成立後の侵害や有効性についての訴訟手続を一元的なものとする統一特許裁判所（UPC）を創設する協定がEU各国の署名により成立した。

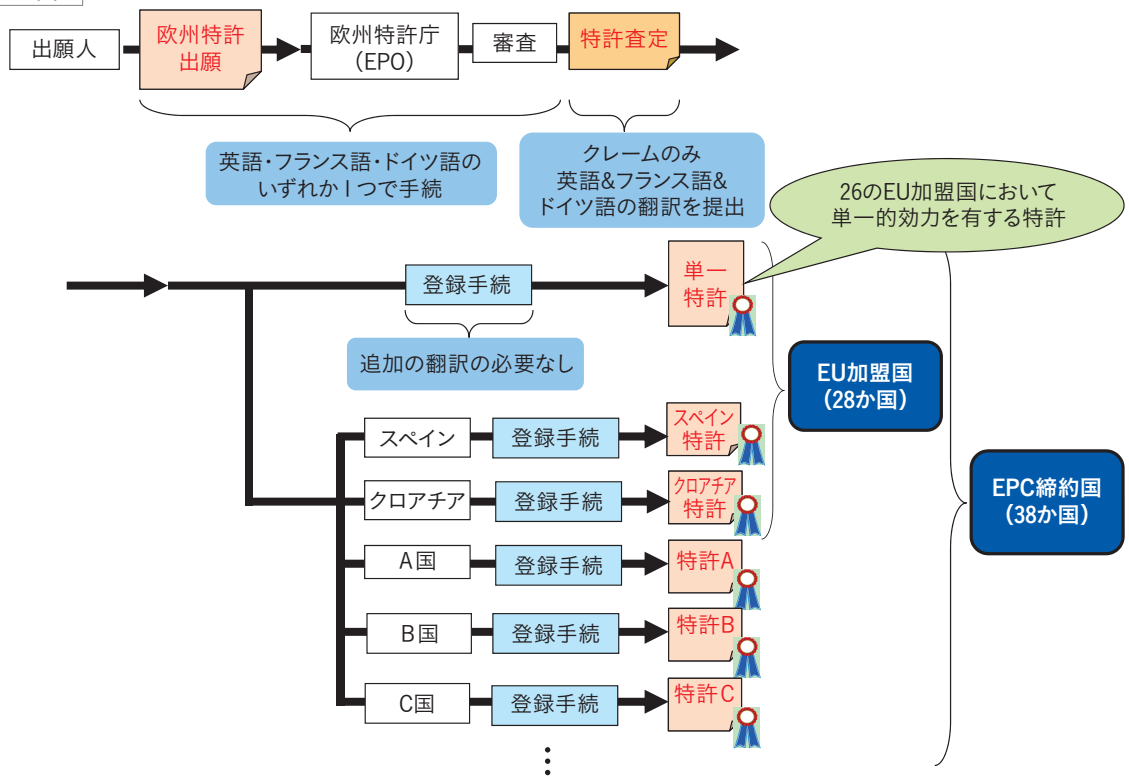
単一特許の制度においては、既存の欧州特許と同様に、EPOで出願から審査までの手続を経た後、2019年3月末時点で参加を表明していないスペイン、クロアチアを除き最大で26のEU加盟国の間で単一的な効力が与えられる［3-1-8図］。また、新たに創設されるUPCは、批准した協定締約国において、単一特許のみならず、欧州特許についても専属管轄を有することとされている。単一特許規則については、UPC協定と同時に適用が開始されることになっており、そして、UPC協定の発効には、英独仏を含む13か国以上による批准が必要と規定されている。2019年3月時点では、オーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタ、ルクセンブルク、ポルトガル、フィンランド、ブルガリア、オランダ、イタリア、エストニア、リトアニア、ラトビア、英国（正式批准の完了順に記載）の16か国が批准済みである。一方、2017年に生じたドイツのUPC協定批准に係る違憲訴訟の影響により、ドイツの同協定への批准が現時点では不透明な状況であり、UPC協定がいつ施行されるのか、タイムラインを予測することは困難な状況である。

3-1-7図　現行の出願ルート



（資料）特許庁作成

3-1-8図　単一特許の出願ルート



（資料）特許庁作成

(3) EPOの取組

①概要

欧州の特許制度については、EPOが中核として大きな役割を担っている。EPOはEPCに基づき設立された機関であり、EPCの現在の締約国数は38か国になる。EPOにおいて審査され、特許査定された場合、指定した締約国において特許として効力が発生する。

また、EPCの締約国（38か国）・拡張協定国（2か国）以外でも、欧州特許の認証制度を導入する例があり、すでにモロッコ、モルドバ、チュニジア、カンボジアにおける欧州特許の認証に関する合意が発効している。そして、EPOは、15の特許庁との間で特許審査ハイウェイ（PPH）を実施している。その他、EPOは、審査の質、効率性、出願人の利便性の向上に向け、以下のような取組を強化している。

②審査迅速化の取組について

EPOは、審査迅速化により係属中の出願の法的安定性を向上させる「Early Certainty」というスキームを実施しており、全ての欧州出願について、出願日から6月以内に調査報告及び見解書を発行すること（2018年：4.4月）、2020年までに審査請求から特許査定までの期間を12月以内（2018年：22.3月）とすること、異議申し立ての審理結果が得られるまでの期間を15月以内（2018年：18.6月）とすることを挙げている。

③戦略計画2023

EPOは、2019年1月、戦略計画2023（2019年から2023年のEPOの活動計画）に関するパブリック・コンサルテーションを行い、(i) 特許制度の進化及び将来の課題、(ii) 高品質なサービスの提供、(iii) 社会的責任及び透明性の3つのトピックに関する意見を求めた。パブリック・コンサルテーションの結果を受けて作成される提案は、2019年6月に採択に向けて欧州特許機構管理理事会に提出される予定。

④特許審査タイミングの自由度を向上させる施策の検討

EPOは、特許審査着手時期を延期することで審査タイミングの自由度を向上させる施策の導入に関するユーザー・コンサルテーションの結果概要を公表した。本調査の結果は、600件超の回答があり、特許審査タイミングの更なる自由度の必要性に関する質問への回答について、賛成と反対がほぼ半々の結果（賛成52%、反対46%、無回答2%）となった。

(4) EUIPOの取組

①概要

EUIPOは、欧州連合商標や共同体意匠の権利付与の役割を持っているとともに、「知的財産権の侵害に関する欧州監視部門（European Observatory on Infringements of Intellectual Property Rights）」が委任されており、知的財産権の権利行使においても重要な役割を担っている。

JPOとEUIPOとは、1998年に商標分野において協力覚書を交わしていたが、EUIPOの組織改編を契機に、意匠分野を交えた新たな協力覚書を2018年8月に交わした。

②戦略計画2020

EUIPOは、2016年6月1日、2020年までの同庁の活動指針を定める「戦略計画2020（Strategic Plan 2020）」を公表した。

戦略計画2020は、「ビジョン」を頂点に掲げ、それから生じる「戦略的目的（Strategic Goals）」及びさらにそれらを細分化した「行動方針（Lines of Action）」といった階層構成である。「行動方針」においては、職員の能力開発や実務環境の最適化、EUIPOにおける財政管理の強化、ITセキュリティの強化、IPツールやデータベースの開発・改善、EU各庁間のネットワークの強化、規則改正に対する各加盟国へのサポート、知財分野における証拠ベースの調査研究の実施、欧州企業に対する知財権の保護に係る支援等、多岐に渡って言及されている。

（5）欧州各国の取組

①英国

ビジネス・イノベーション・職業技能省の下に、英国知的財産庁（UKIPO）が設置されている。同省が、特許、意匠、商標、及び著作権を所管しており、イノベーション促進の観点から知的財産権に関する責任を担っている。

2016年6月の国民投票においてEU離脱を是とする投票が過半数を占めたことを受けて、UKIPOは、知財法制に関する見解を公表している。

意匠及び商標に関しては、EU離脱後であっても英国産業界は共同体意匠及び欧州連合商標の登録を行うことは可能であることが示された。また、既存の登録済みの共同体意匠及び欧州連合商標は、EU離脱後であっても英国法に基づき英国内で権利が与えられ、継続的に保護されることが示された。なお、英国は、意匠及び商標に関して、ハーグ協定制度、マドリッド制度のメンバーである。

特許に関して、英国のEU離脱は、EPOに特許保護を求める上で影響を与えるものではなく、また英国を含む現存する欧州特許についても影響を受けることはない旨示された。また、英国のEU離脱は、EPCにおける現行の欧州特許制度に影響を与えないこと、英国は、EUを離脱した後であっても欧州単一特許制度及びUPC制度に留まることを模索する意思があるとした。

②ドイツ

ドイツの知的財産制度については、連邦司法省の下にドイツ特許商標庁（DPMA）が設けられ、そこがドイツ国内の特許、実用新案、意匠及び商標の審査・登録や、従業者発明の報償の調停等の中核を担っている。ドイツは、製造業が盛んであり、特許出願や特許訴訟も他の欧州の国に比べて多い。DPMAは、特許審査期間の短縮等を目的として、2019年以降、200名程度の職員の増員を予定している。

Column 19

EPOと日本ユーザー（欧州IPG）との意見交換

日本貿易振興機構　デュッセルドルフ事務所

日本貿易振興機構デュッセルドルフ事務所では、欧州における知的財産に関心のある日系企業等が相互に協力、連携の促進を図り、また、一体となって知的財産問題の改善、解決に向けた情報の共有、活動を行い、欧州における適切な事業環境の実現に資することを目的として、「欧州IPG」を組織している。欧州IPGは、2016年の設立以来、欧州内の様々な知財庁、裁判所、税関等と意見交換を行っており、2019年3月7日には、欧州特許庁（EPO）との年次会合を実施した。今次会合は2018年7月のカンピーノス新長官就任、2019年1月の3人の副長官の交代以降初めての開催となるものであり、日本側からはこれまでで最多の約30名が参加して、カンピーノス新長官、エルンスト新副長官ほかEPO各部署の担当者と、審査の品質、審査基準、国際協力等に関する最近の施策、日本ユーザーからの要望等について率直かつ有意義な意見交換を行った。

特に、EPOでは、特許審査着手時期を延期することで特許審査のタイミングの自由度を向上させる施策の導入の必要性及び実現可能性についてユーザーの意見を収集すべく、2018年11月から2019年1月にかけてユーザー・コンサルテーションを実施したところ、今次会合にて、その結果概要がいち早く報告された。本施策には、日本ユーザーからも、権利者としての立場から商業的価値がある程度明確になるまで権利化を待つことができるメリットと第三者としての立場から権利化の動向の監視負担が増すデメリットの両論がある中で高い関心が寄せられていたところ、EPOの今後の同施策への対応の動向が注目される。

また、EPOでは、2023年までの今後5年間の戦略計画（Strategic Plan 2023）を策定すべく、2019年1月23日から同年3月15日までパブリック・コンサルテーションを実施していたところ、今次会合はこの意見募集期間中にあたったことから、日本ユーザーに対しても積極的な意見の提出が促され、EPOのこのようなオープンな姿勢に対して欧州IPG側から感謝の意が表された。EPOの戦略計画は、2019年6月の欧州特許機構管理理事会に提出され、採択される予定となっており、EPOが、新体制のもと、どこに重点を置き、どのような政策を打ち出していくのかを示すものとして注目される。

欧州IPGでは、英国のEU離脱（Brexit）、欧州単一特許・統一特許裁判所制度の導入等、目まぐるしい情勢の変化の中で、欧州の知財関連当局から生の声を聞き、またインプットを行うことのできるこのような機会を引き続き積極的に設けていきたいと考えている。

欧州IPGの詳細、参加方法については、以下のリンクを参照されたい。

https://www.jetro.go.jp/world/europe/ip#r_ipg

4. 中国における動向

中国は、世界で最も多く専利（我が国における「特許・実用新案・意匠」に相当）及び商標の出願を受理する国である。特に、2008年に国務院が「国家知的財産権戦略綱要」を公表し、知的財産を国家戦略として位置付けて以来、産業財産権の取得奨励をはじめとする知的財産権に対する認識が浸透してきたこと、製造大国からイノベーション型国家への転換を推進し、多国籍企業と現地企業の合弁によるR&Dの現地化が進展していること等を背景として、国内出願人による権利取得の動きが活発化している。このような状況下では、輸出入共に中国を主要貿易相手国とする我が国にとっても、中国における知的財産権保護の重要性は高まる一方である。

本節では、我が国との関係に加え、中国における近年の知的財産政策の動向、及び専利・商標を所管する中国国家知識産権局（CNIPA）の各取組について紹介する。

（1）我が国との関係

①我が国とCNIPAの取組

日本国特許庁（JPO）とCNIPAとは、1994年に第１回日中特許庁長官会合を開催して以降、特許、意匠、商標、審判、機械化、制度・運用に関する各種専門家会合や、人材育成機関間の会合等を開催し、二国間の課題について意見交換を行っている。また、特許審査についての国際審査官協議も行っている。

JPOとCNIPAは、2018年11月に開催した第25回日中特許庁長官会合において、特許、意匠及び商標分野の審査、機械化、審判、人材育成など、多方面にわたる今後の両庁の協力について議論を行った。特に今次会合では、CNIPAが新たに商標も担当するようになったことを受けての商標分野での協力の推進、及び、PPH試行プログラムの期間延長などに合意した。

上記商標分野での協力の合意を受け、2019年３月、第１回日中商標専門家会合を開催し、イメージサーチを活用した審査の効率化、品質管理の比較検証、非伝統的商標における審査実務に関する意見交換を実施した。

②冒認商標出願への対応

2008年６月に公表した「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策」に基づき、商標検索・法的対応措置に関するマニュアルを作成し、幅広く情報提供を実施しているとともに、北京・台北に「冒認商標問題特別相談窓口」を設置して、我が国の自治体等関係者の相談に対応している[1]。

また、中国における日本の地名・地域ブランドの商標出願・登録状況の調査・公表を年１回行ってきたが、2019年度からは、四半期毎の調査・公表へと変更し、正当な権利者への早期対抗措置を促進している[2]。

（2）近年の知財政策の動向

中国では、2008年の国務院による「国家知的財産権戦略綱要」の公表以来、第１段階の５年間の目標を達成したとして、さらに国家知的財産戦略を深化させるために、2015年１月の「国家知的財産戦略を深化させて実施する行動計画（2014－2020年）」が公布され、１万人当りの発明専利保有数、専利出願の実質審査平均期間等について、2014－2020年の主要予測指標が定められた。また、国家知的財産戦略の実施を徹底し、知的財産権重点分野の改革を深化し、より厳格な知的財産権保護を実施し、新技術や新産業、新業態の発展を促進し、産業の国際化レベルを向上させ、大衆創業・万衆創新を保障、奨励する方針のもと、2015年12月に国務院から「新たな情勢における知的財産強国建設の加速に関する若干意見」が公布された。さらに、知財保護環境の改善、知財運用収益の顕在化、知財総合能力の向上を発展目標として、2016年12月に中国国務院から「十三五期間における国家知的財産権保

1 https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/bonin/shohyo_syutugantaisaku.html
2 https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/tm_misappropriation.html

1 2

護と運用計画」が公布された。これらの国家政策に基づき、中国では、政府機関や地方政府等、様々なレベルで各種の知財政策が策定されている。

2018年4月、ボアオ・アジアフォーラムにて、習近平国家主席は、「知的財産権保護を強化する。我々は今年、国家知識産権局を改編し、法執行を強化する整備を行い、法律違反のコストを大幅に高め、法律の抑止力が十分に発揮されるようにする。我々は中国における外資企業の合法的な知的財産権を保護する。」と、知的財産権の保護について言及した。

2018年10月に全人代において「専利等知的財産権事件の訴訟手続きに係る若干問題に関する決定」が可決され、2019年1月から、特許・ソフトウェア・技術秘密などの特に高い専門知識が必要な分野について最高人民法院の知的財産権法廷に二審（最終審）が集約されることとなった。このような司法制度改革とともに、2018年12月に国家発展改革委員会など38部門の連名で通知された「知的財産権（専利）分野における深刻な信用失墜主体に対する共同懲戒の実施に関する覚書」、2019年2月にCNIPAから意見募集のあった「商標出願行為の規範化に関する若干規定」等、知財保護の強化に資する取組が行われている。

また、2019年3月に国務院令第709条（国務院が一部の行政法規を改正することに関する決定）により、「技術輸出入管理条例」及び「中外合弁企業法実施条例」の技術移転に関連する一部規定が削除され（コラム20参照）、さらに、2019年3月に成立した「外商投資法」にて内外差別や強制的技術移転の禁止等の趣旨の改正を行うなど、知財制度整備を推進している。

(3) CNIPAの取組

CNIPAは、特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示に関する業務を所管する、国家市場監督管理総局（SAMR）配下の機構である。

①CNIPAの政策動向

a. 専利法改正に向けた動き

中国では、専利法という一つの法律によって、発明、考案、意匠が、それぞれ「発明専利」、「実用新型専利」、「外観設計専利」として保護されている。同法は、1985年施行、1993年に第一次改正法施行、2001年に第二次改正法施行、2009年に第三次改正法施行、と約8年おきに改正がなされてきた。第四次改正については、専利保護の強化、専利活用の促進、専利水準の向上等の観点からの検討を経て、2015年4月にCNIPAによる専利法改正案（意見募集稿）、同年12月に国務院法制弁公室による専利法改正案（送審稿）の公開意見募集が行われた。

2018年12月には全国人民代表大会（全人代）にて審議され、2019年1月には全人代による専利法改正案の公開意見募集が行われた。改正案には、懲罰的損害賠償（五倍賠償）制度の導入、法定賠償額の上限引上げ、証拠収集手続の強化等が含まれる。

b. 審査体制の強化

CNIPAは、審査官の採用数拡大を柱とする審査体制の強化を進めており、2010年に発表された全国専利事業発展戦略（2011－2020年）において、2015年までに審査官数を9,000名とする目標が掲げられた。この方針の下、CNIPAの下部組織である専利審査協作センターを北京、江蘇、広東、河南、湖北、天津、四川、福建に設立した。2016年末におけるCNIPA及び各センターの審査官数は、1万人超となっている。

c. 特許審査ハイウェイ（PPH）の拡大

CNIPAは、2011年11月の日中PPH試行プログラムの開始を皮切りにPPHの対象国を徐々に拡大している。日中PPH試行プログラムは、最近では、2018年11月1日からさらに5年間試行期間が延長された。

(4) 商標分野の取組

①商標分野の政策動向

a. 制度改正

第三次商標法改正については、改正商標法が2013年8月に全人代常務委員会で可決され、2014年5月1日に施行された。改正商標法は、出願人の利便性向上や公平競争の市場秩序の維持、商標権の保護強化等を目指したものである。

2018 年 4 月に CNIPA から第四次商標法改正について、広く意見募集を行うという趣旨で改正草案なしの意見募集がなされた。さらに、2019 年 4 月には、罰則強化を主目的とした部分的な改正案が国務院を通過した。

b. 審査体制の強化

CNIPA は、増大する商標出願に対応すべく、商標審査の体制強化を進めている。この方針の下、2014 年 5 月に、CNIPA の委託を受けて商標審査業務を行う商標審査協作センターが設立された。商標審査協作センターは、現在、北京、広州、上海、重慶、済南及び鄭州に設立されている。また、2017 年 11 月、CNIPA は、審査期間を 2018 年末までに 6 か月に短縮する目標を発表し、2018 年 11 月にはこの目標を達成した。

Column 20

技術輸出入管理条例等の改正

日本貿易振興機構　北京事務所

2019年3月18日、国務院は「国務院が一部の行政法規を改正することに関する決定（国務院令第709条）」を公布した。この改正により、「技術輸出入管理条例」及び「中外合弁経営企業法実施条例」の技術移転に関連する一部条項が改正された。

具体的には、「技術輸出入管理条例」については次の条項が削除された。

- 中国のライセンシーが他人の権利を侵害した場合、外国ライセンサーが責任を負うこと（第24条第3項）
- 移転後の改良技術は、改良した側に帰属すること（第27条）
- 技術輸入契約の制限的条項を禁止すること（第29条）

また、「中外合弁経営企業法実施条例」についても、次の条項が削除された。

- 技術移転協議書の期間は一般的に10年を超えないこと（第43条第2項第3号）
- 技術移転協議書の期間満了後も、技術譲受側は当該技術を引き続き使用する権利を有すること（第43条第2項第4号）

この背景には、2018年3月に米国通商代表部から公表された1974年通商法第301条の調査報告書において、技術輸出入管理条例などの技術ライセンス規則が中国企業に比べ米国企業が差別的に扱われているとして問題視されていた点が挙げられる。

ただ、今回の改正において、外国企業の懸念が解消されたとまでは言えない可能性がある。すなわち、これら改正において削除された条項に関連する内容が契約法や対外貿易法、また過去の司法解釈などに規定されており、依然として制約を受ける場合もあるためである。

中国企業との技術ライセンス契約に当たっては、引き続き中国関係法令及び運用に留意が必要である。

5. 韓国における動向

韓国では、2011 年の知識財産[1]基本法の施行を受けて、国家知識財産委員会が設立され、知識財産強国及び豊かな未来の実現のため、知識財産の創出・保護・活用の好循環を政策目標に掲げて、様々な取組を積極的に推進している。2018 年度は、国際裁判部の運用開始、故意侵害に対する懲罰的損害賠償を規定した特許法等一部改正の公布など、韓国の知的財産制度は多くの変化があった 1 年であった。

本節では、我が国との関係に加え、韓国における近年の知的財産政策の動向及び韓国特許庁（KIPO）の各種取組について紹介する。

（1）我が国との関係

日本国特許庁（JPO）と KIPO とは、1983 年に第 1 回日韓特許庁長官会合を開催して以降、特許、意匠、商標、審判、機械化に関する各種専門家会合や、人材育成機関間の会合等を開催し、二国間の課題について意見交換を行っている。また、特許・商標審査についての国際審査官協議も行っている。

（2）近年の知的財産政策の動向

韓国政府は、2016 年末に策定された第 2 次知識財産基本計画（2017-2021）に基づき「第 4 次産業革命を先導する IP 国家競争力確保」を目指した取組を行うとしている。また、2018 年 5 月には、「2018 年度国家知識財産施行計画」を公表し、2018 年に韓国政府が推進する 6 大重点施策（下記参照）が示された。

・知識財産基本法と国家知識財産基本計画

2011 年 7 月の「知識財産基本法」の施行に伴い、政策の立案・推進のために「国家知識財産委員会」が設置された。国家知識財産委員会は、2011 年から 5 年ごとに政府の知的財産分野の最上位計画である「国家知識財産基本計画」を策定し、2018 年は知的財産関連の政策は 2016 年末に策定された「第 2 次知識財産基本計画（2017-2021）」に基づき実行されている。

また、国家知識財産委員会により毎年策定される「国家知識財産施行計画」には、その年の韓国政府の知財政策方針が示されており、2018 年は 6 大重点政策として、（i）IP を基盤にした良質な雇用創出への寄与、（ii）第 4 次産業革命への対応および新産業の創出に向けた強力な IP の確保、（iii）起業と中小・ベンチャー企業の成長に必要な IP 競争力の強化および公正な秩序の確立、（iv）デジタル環境に対応した著作権エコシステムの基盤構築、（v）グローバルな IP 対応力の強化、（vi）IP 尊重文化の拡散および基盤構築、が掲げられている。

（3）KIPOの取組

KIPO は、特許、実用新案、意匠、商標、半導体集積回路、及び営業秘密を所管する、産業通商資源部の外局である。

①2019年に新たに変わる知的財産制度・支援施策

2019 年 1 月、KIPO は、社会的弱者への支援と国民の利便性向上、中小・ベンチャー企業のイノベーション成長支援、技術奪取の根絶に伴う公正な経済の実現を骨子とする 2019 年新たに変わる知的財産制度・支援施策を発表した。詳細は脚注[2]を参照。

1 韓国では、2011 年 7 月の「知識財産基本法施行令」の制定に合わせ、文学・芸術・デザイン・発明・特許等、全ての知的活動により創出される無形財産に関する法律用語を「知識財産」に統一している。ここでは、固有名詞及び韓国政府による発表を引用した箇所について、「知識財産」の語を使用している。

2 https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2019/190102.html

2

②KIPOの2019年度の業務計画

2019年1月、KIPOは、2019年の主要政策の推進戦略と実行計画を提示した「2019年業務計画」を発表した。この2019年業務計画では、「知的財産市場を活性化させ、イノベーション成長を主導する」というビジョンのもと、(i) 強い知的財産の創出に伴う産業イノベーションの主導、(ii) 知的財産が適正な価格で活用される市場づくり、(iii) 海外知的財産の先取りに伴うグローバル市場の開拓、(iv) 未来に備えた知的財産基盤づくりの4つの分野で12の課題を重点的に推進することが示されている。詳細は脚注[1]を参照。

(4) 制度改正の動向

①法院組織法一部改正と国際裁判部の設置及び運営に関する規則の新設(2018年6月13日施行)

・法院組織法の改正内容

特許法院が審判権を有する事件、知的財産権に関する訴えの第一審事件を担当する法院は、当事者の同意を得て、当事者が法廷で、(韓国語以外の)外国語により弁論することを許可することができる(第62条の2第1項新設)。

特許法院長、地方法院長は、外国語による弁論の許可があった事件(「国際事件」)を「国際裁判部」という専門部に専ら担当させることができる(第62条の2第2項新設)。

・国際裁判部の設置及び運営に関する規則の概要

裁判所は、知的財産権等に関する事件のうち、(i) 当事者が外国人である事件、(ii) 主な証拠調査が外国語で行われる必要がある事件、(iii) その他これに準ずる国際関連性のある事件について、当事者の同意を得て、当事者が外国語で弁論することを許可する(第5条)。

許可されている外国語は英語だが、当事者の申請に基づいて、英語以外の外国語を許可することができる(第9条)。

国際裁判部は、特許法院とソウル中央地方裁判所に設置する(国際事件数に応じて大田、大邱、釜山、光州の各地方裁判所にも設置可能)(第3条)。

②不正競争防止および営業秘密保護に関する法律の一部改正(2018年7月18日施行)

・トレードドレスを保護対象として明文化(第2条第1号ロ目、ハ目)

「営業主体混同行為」(第2条第1号同号ロ目)および「希釈化防止規定」(同号ハ目)の適用対象である「標識」に、「商品販売・サービス提供方法または看板・外観・室内装飾等の営業提供場所の全体的な外観を含む」と規定して、トレードドレスが保護対象として明文化された。

③商標法一部改正(2018年7月18日施行)

・地理的表示団体表彰登録の出願人適格の緩和(第3条第2項)

地理的表示団体表彰登録の出願人適格が「その地理的表示を使用できる商品を生産・製造・加工する者のみで構成された法人」との文言から「生産・製造・加工する者で」との文言となり、流通・販売をする法人も出願人になり得るように出願人適格が緩和された。

1 https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2019/190129.html

④特許法一部改正（2019年７月９日施行予定）

・故意侵害に対する懲罰的損害賠償の導入

特許権の侵害が故意的なものと認められる場合には損害と認定された金額の３倍を越えない範囲で賠償額を定めることができる（第128条第８項新設）。

・具体的行為態様の提示義務の新設

特許権者が主張する侵害行為の具体的行為態様を否認する当事者は、自らの具体的行為態様を提示しなければならない。自らの具体的行為態様を提示することができない正当な理由があると主張する場合には、裁判所は、その主張の当否を判断するために資料の提出を命じることができる。ただし、資料の提出を拒絶する正当な理由があれば、その限りではない（第126条の２新設）。

⑤不正競争防止および営業秘密保護に関する法律の一部改正（2019年７月９日施行予定）

・営業秘密の要件緩和

営業秘密の要件が「合理的な努力によって秘密に維持された」情報から「秘密として管理された」情報に緩和された（第２条第２号）。

・故意侵害に対する懲罰的損害賠償の導入

営業秘密侵害行為が故意的なものと認められる場合には損害と認定された金額の３倍を越えない範囲で賠償額を定めることができる（第14条の２第６項新設）。

Column 21

韓国における懲罰的損害賠償制度の導入について

日本貿易振興機構　ソウル事務所

他人の特許権や営業秘密を故意に侵害した場合に、損害額の最大3倍まで賠償責任を負わせる「懲罰的損害賠償制度」を導入する「特許法」および「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」（以下、「不正競争防止法」）の各改正法案が2018年12月7日、韓国国会の本会議で可決成立し、2019年1月8日に公布された。各改正法は公布6カ月後の2019年7月9日に施行され、法施行後に発生した違反行為から適用される。

韓国では、特許権および営業秘密の侵害行為は、創造的なアイデアと技術力を備えた中小・ベンチャー企業に深刻な弊害をもたらす行為であるとされている。しかしながら、侵害訴訟において認められる損害賠償額が他国と比較して低いため、知的財産について正当な価格を支払うよりも、侵害して利益を上げ、いざ侵害が摘発されれば賠償額を支払う方が良いとの認識が広がっている。この歪んだ市場秩序を正して知財保護を強化するため、故意による特許権や営業秘密の侵害行為に対して「懲罰的損害賠償制度」が導入されることとなった。

ここで、裁判所が賠償額を判断するにあたっては、侵害者の優越的地位の有無、故意または損害発生の恐れを認識した程度、侵害行為による被害の規模、侵害者が得た経済的利益、侵害行為の期間および回数、侵害行為による罰金、侵害者の財産状態、被害救済努力の程度などが考慮される。

今回の改正により、特許権者や営業秘密保有者の権利が強化されるとともに、中小・ベンチャー企業に対する技術奪取行為の防止に大きく貢献するものと期待されている。



＜韓国大法院（ソウル）＞

6. 台湾における動向

台湾では、喫緊の課題とされていた一次審査未着手件数の削減を進める一方で、発明専利[1]加速審査作業方案（AEP）や、内外ユーザーの要望を反映した専利法及び商標法の大規模改正、我が国や米国、韓国との間で特許審査ハイウェイ（PPH）を実施するなど、知的財産制度の利便性向上にも注力している。

本節では、我が国との関係に加え、台湾における近年の知的財産政策の動向及び台湾智慧財産局（TIPO）の取組について紹介する。

（1）我が国との関係

我が国と台湾は経済的な関係が強く、日本から台湾への特許出願件数についても、2018年には日本から海外への出願では五庁に次ぐ規模となっている。また、台湾における国籍別出願件数を見ると、外国籍では、日本からの出願が最も多い。このような状況下、2012年4月には、（公財）交流協会（現：日本台湾交流協会）と亜東関係協会（現：台湾日本関係協会）との間で、各種民間覚書が署名され、日台間の協力が行われている。最近では、2018年11月30日より特許審査書類（ドシエ情報）の電子的交換の協力がそれぞれ開始されている[2]。

（2）両岸関係

2010年に発効した「海峡両岸知的財産権保護協力協議」において専利・商標の優先権の相互承認、知的財産諸問題の協議処理メカニズムの構築、業務交流等を行っている。

2018年12月には、第11回両岸専利フォーラムが台北で開催され、TIPOの洪局長、国家知識産権局専利局の徐聰副局長をはじめ、両岸の産学官各界から多数が出席する中、（i）AIの展望と対策、（ii）新興テクノロジーに対する審査実務や国際訴訟戦略、（iii）スマート時代における特許代理業務などについて意見交換が行われた。

（3）近年の知的財産政策の動向

台湾では、2002年のWTO加盟及び「知的財産権の保護貫徹行動計画」策定、2004年11月の保護智慧財産権警察大隊（2014年1月に刑事警察大隊に組織変更）の発足、2008年7月の智慧財産法院の設立等、知的財産の保護が着実に強化されている。以下、主要な知的財産政策について紹介する。

①知的財産権の保護貫徹行動計画

台湾行政院は、知的財産権の保護政策の実施を目的として、2002年より「知的財産権の保護貫徹行動計画」を3年ごとに策定している。現在は、2018年に策定された「知的財産権の保護貫徹行動計画（2018-2020）」に基づき、企業の研究開発イノベーション力の向上、国内環境と国際規範に適合した知的財産権法制度の確立、有効な模倣品・海賊版の取り締り、及び営業秘密保護体制の強化、水際措置の実施等を目標に掲げ、具体的な取組を計画、実施している。

②国家知的財産戦略綱領

2012年10月、台湾行政院において「国家知的財産戦略綱領」が策定された。同綱領では、知的財産権の保護と流通を実施するとともに、国家知財能力を整合して産業競争力を向上させる6大戦略として、（i）高付加価値化された専利の運用創造、（ii）文化コンテンツ利用の強化、（iii）卓越した農業価値の創造、（iv）学界における知的財産流通の活性化、（v）知的財産権の流通及び保護体制の実施、（vi）質、量共に充分な知的財産実務人材の育成、を打ち出している。

1 我が国における「特許・実用新案・意匠」に相当
2 日本国特許庁としては、日本台湾交流協会に対して我が国国内法令の範囲内でできるかぎりの支持と協力を与えるとの立場から日台PPH試行プログラム、日台特許等優先権書類電子的交換及び特許手続上の微生物寄託分野における相互承認を実施。

(4) TIPOの取組

TIPOは、特許、実用新案、意匠、商標、著作権、半導体集積回路及び営業秘密を所管する、経済部の外局である。

2018年9月、TIPOは台湾関係業界の標準必須特許のライセンス交渉の参考となることを目的として、2018年6月にJPOが作成した「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の中国語版を公表した。これにより、日本企業と台湾企業が標準必須特許のライセンス交渉をする際の共通の基盤が提供されることが期待されている。

(5) 制度改正の動向

2018年4月には、特許権の存続期間の延長登録にかかる審査基準及び特許権の存続期間の延長登録に関する認定規則の一部改正（2018年4月1日施行）が行われ、最初に取得した許可証における「有効成分」の認定基準が明確化された。また、2018年7月には、意匠の実体審査延期制度が導入された(2018年7月1日開始)。

①特許権の存続期間の延長登録にかかる審査基準及び特許権の存続期間の延長登録に関する認定規則の一部改正(2018年4月1日施行)

専利法第53条には、「専利権を取得した医薬品、農薬品、又はその製造方法に係る発明の実施において、他の法律の規定により許可証の取得が必要であり、かつ、その許可証を特許出願の登録公告後に取得した場合、特許権者は、一回に限り、第一回の許可証をもって特許権の存続期間の延長出願をすることができる。ただし、当該許可証による特許権の存続期間の延長登録出願は一回に限る。」と定められている。

今回の改正では、最初に取得した許可証における「有効成分」の認定基準が、有効成分の薬理学作用を有する部分から、有効成分そのものに変更された。これにより、当該有効成分そのものとは異なる当該有効成分の塩、エステル、または水和物について取得した許可証は、それぞれ最初に取得した許可証として認められることが明確化された。

②意匠の実体審査延期制度の導入(2018年7月1日開始)

出願日（優先日）から1年以内の期間で実体審査の開始日を指定することが可能となる制度であり、当該制度を利用することにより、また、最大6ヶ月の登録公告延期制度を併用することにより、登録公告の公開時期を調整することが可能となる。当該制度を利用するためには、申請に係る意匠出願が、拒絶理由通知や査定が発行されていないこと、及び、実体審査延期制度を適用しようとする出願から分割出願がされていないことの2要件を満たす必要がある。

③専利法一部条文改正(2019年4月16日立法院可決)

・登録査定後の分割の適用範囲及び期限の緩和

分割出願の期限が現行の特許登録査定後30日以内から、特許出願の初審における登録査定書又は再審査における登録査定書の送達後3ヶ月以内に緩和された。当該分割出願期限の緩和は実用新案についても適用される。

・実用新案の訂正請求できる時点の制限、並びに実体審査制度の導入

実体審査を経ていない実用新案権の範囲が事後的に訂正され、第三者の権益に影響を与えることのないよう、実用新案における訂正請求できる期限を訂正し、且つ現在採っている形式審査から実体審査に改める。

・意匠権存続期間の延長

意匠権の保護の強化のため、意匠権存続期間を12年から15年に延長する。

Column 22

台湾における審判制度改革

日本台湾交流協会　台北事務所

● 台湾の審判制度

台湾の知財制度は先進諸国とほぼ同等の水準に整備され、日本の制度とも多くの点で調和していることから、日系企業の知財戦略の基盤となっている。

一方、審判制度には台湾との相違もある。例えば、(i) 智慧財産局（TIPO, 特許庁相当）の審決に不服がある場合、智慧財産法院（知財高裁相当）で争う前に台湾経済部の「訴願」というステップがあること、(ii) 無効審判（及びその審決取消訴訟）が当事者対立構造でないこと等が挙げられる。これらの制度に対し、台湾産業界からは特許紛争の迅速な解決の足かせとの指摘もある。

● 制度改正の議論の開始

2019 年 2 月、台湾審判制度改革の素案が TIPO から公表された。素案では (i) 知財事件の訴願を TIPO の再審査に吸収し日本の審判部に相当する「争議審議組」を創設、併せて、前置審査や合議制を導入すること、(ii) 無効審判において当事者対立構造とすることが提案された。なお、TIPO の説明資料では日本の審判制度を引用・対比して解説されている。

同月 25 日には、この素案に対する意見聴取の場として TIPO 主催の公聴会が開催された。公聴会には、著名な法学者、企業、弁理士等多くの知財関係者が参集し、予定時間を超過して議論されるなど関心の高さをうかがわせた。会場では、素案を支持する意見が多数あった一方、訴願と審判を TIPO に統合し独立・公正な判断ができるのか、前置審査が台湾になじむのか、行政処分と当事者対立構造の法的な解釈等の懸案も活発に議論された。

審判制度改革の議論は始まったばかりであり、今後関係当局を巻き込んだ議論がなされるとのことである。また、2020 年 1 月に台湾総統選を控え、選挙の影響を受ける可能性もあり、素案どおりの展開にはならない場合がある。しかし、公聴会での TIPO の発言は、本取組み推進への強い決意を表すものであった。

この素案が導入されれば台湾の制度の国際調和がまた一歩前進する。同様の制度を有する日本の経験も参考にしつつ検討がなされ、日本のユーザーにもなじみやすい制度となるか注目したい。



2019 年 2 月 25 日公聴会の様子

7. ASEANにおける動向

ASEAN地域における知的財産制度の整備状況は、初期段階から先進的な段階まで、国によって様々である。各国は投資環境を整備するため、審査の迅速化や模倣品対策等の取組を積極的に行っている。

本節では、我が国との関係に加え、ASEAN地域における近年の知的財産政策の動向、各国の取組を紹介する。

（1）我が国との関係

①ASEAN全体との関係

日本国特許庁（JPO）は、ASEAN知的財産協力作業部会（AWGIPC）を通じ、ASEANとの知的財産分野における協力の在り方を議論してきた。2012年以降は毎年、ASEAN諸国の知財庁と日ASEAN特許庁長官会合を開催し、日ASEAN間の知財協力について議論している。

②各国との関係

JPOは、ASEAN各国との間の協力覚書に基づき、各国の知財庁職員等を対象とした招へい研修や、専門家派遣等を通じて、各国の状況に応じた協力を実施している。また、様々な場面でASEAN各国との知的財産庁トップ同士の対話等を継続している。

a. ブルネイ

JPOは、ブルネイ知的財産庁（BruIPO）との間で、日本の審査結果を活用して迅速な権利付与を可能とする「特許審査ハイウェイ・プラス（PPHプラス）」を実施している。

b. カンボジア

JPOは、カンボジア工業手工芸省（MIH）との間で、日本の審査結果を活用して迅速な権利付与を可能とする「特許の付与円滑化に関する協力（CPG）」を実施している。

c. インドネシア

JPOは、2018年10月、インドネシアのメダンにおいて、インドネシア知的財産総局（DGIP）及び独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）との共催により日インドネシア知財フォーラムを開催し、両国の知財庁、弁理士団体及び企業等から知財制度や知財活動についての経験を紹介した。

また、独立行政法人国際協力機構（JICA）「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」が実施されており、JICA専門家として、JPOから職員1名が駐在し、インドネシアの状況や需要に応じた支援を継続している。

d. ラオス

JPOは、ラオス科学技術省知的財産局（DIP）との間で、日本の審査結果を活用して迅速な権利付与を可能とする「特許の付与円滑化に関する協力（CPG）」を実施している。

e. マレーシア

JPOは、2018年7月、マレーシアのクアラルンプールにおいて、マレーシア知的財産公社（MyIPO）と日マレーシア知的財産商業化フォーラムを共催し、知財の商業化に関する知見・経験を共有した。また、同フォーラムにおいて、JPOとMyIPOは特許・商標関連のデータ交換に関する覚書に合意した。

f. ミャンマー

JPOは、知的財産庁設立、業務フロー確立、人材育成、知的財産の普及啓発支援のために、JICA専門家として駐在員1名を派遣し、ミャンマーの状況や需要に応じた支援を継続している。

g. フィリピン

2018年7月、フィリピン知的財産庁（IPOPHL）のラルセス副長官がJPOを訪問し、特許審査基準及び国際調査機関（ISA）業務等について意見交換を行った。また同月、JETROが東京においてフィリピン知的財産フォーラムを開催し、ラルセス副長官ほかIPOPHL職員から同国の知財制度に関する講演を行った。

h. シンガポール

2018 年 5 月、シンガポール知的財産庁（IPOS）のング コクワン長官補が JPO を訪問し、両庁間の協力関係等について意見交換を行った。

また、2018 年 9 月、JPO は IPOS 主催の知的財産セミナー（IP WEEK @SG）に参加するとともに、その関連イベントとして先端技術分野の知財保護をテーマとした特別セッションを開催した。また、その際に両庁の長官同士で会談を行い、両国の知財制度の最新状況について意見交換した。

i . タイ

タイ知的財産局（DIP）が採用した新人特許審査官の人材育成支援のため、JPO から専門家を派遣して研修を実施するとともに、そのフォローアップとして「タイ特許審査実務コース」研修に新人審査官等 10 名を招へいした。

j. ベトナム

2019 年 2 月、東京及び大阪において、JETRO がベトナム知的財産セミナーを開催し、ベトナム国家知的財産庁（IP Viet Nam）職員から同国の知財制度に関する講演を行った。

また、JPO と IP Viet Nam は、2019 年 4 月 1 日から、IP Viet Nam が受け付ける申請の上限を年間 100 件から 200 件に倍増させて、特許審査ハイウェイ（PPH）の試行をさらに 3 年間実施することに合意した。

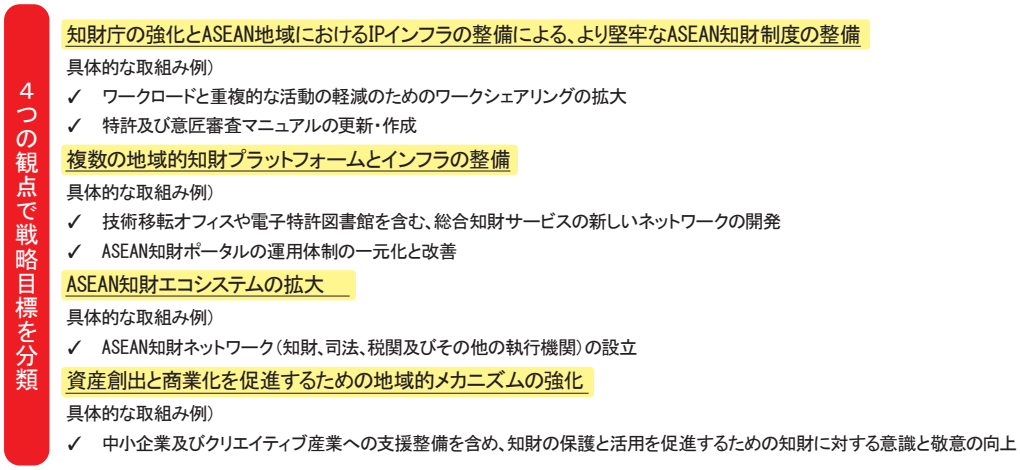
（2）近年の知的財産政策の動向

①ASEAN 全体の動向及び取組

ASEAN は、2015 年 11 月の第 27 回 ASEAN サミットにおいて、知的財産庁の強化と知的財産インフラの整備、地域的知的財産プラットフォームとインフラの整備、ASEAN 知的財産エコシステムの拡大、資産創出と商業化を促進するための地域的メカニズムの強化を目標とした「ASEAN 知的財産権アクションプラン（2016-2025）」を採択した［3-1-9 図］。

また、ASEAN 諸国では、各国での特許審査の迅速化のため、ASEAN 特許審査協力（ASPEC: ASEAN Patent Examination Cooperation）プログラムを 2009 年 6 月より開始している。これは、出願人が、ASEAN 諸国内の複数の特許庁に対し同一の特許出願を行った場合、早期に審査を終了した特定の特許庁の審査結果を他の特許庁に審査の参考資料として提出することを可能とするものである。これにより審査の質の向上や審査期間の短縮といった効果が期待されている[1]。

3-1-9図　ASEAN 知的財産権アクションプラン 2016-2025 の概要



（資料）特許庁作成

1 他の特許庁による審査への拘束力を持つものではない。2018 年 9 月時点で 405 件の申請があったと公表されている（https://www.aseanip.org/Services/ASEAN-Patent-Examination-Co-operation-ASPEC/What-is-ASPEC）。

②各国の動向及び取組

a. ブルネイ

BruIPOは、2018年7月、WIPO Publishを利用した公衆向けオンライン知財情報提供サービスを開始するとともに、2019年1月に商標データベースTMviewと意匠データベースDesignViewに参加した。

b. カンボジア

MIHは、2017年1月、欧州特許庁（EPO）とカンボジアにおける欧州特許の認証（validation）に合意し、2018年3月に発効した。また、2017年9月に中国国家知識産権局との間で中国の特許を無審査で承認する覚書を締結した。

c. インドネシア

インドネシアは、2017年10月にマドリッド協定議定書に加入し、2018年1月から発効した。

d. ラオス

ラオスでは、異議制度の導入や税関権限の強化を含む改正知的財産法が2018年6月に発効した。また、2018年4月、DIPは中国国家知識産権局との間で中国の特許を無審査で承認する旨の内容を含む覚書を締結した。

e. マレーシア

MyIPOは、2018年7月より中国国家知識産権局との間で特許審査ハイウェイ試行プログラムを開始した。

f. ミャンマー

ミャンマーでは、2019年1月に商標法及び意匠法案が、同年3月には特許法案が、大統領署名を経て成立した。施行日は追って発表予定となっている（コラム25参照）。

g. フィリピン

IPOPHLは、2017年10月、WIPO加盟国総会にて国際調査機関（ISA）・国際予備審査機関（IPEA）化が承認された。

h. シンガポール

IPOSは、2018年4月よりフィンテック関連特許についてファストトラックを開始した。本制度の利用により、要件を満たしたフィンテック関連特許は出願から6か月以内の登録が見込まれる。

また、2018年5月、ジョージア国家知的所有権センターとの間で知財に関する協力覚書を締結した。覚書に基づく協力の範囲には、ベストプラクティスの共有を促進する為のワークショップ、イノベーションや知財関連の取組に関する情報交換が含まれる。

なお、シンガポールにおける特許審査の外国ルート（いわゆる修正実体審査）は2020年1月から利用できなくなる。

i. タイ

タイは、2017年8月にマドリッド協定議定書に加入し、同年11月から発効している。同年に米国通商代表部の「優先監視国リスト」から外れ、「監視国リスト」に引き下げられた。特許法の改正作業中であり、2018年2月に2次改正案のパブコメを実施した。

j. ベトナム

2018年5月、ベトナム国家知的財産庁（2018年9月に英語略称をNOIPからIP Veit Namに改称）は、韓国特許庁とPPHの実施に合意し、2019年6月1日からの開始を予定している。

Column 23

IPOS の ISA/IPEA と JPO の協力

日本貿易振興機構　シンガポール事務所

● シンガポールでの実体審査体制構築、国際機関としての体制整備

シンガポール知的財産庁（IPOS）は従来は特許性に否定的な見解を含む審査報告書が発行された場合でも、出願人が申請すれば特許可能になる制度（セルフ・アセスメントシステム）を採用していたが、2014 年、審査報告書で特許性に対し肯定的な意見が示された出願にのみ特許査定されるポジティブ・グラントシステム（実体審査）を導入した。IPOS は先行技術調査と審査の能力を急速に獲得し、早くも 2015 年からは国際調査機関／国際予備審査機関（ISA/IPEA）としての活動を開始している。

JPO は 2014 年から審査官協議、短期審査官派遣やそのフォローアップ協議、さらに 2014 年からの長期審査官派遣を通じてこれらの活動への支援を行ってきた。これらの支援には ISA/IPEA の具体的な処理フローについての支援や、IPOS の強みを生かせるよう、コンピューター・ソフトウェア分野で問題となる保護適格性について、JPO 審査基準を含めた世界各国の審査基準の比較研究や協議等が含まれる。このような地道な協力に支えられ、IPOS の ISR 受理件数、作成件数もともに順調な伸びを示している。

Column 24

日本の官民一体となった ASEAN での取組

日本貿易振興機構　バンコク事務所

● ベトナムとの特許審査ハイウェイ申請受付件数の上限拡大交渉

「ASEAN ×日本の知財ステークスホルダー」として、弊所が事務局を務める「東南アジア知財ネットワーク（SEAIPJ）」がある。SEAIPJ は、ASEAN 各国当局と頻繁に意見交換を行い、日本の知財ユーザーの代表として様々な働きかけを行っている。

ベトナムでは、2016 年 4 月から開始された特許審査ハイウェイ（PPH）は早期権利化の重要なツールとなっていたが、2018 年度までベトナム知財庁が受け付ける PPH 申請件数に年間 100 件という上限が設けられていた。実際、2018 年度は 4 月 3 日に上限に達する等、申請が殺到する事態となり、多くの我が国の出願人から上限拡大が要望されていた。このような状況のもと、2018 年 10 月に、JPO の PPH 交渉団と一緒に SEAIPJ メンバーがベトナム知財庁に赴き、我が国企業として「ベトナムにおいてビジネスを行う上で早期権利化がいかに重要か」、「PPH が早期権利化にいかに有効な手段であるか」を説いた上で、上限件数の拡大を要望した。このような活動の甲斐もあり、2019 年度からは上限が 200 件に倍増することとなった。これは、ベトナム知財庁に対して官民一体となった働きかけを行った結果であり、目に見える大きな成果であったと言えよう。

● ASEAN の特許審査官向け技術説明会

SEAIPJ は、我が国企業の知財担当者・技術者、さらには現地法人の技術スタッフが実際に特許出願を行った最新技術について直接説明を行う「技術説明会」を実施している。ASEAN では、これまで、タイ、ベトナム、インドネシアにおいて合計 20 回以上開催し、現地の特許審査官の審査能力の向上に貢献してきた。ASEAN の特許審査官からの評判も良く、継続的に実施をしてほしいとの要望を受けている。また、実績として技術説明会で説明した出願は早期に権利化される傾向が認められている等、SEAIPJ メンバー企業としても有益な取組であるほか、このような技術説明会を現地法人の協力のもとで行うことで、現地人スタッフの知財教育にも効果があると言われている。

Column 25

ミャンマーにおける知的財産に関する法律の成立

JICA 専門家（ミャンマー教育省　知的財産行政アドバイザー）

ミャンマーでは、長らく続いた軍政から民主化を果たし、近年はさらなる経済発展のための投資環境整備の一環として、知的財産に関する法律（商標法・意匠法・特許法・著作権法）の制定、その登録実務を担う知的財産庁の設立に向けて準備が進められている。こうしたミャンマー政府の動きを受けて、日本国特許庁と国際協力機構（JICA）とは協力して、2015年３月から「知的財産行政専門家」をミャンマー教育省へ派遣して当地の知的財産行政の強化を後押ししている。

このたびミャンマー政府の熱意が実り2019年1月30日に商標法と意匠法が成立し、続いて3月11日に特許法が成立した。これにより、商標・意匠・特許の登録を定める法律がミャンマーで初めて制定されたこととなる。また、改正著作権法も5月24日に成立した。

これら各法の施行日は、知的財産庁の設立準備に合わせて今後定めるとの方針であるため、現段階では確定していない。今後は知的財産に関する所管が教育省から商業省に移り、そこからの知的財産庁設立との段階を経る予定であるが、円滑な知的財産庁設立と法律施行が求められる。各法の施行規則については教育省にて現在検討中であり、国際的に遜色のない制度にするとともに、初めて出願や審査を行うミャンマー側にとっても適切に機能する制度とすることが期待されている。

多くのミャンマー国民にとって知的財産制度はなじみがないため、制度導入にあたっての普及啓発が重要であることはミャンマー政府もよく理解しており、商標法・意匠法の成立日の夜半に国営放送で「商標法･意匠法成立」との速報テロップが流れたことからも、知的財産制度に対する政府の意気込みがうかがわれる。また、模倣品･海賊版が氾濫するミャンマーにおいて、侵害者から知的財産権をいかに守るかは制度の根幹に関わる重要事項であり、今後は税関・警察・裁判所等の関係省庁との連携を密に行うことが欠かせない。

ミャンマーでも他のASEAN諸国同様、知的財産制度を整備することにより、外国からの投資が増え、国内の雇用につながり、将来的に同国の競争力強化にもつながることが期待される。ミャンマーの未来を担う制度の創設、そして知的財産による持続的な社会・経済の発展が達成されるよう、引き続き同国での知的財産行政の強化を支援していく。

8. インドにおける動向

本節では、我が国との関係に加え、インドにおける近年の知的財産政策の動向及びインド特許意匠商標総局の各種取組について紹介する。

（1）我が国との関係

インドは、BRICsの一角として、近年、急速に経済成長しており、我が国からの企業進出も拡大している。2011年8月には、両国間の経済関係強化のために、日インド包括的経済連携協定（JICEPA）が締結された。また、両国はともに、2012年11月に交渉が立ち上げられた東アジア地域包括的経済連携（RCEP）にも参加している。

知的財産分野においても、インド特許意匠商標総局における審査官増員等の取組を支援するため、日本国特許庁（JPO）は様々な協力を行っている。2015年6月には、JPOとインド商工省産業政策・振興局（DIPP）との間で産業財産分野における協力覚書を締結した。2016年度には、研修講師として特許審査官をのべ12名派遣し、同年に大量採用された約460名のうちほぼ全ての新人審査官に対して基礎的な特許審査実務に関する指導を行うとともに、2017年度には、特許審査官をのべ5名派遣し、2年目を迎えた新人審査官に対してフォローアップ研修を行った。また、2018年8月にはDIPPとの間で、協力関係の維持・強化を目的に第2回日印知的財産評価会合を東京で開催し、特許審査ハイウェイ（PPH）導入等に関する議論を行い、その後の調整を経て同年9月に共同声明を採択した。共同声明では、2019年度第一四半期に日印PPHの試行を開始することで大筋合意し、また、ITや普及啓発の分野について協力を拡大することについても合意した。[1]

同年10月には日印首脳声明において2019年度第一四半期に日印PPHの試行を開始することで一致した。[2]

2019年1月には、インドの現地校に通う日本人小中学生及びインド人学生約50名が参加したフォローアップセミナー「知的財産の普及啓発と青少年の知財教育と創造性教育成」を開催した。

（2）近年の知的財産政策の動向

インド政府は、2014年9月、インドにおける製造業を振興する“Make in India”イニシアチブを打ち出し、知的財産権の保護を含む投資環境整備を推進してきた。2015年8月には、“Start-up India”構想を公表し、2016年5月に導入された早期審査制度の対象にスタートアップ企業を含めるなど、スタートアップ企業に対する知財面での支援も行っている。また、2016年5月に発表された国家知的財産権政策では、特許・意匠・商標の登録及び異議申立ての処理期限の設定と厳守、知的財産権推進管理部（CIPAM）の創設、商事裁判所を通じた知財紛争の解決等、知的財産の創造を奨励し、その活用を推奨するための知的財産制度整備の方針が示されている。

2019年3月には、インド政府がニース、ウィーン及びロカルノ協定へのインド加盟の提案を承認しており、インドにおける意匠及び商標出願には世界的に採用されている分類が付与されることとなる。

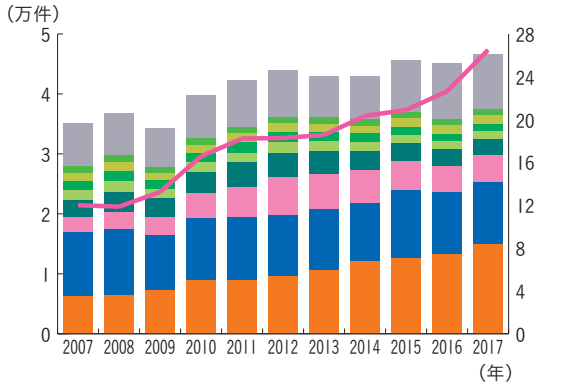
1 日印でPPHの実施に大筋合意しました：
https://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180920002/20180920002.html
2 日印特許審査ハイウェイ、首脳会談において来年度第一四半期開始で一致：
https://www.meti.go.jp/press/2018/10/20181030007/20181030007.html

1
2

(3) インド特許意匠商標総局の取組

インドでは、近年の経済成長に合わせて、特許出願件数も急速に増加しており、審査順番待ち件数の増大が課題となっている［3-1-10 図］。インド特許意匠商標総局は、2019 年までに FA（First Action）期間を 18 ヶ月まで短縮することを目標としており、2016 年度に約 460 名の新人審査官を一括採用するなど、審査処理促進に向けた取組を進めている。なお、商標については、2017 年 3 月までに FA を 1 ヶ月まで短縮することを目標としていたところ、100 名の商標契約審査官の採用等によりその目標はすでに達成済であるが、その一方で、異議申立件数が増大していることが新たな課題となっている。また、インド商工会議所からは、ここ数年インド政府に建議書を提出しており、知的財産関連の要望等については、インド知的財産研究会（インド IPG）が作成しているところ、2017 年 6 月には、要望の一つとして提出されていた、コンピュータ関連発明のガイドラインが改訂され、一定の成果が見いだされている。

3-1-10図 インドにおける特許出願件数と名目 GDP の推移



（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（出典）出願件数：WIPO 統計、名目 GDP：世界銀行

Column 26

インドにおけるＥコマース上の模倣品問題と商標権等の取得

日本貿易振興機構　ニューデリー事務所

インドではＥコマースの市場規模が急激に拡大しており、それに伴いインドにおいてもＥコマース・サイトにおける模倣品被害が年々増加している。事例としては、Ｅコマース・サイトの製品紹介のページに真正品のカタログが無断転用されており、実際に注文したところ届いた品物が模倣品であったというケースが散見される。LocalCircles 社の調査（2018 年）によれば、過去 6 ヵ月間にインドのＥコマース・サイトで商品を注文した利用者の 19% が模倣品被害にあったという状況である。

模倣品を放置しておくと、真正品の売上が減少するだけではなく、質の悪い模倣品が真正品と間違えられることで、自社ブランドイメージの低下、取引先とのトラブル、消費者からのクレーム発生等、様々な不利益を被ることになる。企業にあっては、このようなＥコマース・サイト上の模倣品についても対策を講じる必要性が高まっている。

これら対策を行うにあたり、自社製品について知的財産権、特に、商標権をインドでもしっかりと取得することが前提となる。一方で、インド知財庁が毎年接受する商標出願件数は 27 ～ 28 万件に上るが、95% 以上がインド国内の企業等からの出願であり、全体に対して日系企業からの出願は極わずかに過ぎない。近年、インドは知的財産制度に関する改革を行っており、商標権であれば出願から登録まで約 7 ～ 12 ヵ月で権利化できる環境が整ってきたところ、必要な商標権を確実に取得することが求められる。

また、最近、Ｅコマース・サイト上の模倣品問題に関する重要な判決[1]が、デリー高裁から出された。Ｅコマース・サイト上の模倣品に関するサイト運営者の責任範囲に関するものである。そして、インドＥコマース・ポリシーの度重なる改定検討がなされる中、本判決も考慮されたと思われる模倣品対策措置条項を含む当該ポリシー改定案[2]について、パブリックコメントの募集がなされた（2019 年 3 月）。

引き続き、模倣品対策にあたり、インドにおけるＥコマース上の模倣品被害実態や、インドにおけるＥコマース・ポリシー等の改定の動き等に注目していく必要があるが、上記のとおり、模倣品対策の前提となる商標権等の知的財産権を確実に取得することが第一である。

1 Christian Louboutin（仏）vs. Nakul Bajaj（印）に関するデリー高裁判決（2018 年 11 月 2 日）
2 https://dipp.gov.in/whats-new/draft-national-e-commerce-policy-stakeholder-comments

9. ロシアにおける動向

本節では、我が国との関係に加え、ロシアにおける近年の知的財産政策の動向及びロシア特許庁（Rospatent）の各種取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

日本国特許庁（JPO）は、Rospatentとの間で2009年5月から特許審査ハイウェイ（PPH）の試行、2010年3月から国際審査官協議をそれぞれ開始している。2016年12月には、産業財産分野における協力深化を目的とする協力覚書に署名した。

2018年5月には、ロシア開催された知的財産とブロックチェーン技術に関する国際会議において、JPOのIT分野における取組についての講演を行った。加えて、2018年10月には、第22回ロシア特許庁年次総会において、JPOの取組について講演を行った。

(2) 近年の知的財産政策の動向及びRospatentの取組

ロシアは、2011年12月に世界貿易機関（WTO）加盟が承認され、2012年8月に正式な加盟国となった。知的財産分野では、特許出願料を含む知的財産権関係料金について、居住者、非居住者の区分を撤廃し、統一料金を設けた。

2008年1月、特許法を始めとする多くの知的財産関連法が民法典第四部[1]に一本化され、2014年10月には、実用新案の実体審査の導入、世界公知の採用、及び意匠登録請求の範囲の提出の廃止等を含む民法典第四部の改正法が施行された。

2013年7月には、知的財産裁判所が稼働を開始した。知的財産関連訴訟を審議する特別商事裁判所として、第1審及び破毀審（第3審）としての役割を果たしている。

また、2016年2月、Rospatentと欧州特許庁は、2年間を期限として、サーチツール開発などITの情報共有、データ交換、専門家のトレーニング、ユーザー普及啓発活動、特許分類等の内容を含む協力プランに合意した。

さらに、2017年11月、ロシア政府は、ハーグ協定のジュネーブ改正協定の加盟書をWIPO事務局長に寄託した。これにより、ロシアは1999年改正協定の53番目の加盟国、及びハーグ制度の67番目の加盟国となった。

1 民法典第四部和訳：https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/russia-minpou_no4.pdf
民法典第四部英訳：http://www.rupto.ru/content/uploadfiles/Civil_Code.pdf

1-1 1-2

10. 中南米における動向

（1）ブラジル

①我が国との関係

日本国特許庁（JPO）とブラジル産業財産庁（INPI）とは2010年4月に、知的財産分野における協力覚書に署名を行った。2017年8月、この協力覚書を改定し、INPIとの協力関係を拡大しており、2018年9月には、INPIの特許審査官を対象とした特許審査実務研修を開催するため、JPOの国際研修指導教官をブラジルへ派遣し、同年12月には、マドリッド協定議定書への加入を検討するINPIの要請を受けて、JPOによるマドリッド協定議定書に関するワークショップをブラジルにて開催している。

また、我が国とブラジルの間の官民による情報交換及びビジネス環境の改善、両国の貿易・投資の促進、産業協力を目的とした日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会が年1回の頻度で開催されており、知的財産分野においても協議が行われている。同会合において、特許審査のワークシェアリングについて検討するワーキンググループが設けられ、議論がなされた結果、特許審査ハイウェイ（PPH）開始の合意に至り、2017年4月1日から2019年3月31日までの2年間、日伯PPH試行プログラムの第1フェーズを実施した。第1フェーズにおいては、INPIが受け付けるPPH申請には、「対象となる技術分野」及び「一出願人あたりの申請可能件数」に制限があったが、「対象となる技術分野」については、試行プログラムの第2フェーズでは対象を拡大することに合意した。その結果、2019年4月1日から2021年3月31日までの2年間、「対象となる技術分野」が従前のIT分野及び自動車関連技術を中心とした機械分野に加え、高分子化学、冶金、材料、農芸化学、微生物、酵素などにも拡大された日伯PPH試行プログラムの第2フェーズを実施することとなった。

②近年の知的財産政策の動向及びINPIの取組

ブラジルでは、一次審査通知までの期間が平均8年[1]（2017年時点）と、審査の遅延が課題となっており、INPIは、特許・商標・意匠の処理件数について具体的な数値目標を定めた年間行動計画を2018年1月に発表し、特許審査官の増員や各国特許庁とのPPHの活用などによる特許審査バックログの削減に取り組んでいる。

また、INPIは、特許審査バックログを削減するための特例措置として、特許の出願・認可手続きを簡素化する規則案について、2017年7月にパブリックコメントを募集した。この規則案は、バックログに関して実体審査を行うことなく自動的に特許を付与する法案であるが、2019年3月時点で、規則案成立に向けた表立った動きは見られない。

INPIは、中南米諸国の中小規模特許庁と特許審査等で協力を進めるプラットフォーム「産業財産における地域協力システム（PROSUR）[2]」の構築を提案するなど、同地域における特許庁間の協力強化を進め、2018年7月には、PROSUR間でのPPHの第2フェーズの試行を開始している。

1 World Intellectual Property Indicators 2018：http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_941_2018.pdf
2 PROSUR：2010年に設立された南米知財庁間の審査協力等を中心とした知的財産協力の枠組み。2018年6月時点で、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、エルサルバドル、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ドミニカ共和国の13か国が参加しているが、PPHに参加しているのは、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、パラグアイ、ペルー、ウルグアイの9か国のみ。
3 CADOPAT:2007年に設立された、メキシコが参加国の特許サーチを支援するシステム。2017年時点での参加国は、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、ドミニカ、キューバ、ベリーズ、コロンビア、パラグアイ、エクアドル、アフリカ地域知的所有権機関（ARIPO）。

(2) その他の中南米諸国

中南米諸国の知的財産庁は、互いに近隣知的財産庁との連携を深めている。具体的な先行技術文献サーチ・審査協力のための枠組みとして、中米諸国には「中米諸国並びにドミニカ共和国向け特許出願検索管理サポートシステム(CADOPAT)[3]」、南米諸国には産業財産における地域協力システム(PROSUR)によるウェブプラットホーム「e-PEC」が設けられている。

メキシコは、2013年2月にマドリッド協定議定書に加盟した。我が国との関係では、2011年7月からPPHの試行を開始し、2012年11月に本格実施に移行している。また、JPOとINPIとは2012年2月に、知的財産制度・運用に関する情報交換、人材育成、情報技術の利用等に関する協力覚書に署名を行った。2018年6月、この協力覚書を改定し、PPHを含む実体審査における協力、両庁間の産業財産権情報データの交換、各庁の国内産業財産権制度に関する情報を英語で公衆へ発信するための協力を拡充した。更に、2018年9月、JPO幹部がINPIを訪問し、両庁間の協力拡大を目的として意見交換を実施した。また、国際審査官協議を2012年から開始しており、これまでにJPOの特許審査官のべ4名をINPIへ派遣し、INPIからのべ4名の特許審査官を受け入れた。

コロンビアは、2012年5月にマドリッド協定議定書に加盟した。また、我が国との間で2012年12月からEPA交渉を行っており、EPAが発効すれば、両国間の経済関係の一層の発展が期待される。JPOとの関係においては、2014年8月に協力覚書に署名しており、同年9月にPPHの試行を開始し、国際審査官協議を2016年から開始している。また、知的財産制度・運用に関する情報交換や専門家派遣等の協力も進めてきており、2014年12月に我が国からコロンビアへ、2015年12月にコロンビアから我が国への専門家派遣が行われた。

アルゼンチンは、JPOとの関係においては、2015年から招へい研修を開始するなど、協力関係を深めてきた。2015年10月には、アルゼンチン知財庁とJPOとの間で、知財制度の理解促進、審査効率や処理能力の向上に関する経験の共有、及びセミナーの開催によるユーザーへの情報発信等によるユーザーとの交流促進を主とした協力覚書に署名がされた。また両庁は、2016年4月に国際審査官協議、2017年4月にPPHの試行をそれぞれ開始している。また、2016年より、我が国とアルゼンチンの間の官民による情報交換及びビジネス環境の改善、両国の貿易・投資の促進を目的とした日亜貿易投資合同委員会が年1回の頻度で開催されており、知的財産分野においても協議が行われている。

チリは、JPOとの関係においては、これまでも審査官向け招へい研修への受け入れ等の協力を行ってきたが、JPOとチリ産業財産権庁は2016年10月、両国の知的財産制度の理解促進、人材育成分野における協力、産業財産権の重要性の普及啓発の促進等、その関係をより強化することを目的として、協力覚書に署名した。また両庁は、2017年8月に、PPHの試行を開始している。

Column 27

ブラジルとメキシコの産業財産庁長官へのインタビュー

日本貿易振興機構　サンパウロ事務所

中南米地域の大国であるブラジルとメキシコでは2018年に大統領選挙が実施され、新大統領の就任に伴い、産業財産庁の長官も交代している。そこで、両国の新長官に知的財産政策の今後の方向性や産業財産庁の運営方針などについてインタビューを行った。

● Cláudio Vilar Furtado（クラウジオ・ヴィラール・フルタード）ブラジル産業財産庁長官

ブラジル産業財産庁（INPI）は特許・商標分野で日本国特許庁（JPO）から多くを学んでおり、今後もJPOの経験を参考にしていきたいと考えている。今後3年でINPIが世界有数の特許庁に仲間入りできるよう、INPI長官として全力で取り組むつもりである。

例えば、2019年末までにマドリッド協定議定書に加盟し、国際出願を受理できるよう、INPIは必要な準備を進めていると共に、4年以内にハーグ協定への加盟を果たすための戦略的検討も行っている。

今後のINPIの運営方針は大枠では前政権時に公表されたINPI戦略計画2018－2021に沿ったもので、取組みを加速化させている。INPIの上級官庁である経済省が政府のデジタル化に取り組んでいることもあり、INPIが特に力を入れているのが業務処理の全面的なデジタル化である。

特許のバックログ解消もINPIにとって重要な課題である。実体審査を行うことなく特許権を付与することはブラジルにとって望ましいものではないと考えており、2021年までにこの問題を解決することができる新しい措置の導入について検討している。また、ブラジルの大学や研究機関と外国企業などによる共同研究を促進し、ブラジルに共同で特許出願することを奨励するためにINPIとして何ができるかについても検討を行っている。

● Juan Lozano Tovar（フアン・ロサーノ・トバール）メキシコ産業財産庁長官

メキシコ産業財産庁（IMPI）にとっての優先事項は、（i）エンフォースメントの強化、（ii）行政サービスの質の向上、（iii）イノベーションの促進、の3つである。

（i）について、IMPIは模倣品を取り締る権限を有しているが、IMPIが違反者に科すことができる罰金の額が低いため、現行制度は違反行為に対する十分な抑止力とはなっていない。そこで、法律の改正による権利侵害行為の厳罰化を予定しており、2019年末までに改正法を施行することを目指している。

（ii）について、IMPIをもっとユーザーフレンドリーな機関とするため、ユーザー目線から業務内容を見直し、各種手続の簡素化を進めている。例えば、現在はIMPIから出願人への通知は全て郵送で行われているが、郵送には時間がかかるため、IMPIから出願人への通知を電子的に行うことを可能とする法改正を行うことを予定している。また、IMPIはユーザーにメリットをもたらす国際的な枠組みへの参加も推進しており、2019年中にハーグ協定への加盟を果たしたいと考えている。

（iii）について、IMPIの行政サービスを迅速化し、メキシコ国内における技術開発やイノベーションの促進を目指している。また、メキシコにはテキーラ以外にも優れた民芸品、織物や食品などがあり、これらの特産品を知的財産権で適切に保護することによって、競争力を持たせ、地域経済の発展につなげたいと思っている。

最後に、メキシコが知的財産を尊重する国として国際的に認識され、知的財産がメキシコの発展の動力源となるようIMPI長官として全力で取り組むつもりである。日本は知的財産制度を国の発展に上手く活用している国なので、日本とは緊密な協力関係を構築していきたいと考えている。

11 中東諸国、アフリカにおける動向

(1) 中東

中東地域はアジアと欧州をつなぐ貿易の中継点として重要な役割を果たしていると同時に、模倣品の流通経路となっているとの指摘もなされている。日本国特許庁は日本貿易振興機構（JETRO）ドバイ事務所に知財専門家を派遣しており、2016年2月には、模倣品対策に取り組む中東知的財産研究会（中東IPG）[1]が発足している。

湾岸諸国（バーレーン、オマーン、クウェート、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタール）においては、1998年より広域特許庁としての湾岸協力会議（GCC）特許庁が設けられている。2019年3月現在、GCC加盟国における商標制度の統一をはかる統一GCC商標法がクウェート、バーレーン、サウジアラビア、オマーンにおいて施行されている。サウジアラビアでは、組織再編により、特許、商標と著作権の3つの制度を所管するサウジアラビア知的財産総局（SAIP）が新たに設立された。

イスラエルでは2018年8月に改正意匠法が発効し、保護対象の拡大、存続期間が15年から25年に延長された他、意匠の国際登録に関するハーグ協定への加盟が可能となった。

各国知財庁との関係においては、2018年9月のWIPO加盟国総会時にSAIPと今後の両庁の協力に関してバイ会談を行った。さらに、12月には湾岸協力会議特許庁（GCC-PO）を訪問し、今後の両庁の協力に関してバイ会談を行うと共に、審査の迅速化や統計データ、法令等に関する情報共有、人材育成等を主とした協力覚書への署名を行った。

(2) アフリカ

アフリカには、主に英語圏の国々が加盟しているアフリカ広域知的財産機関（ARIPO）[2]、主にフランス語圏の国々が加盟しているアフリカ知的財産機関（OAPI）[3]という二つの広域特許庁が存在する。我が国は、WIPOに対して任意拠出金を支出しており、この拠出金を基に「WIPOジャパン・トラスト・ファンド」が組まれ、これらの広域特許庁を始めアフリカ諸国の知的財産庁の能力向上を支援している（第3部第2章3.（1）（2）参照）。

2018年9月、ジュネーブで開催された第58回世界知的所有権機関（WIPO）加盟国総会のサイドイベントとして、アフリカファンド10周年記念イベントを開催した（コラム30参照）。2018年11月にナミビアで開催されたARIPO執行評議会では、マラウイ法務大臣、ナミビア工商業・中小企業開発庁長官、ドス・サントスARIPO長官、ARIPO加盟国各国の長官級等の出席を得て、ナミビア政府及びARIPO協力の下、WIPOとパネルディスカッションを共催し、ファンドを通じて、アフリカの中小企業支援を進めていくこと、アフリカの知財環境の強化に取り組んでいくことを提言した。翌12月にセネガルで開催されたOAPI執行評議会では、開会式において、ファンドを通じたこれまでの協力とアフリカにおけるイノベーションの重要性について、嶋野特許技監からスピーチを行った。

各国知財庁との関係においては、南アフリカと2018年9月にバイ会談を行い、両庁の知財制度・運用に関する情報共有、人材育成等を主とした協力覚書への署名を行った。また、特許庁が提供する研修について、最高レベルの研修であるとの高い評価を得た。モロッコとは、2018年12月にバイ会談を行い、両国の知的財産推進計画や中小企業支援に関する情報共有の協力を確認した。エジプトとは、2019年2月にバイ会談を行い、その結果を受け、エジプト特許庁に特許審査官を派遣して、審査実務や最新の情報関連技術に関する審査基準について意見交換を行った。

1 2019年3月現在、メンバー企業は全28社。主な活動内容は、2～3か月に1回の定期会合、中東政府機関等向けの知財セミナーや意見交換の実施、他の知財団体との連携・協力、知財啓発活動など、多岐にわたる。
2 アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）：加盟国（19ヶ国）は、ボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ。
3 アフリカ知的財産機関（OAPI）：加盟国（17ヶ国）は、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コンゴ、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ、コモロ。

Column 28

中東における知財啓発活動

日本貿易振興機構　ドバイ事務所

2016年2月、ドバイにおいて、日系企業の知財関係者の集まりである中東知的財産研究会（中東IPG）を設立し、模倣品対策強化のため、外国政府との意見交換や外国政府（UAE、イラン、ナイジェリア等）との知財セミナー開催や知財啓発活動などを実施している。

中東IPGでは、外国政府への働きかけによる知財執行の強化に加えて、一般消費者や若年層における知財保護意識の醸成が重要であると考えており、知財啓発活動を強化している。

● 日本人学校知財特別授業

2018年10月、2017年に続いて2回目の知財特別授業を行った。ドバイ日本人学校の中学生約30名を対象に、中東IPG加盟企業の代表者が授業を行い、身近な製品に知財権が用いられており、小学生や中学生でも知財権を取得できること、知財権は作った人が工夫や努力を重ねて生み出したものであり、尊重しなければならないことを伝えるとともに、偽物で多くの日本企業が困っていることについて説明した。生徒からは、「多くの偽物が売られていることに驚いた」、「普段使っている文房具にもロゴがついていて一つの知財権であることに気付いた」などの感想が寄せられた。

● 一般消費者啓発活動

2019年3月、ドバイ税関、ドバイ経済局（DED）、ドバイ警察、首長国知財協会（EIPA）の協力を得て、ドバイ内の有名モールで一般消費者向け知財啓発イベントを実施した。当該啓発イベントは2018年に続けて2年連続の実施である。中東IPG加盟企業9社の本物と偽物のサンプル（自動車部品（オイルフィルタ、点火プラグ、伝動ベルトなど）、電機製品（トナー、バッテリー、メモリなど）、絶縁テープなど）を展示し、一般消費者に本物と偽物の見分け方などを伝えた。



日本人学校知財特別授業の様子



知財啓発イベントの様子

第2章 グローバルな知的財産環境の整備に向けて

企業がグローバルに事業展開を行うためには、自国外においても安定した知的財産の保護を受けられることが必要不可欠である。IT 技術の進展、経済連携協定の締結等を通じて、日本企業の海外進出が進むことが予想される中、知的財産権をあらゆる国で円滑かつ予見性高く取得し、活用できる環境がますます強く求められている。日本国特許庁では、日米欧中韓の五庁会合や日中韓特許庁会合等において実体的側面での調和に向けた議論や共同プロジェクトを推進するだけでなく、新興国・途上国に対して、知財専門家の派遣や招へい研修などを通じて、知的財産制度の整備を支援するなど、国際的な枠組みの中においてグローバルな知的財産環境の構築を目指している。

1. 多国間、二国間会合における取組

(1) 五庁(IP5)会合

①概要

2017 年の世界の特許出願件数約 317 万件のうち、日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、中国国家知識産権局（CNIPA）、韓国特許庁（KIPO）の五庁への出願は約 268 万件と 8 割以上を占めている。五庁は知的財産における世界的な取組をリードするため、2007 年 5 月に米国・ハワイにて五庁長官会合を初めて開催し、特許分野における制度運用調和・審査結果の相互利用・審査の質の向上・特許情報サービスの改善等の課題について 3 つの作業部会（WG1：分類調和、WG2：情報技術関連、WG3：審査関連）等で検討を継続的に行っている。

2018 年 6 月に開催された第 11 回五庁長官会合では、これまでの五庁協力の進捗と成果を評価し、今後リソースを集中するプロジェクトの明確化を行った。また、グローバル・ドシエ（下記②bを参照）に関連する優先的な取組みについて、今後 2-3 年間の作業方針に合意し、具体的な作業計画を策定した。さらに、PCT 協働調査について、2018 年 7 月 1 日からの試行開始に合意した。

②主要プロジェクト概要

a. 作業部会 1：分類調和

五庁協力のもと、各庁の詳細な内部分類を用いて、国際特許分類（IPC）を細分化させる取組を実施している。現在、(i) 整合している内部分類を IPC 化する活動（Activity i：内部分類改正の結果、整合する場合を含む）、及び、(ii) 新規技術に対応した分類を協働して創り IPC 化する活動（Activity ii）からなる、GCI（Global Classification Initiative）の枠組みで進められており、IPC の細分化の取組は着実に実施されている。2018 年度は、新たに 29 の分類改正プロジェクトが世界知的所有権機関（WIPO）の IPC リビジョン作業部会での検討段階に進んだ。

特に、2017 年から活発に議論されている、いくつかの第四次産業革命関連の分類改正プロジェクトについて、2019 年 3 月、JPO が取りまとめている IoT に関する分類改正プロジェクトを含む 3 つのプロジェクトが五庁で合意され、IPC リビジョン作業部会での検討段階に進んだ。

b. 作業部会 2：情報技術関連

(i) グローバル・ドシエ[1]

グローバル・ドシエとは、各国特許庁のシステム

1 第 2 部第 5 章 2. (2) グローバル・ドシエ参照

を連携させることにより仮想的な共通システムを構築し、各国特許庁が保有する特許出願の手続や審査に関連する情報（ドシエ情報）の共有やITを活用した新たなサービスの実現を目指す構想である。

ドシエ情報の共有について、JPOは、五庁の複数庁に出願された同一発明のドシエ情報を一括取得し、見やすい形式で提供するITサービスである「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」を推進し、五庁で主導的な役割を担っている。また、ITを活用したグローバル・ドシエの新たなサービスの実現を目指し、五庁は優先五項目に取り組んでいる。2018年6月に開催された五庁長官会合では、優先五項目に関する今後2-3年間の新たな作業方針及び作業計画について合意がなされた。

また、2019年1月に開催された本作業部会の会合において、JPOは、ユーザーのドシエ情報へのアクセス性を向上するため、OPDのAPIを公開する試行プロジェクトを五庁に提案し、今後本プロジェクトをリード庁として主導することへの賛同を得た。加えて、JPOは、ユーザーニーズを踏まえたグローバル・ドシエのサービス改善について、各庁での取組の進捗を取りまとめ、ユーザーへ提供している。

c. 作業部会３：審査関連

（ｉ）五庁による特許審査ハイウェイ

五庁間での特許審査ハイウェイ（IP5 PPH）の試行を開始するとともに、PPHの更なる改善を目指す取組である。2014年1月の試行プログラム開始により、これまでPPHを実施していなかった欧中、欧韓の間でもPPHが開始され、通常型PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPHを含む全てのPPHの枠組みが五庁間で相互に利用可能となった。また、更なるユーザーの利便性向上に向けて、PPHによる審査待ち期間短縮等の効果を客観的に把握可能となるようにPPH統計情報の公開を提案するとともに、統計情報を公開する際に統一的な指標を設定すべく議論をリードしている。

（ii）PCT協働調査試行プログラムグループ会合

PCT協働調査は、PCT国際出願における質の高い成果物を作成することを目的として、複数の特許庁が協働して、一つの国際調査報告を作成する取組であり、2018年7月1日より五庁による試行プログラムを開始した。

PCT協働調査試行プログラムグループ会合においては、試行期間中、運用状況の確認及び各庁が協働したことによる効果の評価を行うとともに、本格実施に向けた枠組みの改善に関する議論を継続的に行っている。

d. 特許制度調和専門家パネル（PHEP）

2014年6月に開催された第7回五庁長官会合において、特許制度調和に向け、ユーザーから要望が出ていた調和の議論を進める項目について五庁間で検討され、（i）記載要件、（ii）出願人による先行技術の開示義務、（iii）発明の単一性の三項目を、優先的に議論を進める項目とすることに合意した。特に、JPOが議論をリードしている記載要件については、サポート要件及び明確性要件に着目した事例研究を進めている。これら三項目は、2019年6月五庁長官会合でのプロジェクト完了が予定されており、それに向けて最終報告書の確認を行うとともに、新たに取り組むトピックを検討している。

③ユーザーとの会合

五庁は、日本知的財産協会（JIPA）、米国知的財産権法協会（AIPLA）、米国知的財産権者協会（IPO）、ビジネスヨーロッパ（Business Europe）、韓国知的財産権協会（KINPA）、中国専利保護協会（PPAC）の五庁ユーザーとハイレベル及び実務者レベルでの会合を開催し、意見交換を行っている。

2018年6月の五庁長官・ユーザー会合では、五庁の進化と品質について、ハイレベルでの意見交換を行った。

また、2019年1月には、第6回グローバル・ドシエ・タスクフォース（GDTF）会合及び第3回イ

ンダストリー・コンサルティング・グループ（ICG）会合を開催し、実務者レベルでグローバル・ドシエに関する様々なトピック及び五庁でのワークシェア、制度調和等について意見交換を行った。

(2) 意匠五庁(ID5)会合

①概要

意匠五庁（ID5）会合は、JPO、USPTO、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、CNIPA、KIPOが、意匠分野における主要五庁間の国際協力を推進することを目的として、2015年12月に創設（於、米国・アレキサンドリア）した枠組みである。

2018年11月のID5第4回年次会合（於、韓国・ソウル）では、GUIに代表されるデジタル技術由来の新しいデザイン（新技術意匠）の保護に関する実務、意匠の保護要件、部分意匠、グレースピリオドに関する五庁の制度比較調査結果等を取りまとめるとともに、「ID5ユーザーセッション」を開催し、これらの調査結果について、五庁の意匠制度ユーザーへ情報共有を行った。

特に、新技術意匠の保護については、第四次産業革命の進展を背景にその利用が拡大する中、ID5が、共に新技術意匠の保護強化をめざすことの重要性についてまとめた「ID5共同声明」を採択した。2019年のID5第5回年次会合（於、日本）では、これまでの五庁協力の成果を踏まえつつ、意匠実務の国際協調や意匠保護の質的向上に向けた更なる協力の方向性について検討を行う予定である。

②プロジェクトの概要
（括弧内は各プロジェクトのリード庁）

a. 継続検討中のプロジェクト

「ID5庁による優先権の実務に関する研究」（CNIPA）

五庁における優先権制度に関する法令及び実務の情報を収集･整理し、比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁の外国優先権制度に関する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較をまとめた調査報告書を、ID5公式ウェブサイトにおいて公表している。さらに、各庁の分割出願制度に関する法令の規定や実務運用の比較を調査報告書に追加する予定である。

「ID5による優先権書類の交換に関する研究」（CNIPA・USPTO）

五庁における優先権書類の電子的交換システムの導入可能性について検討するプロジェクト。WIPOのDAS（デジタル・アクセス・サービス）等を通じた優先権書類の電子的交換の実現に向けた五庁協力を継続していくことが予定されている。

「製品表示に関する実務の比較研究」（EUIPO）

五庁における製品表示（意匠に係る物品）の取扱いに関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁の制度に関する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較、並びに、製品表示が意匠の保護範囲に与える影響についての相互理解を深めた上で、ID5共通の製品表示リストを開発する可能性について検討する予定となっている。

「潜在的な経済要因及び各知財庁の施策がグローバルな意匠出願に与える影響の分析」（EUIPO）

各庁における将来の予算や人員配分、最適な事業計画のために、潜在的経済要因や知財庁の施策効果等を考慮した、より正確な出願件数予測ツールの開発について検討するプロジェクト。各庁における予測手法についての相互理解を深めた上で、出願予測ツール開発の実現可能性について検討する予定となっている。

b. 新規採択プロジェクト（2018年採択）

「品質管理に関する研究」（CNIPA・EUIPO）

意匠実務の品質管理に関する五庁間の相互理解と信頼の醸成、ユーザーに対する高品質サービスの提供を目的に比較調査研究を行うプロジェク

ト。プロジェクトの成果物として、各庁の取組の比較についてまとめた調査報告書を作成する予定である。

「意匠データ資源（非特許文献）に関する研究」（CNIPA・JPO）

各庁が保有する意匠審査用公知資料情報の収集及び利用方法に関する比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁の保有するデータ資源の比較についてまとめた調査報告書を作成する予定である。

「新規性審査におけるインターネット情報の証拠性に関する研究」（JPO・CNIPA）

意匠の新規性審査におけるインターネット情報の取扱い実務について、五庁の比較調査研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁の取り扱い実務の比較についてまとめた調査報告書を作成する予定である。

「ID5 推奨意匠実務に関する研究」（JPO・USPTO）

意匠登録出願手続における方式要件の国際的な調和に向けて、意匠法条約（DLT）草案に基づく意匠実務を ID5 が国際的に推奨していくことを目指すプロジェクト。プロジェクトの成果物として、ID5 推奨意匠実務を作成し公開する予定である。

「3D プリンティングと意匠保護に関する研究」（KIPO）

意匠権による保護と 3D プリンティングに関わる行為との関係性について、五庁の比較調査研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、五庁の比較結果についてまとめた調査報告書を作成する予定である。

「侵害時の救済手段に関する研究」（USPTO・KIPO）

意匠権による保護の実効性を可視化し、効果的な権利活用を支援することを目的に、意匠権侵害時の救済策について五庁の比較調査を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、五庁の比較結果についてまとめた調査報告書を作成する予定である。

c. 検討終了プロジェクト

「意匠の図面要件に関するカタログ」（EUIPO）

五庁における意匠の図面表現の取扱いに関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較したカタログを作成するプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁が適用する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較をまとめた調査報告書を、ID5 公式ウェブサイト[1] において公表している。

「新しい技術の意匠の保護に関する実務の研究」（EUIPO・USPTO）

五庁における、GUI 等、新しい技術に由来した意匠の保護に関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁が適用する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較をまとめた調査報告書を、ID5 公式ウェブサイトにおいて公表している。

「意匠統計の取りまとめ」（JPO）

相互に関心の高い意匠統計データの共有を目的として、共通の指標に基づく統計データの定期的交換を行うプロジェクト。最新の統計データは、ID5 公式ウェブサイトにおいて公表している。

「意匠分類に関する協定及び実務に関する研究」（JPO・KIPO）

五庁が利用する意匠分類の体系及びその運用実務に関する情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、比較研究の結果をとりまとめ、その報告書を ID5 公式ウェブサイトにおいて公表している。

1 http://id-five.org/

「意匠出願へのグレースピリオドの適用に関する比較研究」（JPO・USPTO）

五庁が意匠出願に対して適用するグレースピリオドに関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁が適用する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較研究の結果をとりまとめ、その報告書をID5公式ウェブサイトにおいて公表している。

「意匠イノベーションのための効果的な保護手段としての部分意匠の比較研究」（JPO・USPTO）

五庁における部分意匠の保護に関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁が適用する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較をまとめた調査報告書をID5公式ウェブサイトにおいて公表している。

「意匠の保護要件に関するカタログ」（KIPO）

五庁における意匠の保護要件に関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、各庁における意匠の保護対象、登録要件・特許性要件に関する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較、並びに、関連する審判決情報をまとめた調査報告書を、ID5公式ウェブサイトにおいて公表している。

「ID5ウェブサイトの開発及び維持」（KIPO）

ID5が、参加各庁間及びユーザーとの間で、協力プロジェクトに関する情報及び意匠保護に関する各庁の制度や施策等を共有するためのウェブサイトを開発し、運営するプロジェクト。ID5公式ウェブサイトにおいて、ユーザーへのID5関連情報提供を行っている。

(3) 商標五庁(TM5)会合

①概要

「TM5」　は、JPO、USPTO、EUIPO、CNIPA[1]、KIPOの商標五庁間の協力により、各国企業の商標が世界各国で適切に保護、活用される環境整備を図ることを目的として2011年12月に創設された枠組みである。

2018年11月に韓国・ソウルで開催された第7回TM5年次会合では、JPOがリードする「悪意の商標プロジェクト」、「イメージサーチプロジェクト」等を含む計14の協力プロジェクトについて各リード庁から進捗の報告及び今後の進め方に関する提案が行われ、新たに1つの協力プロジェクトが採択された。また、会合2日目には、各国の業界団体・代理人団体等のユーザー団体を招いたユーザーセッションを開催し、「品質管理」「AIを活用したイメージサーチ」「第四次産業革命」等のテーマについて意見交換を行った。

②日本リードのプロジェクトの概要

a. 悪意の商標プロジェクト

本プロジェクトは、近年、世界的な問題となっている「悪意の商標」について、TM5各庁の制度・運用に関する情報交換を行うとともに、ユーザーに対して情報提供を行うことを目的としている。

これまで、3回のセミナーを開催したほか、「悪意の商標」に対応するためのTM5各庁の制度・運用のとりまとめ及び報告書の公表を行った。また、2017年5月、TM5各庁における悪意の商標出願に関する事例を掲載した「悪意の商標出願事例集」を作成し、ユーザーに広く周知するため、国際商標協会（INTA）[2]と共催でジョイント・ワークショップを開催した。「悪意の商標出願事例集」は、TM5ウェブサイト[3]において公開している。今後は、TM5以外の国の事例を追加した拡充版の事例集を作成する予定である。

1 従前、専利は国家知識産権局（CNIPA）、商標は国家工商行政管理総局（SAIC）が所管していたところ、2018年3月の第13期全国人民代表大会において、中国政府（国務院）機構改革方案が可決されたことを受け、専利、商標ともにCNIPAが所管することとなった。
2 国際商標協会（INTA）：191カ国の政府機関、教育機関、企業など7200以上の会員からなる団体。
3 http://tmfive.org/

b. 図形商標のイメージサーチプロジェクト

現在ウィーン図形分類を用いて行われている図形商標の検索について、検索負担軽減のため、イメージサーチシステムの商標審査における利用可能性及び課題について共同研究するプロジェクトである。本分野における TM5 各庁や WIPO の取組に関する情報を引き続き収集し、必要に応じ専門家会合等の機会を設けて情報共有を行っていく予定である。

c. TM5ユーザー参画プロジェクト（EUIPOとの共同）

2015 年 12 月の第 4 回 TM5 年次会合で、JPO と EUIPO が共同で提案し、採択されたプロジェクト。本プロジェクトは、TM5 協力プロジェクトにユーザーを参画させること及びユーザーへの情報発信のためのワークショップを開催することを目的としている。

本プロジェクトの一環として、INTA 年次総会において、INTA との共催によるジョイント･ワークショップを 2 回開催した（第 1 回：2017 年 5 月、テーマは「悪意の商標出願」、第 2 回：2018 年 5 月、テーマは「非伝統的商標」）。2019 年 5 月の INTA 総会で第 3 回を開催する予定。

d. 品質管理プロジェクト（EUIPOとの共同）

TM5 各庁における審査実施体制・品質管理体制やその取組について情報を交換することにより、品質管理に関する相互理解・相互信頼を高めることを目的とするプロジェクト。第 6 回 TM5 年次会合にて JPO 及び EUIPO より新規プロジェクトとして共同提案し、採択された。

JPO がリードするフェーズ 1 と EUIPO がリードするフェーズ 2 の二部構成からなる。JPO リードのフェーズ 1 にて、2018 年に各庁の取組・運用について情報を収集した。今後、結果を取りまとめた報告書案を作成し、各庁で共有を図る予定である。

（4）日ASEAN特許庁長官会合

2012 年から毎年、日 ASEAN 特許庁長官会合を開催し、JPO と ASEAN 諸国の知的財産庁との間の協力覚書に基づいて、ASEAN 諸国における知的財産権制度や審査手続の透明化及び効率化、知的財産権制度･運用の向上、ユーザーによる知的財産権制度の活用促進、知的財産の普及啓発等を促進するべく、年度ごとの日 ASEAN 知的財産アクションプランを策定、レビューしている。

2018 年には、9 月にシンガポールにおいて第 8 回日 ASEAN 特許庁長官会合を開催した。

また、2018 年 11 月の日 ASEAN 首脳会議では、日 ASEAN 特許庁長官会合を通じた知財協力の成果を賞賛し、特に先端技術分野の特許審査基準にかかる協力を歓迎する議長声明が採択された。

（5）日中韓協力

①日中韓特許庁長官会合

JPO、CNIPA、KIPO は、三庁間の協力や三庁が直面する共通の課題の解決に向けた意見交換を行うことを目的として、2001 年より三国持ち回りで日中韓特許庁長官会合を毎年開催している。

2018 年 12 月に中国・武漢で開催された第 18 回日中韓特許庁長官会合では、意匠、商標、審判、人材育成分野等、多方面にわたる協力について議論を行った。特に今次会合では、新たに商標分野での協力を推進することとし、具体的な協力内容は今後検討することに合意した。また、2019 年度の日中韓特許庁長官会合・シンポジウムは日本で開催することとし、併せて、各バイ会合を開催することに合意した。



第 18 回日中韓特許庁長官会合

②日中韓特許庁シンポジウム

JPO、CNIPA、KIPOは、三庁間協力の成果を紹介するとともに、日中韓における知財政策の在り方について産官学各界を交えて議論する場として、2013年より日中韓特許庁シンポジウムを毎年開催している。

2018年12月には、中国・武漢にて第6回シンポジウムを開催し、「新たな時代、より強力な知的財産保護」をテーマに各国有識者による講演とディスカッションが行われた。

③各プロジェクトの概要

第18回日中韓特許庁長官会合において議論が行われた各プロジェクトの内容は以下のとおりである。

a. 日中韓デザインフォーラム

2009年12月の日中韓特許庁長官会合での合意に基づき、日中韓の意匠制度に関する情報交換と相互理解の促進を目的として、日中韓デザインフォーラムを、2010年以降毎年開催している。

2018年5月には、「デザイン経営と意匠制度の未来」をテーマとして第9回「日中韓デザインフォーラム」を東京で開催した。フォーラムでは、宗像特許庁長官による開会挨拶の後、デザインを経営資源の一つとして活用する日中韓のグローバル企業の経営幹部や各国政府の意匠担当幹部による講演等を通して、企業における「デザイン経営」の実践や意匠制度の活用について、活発な議論が行われた。



b. 日中韓審判専門家会合（JEGTA[1]）

2012年11月の第12回日中韓特許庁長官会合において、日中韓の審判部門における実務者レベルの議論を行うことに合意したことを受け、2013年8月に第1回会合を東京で開催した。2018年9月には、第6回会合を中国・北京で開催し、各庁の最新状況に関する情報交換のほか、無効審判の審決の書き方や、今後の協力について意見交換を行った。

c. 日中韓人材協力会合

2009年12月の第9回日中韓特許庁長官会合において、日中韓各々の知的財産人材育成機関における研修等の相互協力について議論を行う機関長会合の開催が合意されたことを受け、2010年より毎年開催している。

2018年12月には、第9回会合が中国・武漢で開催され、各機関が提供する企業向け研修について対象者や概要等を整理することや、eラーニングに関する相互協力を進めること等に合意した。

④日中韓商標専門家会合・シンポジウム

第18回日中韓特許庁長官会合における、商標分野での協力の合意を受け（上記①参照）、2019年3月、中国・北京において第1回日中韓商標専門家会合及び第1回日中韓商標シンポジウムを開催した。日中韓商標専門家会合では、各庁の商標分野の最新動向や商品・役務の類否判断に用いるコードについて情報交換を行った。また、日中韓商標シンポジウムにおいては、各庁より最新施策について、ユーザーより商標実務に係る経験について、それぞれ発表された。

（6）日米協力

2018年6月、JPOとUSPTOは協力覚書を締結し、意匠審査実務についての相互理解の深化を図るための意匠審査会合の定期開催や、より効果的かつ整合的な意匠審査実務を促進するための共通ツールを探求すること等に合意した。これを踏まえ、2019年5月、米国において第一回日米意匠審査会合を開催し、両庁の意匠審査官間で両国の意匠制度や審査実務等についての情報交換を行った。

1 JEGTA：Joint Experts Group for Trial and Appeal

2. 国際フォーラムにおける取組

知的財産に関する国際的な議論は、従来から知的財産保護に関する国連の専門機関である世界知的所有権機関（WIPO）や、世界貿易機関（WTO）の TRIPS 理事会[1]において活発に行われてきた。これらに加え、近年では、地域レベルでの経済協力の枠組みであるアジア太平洋経済協力（APEC）等においても、知的財産が重要な課題として取り上げられている。本節では、各フォーラムにおける議論及び我が国の取組について紹介する。

（1）世界知的所有権機関（WIPO）

WIPO は、ジュネーブに本部を置く、国連の専門機関である[2]。日本を含め 192 の加盟国[3]であり、知的財産に関する諸条約の管理業務（特に国際出願の受理・公報発行）のほか、知的財産に関するルールメイキング、知的財産分野での途上国支援等を実施している。WIPO の予算は、国際出願業務の運営に係る手数料収入が全体の 9 割以上を占めており、中でも特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に係る手数料収入が全体の約 4 分の 3 を占める。



WIPO 本部（スイス・ジュネーブ）

①WIPO加盟国総会

WIPO 加盟国総会は、WIPO 全体の予算の策定、事務局長の任命、PCT やマドプロの規則改正の承認等、WIPO 全体に関わる事項についての意思決定を行う会合であり、毎年秋に開催されている。第 58 回加盟国総会は、2018 年 9 月に開催され、日本からは、宗像特許庁長官、嶋野特許技監を含む代表団が出席した。会合冒頭、我が国を代表して宗像長官が一般演説を行い、我が国におけるスタートアップ支援等の取組を紹介するとともに、WIPO がユーザー・フレンドリーな国際機関のモデルとなることへの期待を表明した。本総会では、2019/20 年度計画予算案の承認のほか、WIPO 外部事務所の新規開設、遺伝資源等政府間委員会（IGC）のマンデートの検討等、諸々の重要事項について活発な議論が行われた。



WIPO 加盟国総会の様子



宗像長官の一般演説

1 Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights
2 1970 年に設立され、1974 年に国連の 14 番目の専門機関となった。
3 2019 年 4 月現在

②特許

a. PCT関連会合

PCTは、一つの国際出願により、152[1]の締約国全てに出願した効果を与える条約であり、1970年に採択された。近年、世界的に出願件数が増加しており、グローバルな特許取得のための手段として今後も発展することが期待されている。

PCT制度の改善については、我が国、欧米等の主要締約国が中心となり、2001年からPCTリフォームの議題が議論され、複数の規則改正が実現されるに至った。現在も引き続き、PCT国際機関会合（PCT-MIA）、PCT作業部会、PCT同盟総会等において、PCT制度の更なる発展について検討が行われている。

（ⅰ）PCT作業部会

PCT作業部会は、PCT同盟総会に向けた締約国間における協議の場と位置づけられている。

2018年6月にジュネーブで開催された第11回会合では、ePCTをはじめとするITサービスの改善に関する議題、官庁間における手数料取引の効率化や新たな減額措置など手数料関係の議題、国際予備審査機関の審査官と出願人との対話期間の拡充を目的としたPCT規則改正案等の議題について議論が行われた。

なお、以上の議題のうち、作業部会が議決したPCT規則改正案については、2018年9月～10月に開催されたPCT同盟総会で承認された。

（ⅱ）PCT-MIA

PCT-MIAは、国際機関（ISA・IPEA）として任命されている知財庁の会合であるとともに、PCT作業部会に向けた実務者間の協議の場としても位置づけられている。

2019年2月、エジプト・カイロにおいて開催された第26回会合では、JPOから、JPOの特許審査の質の維持・向上のための取組やユーザー評価調査結果等を紹介した。また、かねてより我が国から提案していた国際段階と国内段階の連携のためのPCT国際調査・予備審査ガイドラインの更なる改訂案について議論の結果、事務局はガイドラインの改訂に向けた各国への意見照会手続に入ることとなった。そのほか、品質管理システムに関する同ガイドライン21章の強化や、国際調査報告書及び見解書の改善等についても議論が行われた。

b. WIPO特許法常設委員会（SCP）

SCPは、2000年11月の第4回会合以降、実体特許法条約作成に向けて議論を続けていた。2005年6月の第11回会合以降、南北対立により3年間、会合を開催することができなかったが、その後の調整の結果、2008年6月に第12回会合が開催され、2011年5月の第16回会合以降、（i）特許権の例外と制限、（ii）特許の質（異議制度を含む）、（iii）特許と健康、（iv）依頼者と代理人の間の秘匿、（v）技術移転の5項目について、各国のコメントや事務局による予備研究に基づき、議論が続けられてきた。

2018年12月の第29回会合では、これら5項目に関し意見交換がなされ、我が国からは、（ii）の項目に関する議論において、審査の品質向上のための我が国の取組についてプレゼンテーションを行った。また、将来の作業として、第29回会合のワークプログラムをベースにしたプログラムが合意され、第30回会合で引き続き議論が行われることとなった。

1 2019年3月現在

③意匠

a. 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会（SCT）

SCTは、WIPO加盟国及びオブザーバーが意匠、商標及び地理的表示の法律に関する議論を行うための常設委員会である。

意匠分野では、現在、第35回会合（2016年4月）における我が国と米国、イスラエルの共同提案を起点とした、グラフィカル・ユーザー・インターフェイス（GUI）等の新しい意匠の保護に関する検討や、優先権書類の電子的交換のためのWIPOデジタル・アクセス・サービス（DAS）への参加に関する情報共有が行われているほか、第40回会合（2018年11月）からは、国際博覧会に出品された意匠の仮保護の実務に関する各国調査を開始することが議論されている。

第24回会合（2010年）以降、意匠の手続調和を目的とする意匠法条約の制定に向けた検討が行われており、各国専門家による累次の議論を経て、調和の対象となる実質的な手続内容については、既に一定の方向性が打ち出されている。一方で、（i）途上国の条約履行を促進するための技術支援に関する規定、及び（ii）伝統的文化表現等の出所開示に関する規定の位置付けについて、南北間の懸隔が残っている状況にある。これら論点については、議論の場をWIPO一般総会に移しての検討が引き続き行われているが、いまだ対立は解消しておらず、早期の外交会議開催を目指し、2019年の一般総会において引き続き検討を行うこととなっている。

b. ハーグ制度の法的発展に関する作業部会

ハーグ協定は意匠の国際登録制度に関する条約である。幾度かの改正の後、実体審査国等の参加による地理的な拡大を目指して、1999年にジュネーブ改正協定が採択された。同協定は、2015年5月13日に、我が国について発効し、特許庁は意匠の国際登録出願の受付を開始した。

2019年3月現在のジュネーブ改正協定には、米国、カナダ、欧州連合（EU）、英国、フランス、ドイツ、スペイン、スイス、トルコ、韓国、シンガポール、カンボジア、ロシア等の60の締約国がある。

ハーグ制度の法的発展のための作業部会は、ハーグ同盟総会によって2011年に設立された。同作業部会では、ハーグ協定締約国及びオブザーバー（未加盟国及び各国ユーザー団体）が一同に会し、ハーグ制度の改善のために必要な共通規則及び実施細則の改正に係る議論が行われている。2018年7月の第7回会合では、代理人選任の手続緩和に関する共通規則改正提案、拒絶の通報の公表に関する運用変更、国際登録簿におけるデータ構造の刷新に関するプロジェクト、優先権書類の取扱い及び優先権主張手続の適法性等について議論が行われた。

なお、上記作業部会で決議した共通規則の改正提案は、2018年9～10月に開催されたハーグ同盟総会で承認され、2019年1月1日から適用されている。

c. ロカルノ同盟専門家委員会

ロカルノ協定は、意匠の国際分類を制定する条約であり、1968年に成立し、1971年に発効した。同協定により定められるロカルノ国際意匠分類（ロカルノ分類）の最新版は2019年1月に発効した第12版であり、32のクラスと237のサブクラスから構成される。

2019年3月現在のロカルノ協定には、英国、フランス、ドイツ、ロシア、中国、韓国等の56の締約国があり、我が国では2014年9月24日に発効した。

2017年11月に開催されたロカルノ同盟第13回専門家委員会会合（我が国は締約国として正式参加）では、締約国から提出されたサブクラスの追加提案や、VRヘッドセットのような新規物品を製品リストに追加する提案等について議論され、これらの議論の結果が最新の第12版において、反映されている。

④商標

a. マドリッドシステムの法的発展に関する作業部会

標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書には2019年3月現在、日本を含む103の締約国がある。

標章の国際登録に関するマドリッド協定及び議定書（マドリッドシステム）については、制度の見直しを行うため、2005年からWIPOマドリッドシステムの法的展開に関する作業部会（なお、第4回会合までアドホックな会合とされていた。）が開催されている。

2018年7月に開催された第16回作業部会においては、主に、国際登録による国内・広域登録の代替[1]の範囲や効力発生日等に関する問題や、国際登録の国内登録への変更手続に関する改善、新しいタイプの標章及び新しい表現手段等について議論がなされた。

b. 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会（SCT）

商標分野では、主に国名の保護について議論が行われている。

国名の保護については、2014年3月の第31回会合で、ジャマイカから、国名の保護強化のために、国名と誤認混同のおそれのない場合でも国名と抵触する商標の使用を禁じる規定や、国名を含む商標の登録に際して当該国の許認可を必要とさせる規定を含む共同勧告案が提案された。また、2016年4月の第35回会合からは、ジャマイカによる共同勧告案と併せて、事務局は、国名の保護について、将来的に各国実務の調和の可能性が高い6つの分野（収束可能範囲）を提示した。さらに、第39回会合では、ジョージア・アイスランド・インドネシア等をはじめとした複数の国による国名及び国家的重要性のある地理的名称の保護、ペルーから国ブランドの保護の提案がなされ、2018年第39回会合、第40回会合で議論がなされているが、引き続き検討することとされている。

地理的表示（GI）については、2015年10月のWIPO加盟国総会で、各国・地域におけるGIの保護制度についての調査をSCTにおいて行うことが決定された。これを受けて、当該調査の内容及び進め方について議論されてきたが、第38回会合（2017年10月）において、各国・地域のGI保護制度に関する調査についての作業計画が採択され、今後はこの作業計画に沿って各国への調査が行われることとなった。

⑤その他

a. 知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会（IGC）[2]

途上国が、自国に豊富に存在している遺伝資源（GR）・伝統的知識（TK）・伝統的文化表現（TCEs）[3]に対して、国際的な保護の枠組を知的財産制度の中に設けることを強く求めるようになったことを受け、2000年に、知的財産と遺伝資源等の関係について知的財産の側面から専門的に議論を行うため、WIPO内にIGCが設置された。これまでに39回の会合が開催されている。

これまで、効果的な保護を確保する国際的な法的文書に合意することを目的にテキストベースの交渉を行うというマンデートに基づき、具体的なテキストを用いて議論が行われてきた。しかし、国際的な保護枠組の創設を求める途上国と、それに慎重な先進国の意見の懸隔は依然大きいままである。

2018年6月に行われた第36回会合では遺伝資源について集中的な議論が行われ、政策目的、保護対象、出所開示及び誤った特許付与防止のためのデータベースを含む防御的措置といった論点について検討がされた。途上国は、遺伝資源の不正使用防止のためには遺伝資源の出所を特許出願において開示させ、不遵守の場合には特許無効等の制裁を科すことが必要であり、データベースは出所開示を補完するものにすぎないものと主張とした。一方、先進国（日本・米国等）は、遺伝資源の出所は特許制度とは直接関係ないばかりか、出所開示の義務化は特許制度に悪影響

1 ある締約国において既に商標登録が存在する場合に、同一の商標が国際登録され、その締約国を領域指定すると、当該締約国における国内登録を国際登録に置き換えることができる仕組み。代替により、複数の締約国において別個に存在する国内登録を国際登録として一元管理できるようになる。
2 Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore
3 最近のWIPOにおける議論では、「フォークロア」ではなく、「伝統的文化表現」との用語を使用している。

を及ぼし、イノベーションを阻害しかねないとの懸念から、その導入に反対した。双方の主張の懸隔は埋まらず、第 40 回会合にテキストが送付されることとなった。

2018 年 8 月、12 月及び 2019 年 3 月に行われた第 37 ～ 39 回会合では伝統的知識・伝統的文化表現について集中的な議論が行われ、テキストの保護対象、保護範囲、受益者、保護アプローチといった論点について検討がされた。

b. WIPO「開発アジェンダ」

2007 年 WIPO 加盟国総会において、45 項目からなる開発アジェンダに関する勧告が採択された。さらに、これらの勧告を実施するための作業プログラムの策定、及びその実施状況の評価等を行うため、「開発と知的財産に関する委員会（CDIP）[1]」の設立が合意された。CDIP は、2008 年以降、毎年 2 回開催され、主に WIPO 加盟国総会で合意された 45 項目の勧告に係る作業プログラムの内容及び実施について議論を行っている。これまでに、「知的財産と競争政策」、「知的財産とパブリックドメイン」等のプロジェクトが承認されている。

本会合に関する我が国の取組としては、「IP Advantage」データベースがある。本データベースは、途上国における知的創造サイクル促進のため、ビジネスと知的財産との関係に係る成功事例を入手できるワンストップ・サービスを提供し、途上国との情報共有を図ることを狙いとするものであり、2010 年 9 月より WIPO のウェブサイト[2] 上で公開している。我が国が WIPO に任意拠出を行っているジャパンファンド事業の一環として、WIPO 日本事務所において、当該データベースに投入される成功事例の調査・収集作業が継続して進められており、2019 年 3 月現在、219 件の事例が公開されている。

c. WIPO標準委員会（CWS）

CWS は、2009 年 9 月の WIPO 一般総会でその設置が承認されて以来、出願番号の記載方法、国コード及び XML 等、産業財産権情報の国際的なデータ交換形式の標準である WIPO 標準に関する議論が行われてきた。

2018 年 10 月に開催された第 6 回会合では、産業財産権情報を XML を用いて処理するための WIPO 標準である ST.96 の適用範囲の拡大や、XML を使用したヌクレオチド等の配列表の表記に関する WIPO 標準 ST.26 の改訂に向けた議論がなされるとともに、3D モデルや Web API といった技術に関する WIPO 標準の策定に向けた検討が開始された。

d. WIPO GREEN

WIPO では、規範設定のほかにも、グローバルな課題（特に公衆衛生、気候変動、食料安全）の解決に向けて知的財産が果たすべき役割を重要視し、知的財産の面から課題解決に貢献すべく様々な検討・取組を行っている。そして、我が国としても同課題解決に貢献すべく、WIPO の取組を支援している。

とりわけ「WIPO GREEN」は、日本知的財産協会（JIPA）の構想に端を発した取組であり、我が国としてもこれを支援している。この取組は、主に途上国への環境技術移転を促進するプラットフォーム作りを目指し、提供側の技術情報、及び導入側のニーズ情報の双方をデータベースとして蓄積し、技術提供側と導入を希望する側を引き合わせるハブとしての役割を果たす、いわゆるマッチング・データベースを整備するものである。環境技術に関する特許のライセンスのみならず、ノウハウや生産プロセス、資金調達、人的役務支援等を「技術パッケージ」として提供することで技術移転取引の促進を図ろうとするものであり、実際のライセンス等の交渉は当事者同士に委ねられるが、WIPO によって契約ひな形の提供等の取引支援も行われる予定とされている。我が国政府は WIPO への任意拠出金（WIPO ジャパン・トラスト・ファンド）を通じて、データベース構築等に係る費用の一部負担、特定分野における技術ニーズ調査事業[3] の費用負担等、「WIPO GREEN」事業を

1 Committee on Development and Intellectual Property
2 http://www.wipo.int/ipadvantage/en/
3 提供側の技術情報に比して、登録数が極端に少ないニーズ情報を増やす目的で 2014 年度に WIPO が実施した調査事業。

支援している。

2013年11月から運用が開始され、2019年3月現在、提供技術情報は3,424件、ニーズ情報は219件が公開されている。

(2) 世界貿易機関(WTO)

①知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)[1]とTRIPS理事会

1995年、WTOの創設に合わせ、新たな貿易関連ルールの一つとして発効したTRIPS協定は、知的財産権の保護に関してWTO加盟国が遵守すべき最低基準(ミニマム・スタンダード)として機能しており、WIPOを中心とした国際的な知的財産権保護に関するルールメイキングの土台となるものである。

TRIPS理事会は、TRIPS協定に基づく義務の遵守状況の審査や、TRIPS協定に関する事項の協議を行う場であり、2002年以降は以下の事項を中心に議論が行われている。

a. TRIPS協定と生物多様性条約との関係

TRIPS協定と生物多様性条約(CBD)[2]との関係は、ドーハ閣僚宣言において実施問題[3]と認められたものの1つである。

遺伝資源提供国(主として、途上国)は、CBDに規定されている遺伝資源及び関連する伝統的知識(遺伝資源等)の利用から生ずる利益の配分を確実にし、特許要件(新規性・進歩性等)を満たさない誤った特許付与を防止するために、TRIPS協定を改正(特許出願時の遺伝資源等の出所/原産国の開示、事前の情報に基づく同意及び利益配分の証拠の開示)すべきと主張している。

一方、米国、我が国等の先進国は、TRIPS協定とCBDに不整合はなく、CBDの遵守のための具体的な措置としては、名古屋議定書[4]が採択されていることから、TRIPS協定を改正する必要はないと反論している。また、誤った特許付与を防止する防御的保護の観点から、我が国は、WIPO/IGC[5]と同様に、特許審査用データベースの構築提案を行っている。

b. 知的財産とイノベーション

知的財産活用の成功事例等を紹介することにより、知的財産制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米の主導により、2012年11月のTRIPS理事会から議論が行われている。2018年のTRIPS理事会では、「新たな経済における知財の社会的価値・生活を改善する知財」を通年テーマに、知財を重視する産業(IP-intensive industry)が社会に与える経済的な影響(3月)、知財の社会的価値・生活を改善する知財(6月)、知財と新ビジネスの関係、スタートアップの呼び込みや支援の施策(10月)といったテーマのもと、我が国を含む先進国が具体的取組の紹介を通じてイノベーション促進に果たす知的財産権の重要性を説明した。他方、インド等の一部の途上国は、知財はイノベーションの障壁ともなり得ると主張した。

c. 医薬品に関する後発開発途上国(LDC)に対する経過措置の延長

TRIPS協定第66条第1項では、LDCに対しTRIPS協定を履行するまでに10年の経過期間が与えられていた。これについて、LDCからの経過期間延長要請がTRIPS理事会で承認され、現在、2021年7月1日まで経過期間が延長されている。

また、2015年2月のTRIPS理事会では、医薬品に関して、TRIPS協定第2部第5節の「特許」及び同第7節の「非開示情報の保護」についての経過期間、TRIPS協定第70条第8項(メールボックス出願規定)の履行義務免除、並びにTRIPS協定第70条第9項(排他的販売権規定)の履行義務免除を、各国がLDCであ

1 Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights
2 1992年の国連環境開発会議で、生物種保護のために成立した条約であるが、同条約の中には、遺伝資源(ヒトを除く動物、植物、微生物の全てが「遺伝資源」に該当する)の利用から生ずる利益の遺伝資源提供国への配分、原住民の伝統的知識の保護、途上国へのバイオテクノロジーの移転等が盛り込まれた。CBDの規定をどのように履行していくべきかという議論の中で、既存の知的財産権制度、とりわけTRIPS協定の改正が必要との主張が途上国からなされている。
3 実施問題とは、TRIPS協定を含む、WTO協定の実施段階に入って途上国が直面している様々な問題のこと。一括受諾項目と異なり、ドーハ・ラウンドにおける正式な交渉対象項目として合意されたものではない。
4「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」
5 本章(1)⑤a.参照

る限り無期限に認めるようLDCから提案がなされた。以降、LDCと各国による二国間協議等を通じて調整が行われ、2033年1月1日まで上記の経過期間と履行義務免除を認めることが合意された。

②貿易政策検討制度（TPRM[1]）

TPRMは、WTO加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し、理解を深めることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することを目的として、一般理事会の貿易政策検討委員会により実施されている。WTO加盟国の内、過去3年間の貿易量の平均の上位4か国（近年は概ね日本、米国、EU及び中国）は2年に1回、次の16か国は4年に1回、その他の国は6年に1回、TPRMの対象国となる。我が国に対するTPRMに基づく検討会合は、直近では2017 年3月に実施され、多くの国から、我が国の知的財産制度及び運用等について質問がなされた。

（3）APECにおける知的財産権専門家会合（IPEG）

APECとは、アジア太平洋地域の21か国・地域（エコノミー）をメンバーとして、貿易・投資の自由化・円滑化及び経済技術協力を目指す地域フォーラムである。1995年のAPEC大阪首脳会議において、貿易・投資の自由化・円滑化に関する15の優先分野の一つとして知的財産権が取り上げられ、それに対応した専門家レベルのフォーラムとして知的財産権専門家会合（IPEG）が設立された。IPEGの具体的活動としては、通常毎年2回の定期会合のほか、知的財産に関する官民合同セミナーやシンポジウムを開催している。

2018年8月の第47回会合では、デザインに関する取組、SMEsへの支援に関する取組、不正競争防止法の改正について紹介した。また、2019年2月の第48回会合では、IoT/AI関連技術に対する取組、スタートアップへの支援に関する取組について紹介した。さらに、第48回会合では、米国主催の「特許グレースピリオドに関するラウンドテーブル」にパネリストとして出席し、日本におけるグレースピリオドの法改正などを紹介した。

1 The Trade Policy Review Mechanism

Column 29

WIPOの国際出願制度についての頼れるサポートセンター

WIPO日本事務所

特許、意匠、商標について、海外での権利取得を検討している方、その際に利用できる便利なWIPOの国際出願・登録制度について、日本にサポートセンターがあるのをご存じであろうか。

WIPOは東京に日本事務所を持っており、WIPO日本事務所が日本における前述のサポートセンターの役割を担っている。WIPOの国際出願・登録制度には、特許のPCT制度、意匠のハーグ制度、商標のマドリッド制度などがあるが、それぞれについてWIPO日本事務所の担当者がサポートを行っている。これらのサポートも貢献しているかもしれないが、各制度の日本からの出願件数は、2018年は2017年に比べて、PCT制度は3.1%、ハーグ制度は52.6%（意匠数）、マドリッド制度は22.8%、増加した。

サポート内容としては、具体的には、第一に、WIPOの制度のユーザーの方々から日々、WIPO日本事務所へ寄せられる制度の手続き上の質問に対して回答を行っている。日本のユーザーに対して、日本語で時差なく回答できることはWIPO本部（ジュネーブ）ではできないWIPO日本事務所ならではのサポートである。

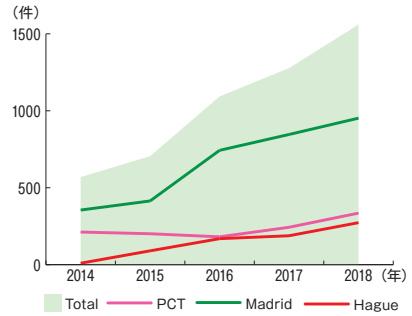
第二に、ユーザーの方々に制度の最新情報を届けるため、セミナー・講演を開催している。特に、毎年秋から冬にかけて日本国特許庁が主催する知的財産権制度説明会（実務者向け）に、WIPO日本事務所からも講師として参加し、日本各地で講演を行っている。

第三に、特にハーグ制度やマドリッド制度に関わるユーザーへ個別訪問を行い、最新情報の提供や、制度について困ったことや要望などをヒアリングしてサポートするとともに、改善要望についてはWIPO本部へフィードバックしている。

更に、英語の各種WIPO出版物の日本語への翻訳を行い、当該日本語版を、WIPOのウェブサイトでの公開や、セミナーやイベントの機会に印刷物として配布を行っている。

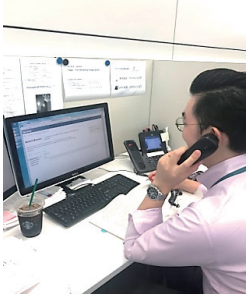
以上のように、WIPO日本事務所では、WIPOの国際出願・登録制度について日本語で様々なユーザーサポートを行っている。制度について、お困りの点や、ご不明な点のある方は、是非、お気軽にWIPO日本事務所までお問い合わせいただきたい。

WIPO日本事務所へのトピック別の問合わせ件数



WIPO日本事務所への問合わせ数の伸び

WIPO日本事務所
電話：03-5532-5030
電子メール：japan.office@wipo.int
ウェブサイト：www.wipo.int/japan
住所：〒100-0013
東京都千代田区霞ヶ関1丁目4番2号
大同生命霞が関ビル3階



電話回答の様子



WIPO日本事務所主催セミナーの様子



ユーザー個別訪問の様子

3. 開発途上国等に対する取組

知的財産制度は開発途上国にとってもビジネスの発展に有効なツールであり、かつ、必要なインフラであることから、これらの国における知的創造サイクルの確立に向けた取組を支援し、知的財産制度の法制度・運用整備を促すことは、開発途上国経済自体の自立的な発展を通じて、世界経済の持続的な成長に寄与するものである。加えて、知的財産制度の確立は、貿易・投資環境の改善につながり、開発途上国で事業活動を行う我が国企業のビジネスコストを引き下げるだけではなく、対内直接投資の拡大を促進するという観点からも、開発途上国の発展につながるものである。このような観点から、日本国特許庁（JPO）は開発途上国に対して、知的財産権の保護強化及び執行強化の観点から人材育成や情報化等を積極的に支援している。

また、開発途上国においては国ごとに知的財産権の保護水準や我が国との貿易・投資実態が大きく異なるため、協力の実施に当たっては、我が国産業界のニーズを踏まえ、対象国・分野等の優先度を十分吟味するとともに、各国の状況に応じたきめの細かい計画を策定することが不可欠である。

本節では、政府開発援助（ODA）のスキームの活用を中心とした我が国の取組について、その概要を紹介する。

（1）ODAのスキームを活用した取組

①ジャパン・トラスト・ファンド（世界知的所有権機関（WIPO））

WIPOに対して1987年から任意拠出金を支出しており、この拠出金を基に信託基金「WIPOジャパン・トラスト・ファンド」が組まれ、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）地域のWIPOメンバー途上国を対象として、産業財産権に関する技術支援を実施。2008年には当該ファンドの対象地域をアフリカにまで拡大した。

本ファンドによる支援は2018年で創設30年となり、ワークショップ等の開催、研修、専門家派遣、知的財産権庁の情報化支援等を通じて、開発途上国の知的財産に対する意識の向上、知的財産制度の整備に貢献している。

2018年2月に開催された「WIPOハイレベルフォーラム」においてWIPOジャパン・トラスト・ファンドを活用した協力を全世界に広げることが紹介された。

②技術協力プロジェクト[1]等（独立行政法人国際協力機構（JICA））

現在、インドネシアにおいて、「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（2015年12月－2020年12月）が実施されており、JPOから職員1名を長期専門家として派遣するとともに、案件に応じた短期専門家の派遣、研修生の受入れを通じて、知的財産制度整備の支援、人材育成協力、普及啓発活動を行っている。

また、ミャンマーでは、知的財産法の成立後に円滑に知的財産制度を運用するために、2015年3月よりJPOから職員1名を長期専門家として派遣し、出願・審査・登録を担う知的財産庁の設立、知的財産制度運用にあたっての実務上の細則の整備、組織内の業務フローの確立や職員の育成に関する支援を行っている。

（2）人材育成に関する協力

JPOでは、人材育成に係る協力として、ワークショップ開催、研修生の受入れ、専門家派遣等を実施している［3-2-1図］。

人材育成に関する2018年度の主な活動は以下のとおり。

①専門家派遣

WIPOジャパン・トラスト・ファンド及びJICA技術協力プロジェクト等のスキームを活用して、JPO職員等を開発途上国の知的財産庁等へ派遣し、

1 技術協力プロジェクトは、専門家の派遣、研修員の受入れ、機材の供与という３つの協力手段（協力ツール）を組み合わせ、一つのプロジェクトとして一定の期間に実施される事業形態。

知的財産庁の様々な業務について現地で指導を行っている。2018 年度は、インドネシア、フィリピン、ベトナム、タイ、シンガポール、マレーシア、ミャンマー、ジンバブエ、ボツワナ、ルワンダ、ガーナに職員を派遣し、効果的な知的財産権の保護、審査能力の向上、商標審判制度、知財マネジメント人材育成及び適切な業務処理等をテーマに講義を行った。

②短期・中期研修生の招へい

開発途上国における知的財産権の保護・執行強化、知的財産権の活用及び制度の普及啓発等を推進するため、審査官、行政官、執行官をはじめとした知的財産の専門家の能力向上を目的として、短期・中期的な研修プログラムを実施している。

1996 年度に招へいを開始し、2019 年 3 月までの 23 年間に、アジア太平洋地域を中心とした 77 か国 5 地域から官民合わせて 6352 名の研修生を招へいした。



2018 年度　特許審査実践研修　中期研修生受け入れ

③長期研究生の招へい

開発途上国において知的財産権にかかる分野で指導的立場にある者、あるいは今後そのような立場になることが期待される者を我が国に招へいし、知的財産権に関する自主的な研究活動の場を提供している。2018 年度は、OAPI、ブラジル、メキシコ、マレーシアから各 1 名、計 4 名の長期研究生を招へいして、約 4 か月の研修を実施した。

④フォローアップセミナーの開催

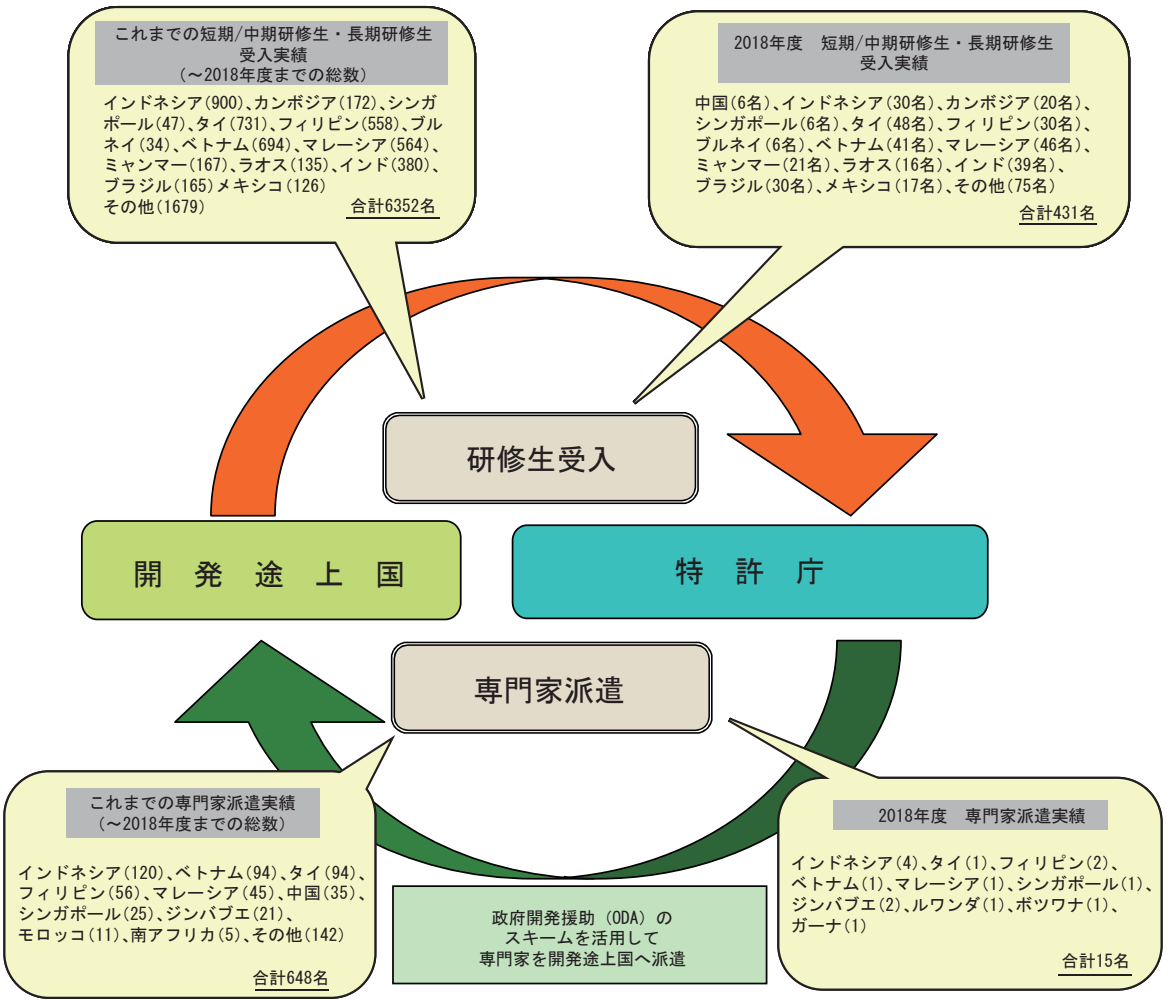
我が国で研修を受けた者に対する研修成果の持続、フォローアップ、研修生間の連携を図り、各国国内における知的財産権制度の普及啓発を支援することを目的として、JPO 及び研修修了生で組織された同窓会、並びに現地知的財産庁の主催によるセミナーを開催している。2018 年度は、ベトナム、ラオス、インドネシア、ミャンマーにおいて開催した。

⑤セミナー、ワークショップ等の開催

WIPO ジャパン・トラスト・ファンドにより運営されていた主な会合等の開催実績は以下のとおりである。

a.	新設 TISC のための、特許検索ツール及びサーチ戦略に関するナショナルワークショップ（ベナン、ブルキナファソ）2018 年 4 月 25 日（水）～27 日（金）、2018 年 5 月 14 日（月）～16 日（水）
b.	TISC ネットワークワークショップ（マラウイ 他 5ヶ国）2018 年 6 月 12 日（火）～14 日（木）
c.	特許品質管理リージョナルワークショップ（東京）2018 年 6 月 27 日（水）～29 日（金）
d.	ARIPO 加盟国警察官向けトレーナーズトレーニング（ジンバブエ）2018 年 7 月 2 日（月）～3 日（火）
e.	ARIPO 加盟国、オブザーバ参加国のための特許ドラフティングコース（ジンバブエ）2018 年 9 月 3 日（月）～7 日（金）
f.	特許情報の普及及び効果的活用に関するリージョナルワークショップ（東京）2018 年 10 月 16 日（火）～10 月 17 日（水）
g.	ASEAN IT リージョナルワークショップ（マレーシア）2018 年 10 月 22 日（月）～23 日（火）
h.	ナショナル特許ドラフティングコース（カメルーン、セネガル）2018 年 11 月 6 日（火）～9 日（金）、2018 年 12 月 11 日（火）～14 日（金）
i.	アジア地域における技術開発・管理や技術の商業化のための知財環境整備に関する大学学長や研究所所長会合（沖縄）2018 年 11 月 13 日（火）～11 月 14 日（水）
j.	裁判官向け知的財産のエンフォースメントに関する研修コース（東京）2018 年 11 月 27 日（火）～11 月 29 日（木）
k.	アフリカの大学や研究開発機関における知財管理の重要性に関するリージョナルワークショップ（ジンバブエ）2018 年 12 月 5 日（水）～12 月 6 日（木）
l.	特許協力条約（PCT）及びパテントスコープに関するリージョナルセミナー（ルワンダ）2018 年 12 月 10 日（月）～12 月 12 日（水）
m.	IP Advantage ワークショップ（東京）2019 年 1 月 29 日（火）～1 月 31 日（木）
n.	WIPO-CASE ナショナルワークショップ（タイ）2019 年 2 月 12 日（火）～14 日（木）

3-2-1図　開発途上国等に対する人材育成協力の実績



Column 30

日本とアフリカの知財協力 10 年の収穫祭

アフリカ及び後発開発途上国向け知財支援のために日本が拠出して設立した WIPO のファンド事業の 10 周年記念イベントを、2018 年 9 月の第 58 回世界知的所有権機関（WIPO）加盟国総会において開催。会場にはブースを設置し、ファンド事業を通じたこれまでのアフリカとの協力の成果等についてパネル展示も行った。

イベント当日の 9 月 25 日が満月であることから、日本古来の文化であるお月見をテーマとし、月が世界中を等しく照らすように、知財が世界中の人々を幸せにすることを願った。

冒頭挨拶では、宗像特許庁長官より、ケニアのタイタ・バスケットのブランディングとその成果を紹介し、夜空に浮かぶ満月を表現したバスケットをイベント出席者へのお土産として披露。新たに創造された WAFRICA の着物ファッションショーでは、日本とアフリカの二つの異なる服飾文化が見事に調和し、日本とアフリカの協力、未来志向が表現された。また、卓越した演奏家の若者達が、日本の伝統楽器、三味線と和太鼓によって迫力あるパフォーマンスを繰り広げ、各国文化の違いを超えて、音楽で会場に一体感をもたらした。







左上：バスケットを披露する宗像長官　右上：井坂流気楽座のパフォーマンス
下：WAFRICA ファッションショーの様子

（3）新興国の情報化等への協力

①ITインフラ整備に関する協力

ASEAN 諸国を始めとする新興国は、商品製造拠点や成長市場として重要性が一層高まっており、これらの新興国において、我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとすべく、IT インフラの整備による知的財産行政の効率化が期待されている。

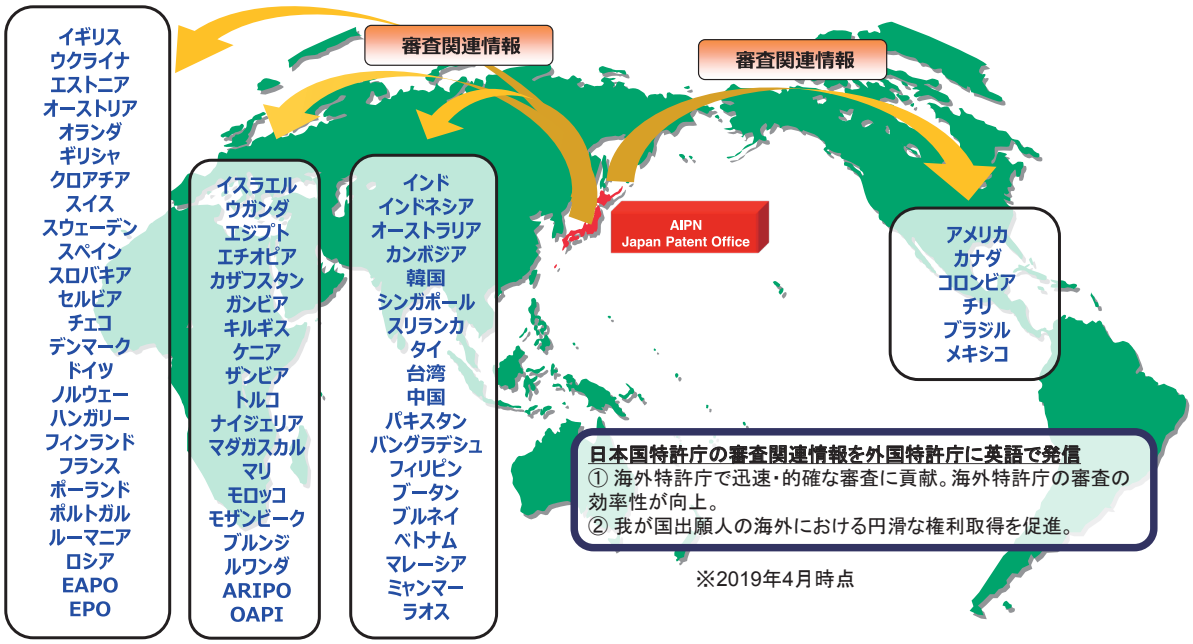
この状況を踏まえて、日本国特許庁は、ASEAN 諸国における審査の効率化と質の向上を目指し、我が国から WIPO への任意拠出金を財源とした信託基金（WIPO ジャパンファンド）を通じて、ASEAN 諸国の IT インフラ整備を支援している。具体的には、ASEAN 各庁における出願書類等の紙書類の電子化支援[1]、ワークフロー最適化支援、新興国向けITシステムの開発支援、WIPO-CASE[2] 機能向上、ASEAN 各庁の公報データを一括参照可能とする ASEAN 知財情報のポータルである ASEAN PATENTSCOPE の構築支援、IT 人材育成のためのワークショップ等[3]の開催、WIPO-CASE を活用した ASEAN 審査協力プログラムの促進などを行っている。

②日本国特許庁の審査関連情報の提供

我が国の審査結果の有効活用により、海外の知的財産庁の審査負担を軽減し、海外における我が国の出願人の権利取得を迅速化することを目的として、日本国特許庁の審査関連情報を提供する「高度産業財産ネットワーク（AIPN：Advanced Industrial Property Network）」を海外の知的財産庁に提供している。

AIPN により、海外の知的財産庁の審査官は、インターネットを通じて日本国特許庁の出願の審査手続書類、経過情報、引用文献情報、特許付与後クレームの審査関連情報やパテントファミリー情報等を英語で入手することができる。2019 年 4 月現在、69 か国・機関において AIPN の利用が可能である［3-2-2 図］。

3-2-2図　AIPN の利用可能国・地域



1 第２部第７章 2.（4）①出願書類等紙書類の電子化支援 参照
2 第２部第７章 2.（4）④ WIPO-CASE 関連 参照
3 第３部第２章 3.（2）⑤d. WIPO-CASE ナショナルワークショップ 参照

4. 国際研修指導教官について

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、海外において予見性を持って円滑に権利を取得し得ることが求められている。そのためには、その国の審査官が、十分な審査実務能力を有し、適切な判断ができる能力を備えていることが重要である。特に、インド・ASEAN 等の新興国は我が国企業の事業展開が大いに見込まれることから、これらの国における審査体制の整備・強化への協力に対するニーズが寄せられている。このような中、特許庁では、特許審査の実務経験が豊富な審査官から構成される国際研修指導教官を中心として、インド・ASEAN をはじめとする新興国審査官に対する特許審査実務面での協力を行っている。国際研修指導教官は、新興国に対する支援を行い、特許庁が採用するグローバルスタンダードの審査手法等を伝えていくことを目的として、2012 年 4 月から活動を行っている。加えて、2018 年度には、さらなる活動拡大のため、従来の約 2 倍となる 29 名まで人員を増加させ体制強化を行った。

国際研修指導教官の主な業務として、新興国審査官に対する審査実務指導が挙げられる。審査実務指導では、国際研修指導教官が新興国に赴いたり、新興国審査官を日本に招へいしたりすることで、直接顔を合わせての研修を実施している。このように直接交流することを通じて、指導効果を高めるとともに、深い信頼関係を構築している。2018 年度は、インド・ASEAN 諸国を中心とした計 25 の国と地域の新興国審査官のべ 293 名に対し審査実務指導を行った。

特に、新興国向け研修テキストを活用した講義とケーススタディによる演習とを組み合わせた研修カリキュラムにより、新興国審査官の実務能力向上と我が庁審査実務のさらなる普及を図った。タイでは新人 22 名に、インドネシアでは新人 9 名を含む 14 名に、ケーススタディを用いて特許審査実務の基礎について網羅的な指導を行った。また、タイ、ベトナムの新人審査官（タイ 20 名、ベトナム 29 名）に対するフォローアップ研修を実施した。さらに、ベトナムに対しては、トレーナーチーム（審査官 10 名と事務官 5 名から構成）メンバー計 15 名を対象に、指導審査官向け研修も行った。ブラジルでは、要望に応じて特定技術分野（バイオ、AI･IoT）の審査実務指導を計 57 名の審査官に対して初めて実施した。フィリピンでは、機械分野における特定技術分野別研修を 15 名に実施するとともに、37 名の審査官に対して ISA 能力向上研修を実施した。マレーシアでは、13 名の若手審査官（経験年数 10 年未満）及び9名のシニア審査官（経験年数 10 年以上）に対して並行して機械分野における特定技術分野別研修を実施した。

特許庁は、今後も、国際研修指導教官を中心として、引き続き新興国審査官に対して効果的・効率的な審査実務指導を行い、さらに、特許庁が作成した新興国向け研修テキストの配布や E ラーニング教材の拡充と周知を通じて、新興国審査官の審査実務能力の向上と我が国の特許審査実務のより一層の普及を図る。そして、これらの取組により、我が国企業の新興国展開を支援していく。


ブラジルでの特定技術分野別研修の様子


タイでのフォローアップ研修の様子



新興国向け研修テキスト

5. 模倣品問題への対応

知的財産権保護の制度・運用が不十分な国・地域において模倣品が製造され、流通することにより、世界的な広がりを見せている模倣品･海賊版被害は、我が国企業にとって深刻な問題となっている。本節では、日本国特許庁（JPO）をはじめとした政府による模倣品問題への取組について、その概要を紹介する。

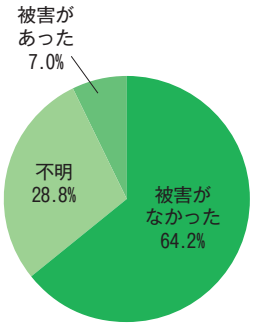
（1）模倣品問題の現状

近年、模倣品・海賊版の流通は世界的に拡大しており、その被害内容も多様化･複雑化している。経済のグローバル化とアジア地域の経済発展に伴い、アジア地域で商標権や著作権等の知的財産権が侵害される事例が増加するとともに、アジア地域で製造された模倣品が世界中に拡散する傾向にある。2019 年 3 月 8 日付財務省の報道発表[1]によると、2018 年の我が国の税関における知的財産権侵害品の輸入差止め件数は､26,005 件で、7 年連続で 2.5 万件を超えている。

このような模倣品・海賊版の氾濫は、市場における潜在的販売機会の喪失、消費者に対するブランド・イメージの低下等の経済的影響だけでなく、偽造医薬品による健康への被害、製品の安全性の問題、組織犯罪への資金提供等の深刻な悪影響をもたらすものである。

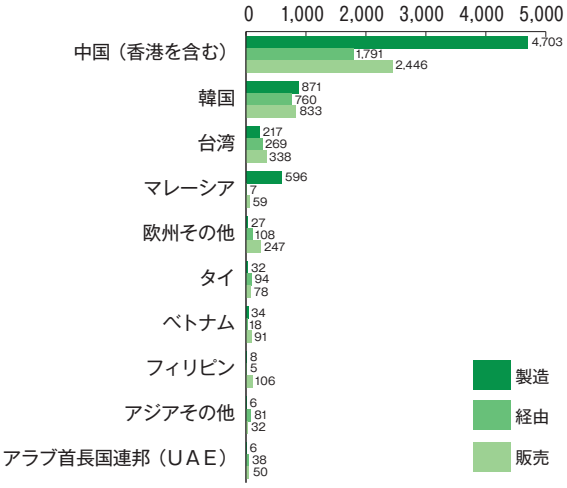
JPO が実施した模倣被害実態調査によると、2017 年度において我が国の産業財産権を1件以上保有していた企業のうち、同年度中に模倣被害を受けた企業数は、全体推計で、11,643 社（全体の 7.0%）であった。また、2017 年度において我が国の産業財産権を保有する企業が受けた模倣被害の状況を模倣品の製造国（地域）、経由国（地域）及び販売提供国（地域）に分けてみると、製造国が中国（香港を含む。以下同じ。）である企業数は、全体推計で 4,703 社、経由国が中国である企業は、全体推計で 1,791 社、販売提供国が中国である企業数は、全体推計で 2,446 社であり、いずれも中国が最多であった。次いで韓国、台湾等アジア地域での模倣被害が引き続き深刻な状況となっている。さらに、模倣業者が取締り・摘発から逃れようと、模倣手口の巧妙化も年々進んでいる。このように多様化・複雑化する模倣被害に対処するために、模倣被害対策における働きかけ先や働きかけの方法等を多様化していくことが必要になっている。

3-2-3図　模倣被害者数の割合（全体推計値）



（資料）特許庁「2018 年度模倣被害実態調査報告書」（2019 年 3 月）

3-2-4図　国･地域別の模倣被害状況（全体推計値）



（資料）特許庁「2018 年度模倣被害実態調査報告書」（2019 年 3 月）

1 https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2018/20190308.htm

（2）模倣品問題に対するJPOの取組

①各国政府への働きかけと支援

2009年に日中政府間で知的財産保護に関する四つの覚書が交換され、知的財産保護の協力と交流関係の強化が図られている。当該覚書に基づいて中国政府機関との間で具体的な協力の取組が進められており、模倣品問題については日中知的財産権ワーキンググループ等の場で議論が行われてきた。また、途上国における取締りの強化に関しては、毎年、アジア各国の税関、警察、裁判所等の取締機関等職員を研修生として日本に招へいして知的財産権制度に関する研修を実施するとともに、現地においてセミナーを開催することを通じて、各国の取締機関等職員の人材育成を支援している。

②産業界との連携

模倣品・海賊版等の海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化し、個別企業や業界では対処が困難な問題についての官民合同の協力拠点となり、国内外の政府機関等に対し一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、2002年4月、「国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）」が設立され、2019年で17年目を迎えた。IIPPFが官民協力の拠点になることにより、官は日本産業界の現状をしっかりと把握し、それを施策に反映させることができ、民は日本産業界だけでは対処できない他国政府からの提案等についても柔軟な対応が可能になるなど、相互に補完し、海外の知的財産に関する問題についてより有効かつ実効的な対策をとることが可能となっている。特に中国政府との関係では、日中政府間において知的財産に関する協議の場が持てなかった時期においては、IIPPFが官民協力の拠点となり、中国政府との協議の場を切り開き、日中交流を継続した。また、近年、日中政府間において知的財産に関する協議の場が設けられて以降は、日中政府間の協議にIIPPFがオブザーバーとして参加し、それをIIPPFのその後の活動に活かし、他方でIIPPFの活動が日中政府間協議の内容に反映されるなど、日本政府とIIPPFが密接に連携して知的財産保護を推進している。このほか、IIPPFではASEAN諸国をはじめ新興国等の取締機関職員向けの「真贋判定」セミナーの実施等の協力も行っている。

JPOとしても、IIPPFの取組を支援しており、特に、中国に関しては、IIPPFと政府が連携して、これまでに8回のハイレベル官民合同ミッションを派遣し、中国政府機関に対して悪意ある商標出願問題、知的財産権に関する判決へのアクセス性の向上、実用新案権の権利濫用の防止等に関して、我が国企業からの意見・要望を集約して法整備・運用改善を要請している。

③模倣品対策に必要な情報の収集・提供

JPOでは、海外における我が国企業の被害状況を把握するため、統計法に基づく一般統計調査として模倣被害実態調査を実施し、その結果を「模倣被害実態調査報告書」として公表している。また、海外における我が国企業の活動を支援するため、海外事務所（米国、ブラジル、欧州、中国、韓国、台湾、東南アジア、インド、ドバイ）に調査員を派遣し、現地において調査活動や相談対応を行っている。さらに、模倣被害の多発する国・地域における対策方法に関する有益な情報をとりまとめた「模倣対策マニュアル」や、知的財産権侵害判例・事例を収集して解説を加えた「知的財産権侵害判例・事例集」を作成し、公表[1]・配布しているほか、国内外の日系企業を対象としたセミナーの開催等、模倣品対策に必要な情報の提供に努めている。

1 https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/manual.html

1

④模倣品対策に関する相談への対応

JPOでは、「政府模倣品・海賊版総合窓口」[1]（経済産業省製造産業局模倣品対策室）及び関係省庁とも緊密な連携を図り、権利者からの模倣品（産業財産権侵害）に関する個別の相談に対応し、必要な情報の提供に努めている。

⑤取締機関との連携・水際対策の強化

国内での模倣品取締りのため、産業財産権侵害に関する警察・税関からの照会に逐次対応している。2018年における警察等取締機関からの照会は1,510件であり、昨年同様に高水準となっている。また、知的財産権の執行強化に向けて、税関職員向けの知的財産に関する研修にJPOの意匠・商標の専門職員を講師として派遣するなど、国内取締機関との連携の強化を図っている。

⑥消費者等に対する啓発活動

国内消費者向けに知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知する「コピー商品撲滅キャンペーン」を毎年度実施し、消費者の意識の改善を図っている（コラム31参照）。

1 http://www.meti.go.jp/policy/ipr/

Column 31

コピー商品撲滅キャンペーン
～内心ひいた。ニセモノを買う友達に。～

日本国特許庁（JPO）では、2003年から知的財産権保護に対する消費者意識の向上に向け、広報事業「コピー商品撲滅キャンペーン」を実施している。

近年、手口の巧妙化やインターネット上の取引における被害の増加など、コピー商品の流通はますます複雑化・広範化しており、依然としてコピー商品撲滅に向けた啓発活動等を通じて消費者意識の改善を図っていかなければならない状況である。

2018年度の「コピー商品撲滅キャンペーン」では、フリマアプリ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を利用し、悪いことだとは思いながらもコピー商品を購入してしまう20代前半の消費者のうち、特に、社会人を主なターゲットとして、「内心ひいた。ニセモノを買う友達に。」をキャッチコピーに、特許庁ホームページ内にキャンペーン用ウェブサイトを開設して、動画配信等を行った。また、キャンペーンの認知度の拡大を図るため、各種SNS等で、キャンペーンの動画配信、全国6大都市の主要駅にてデジタルサイネージと民放動画配信サイトにて動画広告を展開した。

訴求対象者を絞り、キャンペーン開始前に意識調査を行うことでユーザー目線に立った動画を作成することができ、動画広告（60秒）の再生完了率が約25%となった（昨年度は約9.6%）。また、本キャンペーンの訴求対象者にアンケート調査を行ったところ、キャンペーン用ウェブサイト等の閲覧後、コピー商品の購入に対して否定的な態度を示す割合が増加するなど、主観的意識の改善に働きかけることができた。

当該キャンペーンは消費者のコピー商品に対するモラル意識を向上させている。JPOは、今後も消費者の皆様に対して知的財産の重要性やコピー商品の弊害を周知するための活動を行っていく。

2018年度キャンペーンイメージ



6. 経済連携協定を通じた知的財産保護の取組

我が国は、幅広い経済関係の強化を目指して、アジア諸国を中心に経済連携協定（EPA）の締結を積極的に行っており、貿易・投資拡大に資する環境整備の一環として知的財産についても交渉分野に含めている。我が国の発効・署名済みの 18 の EPA のうち、日 ASEAN 包括的 EPA を除き、知的財産に関する規定を設けており、TRIPS 協定の保護水準を上回る義務も規定されている。

知的財産分野での交渉において、我が国は、相手国との通商関係や知的財産問題の大きさ等を考慮しつつ、（i）十分、効果的かつバランスの取れた知的財産保護、（ii）知的財産保護制度の効率的で透明性のある運用、（iii）十分かつ効果的なエンフォースメント、が確保されることを目指している。また、発効済の EPA について、相手国に対して適切かつ確実な履行を求める取組を行っている。

（1）環太平洋パートナーシップ（TPP）協定

TPP 協定の知的財産章は TRIPS 協定を上回る水準の知的財産権の保護と権利行使について規定することで、知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっており、包括的かつハイレベルな規定を設けたモデルケースとして位置づけられる。

TPP 協定は 2016 年 2 月に署名されたものの、2017 年 1 月に米国が離脱宣言をしたため、米国以外の参加国 11 カ国は、TPP 協定のうち一部の項目（特許期間延長制度等）の凍結を含む環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）に合意、2018 年 12 月に発効に至った。

産業財産権分野の主な規定は以下のとおりである。

（特許）

・特許期間延長制度（販売承認の手続の結果による有効な特許期間の短縮について特許権者に補償するために特許期間の延長を認める制度、及び、出願から 5 年、審査請求から 3 年を超過した特許出願の権利化までに生じた不合理な遅滞につき、特許期間の延長を認める制度）の導入。ただし，TPP11 では凍結。

・新規性喪失の例外規定（特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、その者が公表日から 12 月以内にした特許出願に係る発明は、その公表によって新規性等が否定されないとする規定）の導入。

（商標）

・国際的な商標の一括出願を規定した標章の国際登録を定めるマドリッド協定議定書又は商標出願手続の国際的な制度調和と簡略化を図るための商標法シンガポール条約の締結。

・商標の不正使用について法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設けることを規定。

(2) 日EU経済連携協定(EPA)

広域・大型の経済連携として、2019年2月に欧州連合（EU）とのEPAが発効した。双方とも既に高いレベルの知的財産保護制度を有しているところ、TRIPS協定よりも高度又は詳細な規律を定める内容となっている。

産業財産権分野の主な規定は以下のとおりである。

（特許）

・特許期間延長制度（販売承認の手続の結果による有効な特許期間の短縮について特許権者に補償するために特許期間の延長を認める制度）の導入。

（意匠）

・部分意匠制度及び秘密意匠制度の導入。

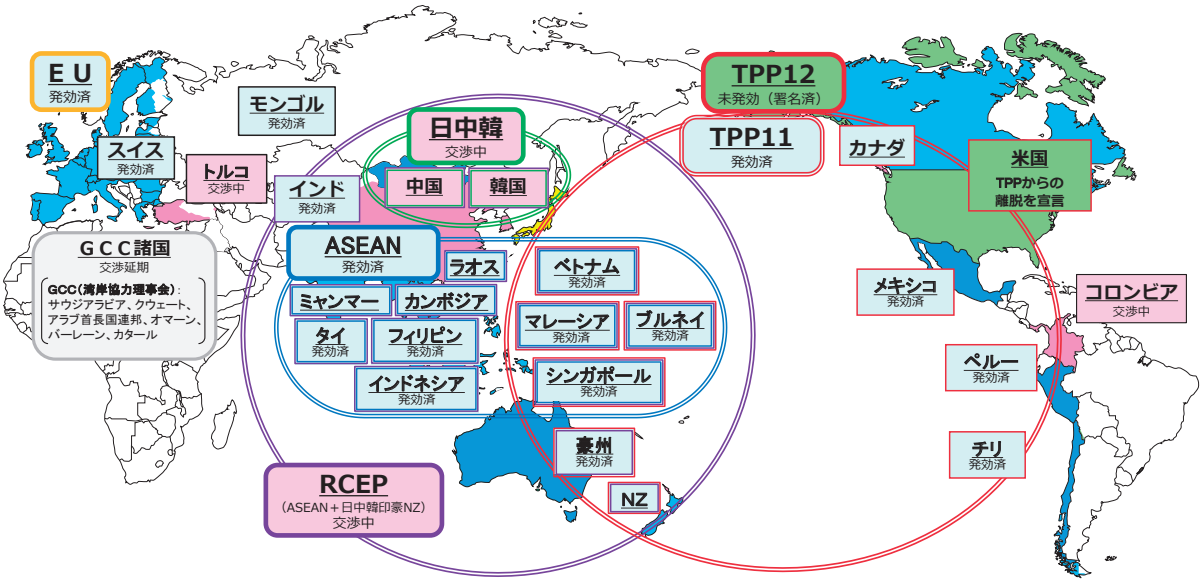
（商標）

・商標を表示するラベル・パッケージを商標権者の許諾を得ずに製造・輸入等する行為の禁止。

(3) 交渉中のEPA

現在、東アジア地域包括的経済連携（RCEP: Regional Comprehensive Economic Partnership）、日中韓FTAの交渉を行っているほか、二国間では、トルコ等とのEPAの締結に向け交渉を行っている。

3-2-5図　日本のEPAの推進状況



【発効・署名済みのEPA】

①日・シンガポールEPA（2002年11月発効）
②日・メキシコEPA（2005年4月発効）
③日・マレーシアEPA（2006年7月発効）
④日・チリEPA（2007年9月発効）
⑤日・タイEPA（2007年11月発効）
⑥日・インドネシアEPA（2008年7月発効）
⑦日・ブルネイEPA（2008年7月発効）
⑧日・ASEAN包括的EPA（2008年12月から順次発効）
⑨日・フィリピンEPA（2008年12月発効）
⑩日・スイスEPA（2009年9月発効）
⑪日・ベトナムEPA（2009年10月発効）
⑫日・インドEPA（2011年8月発効）
⑬日・ペルーEPA（2012年3月発効）
⑭日・オーストラリアEPA（2015年1月発効）
⑮日・モンゴルEPA（2016年6月発効）
⑯TPP12（環太平洋パートナーシップ）（2016年2月署名）
⑰TPP11（包括的・先進的TPP協定）（2018年12月発効）
⑱日・EUEPA（2019年2月発効）

索　引

注１．本索引は、本文（脚注を含む）、コラム及び図表に使用されている用語を対象としています。
　２．数字は、主としてその用語に関する説明のあるページを記述しています。ただし、多用されている用語については、主なページのみ記述しています。
　３．⇒の先には、その用語に関連した用語を載せています。

あ

IP・e ラーニング …… 213
ASEAN 知的財産協力作業部会（AWGIPC）
…… 213, 265
ASEAN 知的財産権アクションプラン …… 266
新しいタイプの商標…… 30, 93, 94
アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）…… 277
アフリカ知的財産機関（OAPI） …… 277
異議申立……39, 40, 164, 207, 227, 233, 270 , 271
意匠五庁（ID5）会合 …… 245, 249, 281
意匠出願動向調査…… 24, 89
意匠制度小委員会…… 118, 217, 232
意匠法条約（DLT）…… 282, 288
意匠の国際登録に関するハーグ協定の
ジュネーブ改正協定
⇒ジュネーブ改正協定
一次審査（FA）
…… 3, 10, 11, 20, 30, 98-100,105, 123, 152,
262, 274
一次審査通知までの期間（FA 期間）…… 20, 30
一次審査未着手件数…… 262
遺伝資源…… 286, 289, 291
営業秘密… 186, 188, 195, 200, 202, 204, 258-263
APEC 知的財産権専門家会合（IPEG）…… 292
FA 期間（一次審査通知までの期間）… 3, 20, 30
FA 件数（一次審査件数） …… 20, 30
F ターム …… 102, 103, 188, 190
欧州特許条約（EPC）…… 112, 249, 250
欧州特許庁（EPO）
…… 7-9, 11, 100, 103, 108, 112, 148, 242,
249, 250, 253, 267, 273, 279
欧州連合知的財産庁（EUIPO）… 138, 249, 281
⇒欧州共同体商標意匠庁（OHIM）
オープン・イノベーション …… 56, 186, 187
オープン・クローズ戦略 …… 170, 202

か

海外知的財産プロデューサー …… 203, 205, 206
海外展開知財支援窓口…… 203
外国関連出願…… 99, 138
外国特許情報サービス（FOPISER）
…… 191, 192, 194
開発アジェンダ …… 290
開発と知的財産に関する委員会（CDIP） … 290
開放特許情報データベース …… 196
韓国特許庁（KIPO）
…… 7, 11, 126, 148, 258, 267, 279
環太平洋パートナーシップ協定 …… 104
⇒ TPP 協定
関連意匠…… 19, 121, 219, 234
機械翻訳…… 143, 191, 194, 197
技術移転機関（TLO）……56
技術協力プロジェクト …… 294
技術流出…… 164, 195
共通出願様式（CAF）…… 147
拒絶査定不服審判…… 4, 38-40, 46, 136, 138
グレースピリオド …… 112, 281, 283, 292
⇒新規性喪失の例外
グローバル出願 …… 103
グローバル・ドシエ …… 147-149, 279-281
⇒ワン・ポータル・ドシエ（OPD）
グローバル特許審査ハイウェイ …… 108
経済連携協定（EPA）… 249, 270, 279, 304, 305
減免措置…… 56, 198
公開特許公報英文抄録（PAJ） …… 194
口頭審理…… 136, 137, 139, 187
高度産業財産ネットワーク（AIPN）…… 298
後発開発途上国（LDC）…… 291, 297
国際協力機構（JICA）…… 265, 269, 294
国際知財司法シンポジウム 2018 …… 138
国際商標登録出願…… 29, 31, 33, 34, 51
国際審査官協議…… 245, 254, 258, 273, 275
国際知識財産研修院（IIPTI） …… 215

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF） …… 301
国際調査
…… 3, 102, 103, 108, 111, 113, 194, 245, 265, 267, 268, 280, 287
国際調査機関（ISA）
…… 3, 108, 113, 265, 267, 268
国際特許分類（IPC） … 62, 102, 103, 190, 279
国際予備審査
…… 3, 102, 106, 108, 245, 267, 268, 287
国際予備審査機関（IPEA）… 108, 267, 268, 287
五庁（IP5）会合 …… 106, 279
国家知識産権局（CNIPA）
…… 5, 7-12, 21,-23, 25, 31, 34, 63-66, 83-92, 243, 254-256, 262, 267, 279, 281-285

さ

最終処分期間…… 10, 11
再着審査…… 3, 99
最適化計画…… 145
⇒特許庁業務・システム最適化計画サーチャー …… 213
⇒調査業務実施者
査定系審判…… 39, 40
産業財産権専門官…… 188, 189
事業戦略対応まとめ審査 …… 104, 105, 207
実施関連出願…… 99, 105, 138, 152
実用新案技術評価書……17
ジャパン・トラスト・ファンド …… 277, 290, 294, 295
出訴件数動向……40
ジュネーブ改正協定 …… 19, 20, 273, 288
⇒ 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定
巡回審判…… 136, 137, 139
巡回特許庁…… 139, 186, 187, 203
商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会（SCT）…… 288, 289
商標五庁（TM5）会合 …… 249, 283, 284
商標出願動向調査…… 33, 90-92
情報提供制度…… 105
情報普及活用小委員会…… 190
職務発明制度…… 201
シンガポール知的財産庁（IPOS）…… 266-268
新規性喪失の例外…… 103, 121, 304
⇒グレースピリオド
審決取消訴訟…… 40, 137, 264
新興国等知財情報データバンク …… 195
審査基準
……103, 104, 118, 121, 124-126, 133, 134, 187, 188, 195, 207, 213-215, 253, 263, 265, 268, 277, 281-284
審査請求期間…… 4, 41
審査請求料
…… 3, 56, 153, 180, 190, 198, 199, 210, 211
審・判決調査員 …… 137
審判参与…… 137
審判実務者研究会…… 137, 139
審判専門家会合…… 138, 285
審理期間……39
審理事項通知書…… 137
スーパー早期審査
…… 97, 99, 100, 105, 152, 169, 207
スペシャル 301 条報告書 …… 246
生物多様性条約（CBD）…… 291
整理標準化データ …… 194
世界知的所有権機関（WIPO）
…… 5, 6, 11, 12, 14-16, 20-23, 25-28, 30, 31, 34-37, 42, 60, 62, 83, 84, 103, 111, 112, 125-127, 148-150, 192, 198, 243, 244, 267, 271, 273, 274 277, 279, 281, 284, 286-291, 293-295, 297, 298
世界貿易機関（WTO）
…… 246, 262, 273, 286, 291, 292
先行技術文献調査
… 45, 98, 100-102, 106, 109, 111, 113, 195, 213
前置審査…… 3, 38, 39, 264
早期審査
…… 97, 99, 100, 105, 106, 123, 124, 133, 134, 138, 152, 168, 169, 207, 270

早期審理…… 133, 138, 168

た

大学等向け公報固定アドレスサービス …… 196
単一効特許制度…… 249
地域団体商標… 30, 124, 128-131, 164, 203, 220
知財功労賞…… 117, 216
知財総合支援窓口
…… 162, 168, 187-189, 200-204, 217
知的財産権侵害判例・事例集 …… 301
知的財産権制度説明会…… 127, 188, 293
知的財産権取引業者データベース …… 196
知的財産高等裁判所…… 40, 137, 138, 238, 239
知的財産推進計画…… 162, 168, 216, 277
知的財産と遺伝資源・伝統的知識・
フォークロアに関する政府間委員会（IGC）
…… 286, 289
知的財産プロデューサー …… 172, 203, 205, 206
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定
…… 291
⇒ TRIPS 協定
中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）
…… 215
調査業務実施者…… 213, 214
⇒サーチャー
地理的表示…… 201, 203, 255, 259, 288, 289
訂正審判…… 38-40, 239
TPP 協定 …… 304, 305
⇒環太平洋パートナーシップ協定
デザイン経営
…… 95, 96, 117, 140, 141, 143, 216, 217,
223, 227, 285
デザインパテントコンテスト …… 210, 211
デジタルアクセスサービス（WIPO DAS）…… 148
電子出願…… 145, 168, 199, 200
電子出願ソフトサポートサイト …… 199
伝統的知識 …… 289, 290, 291
統一特許訴訟制度、統一特許裁判所… 249, 253
当事者系審判…… 39, 40, 136
当事者系レビュー …… 247
登録調査機関…… 45, 98, 99, 213, 214
特定侵害訴訟代理業務…… 212, 216
特許協力条約（PCT）
…… 2, 3, 5, 6, 13, 51, 53, 60, 70, 75, 76, 79,
83, 84, 97, 101-103, 106-109, 111, 113,
153, 162, 178-180, 188, 198, 207, 245,
279, 280, 286, 287, 293, 295
特許検索ポータルサイト …… 195
特許査定率…… 3, 10, 11, 59, 83, 84, 106
特許出願技術動向調査… 66-71, 73, 75-79, 175
特許出願動向調査…… 8, 63-66, 72
特許情報
…… 170, 190-192, 194, 196, 197, 203,
213, 221, 279, 295
特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）
…… 122, 149, 186, 191, 192, 194, 196, 197,
200, 203
特許審査ハイウェイ（PPH）
…… 106-111, 207, 245, 251, 254, 255, 262,
265-268, 270, 273-275, 280
特許制度小委員会…… 232
特許戦略ポータルサイト …… 196
特許庁業務・システム最適化計画 …… 145
⇒最適化計画
特許の付与円滑化に関する協力（CPG）
…… 110, 265
特許付与後レビュー …… 247
特許法常設委員会（SCP）…… 287
特許法条約（PLT）…… 287
取消審判…… 39, 40, 136, 164
TRIPS 協定 …… 291, 304, 305
⇒ 知的所有権の貿易関連の側面に関する
協定

な

ニース協定、ニース国際分類 …… 125, 126
日 ASEAN 特許庁長官会合…… 265, 284
日米欧三極長官会合 …… 245
日米協働調査 …… 106, 109, 207, 245
日韓特許庁長官会合 …… 258
日中韓人材協力会合 …… 215, 285
日中韓デザインフォーラム …… 117, 217, 285
日中韓特許庁長官会合 …… 284, 285
日本知的財産協会（JIPA）… 112, 217, 280, 290
日本弁理士会（JPAA）… 186, 187, 210, 212, 236
日本貿易振興機構（JETRO）
…… 153, 163, 164, 205, 248, 253, 254, 257-259, 261, 265, 266, 268, 272, 276-278
任期付審査官…… 11, 99

は

パテントコンテスト…… 210, 211
パテントファミリー …… 298
パリ優先権 …… 110
判決件数動向……40
PCT 協働調査 …… 106, 112, 207, 279, 280
PCT 国際機関会合（PCT-MIA）…… 103, 287
PCT 国際出願
…… 2, 3, 5, 6, 51, 53, 60, 83, 84, 97, 99-102, 111, 113, 153, 162, 180, 198, 245, 280
PCT 作業部会 …… 287
標準必須特許（SEP）… 97, 114, 115, 207, 263
品質管理
……100-103, 111, 118, 119, 124, 132, 133, 220, 223, 254, 281, 283, 284, 287, 295
品質管理システム …… 102, 103, 287
フォークロア …… 289
部分意匠
…… 19, 118, 121, 219, 225, 281, 283, 305
ブランド戦略 …… 62, 186, 187, 200
米国特許商標庁（USPTO）
…… 5, 7-12, 21-23, 25, 31, 32, 34, 63-66, 83-94, 100, 103, 106, 109, 110, 148, 243, 245-248, 279, 281-283, 285
ベンチャー
…… 99, 100, 105, 136, 151-154, 156, 161, 168, 176, 185, 186, 198, 207, 213, 218, 221, 222, 232, 236, 258, 261
貿易政策検討制度（TPRM）…… 292
冒認（商標）出願
…… 29, 33, 37, 62, 90-92, 163, 164, 186, 187, 201, 206, 220, 223, 254-256, 270, 272, 283, 284, 301, 304

ま

マドリッド協定議定書
…… 29-31, 34, 53, 125-127, 267, 274-276, 289, 304
無効審判…… 38-40, 136, 138, 239, 264, 285
模擬口頭審理…… 139, 187
模倣品・海賊版 …… 262, 269, 300-302

や

優先権書類の電子的交換…… 148, 281, 288

ら

ライセンス
…… 47, 48, 59, 97, 114, 115, 120, 133, 151, 164, 176, 190, 195, 196, 200, 205, 207, 222, 233, 236, 239, 245, 246, 257, 263, 290
リサーチツール特許データベース …… 196
類似群コード …… 126
ロカルノ協定 …… 270, 288

わ

WIPO 標準…… 290
WIPO 標準委員会（CWS）…… 290
WIPO 日本事務所 …… 290, 293
和文抄録…… 194
ワン・ポータル・ドシエ（OPD）
…… 100, 148-150, 280
⇒ グローバル・ドシエ

英字

AIPN（高度産業財産ネットワーク）…… 298
ARIPO（アフリカ広域知的財産機関）…… 277
AWGIPC（ASEAN 知的財産協力作業部会）
…… 213, 265
CBD（生物多様性条約）…… 291
CDIP（開発と知的財産に関する委員会）…… 290
CIPTC（中国知識産権トレーニングセンター）
…… 215
CNIPA（国家知識産権局）
…… 5, 7-12, 21,-23, 25, 31, 34, 63-66, 83-92, 243, 254-256, 262, 267, 279, 281-285
CPG（特許の付与円滑化に関する協力）
…… 110, 265
CWS（WIPO 標準委員会）…… 290
DAS（WIPO デジタルアクセスサービス）
…… 148, 281, 288
DLT（意匠法条約）…… 282, 288
EPA（経済連携協定）… 249, 270, 279, 304, 305
EPC（欧州特許条約）…… 112, 249, 250
EPO（欧州特許庁）
…… 7-9, 11, 100, 103, 108, 112, 148, 242, 249, 250, 253, 267, 273, 279
EUIPO（欧州連合知的財産庁）… 239, 249, 281
FA（一次審査）
…… 3, 10, 11, 20, 30, 98-100,105, 123, 152, 262, 274
FOPISER（外国特許情報サービス）
…… 191, 192, 194
GCI …… 103, 279
ID5（意匠五庁）…… 245, 249, 281
IGC（知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会）… 286, 289
IIPPF（国際知的財産保護フォーラム）…… 301
IIPTI（国際知識財産研修院）…… 215
IP Advantage …… 290, 295
IPC（国際特許分類）…… 62, 102, 103, 190, 279
IPEA（国際予備審査機関）… 108, 267, 268, 287
IPEG（APEC 知的財産権専門家会合）…… 292
IPOS（シンガポール知的財産庁）…… 266-268
IP5（五庁）…… 11, 108, 280
ISA（国際調査機関）
…… 3, 108, 113, 265, 267, 268
JETRO（日本貿易振興機構）
…… 153, 163, 164, 205, 248, 253, 254, 257-259, 261, 265, 266, 268, 272, 276-278
JICA（国際協力機構）…… 265, 269, 294
JIPA（日本知的財産協会）… 112, 217, 280, 290
J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）
…… 122, 149, 186, 191, 192, 194, 196, 197, 200, 203
KIPO（韓国特許庁）
…… 7, 11, 126, 148, 258, 267, 279
LDC（後発開発途上国）…… 291, 292, 297
OAPI（アフリカ知的財産機関）…… 277
OPD（ワン・ポータル・ドシエ）
…… 100, 148-150, 280
PAJ（公開特許公報英文抄録）…… 194
PCT（特許協力条約）
…… 2, 3, 5, 6, 13, 51, 53, 60, 70, 75, 76, 79, 83, 84, 97, 101-103, 106-109, 111, 113, 153, 162, 178-180, 188, 198, 207, 245, 279, 280, 286, 287, 293, 295
PCT-MIA（PCT 国際機関会合）…… 103, 287
PCT-PPH …… 106-109, 280
PPH（特許審査ハイウェイ）

…… 106-111, 207, 245, 251, 254, 255, 262, 265-268, 270, 273-275, 280
PPH MOTTAINAI …… 106-109, 280
SCP(WIPO 特許法常設委員会)…… 287
SEP(標準必須特許)…… 97, 114, 115, 207, 263
TLO(技術移転機関) ……56
TM5 (商標五庁) …… 245, 249, 283, 284
TPRM(貿易政策検討制度)…… 292
USPTO(米国特許商標庁)
…… 5, 7-12, 21-23, 25, 31, 32, 34, 63-66, 83-94, 100, 103, 106, 109, 110, 148, 243, 245-248, 279, 281-283, 285
WIPO(世界知的所有権機関)
…… 5, 6, 11, 12, 14-16, 20-23, 25-28, 30, 31, 34-37, 42, 60, 62, 83, 84, 103, 111, 112, 125-127, 148-150, 192, 198, 243, 244, 267, 271, 273, 274 277, 279, 281, 284, 286-291, 293-295, 297, 298
WIPO-CASE …… 149, 150, 295, 298
WIPO GREEN …… 290
WTO(世界貿易機関)
…… 246, 262, 273, 286, 291, 292

図表索引

第 1 部

1-1-1図	特許出願件数の推移	2
1-1-2図	PCT国際出願件数の推移	2
1-1-3図	審査請求件数の推移	3
1-1-4図	特許審査の権利化までの期間と平均FA期間	3
1-1-5図	特許審査実績及び最終処分実績の推移	3
1-1-6図	出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等の推移（2004-2018）	4
1-1-7図	特許権の現存率	4
1-1-8図	内外国出願人別の現存特許権数の推移	4
1-1-9図	世界の特許出願件数の推移	5
1-1-10図	世界の特許登録件数の推移	5
1-1-11図	出願人居住国別の世界での特許登録件数（外国／内国）（2017年）	5
1-1-12図	出願人居住国別の世界での特許登録件数（PCT国際出願／直接出願）（2017年）	5
1-1-13図	PCT加盟国数及びPCT国際出願件数の推移	6
1-1-14図	出願人居住国別のPCT国際出願件数の推移	6
1-1-15図	出願人居住国別のPCT国際出願件数の割合（2014年と2018年の比較）	6
1-1-16図	五庁における特許出願件数の推移	7
1-1-17図	日本における特許出願構造	7
1-1-18図	米国における特許出願構造	7
1-1-19図	欧州における特許出願構造	7
1-1-20図	中国における特許出願構造	7
1-1-21図	韓国における特許出願構造	7
1-1-22図	五庁間の特許出願状況（2017年）	8
1-1-23図	五庁間の特許登録状況（2017年）	9
1-1-24図	五庁の「一次審査通知までの期間」及び「最終処分期間」（2017年平均）	11
1-1-25図	五庁の審査官数の推移	11
1-1-26図	主要国特許庁の特許査定率の推移	11
1-1-27図	主要特許庁における特許登録構造（2018年）	11
1-1-28図	日本から海外への特許出願件数の推移	11
1-1-29図	日本から海外への特許出願件数の割合（2017年）	12
1-1-30図	日本人による主要国・機関への特許出願件数の推移	12
1-1-31図	日本人による主要特許庁での特許登録件数の推移	12
1-1-32図	外国人による日本への特許出願件数の推移	13
1-1-33図	外国人による日本での特許登録件数の推移	13
1-1-34図	シンガポールにおける特許出願構造	14
1-1-35図	インドネシアにおける特許出願構造	14
1-1-36図	タイにおける特許出願件数の推移	14
1-1-37図	マレーシアにおける特許出願構造	15
1-1-38図	ベトナムにおける特許出願構造	15
1-1-39図	フィリピンにおける特許出願構造	15
1-1-40図	ブラジルにおける特許出願構造	16
1-1-41図	ロシアにおける特許出願構造	16
1-1-42図	インドにおける特許出願構造	16
1-1-43図	南アフリカにおける特許出願構造	16
1-1-44図	実用新案登録出願件数の推移	17
1-1-45図	実用新案登録件数の推移	17
1-1-46図	実用新案技術評価書作成件数の推移	17
1-1-47図	日本における実用新案登録出願構造	18
1-1-48図	中国における実用新案登録出願構造	18
1-1-49図	韓国における実用新案登録出願構造	18
1-1-50図	意匠登録出願件数の推移	19
1-1-51図	部分意匠、関連意匠の出願件数及び出願件数割合の推移	19

1-1-52図	意匠登録件数の推移	19
1-1-53図	意匠審査の権利化までの期間と平均FA期間の推移	20
1-1-54図	意匠審査のFA件数の推移	20
1-1-55図	意匠審査の登録査定件数の推移	20
1-1-56図	出願人居住国別の国際出願に含まれる意匠数の推移	20
1-1-57図	主要国・機関における意匠登録出願件数の推移	21
1-1-58図	日本における意匠登録出願構造	22
1-1-59図	米国における意匠登録出願構造	22
1-1-60図	欧州における意匠登録出願構造	22
1-1-61図	中国における意匠登録出願構造	22
1-1-62図	韓国における意匠登録出願構造	22
1-1-63図	主要国・機関における意匠登録件数	23
1-1-64図	主要国・機関間の意匠登録状況（2017年）	24
1-1-65図	日本人による主要国・機関における意匠登録出願件数の推移	25
1-1-66図	外国人による日本への意匠登録出願件数の推移	25
1-1-67図	シンガポールにおける意匠登録出願構造	26
1-1-68図	インドネシアにおける意匠登録出願構造	26
1-1-69図	タイにおける意匠登録出願構造	26
1-1-70図	マレーシアにおける意匠登録出願構造	27
1-1-71図	ベトナムにおける意匠登録出願構造	27
1-1-72図	フィリピンにおける意匠登録出願構造	27
1-1-73図	ブラジルにおける意匠登録出願構造	28
1-1-74図	ロシアにおける意匠登録出願構造	28
1-1-75図	インドにおける意匠登録出願構造	28
1-1-76図	南アフリカにおける意匠登録出願構造	28
1-1-77図	商標登録出願件数の推移	29
1-1-78図	商標登録件数の推移	29
1-1-79図	一出願に含まれる平均区分数（多区分率）	29
1-1-80図	商標審査の平均FA期間と権利化までの期間の推移	30
1-1-81図	商標審査のFA件数の推移	30
1-1-82図	商標審査の登録査定件数の推移	30
1-1-83図	日本国特許庁を本国官庁とするマドリッド協定議定書に基づく国際出願件数の推移	30
1-1-84図	主要国・機関における商標登録出願件数の推移	31
1-1-85図	日本における商標登録出願構造	31
1-1-86図	米国における商標登録出願構造	32
1-1-87図	欧州における商標登録出願構造	32
1-1-88図	中国における商標登録出願構造	32
1-1-89図	韓国における商標登録出願構造	32
1-1-90図	主要国・機関間の商標登録出願区分数の関係（区分数、2017年）	33
1-1-91図	主要国・機関における商標登録件数の推移	34
1-1-92図	日本人による主要国・機関への商標登録出願件数の推移	34
1-1-93図	外国人による日本への商標登録出願件数の推移	34
1-1-94図	シンガポールにおける商標登録出願構造	35
1-1-95図	インドネシアにおける商標登録出願構造	35
1-1-96図	タイにおける商標登録出願構造	35
1-1-97図	マレーシアにおける商標登録出願構造	36
1-1-98図	ベトナムにおける商標登録出願構造	36
1-1-99図	フィリピンにおける商標登録出願構造	36
1-1-100図	ブラジルにおける商標登録出願構造	37

1-1-101図	ロシアにおける商標登録出願構造	37
1-1-102図	インドにおける商標登録出願構造	37
1-1-103図	南アフリカにおける商標登録出願構造	37
1-1-104図	拒絶査定不服審判請求件数の推移	38
1-1-105図	前置審査結果の推移（特許）（2009-2018）	38
1-1-106図	無効審判請求件数の推移（2009-2018）	38
1-1-107図	訂正審判請求件数の推移（2009-2018）	38
1-1-108図	異議申立件数の推移（権利単位）（2009-2018）	39
1-1-109図	取消審判請求件数の推移（商標）（2009-2018）	39
1-1-110図	2018年　審理の状況	39
1-1-111図	2018 年　審理結果の概要	39
1-1-112図	拒絶査定不服審判事件における請求成立率の推移（特許）	39
1-1-113図	2018年　出訴件数	40
1-1-114図	2018年　判決件数	40
1-2-1図	内外国出願人による特許出願件数、実用新案登録出願件数及び総R&D費の推移	41
1-2-2図	日本から海外への特許出願件数と我が国企業の海外法人の売上高の推移	42
1-2-3図	出願順位グループ別にみた特許出願の推移	42
1-2-4図	2018年特許登録件数上位10社（国内企業）	43
1-2-5図	2018年特許登録件数上位10社（国外企業）	43
1-2-6図	2018年意匠登録件数上位10社（国内企業）	43
1-2-7図	2018年意匠登録件数上位10社（国外企業）	43
1-2-8図	2018年商標登録件数上位10社（国内企業）	44
1-2-9図	2018年商標登録件数上位10社（国外企業）	44
1-2-10図	知財担当者数の推移（全体推計値）	45
1-2-11図	業種別の知財担当者数（1者当たりの平均値）	45
1-2-12図	知財活動費の推移（全体推計値）	46
1-2-13図	業種別の知財活動費（1者当たりの平均値）	46
1-2-14図	産業財産権等使用料（受取・支払）の推移	47
1-2-15図	国内における特許権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）	48
1-2-16図	国内における業種別の特許権所有件数及びその利用率（全体推計値）	48
1-2-17図	外国における特許権利用率の推移（全体推計値）	47
1-2-18図	国内における意匠権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）	49
1-2-19図	外国における意匠権利用率の推移（全体推計値）	49
1-2-20図	国内における商標権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）	50
1-2-21図	外国における商標権利用率の推移（全体推計値）	50
1-3-1図	企業数・特許出願件数に占める中小企業の割合	51
1-3-2図	中小企業の特許出願件数の推移	52
1-3-3図	中小企業の実用新案登録出願件数の推移	52
1-3-4図	中小企業の意匠登録出願件数の推移	52
1-3-5図	中小企業の商標登録出願件数の推移	52
1-3-6図	中小企業のPCT国際出願件数の推移	53
1-3-7図	中小企業の商標の国際登録出願件数の推移	53
1-3-8図	中小企業の海外への特許出願件数の推移	53

1-3-9図	中小企業の海外出願率	53
1-3-10図	都道府県別の中小企業数に対する特許出願中小企業数の割合	54
1-3-11図	都道府県別の中小企業数に対する実用新案登録出願中小企業数の割合	54
1-3-12図	都道府県別の中小企業数に対する意匠登録出願中小企業数の割合	55
1-3-13図	都道府県別の中小企業数に対する商標登録出願中小企業数の割合	55
1-4-1図	相手先別の共同研究実施件数の推移	56
1-4-2図	相手先別の共同研究費受入額の推移	57
1-4-3図	相手先別の受託研究実施件数の推移	57
1-4-4図	相手先別の受託研究費受入額の推移	58
1-4-5図	民間企業からの研究資金等受入額の推移	58
1-4-6図	大学等からの特許出願件数の推移	59
1-4-7図	大学等からの特許出願の審査結果の状況の推移	59
1-4-8図	特許出願公開件数上位10大学（2018年）	60
1-4-9図	特許登録件数上位10大学（2018年）	60
1-4-10図	PCT国際出願の公開件数上位30位にランクインした国内外の大学（2018年）	60
1-4-11図	特許権実施等件数の推移	61
1-4-12図	特許権実施等収入額の推移	61
1-5-1図	「電気機械、電気装置、電気エネルギー」の出願先国別出願件数の推移	63
1-5-2図	「電気通信」の出願先国別出願件数の推移	63
1-5-3図	「コンピューターテクノロジー」の出願先国別出願件数の推移	63
1-5-4図	「ビジネス方法」の出願先国別出願件数の推移	64
1-5-5図	「制御」の出願先国別出願件数の推移	64
1-5-6図	「バイオテクノロジー」の出願先国別出願件数の推移	64
1-5-7図	「高分子化学、ポリマー」の出願先国別出願件数の推移	65
1-5-8図	「エンジン、ポンプ、タービン」の出願先国別出願件数の推移	65
1-5-9図	「機械部品」の出願先国別出願件数の推移	65
1-5-10図	「運輸」の出願先国別出願件数の推移	66
1-5-11図	2018年度特許出願技術動向調査のテーマ名	66
1-5-12図	三次元計測の応用分野	67
1-5-13図	三次元検査装置市場の分野別推移及び予測	67
1-5-14図	応用・適用分野の技術区分別―出願人国籍（地域）別ファミリー件数（日米欧中韓独への出願、出願年（優先権主張年）：2006-2016年）	67
1-5-15図	測定方法の技術区分別―出願人国籍（地域）別ファミリー件数（日米欧中韓独への出願、出願年（優先権主張年）：2006-2016年）	68
1-5-16図	機能的データ活用の詳細分類別―出願人国籍（地域）別ファミリー件数（日米欧中韓独への出願、出願年（優先権主張年）：2006-2016年）	68
1-5-17図	国内　家庭用／オンラインプラットフォームゲーム市場規模推移	69
1-5-18図	海外eスポーツ市場規模の推移	69
1-5-19図	課金／決裁／収益方法の技術区分別―出願人国籍（地域）別ファミリー件数（日米欧中韓ASEAN各国への出願、出願年（優先権主張年）：2010-2016年）	69

1-5-20図	次世代建築技術の概要	70
1-5-21図	日本の建設業の就業者数推移（日本全体との比較）	70
1-5-22図	建設後建設物への特許出願ランキング（出願先：日米欧中韓ASEAN各国への出願＋PCT出願、出願年（優先権主張年）：2013-2016年）	70
1-5-23図	ドローンの例	71
1-5-24図	出願人国籍（地域）別ファミリー件数推移及びファミリー件数比率（日米欧中韓台イスラエルASEAN各国への出願、出願年（優先権主張年）：2007-2016 年）	71
1-5-25図	人工関節の例	72
1-5-26図	人工関節の市場規模推移	72
1-5-27図	人工関節主要メーカーの世界シェア（2017年）	72
1-5-28図	特許出願のシェア	72
1-5-29図	パワーアシストスーツの例	73
1-5-30図	パワーアシストスーツの市場規模推移（対象国：日米欧中韓、出荷台数ベース）	73
1-5-31図	出願人国籍（地域）別ファミリー件数推移（日米欧中韓への出願、出願年（優先権主張年）：1997-2016年）	74
1-5-32図	日本出願人の属性別比率及び共同出願の内訳	73
1-5-33図	技術区分別－出願人国籍別出願件数（出願先：日米欧中韓、出願年（優先権主張年）：1997年－2016年	74
1-5-34図	がん免疫療法の代表例（免疫チェックポイント阻害療法）	75
1-5-35図	免疫チェックポイント阻害療法との併用療法のファミリー件数（日米欧中韓､出願年（優先権主張年）：2002～2016年）	75
1-5-36図	各併用療法のファミリー件数（日米欧中韓､出願年（優先権主張年）：2002～2016年）	76
1-5-37図	TCR-T療法のファミリー件数推移（日米欧中韓、出願年（優先権主張年）：2002～2016年）	76
1-5-38図	CAR-T療法のファミリー件数推移（日米欧中韓、出願年（優先権主張年）：2002～2016年）	76
1-5-39図	主要な課題に関する出願人国籍別のファミリー件数（日米欧中韓ASEAN各国への出願、出願年（優先権主張年）：1997～2016年）	77
1-5-40図	年代別－出願人別ファミリー件数上位ランキング（日米欧中韓ASEAN各国への出願、出願年（優先権主張年）：1997～2016年）	77
1-5-41図	研究者所属機関別論文発表件数上位ランキング（論文発表年：1997～2017年）	78
1-5-42図	年代別主要研究者所属機関別論文発表件数推移（論文発表年：1997～2017年）	78
1-5-43図	技術俯瞰図	79
1-5-44図	カテゴリー1の出願人国籍（地域）別ファミリー件数比率（出願年（優先権主張年）：2001～2016年）	79
1-5-45図	カテゴリー3の出願人国籍（地域）別ファミリー件数推移（出願年（優先権主張年）：2001～2016年）	79
1-5-46図	仮想通貨・電子マネーによる決済システムの技術俯瞰図	80
1-5-47図	出願人国籍別ファミリー件数推移及びファミリー件数比率（日米欧中韓への出願、出願年（優先権主張年）：2010～2016年）	80
1-5-48図	電池の充放電技術の技術俯瞰図	81

1-5-49図	出願人国籍（地域）別のファミリー件数推移及びファミリー件数比率（日米欧中韓台への出願、出願年（優先権主張年）：2010～2016）	81
1-5-50図	ストレージクラスメモリの技術俯瞰図	82
1-5-51図	出願人国籍（地域）別ファミリー件数推移及びファミリー件数比率（日米欧中韓台への出願、出願年（優先権主張年）：2006～2016年）	82
1-5-52図	クラス02：衣料品及び裁縫用小物	85
1-5-53図	クラス06：室内用品	85
1-5-54図	クラス07：家庭用品、他で明記されていないもの	86
1-5-55図	クラス09：物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器	86
1-5-56図	クラス11：装飾用品	87
1-5-57図	クラス12：輸送又は昇降の手段	87
1-5-58図	クラス14：記録、通信又は情報検索の機器	88
1-5-59図	クラス21：遊戯用具、玩具、テント及び運動用品	88
1-5-60図	クラス23：流体供給機器、衛生用、暖房用、換気用及び空調用の機器、固体燃料	89
1-5-61図	クラス26：照明用機器	89
1-5-62図	化学分野における商標登録出願区分数の推移	90
1-5-63図	機械分野における商標登録出願区分数の推移	90
1-5-64図	繊維分野における商標登録出願区分数の推移	91
1-5-65図	雑貨分野における商標登録出願区分数の推移	91
1-5-66図	食品分野における商標登録出願区分数の推移	92
1-5-67図	役務分野における商標登録出願区分数の推移	92
1-5-68図	音の商標の出願件数・登録件数	93
1-5-69図	色彩のみの商標の出願件数・登録件数	93
1-5-70図	香り（匂い）の商標の出願件数・登録件数	94
1-5-71図	ホログラム商標の出願件数・登録件数	94
1-5-72図	日本における新しいタイプの商標の出願および登録査定状況（2018年）	94

第２部

2-1-1図	「デザイン経営」宣言	96
2-1-2図	スタートアップ支援	97
2-1-3図	標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き	97
2-2-1図	登録調査機関一覧（2019年4月1日）	99
2-2-2図	早期審査の申請件数の推移	99
2-2-3図	スーパー早期審査の申請件数の推移	99
2-2-4図	ユーザー評価調査の結果	101
2-2-5図	審査の品質管理の実施体制・実施状況の評価項目	102
2-2-6図	事業戦略対応まとめ審査	105
2-2-7図	情報提供件数の推移	105
2-2-8図	特許審査ハイウェイの概要：通常型PPH（上）とPCT-PPH（下）	106
2-2-9図	PCT MOTTAINAIで新たにPPH申請が可能なケース	107
2-2-10図	PPH実施庁数及びPPH実施庁間でのPPH申請件数	107
2-2-11図	日本国特許庁とのPPH実施庁（2019年4月1日時点）	107
2-2-12図	日米協働調査試行プログラムの概要	109
2-2-13図	カンボジア・ラオスとの特許の付与円滑化に関する協力（CPG）、ブルネイとの特許審査ハイウェイ・プラス（PPHプラス）の概要	110

2-2-14図	PCT協働調査のワークフロー	111
2-2-15図	国際審査協力の実績（2000年4月～2019年3月末累積）	112
2-2-16図	日本国特許庁によるPCT国際出願の国際調査の管轄状況（2019年3月現在）	113
2-2-17図	標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きにおける主要な論点	114
2-2-18図	標準必須性に係る判断のための判定のイメージ	115
2-3-1図	「デザイン経営」の効果	117
2-3-2図	ユーザー評価調査結果	119
2-3-3図	意匠権に期待される効果の例	120
2-3-4図	特許庁ウェブサイトに公開されている意匠審査スケジュールの例	122
2-3-5図	意匠公知資料の収集と公開の概要	122
2-3-6図	「模倣品対策に対応した早期審査制度」の概要	123
2-4-1図	地域団体商標の構成	128
2-4-2図	地域団体商標の産品別登録内訳一覧表	128
2-4-3図	地域団体商標の都道府県別登録内訳一覧表	129
2-4-4図	ユーザー評価調査の結果	132
2-4-5図	早期審査の対象となる出願	133
2-4-6図	早期審査の申請件数の推移	134
2-4-7図	産業分野別申請件数（2018年）	134
2-4-8図	審査期間のイメージ	134
2-6-1図	プロジェクトの歩み	141
2-6-2図	ダブルダイヤモンド・モデル	141
2-6-3図	アジャイル型の開発プロセス	142
2-7-1図	段階的刷新の概念図	146
2-7-2図	業務・システム最適化の工程表	147
2-7-3図	優先権書類の電子的交換の対象庁（2019年5月現在）	148
2-7-4図	OPDとWIPO-CASEの連携	149
2-7-5図	グローバル・ドシエの優先五項目	149
2-8-1図	知的財産を経営戦略に組み込んだ時期	151
2-8-2図	創業期ベンチャー企業に対する知財ハンズオン支援事業イメージ	152
2-8-3図	スタートアップ向け知財ポータルサイト“IP BASE”	154
2-8-4図	投資家向け知財手引書	154
2-8-5図	中小企業知財金融促進事業における3つの支援スキーム	165
2-8-6図	知財戦略デザイナー派遣事業の概要	171
2-8-7図	知的財産プロデューサー派遣事業の概要	172
2-8-8図	産学連携知的財産アドバイザー派遣事業の概要	173
2-8-9図	事業プロデューサー派遣事業の概要	182
2-8-10図	巡回特許庁　2018年度実績	186
2-8-11図	知的財産権制度説明会における講義内容	188
2-8-12図	産業財産権専門官の業務	189
2-8-13図	特許情報と知的創造サイクル	190
2-8-14図	特許情報の普及・活用の流れ	191
2-8-15図	特許庁・INPITが提供する特許情報提供サービス一覧	192
2-8-16図	画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）のトップページ	193
2-8-17図	画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）の基本的な使用方法	193
2-8-18図	特許庁・INPITが作成・提供する主なデータ	194
2-8-19図	新興国等知財情報データバンクのイメージ	195
2-8-20図	INPIT知財総合支援窓口における相談対応	200
2-8-21図	営業秘密・知財戦略相談窓口の相談・支援体制	202

2-8-22図	知的財産戦略アドバイザー派遣事業の概要	204
2-8-23図	海外知的財産プロデューサー派遣事業の概要	205
2-8-24図	紹介した主な支援策	207
2-9-1図	弁理士数の推移	212
2-9-2図	弁理士の都道府県分布	212
2-9-3図	特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士数の推移	212
2-9-4図	民間等の知的財産専門人材向けの研修一覧	213
2-9-5図	調査業務実施者育成研修の概要	214
2-9-6図	2018年度におけるCIPTC、IIPTI、VIPRI及びIPASGとの連携・協力事項	215
2-10-1図	査証制度のイメージ	233
2-10-2図	ライセンス料相当額のイメージ	233
2-10-3図	クラウド上に保存され、ネットワークを通じて提供される画像	234
2-10-4図	道路に投影された画像	234
2-10-5図	内装デザインによるブランド構築	234
2-10-6図	一貫したコンセプトに基づき開発されたデザイン	234

第３部

3-1-1図	世界の特許出願件数の推移	243
3-1-2図	世界の意匠登録出願件数の推移	243
3-1-3図	世界の商標登録出願件数の推移	243
3-1-4図	五庁への特許出願の状況	244
3-1-5図	五庁以外の主な特許庁への出願状況（2017年） 特許出願件数（上）　及び　外国出願人による特許出願の内訳（下）	244
3-1-6図	スペシャル301条レポート指定国（2018年）	246
3-1-7図	現行の出願ルート	250
3-1-8図	単一特許の出願ルート	250
3-1-9図	ASEAN知的財産権アクションプラン2016-2025の概要	266
3-1-10図	インドにおける特許出願件数と名目GDPの推移	271
3-2-1図	開発途上国等に対する人材育成協力の実績	296
3-2-2図	AIPNの利用可能国・地域	298
3-2-3図	模倣被害者数の割合（全体推計値）	300
3-2-4図	国・地域別の模倣被害状況（全体推計値）	300
3-2-5図	日本のEPAの推進状況	305

連絡先等情報

特許庁



特許庁の所在地、周辺地図等は下記のとおりになります。
アクセス・入館方法の詳細は下記ウェブサイトを御覧ください。

所在地:　〒100-8915
東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
代表連絡先: 03-3581-1101

アクセス・入館方法の詳細:

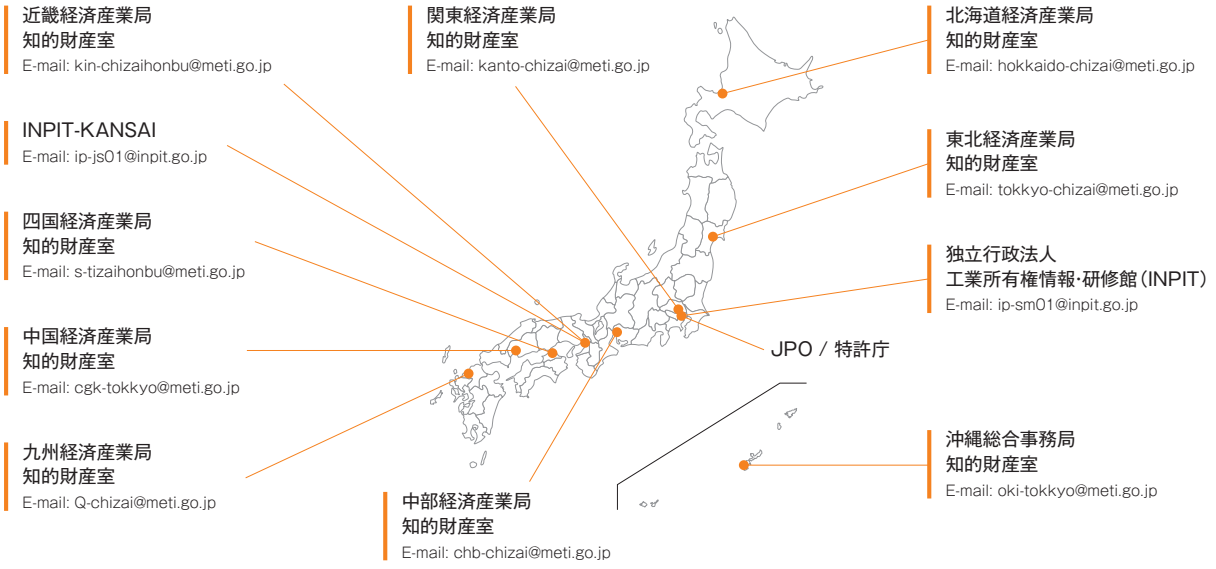
https://www.jpo.go.jp/introduction/access/index.html

また、特許庁では、各種相談や手続、審査についての問合せなど、内容に応じた各担当部署で受け付けています。詳細は、特許庁ウェブサイトを御覧ください。

http://www.jpo.go.jp/faq/list.html

INPIT・地方拠点

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）では、産業財産権情報の提供、相談窓口等による情報提供と支援、知的財産の戦略的活用、知的財産人材の育成等の各種サービスを提供しています。経済産業局等知的財産室においては、地域ニーズに応じた制度普及・権利活用等の支援事業の展開や、支援制度の紹介等を行っております。



周辺地図



知財駐在員

特許庁は、主要国・地域に事務所を保有する団体、組織の事務所に知的財産権制度に精通した知財専門家（調査員）を常駐させています。各専門家は、各国・地域の知的財産権制度及びその運用に係る幅広い情報収集・調査研究活動の実施とともに、現地日系企業からの相談に対して、各国又は地域の特許法律事務所を活用し法制度面からのアドバイス等を行っています。



〈欧州〉
9 ドイツ
ジェトロ・デュッセルドルフ事務所

〈東南アジア〉
6 タイ
ジェトロ・バンコク事務所
7 ジェトロ・シンガポール事務所

〈南アジア〉
8 インド
ジェトロ・ニューデリー事務所

〈中東・アフリカ〉
10 アラブ首長国連邦
ジェトロ・ドバイ事務所

〈東アジア（中国、韓国、台湾）〉
3 中国
ジェトロ・北京事務所
4 韓国
ジェトロ・ソウル事務所
5 台湾
日本台湾交流協会・台北事務

〈北米〉
1 米国
ジェトロ・ニューヨーク事務所

〈中南米〉
2 ブラジル
ジェトロ・サンパウロ事務所

	電話	E-mail
1	(+1) 212-997-0453	IPPT@jetro.go.jp
2	(+55) 11-3141-0788	SAO_ipr@jetro.go.jp
3	(+86) 10-6528-2781	PCB-IP@jetro.go.jp
4	(+82) 2-3210-0195	kos-jetroipr@jetro.go.jp
5	(+886) 2-2713-8000	info-k1@tp.koryu.or.jp

	電話	E-mail
6	(+66) 2-253-6441	bgk_ip@jetro.go.jp
7	(+65) 6221-8174	SPR-Patent@jetro.go.jp
8	(+91) 11-4168-3006	IND-IPR@jetro.go.jp
9	(+49) 211-136020	patent_tcd@jetro.go.jp
10	(+971) 4-564-5878	dubai_ipr@jetro.go.jp

平成一六　特許法等改正（新職務発明制度・登録調査機関制度）
　　独立行政法人工業所有権情報・研修館に名称変更
　　政府模倣品・海賊版対策総合窓口を経済産業省に設置
　　特許異議申立制度廃止
平成一七　知的財産高等裁判所設立
　　特許法条約発効
　　インターネット出願開始
平成一八　特許法・意匠法改正
　　（シフト補正禁止・分割制度濫用防止等／画面デザイン保護拡充等）
　　特許審査ハイウェイ（ＰＰＨ）の試行開始
　　地域団体商標制度の導入
平成一九　イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン２００７
平成二〇　特許法等改正
　　（通常実施権等登録制度の見直し、不服審判請求期間の拡大等）
平成二一　商標法に関するシンガポール条約発効
平成二二　産産業財産権制度１２５周年　特許庁ロゴマーク制定
　　ＰＣＴ－ＰＰＨ開始
平成二三　震災復興支援早期審査・早期審理開始
　　特許法等改正（料金の見直し等）
　　ＰＰＨ　ＭＯＴＴＡＩＮＡＩ開始
平成二四　中小企業の特許料の減免期間拡大
平成二五　知的財産政策に関する基本方針を閣議決定
平成二六　ＦＡ11目標達成
　　五庁間での特許審査ハイウェイ（ＰＰＨ）試行プログラム開始
　　特許法等改正（特許異議の申立て制度の創設等）
　　ハーグ協定のジュネーブ改正協定加盟のための意匠法改正
　　ロカルノ協定加盟
平成二七　特許法等改正（職務発明制度等）
　　日米協働調査試行プログラム試行開始
　　ハーグ協定のジュネーブ改正協定加盟
　　新しいタイプの商標の追加（音、色彩、ホログラム、動き、位置）
平成二八　広域ファセット分類記号ＺＩＴの新設
　　六本木仮庁舎への一部移転
平成二九　ＩＮＰＩＴ近畿統括本部（ＩＮＰＩＴ－ＫＡＮＳＡＩ）開設
平成三〇　特許法改正（特許関係料金の改定。新規性喪失の例外期間延長等）
平成三一　特許料等の軽減措置を全ての中小企業に拡大
令和元　　特許法等改正
　　（特許訴訟制度の充実、関連意匠制度の見直し等）

特許庁
JAPAN PATENT OFFICE

否は訴訟の対象とはならなかった。
　このため、平成十年に、類似意匠制度を廃止するとともに、新たに関連意匠制度を創設し、同日に、同一出願人から出願された場合に限り、バリエーションの意匠をそれぞれ同等の価値を有するものとして保護できるようにした。平成一八年の法改正では、その後のデザイン戦略の多様性などに対応するため本意匠の登録の公表日まで関連意匠を出願できるようにした。
　近年は、自社製品に共通の一貫したデザイン・コンセプトを用いた群のデザインにより、独自の世界観を築き上げ、製品の付加価値を高める動きが加速している。関連意匠の出願時期が本意匠の登録の公表までは、長期的な市場動向等に応じて製品デザインを保護することができないとの指摘を受け、令和元年の法改正では、関連意匠の「後出し」が、本意匠の出願から十年以内まで認められるようにした。加えて、市場動向等を踏まえて製品等のデザインを長期的に進化させていくためには、類似する意匠を連鎖的に保護すべきとの指摘もあり、従来認められていなかった、関連意匠にのみ類似する意匠の登録も認めることとした。
　国内市場の縮小や企業活動のグローバル化、消費者動向の変化などの要素が複雑に絡み合い、モノのデザインから（複数のモノやサービスから構成される）コトのデザインに注目が移っていく中、企業のデザイン戦略の重要性がますます高まることが予想される。我が国の意匠制度は、技術進展に伴って生まれる新しいデザインや、変化する企業のデザイン戦略に適時に対応しながら進化し続けていく。

ブランド価値３．６億円へ

　苦労を重ね、やっとの思いで品種改良に成功した夕張メロン。しかし昭和三五年の生産開始からすぐに類似品が現れ始めた。
　そこで、商標権取得の重要性に気付いた夕張市が商標登録を検討するものの、地域名と商品名での商標出願は二度も拒絶された。
　商標法では、原則として「商品の産地や品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」は他人のものと区別ができないため、全国的に知名度を有している商標でない限り、登録されないこととなっているからである。
　これに対し夕張メロンの全国的な知名度を立証するために全国紙や地方紙の記事を集め、葉書によるアンケートを実施し八割の知名度を獲得した結果、平成五年に登録査定となった。しかしながら、それまでの間は他人の便乗使用の排除ができなかった。
　その後、より早い段階で地域ブランドを保護すべく、平成一八年、地域団体商標制度が導入された。
　この制度によって、全国的な知名度を獲得せずとも、一定範囲の需要者に認識されている「地域名と商品名（サービス名）からなる商標」であれば商標登録が可能となり、夕張メロンの例のような苦労は不要となったのである。
　夕張市の例を振り返ってみると、夕張市は品質とブランドを守るために多くの商標権を獲得し、多くの制度を利用しつつ、時には裁判をしながら夕張メロンブランドを守ってきた。その結果、夕張メロンは地域ブランドを確立。そのブランド価値は、他のメロンに比べ年額三・六億円程度高いといわれている。

夕張メロン
商標登録　第1379023号



商標登録　第2591067号

平成知財史

平成元　特許庁本庁舎竣工
　　検索外注本格実施
平成二　世界初の電子出願受付開始
　　工業所有権に関する手続き等の特例に関する法律（特例法）の制定
平成三　ニース協定加盟に伴う商標法改正（商品及びサービスの国際商標分類採用等）
平成四　サービスマーク登録制度導入
平成五　特許・実用新案審査基準初版発行
　　特許法・実用新案法等改正（補正要件の変更／新実用新案制度等）
平成六　特許法等改正（外国語書面出願制度導入・明細書の記載要件変更・付与後異議申立制度導入）
　　実用新案無審査登録制度導入
平成七　世界貿易機関（ＷＴＯ）発足
　　知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定（ＴＲＩＰＳ協定）発効
　　産業財産権制度１１０周年　パテ丸くん制定
平成八　特許付与後異議申立制度の導入
　　商標法条約発効に伴う商標法改正（立体商標制度・団体商標制度）
平成九　立体商標制度の導入
　　団体商標制度の導入
平成十　大学等技術移転促進法（ＴＬＯ法）施行
　　パソコン電子出願受付開始
平成一一　特許法等改正（審査請求期間の短縮）
　　部分意匠制度の導入、関連意匠制度の創設
　　対話型審査の開始
平成一二　マドリッド議定書加盟
　　意匠・商標・審判手続の電子化
平成一三　審査請求期間を7年から3年に変更
　　独立行政法人工業所有権総合情報館設立
平成一四　知的財産基本法成立
　　特許法等改正（発明実施規定の明確化等）
平成一五　知的財産戦略本部発足
　　知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（最初の知的財産推進計画）策定
　　特許法等改正（特許関係料金の改定・異議申立制度廃止等）
平成一六　任期付審査官の大量採用開始



知財ニュース

企業と従業者を守るための法制度へ向けて

特許法では、原則として発明者（従業者）が職務発明の権利を有することとなっている。一方で、企業が職務発明の権利を欲する場合には、企業が職務発明に対する対価を従業者に払って職務発明の権利を企業に承継させることができる。

知的財産に対する国民的関心の高まりを背景に、特許法第三五条の存在が認知されつつあった平成一五年四月二二日、最高裁判所判決（オリンパス事件）が出されたことを契機として、職務発明の相当の対価に関する訴訟が多発した。特に世間を賑わせたのは、平成一六年一月三〇日、東京地裁判決（青色発光ダイオード事件）における二〇〇億円という、職務発明の権利の対価である。

一般に、職務発明の相当の対価は企業と従業員との契約によって定められているものであり、先のオリンパス事件においても、企業が従業員の職務発明につき特許収入を得ていれば、上限額を一〇〇万円とする報償を企業が従業員に与えることが社内規定で定められていた。しかし、当該事件での職務発明の対価の額は二五〇万円と認定された。オリンパス事件の最高裁判決を踏まえて、その後の青色発光ダイオード事件の中間判決では、『相当の対価については、最終的に、司法機関である裁判所により、客観的に定められるべきものであって、契約等で対価の条項を設けたとしても、当該条項の額に拘束されることなく、従業者は「相当の対価」を請求することができる』旨が述べられた。

これらの判決や社会情勢を鑑みて、企業と従業者との職務発明にかかる利益を守るために、特許庁では職務発明に関する法改正を平成一六年に行った。この法改正により、相当の対価を決定するに際しては、企業における対価の付与にかかる手続を重視することが規定され、この手続きが不合理でなければ、その対価の付与は裁判所において尊重されることとなった。

しかしながら、平成一六年の法改正後においても、雇用の流動化といった社会情勢の変化に起因する問題、例えば特許を受ける権利の二重譲渡問題等も顕在し、産業界からも職務発明の再改正の必要が示されることとなり、特許庁では、平成二七年にも職務発明に関する法改正を行った。

時代の変遷によって、企業、従業者に必要な制度も変わってくるが、その時代の企業、従業者を守るべく、特許法は法改正がなされてきた。

意匠制度は新時代へ

令和元年の幕開けとともに、意匠制度は新たな時代を迎えた。制度有史以来の大改正とも言われる令和元年の改正意匠法の中でも、関連意匠制度の拡充は、注目すべき内容の一つだ。

「関連意匠制度」とは、端的に言えば、バリエーションの意匠を保護する制度である。日本の意匠制度は、先願主義を採用しており、出願した意匠が、その出願日と同日又はそれ以前に出願され、登録された意匠と同一又は類似している場合は、原則として登録を受けることができない。しかし、関連意匠制度を利用すれば、同一出願人に限り、そのような意匠も例外として意匠登録を受けることができる。

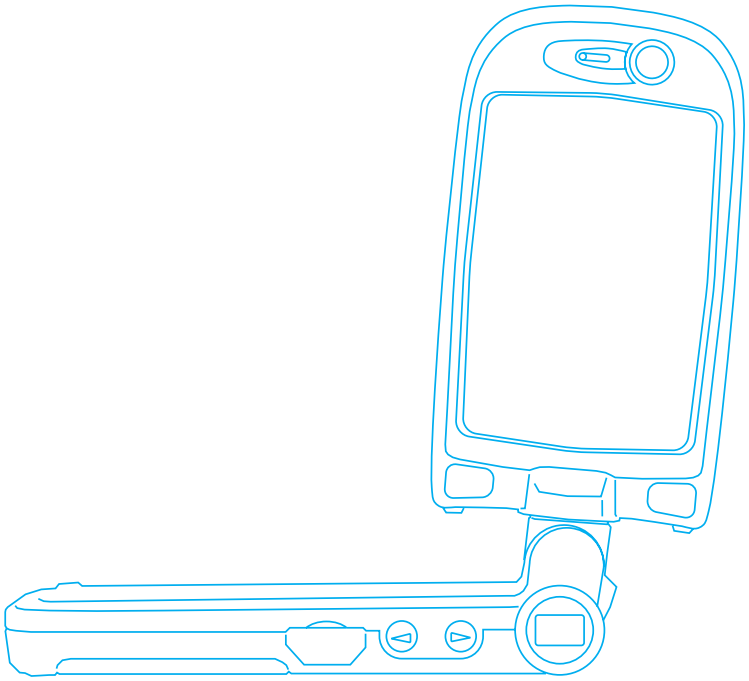
現在の制度の形になるまでに、数々の変遷があった。昭和三四年の現行法制定時には、バリエーションの意匠を「本意匠」と「類似意匠」として保護することができる「類似意匠制度」があった。しかし、侵害訴訟の場では、類似意匠は本意匠の効力範囲を定める際に参酌されるにとどまり、類似意匠に基づく侵害の成

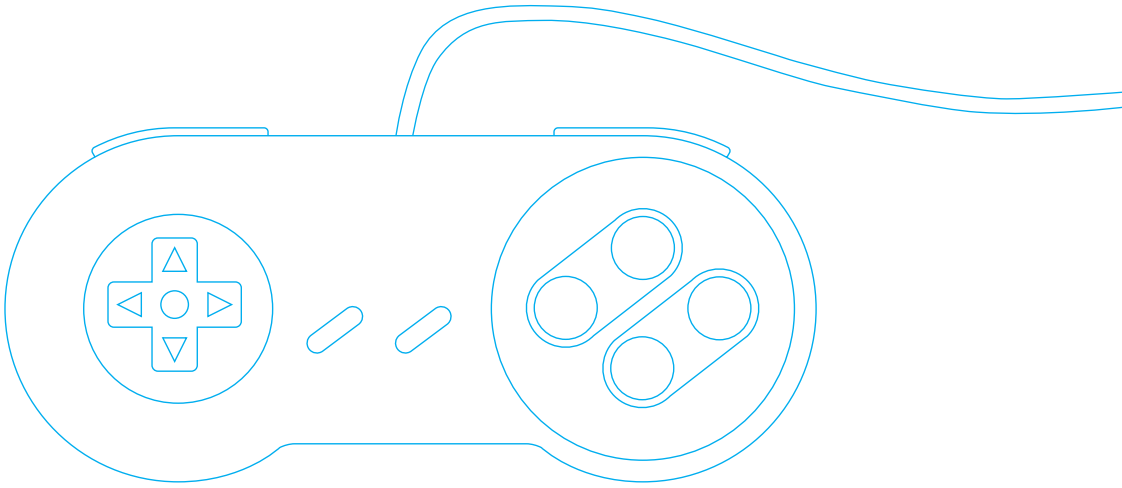
冒頭特集　知財の視点から振り返る平成という時代　は日経 BP 総研制作
Column6、Column10、Column16、Column17　はダイヤモンド社制作

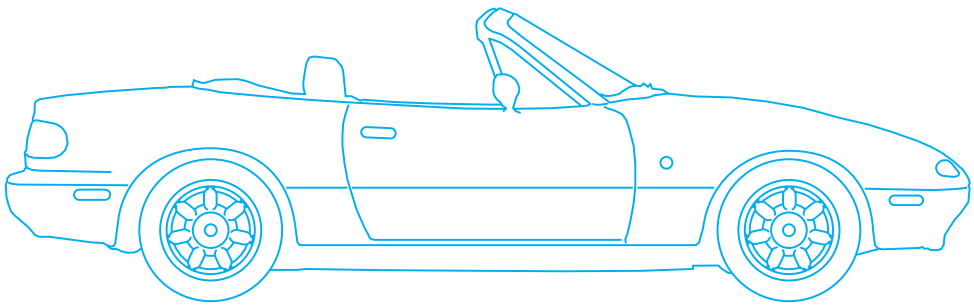
リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

特許庁　2019年7月

特許行政年次報告書 2019年版







特許庁
JAPAN PATENT OFFICE